

「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する 意見募集結果（概要）

1. 実施期間

令和元年12月13日（金）から令和2年1月14日（火）まで

2. 意見提出者数及び提出意見数

279の団体・事業者又は個人から延べ887件の御意見が寄せられた。意見提出者数及び提出意見の内訳は次のとおり。
（内訳は、大綱の構成に沿った分類としております。）

(1)意見提出者 : 合計279者

○各種団体・事業者 : 65者	
・経済団体・事業者等	62者
・法律事務所等	3者
○個人（匿名含む。） : 214者	

(2)提出意見数 : 合計887件

特に意見の件数が多かったもの	
○利用停止等	108件
○漏えい等報告等	81件
○端末識別子等の取扱い	73件
○仮名化情報（仮称）の創設	67件
○オプトアウト規制	67件

3. 意見の内容（別紙のとおり）

- ・提出のあった御意見のまま掲載しておりますが、匿名希望の有無にかかわらず、個人名は一律に省略しています。
- ・いただいた御意見のうち、意見募集の対象となる事項のみお示ししています。また、御意見に添えられた参考資料の一部を省略している場合があります。
- ・個人又は法人の権利利益を侵害するおそれがある場合、その他正当な理由がある場合について、御意見の全部又は一部を省略しています。

第1章 総論

No.	提出意見
1	<p>「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」は非常に分かりやすくまとめられ、方向性が示されたことを確認させていただきました。</p> <p>GDPRの十分性確保のための見直しは当然ですが、欧米より我が国の「本人の権利」が軽んじられないよう、勇気と信念をもって制度改正に取り組んでいただきますよう期待しております。</p> <p>また、具体的な条文に改定された際には、平易な用語で記述されるよう、切に要望致します。</p> <p>(中略)</p> <p>内部監査においても、規程文書と運用の監査だけでなく、システム監査も重要です。システム監査人の立場から見ると、大綱ではプライバシー・バイ・デザインの観点が弱いのではないのでしょうか。個人データを守るのは、システム・デザインが要であり、そこに踏み込んでいないのは、現実的ではありません。システムに詳しいものだけが知っているという「ブラックボックス」の蓋を開けるような取り組みを、何卒お願いしたいと考えております。</p> <p>【日本システム監査人協会 PMS監査研究会】</p>
2	<p>【該当箇所】 P3：第一章 総論</p> <p>【意見】 現行法で懸念点と感じていた部分の多くが改善に向かう内容であったため、今回の改正の全体的な方向性について賛同します。</p> <p>【個人】</p>
3	<p>公益社団法人全国消費生活相談員協会は、全国の消費生活センター等で消費生活相談を担う消費生活相談員を主な構成員とする公益社団法人です。(1)週末電話相談・電話相談110番の実施、(2)適格消費者団体として、事業者の不当勧誘、不当表示、不当条項等に対する差止請求、(3)消費生活相談員のレベルアップのために各種研修等の実施、(4)消費者への啓発活動の実施、(5)各省庁等への要望や提言、パブリックコメントへの意見表明等の活動を行い、消費者の安心安全な暮らしを守ることを目指しています。</p> <p>このたびの「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」について、賛成いたします。</p> <p>加えて、消費生活相談の現場を知る立場から、以下のとおり意見を申し述べます。</p> <p>(以下、3回に分けて送信します) [→ 各論は別ページに記載]</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>

4	<p>【総論】 急速に進展するデジタル化を踏まえた内容となっていることは、AI活用や所謂プラットフォームの台頭といった個人情報利用の高度化、グローバル化等を踏まえたものであり、今後の個人情報の取り扱いについて貴重な道筋を示したものとして評価できるものであると考える。これをさらに有効なものとするため、デジタル化の一層の進展を前提とした情報セキュリティの観点および安全管理措置の規定について提言を行うものである。</p> <p><P3> 第1章 総論 について 個人情報保護のための事業者自身による取り組みが重要であることはもちろんであるが、デジタル化のさらなる進展を前提として、情報セキュリティ人材の確保、育成についても言及することが望ましいと考える。よって ○なお、…個人情報保護のための取組「として、これらの変化に対応するために必要となる、情報処理安全確保支援士といった情報セキュリティ人材の確保や育成」が率先して行われる必要があり、と修正することが望ましい。 【情報処理安全確保支援士会】</p>
5	<p>第1章 総論</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わが国が官民挙げて取組みを進めているSociety 5.0の実現に向けては、個人データを含めたデータの適正な利用が鍵であり、個人の納得・信頼を前提としたうえで事業者が個人データを利用できる仕組みが不可欠である。 ・そのため、事業者は現在でも、個人情報の保護・適正利用に向けた様々な取組みを行っており、今後とも、こうした活動を継続していく予定である。 ・政府が検討を進めている個人情報保護法の3年ごと見直しにおいては、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するという個人情報保護法の趣旨を実現するため、法規制と事業者の自主的な取組みをバランスさせたアプローチが求められる。 <p>【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>

6	<p>【総論】</p> <p>保護と利活用のバランスが重要とされているが、今回の制度改正大綱では規制強化が主となっており、利活用に資するものはほとんど見当たらない。また、技術的側面、社会的側面の急激な変化に柔軟に対応するための共同規制の枠組みや事業者の自主的取組を支援するための実効的な制度の在り方には言及されておらず、むしろ監督官庁による直接的な規制が強化されている。さらに、国際的な制度調和についても、欧米の制度設計の潮流を思慮したうえのものではなく、表面的、形式的な対応であり、むしろ根本的な方向性においては乖離が大きくなってきているのではないかと危惧される。</p> <p>枝葉末節に捕らわれた個々の事象に手当てするような改正は制度の複雑化に繋がり、結果として個人、事業者双方の予見可能性が低下し、本質的な個人情報保護の理解を毀損することとなりかねない。制度改正においては、大所高所から俯瞰し時代に即したものとなるよう、改めて根本的な個人の権利利益と経済成長の在り方や方向性を示したものとなるよう以下の通り要望する。</p> <p>1. 大綱でも指摘されている変化の激しい不確実性の高いデータ社会において、一律的な規制では、ローラグが発生するとともに、高度な利用形態に対応することが益々困難となっていくことが考えられる。このような課題に対応するための方策として、法的安定性と柔軟性を両立した共同規制スキームを導入すべきであると考えられるが、今回の大綱では、このような流れに逆行するような方針が見受けられるため見直しを求める。</p> <p>2. 仮名化情報（仮称）や提供先において個人データとなる情報の取扱い等、新たな規制は、日本が提案した理念であるData Free Flow with Trust（信頼ある自由なデータ流通）を実現するための方策として位置付ける必要があると考える。それにも関わらず、仮名化情報を非常に狭い自社内での利用ニーズに限定したり、情報を利用する側ではなく提供側に困難な義務を与えたりすることには反対する。日本独自の情報の分類、企業内部のデータ利用主体の分割、データ流通における信頼関係構築の阻害等は個人情報の運用に大きな混乱を及ぼす可能性が高いと考えるため見直しを求める。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>
7	<p>1.（第1章 総論についての補足意見）</p> <p>全体として、日本企業の個人情報保護への取り組みをアジア太平洋地域あるいはグローバルな競争の中で比較優位性が確保できるように法制度を設計し、事業環境を誘導するべきである。EUとの十分性、同等性の相互認定と、APEC地域のCBPRおよびその前提となっている執行協力GPEA日本独自の利点として日本企業のデータガバナンスにおける品質管理を強化にすることを考えるためにも、法的規制をGDPRに近づけるだけでなく、認定個人情報保護団体制度の活性化をはじめとした自主規制、共同規制への取り組みを促進するような方針としてもらいたい。</p> <p>【（一社）情報サービス産業協会 個人情報保護タスクフォース】</p>

8	<p>○意見 1 (該当箇所) 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」全般について (意見) 国際的な法整備との大きな乖離のない法制としていただきたい。 (理由) 国内と海外で異なる対応を行うことは事業者の負荷となるため。 【株式会社 東芝 産業政策渉外室】</p>
9	<p>第1章 総論 【意見】 ○昨今の個人情報を巡る技術的側面、社会的側面における急激な変化を背景にした個人情報保護法の見直し検討は時宜を得たものであり、総論記載の方向性に賛同する。記載の通り「個人情報や個人に関連する情報を巡る技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面で行き渡るような制度を目指すことが重要」であり、保護と利用のバランスが取れた制度となるよう期待する。 【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>
10	<p>「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」は、国内外の個人情報保護の動向、特に国際的制度調和や、AIやIoT等デジタル技術の進展に配慮した内容となっており、事業者として真摯に取り組んでいく必要があると考えている。また、大綱の第3章第3節に挙げられているように、事業者における個人情報保護の実効性を高めるための自主的な取組を推進することが重要だと考えている。また、社会全体での技術革新、自由な越境移転を意識した国際的制度調和、データ活用の拡大、デジタル技術の進展を踏まえた法改正の継続的な検討において、法を潜脱するような一部の不適切な事業者による個人の権利利益の侵害リスクが許容できなくなった場合、その抑止のための立法措置の検討は必要であると認識している。 以上のような観点から、制度改正大綱に対し、個人の権利利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを意識し、以降10項目について、意見を述べる。 なお、今回の法改正に対して事業者における適正な対応が可能となるよう、各改正箇所についてはガイドライン・Q&Aにおいて基準等の明確化をお願いしたい。 【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
11	<p>第1章 総論 【意見】 まず、今回の改正の全体的な方向性について賛同する。総論に記載された共通の視点もおおむね妥当である。 個人の権利利益の保護においては、自分の情報が何に使われ、どこに開示・提供されているのかを把握することができるトレーサビリティと、これを本人関与によってコントロールするコントローラビリティが特に重要であると考え。 【一般社団法人MyDataJapan】</p>

【該当箇所】

P.3 「第1章 総論」

【意見】

＜個人の権利利益の保護に配慮したデータの適切な活用について＞

● 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報保護法の趣旨に鑑み、「個人情報や個人に関連する情報を巡る技術革新の成果が、経済成長等と個人の権利利益の保護との両面で行き渡るような制度を目指すことが重要」との考え方に賛同する。

● また、「制度の見直しに当たり、個人情報を巡っては、技術的側面、社会的側面において、急激な変化が進展しつつあることを踏まえ、柔軟な対応を可能とする枠組みが望ましい」との指摘は妥当である。技術革新や新たな産業の創出などを促進する観点から、民間事業者および認定個人情報保護団体による自主的な取り組みを十分に尊重するとともに、法規制のあり方の検討にあたっては、民間事業者の意見を汲み取り、丁寧な議論をお願いしたい。

● 民放事業者は視聴履歴、非特定視聴履歴などを取得・分析することで多様化する視聴者の嗜好やニーズを的確に把握し、放送番組の制作・編成等に活用して放送サービスの質の向上やインターネット配信等の新規サービスに取り組んでいる。個人の権利利益の保護に十分配慮しながら、そうしたデータを適切に活用することは放送の公共的役割を増進し、活力ある経済社会と豊かな国民生活の実現に寄与するものと考えられる。

＜法に対する国民的確認と理解の醸成について＞

● 国民の個人情報への懸念はプライバシー侵害の領域に留まる面があり、法の趣旨を外れた過剰反応や萎縮効果がメディアの取材・報道活動に影響を及ぼすことで、多様で正確な情報の流通を妨げ、社会全体に損失を与えている。近年、メディアの匿名報道に対する風当たりが強くなりつつあるが、匿名報道の是非も、個人のプライバシーの問題だけで議論されるべきものではない。

● 個人情報保護法が適正に運用され、本来の目的が達成されるためには、法に対する国民の正確な理解が不可欠であり、今般の法改正が、法の第2条（「個人情報」と「個人データ」の定義の別）、第43条（個人情報保護委員会の権限の行使の制限）、第76条（放送機関等への適用除外）等の趣旨と社会的意義について国民的確認と理解を醸成する機会となるよう、国の取り組みを求める。

【一般社団法人 日本民間放送連盟】

総論

BSA 会員企業は、世界各国で、クラウドコンピューティング、データ分析、機械学習及び人工知能等最先端の技術及びサービスを提供し世界を牽引しています。そして、BSA は、強固な対策によって個人情報を保護することが、顧客の信頼を構築し維持するために必須であることを認識しています。これは、消費者や社会が、最新のソフトウェア関連技術が支える経済的及び社会的発展から恩恵を受けるために必要なことです。

この理由から、BSA及びBSA会員企業は、企業が正当な事業上の利益を追求することを可能としながら、消費者が自己の個人情報をコントロールして消費者の期待に合致した個人情報利用を確実に行うことができるデータ保護フレームワークを支持します。BSAは、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に関して2019年5月に意見を提出し(以下「前回意見書」といいます。)2、その後も個人情報保護法改正案の策定動向を注視してきました。この間、貴委員会や他の利害関係者と関連する諸問題について議論する機会をいただき感謝いたします。

当該議論の過程において、貴委員会が個人情報保護法の改正を検討する際には、BSAグローバル・プライバシー・ベストプラクティス3を参照いただけるよう私どもは推奨しました。BSAグローバル・プライバシー・ベストプラクティスに示されるとおり、BSAは、個人データの収集及び利用の透明性を高め、収集及び利用に対するガバナンスを提供することによって情報に基づく選択を可能にし、かつ、これを尊重し、消費者に自己の個人データについてのコントロールを与え、強固なセキュリティを提供し、正当な事業目的でのデータ利用を促進する施策の実現を支持します。現行の個人情報保護法には、当該特徴のうち多くの部分が既に盛り込まれています。

さらに、現代のデータ社会において企業がグローバルに事業を行うためには、各国の個人情報保護に関する法律及び制度がグローバルに相互運用可能であり、円滑な越境データ移転が促進されることが非常に重要です。BSA は、貴委員会が個人データの保護及び利活用に関する国際的な議論をリードしていく旨表明されていることを高く評価します。また、貴委員会が、適切な国際的枠組みを通じて、世界の個人情報保護制度のハーモナイゼーション及び相互運用性を引き続き促進していかれることを真摯に希望します。

以下、貴委員会による検討のため、より具体的な意見を述べ提言をします。もともと、一般的に、法案の具体的な文言又は改正内容についてより具体的な記述がない場合、本大綱に対するより詳細で関連性のある建設的意見を提供することは困難といえます。私どもは、個人情報保護法改正案、政令案、規則その他関連ガイドライン案の文言に関し、国会への提出又は詳細内容決定の前に、貴委員会がBSA及び他の国際的なソフトウェア業界を代表する者を含む関心を有するステークホルダーと協議いただけるよう要望します。

提言 [→ 各論は別ページに記載]

結び

BSA は、本大綱に関する意見を提出する機会に感謝します。本意見が、今後の個人情報保護法改正及び関連規則等の検討に有用であれば幸いです。また、BSA は、個人情報保護法改正案の具体的な文言に関し、国会提出前に、BSA 及び他の産業界代表者を含む関心を有するステークホルダーと協議いただけるよう要望します。ご質問がある場合又はより詳細について議論をされたい場合には是非ご連絡下さい。

1BSAの活動には、Adobe, Amazon Web Services, Atlassian, Autodesk, AVEVA, Bentley Systems, Box, Cadence, Cisco, CNC/Mastercam, IBM, Informatica, Intel, MathWorks, Microsoft, Okta, Oracle, PTC, Salesforce, ServiceNow, Siemens Industry Software Inc., Sitecore, Slack, Splunk, Synopsys, Trend Micro, Trimble Solutions Corporation, Twilio, and Workdayが加盟企業として参加しています。詳しくはウェブサイト (<http://bsa.or.jp>) をご覧ください。

2前回意見書は、<https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/20190530j.pdf>にてご覧いただけます。

3BSAグローバル・プライバシー・ベストプラクティスは、https://www.bsa.org/~media/Files/Policy/Data/2018_BSA_Global_Privacy_Best_Practices.pdfにてご覧いただけます。

4 <https://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf>

5 GDPR35条 (<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32016R0679>) を参照下さい。

【The Software Alliance (BSA)】

【意見 1】

(該当箇所)

第 1 章 総論 (p. 3-4)

(意見)

データの利活用は日本の産業競争力強化のもっとも重要なファクターの一つであり、個人情報の保護と利活用とのバランスをとっていくことが重要。また、制度設計に当たっては、民間企業の実態を十分に踏まえることが必要。

本大綱の中でも、個人情報の「保護と利用のバランスをとることの必要性は、引き続き重要」等について指摘されているが、改めて上記の点に配意しつつ、今回の見直しに係る制度設計を進められたい。

また、前回の法改正で利用の観点が明示的に規定されたが、第 4 次産業革命によるデータ駆動型経済への移行や、AI による画像分析等による社会的課題の解決への期待などから、ますます保護だけでなく利活用の視点も重要になってくる。したがって、これからの時代において保護と利活用の双方がますますクローズアップされることを踏まえ、個人情報保護法制は今回で見直し終了ということではなく、不断の検討が必要であることを明確化されたい。

18

(理由)

弊連盟は、2019年5月に「「個人情報保護法の改正に関する中間整理(案)」に対する意見」(掲載URLは以下のとおり。)を表明しており、この中でも上記意見の内容について指摘している。また、その他意見中に理由を記載。

(注) 弊連盟意見URL

<https://jane.or.jp/app/wp-content/uploads/2019/05/43a1f3a9aa9ed517c542fea463cff06f.pdf>

【新経済連盟】

アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社(以下「AWSJ」といいます)は、個人情報保護法の3年ごとの見直し(いわゆる「3年ごと見直し」)について、2019年12月13日の個人情報保護委員会(以下「PPC」といいます)からのコメントの要請に対して、この機会に回答できることを嬉しく思います。

AWSJにとって、顧客の信頼を得ることが最優先事項です。当社は190カ国以上の企業、教育機関および政府機関など、非常に多くの多様な顧客の皆様へサービスを提供しています。そして、当社の顧客の皆様には、金融サービスプロバイダ、医療機関および政府機関などの最も機密性の高い情報を扱う機関等が含まれており、それがために顧客の皆様からの信頼確保が決定的に重要となります。そして、当社の顧客の皆様は、アクセス、保管、セキュリティなどの問題の管理、及びデータの保管場所の決定など、ご自身のデータに対する完全な所有権とコントロールを有しています。

AWSJは、データ保護の枠組みは、個人情報の保護と利用のバランスのうえに成り立つ必要があるとの立場に賛成いたします。これに関して、個人情報保護法に規定されている権利と義務を明確化するための、個人情報保護委員会および日本政府による継続的な取り組みに感謝いたします。

当社の顧客の皆様は、国境を越えたデータフローを利用して、日々のビジネスに不可欠な機能の実施、及び革新的な製品やサービスを創出しています。したがって、当社は、PPCが、以下の取組みを通じて、弊社の顧客である事業者等の皆様へ、国際的にデータを移転し、またクラウドサービスを円滑に利用できるよう継続的に保証していくことが非常に重要であると考えます。

- ・国際的なデータ保護の枠組みの調和と相互運用性を推進するために、国際的な取り組みを継続的にリードする。
- ・顧客の皆様へのデータの処理(すなわち個人情報を収集し利用するビジネスなど)に関しては、クラウドサービスプロバイダ(GSP)に個人情報保護法上の義務が適用されないことを明確にする。
- ・個人情報保護法の改正や規則の実施および新規又は既存のガイドラインの改訂において、GSPに関連する責任を明確化する。

また、PPCにおかれましては、個人情報保護法の改正案、政令の草案又は関連するガイドライン若しくはその他の草案の具体的な文言について、国会に法案を提出し、又は規則の文言の詳細を決定する前に、利害関係者の皆様と協議いただくことを求めたいと存じます。

AWSJの「3年ごと見直し」に対するその他の具体的なコメント及び明確化の要望につきましては、次のとおりです。

[→ 各論は別ページに記載]

【アマゾンウェブサービスジャパン株式会社】

19

第1 本意見の総論

当協会は、「個人情報保護法第1条」に規定され、「改正大綱 第1章 総論」に記載される「個人の権利利益を保護」を重要視する。そして、「『個人の権利利益を保護』するために必要十分な措置を整備すること」（改正大綱 第1章 総論）が、法改正という形でなされることを真に必要とされるのであれば、法改正の検討自体に反対をするものではない。また、言うまでもないが、当協会としては、個人情報保護法に違反する行為を行ってまで、個人に関連する情報（本書面においては、「個人情報」「要配慮個人情報」「個人データ」「保有個人データ」「匿名加工情報」等について、あわせて「個人に関連する情報」と記載することとした。）を産業において利活用したいとは考えていない。

一方、当協会は、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること」（個人情報保護法第1条）については強く首肯するものである。広告会社を会員社とする当協会においては、広告業を通じて、「個人情報の適正かつ効果的な活用」ということでいえば、とりわけインターネット広告業を通じて、「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現」することを切に希望する。

インターネット広告業は、1.8兆円規模の巨大な産業であり(1)、インターネットの多くのサービス、コンテンツが無料で利用できることの基盤となっている。また、従来の広告同様、国民が有益な情報を獲得する上で非常に有用な社会的な機能を有している。このように、インターネット広告は、「活力ある経済社会と豊かな国民生活」に深く関わるものである。改正大綱においては、後述のとおり、インターネット広告業を必要以上に委縮させかねない内容が見られるところ、当協会は、当該内容に則った法改正をすべき立法事実の存在が、公表されている情報の限りでは必ずしも明らかではないものとする。

政府は、「グローバルで変化が激しいデジタル市場における競争やイノベーションを促進するため」デジタル市場競争本部を設置し、同本部の下、デジタル市場競争会議が開催され、議論が重ねられてきていることは周知である。そして、同会議において、デジタル市場のルール整備のために、インターネット広告市場の調査およびその評価の実施が検討されている。その一環として「パーソナル・データの取得・利用の透明性」について、具体的には以下のような点も含んだ内容について意見が公募されている(2)。

- ① ターゲティング広告や、そのためのパーソナル・データの取得・利用（プロファイリング）について、個人がその仕組みや実態を十分に認識していない現実の中（認知限界）、個人の懸念を払拭するため、どのような取組が行われているか。それらは十分に機能しているか。
- ② 上記の懸念を克服する新たな技術や仕組みとしてどのようなものが考えられるか。

これは、言い換えれば、現時点においては、インターネット広告市場の実態についての把握の途上であるということである。前提事実についての把握が十分でないということは、規制の事前評価が、適切に行われる基盤が存在しないということではないだろうか。

産業市場にいたずらな萎縮効果をもたらすことを避けるためにも、規制を設けるにあたっては、立法事実を含む市場の丁寧な検証が必要だと考える。

(1) 株式会社電通『2018年 日本の広告費』によれば、国内における2018年のインターネット広告費は1兆7589億円（前年比116.5%）と、地上波テレビ広告費1兆7,848億円（前年比98.2%）に迫る勢いである。うち、個人に関連する情報を利用する運用型広告費は1兆1,518億円（前年比122.5%）の規模である。

(2) 内閣官房による「デジタル広告市場の競争評価を行うに当たっての論点に対する提案公募について」（案件番号060112182、案の公示日2019年12月19日、意見・情報受付締切日2020年1月31日）の別紙『デジタル広告市場の競争評価に関する論点と今後の取組』において、意見が聴取されているが、本書の提出時点においても意見・情報受付締切日の前となっている。

【日本広告業協会】

21	<p>第1章 総論 事業者は、各事業等の実態に応じてそれぞれに創意工夫しながら、個人情報の保護に向けて自主的な対応を講じている。制度見直しの議論にあたっては、こうした事業者や業界団体の自主的な対応が行われ、一定の役割を果たしていることを明記すべきと考える。 他方で、その他技術の進展が非常に早く、また新たな技術を用いたサービスも矢継ぎ早に提供されていることを鑑み、事業者の実務実態を踏まえながら、ガイドライン等の充実・見直しを柔軟に行っていくべきであるとする。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
22	<p>第1章 総論 総論としては、適切な改正の方針が示されているように考え、貴委員会の大枠での方針には賛成する。 しかしながら、パブリックコメントで提示した大綱の内容については、実際の条文の書きぶりによって、大きく事業への影響が変わる可能性がある。このため、当協会としては、現時点では個人情報保護法の法改正の具体的な内容について賛否を提示できるほどの情報開示がされていない面があるとする。今後、法令、政省令、ガイドライン等が制定されるにあたっては、十分に事業者団体、事業者の意見を踏まえて改正作業がなされる必要がある。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>

第2章 検討の経緯

No.	提出意見
23	<p>(該当箇所) 5 ページ 4 行目 「3 年ごとの見直し規定が設けられた。」 6 ページ 13 行目 「一定の準備期間を設けたのち、施行する」 (御意見) 個人情報を守る技術的側面、社会的側面での急速な変化に対して柔軟な対応を可能とするための方法を根本的に見直すべきではないか。 (理由) ※3 年ごとの見直しに至る検討の経緯が3 ページから書かれている。しかしながら、現行法であっても、その解釈のズレを正すことで済むものもあったのではないか。 平成27年改正法で「3 年ごとの見直し」について規定され本改正に及んだわけであるが、法が改正されても結局は施行までに一定の準備期間を設けることとなり、制度改正大綱に書かれているような「技術的側面、社会的な側面において、急激な変化が進展しつつあること」には間に合っていないことが容易に想像できる。 そこで、法律・政令・規則に定める範囲と、個人情報保護委員会ガイドラインに委ねて解釈として示せば済む範囲を見直す必要があるのではないか。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
24	<p>p 6 第2章 施行時期について</p> <p>[意見] 法律、政令、施行規則、ガイドライン、ガイドラインのQ & Aの改正から施行時期までに1 年半ほど時間をおいてほしい。</p> <p>[理由] 法令等改正への対応に要する企業の準備時間確保のため。 まず、企業における事業活動は通常、1 会計年度単位で行われている（年度末は、3 月末または1 2 月末）。法令等の改正が行われたのちの企業の対応手順は、以下の通りである。 1) 法令等改正に伴い発生する作業のリストアップ 2) 社内リソースで対応する部分と社外リソース（法律事務所、コンサル）に依頼する部分の区分け 3) 社外リソースへの業務委託費の相見積もり 4) 業務委託費の予算申請（=翌年度の予算の獲得） 5) 社内における予算取得のための各部門との折衝 6) 予算獲得完了 7) 社外リソース（法律事務所ら）への正式な業務依頼 8) 対策着手 9) 対策完了</p>

	<p>以上の通り、法令等の改正内容が固まった段階で初めて1)が可能となり、その後、業務委託費ねん出のため翌年度の予算申請の手続(上記の4))を行う。</p> <p>仮に、12月決算の企業の場合、2020年12月末までに法令、政令、施行規則、ガイドライン、QAの改正内容が固まったとすると、2021年1~12月の予算措置を申請するのが難しく、結局、</p> <p>A) 2021年1~12月: 予算なく、社内リソースで対応できるところだけ対応 B) 2021年秋: 2022年度の予算申請 C) 2021年冬: 2022年度の予算獲得完了 D) 2022年春~夏: 予算を使って、法律事務所らのアドバイスを踏まえて、法令等改正への対応を完全に完了</p> <p>ということになる。</p> <p>そのため、2020年12月末から対応完了(上記D))まで1年半ほどかかるので、冒頭の通り、準備期間を設定していただきたい次第である。</p> <p>【匿名】</p>
25	<p>p 6 第2章「検討の経緯」 最終段落の「新たな制度の周知等」について</p> <p><意見> ぜひ経営法友会にて、個人情報取扱事業者向けのセミナーも複数行っていただきたい。</p> <p><理由> GDPRの十分性認定の際には、2019年11~12月にかけて当時の立案担当官の北山昇氏が2回ほど経営法友会にて補完的ルールについての貴重な講演をして下さり、数百企業が参加した。 経営法友会には、業種を問わず、1000社を超える企業が参加しているため、経営法友会での講演による周知効果はとて高く、他方、企業側としても、(法律事務所やコンサルティング会社が行う営業色の強いセミナーではなく、)規制当局じきじきのご講演を聞きたいというニーズもある。 ついては、ぜひ、令和2年度改正に際しても、経営法友会での講演をぜひお願いしたい。</p> <p>【匿名】</p>
26	<p>法改正の周知について(ページ6)</p> <p>制度周知の際には、ぜひIAPPでも立案ご担当者との意見交換会・講演を実施していただけますと幸いです。</p> <p><ご参考> IAPPは、世界最大規模のプライバシー専門家の非営利団体です。 GDPR、CCPAをはじめとする法規制への専門家が多く参加しており、ICDPPCともつながりがあり、日本支部も東京にて活動しております。 日本法の内容は世界的にあまり知られておりませんが、世界の規制当局との対話の促進の前提として、日本法の世界への発信の必要性はますます強まっております。そこで、ぜひ国際的団体であるIAPPにてご講演をいただけますと貴委員会にとっても、「国際関係」の一環としてよるしいのではないかと存じます。</p> <p>(略)</p> <p>【国際プライバシー専門家協会(IAPP)メンバー】</p>

27	<p>第2章 検討の経緯 ・大綱に記載のとおり、周知及び準備が必要な事項については、事業者等が適切に対応できるよう、改正法の施行までに十分な準備期間を設けるべきである。 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
28	<p>第2章 検討の経緯 【意見】 ○「周知及び準備が必要な事項については、事業者等が適切に対応できるよう、一定の準備期間を設けたのち、施行することとする」との方向性が示されており、賛同する。 【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>
29	<p>【第2章 検討の経緯】 p 6 「今後、その御意見等も踏まえ、法律による対応を行う事項については、制度設計の細部等について法案化の作業を進め、来年の通常国会への個人情報保護法改正案の提出を目指すこととする」とあるとおり、法改正の準備が進められているようである。大前提として、現行法の「個人の権利利益を保護」の弱さを抜本的に変える必要がある。各個人において、本人の個人情報保護ないし自己情報コントロール権は憲法上の権利＝基本的人権であるという観点を明確に条文に入れるべきである。 現行個人情報保護法では、第一条の条文にある「個人の権利利益を保護」が「個人情報の保護」とどう関係にあるのかが今一つ不明確である。「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ」という文言を第一条に入れることで、「第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであること」が相対的に薄まってしまっている。 個人情報とは、憲法13条で保障されていると解釈される人格権そのものと密接不可分のものであり、本人の明確な同意なしに他の者(民間事業者であろうが行政であろうが)がみだりに収集・保有してはならない(まして勝手に利活用してはならない)ものであることを、明確に規定すべきである。 つまり個人情報保護法の冒頭で、憲法上保障される基本的人権の一つとして「個人情報の保護／自己情報コントロール権(個人情報の本人によるコントロールの権利)」があることを明確にする規定をおくように改正し、全条文を、その理念に矛盾しないように、見直すべきである。 【個人】</p>
30	<p>(該当箇所) 全般 (意見) ・本大綱における検討事項が改正された場合には事業者等への影響が大きく、システム対応等の準備期間が必要になると考えられる。ついては、法律の公布から施行までに十分な準備期間を設定いただきたい。 【生命保険協会企画部】</p>

31	<p>改正大綱全般（施行時期） （意見等）</p> <p>2003年成立の個人情報保護法については施行まで約2年間、2015年成立の改正法については施行まで約1年半の周知・準備期間が設けられたが、今回の改正法が成立した場合、個人の権利の拡大、仮名化情報の新設、端末識別子等の規制強化等、実質的な改正に係る検討事項が複数提起されており、社内規程類のアップデートやシステム改修等、改正に伴う準備・対応に技術的にも経済的にも相応の負担と時間を要することが予想されることから、改正法の成立から施行までの準備期間として最低限2年以上の猶予期間を設けていただきたい。 【日本医療機器産業連合会】</p>
32	<p>（該当箇所） その他 （意見・要望等）</p> <p>✓ システムや約款等の大幅な変更が必要になるものと思われるため、十分な猶予期間をいただきたいです。 【日本証券業協会】</p>

第3章第1節関係 基本的考え方・個人情報保護法相談ダイヤルの充実

No.	提出意見
33	<p> > 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 > 保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。 </p> <p> 利用停止、消去、および第三者提供の停止の請求に対しては、事業者側の一方的な弁明により、本人による請求が排除されている現状を認識した上で見直しを実施する必要がある。 </p> <p> 私は、ある人材紹介業者が私の同意なく、私の個人情報を収集した上で、自社の事業のため当該情報を私に断りなく第三者に開示された経験を有する。この時、私が当該業者に対し、本人として法30条に基づいて削除を求めたところ、当該業者は私が利用目的に同意していないにもかかわらず、法16条、法17条に違反していない旨を主張し、法30条に基づく削除を拒んだ、という事例があった。 </p> <p> また、当該業者が第三者提供していた個人情報には、私の認識と相違した誤った情報が含まれていたため、法29条に基づく訂正請求を行ったが、当該業者は、『当該情報が事実でない情報であるとは直ちに認められない』旨、一方的な判断をもとに、私の訂正要求を拒んだという事例がある。 </p> <p> これに対し、私は個人情報保護相談ダイヤルに対し、2019年9月26日に上記の旨を通報したが、係官は『利用目的及び情報の正当性に関しては、個人情報保護委員会が立ち入るわけにはいかない』として、通報事実としては受理しなかった経緯がある。 </p> <p> このように、現行法及び個人情報保護委員会の法運用下においては、利用停止や消去等、本人による個人情報コントロールが事業者の恣意的判断により著しく阻害されており、本人の法益が損なわれているのが現実である。本人がこの状況を打開するためには、本人に何ら咎がないにもかかわらず、訴えの提起等を行わなければならない、事業者へのペナルティと比して、本人に著しく過大な負荷が課せられている。 </p> <p> 本人の法益保護の点において、上記は適切ではない。 </p> <p> 資力において劣る一般消費者の法益を守るためには、労働基準法のような強行規定として、個人情報コントロール権を法上で確固たるものとし、事業者の恣意的判断を法そのものにおいて能動的に排除する必要がある。 </p> <p> すなわち、現行法上、本人の個人情報コントロールの障害となる、以下の条件を明示的に排除すべきと考える。 </p> <p> 第29条第1項の要件『当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないとき』 第30条第1項の要件『当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるとき』 第30条第3項の要件『当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているとき』 </p> <p> 上述の個人情報保護ダイヤルの回答は、上記の要件が存在するために、個人情報保護委員会が判断を放棄し、事業者側に判断を移譲してしまうことで発生した運用であり、ガイドライン等ではなく法規定により確実かつ自動的な遵守を期するべきと考える。 </p> <p> また、個人情報保護ダイヤルとしても、利用停止、消去が事業者によって拒否される等、本人による個人情報コントロールが阻害された場合に、理由のいかんを問わず、個人情報保護ダイヤルにおいて通報事実として受理し、速やかに事業者に対して行政処分を行う等、対応の是正が必要と考える。 </p> <p> 【個人】 </p>

34	<p>第3章について下記の意見を提出します。 ・第1節の1において、法の目的について、第1条（目的）に、第3条（基本理念）をとりこんで、法律が「何を守りたいか」を明確にすることで、より分かりやすくすべきという方向性を（今回は間に合わないにしても）明確にしてほしいです。 【個人】</p>
35	<p>第3章 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方</p> <p>2. 個人情報保護法相談ダイヤルの充実について</p> <p>「丁寧な対応」「監督業務における情報収集の契機としても重要」等評価されていますが、マイナンバー制度に対する苦情・疑問に対しては「門前払い」の対応がされ問題を察知する契機になっていません。そもそも個人情報保護委員会は番号制度に対する国民の「懸念」への対応のために作られたにもかかわらず、役割を果たしていません。マイナンバー制度についても、寄せられた事案に対する丁寧な対応の仕組みを整え、市民が納得感を得られるようにしてください。 【個人】</p>
36	<p>制度改正大綱について以下に意見を述べる 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方</p> <p>2. 個人情報保護法相談ダイヤルの充実</p> <p>について、政府がデジタル・ガバメントを推奨する中で電話利用とは情けなく思うが本大綱にてデジタル化に対応することを明記しているので今後の活用に期待したい。無論窓口は多いに越したことはないので今後もダイヤルの活用は必要となるだろう。 【個人】</p>
37	<p>第3章 具体的検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方</p> <p>個人は、自己の個人データに対してコントロールを有すべきです。BSA は、国際的に認められたベストプラクティス及び標準に整合した消費者の権利を実現するための取組を支持します。個人は、必要に応じて、個人データについて開示、訂正、利用停止を請求できるべきです。他方、当該請求及び企業の対応義務の範囲は現実的かつ柔軟性を有するものであって、事業活動に不当な負担を課することがないようにすべきです。 【The Software Alliance (BSA)】</p>

38	<p>(該当箇所) 7ページ 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 2. 個人情報保護法相談ダイヤルの充実</p> <p>(意見) 消費者に対する相談員は、消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員などの資格取得者を要件にすることを提案いたします。</p> <p>(理由) 消費者対応は、法律の知識だけでは問題が解決しない場合があり、対応によっては新たな苦情等の問題が発生することがあるため、消費者対応の知識を持っていることが重要と考えます。</p> <p>【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>
39	<p>第1 はじめに 私たちは、日弁連情報問題対策委員会（以下、「当委員会」という。）に所属する弁護士有志である。 個人情報保護委員会は、2019年4月25日に、「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（以下、「中間整理」という。）を公表し、その後の議論を踏まえて、同年12月13日に、「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」（以下、「大綱」という。）が公表されたことから、これまで当委員会で検討を重ねた内容を踏まえ、大綱に対する意見を申し述べる。</p> <p>第2 個別的検討事項（大綱第3章）に関する意見と理由 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 1 基本的考え方（大綱7頁） 【意見】個人データに関する個人の権利を保護することの意義を明記すべきである。 （理由）個人データの収集・保有・利用等について法制化する意義は、個人データの利用によって個人の人権（人格権）が犠牲になることを防ぐところにあり、単なる利用との便宜的なバランス論ではない。 EUの基本権憲章で個人データ保護を謳っているのは、個人データの不適切な扱いが本人にとって取り返しのつかない事態を生じる（しかし、そのことが本人さえ気づかないことさえある）ことがあるからである。 にもかかわらず、大綱でこのような基本的な考え方を示すことなく、直ちに相談ダイヤルの充実という具体的な課題に言及していることは基本原則の軽視に繋がりがねず、問題である。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>

40	<p>第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 2. 個人情報保護法相談ダイヤルの充実 及び 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 5. 個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実</p> <p>事業者側としては、個人情報保護法相談ダイヤルについては、他の規制省庁の相談対応等と比べ、個別の事案についての解釈の提示がされないといった点にむしろ改善の余地があると感じている。このため、チャンネルを増やすことだけに注力されるのではなく、むしろ具体的な事案に応じた解釈を示される等の、監督官庁として見解を示せるような体制整備がより重要であると考えている。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
----	--

第3章第1節関係 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和

No.	提出意見
41	<p>・開示請求や利用停止請求は、企業に対する嫌がらせなどで使用されないように制限を課すべき。事業運営に支障を来たすなど、正当な理由があれば企業は拒否できるようにすべき。 【匿名】</p>
42	<p>(該当箇所) 8 ページ 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 以下の点について、明確にしていきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ・「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合」とは、多額の費用を要する以外のどのような場合に「本人の権利利益を保護するため必要なこれにかわる措置を取る」ことで請求に応じないことが許容されるのか。 ・「本人の権利利益を保護するため必要なこれにかわる措置」とはどのような措置を指すのか。 ・「消去」について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」では「保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む」とあるが、論理削除（データベースに削除フラグを立てることにより、仮想的に表示時に見えなくしてしまう処理）がこの「消去」に該当するのか。また、論理削除が「消去」に該当しない場合、論理削除を行うことが「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」に該当するのか。 <p>(理由) 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件が緩和されることにより、個人情報取扱事業者において、これまでよりも多くの消去等の要求に対応する必要が生じられることから、個人情報取扱事業者が消去等を求められた場合に、どこまで対応する必要があるのかを明確にしてもらいたい。 【匿名】</p> </p>

- 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和
- 保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。

利用停止、消去、および第三者提供の停止の請求に対しては、事業者側の一方的な弁明により、本人による請求が排除されている現状を認識した上で見直しを実施する必要がある。

私は、ある人材紹介業者が私の同意なく、私の個人情報を収集した上で、自社の事業のため当該情報を私に断りなく第三者に開示された経験を有する。この時、私が当該業者に対し、本人として法30条に基づいて削除を求めたところ、当該業者は私が利用目的に同意していないにもかかわらず、法16条、法17条に違反していない旨を主張し、法30条に基づく削除を拒んだ、という事例があった。

また、当該業者が第三者提供していた個人情報には、私の認識と相違した誤った情報が含まれていたため、法29条に基づく訂正請求を行ったが、当該業者は、『当該情報が事実でない情報であるとは直ちに認められない』旨、一方的な判断をもとに、私の訂正要求を拒んだという事例がある。

これに対し、私は個人情報保護相談ダイヤルに対し、2019年9月26日に上記の旨を通報したが、係官は『利用目的及び情報の正当性に関しては、個人情報保護委員会が立ち入るわけにはいかない』として、通報事実としては受理しなかった経緯がある。

このように、現行法及び個人情報保護委員会の法運用下においては、利用停止や消去等、本人による個人情報コントロールが事業者の恣意的判断により著しく阻害されており、本人の法益が損なわれているのが現実である。本人がこの状況を打開するためには、本人に何ら咎がないにもかかわらず、訴えの提起等を行わなければならない、事業者へのペナルティと比して、本人に著しく過大な負荷が課せられている。

43

本人の法益保護の点において、上記は適切ではない。

資力において劣る一般消費者の法益を守るためには、労働基準法のような強行規定として、個人情報コントロール権を法上で確固たるものとし、事業者の恣意的判断を法そのものにおいて能動的に排除する必要がある。

すなわち、現行法上、本人の個人情報コントロールの障害となる、以下の条件を明示的に排除すべきと考える。

第29条第1項の要件『当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないとき』

第30条第1項の要件『当該本人が識別される保有個人データが第十六条の規定に違反して取り扱われているとき又は第十七条の規定に違反して取得されたものであるとき』

第30条第3項の要件『当該本人が識別される保有個人データが第二十三条第一項又は第二十四条の規定に違反して第三者に提供されているとき』

上述の個人情報保護ダイヤルの回答は、上記の要件が存在するために、個人情報保護委員会が判断を放棄し、事業者側に判断を移譲してしまうことで発生した運用であり、ガイドライン等ではなく法規定により確実かつ自動的な遵守を期すべきと考える。

また、個人情報保護ダイヤルとしても、利用停止、消去が事業者によって拒否される等、本人による個人情報コントロールが阻害された場合に、理由のいかんを問わず、個人情報保護ダイヤルにおいて通報事実として受理し、速やかに事業者に対して行政処分を行う等、対応の是正が必要と考える。

【個人】

- > 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和
- > 保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。

利用停止、消去、および第三者提供の停止の請求に対しては、事業者側が法15条規定の利用目的を本人に事前通知せずに、本人に無断で個人情報を取得、利用、第三者提供し、後日、無断で収集した個人情報に対する本人の利用停止等請求を拒否しているという類型が存在している。

当該類型を事業者が意識的に実施することで、事業者が法網をくぐっている事実の存在を認識した上で、見直しを行う必要がある。

私は、ある人材紹介業者が私の一切の同意なく、私の個人情報を収集した上で、自社の事業のため当該情報を私に断りなく第三者に開示された経験を有する。この時、私が当該業者に対し、本人として法30条に基づいて削除を求めたところ、当該業者は私が法15条規定の利用目的に同意していないにもかかわらず、法16条、法17条に違反していない旨を主張し、法30条に基づく削除を拒んだ、という事例があった。

確かに当該業者のプライバシーポリシーには、法15条に基づく利用目的が明示されているが、当該業者はプライバシーポリシーを私に通知することなく個人情報の取得、及び第三者提供を行っていた。

すなわち、予め(本人の同意有無に関わらず)利用目的だけ一方的に規定しておき、本人に伏せたまま個人情報の収集を行うことで、後日、本人から法30条の利用停止等の要求を受けても、予め設定した利用目的の範囲内であることを理由として、当初目的に本人が同意していないにもかかわらず、30条1項の規定に基づいて当該要求を拒否できるのが、現行法の状況である。

このような法網回避の状況を是正するためには、利用停止等に関する要件緩和だけではなく、利用目的と本人の同意に関する条項を厳格化し、利用目的を本人に事後承諾させる類型を明示的に排除する必要がある。

すなわち、

法15条で規定された利用目的に対し、本人が“事前に”承諾していること

を事業者側の個人情報利用の要件として、個人情報保護法内に明示的に記載するとともに、当該要件に違反した場合、無条件で本人による利用停止等を可能としたり、行政処分の対象とすべきと考える。

> 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和

> 保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。

利用停止、消去、および第三者提供の停止の請求に対しては、事業者側が法15条規定の利用目的を本人に事前通知せずに、本人に無断で個人情報を取得、利用、第三者提供し、後日、無断で収集した個人情報に対する本人の利用停止等請求を拒否しているという類型が存在している。

当該類型を事業者が意識的に実施することで、事業者が法網をくぐっている事実の存在を認識した上で、見直しを行う必要がある。

私は、ある人材紹介業者が私の一切の同意なく、私の個人情報を収集した上で、自社の事業のため当該情報を私に断りなく第三者に開示された経験を有する。この時、私が当該業者に対し、本人として法30条に基づいて削除を求めたところ、当該業者は私が法15条規定の利用目的に同意していないにもかかわらず、法16条、法17条に違反していない旨を主張し、法30条に基づく削除を拒んだ、という事例があった。

確かに当該業者のプライバシーポリシーには、法15条に基づく利用目的が明示されているが、当該業者はプライバシーポリシーを私に通知することなく個人情報の取得、及び第三者提供を行っていた。

すなわち、予め(本人の同意有無に関わらず)利用目的だけ一方的に規定しておき、本人に伏せたまま個人情報の収集を行うことで、後日、本人から法30条の利用停止等の要求を受けても、予め設定した利用目的の範囲内であることを理由として、当初目的に本人が同意していないにもかかわらず、30条1項の規定に基づいて当該要求を拒否できるのが、現行法の状況である。

このような法網回避の状況を是正するためには、利用停止等に関する要件緩和だけではなく、利用目的と本人の同意に関する条項を厳格化し、利用目的を本人に事後承諾させる類型を明示的に排除する必要がある。

すなわち、

法15条で規定された利用目的に対し、本人が“事前に”承諾していること

を事業者側の個人情報利用の要件として、個人情報保護法内に明示的に記載するとともに、当該要件に違反した場合、無条件で本人による利用停止等を可能としたり、行政処分の対象とすべきと考える。

【個人】

45	<p>(該当箇所) 8ページ 14行目 「プライバシーマークの審査基準」</p> <p>(御意見) プライバシーマークの認証が「一定の基準に基づく認証制度」であるかのような記述は避けるべきである。</p> <p>(理由) ※プライバシーマークの認証を得ていたリクルートキャリアが多くのメディアで2019年の個人情報の取扱いに関する社会問題の1位に上がっている。また、本件において行政指導を受けた38社のうち8社がプライバシーマークの認証を得ていた。就活生の多くがこのプライバシーマークに裏切られたという気持ちを個人情報保護委員会は全く分かっていない。また、プライバシーマークの認証を得ている企業からの流出事件も後を絶たない。一般消費者がプライバシーマーク制度に過度な期待を寄せないよう、個人情報保護委員会が示す文書の中に1つの認証制度を担ぐような記述は避けるべきではないか。</p> <p>【匿名】</p>
46	<p>(略)</p> <p>私のようにアカウントを退会する者（ネットでの入会ではない場合、紙記入ベース等で） 且つ、 （今般は（略）ですが、その他の企業でも）（略）取引で対（略）に損害行為を与えてない消費者の個人情報の削除願いは、一定の期限：退会から1ヶ月等を定めてでも、個人情報削除を企業側にさせるような法律の立法、施行を何卒お願いしたいです。 一切合切削除をさせるのが困難ならば、消費者の要望があれば、困難な手続き無く、スムーズに、その者の個人情報の削除をできるように。</p> <p>必ずと言っていい程、個人情報漏洩は起こり得ます！ 宜しくお願い致します。</p> <p>【個人】</p>

47	<p>(該当箇所) 8ページ 29行目 「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」 (御意見) 「保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求権」に関して、「個人の権利利益の侵害がある場合」に限られることを明確に定めて欲しい。 (理由) ※「事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる。」と大綱には書かれている。一方で「事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容する。」と書かれている。事業者においては、「代金請求」や「商品リコールの緊急連絡」などの必要から顧客からデータ消去を求められても対応できない理由を持ったものがある。これらは正当な権利であって、「許容する」などと言われる筋合いのものではない。「保有個人データの消去の請求権」に関して、「個人の権利利益の侵害がある場合」に限られることを明確に定めて欲しい。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
	<p>p 8 第3章 第1節 3. 第3段落「EUのGDPRも参考にしつつ」について</p> <p>[意見] 今後の法令等改正の際には、GDPRがプライバシー業界にもたらしたプラスのインパクトのみならず、欠陥も参考にしてほしい。</p> <p>[詳細] GDPRの登場が、プライバシーや個人情報といった比較的軽視されてきた人権・利益に対する見方を大きく変えたエポックメイキングな事実であったことは否定しない。実際、Google、ブリティッシュ・エアウェイ、マリオット・インターナショナルへの多額の制裁金はGDPRによる制裁を通して、企業にプライバシー保護の重要性を実感させた。 ただ、GDPRは、プライバシーとデータ利活用のバランスに向けた試みであって、常に試行錯誤が続いているということを改めて強調したい。すなわち、GDPRは教条主義的なものではなく、EUにおいても、改正提案がドイツのデータ保護機関からも提出されている。 (ドイツの保護機関らによるGDPR改正提案(昨年12月に公表。英語版) : https://www.datenschutzkonferenz-online.de/media/dskb/20191213_evaluation_report_german_dpa_s_clean.pdf)</p>

48	<p>たとえば、令和2年度改正では、「適正な利用義務の明確化」によって、形式的・手続的規制に偏っていた個人情報保護法を、より実質的な規制にしていこうという意気込みが感じられるし、また、それはリクナビ事件を踏まえると妥当な判断と考える。とはいえ、それは、実質的な判断というより高度な作業を行う職員の増員があってこそはじめて可能なことである。</p> <p>しかし、個人情報保護委員会の現在の職員数は130名強であり、令和2年度に向けて増員要請をしたもの、10名弱程度の増員しか認められておらず、マンパワーが不足している。そうすると、漏えい報告の法定義務化に伴う対応に余計な時間が割かれることを踏まえると、マンパワーが足りなくなることが容易に予想される。</p> <p>実際、GDPRの運用でも、類似の問題が生じていることは、上記のドイツのデータ保護機関のレポートにも取り上げられているところである。レポートから翻訳・一部抜粋すると「GDPRの規制内容はあいまいであるものの、制裁金が多額のため、企業から多くの相談が規制当局に寄せられており、それに対応するマンパワーが足りない」「とりあえず当局への漏えい報告をしておこうという考えで安易に報告が行われる結果、軽微な事案まで報告されてくる事態に至っている」などの記述がみられる。</p> <p>令和2年度改正が持つインパクトは大きい反面、それを実質的に支えるPPCの体制が整っていないのではないかという示唆がGDPRから得られる。</p> <p>それに対する対応としては、たとえば、さらなる予算・人員の拡充やたとえば、パートタイムの外部のプライバシー専門家の起用などを行うことが考えられる。</p> <p>【個人】</p>
49	<p>(該当箇所) 8 ページ 3 「利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和について」</p> <p>(御意見) 本人による個人データの利用停止等の請求については、要件の緩和に留まらず、無制限に認めることとすべきである。</p> <p>(理由) 個人情報保護法は、大規模漏えい事件をきっかけとした2015年改正によって、名簿等販売事業者対策が強化されたが、現在においても、事業者が、名簿販売事業者から購入した個人情報をもとに行った「勧誘」がきっかけとなって消費者被害が生じることが少なくない。特に、昨今、いわゆる名簿販売事業者が、特殊詐欺犯罪グループに名簿を提供していたとして逮捕されるなど、名簿販売事業者による情報の頒布をきっかけとした消費者被害は深刻な問題となっている。</p> <p>しかしながら、現在の規定では、個人データの利用停止等を請求できる場合が、不適正取得と利用目的外利用だけに限定されており、要件の緩和程度では、上述の問題に対する根本的な解決とならない。</p> <p>個人情報に関しては、本来、本人が自由に処分・管理できるものであるのだから、本人の完全なコントロール権を認めるため、個人データの利用停止等の請求については、無制限に認めるべきと料する。</p> <p>【個人】</p>

50	<p>(該当箇所) 8 ページ 3 「利用停止, 消去, 第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和について」</p> <p>(御意見) 本人による保有個人データの利用停止等の請求については, 要件の緩和に留まらず, 無制限に認めることとすべきである。</p> <p>(理由) 個人情報保護法は, 大規模漏えい事件をきっかけとした2015年改正によって, 名簿等販売事業者対策が強化されたが, 現在においても, 事業者が, 名簿販売事業者から購入した個人情報をもとに行った「勧誘」がきっかけとなって消費者被害が生じることが少なくない。特に, 昨今, いわゆる名簿販売事業者が, 特殊詐欺犯罪グループに名簿を提供していたとして逮捕されるなど, 名簿販売事業者による情報の頒布をきっかけとした消費者被害は深刻な問題となっている。 しかしながら, 現在の規定では, 個人データの利用停止等を請求できる場合が, 不適正取得と利用目的外利用だけに限定されており, 要件の緩和程度では, 上述の問題に対する根本的な解決とならない。 個人情報に関しては, 本来, 本人が自由に処分・管理できるものであるのだから, 本人の完全なコントロール権を認めるため, 個人データの利用停止等の請求については, 無制限に認めるべきと思料する。 【個人】</p>
51	<p>(該当箇所) 8 ページ 3 「利用停止, 消去, 第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和について」</p> <p>(御意見) 本人による保有個人データの利用停止等の請求については, 要件の緩和に留まらず, 無制限に認めることとすべきである。</p> <p>(理由) 個人情報保護法は, 大規模漏えい事件をきっかけとした2015年改正によって, 名簿等販売事業者対策が強化されたが, 現在においても, 事業者が, 名簿販売事業者から購入した個人情報をもとに行った「勧誘」がきっかけとなって消費者被害が生じることが少なくない。特に, 昨今, いわゆる名簿販売事業者が, 特殊詐欺犯罪グループに名簿を提供していたとして逮捕されるなど, 名簿販売事業者による情報の頒布をきっかけとした消費者被害は深刻な問題となっている。 しかしながら, 現在の規定では, 個人データの利用停止等を請求できる場合が, 不適正取得と利用目的外利用だけに限定されており, 要件の緩和程度では, 上述の問題に対する根本的な解決とならない。 個人情報に関しては, 本来, 本人が自由に処分・管理できるものであるのだから, 本人の完全なコントロール権を認めるため, 個人データの利用停止等の請求については, 無制限に認めるべきと思料する。 【個人】</p>

52	<p>(該当箇所) 8 ページ 3 「利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和について」</p> <p>(御意見) 本人による保有個人データの利用停止等の請求については、要件の緩和に留まらず、無制限に認めることとすべきである。</p> <p>(理由) 個人情報保護法は、大規模漏えい事件をきっかけとした2015年改正によって、名簿等販売事業者対策が強化されたが、現在においても、事業者が、名簿販売事業者から購入した個人情報をもとに行った「勧誘」がきっかけとなって消費者被害が生じることが少なくない。特に、昨今、いわゆる名簿販売事業者が、特殊詐欺犯罪グループに名簿を提供していたとして逮捕されるなど、名簿販売事業者による情報の頒布をきっかけとした消費者被害は深刻な問題となっている。 しかしながら、現在の規定では、個人データの利用停止等を請求できる場合が、不適正取得と利用目的外利用だけに限定されており、要件の緩和程度では、上述の問題に対する根本的な解決とならない。 個人情報に関しては、本来、本人が自由に処分・管理できるものであるのだから、本人の完全なコントロール権を認めるため、個人データの利用停止等の請求については、無制限に認めるべきと史料する。 【個人】</p>
53	<p>(意見) 本人による保有個人データの利用停止等の請求については、要件の緩和に留まらず、無制限に認めることとすべきである。</p> <p>(理由) 個人情報保護法は、大規模漏えい事件をきっかけとした2015年改正によって、名簿等販売事業者対策が強化されたが、現在においても、事業者が、名簿販売事業者から購入した個人情報をもとに行った「勧誘」がきっかけとなって消費者被害が生じることが少なくない。特に、昨今、いわゆる名簿販売事業者が、特殊詐欺犯罪グループに名簿を提供していたとして逮捕されるなど、名簿販売事業者による情報の頒布をきっかけとした消費者被害は深刻な問題となっている。 しかしながら、現在の規定では、個人データの利用停止等を請求できる場合が、不適正取得と利用目的外利用だけに限定されており、要件の緩和程度では、上述の問題に対する根本的な解決とならない。 個人情報に関しては、本来、本人が自由に処分・管理できるものであるのだから、本人の完全なコントロール権を認めるため、保有個人データの利用停止等の請求については、無制限に認めるべきと史料する。 【個人】</p>

54	<p>1 意見の趣旨 本人による保有個人データの利用停止等の請求については、本人の請求があれば、認めるように改正すべきである。</p> <p>2 意見の理由 事業者が、名簿販売事業者から購入した保有個人データを利用して勧誘がきっかけとなって消費者被害が生じることが少なくない。特に、昨今、いわゆる名簿販売事業者が、特殊詐欺犯罪グループに名簿を提供していたとして逮捕されるなど、名簿販売事業者による情報の頒布をきっかけとした消費者被害は深刻な問題となっている。 しかしながら、現在の規定では、個人データの利用停止等を請求できる場合が、不適正取得と利用目的外利用だけに限定されており、本人の預かり知らないところで、情報を利用して、利用停止等を求めることができないという状況が存在する。 本来、個人情報に関しては、本人が自由に処分・管理できるものであり、本人の完全なコントロール権を認めるため、個人データの利用停止等の請求については、本人が同意を撤回する場合も含め、本人が求める場合には、無限定に認められるべきである。 【個人】</p>
55	<p>p. 8</p> <p>3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 「保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。」 【意見】 本人の権利保護を強化することには賛成であるが、「開示の請求は、訂正、利用停止等の請求の前提となる手続でもあり(p. 9)」とある通り、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求は、予め開示手続きを本人が行い、その結果を受けた後に行うことを徹底していただきたい。 【個人】</p>

56	<p>1つ目（該当箇所） 8ページ 29行目 「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」 （御意見） 「保有個人データの利用停止、消去の請求、第三者提供の停止の請求権」に関して、「個人の権利利益の侵害がある場合」に限られることを明確に定めて欲しい。 （理由） 「事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる。」と大綱には書かれている。一方で「事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容する。」と書かれている。通信販売業においては、「代金請求・督促」や「商品リコール・アフターサービス等の緊急連絡」などの必要から顧客からデータ消去を求められても対応できない理由を持ったものがある。これらは正当な権利であって、「許容する」などと言われる筋合いのものではない。「保有個人データの消去の請求権」に関して、「個人の権利利益の侵害がある場合」に限られることを明確に定めて欲しい。 【公益社団法人 日本通信販売協会】</p>
57	<p>【該当箇所】 P9：第3章第1節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 【意見】 利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置を取る場合には請求に応じないことを許容する例外規定につきましては、ガイドラインやQ&Aなどにより具体的に示すようお願いいたします。権利利益の侵害を受けたかどうかは事業者が判断する（できる）ものではありませんし、あくまで本人の判断に基づくものと考えます。よって原則的には事業者は利用停止等の請求に応じるべきと考えます。例外規定を設けるのであれば、その規定が利用停止・消去又は第三者提供の停止に応じたくない事業者にとっての都合の良い逃げ道にならないよう、明確な基準を設けるべきと考えます。 【個人】</p>

58	<p>■第3章・第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 >制度改正大綱（該当箇所） 【利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和】P8-9 ○こうした意見を踏まえ、事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。 ○ただし、事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容することとする。</p> <p>>意見 個人の権利利益の侵害がある場合に保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利行使の範囲を広げることにつき基本的に異論はございません。 なお、法令違反行為がないにもかかわらず、事業者におけるサービス提供に必要不可欠な情報にまで利用停止等の権利範囲を広げた場合、本人に対するサービスの履行が不可能となりますので、そのような情報は対象外としていただくようご配慮をお願いいたします。 * JISQ15001における利用停止の例外（4.4.4.5） b) 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 【個人】</p>
59	<p>1. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に原則応じることを義務化するよう要望します。（P8） （理由） 現在、利用停止、消去、第三者提供の停止を請求することができるのは、個人情報をも目的外使用したときや、不正な手段によって取得した場合に限られています。個人情報はその個人のものであり、自分の情報の利用を停止したい、消去したいという要望は当然のことと考えますが、事業者が法律違反した場合に限られている現状では、個人の権利を損なうこととなります。 事業者が個人情報を取得する際に、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされていますが、消費者が具体的にイメージできるように明確に特定し、かつ適切な表示をすべきところ、十分ではないケースがあります。特に、「名簿屋」に提供される可能性があるということを理解できているとは考えられません。また、「名簿屋」に提供されると、その後の利用については消費者はなすすべがありません。消費者がその事業者が提供する商品の購入、サービスの利用をしたい場合は、個人情報の提供を余儀なくされるため、利用目的があいまいであっても同意せざるを得ず、結果的に利用目的を明確に把握しないまま同意していると思われる。一方、意に沿わない利用目的であることが明確であれば、その契約をしないという選択ができます。 消費者が、利用目的が意図しないものだった、その事業者との関係を断ちたいなどの理由から、利用停止、消去、第三者提供の停止を申し出て、同意を取得していることを理由に拒否される可能性があります。反面、応じた場合の事業者に発生するデメリットは想定できず、なぜ利用停止等をしてもらえないのか明らかな理由がないため、消費者は不本意であり、その事業者への信頼はなくなると考えます。 さらに、事業者が目的外利用している、適正な取得をしていないなど法令違反をしているかどうかは消費者が確認し交渉することは到底困難です。インターネット取引が急激に拡大している状況において、要請があれば原則利用停止等に応じることを義務化しなければ、取引の安全は確保されません。</p>

	<p>改正案に示されているように、事業者の負担軽減等の理由がある場合に、請求に応じない例外規定を設ける場合は、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難であり、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置を取ることを条件にすることに賛成します。</p> <p>ただし、安易に請求拒絶をしないよう、実効性のある措置にすること、それを明確化すること、そして、消費者に対し丁寧に説明することを求めます。</p> <p>加えて、第19条において、「データ内容の正確性の確保等」として、「個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」とされ、努力義務規定となっています。義務規定とするべきです。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>
60	<p>意見3：1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 同意や上記適正な利用義務の明確化にも関わることだが、前提として、データを使って行っているサービス毎に、収集するデータの内容と、そのデータを使って何をするのか、評価する際はその評価要件、第三者提供又は共有する際は、提供、共有する根拠の説明と、提供、共有するデータ及び企業名が、明確かつ十分に説明されていないといけない。この前提が不十分な状態では、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求が難しいのではないかと。よって、上記前提の徹底、明確かつ十分な説明をお願いしたい。具体的には、法第15条「…その利用の目的…を…特定し」の「特定」を「データを使って行っているサービス毎」に、「できる限り特定」を、個別具体的に(合理的に判断できる範囲で)特定する方向で検討していただきたい。そして、法16条1項の徹底をしていただきたい。</p> <p>「個人の権利利益の侵害がある場合」(大綱p.8)を「本人の請求があった場合」そうする義務があると成文化していただきたい。</p> <p>また、個人の尊厳(人権)や自由を侵害していることが焦点であるのに、それらを問題にせず、消去すればいいというような安易な運用が行われないように、データによる基本的人権を侵害するような差別的取扱いの禁止を成文化していただきたい。</p> <p>【個人】</p>
61	<p>(該当箇所) p8 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (意見) 保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることに賛成します。ただし消費者は、権利利益の侵害がいつ生じるか分からず不安であるため利用停止等の請求をするものであることから、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」という限定は不要と考えます。</p> <p>また、「請求に応じないことが許容される例外」が拡大解釈されないようにしてください。</p> <p>(理由) 個人情報本人のものであり、利用や第三者提供の停止などのコントロールは本人ができるべきであると考えます。</p> <p>【全大阪消費者団体連絡会】</p>

62	<p>(該当箇所) 8ページ (意見)</p> <p>「契約の締結又は履行に必要な場合」における債務不履行や回収不能案件などの契約が履行されていない状況（個人情報）の利用停止等の要件緩和措置については、「本人の権利利益を保護すること」に該当せず、要件緩和は認められないと思料します。これを認めた場合には、利用停止等の請求権の乱用となるおそれがあるため、適用除外の要件を具体的に明確かつ客観的に判断できるよう規定する必要があると考えます。</p> <p>(理由)</p> <p>1. 売買契約等の契約行為において、契約が守られない状況（債務不履行や回収不能等）になった者の個人情報の利用停止等の請求に応じることは、「個人の権利利益を保護する」ためのものではないと考えます。契約を守られない者が自分の情報を利用停止等の請求権により行使し、その者が再度売買契約等を締結し、繰り返しの債務不履行等の状態になるおそれがあるため。また、契約の相手方としては防衛上、その者の契約履行状況等の個人情報を保有し、繰り返しの債務不履行に合わないために契約締結するか否か判断する必要があると考えます。</p> <p>2. 反社会的勢力、クレーマー、不正利用者等の情報保有は必要であり、個人の権利利益の保護に該当しないと考えます。これらの者に対して個人の権利利益の侵害があるから利用停止等の措置を行うことは、事業者において繰り返しのトラブル、業務妨害や業務負担の増加を懸念します。</p> <p>【個人】</p>
63	<p>私は個人として日本で初めて米国グーグルを相手にプライバシー侵害に基づく削除を求める訴訟を提起し、平成26年10月9日の判決において、東京地裁がグーグルに対して検索結果の削除を命じる仮処分を発令した裁判の申立人です。</p> <p>(中略)</p> <p>情報利用の同意については、いつでも取り消して、削除を求めることができるようにすべきです。本人が提供した覚えのない形でデータが流通し、望まない形で提供されている場合があるからです。私は以前、予備校の夏期講習の参加者向けに配布するという事で、自己紹介や出身校などの個人情報を提出しましたが、後に2ちゃんねるに載せられ、それを見た人達が出身地や親の勤務先などを調べ上げ、まとめた形で色々なミラーサイトに転載され、事実無根にもかかわらず犯罪者として炎上し、グーグルの検索結果に何百万件も表示され、グーグルが検索結果から削除しなかったため、内定を取り消され、人格を抹殺されました。今でも怖くて結婚出来ません。これを個人情報保護法で保護してもらいたいです。</p> <p>【個人】</p>

64	<p>第3章「個別的検討事項」第1節3「利用停止、消去、・・・要件の緩和」について</p> <p>利用停止、消去、第三者提供の停止の請求の要件を緩和はぜひすすめていただきたいと思います。特に消去権について、現行法では、当該個人情報不正な手段より取得された場合（第17条）、本人の同意を得ないで利用目的の範囲を超えて取り扱われた場合（第16条）に限定されています。基本的に消去権は本人が当該データの消去を求めた場合、認めるとしたうえで、例外的規定を設けるとすべきです。この保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止の要件の緩和を考えるうえで、重要なことは、個人情報保護法において個人情報取扱事業者は個人情報の取得にあたって本人の同意を必要とするということを明記することだと考えています。そのことを明確にすれば本人が自らの意思としてデータの利用停止、消去権などを求めた場合、同意と撤回の問題として関係性が明確になります。GDPRでは、個人データの取得にあたっての本人の同意が明確に規定されています。個人情報保護法もその方向で改正されるべきです。 【個人】</p>
65	<p>◆『第3章／第1節／3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求にかかる要件の緩和、4. 開示請求の充実、5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大』についての意見</p> <p>保有個人データの利用停止、消去、第三者提供の停止請求が、「個人の権利の範囲を広げる方向」で検討が行われたことはよいと思います。しかし本来は、自分の個人情報に対する権利は最大限に尊重されるべきであることから、「請求に係る要件を緩和する」という姿勢は、主従が逆転していると言わざるを得ません。</p> <p>しかも、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」と断りながら、「事業者の負担軽減等の観点」を理由に「請求に応じないことを例外的に許容する」という姿勢には大きな疑問を禁じえません。「個人の権利利益の侵害」に対しては何をおいてもその解消に努めるべきであり、それこそ事業者に対しては、事業の存続よりも優先すべき事項だという指導を徹底すべきだと考えます。</p> <p>また、開示請求について、「開示の仕組みは、個人情報の適正な取り扱いに関するルールの中でも重要な仕組みの一つ」と述べていることは重要だと思います。</p> <p>これらのことから、データ主体による、保有個人データに対する利用停止・消去の請求、第三者提供の停止請求、そして開示請求に対しては、GDPR第3章に規定されている「データ主体の権利」と同等の対応を、法律として規定するよう強く求めます。 【個人】</p>
66	<p>I</p> <p>1. 利用の停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>個人のプライバシーの権利は本来保障されるべきで、「個人の権利の範囲を広げる」という表現は適切でない。当該要件を緩和するだけでなく、抜本的に見直すべき。 【個人】</p>

67	<p>1. 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の要件の緩和 (該当箇所) 9ページ 2行目 「本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとる場合」 (意見)</p> <p>保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に関する要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることには賛成であるが、利用停止・消去または第三者提供の停止を行うことが困難な場合にあって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置をとる場合は、請求に応じないことを例外的に許容するとあるが措置の内容が曖昧である。例えば利用停止、第三者提供の停止は義務化し、消去のみに例外規定を設けてはどうか。 【一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会】</p>
68	<p>第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利のあり方 3. 利用の停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人による利用停止等の請求を、事業者が個人情報適法に取得・利用している場合にまで認めると、正当な事業活動を阻害することが強く懸念される。 ・仮に、本人による利用停止等の請求の範囲を拡大するのであれば、大綱に記載されているとおり、本人による利用停止等の請求を「個人の権利利益の侵害がある場合」に限定するとともに、事業者の予見可能性を高めるため、「個人の権利利益の侵害がある場合」を明確にすべきである。 ・また、他法令の要請、法的請求に対する防御、公益上の理由など、保有個人データを保持する正当な理由がある場合の例外措置を設けるべきである。 <p>【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
69	<p>(利用停止権・開示のデジタル化について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人にとって、自己の情報がだれに保有され、どのように利用されるかは大きな関心事となりつつある。また、個人情報他人に保有され、利用されることがリスクを伴うと受け止められる向きもある。実際、リクナビの事例では、個人情報本人の知らないところで本人に不利に作用する可能性のある形で利用された。自己の情報の保有状況や利用状況がわからない、わかっても対応のしようがないという状況は、個人情報の発生や提供を伴う行為を差し控える要因になりかねない。 ・例えば、1月6日放映のNHKの朝の情報番組では、キャッシュレス決済について、その利用により購入履歴が決済業者に蓄積されることへの不安に話題が及んだ。情報法の大学教員は、決済業者に自分の購入情報を知られたくない場合には、キャッシュレスの利用は控えるとコメントされた。 ・現状、大手プラットフォーム業者をはじめとして、事業者側に本人も覚えていない情報、本人も意識していなかった情報を含め、多くの情報が蓄積され、個人の情報に関する本人と事業者間の情報格差が拡大しつつある。また、プロファイリング技術の発達や、ターゲティング広告等をはじめとして、個人情報の利用のあり方という点でも、個人と事業者の格差が拡大しつつある。このような中で、個人情報の濫用や不適切な利用が行われるときには、個人への影響は大きなものとなり得る。個人の不安は、このような実態を背景にしている。

- ・このような中で、個人が自己の情報の保有や・利用状況を容易に知ることができ、望まない場合にはその利用の停止等、情報の管理や利用に積極的に関与できることは、必要かつ重要である。そうしたあり方は、個人の不安を軽減し、個人情報の保有や利用への信頼を高めることに資すると考えられる。
- ・かかる観点から、個人情報の開示を、取得や分析に便宜なデジタル情報で得ることが保障されるべきであるし、個人保有データの利用停止、消去、第三者提供の停止の権利が広範に保障されるべきである。
- ・個人が情報の管理や利用に積極的に関与することは、新たなサービスを生み出す契機ともなり得る。例えば、個人が、事業者の保有されている自己の情報を知り、利用することにより、その情報の利活用やその情報に基づく新たなニーズを自ら発見する、あるいは事業者とのやり取りの中で開発していくということもあり得る。このような観点からも、個人情報の管理や利用への個人の積極的な参加を推進するとともに、その環境を整えるべきである。

【東京合同法律事務所】

情報信託機能普及協議会は、情報信託機能の社会実装と普及に資することを目的に、業種を超えて理念に賛同する各社との連携した活動を行います。
 パーソナルデータが安心・安全に流通する社会の実現を目指しています。

●第3章 第1節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和
 <意見>

個人データの利用促進という観点において、現状、事業者の個人データ取り扱いに対する不安や不満を感じている生活者も多く、事業者へ個人データを開示、利用させることに対して消極的であると推察される。

本項の要件緩和により、個人の権利範囲が広がることで消費者の安心感が醸成され、事業者の個人データ利用に対する受容性も高まる可能性があることから、個人の保護だけでなく、利用促進の観点においても効果が期待でき、結果的に個人と事業者の双方にとって利便性が高まるものと考えられる。尚、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る標準的な方法や仕組みについても具体的な例示が示されると望ましい。

また、個人データの利用促進という点では、生活者自身における個人情報に関する意識、そして、その取扱いに関するリテラシーが向上し、自身の個人情報をコントロールすることについて、より主体的に関わりを持つひとつの契機になる、と思われる。

【情報信託機能普及協議会】

70

71	<p>(該当箇所) 9ページ ○ ただし、事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容することとする。</p> <p>(御意見) 「他規制により利用停止・消去を行えない場合」を加えてはどうか。</p> <p>(理由) データの消去等を行うことで、他の規制上必要なデータや透明性を失うことになるケースがあるのではないかと危惧するため。例えば医薬品健康被害救済のために収集した個人情報に対し消去を求められ、消去する事で、健康被害の救済義務を履行出来なくなる、また副作用情報の欠落や財務上の透明性を失う等の恐れがあるのではないのでしょうか。 【MSD株式会社 グローバル研究開発本部】</p>
72	<p>No. 2 【頁】 P. 8 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 ○こうした意見を踏まえ、事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。</p> <p>【意見】 ・個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に「念頭」、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和の「緩和」をガイドライン等で具体的に示して頂きたい。</p> <p>【理由】 具体的且つ明確にさせていただくことで、事業者が実際の対応の場面において迷うことが無くなることで、結果的に本人の権利保護に繋がります。 また、明確化する際は、個別に業界団体などと話し合い、対応していただきたい。 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>

No. 3

【頁】

P. 9

【該当箇所】

第3章 個別検討事項

第1節 個人データに関する個人の権利の在り方

3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和

○ただし、事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容することとする。

【意見】

73

「例外的に許容」される「これに代わる措置」をガイドライン等で具体的に示して頂きたい。

また、事業者の負担軽減の観点はもとより本人の権利保護も鑑み「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが法令等に反する場合であって、別に定める本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容し、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする。」

としてはいかがでしょうか。

【理由】

「例外的に許容」される「これに代わる措置」を具体的に且つ明確にさせていただくことで、事業者が実際の対応の場面において迷うことが無くなることで、結果的に本人の権利保護に繋がります。

また、明確化する際は、個別に業界団体などと話し合い、対応していただきたい。

【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】

74	<p>(該当箇所) 8ページ (意見)</p> <p>1. 与信事業者は適正与信、過剰与信防止を目的として、個人信用情報（クレジット契約の成約情報やその後の支払状況等）を個人信用情報機関に登録し、機関の会員は当該情報を参考にした上で業務を行っている。与信分野における適正与信、過剰与信防止を目的とした個人信用情報機関や与信事業者が保有する個人信用情報については、個人の利益保護のために必要な利用であり、与信事業者にとっては個人信用情報の継続保有が上記の目的との関係で不可欠であることから、当該情報の利用停止や消去、第三者提供の停止に係る請求の例外的取扱の対象となることを確認したい。</p> <p>2. また、利用停止や消去等の請求や第三者提供の停止に係る請求権行使に関し、「個人の権利利益の侵害がある場合」とは、個人の主観のみを根拠とするのではなく、客観的にみて、明らかに侵害があると認められる場合など、その要件が認められる範囲を慎重に検討し、明確化していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>上記1. 2. の意見については以下同じ理由である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人信用情報には、割賦販売法の登録義務規定がある情報のほか、割賦販売法の規定のない情報（マンスリークリア（翌月1回払い）や保証、リース契約に関する情報）も適正な与信業務のために含んでいる。当該情報の利用停止や削除、第三者提供の停止に係る請求に応じた場合には、適正な与信業務が遂行できず、過剰与信防止に多大な支障を来すこととなる。 ・自社保有個人データにおいて、過去に審査否決になった事実及びその当時の判断理由等は、後に同一人から申込みがあった場合の審査に重要な判断要素になる。安易に利用停止、消去の要件を緩和してしまうと、多重債務者の発生防止や、マネーロンダリング・詐欺的行為の発生防止に支障を生ずることが懸念される。 ・貸倒れ等の債務不履行となった方からの自社保有個人データの利用停止、消去の請求を認めた場合、誤った与信判断を行う懸念がある。また繰り返しの債務不履行状態になるおそれがあり、適正な与信業務を遂行することが不可能となる。また、かえって多重債務を発生しうる要因ともなり、社会全体のモラルハザードを惹起する懸念がある。 <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
75	<p>(該当箇所) 8ページ (意見)</p> <p>ガイドライン等で「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置」にあたるかどうか判断できるような事例を示していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>適正とはいえない請求の濫用を防ぐため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

76	<p>■箇所 8 ページ 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>■意見・理由 「事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」とありますが、事業者都合で不明確な理由により請求を却下することを防ぐために、「個人の権利利益の侵害がある場合」の具体例をお示しください。また、権利利益の侵害の判断主体をお示し願います。 【(株)NTTデータ】</p>
77	<p>■箇所 8 ページ 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>■意見・理由 「事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。」とありますが、提供元または第三者提供先のいずれかのみが個人の権利利益を侵害した場合は、侵害した者のみが個人からの請求に基づき対応が必要となるとの認識で宜しいでしょうか。 【(株)NTTデータ】</p>

78	<p>第3章 個別検討事項 第1節 個人情報に関する個人の権利のあり方 「3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」 【意見】 ○事業者の適切な業務運営が損なわれることのないよう、利用停止等の規律のあり方を慎重にご検討いただきたい。とりわけ損害保険事業においては保険契約者、被保険者、保険金受取人その他の関係当事者が多く存在し、保険金の支払が完了するまでに相当な長期の期間を要することがあるため、一当事者からの要請で利用停止等の対応をとらざるを得ない場合、損害の調査等に必要な情報を網羅的に把握することが困難になり、円滑な保険金の支払に支障をきたす懸念がある。また、多重保険金請求者対策やモラルリスク対策等の様々な取り組みを実施し公平で安定的な制度を確保することが事業の前提であることから、このような制度運営に影響が生じないようご留意いただきたい。</p> <p>○なお、個人の権利の範囲を広げる対象として念頭に置かれている「個人の権利利益の侵害がある場合」や、例外的な対応が許容される「停止を行うことが困難な場合」や「必要なこれに代わる措置を取る場合」の該当性については、予見可能性の高い規定となるようご留意いただきたい。</p> <p>【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>
79	<p>※文字数制限の都合上6回に分けて提出いたします。今回は2/6の提出分です。</p> <p>第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>【意見1 (P8)】 ・利用停止請求権等の要件を「個人の権利利益の侵害がある場合」に限定するとともに、「個人の権利利益の侵害がある場合」や「侵害がない場合」に該当するケースをガイドライン・Q & Aで例示していただきたい。</p> <p><理由> ・必ずしも個人の権利利益の侵害に結びつかない、サービスの改善のための企業内データ分析（第三者提供もプロファイリングも行わない）のような利用形態までを利用停止請求権の対象とすることは、保護と有用性とのバランスを崩すものと考えられるため。また、サービスによっては、利用停止に応じるためには、消費者のデータ自体を全消去しなければ対応できないシステムも多く存在する中、侵害がない場合まで利用停止権を認めてしまうと、請求に応じることで消費者は逆にサービス自体を受けられなくなるという不利益を受けることも考えられるため。</p> <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>

80	<p>第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>【意見2 (P9)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用停止・消去等の請求に応じなくてよい場合として、大綱案に記載されている事項の他、 <ol style="list-style-type: none"> 1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合 2) 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合 3) 法令に違反することとなる場合 <p>も法律上、明記していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」に該当する事例（例えば仮名化）を、ガイドライン等で具体的に示していただきたい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人からの請求に応じなくてよい事由は、現在でも「保有個人データを開示しないことができる場合」として、個人情報保護法第28条2項で明確にされているほか、JIS Q 15001:2017付属書A 3.4.4.7でも 3.4.4.5 a)～c)の但書を参照して容認されており、プライバシーマーク事業者の実務としても定着している。今回の法改正が、プライバシーマークのレベルを超える過重な利用停止・削除等の義務を課すものではなく、善良な事業者の適正な業務遂行には影響を及ぼさない改正であることを明確にさせていただくため。 ・また、「これに代わる措置」については、現行の個人情報保護法ガイドライン（通則編）P.69でも「特定の個人を識別できないようにする」「全部消去を求められた場合でも、利用停止で是正できれば義務を果たしたことになる」等と示されているところであり、今回の法改正においては、仮名化の措置でも十分なことを明確にさせていただくため。 <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
81	<p>■箇所 8 ページ 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>■意見・理由</p> <p>「事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。」とありますが、個人から事業者等へ要求可能な証跡等の種類や範囲などについてお示し願います。</p> <p>【(株)NTTデータ】</p>

82	<p>■箇所 9 ページ 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>■意見・理由 「負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容することとする。」とありますが、「第三者提供の停止を行うことが困難な場合」および「本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置」の具体例をお示し願います。</p> <p>【(株)NTTデータ】</p>
83	<p>1 削除請求権(8頁~9頁)について 大綱では、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求にかかる要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる」としています。 要件緩和の内容が抽象的ですが、いずれにせよ、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求ができる場合を個人の権利利益の侵害がある場合に限定することについては、反対します。原則と例外を逆にすべきです。 個人情報に対する権利は、憲法上の基本的人権の一つである幸福追求権に含まれる個人情報権であり、その具体化として、忘れられる権利、つながらない権利などが考えられます。そこで、原則として利用停止請求、消去請求、第三者提供の停止の請求ができるようにし、それを制限する合理的な理由がある場合を例外とすべきです。GDPRがそのような規定ぶりであり、カリフォルニア州法も同様です。先進国間の国際的整合性の観点からも、日本の個人情報保護法もそのレベルを目指すべきです。プロファイルの制限についても同様です。</p> <p>【個人】</p>
84	<p>第3章第1節3について 意見：個人の権利利益の侵害がある場合を「念頭に」するのではなく、個人の権利利益の侵害があることを「要件」とすべきではないか。 理由：たとえば受領者においては法17条違反がないものの、提供者においては法23条違反があるような場面において、受領者側にも消去・利用停止等の義務を課すことになれば、過失のない受領者に多大な負担をかけ、個人情報の適切な利活用を過度に阻害する事態が発生することが予想される。仮に上記の場面において受領者側にも消去・利用停止等の義務を課す場合、消去・利用停止等を行うことが困難な場合であっても代替措置を取らなければ請求に応じなければならないという扱いにするのであれば、少なくとも、上記の場面において、(提供者に対して強制力を有しない)受領者によってどのような代替措置を取れば足りるのかを明確に示していただきたい。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>

85	<p>第3章第1節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>【意見】 「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し」との記載があるが、利用停止等の請求の権利を、「権利利益の侵害がある場合」やそのおそれがある場合に限定するのは妥当ではない。</p> <p>【理由】 個人の権利利益の保護において、コントローラビリティの確保が重要であることは冒頭で述べたとおりである。この改正提案は、保有個人データが違法な取扱いを受けている場合のみに利用停止等の請求を限定する現行法がコントローラビリティにおいて不十分なものであるとの認識の下に提案されたものであり、ここで、再度権利利益の侵害がある場合やそのおそれがある場合に限定することを持ち出すのは、改正提案の趣旨に反するものである。JISQ15001と同様の規律であれば、事業者の利益を不当に害することにもならないと考えられる。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>
86	<p>第3章について下記の意見を提出します。</p> <p>・第1節の3の3つ目の○の、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」という文言では、現行法から「要件の緩和」「個人の権利の範囲を広げる」ことになっているのかわかりません。また、権利利益を侵害しているかどうかを判断するためには、第3節の2の(4)の「保有個人データに関する公表事項の充実」において「保有個人データの処理の方法等」に何が含まれるかに大きく依存すると思われるので、両者を一体に検討してほしいです。</p> <p>【個人】</p>
87	<p>第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>利用停止等請求権については、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」要件を緩和することとされている。これは、利用停止等請求権が不法行為の特則としての側面を有することを明確化する趣旨を含むものと見受けられる。もっとも、一般に、公法上の義務違反は私法上の権利利益侵害に直結するものではないと考えられている（独占禁止法24条等参照）。権利利益の侵害を要件としない現行法の規定を併存させる趣旨であるとすれば、請求権の理論的性質および要件事実に疑義を生じることのないよう、配慮を要すると思われる。</p> <p>また、開示請求権等は、利用停止等請求権と異なり、事業者による行為の違法性（権利利益の侵害）を要件とするものではなく、不法行為の特則にはあたらない。この点について誤解を招くことのないよう、配慮を要すると思われる。</p> <p>【個人】</p>

88	<p>多くの消費者は、知らないところで自身の個人情報が売買されていることに不安を感じ、また、知らない業者からの電話勧誘を迷惑だと思っている。いわゆるカモリストは、怪しい投資商法や、原野商法の被害者をねらった悪質商法、さらには、特殊詐欺やアポ電犯罪などに使われている。</p> <p>示された大綱において、消去請求の要件限定の緩和や入手元情報の開示請求権など、実体法上、ネックとなっていた事項の改正が提案されたことを評価する。</p> <p>もっとも、実際に流通している名簿について利用停止・消去を求めることについては、本人関与の原則に基づくことは、OECDの8原則に基づいたバランスの取れたものであるとしても、現実には、未届けの名簿販売事業者はもちろん、届出済みの名簿販売事業者にも権利行使することは、一般消費者にとっては下記の通りハードルが高い。なぜなら、第1に、名簿販売事業者に個別に個々の消費者がコンタクトを採ることは負担で有り、第2に、本人確認書類提出を提出することにも不安があり、第3に、未届の名簿販売事業者は把握すること事態困難であり、連絡を取ることすら躊躇される、第4に、業者間の流通によって、一旦消去させてもまた入手されれ利用されるおそれもある、からである。</p> <p>それゆえ、権利行使を容易にするために、本人関与原則に基づく請求権行使の代理を行う機関ないし団体の制度を設けるべきである。その代理業務を行う事業については、個人情報保護委員会の許認可を要するとすべきである。なぜなら、「個人情報の削除」を持ちかけるような詐欺的商法（国民生活センター2014年7月30日報道発表参照）に利用されることを防ぐ必要があるからである。</p> <p>特殊詐欺グループに名簿を販売する事業者への対策については、昨年末に成立した大分県特殊詐欺等被害防止条例が、特殊詐欺等に利用されるおそれがあることを知ってする個人情報の譲渡を禁じ、同時に、個人情報譲渡時に本人確認を義務づけており高く評価できる。このような規律は、全国的に必要なものである。個人情報保護法においても、同様の規定を設け、さらに罰則による抑止も検討すべきである。</p> <p>【個人】</p>
89	<p>第3章 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和について</p> <p>「保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる」ことに賛成です。しかしマイナンバー制度では、番号法別表に規定されれば、利用停止や提供停止などの権利がまったく保障されていません。</p> <p>昨年9月26日の横浜地裁判決が「情報ネットワークへの接続の対象となる個人に関する情報の内容、性質、特に個人のプライバシーとして秘匿が求められる程度は様々であり、その性質に応じて、接続される情報ネットワークシステムの制度ないし運用に対する要請の内容、程度にも様々なものが考えられる。」と述べているように、個人のプライバシーについては個々の秘匿の程度等を判断すべきであり、マイナンバー制度においても利用停止や提供停止の権利を保障すべきです。</p> <p>【個人】</p>

90	<p>【該当箇所】第3章第1節3「利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」8ページ</p> <p>【意見1】利用停止等請求権に係る要件は、少なくとも「個人の権利利益を害するおそれがある場合」まで含め、データによる個人の選別が行われている場合はこれに該当するものとするべき。</p> <p>【理由】</p> <p>「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」とあるが、「侵害がある場合」に限定したのでは、目標として掲げている「消費者から……強い不満」に応えることにならないのではないか。このままでは、そもそも「個人の権利利益の侵害」とは何を指すのかが問題となる。どのような場合に「個人の権利利益の侵害がある」と言えるのかは、これまで公式には明らかにされてこなかったことからすると、その要件を適切に定めることには困難が予想され、それ故に、ごく狭い範囲を「侵害がある」と定めてしまう事態（例えば、裁判例が認めたような意味でのプライバシー権侵害がある場合に限るなど）に陥りかねない。そのような事態になれば、本法の趣旨をも狭めることになる。</p> <p>そこで、この要件の緩和に際しては、少なくとも「権利利益を害するおそれがある場合」までは拡大することが必要である。「権利利益を害するおそれ」は現行法においても条文に頻出するフレーズであり、その意義は相当程度広くすでに解釈されているものと考えられることから、今般の改正においてその意義を明確に定める必要はない。何を以て「権利利益を害するおそれがある」とするかは、法目的の明確化と合わせて、今後、検討を深めていくべきことである。</p> <p>なお、本人の同意なく「データによる個人の選別」が行われている場合は、「個人の権利利益を害するおそれがある場合」に当たるものと捉え、利用停止等請求権の対象とするべきである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>
91	<p>補足意見1 該当箇所p8-9 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る「要件の緩和」の要件の明確化と、例外的に許容される「必要なこれに代わる措置」の明確化</p> <p>理由： 個人の権利侵害の可能性の立証責任が生活者・消費者本人にある場合、侵害の有無をどの程度証明する必要があるのかが不明確なため、実質的に個人の権利の拡充に当たらない可能性がある。</p> <p>【個人】</p>

92	<p>(該当箇所) 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱 8ページ 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 27ページ Vペナルティの在り方 32ページ VII官民を通じた個人情報の取扱 1行政機関、得率行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化 2地方公共団体の個人情報保護制度</p> <p>(御意見) 諸外国(例えばEU-GDPRを例に…)への第三者提供を勧告し、我が国の個人情報保護法(H15年法第57号)第23条(第三社提供の制限)、第24条(外国にある第三者への提供の制限)、第29条(訂正等)、第30条(利用停止等)の要件緩和と、デジタルプラットフォーム対策としてGDPR17条(忘れられる権利)対策を今回の見直し法案に是非、取り組んで頂きたいと願っております。</p> <p>(理由) 個人情報取扱事業者がJIS15001・ISO/IEC27001・ISO/IEC27017等を取得し、事業者として国民の安心感を得ようとしています。今後ますます我が国から海外へ個人情報が流出する事は必然だと思っております。 例えば、報道を賑わせているGAFA・ファーウェイ、空港でのパスポートによる顔認証、我が国のマイナンバーカードを利用した情報等の保管場所が、各地方行政条約に左右される(参考:個人情報保護法制2000個問題)より国外を選ぶという一案も出てくる可能性があります。 Society5.0を考えると、例えば5.0Gの通信は交通(自動運転)・通信(スマホ・教育)のみならず情報社会の管理体制全般への影響は多大であると考えます。</p> <p>国内在住の外国資本企業が仕事を進める上で、また我が国が他国において情報管理する体制を考えると、我が国の個人情報保護法の罰則をペナルティ性を高めて強化するよりも、個人情報保護法に関連する他の法律で罰則するという従来の方法を進め、まずは個人情報の漏出を未然に防ぐためにも、舞台を国内から海外へと目を向け、GDPR16条(訂正の権利)、17条(消去の権利)、20条(データポータビリティ)を参考に、今回の法見直しで対策法案を成立していただきたいと願っております。</p> <p>罰則の強化(Vペナルティの在り方)につきましては、法第82条～第88条までの罰金を強化するのではなく、事業停止命令等を個人情報保護委員会が求めることが出来るという委員会の姿勢を示す事により、各条例(「一元化」で纏める案ではなく)を生かし、我が国がいかに個人情報を大切に考えているかをオリンピックの年に世界へ発信する事が効果的であると考えます。</p> <p>【個人】</p>
----	--

93	<p>1. 利用停止、消去、第三者提供停止の請求について</p> <p>利用停止、消去、第三者提供停止に係る請求権が報道適用除外の対象となっていることは、国民の知る権利に応える報道機関の役割に照らして適切である。大綱はこれらの請求要件の緩和を打ち出したが、報道適用除外は引き続き維持するよう求める。</p> <p>さらに、報道機関は過去の記事で取り上げた人物から、データベースに収録する記事等の削除・加工等を行うよう強い申し入れを受ける例が少なくない。</p> <p>報道された事項が時を経過しても引き続き公共の利害にかかわることは十分にあり得るのであって、これに関する報道の自由は手厚く保護されなければならない。個人情報保護法が「報道」の定義を「不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせること」等とし、時の経過を問題としていないことは妥当である。</p> <p>報道機関は各社の判断のもと、微罪記事の一定期間経過後の匿名・仮名化処理など、人権・プライバシー保護のための様々な取り組みを行っている。こうした取り組みにかかわらず時の経過により問題が生じた場合は個別に解決が図られるべきである。報道機関は申し入れに対して真摯(しんし)な検討を行っており、ガイドラインやQ & A等に、過去の報道も適用除外の対象となる「報道」に含まれる旨を明記していただきたい。</p> <p>【一般社団法人 日本新聞協会】</p>
94	<p>(該当箇所)</p> <p>8ページ 29行目 「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」</p> <p>(意見)</p> <p>法目的として守られるべき「個人の権利利益」とは何かについて、明確化されるべき。また、個人情報に関する権利はすべての権利に優先されるべきではないことも明確にすべき。</p> <p>(理由)</p> <p>守られるべき権利利益が明確でなければ、事業者が自主的に判断することが難しい。また、個人情報に関する権利対応(開示・利用停止・消去等)については、本人との間のサービス利用契約、業務委託契約、委任契約等契約の履行に必要な範囲の権利利益を守る目的等での利用(第三者提供)は可能であることを認めなくてはならない。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
95	<p>1 該当箇所 8 頁最下段の○(マル、以下同じ)及び9頁最上段の○</p> <p>意見</p> <p>「請求に係る要件を緩和し」とあるので、「要件の撤廃」ではないことから、何らかの要件が課されることになる。緩和後の「要件」の内容を具体的に明らかにされたい。</p> <p>理由</p> <p>本人の権利行使及び行使内容の実現の可否は、極めて重要な論点と思料。</p> <p>【個人】</p>

96	<p>【第3章 第1節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和】 p 8</p> <p>「保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする」の部分 は、基本的に賛成だが、「事業者の負担も考慮しつつ」という前置きが優先されてしまい、結果的に「保有個人データの利用停止・消去の請 求、第三者提供の停止の請求」の手続きが煩雑になり、停止・消去に多くの時間を要する（その間当該『個人の権利』は侵害され続けてしま い、情報がさらに拡散してしまう可能性がある）懸念がある。本人からの利用停止請求があった時点で可及的に速やかに「利用停止」を行う こととすべきである。その後、適正な審査を行った結果、「利用停止」解除となる場合もありうるであろうが、「利用停止」による事業者等 の負担（損害？）と、個人情報がかんたん拡散してしまった場合に本人が被る不可逆的ともいえる甚大な被害とを比較衡量するならば、速や かに「利用停止」を行うことこそが優先されるべきである。</p> <p>【個人】</p>
97	<p>（該当箇所） 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和（8頁） （意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和は、記載の通り、個人の権利利益の侵害がある場合に 限定的に適用することにしていただきたい。個人の権利利益の侵害には当たらず、適正に取得・利用している個人データに対しても利用停止 等の請求が認められると、データの保管・利用を前提とした業務の適正な運用に支障が生じることが懸念される。 ・例えば、生命保険業務における以下のようなデータ利用等は、個人の権利利益を侵害するものではないと考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> －保険は、相互扶助の精神に基づき、多くの人々が集まって金銭を出し合い、生存や生活などを脅かすような事態が生じた場合には、集まっ た金銭の一部を支払うことで、その被害を軽減する特性を有しているため、不正な動機による保険加入を防止する態勢を構築する必要があ る。その業務のためのデータ保管・利用は個人の権利利益を侵害するものではなく、利用停止等が行われた場合、適正な引き受け審査や保険 数理計算が行えず、保険契約者間の公平性を損なうこととなり、健全な保険制度の維持に著しい支障を生じる。 －生命保険は1回の契約取引のみで完結せず、契約者等と長期にわたって関係が継続するが、途中で利用停止等された場合は、以降の契約維 持のためのフォローや保険金の請求案内ができないことに加えて、例えば医療技術の進歩に伴って新たに開発された医療特約等を案内できな かった結果、契約者の加入機会を失わせる等、新たな商品・サービスの案内を適切に行えなくなる。 －団体保険や団体年金等、企業を契約者とし、従業員を加入者とする契約や企業年金制度の管理・運営において、個々の加入者が利用停止権 を請求した場合、団体契約、企業年金の維持・管理が困難となる。また、団体保険や団体年金等は、企業の福利厚生制度の1つとして利用さ れているため、保険会社だけでなく、企業側にとっても当該制度の運営に支障を来す。 －保険契約には、契約者、被保険者、受取人等多数の関係者が存在するため、特定の関係者の利用停止等の要望が必ずしも他の関係者の利益 にならない場合がある。 －保険金・給付金支払後や解約後、保険契約に係る権利関係に紛争が生じることもあるなかで、保険会社を含む契約関係者の不利益に繋が る。 <p>【生命保険協会企画部】</p>

98	<p>(該当箇所) 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和(8頁) (意見) ・利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求は、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」、要件を緩和し、個人の権利を広げるとあるが、何をもって権利利益の侵害と捉えるかは、個人の側と事業者の側で認識に大きな隔たりが生じることが予想される。については、法令化する段階では権利利益の侵害の範囲を具体的に規定していただきたい。</p> <p>【生命保険協会企画部】</p>
99	<p>(該当箇所) 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和(9頁) (意見) ・利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合について、今後その定義を明確化する際に、本制度改正大綱でも参照されているプライバシーマークにおいて(a)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、(b)当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、(c)法令に違反することとなる場合には、利用停止等を行う必要がないとされていることを踏まえて、適切な業務運営が確保されるよう検討いただきたい。</p> <p>【生命保険協会企画部】</p>
	<p>第1節 個人データに関する個人の権利の在り方</p> <p>利用停止又は消去</p> <p>本大綱第3章第1節第3項では、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和を提案しています。</p> <p>この提案は、個人の権利の範囲を拡大し、個人に対して、個人データへのより多くのコントロールを与えることを目的としています。同時に、事業者が当該要請に応じる際の困難を考慮する必要性も認識しており、「請求に応じないことを例外的に許容することとする。」と本大綱は記述しています。BSAは、個人が個人データを確実にコントロールできるようにするという目標を支持します。</p>

100	<p>これらの権利は、強固なデータ保護フレームワークのための強力な基礎となりますが、他方で、事業者と消費者の双方にとって意図しない結果を回避するため、当該権利については、請求の種類や生じるリスクに応じて、適切な制限を設けることが不可欠です。本大綱は、個人が請求を行うことができる特定の状況及びどのような例外的根拠に基づいて事業者が当該請求に合法的に応じないことができるかについて、残念ながら、十分な詳細を記載していません。この点、BSA は、特に、企業が請求に応じないことができる例外的根拠について貴委員会が重点的に検討されることを推奨します。この場合の考慮事項は、利用停止の請求か又は削除請求かによっても異なる可能性があります。例えば、正当な法的又は事業目的があり、かつ、個人の請求に従うことが現実的でない又は通常の事業活動に著しく支障を及ぼす場合、事業者は、個人情報保持の必要があり、個人の削除要請には応じないことがあり得ます。一定の個人情報を保持する必要がある場合として、例えば、個人情報の取扱いに関するその後の本人からの問い合わせ、請求及び法的請求に対応する目的での保持があります。個人情報を保持しなければ、企業は当該請求に対応することに支障をきたします。同様に、詐欺、なりすまし又は犯罪行為の検出又は防止、データ保存要件等の法的義務の遵守、研究目的、セキュリティ確保、個人が要求する商品又はサービスの提供のために情報の処理が必要な場合等、企業が個人からの個人データ削除請求を拒否しなければならない他の重要な事由について、貴委員会にご理解いただきたいと思えます。よって、BSA は、適切な制限を規定する際に、貴委員会が、関連する全ての状況及び事例を考慮して十分な検討を行うことを求めます。</p> <p>さらに、関心を有するステークホルダーが、よりの絞った意見を貴委員会に提供するためには、個人情報保護法改正案、政令案、規則その他関連ガイドライン案の具体的文言を検討できることが重要です。</p> <p>【The Software Alliance (BSA)】</p>
101	<p>P. 8 改正大綱第3章第1節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第1節 3 「利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」について、利用停止と消去・削除については切り分けて検討すべきとの意見もあったようだが、違法な取得・利用の場合のみならず、適法な取得・利用の場合にも、利用停止又は消去の請求を拡大する際、現行法における場合と同様に、利用停止によって手続違反を是正できる場合には必ずしも請求された通りに消去の措置を実施しないことも許容されることを法令上も明確にしていきたい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>

102	<p>(該当箇所) 8～9ページ 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (意見・要望等)</p> <p>✓ 経済界からの意見を受け事業者の負担も考慮し、改正後の利用停止、消去、第三者提供の停止の請求権の要件として、「個人の権利利益の侵害がある場合」に限定することには賛同します。他方、「個人の権利利益の侵害」は外延が不明確で主観的な要素も含まれ得るものであるとともに、ケースによっては、行政法規である個人情報保護法上の行為規制を遵守している場合であっても、「個人の権利利益の侵害」があると評価される可能性もございます。よって、利用停止、消去、第三者提供停止に係る請求権の要件を緩和する際にも、「個人情報保護法上の各規定に違反し、かつ、個人の権利利益の侵害が明らかである場合」などの限定を条文上、付していただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
103	<p>(該当箇所) 8～9ページ 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (意見・要望等)</p> <p>✓ 現行の個人情報保護法第30条第2項にて「違反を是正するために必要な限度」の文言が規定されているのと同じ趣旨により、本改正により要件を緩和された利用停止等の請求を受けた事業者に課される義務は「侵害の回復に必要な限度」である旨を明記していただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
104	<p>(該当箇所) 8～9ページ 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (意見・要望等)</p> <p>✓ 事業者にとっては、仮に本人との取引関係等が終了した後も、当該本人に係る個人データを保持し続けなければならない場面があります。具体的には、個別の法令により保存義務が定められている場合に加えて、反社会的勢力排除に必要な場合や、将来の訴訟・苦情に備える必要がある場合などです。現行の個人情報保護法（同法第16条第3項第2号、第23条第1項第2号など）やGDPR（GDPR第17条第3項など）においても、一定の範囲で本人関与の例外を規定しています。よって、他法令の要請や、将来の訴訟・苦情などに備えるなどの正当な理由がある場合の保持を認める旨の、利用停止等に係る請求権の例外規定を設けていただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>

105	<p>(該当箇所) 8～9ページ 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (意見・要望等) ✓ 本大綱では、「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」は、本改正により緩和された要件の下での利用停止等の請求に応じないことが許容されるとされています。上述で示されている例外要件は、現行の個人情報保護法第30条第2項ただし書で示されている例外要件と同様、困難性要件と代替措置要件を併せて求める趣旨と思料します。しかし、本改正により要件が緩和される結果、新法の下での利用停止等の請求権の範囲が拡大される一方で、例外要件は現行と同じ狭い範囲のままの制度とすることは、バランスを失するものと考えます。よって、困難性要件と代替措置要件は並列と整理し、どちらかの要件を充たせば、利用停止等の請求に応じないことを許容する例外規定の文言にしたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
106	<p>(該当箇所) 9ページ 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和（4つ目の○）「利用停止・消去又は～許容することとする。」 (意見・要望等) ✓ 金融商品取引業では、適合性の観点や売買管理上の観点から、顧客の個人データを取り扱う必要があります。そのため、自主規制ルールや社内ルールを整備し、必要に応じて情報を利用しています。仮に個人情報の利用停止・消去又は第三者提供の停止について顧客から申出があったとしても、金融商品取引法他法令諸規則を遵守するために必要な情報については対象外としていたきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
107	<p>(意見) 1 8頁 第1節 個人データに関する権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 ・銀行本来の業務に必要な顧客管理 (Know Your Customer) や信用事故情報の蓄積といった内部管理目的での利用に影響が及ばないよう、「利用」の定義明確化や範囲の限定が必要と考えられる。 (理由) ・銀行業務の遂行のため、左記目的での利用については、利用停止等の条件から除外されるべきである。</p> <p>【全国銀行協会】</p>

108	<p>(意見) 2 8頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯収法・AML等の他の法令・制度対応との棲み分け ・ 相互の影響有無について慎重に議論する必要がある。 <p>(理由) ・ 個人情報保護法の改正により、直接的にも間接的にもKYC等に支障がないようにする必要がある。 【全国銀行協会】</p>
109	<p>(意見) 3 8頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あくまで、個人情報の「利用」に関する変更であり、個人情報の「取得」に関しては影響がないという理解でよいか。 <p>(理由) ・ 副次的にでも取得が制限されることとなると実務に影響がある。 【全国銀行協会】</p>
110	<p>(意見) 4 8頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の個人情報保護法改正時に、個人情報ではあるが、記録化・保管を求められなかったもの（振込依頼時に受入する受取人名など）については、利用停止請求の対象外という理解でよいか。 <p>(理由) ・ 記録も保管もしておらず、停止請求を受けても停止できない。または、停止した証明ができない。 【全国銀行協会】</p>
111	<p>(意見) 5 8頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用停止等（利用の停止または消去）について、銀行にとってどのような対応が求められ、どのような制約が生じるか。具体的に議論を進めていただきたい。 ・ 例えば、利用停止の申出があった顧客に対するDM等のアプローチの可否について、銀行からのお知らせは可能で広告・宣伝は禁止等、具体的に定義していただきたい。 ・ 消去について、銀行として顧客管理のために必要な情報は当然に保持することは可能か。可能でない場合は取引を解消せざるを得ないか。また、トラックレコードはどのように対応すべきか。 <p>【全国銀行協会】</p>

112	<p>(意見) 6 8~9頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的・社会的側面から個人情報を巡る環境が急激に変化する中で、個人情報の取扱いに対して関心が集まるとともに、重要視されることは理解できるところである。一方で、個人データが正規の手続きを経ずに流通することを防ぐ考えから、個人データの利用停止や消去を求める声が高まるのが想定される中で、個人の権利の範囲を広げる方向での検討がなされている。個人情報を利用する事業者としては、個人情報の取扱いに何ら不正な対応を行っていないにも関わらず、個別に利用停止や消去への対応を行うことは、必要以上に負担を強いられる懸念を持つところでもある。 <p>【全国銀行協会】</p>
113	<p>(意見) 7 8頁 同上 (3つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用停止等に係る「要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げる」とあるが、現行の個人情報保護法16条、17条違反を前提とした規定からどのような方向で要件が緩和されるのか明確にしていきたい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」を踏まえ、どのような緩和となるのか要件を明確にしていきたい。 <p>【全国銀行協会】</p>
114	<p>(意見) 8 8頁 同上 (3つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用停止等の請求については、「個人の権利利益の侵害がある場合」に限定する旨、明確にしたうえで、該当する事例を限定的に示していただきたい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が個人情報を適法に取得・利用している場合にまで利用停止等の請求を認めると、正当な事業活動を阻害することが強く懸念される。 <p>【全国銀行協会】</p>

115	<p>(意見) 9 8頁 同上 (3つ目の○) ・「事業者の負担も考慮しつつ保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。」とあるが、消去が求められるデータの内容・範囲を明示していただきたい。 (理由) ・紙で保存している個人データの消去は、実務的に大きな負荷が発生する可能性が高いと考える(すべての情報が電子化されていない可能性がある。例えば、顧客との面談記録等は、かつては手書きされていたであろうし、これはあくまで「顧客ごと」の管理ではなく、「面談記録」として管理している可能性があると考え)。甚大な探索コストが発生する可能性があり、実務的に対応が不可能なことも想定されるため、データの内容・範囲は明確化が必要である。 【全国銀行協会】</p>
116	<p>(意見) 10 8頁 同上 (3つ目の○) ・消去の請求を受けたとき、消去した「証拠」を管理する必要があると考える。「証拠」の形式、管理の方法、顧客から「証拠」の提示を求められた際の対応はどのように考えればよいか。 (理由) ・消去の請求を求める顧客にとっては、消去されたかどうかを確認する術を求める可能性があると推測するが、何をもって消去したかどうかを示すのが難しいため、考え方を示していただきたい。 【全国銀行協会】</p>
117	<p>(意見) 11 8頁 同上 (3～4つ目の○) ・「要件を緩和」の具体的内容としては、請求の要件を「個人の権利利益の侵害がある場合」に広げるということに留まり、あくまでその立証責任は請求者(顧客側)にあるという理解でよいか。 (理由) ・要件の緩和の程度により、対応すべき案件数および抗弁となる「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る」ことによる負担が大きく異なるため確認したい。 【全国銀行協会】</p>

118	<p>(意見) 12 9頁 同上 (4つ目の○) ・個人の権利の範囲を広げる一方で、例外的に請求に応じない場合として、「事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合」が記載されているが、「法令の定めにより個人情報が記載された文書の保存が義務付けられている場合」についても記載することが望ましい。</p> <p>(理由) ・伝票など法定帳簿に該当するものについて、法令の定めにより消去することができない。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
119	<p>13 9頁 同上 (4つ目の○) ・個人情報保護法上、従業員の個人情報も対象に含まれるが、個人データの利用停止・消去・第三者提供停止については、企業実務の実態も踏まえて、要件拡大の対象外とする（もしくは請求に応じないことを許容する例外とする）ことが望ましい。</p> <p>(理由) ・企業が保有する従業員個人情報は、主として本人の権利利益を保護するために必要な情報であり、かつ、権利利益の侵害がある情報との線引きが困難であることから、事業者負担軽減等の観点から必要である。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
120	<p>(意見) 14 9頁 同上 (4つ目の○) ・事業者の負担軽減に係る要件である「困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」とは、どのような場合か、具体的に記載していただきたい。</p> <p>・また、罰則規定はあるか。</p> <p>(理由) ・各種システム上に分散された個人情報を名寄せし、利用停止を行う際には、相応のシステム対応や体制整備に係る負荷がかかることが想定されるため、その例外となる場合について、具体的に明記していただきたい。</p> <p>【全国銀行協会】</p>

121	<p>(意見) 15 9頁 同上 (4つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合」には、検索のうえ、停止・消去等の措置を取ることに期間・工数を要し、すべての請求に対応することが物理的に困難な場合を含むという理解でよいか。 ・また、上記の場合における「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置」とは、システム上検索をできないようにし、実質的に利用を停止するといった対応も認められるという理解でよいか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本規定の趣旨は、個人の権利利益の保護と事業者の負担の調和にあると理解する。 ・例えば、1件ごとの検索は容易にできる状態で保管されているものの、膨大な紙資料の形態で保管されているために検索に一定の期間・工数を要し、物理的にすべての請求に対応できないような場合には、本規定が適用を想定する範囲に含まれると解される。係る場合の現実的な措置としては、システム上の紙資料の保管場所検索機能停止し、容易に検索できないようにするといった対応が想定される。 <p>【全国銀行協会】</p>
122	<p>(意見) 16 8頁 同上 (4つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを例外的に許容することとする。」とあるが、具体的な代替措置を例示および基準を明確化（ガイドラインの作成）していただきたい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在事業者側のほとんどが顧客データを電子管理していると考え、このため、消去を求められた場合に事業者側で円滑に消去できるようにするためには、システム開発（相当なコスト）が発生する可能性があると考え、代替措置次第では、システム開発を避けた方がよいとの判断が可能となる（代替措置の中身次第で判断が変わる）ため、明示していただきたい。 <p>【全国銀行協会】</p>

123	<p>(意見) 17 9頁 同上 (4つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者の負担軽減等の観点から、利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとる場合は、請求に応じないことを例外的に許容することとする」とされているが、事業者の負担軽減等の観点だけでなく、消費者全体の保護等、公共性の観点から取り扱う個人情報の性質（利用停止等を行うことが公益を害するおそれがある場合等）に応じて除外規定を設けることが望ましい（例外的な許容とするのではなく、法律上適法とする取扱いとすべきである）。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当協会は、個人情報情報機関である全国銀行個人情報センター（個信センター）を運営している。個信センターは本人の同意取得を前提に、消費者の個人情報（官報掲載破産等の公開情報等を含む。）を会員（金融機関等）から収集し、また、与信判断のために金融機関等へ提供している（金融分野における個人情報の保護に関するガイドライン第11条第2項）。係る事業は、過剰貸付・多重債務の防止といった消費者保護に寄与すること、審査事務の迅速化による円滑な消費者信用の提供を目的としているが、これらの目的に沿った機能を十分に発揮するためには、消費者の既往債務の有無、残額・与信供与額、返済履行状況について、正確かつ客観的な情報を保有していることが必要不可欠である。ここで、消費者による無条件の利用停止・消去・第三者提供の停止が許容された場合、金融機関等は当該消費者の正確な債務状況等を把握することが困難となり、過剰与信が発生することが懸念される。また、信用情報機関機能が低下することにより、消費者全体にも、借入れ等の金融サービス利用に影響を与えることが懸念される（迅速な融資が困難となる等）ことから、消費者信用等の円滑かつ健全な発展が阻害されることがないようにすべきである。 ・また、当協会は、キャッシュカード等の偽造・盗難またはインターネット・バンキング等による不正な預貯金の払戻し等の被害の届出・補てん請求に関する情報の登録、提供に関する業務を行い、もって被害の円滑な補償に寄与することを目的に、カード補償情報センターを運営している。カード補償情報センターは、本人の同意取得を前提に、消費者の被害の届出・補てん請求に関する情報を会員（金融機関等）から収集し、また、会員からの照会に対して、照会結果を会員へ提供している。係る事業は、被害の円滑な補償を行うことで消費者保護に寄与するものであるが、これらの目的に沿った機能を十分に発揮するためには、被害の届出・補てん請求に関する情報が、正確かつ客観的な状況で保有されていることが必要不可欠である。ここで、消費者による無条件の利用停止・消去・第三者提供の停止が許容された場合、金融機関等は、被害の届出・補てん請求に対して不当請求でないことを確認することが困難となり、被害の円滑な補償が妨げられることが懸念される。 <p>【全国銀行協会】</p>
-----	--

<p>124</p>	<p>(該当箇所) p8 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (意見) 保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることに賛成します。ただし消費者は、権利利益の侵害がいつ生じるか分からず不安であるため利用停止等の請求をするものであることから、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」という限定は不要と考えます。 また、「請求に応じないことが許容される例外」が拡大解釈されないようにしてください。 (理由) 個人情報とは本人のものであり、利用や第三者提供の停止などのコントロールは本人ができるべきであると考えます。 【全国消費者団体連絡会】</p>
	<p>日本IT団体連盟においては、2018年8月に情報銀行推進委員会を設置し、同年12月より「情報銀行」認定の申請受付を開始するなど、安心・安全で信頼できる「情報銀行」の推進に関する取組みを進めている。 「情報銀行」とは、個人情報を含むパーソナルデータについて、本人の関与を高め、本人が自らの意思に基づき活用することを支援し、その便益を本人や社会に還元するための仕組みの1つであり、具体的には、本人が同意した一定の範囲において、本人が、信頼できる主体に、個人情報の第三者提供を委任するものである。 スマートフォン等によりインターネット上の各種サービスを利用する際、プロフィール・位置情報・購買履歴・検索履歴等の個人情報が各種サービスを提供する企業等によって収集され、その一部が第三者に提供されている場合がある。個人情報保護法では個人情報の第三者提供にあたっては、原則として本人からの事前同意を必要としており、企業等のサービス提供者はこれに基づき、本人から事前に同意を取得している。 しかしながら、本人において、同意する前に提示される利用規約の内容を読んでいない実態があり、その結果、本人が第三者提供に同意した覚えがない、何に使われているのか理解していない等々、本人の意識が十分ではないケースがある。他方、企業側においても、本人が同意内容を正確に理解しているか不安があり、特に最近ではレピュテーションリスクが大きくデータの利活用が進まない、といった課題がある。 そこで、以上の両者のギャップを埋めるため、個人の関与の下で個人情報等のパーソナルデータの流通・活用を効果的に進めるための1つの仕組みとして期待されているのが「情報銀行」である。官民データ活用推進基本法において、「個人の関与の下で多様な主体による官民データの適正な活用」について、国が必要な措置を講ずるものとするのが規定され、その具体的な方策の1つとして、「AI、IoT時代におけるデータ活用WG中間とりまとめ」（2017年2月内閣官房IT総合戦略室）において、「情報銀行」が提言されている。また、「日本発のパーソナルデータ活用の仕組み」（2019年6月世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画）とも言われているように、「情報銀行」は非常に新しい取組みであり、国内外において期待が高まりつつある。</p>

125	<p>今後、この仕組みが広がっていくためには、安心・安全で、信頼できる「情報銀行」の存在が重要となる。そこで、一定の要件を満たした「情報銀行」を社会的に認知するための認定制度の在り方等について、総務省及び経済産業省において、「情報信託機能の認定に係る指針 ver1.0」（2018年6月）が取りまとめられており、日本IT団体連盟において、同指針を踏まえ、同年12月より、一定の基準に適合する「情報銀行」に対して、認定マークを付与するなど、安心・安全で信頼できる「情報銀行」を推進するための取組みを進めているところである。</p> <p>この点、「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」における「今次の見直しに当たっての共通の視点」（第1章）については、「情報銀行」を推進していく上でも重要なものであると考えている。そこで、当該視点に基づく個別検討事項（第3章）のうち、特に、①利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和（第1節3）、②開示のデジタル化の推進（第1節4（2））、③認定個人情報保護団体制度の多様化（第3節1（3））、④PIAの推奨（第3節2（2））、⑤データ利活用に関する国際的な取組の必要性（第4節6）について、各事項の制度化等にあたっては、次の点に留意しつつ、日本IT団体連盟における「情報銀行」認定等の安心・安全で信頼できる「情報銀行」の推進に関する自主的な取組みとも連携・協力して頂きたい。</p> <p>① 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>個人情報の活用という観点において、事業者における個人情報の取扱いに対する不安や不満を感じている生活者は多いのが現状である。そのような中、本要件緩和により、個人の権利の範囲が広がることで生活者の安心感が醸成され、事業者における個人情報の活用に対する受容性も高まると考えられる。さらに、生活者自身における個人情報に関する意識、そして、その取扱いに関するリテラシーが向上し、自身の個人情報をコントロールすることについて、より主体的に関わりを持つきっかけになると考えられる。</p> <p>この点、特に、利用停止の請求については、個人情報に関する本人の関与を高め、本人が自らの意思に基づき活用することを支援する仕組みである「情報銀行」において、今後、その情報提供先となる事業者における利用停止の請求を本人に代わって行うことなども考えられる。</p> <p>【日本IT団体連盟】</p>
126	<p>（該当箇所） 8 ページ 第3章第1節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 （意見・質問） 消去とあるが、法的に必要な情報（貸金業法で必要な帳簿の記録に係る情報等）は保持しなければならないことを明示いただきたい。 （理由等） 関連法と相反することがないよう意見するもの。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>

<p>127</p>	<p>(該当箇所) 8 ページ 第 3 章第1節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (意見・質問) 犯収法、AML 等の他の法令・制度対応との棲み分けや相互の影響有無について慎重に議論する必要があるのではないか。 (理由等) 本法の改正により直接的にも間接的にも他の法令・制度に支障が想定されるため意見するもの。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>
	<p>(該当箇所) 第3章第1節3. 「利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」 (8頁)</p> <p>(御意見) 保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に応じなければならない場合を現在よりも拡大するとしても、過度に拡大すべきではなく、幅広く例外を認めるべきと考えます。「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」だけでは例外として狭いものと考えられ、また、困難性の判断権が個人情報取扱事業者にあるのかも定かでなく、事後的に判断が誤りであったとされるリスクを考慮すると、実際の具体的な適用にあたり、企業としては保守的な判断を行わざるを得なくなるとの懸念がありますので、このような文言を採用する場合には、ガイドラインにおいて具体的な適用場面を明確にすべきと考えます。</p> <p>たとえば、カリフォルニア州消費者プライバシー法の第 1798.105 条(d)では、以下のとおり、幅広く例外が認められており、このような規定も参考に、条文上及びガイドライン上、例外を明確にすべきと考えます。</p>

128	<p>「(1)個人情報が収集された取引を完了するため、消費者との継続的なビジネス関係の文脈のなかで合理的に予想される消費者の求める商品若しくはサービスを提供するため、又は、それ以外に事業者と消費者の間の契約を履行するため」 「(2)セキュリティ事故を探知するため、悪意、詐欺、偽装若しくは違法な行為から保護するため、又はこれらの行為に責任を有する者を訴追するため」 「(3)既存の意図された機能を妨げるエラーを特定し修正して修復するため」 「(4)自由な言論を行使するため、自由な言論の権利を行使する他の消費者の権利を確保するため、又は法律に定める他の権利を行使するため」 「(5)刑法第2部第12巻第3.6章(第1546条から開始)によるカリフォルニア電子通信 プライバシー法を遵守するため」 「(6)すべての他の適用可能な倫理及びプライバシー法が遵守された、公共の利益に資する公的な、又は査読される科学、歴史又は統計上の研究に従事するためであり、事業者による個人情報の削除が当該研究の実現を不可能にし、又はそれを著しく損なう可能性があるときであり、かつ消費者のインフォームド・コンセントがある場合」 「(7)消費者と事業者の関係に基づき、消費者の期待と合理的に適合した事業者の内部での使用のみを可能とするため」 「(8)法的義務を遵守するため」 「(9)そのほか、消費者が情報を提供した目的と適合する適法な方法で、消費者の個人情報を事業者内部で使用するため」</p> <p>また、データ主体が、企業が提供する一部のサービスについてのみ、個人データの利用停止の請求をした場合、企業の判断により、一部サービスについてのみ利用停止が技術的に困難である場合には、全てのサービスについて利用停止をすることも認められることを条文又はガイドライン上明確にすべきと考えます。</p> <p>さらに、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に対応するための十分な期間を確保して良いことが明確にされるべきと考えられます。</p> <p>【個人】</p>
129	<p>(該当箇所) 8ページ 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 1利用の停止、消去、第三者提供の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 保有個人データに関する本人の関与を強化する観点から、保有個人データの利用停止の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和することには概ね賛成しますが、その要件を明確にしてください。</p> <p>(理由) 現行法では上記の請求に関しては、事業者の不正利用時のみ請求可能とされていますが、今回の改定で具体的にどこまで利用停止権を強化するのかは、現時点で明確にされていません。また、データ消去権については、個人情報保護法30条では、保有個人データの利用の停止または消去を「利用停止権等」と定義していますが、今回の表現ではデータ消去権を含むのかどうか明確ではありません。</p> <p>【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>

130	<p>(該当箇所) 8-9ページ第3章第1節3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) どのような場合に利用停止等の請求が可能となるのか要件を法律上明記していただきたい。その上で、法第1条に従って、請求権を有する個人のプライバシー保護と情報を利活用することにより経済社会の発展等を目指す個人情報取扱事業者の負担のバランスに配慮して判断することをガイドラインにおいて明示していただきたい。また、「個人の権利利益の侵害がある場合」を念頭にしている旨が大綱に記載されているが、請求を受ける個人情報取扱事業者にて、請求の要件を満たしているのか否かの判断が難しく、実務に混乱を来す懸念があるため、具体的な判断基準、事例を明らかにし、必要に応じた要件の条文への追加またはガイドラインにおいて明示していただきたい。</p> <p>(理由) 事業者が合法的に情報を入手した場合にも利用者が利用停止・消去を請求することが可能となるため、請求が可能となる要件を法律上明確に限定しないと事業者にとって過大な負担となるため。また、プライバシー保護とデータ利活用との適切なバランスが損なわれるため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>
131	<p>(該当箇所) 8-9ページ第3章第1節3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 仮に利用停止・消去の事由の限定を緩和するとしても、利用停止・消去に実務上対応可能な期間を確保していただきたい。また、紙媒体で大量の情報を保有しているケース、複数の部署で別個に管理しているケース等における事業者への負担を合理的な程度におさえるための適切な例外規定を設けていただきたい。</p> <p>(理由) 事業者によっては、複数の関連企業および複数の部門で個人情報が管理されている場合があり、短期間での利用停止・消去は実務上困難であるため。加えて、バックエンドサーバからデータを完全に消去することには技術的な限界があり、また、短期間での対応には実務的な限界があるため。 日本における多くの会社は今でも紙媒体で個人情報を管理しており、また情報が一元管理されていない会社も多く存在しており、これらの会社に過度な負担がかからないようにするため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>

132	<p>(該当箇所) 8-9ページ第3章第1節3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 利用停止が一部のサービスについて請求された場合であっても、全てのサービスについて利用停止することを個人情報取扱事業者において選択できることを明確にしていきたい。</p> <p>(理由) 事業者にとっては、一部のサービスの利用停止（特定の利用目的に係る一部停止、事業者による特定の利用に係る一部停止を含む）を行うことは技術的に困難である場合がある。一方で、特定のサービスの停止を求められた場合において、個人情報取扱事業者において対応が可能であれば、その他のサービスは引き続き提供することが本人の利益に資するときもあるため、個人情報取扱事業者側に合理的な範囲での裁量を認めていただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>
133	<p>(該当箇所) 8-9ページ第3章第1節3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 仮に現在の利用者からの利用停止・消去の請求事由を緩和するとしても、オプトアウトは利用停止・消去の方法として十分であることを明確にしていきたい。また、仮に利用停止・消去の事由の限定を緩和する場合には、緩和された消去の事由に関してまで完全な消去を求めることは事業者にとって過大な負担となるため、「利用停止」に限定していただきたい。</p> <p>(理由) 現在、オプトアウトの仕組みは、データが違法に取得された場合または目的以外の用途で使用された場合において、「利用停止・消去」の方法として十分であると考えられており、利用者が利用停止・消去を請求できる事由を拡大させるのであれば、この考え方が同様に適用されることを明確にすることは有益であると考えられるため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>

134	<p>(該当箇所) 8ページ第3章第1節 3 利用停止、消去、第三者の提供の請求に係る要件の緩和</p> <p>(意見) 完全に削除することが現実的でない状況に対して、適切な例外を設けるべき（例えば、バックアップに保持されているデータや、匿名化または仮名化されたデータなど）。また、データが法的義務の遵守、法的請求の防御、リスク管理、または公益上の理由など、関連データを保持する正当な理由がある場合の例外も設けるべきである。</p> <p>(理由) GDPRでは、個人データの処理に反対する権利は、あらゆる状況下で処理に異議を唱える権利ではなく、明確に定義された一連の状況に限定されており、また、権利の行使には例外が規定されているおり、日本の個人情報保護法においても、GDPRにならって適切な例外が必要である。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>
135	<p>【制度改正大綱 p 8～9】 「利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」に関して</p> <p>【意見】 現行法における規定との整合を図るべきである。 なお、要件を緩和するにあたっては、その要件を明確にすべきである。</p> <p>【理由】 現行法においても、利用停止・消去については保有個人データが個人情報保護法（以下「法」という）16条や法17条の規定に違反して取り扱われているとき（法30条1項）、また、第三者提供については法23条1項や法24条の規定に違反して提供されているとき（法30条3項）が要件となっており、既に個人の権利利益の侵害がある場合が前提とされていることから改正は不要と考える（事業者側における利用停止や消去の拒否対応への不満の要因は、該当の情報を利用停止、消去した場合の影響や拒否の理由が当該事業者から明白に示されていない（法31条の不履行）ことなどが一因であるものと考えられ、一律に利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和するのではなく、当局において法31条の履行状況を引き続きモニタリングし不履行事業者に対する指導を徹底するなどの措置を取れば十分であると考え）。仮に要件を緩和するとしても「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭（大綱 p 8）」としているから、当該場合に限定すべきであり、その具体的な要件を明確にするべきである。</p>

なお、要件に関しては、請求に応じないことを例外的に許容する「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合」について、開示に応じない要件を定めた法28条と同様、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」を要件にするとともに、法やガイドライン、Q&A等において、「与信判断や不正利用防止のための管理に支障が生じる場合」、「サービス提供に支障が生じる場合」、「法令等にもとづき保存等している場合」等、事業者の適切な業務運営が損なわれることがないように（事業者と顧客との間に紛争が生じない程度の予見可能性の高い）具体的な内容で示していただきたい。また、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置についても、具体的な例を示していただきたい。

さらに、第三者提供の停止については、事業者には過度な負担が生じる（たとえば、過去に向かって効力を生じるとなると事業者に回収等の膨大な労力が生じる）ことのないよう将来に向かってのみ効力を生じる制度設計とすべきである。

【経営法友会】

3 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 （大綱8頁、3つめの項目について）

【意見1】利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に関する要件を緩和することに賛成である。その際には、JISQ15001などを踏まえ、原則としてこれら請求を認める改正を行うべきである。

（理由）現行法は、保有個人データの利用停止・消去の請求を、目的外利用及び不正取得の場合に限定し（法30条1項）、第三者提供の停止請求を、第三者提供規定違反及び外国提供規定違反の場合に限定している（同条3項）。それゆえ、たとえば、個人データの漏洩事故を起こした事業者について、不安を感じた個人が利用停止を求めたくても権利としては認められない。

しかし、個人の人格尊重の下、個人情報には、できるかぎり本人に「不利益」（何が不利益かも本人の意思が尊重される）が生じないように、本人が自己情報の利用・利用停止・消去に関与できるような方向の法制が目指されるべきである。

したがって、個人情報取扱事業者が保有する個人データについても、その利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求は、法定の例外事由にあたる場合を除いて原則として認める仕組みとするべきである。

現在、多くの事業者が、大綱も指摘する「JISQ15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」を活用して、顧客の利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に原則として応じており、このような状況に照らしても、上記「JISQ15001」の基準（①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、②当該組織の業務の適正な実施に著しい影響を及ぼすおそれがある場合、③法令に違反する場合を除き、原則として請求に応じる取扱い）に即した形での改正が可能と考える。

なお、大綱では、「個人の権利利益侵害がある場合」を、各請求を認める要件と考えるようであるが、それでは前述した個人データ漏洩のケース（漏洩した個人データ自体の主体ではなく同じ業者に個人データを保有されている個人）での請求は認められないなど、対象が狭くなりすぎ妥当ではない。他方、利用停止をあまり広く認めると、検索サービス事業者削除義務の事案ではあるが、最高裁2017年1月31日決定などでも問題になった事業者自身の表現行為（ひいては第三者の知る権利）を制約し、妥当ではない場合も生じうる。同最高裁決定は、権利侵害の有無の判断として、いわゆる利益衡量論を採用しており、事前判断の基準としては、必ずしも明確とは言い難い。そこで、JISQ15001と同様に、請求権が認められる場合の例外となる「第三者の権利利益」の中には、第三者の知る権利が含まれることを明記するとともに、そういった権利利益との利益衡量について、上記最高裁決定等を踏まえた具体的なガイドラインを策定し、改正法施行に先立って公表すべきである。また、事業者側の負担軽減の観点（4つめの項目部分、大綱9頁）は、現行法30条2項、同条4項の適切な運用により図られるべきであり、この点についても具体的なガイドラインを、上記ガイドラインと同時に公表すべきである。

【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】

137

※ 中間報告では「利用停止等」で整理されていた項目のうち、項目が立てられていないものについて、この箇所で見解を述べる。
【意見2】個人データを利用する必要がなくなった場合に遅滞なく消去することを定めた法19条を、努力義務から具体的義務規定に改めるべきである。
（理由）大綱では触れていないが、中間整理では、2015年の個人情報保護法改正（以下、「2015年改正法」という。）により、個人情報取扱事業者は、利用する必要がなくなった個人データを遅滞なく消去する努力義務が追加された点（法19条）に触れていた（中間整理18頁（4）2つめの項目）。この点については、2015年改正法以前から、法16条1項の「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。」という規定の「個人情報の取扱い」とは、「消去」を含む個人情報に関する一切の行為を含むと解されてきた。それが、19条の改正によって努力義務と明記されたことにより、かえって法的義務がないことを承認してしまったため、個人情報保護の観点からは後退している。事業者にとって必要のない個人情報を持ち続けることは、特定の目的のために収集することが正当化されることとの対比からして正当化しえないから、同法の努力義務は具体的義務規定に変更すべきである。

【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】

<p>138</p>	<p>※ 中間報告では「利用停止等」で整理されていた項目のうち、項目が立てられていないものについて、この箇所で見解を述べる。</p> <p>【意見3】 いわゆるプロファイリングに対する規制を導入すべきである。 (理由) 2015年改正法に先立ち、2014年6月24日に決定された「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」では、いわゆるプロファイリングについて、その対象範囲、個人の権利利益の侵害を抑止するために必要な対応策等について、継続して検討すべき課題とされていた。</p> <p>その後の中間整理では、「利用停止等に関する状況」の項目で、プロファイリングに対する規制について、EUのGDPR 21条の異議を申し立てる権利及び同22条の自動的な意思決定に服さない権利の内容を紹介していたが(中間整理13~14頁)、大綱では何ら言及されていない。このような経緯から見れば、プロファイリングに対する規制に対して後退したのではないかと、この懸念を抱かざるを得ない。</p> <p>個人データの取り扱いについて昨今問題となっている、いわゆるリクナビ問題や信用スコアの問題は、いずれもプロファイリングの問題であり、情報の高度化や人工知能がさらに進化する時代において個人データを保護していくためには、プロファイリング規制が不可欠である。また、日本がEUからGDPRのいわゆる十分性認定を受けたことに実態を近づけるためにも、プロファイリング規制をEUと同様に日本でも取り入れることが重要である。さらに、プロファイリングを無制約に放置することは、プライバシーの権利のみならず、近代立憲主義の基底的価値である個人の尊重原理、反差別原理、民主主義原理をも脅かしかねない。</p> <p>したがって、プロファイリング規制を導入すべきである。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>
	<p>【意見2】 (該当箇所) 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (p.8-9) (意見)</p> <p>かえって個人の権利利益の侵害や事業活動の不当な制約につながるような利用停止、消去等の請求の濫用がされないよう配慮し、個人データの利用停止、消去等の請求に係る要件を安易に緩和しないようにすべき。</p> <p>なお、請求に係る要件の緩和の具体的な内容が明らかでない。また、事業者負担の軽減等の観点から導入することとなる「請求に応じないことを例外的に許容する規定」中に記述される『これに代わる措置』の内容等も必ずしも明らかでない。したがって、全体としての改正の方向の可否を判断するうえでの具体的な詳細がそろっていないので、その点につき意見を留保する。</p>

139	<p>(理由) 保有個人データを利用停止、消去等することにより、企業の事業活動において様々な弊害が予想される。例えば、以下のような事態が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有個人データを消去した後、例えば新規会員登録キャンペーンの特典を同一個人が不当に何度も得ることができてしまい、事業活動に悪影響を及ぼすばかりでなく、本来その特典を得られるはずだった他の個人が得られなくなる。 ・アンケートに回答することによって対価を得ているにもかかわらず、後日アンケート回答の消去を請求されることにより、事業者は不当に報酬のみを付与しなければならなくなる。 ・保有個人データを消去した後、事業者が当該個人とトラブルになった際に、過去に当該個人から得た同意事項の記録を基にした主張ができなくなる。 ・消去や開示の請求は、時として犯罪の証拠隠滅や本人なりすまし等の不正な行為に利用される可能性もあることから、その点にも留意して要件の緩和を慎重に検討すべきである。 <p>【新経済連盟】</p>
140	<p>【意見3】 (該当箇所) 第3章第1節3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (p. 8-9) (意見) 「個人の権利利益の侵害がある場合」について、妥当な範囲に限定し、かつ事業者が該当性を容易に判断できるよう、明確な内容としていただきたい。</p> <p>(理由) 保有個人データの利用停止、消去等の請求について、「事業者の負担も考慮しつつ」とはされているものの、請求に応じるには保有個人データ（インターネット上の行動履歴情報等も含む。）の調査、複数部門における調整と作業、それによる通常業務の中断、保有個人データが消去済みであるかの調査等、事業者負担は甚大になる。</p> <p>また、「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」との留保はあるものの、保有個人データの利用停止、消去等の要件を緩和することにより、消費者等から事業者に対する保有個人データの利用停止、消去等の請求が多数寄せられるようになることが懸念される。事業者において「個人の権利利益の侵害」がないこと等を理由に利用停止、消去等を拒否したとしても、見解の相違により、その後の消費者等への対応負担が増大する可能性もある。</p> <p>現行の個人情報保護法でも事業者が不正に個人情報を取得した場合や、本人の同意なく目的外利用した場合は利用停止等の対象とされているところ、それ以外に具体的にどのような場合に「個人の権利利益の侵害がある場合」のか、明示が必要であると思われる。</p> <p>【新経済連盟】</p>

141	<p>【意見 4】 (該当箇所) 第 3 章第 1 節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (p. 8-9)</p> <p>(意見) 保有個人データの利用停止請求に係る要件の緩和に関し、請求に応じて利用停止すべき範囲や、「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置」の内容を明確にしていきたい。</p> <p>(理由) 本人から利用停止を求められた場合に利用停止すべき範囲が不明確である。例えば、事業者から消費者等にダイレクトメールを送付したところ、本人から「自身の個人情報を利用して広告を送らないように」との請求を受けた場合、「ダイレクトメールの送付」のみを停止すればよいのか、「メールアドレスへのメールマガジン広告のほか、PCやスマートフォンでのウェブ広告等」も一切行ってはいけないのか等、判断に迷う可能性がある。</p> <p>【新経済連盟】</p>
142	<p>【意見 5】 (該当箇所) 第 3 章第 1 節 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 (p. 8-9)</p> <p>(意見) 保有個人データの利用停止等の請求に係る要件の緩和に当たり、個人情報保護委員会において、以下の事項を事業者のみならず消費者等に対しても分かりやすく説明、周知いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人が個人情報の取扱いに関与できる内容やその方法、基準について ・事業者が消費者等の個人情報の取扱いに関し、具体的に何をすべきかについて <p>(理由) 個人情報を「使わせない権利」、「忘れられる権利」という言葉が報道され独り歩きすることにより、個人と事業者との間で見解に大きな隔たりが生じやすくなると思われる。これまでも相談ダイヤルやタウンミーティング等で利用停止、消去等に応じないことへの強い不満が現れるのは、個人と事業者の見解の相違も一因と考えられる。</p> <p>【新経済連盟】</p>

143	<p>○該当箇所 第1節-3. 利用停止請求、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和（8ページ）</p> <p>○意見 保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止請求に係る要件緩和には賛成であるが「個人の権利利益の侵害がある場合」とは何かの問題の核心である。これについて、何が該当するのかという例示レベルではなく、第1条目的の定める「個人の権利利益」とは何かという保護法益の範囲、第3条の定める「個人の人格尊重の理念」とは何かという人権保護として図られる個人情報の適正な取り扱いの範囲に関連するものと思料されることから、これらとの関係を明らかにして個人の権利及び利益の範囲としていかなる場合が法の原則に照らして請求権の対象になるのかが立法趣旨として明らかにされるべきである。</p> <p>○理由 利用停止請求権については、個人情報保護法に定める諸規制に対する違反行為に対してのみ請求権を認める一方で、法23条2項でオプトアウトによる第三者提供を認めつつもオプトアウトそのものは権利として構成していないなど、「個人の権利利益」や「個人の人格尊重」として何が包含されているのかがそもそも不明確ではないかと思われる。こうした状況において、「個人の権利利益の侵害がある場合」を請求権の範囲とし、今後、一定の解釈運用が行われることは、個人情報保護法の正確・性質に影響を与えるものと思われる。</p> <p>また、例えば、オプトアウトによる第三者提供の場合、オプトアウトに応じない場合は「個人の権利利益の侵害」になるので権利性が生じ、第三者提供の対象からのオプトアウトそのものは権利性がないのか。あるいは、匿名加工情報の対象として提供されることについても、加工前は個人情報であり、匿名加工化されることが個人の権利利益侵害に当たり、個人の人格尊重の観点から不相当という判断もあり得るところであり、本人同意の撤回、不同意とは別に権利として保障されることは望ましいことであるが、こうしたことについて含意するものとなるのか。さらには、個人情報の利用範囲についてプロファイリング規制がない中で、一定の利用目的について個人の権利利益や人権尊重の範囲から請求権を認めるのか。実際の権利行使の場面やニーズ、法制度の不備ないし欠落に対して個人が自らの権利行使によって補完するようなこととなるのかなど、その性格を明確にする必要がある。</p> <p>【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>
-----	---

144	<p>(2) 利用停止, 消去, 第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和(改正大綱8-9頁)</p> <p>利用停止等については, 現行法で, は個人情報目的外利用や不正の手段による個人情報の取得があった場合に, 本人が事業者に対して保有個人データの利用停止・消去(「利用停止等」)を請求することが認められている。</p> <p>現行法における個人の権利行使の要件を大幅に緩和して, 事業者が個人情報を適法に取得・利用している場合においてまで利用停止等を認めるとすれば, 対応実施による事業者の負担増加のみならず, 適法かつ産業発展に資する個人情報の利活用への影響が大いに懸念されるため, 中間整理に対する意見でも表明したとおり, 引き続き慎重な検討を求めたい。特に, 「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」「個人の権利の範囲を広げる」(8頁)とあるが, この「念頭に」という点が不明瞭であり, 具体的にどのような要件として条文化されるのかについて, 予測可能性が十分ではない。また, 「個人の権利利益の侵害」に関する立証責任は本人側に課せられるべきである他, 利用停止等を行わなかったことについての責任追及については, 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)3条のような免責規定が設けられるべきである。</p> <p>なお, 改正大綱においては, 事業者の負担軽減等の観点から請求に応じないことを例外的に許容することが記載されているが, 「請求に応じないことを例外的に許容する」条件である, 「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合であって, 本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置」(9頁)という点については, 具体的な措置の内容とともに, それが事業者負担の軽減となる理由を明示すべきである。</p> <p>【日本広告業協会】</p>
145	<p><要望と疑問></p> <p>「使わせない権利」について P.8</p> <p>まずデータを取り扱う企業・組織が, データを集めている事実を認め, 公表して下さることを義務化してほしい。</p> <p>理由: データ登録された本人が, 個人情報漏洩し共有されていると確信していても, 経験上それを訴える機関がほぼなく, 市の法務相談、弁護士に相談しても証拠がないと訴える権利がないとされる。登録対象者が開示請求をかけてもデータ登録の事実を認めてもらえない。データ登録の事実を認めてもらえなければ, 登録された人が「使わせない権利」を主張することさえ難かしいと思う。</p> <p>個人的経験から, 商業施設において, 犯罪歴がないにもかかわらず個人特定され警戒態勢をとられることが常態化していることから, データが, 一定期間を過ぎても削除されていないことになり, 原則に反している。</p> <p>既に起きてしまっている, 本人に同意なきデータ利用, 第三者提供による人権侵害をこれ以上継続されぬようデータの消去を請求する権利を早急に設けて欲しい。</p> <p>【個人】</p>

146	<p>(該当箇所) 8ページ 第3章第1節3について (御意見) ＜保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し＞とありますが、義務化するべきです。罰則も科すべきです。 (理由) なぜなら、顔という個人情報を勝手に振られ、明確な基準もないまま不審者として登録され、その確認、削除もできないまま、冤罪被害にあっている方が多数いるからです。＜資料1及び2（省略）＞</p> <p>【個人】</p>
147	<p>第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 コンセプトには賛同するが、以下のとおり一部留保事項があるので考慮頂きたい。事業者において、同じデータベースを利用して提供しているサービス A と B のうち、サービス A との関係だけで利用停止、削除等を行うような要請がされた場合や、サービスは利用したいが個人情報の利用は拒絶するという要請がされた場合に、これに事業者が応じる義務があるということになると、サービス提供が困難になる場合があると考えられる。このような場合なども想定しつつ、大綱に「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に」とあることを踏まえ、具体的にどのような場合が想定されるか、限定的かつ明確に示すべきと考える。 上記を踏まえると、最終的な法令での要件の具体的記述において適切な考慮がなされているかが非常に重要なので、法案での具体的な記述内容によっては、改正法案が判明した段階で具体的な記述に修正が必要という意見を述べる可能性があることを留保したい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
148	<p>以上の他、意見の非公表を希望する1団体については掲載していない。</p>

第3章第1節関係 開示請求の充実

No.	提出意見
149	<p>4. 開示請求の充実(2)開示のデジタル化の推進について、電磁的記録の提供を義務付けることについては、現代に即しており納得感がある。しかし、開示方法については、「本人が指示した内容」では、事業者側の負担とリスクが大きすぎる。特にクレームに絡む情報では、開示した内容がインターネット上に拡散されることも考えられ、どのように加工、編集されるかもわからないため、事業者側に開示方法を定める主導権を持たせないと事業者リスクが大きい。(本人以外に開示した電磁的記録が開かない等の対策も事業者側には必要となるケースも考えられる。)</p> <p>【匿名】</p>
150	<p>・開示請求や利用停止請求は、企業に対する嫌がらせなどで使用されないように制限を課すべき。事業運営に支障を来たすなど、正当な理由があれば企業は拒否できるようにすべき。</p> <p>【匿名】</p>
151	<p>P9(2) 開示のデジタル化の推進</p> <p>「開示請求で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする。」としています。</p> <p>電磁的記録には、カメラ撮影による動画や、コールセンタ等の音声が含まれるものと考えられますが、書面とは異なり、これらのデータは、容易に、本人以外の第三者や、対応をした従業員(以下「第三者等」といいます)の個人情報が含まれるという性質があるものと考えられ、本人へ電磁的記録の提供を行うことによって、第三者等の個人情報も提供してしまうことケースが考えられます。</p> <p>このケースにおいても、個人情報保護法第23条に基づき、すべての第三者等から同意をとるか、動画や音声データを編集し、第三者等の情報を完全に削除する必要があると考えられますが、いずれも困難となるケースが予想されます。</p> <p>このため、電磁的記録を開示する場合で、第三者等の情報が入っている場合は、「開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合」として書面開示を認めていただくか、ガイドライン等で誰でも容易にできる方法で、本人への開示しても法第23条違反とならない電磁的記録の加工方法を示すべきと考えます。</p> <p>【匿名】</p>

152	<p>【3】 (該当箇所) 10ページ 22行目 「書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする」 (御意見) 「保有個人データの開示・利用停止・消去の請求」については、「あらかじめ事業者と本人の間で契約等により取り決めた事項がある場合には、それが優先されること」を明確に示して欲しい。 (理由) ※事業者においては、会員（ユーザ）が自ら登録した個人情報（氏名・住所など）は顧客サービスとして対応しており、法対応を求められるケースはほとんど無い。 一方で、検索性が無い場合に法的義務が生じない、「コールセンターでの電話録音記録」の再生を求められるケースが多発している。対応日時などから検索できたとしても該当する「電話録音記録」を探し出し、書面におこすことも大変な労力であるが、音声データに加工して引き渡すことはさらに大変な労力となってしまう。 このような場合に「書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする」という事に対して、会員登録などの際に「保有個人データの開示・利用停止・消去の請求について、あらかじめ事業者と本人の間で契約等により取り決めた事項がある場合には、それが優先される」（民間間の契約優先）ことを明確に示して欲しい。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
153	<p>[意見対象箇所] p 10 第3章 第1節 4 最終段落 「原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。」</p> <p>[意見] 「原則として、個人情報の取得時の態様又は本人が指示した方法のいずれか個人取扱事業者が選択する方法により開示するよう義務付けることとする。」としていただきたい。</p> <p>[理由] たとえば、消費者との通話内容の記録のため、個人の音声（本人が途中で名乗ることが多いので、個人情報に該当）を個人情報取扱事業者は保有している場合がある。しかし、仮に本人が書面で開示してほしいと請求してきた場合、個人情報取扱事業者は音声を書き起こした上で書面化して開示しなければならない。しかし、このような書き起こし作業は、同段落に記載のある「多額の費用を要する場合」には必ずしも該当しないし、「開示が困難である場合」にも必ずしも該当しない。そのため、法令順守意識が高い事業者は、音声の書き起こしをする対応を選択しなければならないが、それは（多額の費用はかからないものの）負担である。 そこで、事業者には、本人が指示する方法と取得時の態様そのままのいずれかで開示するという選択権が認められるべきである。</p>

	<p>なお、書き起こしに要する費用を本人に対して請求することを事業者に認めるという立法措置を講じることで、「本人が指示した方法により開示すること」を原則とする方針を維持することも論理的には考えられるが、結論としては、ベストな選択肢ではない。</p> <p>なぜならば、個々の個人情報ごとにその様態を変化（上記の例であれば、音声から書面）に変換する方法はさまざまでその費用を一律に計算するのは困難である。たとえば、音声記録の開示といっても、会話時間が10分なのか1時間なのかによって、書き起こしの量は変化するし、不明瞭な発音・発言を行った個人の音声を書き起こす際は何度も聞き直す必要があり、明瞭な発音・発言をする個人の音声を書き起こす場合と比して、余分の費用がかかる。そのため、一個一個の開示請求ごとに本人に対して請求する費用を算出しなければならなくなるし、その算出根拠も本人から質問されれば事業者は説明しなければならなくなり、事業者は費用の請求をためらうことになる（＝事業者にとって過度の負担になる）。こうした点を考慮すると、本人が指示した方法により開示することにより発生した費用を事業者が本人に請求できるという建付けは実際には機能しないと思われる。</p> <p>【匿名】</p>
154	<p>2つ目（該当箇所） 10ページ 22行目 「書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする」 （御意見） 「保有個人データの開示・利用停止・消去の請求」については、「あらかじめ事業者と本人の間で契約等により取り決めた事項がある場合には、それが優先されること」を明確に示して欲しい。 （理由） 通販事業者においては、会員（ユーザ）が自ら登録した個人情報（氏名・住所など）は顧客サービスとして対応しており、法対応を求められるケースはほとんど無い。 一方で、検索性が無い場合に法的義務が生じない、「コールセンターでの電話録音記録」の再生を求められるケースが多発している。 対応日時などから検索できたとしても該当する「電話録音記録」を探し出し、書面におこすことも大変な労力であるが、音声データに加工して引き渡すことはさらに大変な労力になってしまう。 このような場合に「書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする」という事に対して、会員登録などの際に「保有個人データの開示・利用停止・消去の請求について、あらかじめ事業者と本人の間で契約等により取り決めた事項がある場合には、それが優先される」（民間間の契約優先）ことを明確に示して欲しい。 【公益社団法人 日本通信販売協会】</p>
155	<p>【該当箇所】 P10：第3章第1節 4. 開示請求の充実（2）開示のデジタル化の推進 【意見】 「本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする」という点につきまして、データポータビリティの推進のためにも賛同します。 【個人】</p>

156	<p>2. 開示請求に応じることを義務化するよう要望します。(P 9) (理由)</p> <p>個人情報保護法第28条において、「本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。」とされています。しかし、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」など、開示しなくてもよい例外規定の拡大解釈による運用によって、開示請求権を定めた法律の目的が果たされていない状況があります。消費生活センターには、開示請求をしても応じてもらえない、開示されたが一部しか開示されなかった、開示請求手続きに必要な書類等が多すぎて負担が大きいなどの苦情が寄せられています。</p> <p>個人情報とは、個人のものであり、個人は、事業者が自分についてどのような情報を持っているのかを知る権利があります。開示されなければ、間違った情報であっても訂正ができず、情報をもっているのかどうかがわからなければ利用停止、消去、第三者提供の停止の要請もできません。開示請求権は、個人が自分の情報を管理するための重要な権利です。反面、事業者が開示することでどのようなデメリットが生ずるのか明らかではありません。</p> <p>また、合理的な手続き方法、妥当な手数料について、個人はその判断が困難です。通常の手続き方法や手数料について具体的なモデルケースを示し、それを超える場合は理由を説明する義務を課すなどの手当てが必要と考えます。</p> <p>個人の権利行使をしやすくするため、裁判の場ではなく、個人の求めで開示されるようにすべきと考えます。事業者に対して制度の周知に引き続き務めることとするという改正案ではなく、義務化することを求めます。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>
157	<p>(1) 開示方法の原則電子化について</p> <p>電磁的方法による提供を行う場合、誤送信防止のための検討等が必要となる。電磁的方法による開示を必須とはせず、書面での送付と電磁的方法については、一次的には事業者側で選択できるようにし、事業者からの選択がない場合に二次的に消費者が選択できるようにしていただきたい。</p> <p>【三井住友海上プライマリー生命保険株式会社】</p>
158	<p>●セクション 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 4. 開示請求の充実 (1) 適正な運用に向けた取組の強化についての項について</p> <p>◆意見 情報が万が一漏洩した場合、その追跡調査をし、情報漏洩がその後、その個人にどのような影響を及ぼしているのか実態を把握する必要があると思います。個人情報を追跡しているような公的仕組みがあってもよいのではないかと思います。</p> <p>【個人】</p>

159	<p>まず、この場を借りて、今回の「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し」にご尽力いただいた関係者各位に、敬意を表します。</p> <p>意見1：1節4. (1)適正な運用に向けた取組の強化 「必ずしも制度が正しく理解され、又は運用されていないと思われる…」(大綱p.9)状態では困る。令和元年に個人情報保護委員会から指導等が出されたのは、法務担当を持つ大手企業に対してである。この事は、法令遵守等を謳うプライバシーポリシー・説明が信用できない可能性があることを、知らしめたのではなかろうか。一消費者として、とても懸念している。利活用の前に、プライバシーポリシー・説明が信用できるものにしていただきたい。 【個人】</p>
160	<p>(該当箇所) p9 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 4. 開示請求の充実 (意見) 個人情報保護法の消費者からの開示請求に関して、個人情報保護委員会が事業者の対応状況を注視するとともに、企業に対して制度の周知に努めることに賛成します。加えて、対応不十分な事業者について事業者名公表を進める等のペナルティも検討してください。 (理由) 開示請求については、本人に請求権があることが法に明記されていますので、開示請求に対して事業者は対応することが必要です。 【全大阪消費者団体連絡会】</p>
161	<p><P9> 4. 開示請求の充実について デジタル手続法の成立と合わせて、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案の成立も踏まえ、個人情報保護法における開示の際の電磁的形式による提供について、利用者の利便を考慮するとともに、利用者の安全性もあわせて考慮する必要があると考える。よって ○しかし、今年の…(いわゆる「デジタル手続法」)「及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案が成立したこと等を踏まえ、個人情報保護法における開示の際の電磁的形式による提供についても、情報処理安全確保支援士の必置措置等により、利用者の利便及び安全を考慮しつつ、明確化をすべきであると考えられる。」 と修正することが望ましい。 【情報処理安全確保支援士会】</p>

162	<p>第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利のあり方 4. 開示請求の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大綱に記載のとおり、本人の選択による電磁的記録による提供を認める場合には、電磁的記録の提供を含めて事業者自らが提供可能な開示方法を選択肢として提示したうえで、開示請求者が当該選択肢から選択する運用とすべきである。 ・また、本人が指示した方法による開示が困難な場合の開示方法を「書面交付」に限定せず、「書面交付を含む合理的な方法」等とすべきである（※）。 <p>（※）例えば、映像に関する開示請求があった場合には書面開示は適さない可能性があり、事業者が指定した場所での視聴が適切であることも考えられる。</p> <p>【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
163	<p>第3章第1節 4. 開示請求の充実 （2）開示のデジタル化の推進 【意見1】</p> <p>電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることについて賛同する。</p> <p>ただし、企業の保有個人データが膨大なデータ量となり、多様化もする中で、単なる電磁的記録（PDFや画像など）によって、受け取った本人が閲覧するだけでは、これを前提に訂正等並びに利用停止等及び第三者提供の停止の請求を行うことが困難であり、コンピュータによる処理を行うことが必要となるため、機械可読性のある形式であることが重要である。</p> <p>【株式会社DataSign】</p>
164	<p>（利用停止権・開示のデジタル化について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人にとって、自己の情報がだれに保有され、どのように利用されるかは大きな関心事となりつつある。また、個人情報に他人に保有され、利用されることがリスクを伴うと受け止められる向きもある。実際、リクナビの事例では、個人情報に本人の知らないところで本人に不利に作用する可能性のある形で利用された。自己の情報の保有状況や利用状況がわからない、わかっても対応のしようがないという状況は、個人情報の発生や提供を伴う行為を差し控える要因になりかねない。 ・例えば、1月6日放映のNHKの朝の情報番組では、キャッシュレス決済について、その利用により購入履歴が決済業者に蓄積されることへの不安に話題が及んだ。情報法の大学教員は、決済業者に自分の購入情報を知られたくない場合には、キャッシュレスの利用は控えるとコメントされた。 ・現状、大手プラットフォーム業者をはじめとして、事業者側に本人も覚えていない情報、本人も意識していなかった情報を含め、多くの情報が蓄積され、個人の情報に関する本人と事業者間の情報格差が拡大しつつある。また、プロファイリング技術の発達や、ターゲティング広告等をはじめとして、個人情報の利用のあり方という点でも、個人と事業者の格差が拡大しつつある。このような中で、個人情報の濫用や不適切な利用が行われるときには、個人への影響は大きなものとなり得る。個人の不安は、このような実態を背景にしている。

	<ul style="list-style-type: none"> ・このような中で、個人が自己の情報の保有や・利用状況を容易に知ることができ、望まない場合にはその利用の停止等、情報の管理や利用に積極的に関与できることは、必要かつ重要である。そうしたあり方は、個人の不安を軽減し、個人情報の保有や利用への信頼を高めることに資すると考えられる。 ・かかる観点から、個人情報の開示を、取得や分析に便宜なデジタル情報で得ることが保障されるべきであるし、個人保有データの利用停止、消去、第三者提供の停止の権利が広範に保障されるべきである。 ・個人が情報の管理や利用に積極的に関与することは、新たなサービスを生み出す契機ともなり得る。例えば、個人が、事業者の保有されている自己の情報を知り、利用することにより、その情報の利活用やその情報に基づく新たなニーズを自ら発見する、あるいは事業者とのやり取りの中で開発していくということもあり得る。このような観点からも、個人情報の管理や利用への個人の積極的な参加を推進するとともに、その環境を整えるべきである。 <p>【東京合同法律事務所】</p>
165	<p>その二 【個別検討事項】</p> <p>2) 開示請求の充実における「原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付ける」は、きわめて膨大な方法に対応しなければならぬこととなり、例えばファイル形式などで対応しなければならぬソフトウェアが膨大になる、提供媒体（CD、USBメモリー、ファイル転送サービス、メール、郵便等）が膨大になる等によって事業者の負担が大きすぎる。事業者が、電磁的記録の提供を含め、社会通念上合理的な開示方法を複数指定することを義務化する等に変更するのはどうか？</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>
166	<p>2. (第3章第1節 4. 開示請求の充実についての詳細化意見)</p> <p>開示請求への対応が不十分である原因をより具体的に検討すべきである。一般的に企業側に積極的に拒否する深刻な意図があるケースはむしろ少なく、請求範囲や開示方法の指定が必ずしも明確な請求ばかりではなく請求者の意図が図りかねるケースや、他の法制度との整合性を確認する必要などから、全ての開示請求に対して個別に十分な対応を行うのが困難であることが多い。むしろ一定の開示対応類型を策定して明示の上選択していただき、デジタル化を含めた適切な開示が行われる仕組みをby_designで推進することなどを検討すべきである。</p> <p>【(一社)情報サービス産業協会 個人情報保護タスクフォース】</p>

167	<p>情報信託機能普及協議会は、情報信託機能の社会実装と普及に資することを目的に、業種を超えて理念に賛同する各社との連携した活動を行います。 パーソナルデータが安心・安全に流通する社会の実現を目指しています。</p> <p>●第3章 第1節 4（2） 開示のデジタル化の推進 <意見> 保有個人データの開示は、「利用停止、消去、第三者提供の停止の請求」に係る基本的な事項であり、本人が認識できる状態（電磁的形式）で開示されることは非常に重要であると考えます。 個人からの開示請求に基づいて、個人情報取扱事業者が電磁的形式で開示することが促進されることになれば、個人の制御のもとで個人データの利活用も促進されることになると思われる。一方で、取り決めが形骸化しないように、事業者で保有する個人データの個人への情報提供や開示請求などについての個人の認知や利便性と、事業者の開示に係る負担の双方を踏まえた内容が望ましいと考える。 現行法の開示請求に係る事項は、事業者および生活者に十分浸透していない状況と感ずる為、今後の周知および開示請求によって生活者に求められる費用負担等を含めて実効的な運用を期待します。</p> <p>以上 【情報信託機能普及協議会】</p>
168	<p>No. 4 【頁】 P. 10 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 4. 開示請求の充実 (2) 開示のデジタル化の推進</p> <p>○そこで、開示請求で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする。</p>

	<p>【意見】 本人が、電磁的記録の提供を含め、社会通念上合理的な開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した社会通念上合理的な方法により開示するよう義務付けると変更してはどうか。</p> <p>【理由】 「本人が指示した方法」が義務付けられることで、事業者は多種多様な方法で開示請求の対応をしなければならなくなり、事業者の負担が増え、（例えば指定しなければならないソフトウェアが多様になる、提供媒体（CD、USBメモリー、ファイル転送サービス、メール、郵便など）が多様になる）開示請求の対応が遅れるとは本大綱の主旨から離れてしまうと考えたため。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
169	<p>（該当箇所）8ページ （意見） 本人が指示した方法による開示が困難である場合の事例として、多額な費用を要する場合だけではなく、事業者の業務に支障が出る場合や過度な負担が要する場合、対応のためのインフラが整備できない場合等も含むよう明記いただきたい。又は「事業者は、本人の利便性を考慮した開示方法に努めること」としていただきたい。 また、電磁的記録での提供に対応するために、事業者にシステム対応を義務付けるものではないことを明確にしていきたい。</p> <p>（理由） 「本人が開示方法を指示できる」となると、システム上のインフラ整備等、事業者（特に中小事業者）の負担が図り知れず、事業者における運用手続およびコスト両面での、過度な負担を義務付けることとならないよう担保するため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
170	<p>（該当箇所）10ページ （意見） 一般の個人が指定する開示手段は、メールの平文等セキュリティの脆弱性がある場合も多いと思われる。この場合、本人の権利利益を保護する観点からも、セキュリティ等に配慮した事業者側の適切かつ安全な開示方法の設定自体は許容されることを明確にしていきたい。</p> <p>（理由） 開示請求業務への著しい業務影響を回避すること、また開示に係る回答方法には開示した情報の秘匿性等を高め、第三者が容易に閲覧させないようにさせるため。 外部からの不正アクセスや電磁的記録を提供した場合のSNS等を通じた拡散・風評リスクも高まる懸念があるため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

171	<p>(該当箇所) 8ページ~9ページ (意見) ガイドライン等で「本人が指示した方法による開示が困難と言える場合」にあたるかどうか判断できるような事例を示して頂きたい。 (理由) 運用明確化のため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
172	<p>○意見2 (該当箇所) 10ページ (2) 開示のデジタル化の推進 そこで、開示請求で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。</p> <p>(意見) 電磁的手段による提供は、利用者の利便性を高めると共に事業者にも裨益することから賛成する。他方で開示方法は、事業者が提示した開示方法の選択肢から本人が指定する等、過度な負担とならない方法を要望する。</p> <p>(理由) 電磁的に情報を提供する方法（メール、CD/DVD/BD、SD、USBメモリなどの郵送）、データ形式（PDF、CSV、TEXT、WMV、MPEG等）は非常に多岐にわたる。法令上、「本人が指示した方法により開示すること」と義務付けられると、その組み合わせは膨大となり事業者側の負担が過大となることが想定されるため。</p> <p>【株式会社 東芝 産業政策渉外室】</p>

173	<p>4. 開示請求の充実 (2) 開示のデジタル化の推進</p> <p>【意見3 (P10)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示情報の電磁的形式による提供について、「原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする」という制約はあるものの)大綱に記載していただいたこと、また当該方法による開示が困難な場合の代替方法を定めていただいたことについては、本人の開示方法の選択枝が増え、企業実務にも配慮していただいた内容であり、賛同する。 ・一方、開示方法については、事業者が経済的合理性の観点等から可能な方法を示した上で、開示請求者が選択できるような運用としていただくことを期待する。また本人が指示した開示が困難な場合における開示方法を「書面交付」に限定することなく、「書面交付又は合理的な代替方法」に拡げていただきたい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業実務において大量の個人データが開示請求の対象になる場合があり、電磁的形式による提供が認められることで企業の実務上の負担が軽減すると考えられるため。 ・開示方法に関する意見については、運用の合理性、効率性の観点で、あらかじめ企業側が可能な提供方法を定めることで企業の実務負担が軽減できると考えられること、及び開示請求者にとっても企業側が事前に提供可能な開示方法を示すことにより、最適な開示方法を選択でき、迅速な回答を得ることが期待できるため。 <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
174	<p>■箇所 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 4. 開示請求の充実</p> <p>■意見・理由 開示請求の充実にあたっては、個人への開示のみでなく、個人の要求に従い事業者等へ直接受け渡すことも可能にすべきと考えます。また、開示形式については個人が指定する電子的フォーマットで速やかに開示することを義務づけるべきと考えます。</p> <p>【(株)NTTデータ】</p>

175	<p>■箇所 10ページ 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 4. 開示請求の充実 (2) 開示のデジタル化の推進</p> <p>■意見・理由 「本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するように義務付けることとする。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする。」とありますが、原則的にデータのフォーマット等についても、本人が指定する方法で対応することと義務付けるべきであり、本人が指定する方法による開示が極めて困難な場合に限り、代替的に事業者が指定する方法により開示することができるとすべきと考えます。 また、「当該方法による開示による開示が困難な場合」についての具体例をお示し願います。</p> <p>【(株)NTTデータ】</p>
176	<p>4. 開示請求の充実 (2) 開示のデジタル化の推進</p> <p>【意見】 開示のデジタル化の推進に賛同する。ただし、データポータビリティの推進の観点を意識した制度を早期に整備することが必要と強く考える。</p> <p>【理由】 データポータビリティは、本人の権利利益の保護とデータの利活用の両者を共に促進させるものであり、分野に限ることなく、GDPRと同レベルのデータポータビリティの権利が本人に与えられるべきである。特に、単なる電磁的形式ではなく、機械可読性のある形式で受け取ることができるようになることが重要である。また、トレーサビリティとコントローラビリティの双方の観点から、操作が容易なダッシュボードなどの適切なユーザーインターフェイスが推奨されるべきである。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>
177	<p>第3章について下記の意見を提出します。 ・第1節の4の開示請求の充実には、データポータビリティ権への言及がまったくないですが、「本人の関与を強化する」という観点からも将来的にその方向に進むと思われますので、観点として言及し、その方向への道筋だけでも明記してほしいです。</p> <p>【個人】</p>

178	<p>補足意見2 該当箇所p9 「開示請求の充実のために、本人が開示方法を指定できる」としている。 本人の指定する方法に事業者が従う必要があるとすると、事業者負担が増大する可能性があるのではないか。 また、デジタルで提供された場合に、それらの情報の記述方法について事業者が説明を付すことを要求するべきではないか。 理由： 事業者負担と本人の利益のバランスをとる必要がある。</p> <p>【個人】</p>
179	<p>近年IT産業を始め世界各地でネットワーク及びデジタルビジネスが発展している中、それらの技術に遅れをとっている日本も本格的に取り組まなければなりません。 更に海外等とも取引を行うビジネスにおいても一方的に不利な取引とならないよう、独禁法も含め個人情報保護法等でも対応できるように行わなければなりません。その為今回の個人情報保護法の見直しは重要な機会となります。</p> <p>ただし、あまり過度に個人情報等を保護して情報を扱いつらくなることのないようお願いいたします。 以前「クッキーやGPS情報も使えなくなる」と言う記事がネットでも話題になりました。 その時は自民党の議員さんが直接公取委に説明を聞きに行ったりと動いてくださったことで大きな問題にならずに済みましたが、多くの事業者を不安にしていたことをご留意ください。</p> <p>開示請求の充実は特に取り組んでいただきたいと思っております。 特にデジタルプラットフォームにおける取引の際、海外の事業とも関わることは多いと思われませんが、海外の事業側から突然の取引の停止などが発生した場合や何かしらの動きがあった場合、不透明な状態のまま動いているというケースをよく聞きます。 その為情報の透明性を高める取り組みは行っていただきたいことを強く要望いたします。</p> <p>また、市区町村によって個人情報の取り扱いが違うという話も聞き、この点における問題をどう取り組んでいくかを考えていかなければならないのではと考えております。</p> <p>いずれにしてもこの見直しで守れるか心配されている議員さんもいます。 今回の個人情報保護法を見直すということで、改めて現場や事業者の方々の意見も聞いた上で、議員さんの方々ともしっかりと議論した上で、しっかりと個人情報の保護と利活用できるように制定していただければと思います。 今回の見直しがより機能する形になることを望みます。</p> <p>【個人】</p>

180	<p>(該当箇所)</p> <p>PIO</p> <p>○ そこで、開示請求で得た保有個人データの利用等における本人の利便性向上の観点から、本人が、電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする。</p> <p>(意見)</p> <p>直接、今回の法改正内容にかかわるものではなく、現行法においても問題となることではあるが、本人からの開示請求に対して、請求を受けた企業側が開示義務を負う情報の範囲を合理的な範囲に限定すること、及び開示請求に対応するために必要なコストを適正に本人に負担させる仕組みをご検討されたい。</p> <p>(理由)</p> <p>個人情報とは氏名や住所、メールアドレス等の直接的に特定の個人を識別できる情報から、特定の個人を管理するために個人ごとに付すID（個人情報と容易照合性が認められるもの）に紐づけられて管理されるその他の情報まで幅広く含まれる。</p> <p>通常、企業内のデータベースは安全管理措置等の観点から、1ユーザーのデータは複数のデータベースに分けて保管されており、同様の理由により1ユーザーに複数のIDが付されて管理されているケースも多数見られる。このような情報を網羅的に名寄せをし、漏れなく個人からの開示請求に対応することは必ずしも容易ではなく、対応するために多大な人的リソースを費やすものである。</p> <p>IDに紐づけられた情報は、当該情報のみから、本人を識別できないようなものも多く、その内容も、本人のプライバシーに重要な影響を及ぼすものでないような場合も多い。</p> <p>企業がサービスやこれにかかわる料金の設計を行う場合に、本人からの個人情報に関する開示請求に対応する費用を見越して設計していないケースが通常であり、開示請求の要件を緩和し、多数の個人からの開示請求に企業が対応しなくなればなった場合、その情報が詳細にわたる場合には、特に中小企業に過大な負担を強いるものである。</p> <p>よって、企業が開示請求に応じなければならない情報の範囲を適正な範囲に限定すること、及び乱用的な開示請求が行われぬように適正な費用を請求できる仕組みを請求できる仕組みをご検討いただきたい。</p> <p>なお、現行法も、本人に対して費用請求できることとしているが、無償ないし郵券に若干の費用を上乗せした程度の金額のみを本人に対して請求する旨を開示している企業が殆どのように思われる。</p> <p>【個人】</p>
-----	--

181	<p>(該当箇所) 10 ページから 5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大 (意見) 開示内容は、基本情報+どのような種類(項目)のデータが記録されているか、それらの利用目的とすることが現実的ではないか。 (理由) 現状の個人情報データベースの多くは、リレショナルデータベースとなっており、連携する様々なデータベースやログ、記録が含まれている。この中には企業機密となりうる情報も含まれる。開示範囲がどこまでかあいまいであり、実態としては事業者によって開示内容に幅があることが考えられる。これらをすべて開示対象とすることは事業者にとっても、本人にとっても負担となるため、法的義務となる範囲を明確にしてはどうか。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
182	<p>【第3章 第1節 4. 開示請求の充実】 p9 例えば新聞報道などにより、保有されていることがほぼ明らかであっても、事業者が開示請求を行った際に「不存在」とされてしまうことがある(筆者の経験でもある。筆者の場合、関連する他の訴訟の準備のために裁判所に証拠保全を申し立て、結局、多くの個人情報が当該事業者に保有されていることが明らかになった)。現状では裁判に訴えるしかないようだが、裁判を準備する時間の経過の中で、隠蔽されてしまう可能性が高く、「不存在」を覆して「存在する」ことを請求者本人が立証することは極めて困難である。事実上、「事業者は性善である」という根拠のない信頼に立脚するしかない規定のあり方は変える必要がある。 【個人】</p>
183	<p>開示請求</p> <p>個人情報保護法第28条は、本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる」と規定しています。本大綱第3章第1節第4項(2)では、本人が、電磁的記録の提供を含め、保有個人データの開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることが提案されています。</p> <p>消費者は事業者から個人データの複製物を取得できるべきであることを私どもは認識しています。この点、BSAは、消費者に開示される情報の範囲が、消費者が事業者提供した情報又は消費者が作成した情報に限定されるべきである旨明確化することを貴委員会に推奨します。</p> <p>また、他のデータ主体に帰属する情報を開示することなく本人の保有個人データを提供することができない状況(例えば、情報がファイル又はデータベースの一部であり、それを変更することができない場合)があることにも留意が重要です。同様に、個人にデータへのアクセスを提供することは、企業が当該個人の身元を検証できない場合、セキュリティリスクを生み出す可能性があります。貴委員会が、自らのデータにアクセスする権利を付与し又は明確化する際には、これら及び関連する要因を考慮されるようお願いします。</p>

	<p>さらに、本人に情報を提供するための適切な形式を決定するにあたっては、事業者が柔軟性を持つことができるようにすることを推奨します。電子的な保有個人データを開示するために最も適切かつ安全な方法は、個人データの量、開示を行う事業者の規模、業務、IT スキル、セキュリティへの考慮等によって、それぞれ異なるものです。結果として、形式に関する本人の指示を厳密に守ることは、必ずしも全ての個人にとって有益であるとは限りません。従って、開示義務を遵守する方法は柔軟であるべきであり、新しいルールにおいても、特定の電磁的形式で本人に情報を提供することを義務付けるべきではありません。</p> <p>【The Software Alliance (BSA)】</p>
184	<p>P.9 改正大綱第3章第1節 4 (2) 開示のデジタル化の推進 (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第1節 4(2) 「開示のデジタル化の推進」について、本人に電磁的記録の提供による開示方法を指示することを認め、原則として、事業者は当該方法で開示することを義務付けるとのことであるが、一口に電磁的記録の提供によるといっても、その具体的な提供方法には複数の手段があり得るところ、合理的な範囲内で事業者が提供方法の選択について柔軟な対応を採り得ることを法令又はガイドラインにおいて明確にしていきたい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
185	<p>(該当箇所) 9 ページ 第3章第1節 4. 開示請求の充実 (2) 開示のデジタル化の推進 (意見・要望等)</p> <p>✓ 開示請求の方法として、書面での提供、電磁的方式での提供に限られず、音声データに係る開示請求があった場合を想定して、事業者が指定した場所での視聴なども含めて、合理的な方法による開示が認められるように、文言を明記していただきたいです。</p> <p>✓ 「本人が電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できる」とありますが、予め事業者側がメールや書面郵送の開示方法の選択肢を提示し、いずれかを選択する方法でも問題ないと明記していただきたいです。</p> <p>✓ メールによる電磁書面の送信等の手段を取る場合、電子証明や送付先アドレスの存否確認を行うなどの一定の担保を事業者側に課さないようにしていただきたいです。</p> <p>✓ 事業者側がコスト負担等の理由から電磁的方法による開示が困難な場合は、書面交付による開示でも問題ないとありますが、「その旨を本人に対し通知する」ことは、書面交付をもって通知しても問題と明記していただきたいです。(予め通知するのではなく、開示時に通知でも問題ないでしょうか)</p> <p>【日本証券業協会】</p>

186	<p>(該当箇所) 10ページ 第3章第1節4. 開示請求の充実(2) 開示のデジタル化の推進(5つ目の○) 「本人が、電磁的記録の提供を含め、～義務付けることとする。」 (意見・要望等) ✓ 従前メールアドレスを伺っていない顧客から、開示請求のために突然メールアドレスが知らされた場合、その場では本人のアドレスか否かを確認できない可能性があります。また、私書箱等の本人が受け取るか確認できない方法が指定されることも考えられます。本人が指定する方法・宛先に対して対応すれば、本人が受け取るか否かを問わず、義務を履行としたものとしていただきたいです。 ✓ 顧客からの指示のある開示方法で開示することが義務付けられた場合、マイナンバー制度については、これまで関係機関での調整・議論を踏まえて積み重ねてきた独自の制度内容となっているため、今回の個人情報保護法の改正による影響は受けない形としていただきたいです。 また、もし影響がある場合には改めて意見を申し出る機会を設けていただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
187	<p>(意見) 19 9頁 第1節 個人データに関する権利の在り方 4. 開示請求の充実 (1) 適正な運用に向けた取組の強化 (3つ目の○) ・「企業に対して制度の周知に引き続き努めることとする」とあるが、企業のみならず制度を利用する個人に対しても、個人情報保護法にもとづく開示の趣旨を周知いただきたい。 (理由) ・趣旨を理解していない開示の要求が多見される。</p> <p>【全国銀行協会】</p>

188	<p>(意見) 20 9頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「企業に対して制度の周知に引続き努めることとする」とあるが、本来サービスとして提供している残高証明書の発行や取引内容の確認といった事項については、同請求の趣旨の範囲外であることを確認したい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求の趣旨は、「自らの与り知らないところで、自身の情報が流通・利用されていることへの懸念から、事業者に対し保有している自身の情報を開示させる」との理解である。係る理解を前提にすると、個人が自ら提供した情報、また事業者が個人から申込みを受けた取引の状況については、開示請求の趣旨の範囲ではないことを改めて確認したい。 ・個人自ら提供した個人情報については、事業者の自主的な運営・サービスの提供で足りるものとする。 <p>【全国銀行協会】</p>
189	<p>(意見) 21 9～10頁 第1節 個人データに関する権利の在り方</p> <p>4. 開示請求の充実</p> <p>(2) 開示のデジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画等の電子的記録の中に、本人以外の第三者が記録されている場合に、開示できない場合があることを記載することが望ましい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラ映像に本人以外の第三者が写っている場合等、電子的記録の中に本人以外の第三者情報が含まれることが想定される。 <p>【全国銀行協会】</p>

190	<p>(意見) 22 10頁 同上 (5つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。ただし、当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする」とされているが、法律上の義務とするべきではない。 ・また、書面開示による場合の本人への通知義務については、公表でもって適法とする規律とするべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示のデジタル化の推進施策については賛成するが、推進に当たって、法律上の義務として進めることには次のような問題があるのではないかと考えられる。 ・数多ある情報の提供方法に応じるよう義務付けることは過大に過ぎ、また、その義務の免除が「多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合」という抽象的なものに留まるのであれば運用に大きな混乱が生じると考えられる。 ・本人の認識可能な手段を講ずれば足りるとするならば、開示そのものが消費者自身からの積極的な行為であることから、その手段は事業者からの通知義務とせずとも公表で足りると考えられる。 <p>【全国銀行協会】</p>
191	<p>(意見) 23 10頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人が指示した方法」は、書面での提供・電子メールの添付ファイルでの提供といったレベルであり、特定のフォーマットの指定まで含まないものという理解でよいか。 ・また、開示先の指定まで含まないという趣旨でよいか。例えば、A社が本人を代理して特定のフォーマット（電磁的方法）によりA社に情報を開示するよう請求した場合であっても、請求を受けた個人情報取扱事業者は、（A社が本人を適切に代理していることが確認できる限りにおいて）本人に対して（開示請求の趣旨に反しない程度に可読的な）任意の形式（電磁的方法）で開示することが認められるという理解でよいか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求権は、個人情報の取扱いの透明性を高め、もって訂正・利用停止等の請求の前提となるものである。 ・確かに、場合によっては電磁的記録でないと本人にとって認識困難な場合も想定され得ることから、本人が望む場合に電磁的記録による開示を義務付けることは理解できる。 ・これに対して、開示先の指定・特定のフォーマットの指定は、上記開示請求権の趣旨を超えるものであって、個人情報取扱事業者に過度な負担を与えるものになる。したがって、現行法における開示請求権に係る開示方法の拡張という枠において議論する限り、開示先の指定・特定のフォーマットの指定までは認められない帰結となると考えられる。 <p>【全国銀行協会】</p>

192	<p>(意見) 24 10頁 同上 (5つ目の○) ・「多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合」とは、どのような場合か明確にしていきたい。</p> <p>(理由) ・開示の内容によっては、電子化への対応に時間を要するものが考えられるところ、例外規定となる「開示が困難である場合」とはどのような場合をいうのか、具体的に記載していきたい。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
193	<p>(意見) 25 10頁 同上 (5つ目の○) ・「当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認める」とされているが、書面の交付による方法による開示を認める条件として、開示請求の件数や開示情報のデータ量の多寡も含めることが望ましい。</p> <p>(理由) ・当協会の運営するカード補償情報センターにおいては、開示請求の仕組みを導入し、書面の交付による方法による開示を行っている。 ・カード補償情報センターへの開示請求については、直近2年間で1件と利用件数は少なく、新たに電磁的記録の提供を含めた開示方法を提供する消費者ニーズも少ないと考えられることから、現状どおり書面の交付による方法を継続することを想定しているが、書面による交付を認める条件に開示請求の件数の多寡を追加することについて検討いただきたい。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
194	<p>(該当箇所) p9 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 4. 開示請求の充実</p> <p>(意見) 個人情報の消費者からの開示請求に関して、個人情報保護委員会が事業者の対応状況を注視するとともに、企業に対して制度の周知に努めることに賛成します。加えて、対応不十分な事業者について事業者名公表を進める等のペナルティも検討してください。</p> <p>(理由) 開示請求については、本人に請求権があることが法に明記されていますので、開示請求に対して事業者は対応することが必要です。</p> <p>【全国消費者団体連絡会】</p>

195	<p>(該当箇所) p10 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大 (意見) 本人の開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間により限定しないこととし、現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データを保有個人データに含めることに賛成します。 (理由) 短期間で消去される個人データであっても、その間に漏えい等が発生し、情報社会の中で拡散する危険があり、個人の権利利益を侵害する可能性があると考えられます。</p> <p>【全国消費者団体連絡会】</p>
196	<p>「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に対し、下記のように意見いたします。</p> <p>1. データポータビリティの推進 (1) 該当箇所 第3章第1節4. (2) 開示のデジタル化の推進 (9頁～10頁) (2) 意見 開示のデジタル化の方針に関しては全体的に賛同する。その上で、データポータビリティの一定範囲での義務化に関する検討を引き続き行ってほしい。 (3) 理由 「電磁的記録の提供も含め、開示方法を本人が指示できる」ことは、データポータビリティを認めることに近い部分はあるものの、当該方法による開示が困難である場合には、書面で良いとするのであれば、困難性の判断基準次第では、現状と変わらないこととなる。個人情報取扱事業者に対し、実施不可能な義務を課すことはないと考える一方、本人の利便性向上の観点やデータの有効活用の観点からは、例えば、困難性がシステムの設計にあり、そうしたシステムからの本人の乗り換えが事実上不可能な状況にある場合には、システムベンダー側の負担に配慮しつつ、データホルダーおよびシステムベンダーに一定の対応を求めてもいいのではないかと考える。</p> <p>【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】</p>

197	<p>② 開示のデジタル化の推進</p> <p>本件の推進により、生活者自身における個人情報に関する意識、そして、その取扱いに関するリテラシーが向上し、自身の個人情報をコントロールすることについて、より主体的に関わりを持つきっかけになると考えられる。</p> <p>この点、個人情報に関する本人の関与を高め、本人が自らの意思に基づき活用することを支援する仕組みである「情報銀行」については、いわゆる「データポータビリティ」の受け皿として、さらには、本人等への便益となるよう第三者提供を通じた個人情報の活用方策を提案する役割も期待されるところであり、今後、その情報提供元となる事業者に対する開示請求を本人に代わって行うことなども考えられる。</p> <p>【日本IT団体連盟】</p>
198	<p>(該当箇所)</p> <p>9 ページ</p> <p>第 3 章第1節</p> <p>4. 開示請求の充実</p> <p>(2) 開示のデジタル化の推進</p> <p>(意見・質問)</p> <p>開示方法については、以下の懸念を踏まえ、本人指定を原則とせず、一定程度は事業者側で方法を提示できるよう慎重に検討してほしい。</p> <p><懸念事項></p> <p>①保有個人データの範囲拡大による提供対応の複雑化本大綱に拠れば保有個人データの範囲拡大(6ヶ月以内のものも含む)する方向性であり、事業者によっては保有個人データが大幅に増加し、これまで含まれなかった動画や音声等が含まれることが想定されるが、当該内容を電磁的手段で開示する仕組みを構築するのは、相当な時間と費用を要す。</p> <p>②安全管理上やメールの問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自宅への書面通知と比べると電磁的手段としてEメールを使用した場合にアドレスは本人確認が難しいため、申告のあったメールアドレスは顧客本人のものか確認するのが難しい。 (受信確認、削除確認も困難な上、記号等が多いため誤送信のリスクや、誤送信の場合の大量拡散リスクあり) ・動画は容量が大きいためEメールの環境で交付できない場合もある。 (理由等) <p>保有個人データの幅が広がることで、音声データ等が保有個人データとなる上、当社で保有している映像データや音声データを原則電磁的方法で提供するのは難しいため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>

199	<p>(該当箇所) 9 ページ 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 3. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大</p> <p>(意見) 本人の開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間により限定しないこととし、現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データを保有個人データに含めることを支持します。</p> <p>(理由) 保有個人データとは、本人の求めに応じて、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去、第三者提供停止を行うデータと定義されていますが、情報化社会の現状を鑑みても、そもそも保存期間により 本人が上記の請求ができないのはおかしいと考えます。</p> <p>【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>
200	<p>(該当箇所) 10ページ第3章第1節4 開示請求の充実</p> <p>(意見) ①電磁的形式による提供については、通常利用される形式（パスワード設定方法を含む）での提供を対応可能としていただきたい。 ②「当該方法（電磁的形式）による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認める」だけでなく、電磁的形式によるその他開示の方法についても個人情報取扱事業者側で柔軟に設定できるようにしていただきたい。 ③どのような場合が例外に該当するのかもガイドラインにおいて例示していただきたい。</p> <p>(理由) 特殊な電磁的形式での提供および書面での提供は提供側にとって負担が大きい場合がある一方で、「多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合」という要件は不明瞭であり、個人情報取扱事業者側でこの要件に依拠することは事実上困難であるため、個人情報取扱事業者側に開示の形式・方法について合理的な範囲での裁量を認めていただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>

201	<p>(該当箇所) 10ページ第3章第1節 4 開示請求の充実</p> <p>(意見) 開示請求の対象の個人データは、請求する本人が提供するデータおよび本人に関するデータに限定し、派生データや推測データは除外すべきである。</p> <p>(理由) たとえば、GDPRでは、派生データと推測データはデータコントローラーによって作成されたデータとみなし、データポータビリティ権の対象ではないため、日本の個人情報保護法においても、GDPRとの整合性も踏まえつつ、適切な例外を設け、事業者への負担を軽減すべきである。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>
202	<p>【制度改正大綱p 9～10】 「開示のデジタル化の推進」に関して</p> <p>【意見】 請求者本人が開示方法を指示できる場合については、当該方法が合理的であると事業者が認める場合に限定すべきである。</p> <p>【理由】 請求者本人が編集可能な電子的記録の提供を求めた場合に、改変された内容が拡散される等のリスクがあること、また、電磁的記録で開示（電子メールへ送信）する場合、送付先メールアドレスの本人確認が困難であること、仮に本人確認ができたとしても、開示した情報が第三者に漏えいすることなく本人のみ受信できたかの確認は困難であること、さらにこれら一連の確認には事業者の負担が増大することなどから、原則として開示方法は事業者が判断すべきである。 また、電磁的方法による開示の場合には本人確認が従前よりも難しくなることが想定されるため、本人確認の手段を一定程度とれば仮に本人以外に開示してしまった場合であっても、事業者が免責されるなどの規定を設けていただきたい。</p> <p>【経営法友会】</p>

203	<p>【意見1】 (該当箇所) P9-10：第3章 個別検討事項，第1節 個人データに関する個人の権利の在り方，4. 開示請求の充実，(2) 開示のデジタル化の推進 (意見) 「本人の利便性向上の観点から、」とあるが、今後データポータビリティの概念も含めて検討して頂きたい。 (理由) 本人同意を利活用の原則とする場合、第三者提供ではなく本人からの取得（提供）が自然であり、そのためには本人が自身で移管するデータを保有又はコントロールできる必要があるため。また、健康医療分野においては、医療提供機関単位ではなく、本人（患者等）単位で健康医療情報を集約する動きが広がりつつあるが、これを加速するためにもデータポータビリティの概念を浸透させることが求められると考えるため。 【日本製薬工業協会 産業政策委員会】</p>
204	<p>【意見6】 (該当箇所) 第3章第1節4. 開示請求の充実 (p. 9-10) (意見) 本人以外の者によるなりすまし請求や、本人の権利利益の保護に資するとは考えられない目的による請求に対し、事業者は厳正に対応すべきであるという考え方を示すとともに、そのために事業者に求められる事項を明らかにしていただきたい。 本人のID及びパスワードを盗んで不正にログインする行為や、本人確認書類を偽造して不正に銀行口座を作る、スマートフォンの契約をする等の行為が日常少なからず発生している実態からすると、開示等の請求を悪用した個人情報の盗難に対しても十分な備えが必要である。事業者が保有する個人情報は、氏名・住所・サービス利用履歴・事業者との契約内容など、本人のプライバシー保護の観点から重みがあり、量的にも膨大となる可能性があることから、本人以外の者に不当に開示がなされた場合、本人は深刻な被害を受けることとなる。 現行のガイドラインでは、開示等の請求の際の本人確認について、「本人確認のために事業者が保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするなど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなくてはならない」とされているが、氏名とメールアドレスだけ登録すれば利用でき、位置情報等の重要な情報を自動的に取得するサービスも存在する現実に照らすと、開示する情報の性質によっては、本人の負担になったとしても、本人確認のために多くの情報提供を求めることが適切なケースもあり得る。 また、開示する情報の範囲についても、請求がなされれば特段の理由がなくとも事業者が保有するすべての個人情報を開示することとされているが、本人との十分なコミュニケーションを経て必要最小限の開示にとどめることが、移送経路での事故による漏えいリスクの観点からも重要であり、安易に大量の個人情報を移送する結果とならないような配慮が必要であると考えます。 加えて、今回の大綱では利用停止等の請求に係る要件緩和の方針を示しており、盗難クレジットカードをインターネット上で不正に利用したり盗品の出品等を行った者が容易にその痕跡を消去できることとなれば、かえって犯罪の助長につながりかねない。このため、請求の理由や背景等を請求者に確認し、不審な点がある場合には請求に応じないこととすることも必要である。 なお、これらの点は、事業者の負担を軽減する観点からも重要である。 (理由) 上記意見中に記載 【新経済連盟】</p>

205	<p>【意見7】 (該当箇所) 第3章第1節4. 開示請求の充実 (p.9-10)</p> <p>(意見) 本箇所では、「原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする」とされているが、各請求者ごとに違った方法で対応することは現実的ではないと考えられるほか、保有個人データの管理態様や性質に照らして不合理な方法による開示を行わなければならない可能性が高まる。 そこで、仮に本人側に開示方法を選択させることとした場合でも、あくまで書面によるか電磁的記録によるかに限定する程度にとどめるべきであり、例えば繰り返しの請求など、いたずらに事業者の負担をかけることを目的とするような請求がなされないようにする措置も必要ではないか。</p> <p>(理由) 上記意見中に記載</p> <p>【新経済連盟】</p>
206	<p>○該当箇所 第1節-4 - (1) 適正な運用に向けた取組の強化 (9ページ)</p> <p>○意見 「開示請求については、引き続き事業者の対応状況を注視する」としているが、保有個人情報の範囲に写真画像などが含まれるが、画像のみ保有している場合などは開示請求対象の特定が事実上困難であるため、開示請求権の行使が困難な領域については補完的に利用目的や方法で対応すべきである。</p> <p>○理由 保有個人情報の範囲に写真画像などが含まれる一方で、開示請求については氏名等による特定が実質的には求められることになる。そのため、画像のみの保有だが顔認識として用いられている場合など、実質的に開示請求ができない、あるいは保有個人情報が特定できないため、その他の権利行使が妨げられることが想定される。保有個人情報の利用に伴う不利益が継続することもあるが、一方で開示請求権の行使という場面では難しい問題もあるので、こうした問題については「利用目的」や利用方法としての対応が補完的に必要である。</p> <p>【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>

207	<p>○該当箇所 第1節-4-（2）開示のデジタル化の推進（10ページ）</p> <p>○意見 開示の実施方法を本人の指示した方法で行うことを義務付けるだけでなく、個人情報の利用方法について可視化できるよう情報提供の義務ないし努力義務も加えるべき。</p> <p>○理由 本人が指示した方法での開示の義務付けには賛成だが、情報技術の進展により保有個人情報データの取扱い状況を十分に明らかにできないのは、書面による開示であるからだけでなく、どのように取り扱われるのかということそのものが可視化されにくいことや理解しにくいことにも原因がある。訂正・利用停止請求等を機能させ、さらには利用停止請求等の権利の要件緩和をするならば、本人が適当か否か、みずからの個人の権利利益との抵触があるかないかを、専門知識や高いリテラシーがなくて手も判断できるような情報提供が必要。 【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>
208	<p>3. 個人データに関する個人の権利の在り方（改正大綱7-13頁 第3章 第1節） （1）開示請求の充実（改正大綱9-10頁） 開示のデジタル化については、「電磁的形式による提供についても、利用者の利便性を考慮しつつ、明確化する」（10頁）ることについて賛同する。一方で、「本人の利便性向上」の追求と、事業者の負担軽減に鑑みれば、その提供方法については、「原則として、本人が指示した方法」（10頁）ではなく「原則として、電磁的形式による開示」とすべきである。 【日本広告業協会】</p>

209	<p>2. P9 4. 開示請求の充実 (1) 開示請求に関して、企業側できちんとした運用がなされていない。 私の生体データに分析結果を載せた「誤った個人情報」が存在し、共有されていることは事実だが、どこに開示請求をするべきなのか不明確である。 また、開示請求をしても、例外規定を盾に（適正な運用ではない）開示に応じないところが多い。財産権に人権が劣後している現状が見られる。</p> <p>(2) 個人情報の管理の在り方 生体データはパスワードなどと異なり、変えることができない。生体データに特定の情報（要配慮個人情報に相当するもの）を組み合わせる場合には、要配慮個人情報の扱い以上に厳格な基準が必要であると考えます。「登録した年月日」はもちろんのこと、「登録の理由となる事実」（裁判等公的な手続きを経た認定事実に限る）、「登録責任者」「以上の内容に関する本人の同意」「上記を確認した者」などを、貸金業等における指定信用情報機関のような機関で一元管理することが必要であると考えられます。改変不可能な生体データに付される情報は常に正確であり、最新であることはもとより、公平・公正な第三者により厳格に管理されることが必要です。</p> <p>最後までお読み頂きありがとうございました。</p> <p>【匿名】</p>
210	<p>意見2. （該当箇所） 9ページ 4. 開示請求の充実(1)について （意見） <制度の調和に引き続き努めることとする>とありますが、義務化するべきです。罰則も設けるべきです。 （理由） なぜなら、意見1の理由と同じく、顔認証冤罪被害者が多数おり、情報の確認も削除も請求できないまま、苦しい思いで生活させられているからです。<資料1及び2>（略）</p> <p>【個人】</p>

211	<p>第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 4. 開示請求の充実（2）開示のデジタル化の推進</p> <p>行政及び民間のデジタルトランスフォーメーションに取り組んでいる当協会としては、各種の法令対応に係る手続の電子化を進めるという方針に賛成する。我が国において GDPRとの十分性認定を保持する観点では「3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」と本項の開示請求の充実が図られることは重要である。今回の改正後も含めて、個人の権利確保については継続的に必要な検討がされる必要があると考える。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
-----	--

第3章第1節関係 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大

No.	提出意見
212	<p>(該当箇所) 11ページ 9行目 「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」においては、6か月以内に消去する個人情報も含め、開示等の求めに原則応じることとされており」 (御意見) 大綱に嘘は書かないでいただきたい。訂正を公表して欲しい。 (理由) ※ 「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」においては、6か月以内に消去する個人情報も含め、開示等の求めに原則応じることとされており」というのは嘘である。 JISQ15001:2017には、本文 3で「用語及び定義」が並べられており、その冒頭に「この規格で用いる主な用語及び定義は、個人情報保護法による。」と書かれている。 つまり、JISQ15001:2017においても保有個人データの定義は個人情報保護法と同じである。 JISQ15001:2017の本文6.1.3において「注記1 附属書Aは、管理目的及び管理策の包括的なリストである。」と書かれている。大綱では、JISQ15001:2017の附属書A.3.4.4.1の中にある「組織は、保有個人データに該当しないが、本人から求められる利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求などの全てに応じることができる権限を有する個人情報についても、保有個人データと同様に取り扱わなければならない。」との記述を深読みしたものと思われるが、「6か月以内に消去する個人情報も含め、開示等の求めに原則応じることとされており」などというものではない。 あくまでも、JISQ15001:2017 本文6.1.3 a)の要求事項に従って「リスクアセスメントの結果を考慮して、適切な個人情報保護リスク対応の選択肢（リスク回避、リスク軽減、リスク移転、リスク保有）を選定する」と規定されているだけである。つまり「6か月以内に消去する個人情報」に対してどのような対応をするかは、組織のリスク対応上の選択となっている。 また、平成27年改正法で「保有個人データの開示」については、「求め」ではなく「請求」と変わったわけであるから、個人情報保護法に精通していなければならない個人情報保護委員会が、大綱の中で「開示等の求め」などと書かないでほしい。 JISQ15001:2017 A.3.4.4.1は誤記であり「組織は、保有個人データに該当しないが、本人からの利用目的の通知の求め、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求の全てに応じることができる権限を有する個人情報についても、保有個人データと同様に取り扱わなければならない。」が正しい。 「JISQ15001においては、6か月以内に消去する個人情報も含め、開示等の求めに原則応じることとされており」というのは嘘である。訂正を公表して欲しい。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>

213	<p>(該当箇所) 11ページ 12行目 「現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データを保有個人データに含める。」</p> <p>(御意見) 個人情報を巡る技術的側面、社会的側面での急速な変化に対して柔軟な対応を可能とするための方法を根本的に見直すべきではないか。</p> <p>(理由) ※この程度の改正について、法改正まで待たなければならないということがナンセンスである。 3年ごとの見直しに至る検討の経緯が3ページから書かれている。しかしながら、現行法であっても、その解釈のズレを正すことで済むものもあつたのではないか。 平成27年改正法で「3年ごとの見直し」について規定され本改正に及んだわけであるが、法が改正されても施行までに一定の準備期間を設けることになり、制度改正大綱に書かれているような「技術的側面、社会的側面において、急激な変化が進展しつつあること」には間に合っていないことが容易に想像できる。 そこで、法律・政令・規則に定める範囲と、個人情報保護委員会ガイドラインに委ねて解釈として示せば済む範囲を見直す必要があるのではないか。 現在の建付けのままでは、3年ごとの見直しを待たなければ、法律・政令・施行令によるところが重くなりすぎている。急速な変化に対する柔軟な対応を個人情報保護委員会ガイドラインでの解釈に委ねることができるよう建付けから見直すべきである。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
214	<p>[意見対象箇所] p 1 1 第3章 第1節 5 最終段落 「現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データを保有個人データに含める。」</p> <p>[意見] 上記の改正に伴い、「保有個人データ」という概念は不要になるので、個人情報保護法から定義を削除していただきたい。</p> <p>[理由] 個人情報保護法の規制は、個人情報、個人データ、保有個人データの3種類で濃淡がつけられているが、世界的に見てもわかりづらい規制である。今回、「仮名化情報(仮)」が導入されることで規制の濃淡がさらに多様化するため、わかりづらさが増大することが懸念される。 そうしたところ、そもそも「保有個人データ」という概念の存在意義を考えると、開示請求等の範囲を画するための概念として作られた概念である(法第2条第7条)。しかし、今般、GDPRともそろえて、開示等の請求対象を保有期間によって限定しないことになる以上、開示請求等の対象は「個人データ」一般に広げられ、もはや「保有個人データ」という概念を残しておく必要はなくなる。 そのため、もともとわかりづらい法規制である日本法の建付けをわかり易くするという観点からも、冒頭の通り、保有個人データという概念の削除を提案する次第である。 【個人】</p>

215	<p>p. 11 5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大 「本人の開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間により限定しないこととし、現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データを保有個人データに含める。」 【意見】 短期保存データを保有個人データに含めることによって、自らが管理する個人データはすべて保有個人データとなり、実質的に両者の区別はなくなるという理解でよいか。区別が残るとすれば、個人データと保有個人データとを分ける基準はなにか。 【個人】</p>
216	<p>意見4：1節5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大 賛成する。同時に法第27条の徹底をお願いしたい。 【個人】</p>
217	<p>(該当箇所) p 10 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大 (意見) 本人の開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間により限定しないこととし、現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データを保有個人データに含めることに賛成します。 (理由) 短期間で消去される個人データであっても、その間に漏えい等が発生し、情報社会の中で拡散する危険があり、個人の権利利益を侵害する可能性があると考えられます。 【全大阪消費者団体連絡会】</p>

218	<p>1. 開示請求に応じる個人データの基準</p> <p>JISQ15001:2017（以下、新JIS）が開示対象等個人情報を保有個人データに変更した経緯は、法令にない用語を用いることでより実効性を高めるところにあると（経済産業出身担当審議官意見）。旧JISの開示対象等個人情報は、法施行令第5条の6月の制限はなく、法律との齟齬があり実効性に欠けるきらいがあることから新JISからは法律と同じ用語としたものと理解している。新JISにおいて法律上の保有個人データに該当しない個人データは、個人データとして管理する必要がある場合に限り個人データと同等の管理をする努力義務を定めているが、例外的扱いである。これに対し、本制度大綱では「現在でも、プライバシーマークにおいて審査基準の根拠とされているJISQ15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項においては、6か月以内に消去する個人情報も含め、開示等の求めに原則応じることとされており」と記載しているが、これは旧JISの考え方であり、新JISの理解ではなく誤っている。新JISの解釈からは、本制度大綱の「本人の開示等の請求対象となる保有個人データに」「現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データを保有個人データに含める。」との結論は直ちに導けない。いわゆる「補完的ルール」で、EU域内から受けた個人データは、現行法で消去すべき期間にかかわらず、保有個人データとして取扱うとした。本制度大綱は、欧州委員会の勧告を、にわかに、わが国で一般化しようとするものと考えられるが、そのような立法事実は記載されていない。実務的にも、僅か数秒であっても保有すれば、保有個人データとなるならば、クラウド上のサーバに短時間保存され消去されるデータも、開示請求可能となるが、請求に応じることが困難である。この点、「事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に当り開示請求に応じないことを認めるのであれば、保有期間の制限を撤廃しても実効性がない。本制度大綱記載のとおり、多くの事業者は短期間で消去するデータに有用性を見出していない。むしろ、インターネット上での情報収集を行う事業者等は一定期間データ保持義務を課し開示請求に応じる義務を制定することが実効的である。</p> <p>【個人】</p>
219	<p>第3章 個別検討事項</p> <p>第1節 個人データに関する個人の権利のあり方</p> <p>5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大</p> <p>・大綱においては、「保有個人データについて、保存期間により限定しない」との方向性が示されているが、短期間で消去される個人データを保有個人データから除外するという現行の規律は、不要な保有個人データを早期に消去する誘因を事業者に与えることにより、個人情報漏洩リスクの低下、延いては個人の権利利益の保護に貢献している。したがって、保有個人データの範囲の拡大については、政令で定める期間の短縮を含めて慎重に検討すべきである。</p> <p>【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
220	<p>（該当箇所）10～11ページ</p> <p>（意見）</p> <p>6ヶ月以内に消去される短期保存データの開示等の内容事項について、情報システムの間接ファイルやログを無限定かつ不必要に消去する帰結とならないように、消去請求の例外規定等の検討に際しては、消去の必要性と業務遂行の支障に適切に配慮していただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>利用者の権利保護は本体となるデータの消去で達成可能であることに加え、情報システムの間接ファイルやログ情報の開示および消去対応は、システム上の支障等著しい業務影響負荷があり、これを回避するため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

221	<p>第3章第1節5 意見：プライバシーマークは、個人情報の保護について取組みが進んでいる一部の企業において利用されているものであり、そこでの審査基準が存在することを、多数の中小企業や個人事業主を含む個人情報取扱事業者が遵守しなければならない法令上の義務を創設する根拠とすることは不適切ではないか。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>
222	<p>第3章 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大について</p> <p>開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間により限定しないことは賛成です。</p> <p>【個人】</p>
223	<p>【該当箇所】第3章第1節5「開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大」11ページ 【意見2】保有個人データ該当性を保存期間により限定しない理由は、短期間でも漏えい that 起き得ることだけではなく、データによる個人の選別が行われるのに十分であることも重要である。</p> <p>【理由】 保有個人データ該当性を保存期間により限定しないこととするに際して、「短期間で消去される個人データについても、個人の権利利益を侵害する危険性が低いとは限らず」とし、その理由付けとして、「短期間で消去される個人データであっても、その間に漏えい等が発生し、瞬時に拡散する危険が現実のものとなっている」と記載されているが、理由はそれだけではないはずである。 例えば、法が目的とする「個人の権利利益の保護」には、リクナビ事案のような事態の回避も含まれるはずであることを踏まえれば、「短期間で消去される個人データであっても、その間にデータによる個人の選別が行われ、個人が差別的に取り扱われ得る」といったことも、その理由の一つとして含めて整理するべきである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>

224	<p>2 該当箇所 11 頁最初の○ 意見 EUとの相互認証のために制定された「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(以下、「補完的ルール」という)の(2)が、法律化される(「除外規定を撤廃」)ことになる。については、「補完的ルール」の他の項目についても法律化してよいと思われるので、検討されたい。</p> <p>理由 「補完的ルール」の法的拘束力に疑義がある(私見)ため、今後のEUへの対応に向けて、法改正しておくことが望まれる。</p> <p>【個人】</p>
225	<p>(該当箇所) 11ページ第3章第4節5. 開示の対象となる保有個人データの範囲の拡大</p> <p>(意見) 短期保存データの中でも1-2か月程度で消去されるデータについては開示を要しない取扱いにさせていただくか、開示の例外規定に該当することを明確にしていきたい。</p> <p>(理由) 短期保存データの中でも、1-2か月程度で消去されるデータについては、短期間のうちに消去されるという特性のため、該当するデータの存在を確認することが困難あるいは確認に煩雑な作業を要することが多く、個人情報取扱事業者側の負担が大きい。そのため、こうしたデータについては、引き続き開示を要しないこととしていただきたい。もしくは、ガイドライン等において、上記のような例は「事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」に当たることを明記していただきたい。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>

226	<p>【制度改正大綱 p10～11】 「開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大」に関して 【意見】 保有個人データの範囲の拡大は、慎重に検討すべきである。 【理由】 たとえば、翌日消去予定の保有個人データも開示対象に含まれることになり、事業コストの増大が懸念される。また、すでに6か月以内に消去する運用としている実態もあり、保有個人データの長期保存の抑止、それに伴う漏えいリスクの低減に資する面もあるため、一律に保存期間を無限定にするのではなく、開示請求と近接した期間において消去が見込まれている個人データについては当該見込みを開示すれば開示請求の対象から除外するなど、現状の実務も鑑みて慎重に検討すべきである。</p> <p>【経営法友会】</p>
227	<p>5 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大 (大綱 11頁、3つめの項目について) 【意見】法2条7項の「保有個人データ」の定義規定(法2条7項)から、保存期間の要件を廃止することに賛成する。 (理由)大綱10～11頁2つめの項目で指摘されているとおり、本人の開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間を限定する理由は存在しない。GDPRの充分性認定にあたって、個人情報保護委員会は、2018年9月に、「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を策定済であるが、すでに同ルールでは、「EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、法第2条第7項における保有個人データとして取り扱うこととする」とされている。</p> <p>個人データの公平な取り扱いという観点や、EU域内から移転を受けた個人データについてのみ異なるシステム設計を行う合理性は事業者にもないことからすれば、一律に保存期間を限定しない方が制度として公正であり合理的である。</p> <p>なお、このように保有個人データの対象を広げた場合でも、開示請求を受けた直後に個人データを消去したうえで、すでに消去済みと回答する対応が実際に可能であるとすると、対象を広げたことの意味がなくなりがねない。そこで、あわせてそういった対応を防ぐ実効的仕組みを取り入れる必要がある。たとえば、消去時期に関するルールを事業者があらかじめ公表しており、同ルールに則った対応として実際に消去後であると認められる場合を除き、そういった対応は認めない仕組みを取り入れるべきである。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>

228	<p>【意見 8】 (該当箇所) 第3章第1節5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大 (p.10-11)</p> <p>(意見) 本箇所では、「本人の開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間により限定しない」こととするとされている。本記述の趣旨は、6か月以内に消去する短期保存データに対する開示等の請求が行われることによって、本来消去予定であった期間を超えて保持しなければならないこととするものではないと考えるが、その点を確認したい。</p> <p>(理由) 必要な期間を超えて個人データを保持し続けることは、事業者に必要な負担をかけることとなるとともに、セキュリティの観点からも問題があり得るため。</p> <p>【新経済連盟】</p>
229	<p>第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大</p> <p>基本的に6か月に満たない範囲であっても保有個人データの範囲に加えるという方針は、事業者としても賛同しうるものとする。しかしながら、事業者としては、基本的に、極めて短期間しか保存しない映像、情報等について、開示請求権対応だけのために保存義務が生じることがないように配慮をお願いしたいと考える。大綱において「既に消去されていれば請求に応じる必要もない」と記述されている点は、非常に重要な点になることから、過度に情報を保有しないよう、情報を定期的に削除することの妨げになるような具体的な法案の記述をされないようにだけお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>

第3章第1節関係 オプトアウト規制の強化

No.	提出意見
230	<p>>6. オプトアウト規制の強化 (1) 執行の強化 >本人がオプトアウトの要否を判断する手がかりとなる</p> <p>個人情報保護委員会に対するオプトアウト手続きの届出は、事実上、本人にとってオプトアウトの要否を判断する手がかりにはなっていない。</p> <p>というのも、個人情報保護委員会への届出内容を参照したところで、本人としては、どの事業者が自身の情報を取り扱っているのかを認識することができない。このため、自身の情報がどの届出内容に基づいてオプトアウト手続きの対象になっているかを把握できない。よって、本人がオプトアウトの要否を判断することは不可能である。</p> <p>この点、個人情報保護委員会の認識は、一般消費者の認識と大きく乖離している。オプトアウト手続きの届出行為は本人に対して何ら有益な情報を提供しておらず、本人の法益保護にも一切貢献していない。認識を改めていただきたい。</p> <p>> (2) オプトアウトの対象となる個人データの限定</p> <p>私は、個人情報保護委員会にオプトアウト届出を実施している人材紹介業者が、私に断りなく、私の個人情報を勝手に収集した上、私の能力等に対する評価情報を勝手に付加し、当該情報を含め、私の個人情報を人事、採用上の情報として第三者提供する、という事例に直面した。</p> <p>当該事例では私に断りなく、私にとって人事評価や採用上、不利な情報を評価情報として付加し、結果、私の知らぬ間に、私にとって不利な悪評を、評価情報として求人企業等に第三者提供していた。</p> <p>すなわち、私はオプトアウト手続きを適法に行っている業者によって、私の名誉、個人情報保護法上の法益を著しく損なわれた。</p> <p>この事実は、オプトアウト手続きの厳格化では、本人の法益を損なう類型を排除できないことを示している。</p> <p>本トラブルの根本原因は、私の個人情報の第三者提供範囲を、私の公開情報に限定せず、人材紹介業者の評価情報にまで拡大してしまったことにある。これにより、人材紹介業者の恣意的判断が第三者提供され、私の名誉や権利利益を損なう直接的な原因となった。</p> <p>この類型は、大綱に示されるような、</p> <p>>適正に取得していないと思われる個人データをオプトアウト規定により流通させる</p>

といった、ベネッセ事件のような事例ではなく、

- ・個人情報の取得は適正な手段で行っているが、事業者が評価情報を付与し、不適切な第三者提供を行ったことで発生した、本人に対する権利利益の侵害である。

よって、オプトアウト対象となる個人データの限定に当たっては、取得の方法のみではなく、

- ・事業者の業種
- ・第三者提供を行う目的、第三者提供を受ける目的
- ・本人以外が付加した評価情報等、個人データの具体的な性質

のように、取得の適正性ではなく、利用目的や発生する効果を考慮して限定すべきである。

例えば、人材紹介業においては職業安定法 第5条の4や職業紹介事業者向けの指針、及び職業紹介事業の業務運営要領において、本人に断りなく個人情報を収集してはならない旨規定がある。個人情報の不適切な取扱によって本人に著しい不利益が発生し得る業種においては、事業者の誤認識を防止する意味でも、個人情報保護法上でオプトアウトを明示的に禁止するべきであろう。

また、本人の財務的、能力的な評価等、第三者に対して先入観を与えるおそれのある情報の取扱については、オプトアウト手続きでは許可しない旨を法上に規定する等の対応も有効と考えられる。

【個人】

- > 6. オプトアウト規制の強化
- > (1) 執行の強化

オプトアウト手続きの適法性の確保に当たっては、

- > 名簿屋対策の徹底を進め、個人情報保護法に適合しない形で名簿等が取り扱われている場合には必要な措置をとっていく。

のような名簿屋対策だけではなく、個人情報保護委員会が、オプトアウト要件を各事業者に厳密に適用していく必要がある。

私は、個人情報保護委員会にオプトアウト手続きを実施している人材紹介業者が、私に断りなく、私の個人情報を勝手に収集した上、私の能力等に対する評価情報を勝手に付加し、当該情報を含め、私の個人情報を人事、採用上の情報として第三者提供する、という事例に直面した。

当該事例では私に断りなく、私にとって人事評価や採用上、不利な情報を評価情報として付加し、結果、私の知らぬ間に、私にとって不利な悪評を、評価情報として求人企業等に第三者提供していた。

本件においては、法23条第2項および規則第7条の

＞ (2) 本人が法第 23 条第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

の規定に基づいて、私にとって『容易に知り得る状態』に置かれたかが焦点となった。事業者は個人情報保護委員会に問い合わせた上で、

・ 『ホームページのトップページから1回程度の操作で到達できる場所』にプライバシーポリシーを配置しており、本人の了知状態に関係なく、規則第7条を満たせる

旨私に回答した。私自身も個人情報保護ダイヤルに問い合わせた結果、同様の回答を得た。

しかしながら、『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）』によれば、『本人が閲覧することが合理的に予測される』旨の記述があり、個人情報保護委員会は、当該条件を恣意的に除外した上で、私と事業者に回答したものと認められる。

2016年当時の意見募集においても、個人情報保護委員会は、#461に対し、

＞ “実質的に、“本人が改正後の法 23 条 第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法で行われる必要があるものと考えられます。

と回答しているが、個人情報保護ダイヤルは、『本人が閲覧することが合理的に予測される』との要件を除外して回答することで、意見募集時の回答にも則さない運用を行っている、という事実が認められた。

このように、現行法におけるオプトアウト要件は、個人情報保護委員会および事業者の主観に基づく恣意的な運用が罷り通っている。この現状を是正するためには少なくとも、

- ・ 事業者側の一方的なプライバシーポリシーの公開だけでは『“実質的に”、本人が改正後の法 23 条 第 2 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法』とはいえない。
- ・ 『本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法』とするためには、本人が閲覧する合理的かつ具体的な理由が存在しなければならない。
- ・ 本人が法23条第2項各号に掲げる事項を確実に認識していない場合、オプトアウトを行うことができない。

上記ガイドラインに定められているオプトアウト要件について、ガイドラインのみにではなく、法文上に明記し、両者による恣意的な運用を明示的に排除しなければならないと考える。

オプトアウトそのものが個人の権利利益を大きく阻害する危険性を有しており、現行法では適切な保護が行われていない点を考慮の上、オプトアウトそのものの禁止も含めて、事業者や個人情報保護委員会の恣意的運用を認めない法改正が必要と考える。

【個人】

232	<p>(該当箇所) 12ページ 1行目 「未だ届出のない事業者が存在することが分かった。」</p> <p>(御意見) 「未だ届出のない事業者が存在することが分かった。」のであれば、その対抗手段を考えるべきではないか。</p> <p>(理由) ※「オプトアウトを行う場合の委員会への届出のない事業者が存在することが分かった。」としながらも、その解決が「未届事業者の把握を継続的に行う」「個人情報保護法に適合しない形で名簿等が取り扱われている場合には必要な措置をとっていく」としか書かれていない。このような方法しかとってきていないために「未だ届出のない事業者が存在する」という事態となっているのではないか。さらに、届出をしている事業者に対して「届出を行っている全事業者に対し、届出書の記載内容の確認を求め、必要に応じて再届出を行わせている」と書かれているが、このように届出をしている事業者へのさらなる厳しい対応が未届けを増長している要因となっているのではないか。全ての届出が完了した後であれば、さらなる厳しい対応は有効であるが、未届が多く残っている状態では本末転倒となりかねない。プランをもって進めるならば、まずは全てのオプトアウト事業者に届出をさせることを優先すべきではないか。そうであるならば、「第三者への提供を開始するまでに届出を行わなかった事業者」には、「その後のオプトアウト手続きは認めない＝本人同意以外の道は閉ざす」などのペナルティを定めるべきではないか。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
233	<p>(該当箇所) 13ページ 2行目 「オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定していく」</p> <p>(御意見) 「未だ届出のない事業者が存在することが分かった。」という状態では本末転倒。</p> <p>(理由) ※「オプトアウトを行う場合の委員会への届出のない事業者が存在することが分かった。」としながらも、その解決が「未届事業者の把握を継続的に行う」「個人情報保護法に適合しない形で名簿等が取り扱われている場合には必要な措置をとっていく」としか書かれていない。このような方法しかとってきていないために「未だ届出のない事業者が存在する」という事態となっているのではないか。さらに、届出をしている事業者に対して「オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定していく」というのでは、まさに“魔女狩り”としか言えない。プランをもって進めるならば、まずは全てのオプトアウト事業者に届出をさせることを優先すべきではないか。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>

234	<p>(該当箇所) 13ページ 31行目 「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることとする。」 (御意見) 「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録の開示」は当事者間では無理がある。仲裁が必要。 (理由) ※「確認義務は、1不正の手段によって取得された個人情報が転々流通することを防止し、また、2記録の作成・保存の義務により、個人情報の流通に係るトレーサビリティの確保を図るものである。」というの正しい。 しかし「個人情報の流通に係るトレーサビリティは、あくまでも監督機関から見たトレーサビリティの確保であって、本人からみたトレーサビリティは担保されなかった。」と結論付けるのは間違っているのではないか。 そもそも名簿屋に対して一般の者が開示請求することは無理があるだろうということから「監督機関から見たトレーサビリティの確保」を入れたわけであって、当事者間の交渉に戻す必要はない。 このような改正を行っても、名簿屋を相手にして本人が対抗できるとは考えにくく、名簿屋を相手にするのであれば個人情報保護委員会が介入してあげなければ解決しないであろう。個人情報保護委員会が、その仲裁を投げやって本人自身での解決に委ねてはいけない。 「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることとする。」とした場合は、むしろ、名簿屋ではない事業者に対して、過剰反応を引き起こしかねない。例えば「ポイントカード」の運用においては、ポイントカード加盟店間でのポイントデータの流通を「共同利用」または「第三者提供」として行っている。この場合に、流通するデータ容量は膨大であり、その記録はログとして保管されている。 このログの開示は相当な手間となるが、「個人の権利利益を保護」することにはつながらない。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
235	<p>p 12～13 オプトアウト規制の強化</p> <p><提出意見> 現代の名簿屋である「パブリックDMP」への調査も行うべきと考えます。</p> <p><背景・理由> オプトアウト規制は、名簿屋に対する監督を実行するものと理解しています。しかし、個人が識別できないと称しているデータベース事業者（パブリックDMP事業者）は、各個人についての膨大なデータを保有しており、単独の項目（たとえば、性別や職業）だけでは、個人が識別できなかったとしても、ある個人について保有している情報の多さ故に実質的には特定の個人が識別できる可能性が一定程度あると思われる。こうしたパブリックDMP事業者は、クッキーに紐づいた形でデータを保有しているため個人データではないということに一応なっていますが、特定の個人の識別可能性については外部からの検証がなされていないものと思われる。</p> <p>こうしたパブリックDMP事業者は、実態としては、名簿屋と同様個人に関するデータを保有・販売している事業者であり、保有している膨大なデータの多さゆえに特定の個人を本当に識別することができないかという点について、規制当局である貴委員会により検証がなされるべきものと考えます。 【匿名】</p>

236	<p>P.13 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化について 開示請求できる範囲、方法など何らかの制限を設定いただきたい。制限がない場合、会社側の負荷が非常に高くなりうる。 【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>
237	<p>(該当箇所) 11ページ：6. オプトアウト規制の強化 (1) 執行の強化 ○の3つ目 (意見) 1. 現行法では個人情報保護委員会への届出義務となっているが、これを許可制(一定期間ごとに要更新)とすべきであろう。全ての名簿屋に対して申請を行わせ、同委員会の審査を経て許可証を交付された名簿屋のみに事業を行わせるべきである。許可証が無い名簿屋には、法の「個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは」の規定に関わらず、罰則を適用できるようにするとともに、違反した場合には事業者名を公表すべきである。 2. 「個人情報の流通に係るトレーサビリティ」の確保を図る観点から、名簿屋には「第三者提供時の確認記録」簿等を同委員会へ定期報告させるべきである。個人が利用停止権や請求権を行使する場合、事業者対個人という構図となってしまう、力関係において個人は弱い立場になり兼ねないので、行使代理機関的な公的機関を整備すべきであると考えます。 (理由) 遵法精神のない名簿屋によって、高齢者をはじめとする被害が全国で発生している現況においても「(略)未だ届出のない事業者が存在することが分かった。(略)」とはあまりに衝撃的な内容である。そもそも個人情報を売買する行為は個人が安心・安全に生活する権利を脅かすものである。その行為が商売として成り立ち、利益を得ることが可能な名簿屋なる事業者が存在する社会は異常である。しかし、現実的には名簿屋なるものが存在するので、名簿屋の規制をより一層厳しくすることによって、不当・不正な手段で利益を得ている悪質な名簿屋を排除していく必要があると考えるからである。 【匿名】</p>

238	<p>3. オプトアウト規制の強化 (P 11) 名簿屋対策を徹底すること、名簿屋から名簿屋への提供を禁止することを要望します。 (理由) 消費生活センターには、名簿屋に関する相談が古くから寄せられており、届出義務が課されたオプトアウト規定が導入されて以降も、なぜ自分の個人情報知られているのか、名簿が売り買いされているのではないかなど、本人が同意していないところで個人情報の売買など名簿屋が介在していることの懸念をめぐることができていません。 平成30年度版消費者白書において、中高年層から、法務省等をかたる架空請求のはがきに関する相談が急増したと報告され、その件数は5.6万件にのぼります。古い名簿が利用されたのではないかと推測されています。 消費者被害の原因ともなる個人情報の売買を行っているにも関わらず、届出のない名簿屋に対しては届出書を提出するよう指導したり、届出のある名簿屋の確認・記録義務の履行に問題のある場合に適正に履行する体制を整備するよう指導・助言を行うことでは足りません。罰則の適用範囲の拡大、届出廃止など、厳重な対応をすべきと考えます。 また、一旦、名簿屋の手に渡った個人情報については、その個人の関与がおよそできません。加えて、名簿屋が個人情報を不適切に取得していたり、届出のない名簿屋が存在したり、届出の内容と実態が異なっていたり、名簿屋の所在が確認できなくなったりとの現状があります。したがって、オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定するという改正案では足りません。本人同意なく名簿屋から名簿屋への提供を禁止することを求めます。 【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>
239	<p>●セクション 6. オプトアウト規制の強化 (1) 執行の強化についての項について</p> <p>◆意見 いわゆるデータの売買をする名簿屋が、かなり多くの利益をあげているのが現状と思われませんが、その売り上げに応じて税金を課し、それで得た資金を情報化社会の公的利益にあて、循環させるなどの仕組みが必要かと思えます。おそらく、情報を収集される側の個人も、収集した企業の利益が税金として徴収され、そういった公的活動に使用されるとなると、企業と個人との間で起きるいさかきも軽減するのではないかと考えます。 【個人】</p>
240	<p>(該当箇所) p11 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 6. オプトアウト規制の強化 (意見) 「執行の強化」「オプトアウトの対象となる個人データの限定」「届出対象事項の追加」「第三者提供時の確認記録義務の開示義務化」に賛成します。 (理由) 名簿の流通が本人の関与しないところで行われ、利用されていることは問題です。個人の権利利益保護のため、執行の強化に加え、本人の同意がなく第三者提供できる個人データの範囲をより限定する等の対策が必要です。 【全大阪消費者団体連絡会】</p>

241	<p>6（４）第三者提供時の確認記録義務の開示義務化</p> <p>意見： 開示請求の対象となる提供時・受領時の記録は、オプトアウト（第２３条第２項）に基づく第三者提供の場合に限られるのか、それとも、第２３条第１項に基づく第三者提供の場合（つまり、同意に基づく第三者提供の場合）も含まれるのかが大綱では明らかではないので、今後貴委員会にて議論を詰めていただきたい。</p> <p>理由： 6（４）だけを読むと、オプトアウトに限らず、第２３条第２項に基づく第三者提供に限らず、同意に基づく第三者提供における記録も開示義務の対象にすべきと貴委員会が考えているようによめる。すなわち、確認記録義務の趣旨はトレーサビリティの確保のためであるところ、トレーサビリティの必要性はオプトアウトの場合に限られず、そのほかの第三者提供の場合にも必要だからである。とすれば、オプトアウトのみにして開示義務を課すというのは制度趣旨には沿っていないと思われる。そのため、オプトアウトのみについて開示義務を課すのか否かについてさらに詳細な検討を加えていただきたい。</p> <p>【個人】</p>
242	<p>6（４）第三者提供時の確認記録義務の開示義務化</p> <p><意見> 開示義務の対象となる提供時・受領時の記録の範囲について明確化をお願いしたい。 具体的には、オプトアウト（第２３条第２項）に基づく第三者提供の場合に限られるのか、それとも、第２３条第１項に基づく第三者提供の場合（つまり、同意に基づく第三者提供の場合）も含まれるのかについて具体化していただきたい。</p> <p><理由> 6（４）のみを読むと、オプトアウトに基づく第三者提供に限らず、同意に基づく第三者提供における記録も開示義務の対象にすべきと貴委員会が考えているようによめる。というのも、確認記録義務の趣旨はトレーサビリティの確保のためであるところ、トレーサビリティの必要性はオプトアウトの場合に限られず、そのほかの第三者提供の場合にも当てはまるからである。 他方、6のタイトルは「オプトアウト規制の強化」であることからすれば、6（４）の開示義務は、あくまでオプトアウトに基づく第三者提供の場合のみにのみ適用することが想定されているものと思われる。 オプトアウトの場合と第２３条第１項に基づく場合とで開示義務の要否について差を設ける趣旨が必ずしも明らかではないので、差を設けることの妥当性についてご検討いただき、そのうえで、開示義務の対象となる第三者提供の範囲を再度ご検討いただきたく存じます。</p> <p>【匿名】</p>

243	<p>◆『第3章／第1節／6. オプトアウト規制の強化』についての意見</p> <p>「個人情報取扱事業者」を「名簿屋」と表現していることから、個人情報が不当に流通していることや、そのことを個人情報保護委員会が問題視しているようすが窺えます。</p> <p>個人データの第三者提供については、2017年5月30日の改正法施行に伴い、オプトアウト手続きの個人情報保護委員会への届出が必要になりましたが、そもそもオプトアウトという手続きの理解が、国内にどれだけ定着しているか疑問に思います。オプトアウト、オプトインという権利に対するアナウンスの強化も、併せて行っていくことが重要だと思います。</p> <p>権利主体（データ主体）による同意については、GDPRでは第4条第11項で定義されています。個人情報保護法でも、GDPRと同等の「同意」についての定義のもとで、オプトアウトの判断が行われるような整備が必要と考えます。</p> <p>併せて、「個人情報の流通に係るトレーサビリティは、本人にとって利用停止権や請求権を行使する上で、必要不可欠な要素である」という見解はとても重要だと思います。この点についても、GDPRと同等の法整備を求めます。</p> <p>【個人】</p>
244	<p>I</p> <p>4. オプトアウト規制の強化</p> <p>多くのネットサービスは、利用者がオプトアウトするとサービス自体使えなくなる仕組みになっている。利用者が実効的に選べるようにするためには、個人情報の提供や第三者への提供を拒否してもサービスが利用できるよう保障すべき。また、本人への情報開示の対象には、提供先の第三者及び第三者提供に伴う個人データの対価も含める。</p> <p>【個人】</p>
245	<p>【個別検討事項】</p> <p>3) オプトアウト規制の強化</p> <p>名簿屋対策についての規制強化の必要性は認めるが、その方法として一般の事業者のデータ流通にまで必要以上の規制とならないよう要望する。</p> <p>特に、「オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定していくこと」となった場合、事前に通知しているデータであっても提供できなくなれば、オプトアウト規定そのものが無意味になる。</p> <p>問題の所在は、違法な取得、違法な第三者提供、記録確認義務の不履行などにあり、こちらの取り締まりを強化せずにデータ流通を規制することで対処するのは本末転倒である。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>
246	<p>4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化</p> <p>オンラインでの継続的な第三者提供の場合、すべての記録となると膨大なログデータからの抽出と、場合によっては膨大な本人データの開示となる恐れがある。最新の記録でよいなど、一定の条件設定が可能であるべき。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>

No. 5

【頁】

P. 12

【該当箇所】

第3章 個別検討事項

第1節 個人データに関する個人の権利の在り方

6. オプトアウト規制の強化

(2) オプトアウトの対象となる個人データの限定

○このように、名簿の流通により本人の関与が困難となっている現状を踏まえ、オプトアウト届出事業者によって個人情報不適切に取得されることがないよう、個人の権利利益を保護する観点から、オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定していくこととする。

【意見】

1) 「名簿の流通により本人の関与が困難となっている現状を踏まえ」とあるが、現在のガイドラインと平仄を合わせて「いわゆる名簿屋」とし、いわゆる名簿屋対策と一般の事業者に適用されるオプトアウト規定をガイドライン等で具体的にして頂きたい。

2) 現行23条第二項にある、「あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置くとともに」を、「原則、本人に通知」として、「又は、容易に知りうる状態」を削除してはどうか。

3) いわゆる名簿屋へ個人が名簿を提供した場合、当該個人は法律の対象外である。

しかし、取得するいわゆる名簿屋は個人から提供を受ける際、第三者の同意を得ているとは考えられず、それを取得することに対して何らかの措置を設けるべきではないか。

4) 現行定められている第三者提供時の確認記録義務や届け出を確実にするよう、啓発して頂きたい。

【理由】

1) 「いわゆる名簿屋」と一般の事業者に適用されるオプトアウト規定を具体的且つ明確にさせていただくことで、事業者が実際の対応の場面で迷うことが無くなることで、結果的に本人の権利保護に繋がります。

また、明確化する際は、個別に業界団体などと話し合い、対応していただきたい。

2) 「容易に知りうる状態」を、HPに公表をもって対応をしている事業者がいる一方、本人はそもそも自分の情報がどの事業者から第三者提供されていることを知る由がない状況であることから、当該事業者を見つけて開示や削除の請求などが困難であるため。

3) 法の適用を受けない個人からの取得なのだから、適法であるという解釈のもとに、個人から名簿を購入しているいわゆる名簿屋が多数存在するため。

4) 実態調査でも明らかになっているように、法違反事業者が多い中、これを確実に実行することにより、新たな規制を設けなくても問題は解決に向かうと思われ、法を順守している事業者に対して過度な負担が減ると思われる。

【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】

248	<p>No. 6 【頁】 P. 13 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 6. オプトアウト規制の強化 (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化 ○したがって、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることとする。</p> <p>【意見】 第三者への提供時・第三者からの受領時の記録の開示について、以下の点をガイドライン等で具体的に示して頂きたい。 1) 記録の開示対象は、自身が提供した第三者、もしくは自身が受領した第三者に関する情報だけで良いのか。 2) 継続的に行われた授受について個別に記録を作成した場合、開示対象は最新のものだけで良いのか。 3) 現行ガイドラインの「契約書等の代替手段による方法」によって記録とした場合等には記録全てを開示することは困難であるため、開示請求の対象範囲について、具体的な項目を示していただきたい。 4) 今後、法改正によって開示対象が広がった場合、本人からの請求への対応は、記録が義務付けられた日まで対応する必要があるという認識でしょうか、それとも改正法が施行された後の記録が対象となるのでしょうか。</p> <p>【理由】 — 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
249	<p>(該当箇所) 13ページ (意見) 第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることについては、あくまでもオプトアウトの対象となるデータに限定した内容と理解している。この点を踏まえ、本人から明示的な同意を取得し、適正に第三者に提供している事項まで規制を拡大しないようにしていただきたい。</p> <p>(理由) 開示請求業務への著しい業務影響を回避するため。 確認・記録義務は、正常な事業活用を行っている個人情報取扱事業者に対する過度な負担を懸念し、多くの適用除外事項が設けられた経緯があると認識している。かかる経緯を踏まえると、オプトアウトではない、適正な同意に基づく第三者提供に係る提供・受領時の記録の開示義務を課す必要はないと考える。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

250	<p>(該当箇所) 13ページ (意見) 開示対象となる第三者提供・受領時の記録とはどのようなものが想定されているのか、具体的な第三者提供・受領時の記録等の開示内容を明記いただきたい。 (理由) 第三者提供・受領時の確認は契約書等の代替手段による方法等も認められているが、例えばどのような記録かの手段を伝えることも認める等事業者の過度な負担にならないようするため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
251	<p>第3章第1節6 (4) 意見：受領時の記録を開示請求の対象とするのであれば、受領時の記録それ自体を開示請求の対象とするのではなく、記録に記載すべき情報を開示することで足りるとするべきである。 理由：受領時の記録作成義務については、実務上、提供者と受領者の契約書等を保存することをもって代替する事例が広く見られるところ、提供者と受領者との間で締結される契約書には秘密保持義務が定められていることが多いものと予想されるし、そうでなかったとしても、契約書の内容が全面的に開示されることが法令上の義務となると、事業者の営業上の権利・利益が大きく損なわれることが多いと予想される。特に、同業他社による濫用的な権利行使を発生させることも考えられるところである。本人の権利行使のための情報を提供するという観点からは、受領時の記録それ自体を開示する必要はなく、記録に記載すべき情報を開示することで足りる。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>
252	<p>6. オプトアウト規制の強化 (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化 【意見】 第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることに賛同する。 【理由】 個人の権利利益の保護において、トレーサビリティの確保が重要であることは冒頭で述べたとおりである。ここにトレーサビリティとは、本人が自身の情報の流れをトレースできることであり、事業者が個人のデータをどのように取得したのか、または誰に提供したのかといった情報は、本来、本人に開示されるべきものである。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>

253	<p>意見5 (該当箇所) 6. オプトアウト規制の強化 (11ページ) (意見) 個人情報第三者に提供する同意を取得した際の確認記録に関する義務は、取得の際の利用目的に応じた適当な義務として緩和する見直しを提案します。 (理由) 前回の改正で、オプトアウト規定が厳格化されたことにより、いわゆる名簿屋による不正な個人データの拡散防止に関しては一定の成果を上げていると考えられます。一方で、不正な授受の防止とトレーサビリティの向上を想定して規定した第三者提供時の確認記録義務については、名簿屋以外の事業者にとっては、過度に厳しいものになっています。名簿屋を特定することは難しいと思われませんが、たとえば、個人情報の利用目的の内容により、名簿屋のような利用をしない事業者については、名簿屋と比較して緩和した記録義務となるように見直すことを提案します。</p> <p>【一般社団法人 日本個人情報管理協会】</p>
254	<p>第3章 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方</p> <p>6. オプトアウト規制の強化について</p> <p>オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定することや、本人からみたトレーサビリティを担保する等の規制の強化には賛成です。 しかし届出のない事業者や適正に取得していない個人データが流通している現状で、届出を行っている事業者を対象とした規制では限界があります。無届出の違法な個人情報の流通に対する実効ある規制を検討すべきです。</p> <p>【個人】</p>
255	<p>p 11 [疑問] パブリックDMPは、消費者情報を大量に保有してそれを企業に売っているが、これは名簿屋に該当しないのか。 どうしてこれらのパブリックDMPが野放しになっているのか理解に苦しむ。</p> <p>【個人】</p>

256	<p>制度改正大綱について以下に意見を述べる 第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方 “6. オプトアウト規制の強化(p. 11) 名簿の流通により本人の関与が困難となっている現状を踏まえ、オプトアウト届出事業者によって個人情報不適切に取得されないことがないよう、個人の権利利益を保護する観点から、オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定” に有るように一度名簿が出回ってしまうと個人で回収することは不可能で、特に実体験でも有るが見知らぬ業者からのセールス勧誘に利用される被害が多く“2. 適正な利用義務の明確化”(p. 16)に有るように消費者保護の観点からも早急に対応して頂きたい。 【個人】</p>
257	<p>補足意見3 該当箇所p13 開示請求の対象となる「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録」の明確化が必要。 理由： オンライン上で継続的に第三者への提供や第三者からの受領がなされる場合が想定される、そのため、開示請求の対象となる記録が提供開始時・受領開始時から開示請求時までのものとする等範囲を明確化する必要があるのではないか。 【個人】</p>
258	<p>1) 名簿屋対策として刑事罰の導入を求めます。 当方が担当する消費生活窓口にも個人情報漏えいに関する住民からの不安の声、苦情相談が多数寄せられています。特殊詐欺やアポ電犯罪などに関係する、つまり法を遵守しない悪質な「名簿屋」の存在は、例えば今年3月に放映されたNHKスペシャルドラマ「詐欺の子」でも取り上げられ、大きな反響がありました。そのような「名簿屋」の存在は、個人情報保護法を遵守する事業者から名簿を持ち出す悪意ある(社員などの)関係者を生んでしまいます。特殊詐欺やアポ電犯罪などの犯罪に利用される蓋然性が高いことを認識していた名簿屋、ブローカーへの刑事罰の導入を要望します。 【個人】</p>
259	<p>2) 本人関与原則に基づく請求権行使の代理を行う機関・団体の制度の導入を求めます。 本年2月には「名簿屋」問題が関係すると思われるアポ電殺人事件が発生するなど、個人情報の悪用は生命を奪う深刻な問題です。しかし一般消費者が自ら「名簿屋」に対し個人情報の利用停止・削除を求めることは非常にハードルが高く、特にいわゆる「カモリスト」に掲載され詐欺や悪質業者のターゲットとなるような高齢者など消費者には非常に困難であると思われます。そこで、その請求を代理する機関・団体制度の導入を求めます。その際、個人情報保護委員会より認定を受けた団体に限り代理権を持てるようすることで、制度の悪用を防ぐことをあわせて求めます。 【個人】</p>

260	<p>1) オプトアウト規定に基づく第三者提供 個人情報を守るという立場からは、本来は、オプトインです。 保護委員会は、個人情報保護の利用に関して、ブレーキであるべきです。アクセルの意味を持つのはおかしいです。</p> <p>【個人】</p>
261	<p>(該当箇所) P13 (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化 ○ 平成27年改正法においては、第三者提供に係る確認記録が義務付けられることとなった。この確認義務は、①不正の手段によって取得された個人情報が転々流通することを防止し、また、②記録の作成・保存の義務により、個人情報の流通に係るトレーサビリティの確保を図るものである。しかしながら、この「個人情報の流通に係るトレーサビリティ」は、あくまでも監督機関から見たトレーサビリティの確保であって、本人からみたトレーサビリティは担保されなかった。 ○ 個人情報の流通に係るトレーサビリティについては、本人にとって利用停止権や請求権を行使する上で、必要不可欠な要素である。実際、委員会が設置している相談ダイヤルには、個人情報の取得元の開示を求めることはできないかという相談や、取得元の開示を求める制度を作るべきであるという意見が多く寄せられている。 ○ したがって、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることとする。</p> <p>(意見) 確認記録義務の開示義務化について反対する。</p> <p>(理由) 第三者提供に係る確認記録は、必ずしも電磁的方法により作成がされているとは限らず、同時に複数の個人に関する提供された場合には、1通の書面で作成されている場合もあり、開示請求者以外の情報を黒塗りするなどの対応が必要になり、過大な事務作業が発生することが予想される。 また、個人情報保護法において、個人情報の第三者提供を行う場合、第三者提供に関する同意は求められている者の具体的な開示先を本人に開示することまでは求められてない。 確認記録義務の開示請求を受けた企業が提供先と締結している秘密保持契約書等において、当該開示先との取引の存在自体が秘密保持義務の対象となっている場合には、当該開示請求に応じることは、契約違反を構成する可能性がある。</p> <p>【個人】</p>
262	<p>(該当箇所) 13 ページ 31 行目 「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることとする。」</p> <p>(意見) 本人の開示するのは、提供先と、提供項目、提供時期（期間）等の項目にとどめるべき。</p> <p>(理由) 事業者間の記録はそのまま本人に開示することを想定していないため、そのままの情報を開示させるのには無理がある。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>

263	<p>1 11頁 第3章 第1節 6 (1) オプトアウト規定における執行の強化 について</p> <p>本大綱においては、平成27年改正において創設されたオプトアウト規定について一定の評価をするとともに、未だ届け出を行わずに個人データを第三者提供している事業者が存在する点や、届出を行っていても、その提供している個人データが不正的手段により取得されたものであるケースについて問題視し、必要な措置を講じていくことを定めている。そして、法の潜脱を防ぐため、今後も未届事業者の把握を継続的に行っていくと謳われている。</p> <p>しかし、オプトアウト規定の実効性を確保するためには、未届事業者を把握し指導・勧告を行うのみでは足りず、改善のない事業者に対しては罰則を適用する必要がある。そうでなければ、未届事業者が蔓延し不当に個人情報を拡散された者が、取り返しのつかない損害を被るのみならず、法を遵守している届出事業者との公平性の確保という点でも問題がある。インターネット社会において、一度流出した個人情報の拡散スピードは、個人情報保護法（以下、「法」という。）制定時とは比べ物にならず、それによって個人情報を無断で提供された者が受ける被害は計り知れない。この点、本大綱第5節においてもペナルティの在り方について検討されているものの、未届事業者に対してペナルティを強化する内容の規制は特に検討されていない。未届で個人情報を第三者提供する者は、当該事業そのものが違法なものであり、法第83条に定める「その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」に該当するかは判然としなないことから、本規定とは別に、未届事業者に対する罰則規定を速やかに規定する必要がある。</p> <p>【全国青年司法書士協議会】</p>
264	<p>2 12頁 第3章 第1節 6 (2) オプトアウトの対象となる個人データの限定 について</p> <p>現行法において、事業者は、要配慮個人情報を除き、法第23条第2項に定める個人情報保護委員会への届出等の一定の要件を満たせば、個人データを本人の同意なく第三者へ提供することが可能とされている。この規定により、個人が、自身のあずかり知らぬところで個人データを第三者提供され、それにより不測の損害を被っている現状を鑑みると、本大綱における、オプトアウトの対象となる個人データの範囲を限定するという方向性には一定の評価ができる。</p> <p>この点、個人データの範囲を限定する方法としては、本大綱にある「不正の手段で名簿を取得し、かつ、提供者が不正の手段で取得していることを知り、又は容易に知り得るケース」等、その取得経緯を問題視し、それについて法の中で明文化するか、もしくは、個別具体的に個人データの内容に着目し、その範囲を限定する方法が考えられる。前者の方法による場合は、取得経緯さえ問題なければ、提供される個人データの内容は問題視されないのではないかと懸念が残る。後者の方法は本大綱には記載がないため、検討されているのか判然としなない。</p> <p>当協議会は、中間整理に対するパブリックコメントにおいても意見を述べてきたが(2019年5月27日付「『個人情報保護法いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理』に関する意見書」)、過去に破産手続や個人再生といった法的手続を受け、官報に掲載された個人の経済的信用に関する重大な情報がオプトアウト規定による届出さえすれば第三者提供が可能となっている現状を非常に問題視している。(略)当協議会では、今次改正においては、この現状を必ず改めなければならないと考えている。</p> <p>そこで、個人データの限定においては、取得経緯のみが問題視される規制とするべきではなく、個人データの内容に着目し、その範囲を個別具体的に限定する規制が検討されるべきである。特に、過去に破産手続や再生手続の開始決定等を受けたという破産者等の個人情報は、単にオプトアウト規定の適用除外個人データとするのみならず、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する」情報としてその「取得」に制限がかかる「要配慮個人情報」（法第2条第3項）に含めるべきである。社会的差別を助長する情報の収集は認められてはならない。何が「要配慮個人情報」に該当するかについては、これも政令により定められているものであり、法改正による必要もないことから、早急に検討し、すみやかに「要配慮個人情報」に含めるべきである。</p> <p>【全国青年司法書士協議会】</p>

265	<p>11頁 第3章 第1節 6 (1) オプトアウト規定における執行の強化 について 上記に関し、全国青年司法書士会が提出した意見書に、私も賛同する。 http://www.zenseishi.com/opinion/2020-01-10-01.html さらに追加して私見を述べる。 大綱ではオプトアウト規定の執行強化を盛り込んでいるが、 現状特に問題になっているのは規定を守らずオプトアウト申請すらない闇業者、悪意を持った個人(事業者)である。 (略)</p> <p>この理由の一つは、現行法の不備である。 防弾ホスティングを利用した悪意を持ったインターネットサイト運営者は、 その匿名性が強い故に、オプトアウト規定そのものが全く抑制手段になり得ないのである。 故にいくらこの規制を強化しても殆ど意味がない。 さらにいえば、オプトアウトを提出している業者においても、 インターネットをデータ入手先としてあげている業者は多く存在しているが、 その多くの業者は具体的な入手先を明かしていない。 一見善良な業者に見えても、じつは闇サイトからデータを入手し、 手持ちのデータと紐付け等して第三者提供されてしまう可能性が懸念されるし、 善良な業者から入手したデータを、闇サイトから入手したデータに紐づけし、 それを第三者提供する闇業者や悪意を持った個人への対処は、現状の大綱では考慮されていると言えない。 このような事例も想定し、未届け事業者(個人サイトを含む)に対する罰則は非常に厳しいものを新設すべきである。 善良な業務運営を行う者が得をする社会を実現しなければならないと考えるし、 個人情報保護委員会には、それを導く義務がある。 【個人】</p>
266	<p>意見書2</p> <p>12頁 第3章 第1節 6 (2) オプトアウトの対象となる個人データの限定 について 上記に関し、全国青年司法書士会が提出した意見書に、私も賛同する。 http://www.zenseishi.com/opinion/2020-01-10-01.html 【個人】</p>
267	<p>全国青年司法書士協議会会長半田久之様の「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見書に賛同します。 【匿名】</p>
268	<p>2020年1月10日 全国青年司法書士協議会 会長 半田久之様の 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見書に賛同します。 【匿名】</p>

消費者は、自ら個人情報を提供した心当たりのない勧誘電話に迷惑を被り、本人の知らないところで個人情報が売買されていることに不安を感じている。原野商法の被害者への投資勧誘など、いわゆるカモリストの流通も示唆され、また、流通している名簿は、特殊詐欺やアポ電犯罪などにも使われている。

今回、制度改正大綱を拝読し、貴委員会がこの問題に正面から取組もうとしていることが感じられた。また、大綱によれば、届出事業者への調査や指導、未届事業者への登録指導など、その執行においても正面から取組まれているとのこと。これらの大きな進歩を歓迎、支持したい。

今回の大綱において、消去請求の要件限定の緩和や入手元情報の開示請求権など、実体法上、ネックとなっていた事項の改正が提案されたことを歓迎したい。前者については、当然、28条2項や18条4項のような例外を作り、まっとうな事業者や社会の利益とのバランスを取っていかれると推察する。

また、第3章第1節6. (2)において、オプトアウトによる第三者提供により入手したデータのオプトアウトによる第三者提供の制限が示唆されているが、結論は不明確であり、明確にしていきたい。おそらく通常の経済活動への影響を考慮して明確にできなかったと思われるが、CICへの登録など、流通の上流において本人の一定の包括的な同意がある場合はそもそもオプトアウトによる第三者提供ではないことを明確にする、上場企業の役員に就任し報道される等、個人情報保護委員会が社会・経済活動において通常行われていて本人も認識していると思われる類型をガイドラインなどで明確にする、など、で影響を少なくすることができるのではないかと推察する。

もちろん、これらの例外において、名簿販売事業が該当してしまわないような細心の注意は必要である。

ただ、これらの実体法上の整備が行われたとしても、実体法の建付けとしては、実際に流通している名簿について利用停止・消去を求めるためには、本人関与の原則に基づいた請求が必要であることには変わりがない。それ自体は、OECDの8原則に基づいた、バランスの取れたアプローチである。しかし、5月の中間整理についての貴委員会へのパブリックコメントにおいても指摘したが、現実には、未届けの名簿販売事業者はもちろん、届出済みの名簿販売事業者にも権利行使することは、一般消費者にとっては下記の通りハードルが高い。

①多くの名簿販売事業者に個々の消費者がコンタクトすることの負担

②本人確認書類提出の不安

より重要な個人情報の提出を求められる可能性がある

③未届の名簿販売事業者の把握と消去請求の困難

個人にとって把握が難しいばかりか、遵法精神の疑われる事業者へのコンタクトには勇気が必要である。

④業者間の流通により、消去してもまた入手され、勧誘がやまない

このため、権利行使を容易にするために、本人関与原則に基づく請求権行使の代理人となる信用できる（公共性のある）団体（以下「代理人団体」という）の制度を創設すべきである。その具体的内容については、消費者法ニュース120号260頁（金子論文）及び121号74頁（拝師論文）、76頁（板倉論文）、79頁（日置論文）、81頁（国府論文）を参照されたい。問題提起については各筆者もご賛同いただき、制度創設の必要性自体についても概ねご賛同頂けたかと思う。金子論文では問題提起と法改正なく運用で実現する方法を論じていたが、板倉論文では、問題点については概ね首肯できるものの立法的解決が必要な点も多い、と、方向性を支持しつつ具体的な受け皿（（特定）適格消費者団体）を前提とした合目的法定によるべき、と論じている。一方で、拝師論文では、全適格消費者団体に一律にその役割を要求するのは難しい、としており、国府論文では国民生活センターに担わせてはどうか、とのご見解である。

冒頭に述べたように、消費者が悩まされていることを考えると、必要な立法的対応を、今回、取り入れるべきである。

2016年の消費者白書によれば、2015年度、「個人情報の削除」を持ち掛ける詐欺的なトラブルに関する相談が2609件PI0-NETに登録されている(脚注1参照)ことを考えると、提案した代理人団体は、例えば個人情報保護委員会の許認可などの規制が必要であり、それ以外の者による代理人団体の名称使用禁止(直罰付き)なども必要と考えられる。そのためにも立法的解決が必要と考える。金子論文での提案では、上記④の問題を解決するため、代理人団体は、(第三者提供ではなく、保有すること自体についての)オプトアウトリストを保有することになるため、それを不正利用、漏洩などから守るだけの管理能力が必要である。金子論文での提案では、将来的には、名簿販売事業者が手元のリストをこの代理人団体に「提出」して「洗浄」してもらうことを義務付けることも視野に入れており、このためにも信用できる団体でなければならないし乱立は避けるべきである。これらを考えると、やはり、個人情報保護委員会の許認可にかからしめるべきである。

立法的解決ができれば、それを受けた政令、規則などで、許可を受けた代理人団体については、名簿販売事業者への消去請求に本人確認書類や委任状の提示を不要とすることも可能である。もちろん、通常の弁護士が受任すること自体を規制するものではないが、このようなメリットは許認可を受けた代理人団体のみが享受することとすればよいのではないか。

この代理人団体が、消去請求とともに入手元情報の開示も受け、流通の上流、下流を把握していけば、未届け事業者も発見しやすくなる。消去請求に応じない事業者に対しては、個人情報保護委員会の執行強化で対応していただけるものと考えられる。逆に、本人の流通や消去に関する請求がなければ、悪質な事業者に対して個人情報保護委員会ができるのは、一定事項の公表や登録を命じることであり、流通や保有自体は違法ではない。本質的な処分を進めるためにも、本人が(代理人を通じてでも)請求権を行使したにもかかわらず流通させた、消去しなかった、という事実が必要であり、本人の請求権行使が前提となる。そのためにも、請求権行使を容易にする制度が必要である。

最後に、特殊詐欺グループに名簿を販売する事業者(脚注2参照)への対策である。

大綱では第3章第2節2. 「適正な利用義務の明確化」における「適正とは認めがたい方法による利用」の禁止を明確化してこの問題に対応しようとしているように見えるが明確ではないので、明確にしていきたい。詐欺グループについては「利用」に該当するが、詐欺グループに名簿を販売する事業者は「利用」しているわけではないので更に手当てが必要である。この問題には世の中の関心も高く、既に、いくつかの地方公共団体では、特殊詐欺に使われると知って個人情報データベースを提供することを禁じる条例ができており、提供の記録作成時に被提供者の本人確認を義務付けるものもある(脚注3参照)。これらの地方公共団体の努力を他県での名簿入手によって骨抜きにしないためにも、個人情報保護法において、犯罪目的の利用者への譲渡も禁止し、犯罪目的での保有や犯罪目的の利用者への譲渡について、刑事罰(直罰)を課してはどうか。もちろん、刑事なので、犯罪目的と知って(または重過失により知らないで)譲渡する場合に限るため立証の問題は残るが、それは次の段階で一定の場合に立証責任を転換する、などを検討してはどうか。いずれにせよ、警察が動けることが重要である。また、一般の事業者に迷惑がかからない程度の「目的確認義務」を創設し、個人情報保護委員会として課徴金を課せるようにするのも一つの方法かもしれない。

貴委員会が、名簿屋問題に正面から取組まれている努力と実体法の改正方向は支持するが、実効性を高めるためにも、今改正において、実際の権利行使を容易にする制度、犯罪目的利用への譲渡禁止を盛り込んで頂きたい。これによって、消費者の安心に寄与する個人情報保護法制にすることができるのではないかと。

	<p>(脚注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/white_paper/2016/white_paper_140.html#m04 2. 「特殊詐欺の成否を握る「名簿」はどこで生成されているのか」2018年11月25日 https://news.livedoor.com/article/detail/15645984/ 3. 例えば、大阪府安全なまちづくり条例 https://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/tokusyusagi/2_1/8776.html 大分県特殊詐欺等被害防止条例(12/11可決、施行は'20/4/1予定) http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/2067872.pdf <p>【個人】</p>
270	<p>3 該当箇所 1 2 頁最下段の○ 意見 「オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定していく」とある。どのように限定するのか、具体的に教えていただきたい。 理由 本人の関与を確実なものとするため。</p> <p>【個人】</p>
271	<p>【第3章 第1節 6. オプトアウト規制の強化】－1 p 12 記載にもある通り、「本人がオプトアウトの要否を判断する手がかり」「本人が、第三者提供後の用途を考慮しオプトアウト手続をとる上で必要十分な具体性のある内容が提供されている」かどうか大いに懸念がある、というより「手がかり、情報は提供されていない」場合が多いのが実情であろう。実効性のある規制強化が絶対に必要である。</p> <p>【個人】</p>
272	<p>【第3章 第1節 6. オプトアウト規制の強化】－2 p 13 「第三者提供時の確認記録義務の開示義務化」が謳われている。 しかし、現行の「ガイドライン」には、本人同意なしに第三者提供できる場合として「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が(中略)本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。事例2) 事業者が警察の任意の求めに応じて個人情報提出する場合」が挙げられている。他方、行政等個人情報保護法の例外規定によって、警察は「存否応答拒否」という究極の情報隠しが可能になっている。「個人情報の流通に係るトレーサビリティ」は、あくまでも監督機関から見たトレーサビリティの確保であって、本人からみたトレーサビリティは担保されなかった」という指摘は正しいが、問題意識が「監督機関(行政)－民間事業者」に留まり、事業者の保有する個人情報が行政に移ってしまった瞬間に、本人による「個人情報のトレーサビリティ」は無と化すという現状への冷静な認識を欠いている。 [→第7節]</p> <p>【個人】</p>

273	<p>(該当箇所) 13ページ 第3章第1節6. オプトアウト規制の強化(4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化 (意見・要望等)</p> <p>✓ 第三者への提供時・第三者からの受領時の記録については、現行の個人情報保護法の下でも保有個人データに含まれ得る場合には開示請求の対象になるものと認識しています(「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」のQ&A6-8参照)。したがって、法改正は不要であり、ガイドラインなりQ&Aにて、第三者提供・受領に係る記録も、保有個人データと同じ規律に服し、開示請求等の対象になり得ることの解釈を明示することで対応していただければ足りるものと考えます。もし仮に、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録につき、保有個人データに対する開示請求権の要件を拡大した請求権を付与する趣旨である場合(例えば「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合」にも開示を義務付けるなど)、事業者の負担となるため、同案に反対します。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
274	<p>(該当箇所) 13ページ 第3章第1節6. オプトアウト規制の強化(4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化 (意見・要望等)</p> <p>✓ 第三者提供の確認記録は必ずしも書面や台帳によって行われるものでなく、反復して定期的に授受を行っている場合は一括して記録を作成することや、契約書等のその他書面をもって記録することが認められています。これらの場合、本人から第三者提供記録の開示が行われても、反復する定期的な授受はどのタイミングによりデータ授受が行われたか全容が把握できないケースや、他者との契約書本体の開示を行うことが困難な場合なども考えられます。したがって、そういったケースでは、「開示ができない」との回答とすることも可能と明記していただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>

275	<p>(意見)</p> <p>26 13頁 第1節 個人データに関する権利の在り方</p> <p>6. オプトアウト規制の強化</p> <p>(4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化</p> <p>(3つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることとする」とあるが、現行のトレーサビリティは、監督機関から見たトレーサビリティとされているとおり、行政機関の守秘義務を前提に組み立てられた規律を民間での開示にそのまま適用してよいかは慎重に検討されるべきであり、規律化するべきではない。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」では、簡易な記録方法や契約書等の代替手段による記録作成方法等が認められている。 ・それにもとづいて、個人情報保護委員会にも参画いただき整理された現在の個信センターにおける対応は、例えば、会員組織における会員規約や会員への通知等を利用・転用していることもあり、それらが開示対象となる可能性について、結果として、第三者への漏えいが発生する懸念も払拭できないことから、慎重な検討が必要であると考えます。 ・また、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録が保有個人データとなっていないケースもあると考えられ、慎重な検討が必要である。 <p>【全国銀行協会】</p>
276	<p>(意見)</p> <p>27 13頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とする」とあるが、「受領」とあるのは、オプトアウト届出事業者が「受領」する場合という理解でよいか。－ <p>【全国銀行協会】</p>
277	<p>(該当箇所) p11</p> <p>第1節 個人データに関する個人の権利の在り方</p> <p>6. オプトアウト規制の強化</p> <p>(意見)</p> <p>「執行の強化」「オプトアウトの対象となる個人データの限定」「届出対象事項の追加」「第三者提供時の確認記録義務の開示義務化」に賛成します。</p> <p>(理由)</p> <p>名簿の流通が本人の関与しないところで行われ、利用されていることは問題です。個人の権利利益保護のため、執行の強化に加え、本人の同意がなく第三者提供できる個人データの範囲をより限定する等の対策が必要です。</p> <p>【全国消費者団体連絡会】</p>

278	<p>2. 研究におけるオプトアウトの扱い (1) 該当箇所 第3章第1節6. オプトアウト規制の強化(11頁～13頁) (2) 意見 オプトアウト規制強化自体には賛同する。一方で、学術研究においてオプトアウトを実施する場合と整合性がとられるようにご調整いただきたい。 (3) 理由 学術研究目的での個人情報の取り扱いに関しては個人情報保護法の義務の例外にはなっているものの、実質的には倫理指針により、同等の義務が課されているところである。学術研究では、オプトアウトに際しては、届出は、第三者を含む倫理委員会に対して行い、確認記録義務の実施に関しては、倫理委員会にとってのトレーサビリティの担保のみを行ってきた。今回の法改正に伴い、倫理指針も追って改正になると思われるが、その際に第三者提供時の確認記録義務の開示義務等に関して、一般のルールと同様の義務を求めるべきであるのか、研究実施に際しての障害が大きくなるので、例外として開示対象外としてよいのか、倫理指針は個人情報保護委員会の直接の所管外ではあるが、整合性がとられるようご調整をお願いしたい。</p> <p>【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】</p>
279	<p>(該当箇所) 13 ページ 第3章第1節 6. オプトアウト規制の強化 (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化 (意見・質問) 第三者提供時の確認記録の開示義務化について、オプトアウト規制の強化の項目に記載がある。本人からみたトレーサビリティの担保との観点から、オプトインによる第三者提供ではなく、オプトアウトにおける第三者提供時の確認記録に限定されるとの認識で相違ないか。 (理由等) オプトアウト規制の強化の中に記載されており、開示の対象を明確にしたいため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>

280	<p>(該当箇所) 13 ページ 第 3 章第1節 6. オプトアウト規制の強化 (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化 (意見・質問) 『個人情報保護法ガイドライン(確認記録義務編) 2-2-2-1 (2) 受領者にとって「個人情報」に該当しない場合』等、確認記録義務が適用されない場合は、確認記録義務の開示の対象とならないという理解でよいか。 (理由等) 現行、確認記録義務が課されていない場合は開示の対象外となるのか明確にしたいため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>
281	<p>(該当箇所) 第3章第1節6. (4)「第三者提供時の確認記録義務の開示義務化」(13頁)</p> <p>(御意見) 開示義務が生じる第三者への提供時・第三者からの受領時の記録とは、現行の個人情報保護法第25条及び第26条で個人情報取扱事業者に記録が義務付けられている記録事項と同一である旨を明確にしていきたい。</p> <p>【個人】</p>
282	<p>(該当箇所) 11ページ 第 3 章 個人データに関する個人の権利の在り方 6. オプトアウト規制の強化 (意見) 個人情報取扱事業者ではない個人からの個人データの持ち込みについて、提供者は法律の対象ではないため、本人の同意を得ていなくても法の対象外です。 しかし、取得する取扱事業者は法の対象外事業者から同窓会名簿などの提供を受ける際に、第三者の同意を得ているとは考えられず、それを取得することに対しては適法とは言えないと考えます。取得に問題があるというような見解をガイドライン等で示していただきたいと思えます。 (理由) 法の適用を受けない者からの取得なのだから、適法であるという解釈の元に、個人から購入している名簿事業者が多数存在します。取得に制限がかかれば、個人情報保護法の適用はないものの、個人が持ち込むということ自体に問題があるということが一般常識として定着すると思えます。</p> <p>【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>

283	<p>(意見) 現行定められている第三者提供時の確認記録義務やオプトアウト手続きの公表を確実にする必要があると考えます。</p> <p>(理由) 実態調査でも法違反事業者が多いことが明らかになっているのであれば、これが確実に実行されるようお願いいたします。</p> <p>【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>
284	<p>(意見) 現行23条第二項にある、「あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態に置くとともに」を、原則「本人に通知」とする。 「又は、容易に知りうる状態」を削除するべきと思います。</p> <p>(理由) ほぼすべての名簿事業者が「容易に知りうる状態」を、HPに常に公表していることをもって対応をしているため、我々消費者は、そもそも自分の情報を事業者が取得していることも、第三者提供されていることも知る由がない状況です。よって、開示や削除の請求など不可能というのが実態です。</p> <p>【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>
285	<p>(該当箇所) 13ページ第3章第1節6. (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化</p> <p>(意見) 現行法第25条・26条で作成する記録を開示対象とする趣旨と考えられるが、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録が開示対象となるのは、オプトアウト規定に基づく第三者提供を行っている場合に限るべきである。</p> <p>(理由) 第三者である事業提携先に関する情報は機密性の高い情報である場合があり、過度な開示義務を賦課することは事業者にとって負担となるため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>

286	<p>【制度改正大綱 p13】 「第三者提供時の確認記録義務の開示義務化」に関して 【意見】 現状の実務に支障を来たすことのないよう、具体的な運用指針を明示していただきたい。</p> <p>【理由】 実務上、各事業者で記録の取扱いが異なっている場合があるほか、取得した個人情報と提供した個人情報の記録が結びついていない場合もある。さらには、データではない他媒体や音声データ・画像データの場合もあり、これらのトレーサビリティへの対応コストはかなりの負担である。このような実情を踏まえ、具体的な対応について明確にしていきたい。</p> <p>【経営法友会】</p>
287	<p>6 オプトアウト規制の強化 (2) オプトアウトの対象となる個人データの限定 (大綱12～13頁、5つめの項目について) 【意見】オプトアウトの対象となる個人データを限定する方向性に賛成する。ただし、大綱では限定の範囲が不明確である。 (理由) 個人の人格尊重の下、個人情報の扱いは、できるかぎり本人が関与できる法制が目指されるべきである。そうだとすると、個人情報の第三者提供の際に求めている本人同意の原則の例外である、取得された後に本人の側から除外を求めることによって除外されるオプトアウト規定が適用される範囲はできるだけ少なくすべきである。 個人データの範囲をどのように限定するかについての議論は、中間整理においてもその後の大綱策定に至る公表された議論の中でも見出し得なかった。 そもそもオプトアウトの仕組みが合理性を持ち得るのは、本人が、ある事業者が自己の個人データを持っていることを知っていることが大前提である。したがって、事業者が個人情報保護委員会に対してオプトアウトの届出をしていたとしても、その事業者が自分の個人データを持っていることを本人が知っていなければ、オプトアウトの権利を行使しようがない。それゆえ、少なくとも、本来的・典型的に名簿に掲載されているメンバー以外への交付や利用を想定していないと考えられる同窓会名簿、町内会名簿といった名簿に掲載されている情報は、オプトアウトの対象たりえないこととする仕組みを取り入れるべきである。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>
288	<p>6 オプトアウト規制の強化 (3) 届出対象事項の追加(大綱13頁) 【意見】オプトアウト届出業者の所在を把握できるように、届出対象事項を追加することに賛成する。 (理由) 2015年改正法によりオプトアウト手続の厳格化が図られたが、オプトアウト手続を利用する事業者(いわゆる名簿屋)の問題は、依然として後を絶たない(大綱12頁(2))。個人情報保護委員会がかかる事業者に対する権限を適切に行使できるよう、事業所の名称や住所を届出事項に追加し、変更の際に届出を求める改正を行うべきである。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>

289	<p>6 オプトアウト規制の強化 (4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化(大綱13頁) 【意見】第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も開示請求の対象とすることに賛成する。 (理由)大綱13頁(4)で指摘されているとおりである。個人情報に関する本人の開示請求、利用停止や消去の請求を行使する前提として、本人の個人情報の流通に係るトレーサビリティを保障する必要がある。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>
290	<p>(意見) オプトアウト申出代行機関の創設をすべきである。 (理由) 消費者は、本人の知らないところで個人情報が売買されていることに不安を感じ、勧誘電話に迷惑を被っている。また、いわゆるカモリストの流通も示唆され、流通している名簿は、特殊詐欺やアポ電犯罪などにも使われている。 今回の大綱において、消去請求の要件限定の緩和や入手元情報の開示請求権など、実体法上、ネックとなっていた事項の改正が提案されたことを歓迎したい。前者については、当然、28条2項や18条4項のような例外を作り、まっとうな事業者や社会の利益とのバランスを取っていかれると推察する。 また、第3章第1節6.(2)において、オプトアウトによる第三者提供により入手したデータのオプトアウトによる第三者提供の制限が示唆されているが、結論は不明確であり、明確にいただきたい。流通の上流において本人の一定の包括的な同意がある場合はオプトアウトによる第三者提供ではないことを明確にする他、個人情報保護委員会が、社会・経済活動において通常行われていて本人も認識していると思われる類型をガイドラインなどで明確にする、など、で通常の経済活動への影響を少なくすることができるのではないかと推察する。 ただ、これらの実体法上の整備が行われたとしても、実体法の建付けとしては、実際に流通している名簿について利用停止・消去を求めるためには、本人関与の原則に基づいた請求が必要であることには変わりがない。それ自体は、OECDの8原則に基づいた、バランスの取れたアプローチである。しかし、現実には、未届けの名簿販売事業者はもちろん、届出済みの名簿販売事業者にも権利行使することは、一般消費者にとっては下記の通りハードルが高い。 このため、権利行使を容易にするために、本人関与原則に基づく請求権行使の代理人となる信用できる(公共性のある)団体(以下「代理人団体Jという)の制度を創設すべきである。その具体的内容については、消費者法ニュース120号260頁(金子論文)及び121号74頁(拝師論文)、76頁(板倉論文)、79頁(日置論文)、81頁(国府論文)を参照されたい。問題提起や制度創設の必要性自体について、概ねご賛同頂けたかと思う。 冒頭に述べたように、消費者が悩まされていることを考えると、必要な立法的対応を、今回、取り入れるべきである。 2016年の消費者白書によれば、2015年度、「個人情報の削除」を持ち掛ける詐欺的なトラブルに関する相談が2609件PI0-NETに登録されていることを考えると、代理人団体は、例えば個人情報保護委員会の許認可などの規制が必要であり、それ以外の者による代理人団体の名称使用禁止(直罰付き)なども必要である。 本人の流通や消去に関する請求がなければ、悪質な事業者に対して個人情報保護委員会ができるのは、一定事項の公表や登録を命じることだけであり、流通や保有自体は違法ではない。本質的な処分を進めるためにも、本人が(代理人を通じてでも)請求権を行使したにもかかわらず流通させた、消去しなかった、という事実が必要であり、本人の請求権行使が前提となる。そのためにも、請求権行使を容易にする制度が必要である。 【個人】</p>

291	<p>(3) オプトアウトと名簿屋対策 (改正大綱11-13頁)</p> <p>オプトアウトと名簿屋対策について、「中間整理の意見募集でも、名簿屋対策についてより厳格な執行を求める意見が多く寄せられた」(11頁)とのことであるが、当協会も中間整理に対する意見において、同様の意見を表明しており、変更はない。</p> <p>また、「届出を行っている全事業者への届出書の再提出」(12頁)や、「事業者の名称や住所といった基本事項を届出事項として追加、変更があった場合の届出を求める」(13頁)ことは、手続上妥当性がある内容として異論ない。</p> <p>一方で、「オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人情報の範囲をより限定していくこと」(13頁)が記載されているが、第三者提供が制限される個人情報の範囲について、例示が一切ないため、現時点では予測可能性がないことから、賛同することは難しい。</p> <p>なお、オプトアウトに係るいずれの措置についても、適法に実施されるオプトアウトによる第三者提供の制度それ自体について、データ主体である個人に十分な理解を得られていなければ、機能しないものとする。中間整理に対する意見において、当協会が表明しているとおり、適法にオプトアウトを実施しているにもかかわらず、オプトアウトによる第三者提供の制度に対する十分な理解のない個人に悪印象を抱かれる事態になるとすれば、「新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するもの」とはならない。したがって、オプトアウトによる第三者提供の制度の個人に対する周知についても、一考いただきたいと考える。</p> <p>【日本広告業協会】</p>
292	<p>(略)</p> <p>発信者不明の悪意ある個人情報ばら撒き行為者に対する処罰を、厳罰化する必要があると思います。</p> <p>(略)</p> <p>インターネットが普及している今の時代、インターネット官報で破産者の個人情報を誰でも閲覧できる状態で、永久に公開し続ける意味はありますか？</p> <p>国が破産者を公開している限り、今後もこのようなサイトが出てくることは避けられないと思います。</p> <p>少なくとも、公開を事業者限定にするなどの対策は必要だと思います。</p> <p>また、このようなサイバー犯罪を専門に取り扱い、取り締まる機関も必要な時期だと思います。</p> <p>問題なのはオプトアウトもなしに違法に公開する悪質な運営者です。</p> <p>新しい法律や取り決めができ、個人の情報が守られ、みんなが安心して暮らせるような環境を作って頂きたいと思います。</p> <p>【匿名】</p>

293	<p>http://www.zenseishi.com/opinion/2020-01-10-01.html 上記の意見書に賛同致します。</p> <p>それと共に官報のインターネット版(有料、無料とも)についても利用制限や利用する者の特定など配慮して頂きたいです。インターネット版におきましては公開範囲等も限定する等考慮して頂きたいです。未来永劫それを公開している必要はあるのでしょうか？官報の情報と思われる物が、海外の防弾ホスティングを利用して多くの破産者、個人再生者の個人情報を晒しているのは異常事態だと考えます。</p> <p>(略)</p> <p>官報を発行している国立印刷局では情報セキュリティ基本方針も掲げております。もしもこの様な悪質なサイトに悪用されているとするならば早急に悪質ユーザー対策が必要なものと考えます。</p> <p>(略) 無差別テロの様な個人情報晒しは人権を守る為にも早急な対策をお願い致します。</p> <p>インターネット検索サイトにつきましても、この様な個人を特定できる悪質サイトが出た場合、削除に応じる後ろ楯になる様な対策の方も、大至急お願い致します。</p> <p>この様な悪質な個人情報晒しによって命を落とす人があってはならない事です。 個人情報晒しは人名に関わる案件だと御認識頂ける事を切に願っております。 宜しくお願い致します。 【匿名】</p>
294	<p>全国青年司法書士協議会による 「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関する意見書へ私も賛同いたします。 http://www.zenseishi.com/opinion/2020-01-10-01.html</p> <p>(略) このようなサイトを取り締まることができるような法律にバージョンアップしていただくことを望みます。 【個人】</p>
295	<p>全国青年司法書士協議会の意見書に同意します。</p> <p>(略) 【個人】</p>
296	<p>以上の他、意見の非公表を希望する1団体については掲載していない。</p>

第3章第1節関係 その他

No.	提出意見
297	<p>個人情報保護について、収集や利用の段階のみならず、一度収集され一度リスト化されたものを除外させる手続きや、それが適切に行われているかどうかを監督する何らかの措置が必要だと感じます。</p> <p>例えば、私のメールには日々多くの迷惑メールが送られてきていますが、中にはいずこかのウェブサービスから漏洩したであろうパスワード等が示されたものもあります。</p> <p>また固定電話にはどこから漏れたものであるのか勧誘の電話がかかってきたり、或いは望まぬダイレクトメールが送付されてきたりと個人情報が粗雑に扱われていることを感じてしまいます。</p> <p>(略)</p> <p>特にウェブサービスの場合に電話での退会手段が示されておらず、或いは退会の手続きやプロセスが分かり辛く設計されているために、一度個人情報を登録してしまうとなかなか退会が行えず、或いは個人情報を消去できたものと錯誤して結果的に個人情報が本人の望まぬままに好き勝手に利用され続けてしまうケースがあります。</p> <p>このような状況は個人情報の保護という観点から大きな問題であると考えますので、個人情報を利用する利用者には、収集した情報を当事者が望んだ際には速やかに、簡易な手続きで削除させるよう、何らかの措置を講じて頂きたいと思えます。</p> <p>そもそも入会時に集積した個人情報であるなら、退会時には情報の削除を別工程にせしめる事はおかしい筈です。</p> <p>このような不当な情報集積システムについても、きっちりと改善していた来たく存じます。</p> <p>【個人】</p>
298	<p>人物の詳細な位置情報を本人の同意なしに、家族、後見人以外には伝えてはならない。</p> <p>*但し、事件性のある人物の位置情報は、その件に殉ずる職の警官のみに限る。</p> <p>【個人】</p>

このたび、令和元年12月に発表された重要な個人情報情報を保管するHDDの廃棄を請け負った業者の従業員が記憶媒体を含め電子デバイスがインターネットオークションで販売されたことによりデータの流出してしまう神奈川県庁の行政文書流出事件は、HDD・SSDを搭載するパソコンやサーバー、ネットワーク機器のリース・レンタル時の返却や利活用するための転売および廃棄する際に、「自治体職員が業者のディスクの穴あけ破壊、磁気破壊を実施して廃棄に立ち会うよう求める」ことを徹底されることを発表されましたが多くの課題があり、日本国内にあるデバイスすべてのデータ消去を実施することは困難であると認識しております。

- ・穴あけ等の物理破壊・外部磁界による消去の問題
- ・破壊するための機器が不足している
- ・監視する人員が不足している
- ・輸送時にデバイスを紛失することも多くある
- ・破壊した場合にはリサイクル、リユースができないために環境的な問題がある

国が指定しているガイドラインではデバイスの使用停止時、廃棄時には、「復元ができないようにデータの消去を実施すること」、「適切なデータ消去を実施すること」など、データ消去の手法を定めずに運用者にゆだねているのが現状であります。そのため、欧米をはじめ諸外国から消去における技術認識が大きく遅れている状態であります。一般社団法人CSAJ（コンピュータソフトウェア協議会）内に設立したADEC（データ適正消去実行証明協議会）では、最新の消去技術をまとめたガイドブック（<https://adec-cert.jp/guidebook/index.html>）が公開されております。本ガイドブックの執筆には記憶媒体メーカーやデータ消去事業者、データ復元事業者など有識者をはじめ、東京電機大学佐々木良一先生、慶應義塾大学手塚悟先生が参加されております。

299

パブリックコメントとしての提案

第2節の「3. 個人データの適正な消去の強化」として「○国や地方自治体のセキュリティガイドラインでは、情報端末の廃棄等において残存するデータの消去についての規定はあるもの、性善説に立った廃棄事業者への委託が可能であり、データが本当に消去されているかどうかの厳密な確認までは求めていません。結果として個人データの漏洩事件が後を絶たない。このような状況を踏まえ、個人データの漏洩に万全を期すとの観点から、情報端末の廃棄等を依頼された事業者が第三者による消去証明書等の取得を義務づけるなど個人データの消去に関してより適正な規定の強化が求められている。」の文章を追加して頂きたい。

さらに、これを受けて第3節の「2. 民間の自主的取組の推進」の「(5) 個人データの適正消去に関する第三者証明書の取得推奨」として、「○廃棄事業者が行う個人データの適正消去の手法としては、記録媒体の完全破壊（磁気消去又は物理破壊）又は第三者証明書等を伴ったソフトウェアによる消去（上書き消去）の両方がある。前者のように人が介在するプロセスに大きく依存する手法は今般の神奈川県のような事案を生じさせるリスクを十分に払拭しきれない上に、今後大量の廃棄物を排出することは政府が掲げるSDGs（Sustainable Development Goals）の精神にも反する。よって、人による不正が介在するリスクが低く、また第三者によるデジタル消去証明書等が取得できるソフトウェアでの手法の自主的な取組を促進することが望ましいと考えられる。」の文章を追加して頂きたい。

【ワンビ株式会社】

300	<p>(1)意見その一 個人情報保護法2条4項の「個人情報データベース等」の定義を見直し、「検索することができるように」という文言を削除すべきである。</p> <p>(2)意見その一の理由 顔画像などの特定個人を識別できる情報を利用したビジネスは急速に進んでいるが、これらのビジネスでは特定の個人情報を検索できると思えないものがある。現行法規定では、検索できることを要件としているため、これらのビジネスへの法適用はできないこととなり、時代遅れである。この規定があるために、令和元年度に行われた指導事例についても、法律上根拠がないことになりかねない。</p> <p>【個人】</p>
301	<p>私は個人として日本で初めて米国グーグルを相手にプライバシー侵害に基づく削除を求める訴訟を提起し、平成26年10月9日の判決において、東京地裁がグーグルに対して検索結果の削除を命じる仮処分を発令した裁判の申立人です。</p> <p>その後、高裁にて人格権侵害は認められつつも取り消され、平成29年1月31日最高裁決定において、「比較考量の結果、事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には検索事業者に対して削除を求めることができる」と示されました。</p> <p>最高裁の決定を受けた諸問題の、担当弁護士を含めた検討を是非一度ご覧ください。 https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2017_10/p02-24.pdf</p> <p>残念ながら当時の法の下では、私の人権救済を図ることは出来ませんでした。明らかなプライバシー侵害があっても、何年もかけて上告までもしても法的救済は不可能でした。私はこれを法の不備として人生を諦めかけていました。</p> <p>しかしその後EUで忘れられる権利が明文化され、GDPRの成立によってグーグルなどの検索エンジン運営企業に個人情報を含むリンクの削除を求めることができるようになりました。また今年1月から米国でも同様にCCPAが施行されており、いよいよ日本でも国際的に調和のとれた人権保護の対応が求められています。</p> <p>まず第一に、「個人情報取扱事業者」の中にグーグルなどの検索エンジン運営企業が含まれることを明示して頂きたく思います。平成15年に個人情報保護法が制定された当時はプライバシー保護と個人情報保護は分離されたものとして考えられていましたが、昨今の国際社会ではこの点が大きく変化し、切り離されていたプライバシー保護と個人情報保護の2つの制度を、再び連結する試みとしてGDPR・CCPAが成立しており、我が国においてもこの本質的变化を今回の見直しに取り込んで頂きたく願います。</p> <p>また第二条で「個人情報」について定義がなされていますが、本人以外から提供されたデータを断片的にかき集めて個人を特定できるようになってしまうケースが、グーグルの検索結果では起き得ます。つまり個人情報を集める意図や方法の有無にかかわらず、個人情報を事業者が持つってしまう場合も同法の適用とし、本人から開示や削除要請があった場合には対応して頂きたいです。そうすれば事業者が分散してデータ収集するなどの迂回行為を防ぎ、法益保護を図ることができます。</p> <p>【個人】</p>

302	<p>p 7～ 個人の権利の在り方</p> <p><意見> 一度事業者に与えた同意を撤回できるのかについても、ガイドラインで触れていただきたい。というのも結局のところ、利用停止権の行使と同意の撤回は行える要件が同じであるはずだが、同意の撤回については、その可否や要件について国内で十分な議論がされておらず、解釈が実務上も混乱している。そこで、利用停止権と同様の要件で認められる旨をガイドラインで明記してほしい。</p> <p>【個人】</p>
303	<p>7. 同意の位置づけの検討</p> <p>(1) 該当箇所 なし</p> <p>(2) 意見 本人の関与に関する重点的な検討に加えて、認知症高齢者、児童や障害者等の同意能力を必ずしも有さない社会的弱者を保護するため、本人以外の代理人等による同意や開示請求等の位置づけも明確化すべきである。</p> <p>(3) 理由 個人の権利の保護のためには、同意能力を有する個人だけでなく、同意能力を十分に有さない、認知症高齢者、児童や障害者等の社会的弱者保護のための規定も必要である。</p> <p>現行個人情報保護法32条においても、「開示等の請求等は、政令で定めるところにより、代理人によってすることができる」とされているが、取得・第三者提供等は本人の同意に限定している。情報銀行やAIによる本人の代理による円滑なデータ流通に向けても、代理人等の規定を個人情報保護法制内に規定すべきである。公益性の高い利用や、ゲノム情報や感染症の情報等、単独の個人のみでコントロールできるとするのが必ずしも適切ではない類型が存在することへの配慮も必要である。</p> <p>今回改正での対応が困難であるとして、今後の継続的検討課題としていただきたい。</p> <p>以上</p> <p>【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】</p>

本制度改正大綱に書かれている個人情報保護の方向性については、基本的に賛成である。しかしながら
(1) 今回の個人情報保護法見直しを機に、「性的指向」「性自認」「性別変更履歴」を「要配慮個人情報」として含めてください（関連法令規則においても同様）。〔第3章第1節 個人情報に関する個人の権利の在り方〕
(2) それが困難な場合は、「第3章第8節 継続的な検討課題」に、「性的指向」「性自認」「性別変更履歴」を「要配慮個人情報」に含めること」を明記して下さい。
(3) (1) の検討においては、性的指向・性自認に関する困難を抱える人々のための団体（いわゆる、LGBT当事者団体、支援団体）からの意見聴取をご検討ください。

2. 理由

性的指向・性自認に関する差別・ハラスメントは、日本においても深刻です。その一因として、個人の性的指向・性自認・戸籍の性別、性別変更等に関する情報（プライバシー）がずさんに扱われることが挙げられます。アウティング（本人の許可なく他人に暴露されること）により、休学や休職、退学や失業、さらにはうつなど精神疾患や自殺にまで追い込まれる深刻な事態も稀ではないことが、さまざまなケーススタディや調査などから明らかになっています。2019年3月に、LGBT法連合会は、354種類にのぼる「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」（第3版）を公表しました。

また、2019年5月、衆議院厚生労働委員会の附帯決議では、与野党の全会一致で、職場のハラスメントに関して、政府がアウティングを念頭にプライバシー保護を講ずるようハラスメント対策指針に明記するよう求めています。

2019年12月23日、厚生労働省労働政策審議会雇用環境・均等分科会は、改正労働施策総合推進法に基づく「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」において、性的指向・性自認に関するハラスメント（「SOGIハラ」）や、性的指向・性自認の望まぬ暴露である「アウティング」をパワーハラスメントに位置付けるとともに、性的指向・性自認を機微な個人情報やプライバシーと明記しました。

このように、公正な処遇や個々のニーズに合った支援・助言のために、性的指向・性自認に関する顧客や従業員の情報を適切に取り扱う必要性が一層高まっています。

したがって、性的指向や性自認は「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」（個人情報保護法）に十分に該当するといえます。

GDPRでは、要配慮個人情報として、「性生活」「性的指向」を含めています。「性自認」「性別変更履歴」は含まれていませんが、代わりに「性生活」が含まれ、医療関連など他の「要配慮個人情報」事項とあいまって、ある程度カバーされると位置づけていると思われます。

これら項目を「要配慮個人情報」に加え、GDPRと同レベルにすることは、企業等にとっても十分対応可能な（あるいは場合によっては既に対応済みの）内容と考えられます。またCSR（企業の社会的責任）の観点からも、トラブルのリスクを軽減し、顧客や従業員等との円滑で安定的な関係構築につながり、互いにプラスをもたらすものと考えられます。

3 経緯

省庁別に個人情報保護ガイドラインが制定されていた2016年当時、金融庁、総務省、法務省、経済産業省のガイドラインでは、「性的指向」や「性自認」を明示はしていませんが、「性生活（に関する事項）」が「要配慮個人情報」に含まれていました。

しかし、それに代わる統一的な「改正個人情報保護法」制定の際には、それが落ちています。また、政令においても、「性的指向」や「性自認」「性生活」「性別変更履歴」は、「その他社会的差別の原因となるおそれのある事項」であり、現実にも多大の差別を生んでいるにもかかわらず挙げられていません。

第10回個人情報保護委員会（2016年6月30日）において「性的指向・性自認について議論が一定の方向に収れんしていると言えるまでの合意はなく、非常にデリケートな問題を有するためにもっと議論をしていく必要があるというご意見」が紹介されています。しかし、その後2019年5月に至るまで、この点に関して委員会で議論や意見聴取をした形跡はみられません。

しかし、「性的指向」や「性自認」に関する差別の根絶は2000年代初頭から政府としての既定方針であり、そのために各省庁で具体的措置が徐々に（特に2010年代に）積み重ねられつつあります。

2015年に某大学において大学院生が同性愛者であることをアウトティングされて転落死した事件など、「性的指向・性自認」に関する諸問題や事件が近年多く起き着目を浴びる中で、「性的指向」や「性自認」、「性別変更履歴」が高度のプライバシーに属するという社会的認識と国民的コンセンサスが醸成されてきており、上述の衆議院厚生労働委員会での附帯決議にもつながっていると言えます

2018年には、国際的なデータ流通に対応して、EUからのデータ移転に関し、GDPR(EU一般データ保護規則)に沿って、「性生活」「性的指向」「労働組合」について「要配慮個人情報」と同様に扱うことが義務づけられました。また、国籍を問わず、日本の企業等もEU居住者(顧客、従業員、等)の個人情報についてはGDPRに準拠した扱いが求められます。グローバル化が進展する中で、(特に先進諸国の間での)国際的な個人情報保護ルールの調和を高めることは、人権保護と経済の安定的成長にともに欠かせない要素です。

しかしながら、4月の「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」(以下、中間整理)では残念ながら議論されていません。

第121回個人情報保護委員会(2019元年10月4日)では、日本労働組合総連合会(連合)の川島総合政策局長がヒアリングのために招かれ、川島氏は、「{これら(岩本注「性的指向・性自認」)を個人情報保護法に基づく要配慮個人情報に加え、社会全体での注意喚起と厳密な運用に努めるべきと考えております。}」と明確に主張しています。

今回の見直しで個人情報保護法規とGDPRとの調和性を高め、国際的にトップレベルの個人情報保護規定にレベルアップすることで、世界から見た日本企業等におけるデータ管理への信頼性を高めることにもなるでしょう。逆に、この機会を逃せば次回の見直しは3年後であり、日本が遅れをとればアジア諸国の中での相対的評価にもマイナスに働きかねません。

別表 性的指向・性自認に関する個人情報保護と政府の施策の動向

(表略)

注) 政府施策については「日本における性的指向および性自認を理由とする困難を解消する国等の施策」(LGBT法連合会)をもとに加筆した。

<http://lgbtetc.jp/news/1295/>

【性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会(略称:LGBT法連合会)】

第3章第1節関係 顔認証

No.	提出意見
305	<p>こんばんは、私は中核都市に住んでいます。今日は集団ストーカー犯罪」と「顔認証システム」の情報があること。本日は顔認証システム冤罪であり偽の万引き犯にされていることに意見したいのです。3年半前1時間ほど西へ引っ越し、3か月目にあるホームセンターやコンビニでおかしな態度をされ何かおかしいと思うようになり様子を見ていました。スーパーでも同じ行動をされて確信しました。まず買い物へ店に入ると、「店員が大勢出てくる」「歩く先へおり、邪魔をする」「嫌がらせされる」「いつも買う商品が無い」態度や目つきが攻撃的。最初は嫌な人が多いな、くらいでした。しかしその店には「(略)の客が私を監視していて家に帰るまで付きまといがあります。これは毎日車で移動していますが同じプレートの車、など追いかけてきます。先回りもしています。どこへ行こうとも追いかけてきます。県外でもあります。その状態が続いているとき、お隣の家の方が「監視」をしているのに気がつき数か月様子を見ました。そして身内の隣人へ来て見ると「よくわかりますね」との返事でした。町内中で監視なのです。出て行くとき誰かが誰かに連絡し(多分パトロールか警察の保安)です。(略)がやっている方法であると知りました。自殺や職場を追われて生活にも困っている人もいと聞きます。わたしも若いころから嫌がらせを受けていると最近気づきました。今60代。ウソの情報を流す人物が居てどこへ行こうと付きまとう(略)の広報部だという情報もあります。人生を壊されて生きている家族もいることを知ってください。離婚、借金などの妨害活動もしているようです。よろしくお願ひします。</p> <p>詳しく話せば長い時間がかかるほどの事案ではあります。集団ストーカー犯罪、で7年ほど前には「あんたを殺す」と言ってたぞ、、と言って来る人もいました。(略)なのです。車は番号のパターンがあるようです。いつも見えていますから解ります。ぞろ目や同じ二つの数字が多いです。マスクを皆しているのです。他に町内のテロ防犯なのかは不明です。何か大きな団体が絡んでいるようです、そのように感じます。これだけ長い期間、監視や付きまといをして来るのですから、見えない恐怖を覚えさせ、自殺すれば実行犯は「新築の家」がもらえるようです。精神病院へ送れば「新車が貰える」という加害者の投稿もあるくらいです。</p> <p>顔認証では「コンビニ店員」の投稿があり、生意気な客や嫌いな客をわざわざ、登録し、偽犯罪者に登録することも書いています。普通、2週間のカメラ映像は何もなければ「削除」だそうですが私は、数年やられています。どうかこのような理不尽な隠れた犯罪者を取り締まってください。どうも政治が絡んでいると感じます。ブログなどの投稿に「政治家の悪口、批判、原発の批判や真実」などを広めている人たちに多いみたいなのです。ある人は「電磁波攻撃」で体が痛めつけられているようです。私も少しあります。身体に傷が知らなお家についてます。信じられないとは思いますが、長年の見えない犯罪をどうかどうか調べてください。日本が崩壊しています。最近の安倍晋三政府の「桜の会・jヤパンライフ」で詐欺師と反グレと政治家トップが友人なのですからそして、大物政治家が宣伝に顔写真使われています。国が国民を弾圧している様にしか思えません。大きな犯罪であるため、誰も気がつかない、、と言うことでしかないではありませんか？長くなりましたがこれは真実です。ありがとうございました。</p> <p>【個人】</p>

<p>306</p>	<p>顔認証誤登録冤罪被害者です。 職場での組織的な嫌がらせ行為(つきまとい、待ち伏せ、情報伝達遅延)により、自主退職せざるおえなくなった後から公共施設、スーパー、飲食店、ホテルなどにおいて 警備員・従業員による往来、品出し、音出し、嫌がらせ行為を受ける事態が発生しました。 更に住居近辺でも車・人による騒音、組織的なつきまとい、待ち伏せ、監視していると思わせる行動が続いています。 転職した会社でも同様に、組織的な監視状態が続き、個人情報・嘘の噂を共有されていると容易に判断できる環境下に置かれていました。 私は過去に、犯罪を犯したこともなければ、前科もございません。</p> <p>今回の法改正で個人情報の共有への厳罰化、相談窓口の充実、利用停止請求権の拡大を要望いたします。 【匿名】</p>
	<p>顔認識システム利用による万引き防止システムの問題</p> <p>顔認識システムを利用した万引き防止と称する一連の設備は、個人情報保護法の総則第一条の主旨から大きく外れており、個人の権利利益を保護するのではなく、日常の買い物や交通機関の移動等で警戒警備の名の元に要監視者として著しく迫害され、通常に生活する権利や利益を著しく奪われているのが現状である。その具体例を示し、個人情報保護についてパブリックコメントするものである。</p> <p>1. 顔認識システムを利用する防犯カメラ使用の掲示不要の問題点</p> <p>2018年全国警備業協会のガイドラインでは、掲示義務はないが入口に看板等で知らせる事が望ましいと努力目標として書かれている。設置当該店舗内でのみ情報が使用されるのであれば問題がないにせよ、その情報をクラウドサーバー等で他店やグループ店、或いは別業者、図書館等公共施設で使用すれば、当初目的を遥かに超えた範囲となり、店舗利用者には伝わらない。改めてその目的と範囲が分かる掲示の義務は必要と考える。</p> <p>2. 個人データの第三者提供の問題点</p> <p>万引き防止システムのサーバーの仕組みが明確でないが、被害者からよせられた情報では、初めて訪れた店舗でも万引き犯容疑者として、交通機関では不審者として監視警戒の扱いを受けるとの話を聞く。これはデータを既に共用してるに外ならず、設備を契約した者は、自己の契約に関係なく第三者に情報提供しているに外ならない。そうした意識を持って容疑者登録をしているか甚だ疑問である。</p>

307	<p>3. 開示情報の拒否は権利</p> <p>店舗に開示情報を請求すると、先ず顔認識システムは使用してないと応える。店舗の固有財産を保護する為の自衛の考え方を明らかに拡大解釈している。さらに追及しても開示請求に応じなくていい権利があると、システム設置業者が指導しているようで、警備員からその旨を宣言された被害者が実在する。</p> <p>特異な例としては、店舗の管理者に電話して要件が開示請求と答えると、警備室に繋がれ門前払いする店舗もある。これは開示情報を拒否するために準備された手法で、極めて劣悪な姿勢と言わざるを得ない。</p> <p>一般の個人情報とは、本人承諾の上で登録するが、顔認識を使用した万引き防止システムは本人の承諾もなく店舗自衛の目的で取得された情報であり、本人に何も利便はない。誤った登録を確信し開示情報を請求しても、特例によりその存在さえ開示義務はなく、本人が削除訂正を訴えても対応する義務も検証する方法も無い。これでは、誤登録された本人は訴える以外に手段がない。まして情報の有無の照会さえ有償対応を法が認めるのは、考えが甚だ矛盾していると言わざるを得ない。</p> <p>結論</p> <p>個人情報保護は個人の為の権利であるが、防犯を目的に取得される情報は本人の承諾がない時点で他と性質を異にする為、特例として盛り込んで法を一元化するには、明らかに無理があると考え。これを打開するには、防犯の目的の場合は特例でなく別の法律を建てるか、然るべく運用基準を制定し指導監督する必要がある。現在、任意個人情報保護団体がその窓口であるが、有益性が等しい同業者の集まりで真摯な対応ができるかについて個々の事例を見ると甚だ疑問である。早急なる対応を望みます。</p> <p>【個人】</p>
308	<p>顔認証システムなど個人認識のツールが 本人の同意なく極秘に長期で使用（悪用）されているケースが発生しています。周りにも何人かがこの被害に遭っている模様です。そしてこのシステムを使用出来る権利のある者が被害者に告知もせず第三者に流して集団で嫌がらせをさせているという事もありました。尚、嫌がらせ被害を最寄の警察署などに訴えても精神科での受診を薦めたり、解決法と一緒に考えて貰えることも無いように思います。利用者に責任を持たせているのであれば その監督責任者は利用者が不正を犯す事も考慮しなければいけないと思います。実際に被害者は狙われやすく、負傷を余儀なくされています。顔認証システム自体は犯罪の抑止として優れていると思いますが、上記のように間違った使い方をする者が今後も出ないとは限りませんので各自治体、県、又は国レベルで取り組まなくてはならない問題だと思います</p> <p>【個人】</p>
309	<p>顔認証システムについて どこへ出かけても警戒は感じるが、どこも顔認証の利用を認めない。 登録されている理由を知ることさえできない。 警察や市役所までが、顔認証の利用を否定してきた。 簡単に登録できないように、データを共有しないように、利用者の都合の良い解釈で開示しないというようなことがないように、取り締まる法律をお願いします。</p> <p>【匿名】</p>

310	<p>顔認証誤登録者です 誤った情報で日常が脅かされ人権のない生活を強いられている 誤登録者に救いの手を差し伸べてください 第三章-1-2 相談ダイヤルの充実を切にお願いしたいと思います。 第三章-1開示請求権がきちんと行使できる運用の強化が私たち誤登録者には急務と思われま す 個人情報保護法の中でも特に重要と思いま す ここにうたわれているとおり 開示請求権が行使できなければ 誤った情報の訂正 削除 利用停止へと進めません 拡大解釈によって開示 請求ができないということの 無いように企業などへの強化の徹底を切望します 【個人】</p>
311	<p>顔認証冤罪被害に苦しんでいます。万引きなどで検挙や補導されたことはありません。悪質クレーマーでもありません。ショッピングセン ターや料理屋、商店のみならず、公的機関(図書館や市役所、美術館)でも、警備員は言わずもがなバックヤードから係長課長以上がわざわざ 出てきてジロジロ見られます。自治体の人権委員会にも公的機関の監視の有無の確認して欲しいと申し出ましたが、何もできることはない と言われました。「そのような監視は有り得ない」と言ってもらえたら済む話でもありますが、否定しないのは監視はあると、人権委員会の方 も周知されていることだと思いま す。信州で楽しく登山して下山した途端に通報されたようで、パトカーにつきまとわれたことも2度ありま す。自分に一点でも非があるのなら甘んじて監視を受け入れますが、潔白です。人をノイローゼに追い込む非人道的な監視が、倫理的に許さ れるか是非検討お願いします。 【匿名】</p>
312	<p>私は防犯カメラの顔認証により要注意人物として登録されてしまっていると思われる者です。勿論、私は窃盗等犯罪をしたことも無く又その ような行為を行おうと考えたことも無いです。にも拘わらず私の行動が不審者とされ登録されたことで、世間一般的な自由な生活ができなく なり、今現在では私は引きこもりの状態に追い込まれています。主婦でありながら食料品等の買い物はネットのみです。私の要注意人物とし ての情報はあらゆる所に共有されており、ショッピングモール、スーパー、デパートのみならず市、県等の公共施設、図書館・病院・銀行・ 郵便局・J A ・ J R ・ 私鉄等に拡散されています。常に警備員や覆面Gメンや店員や係員による攻めの監視を執拗な監視を受け注意放送が流 れ続けます。そしてその間違っ た私の情報は日々拡散され続けていま す。なぜ、私が、この状況を受け入れて死ぬまで生きて行かなければな らないのでしょうか。本人が知らぬ間に、窃盗犯と間違われるような又は似たような行動をとっていたことによる罰を一生背負い続けて生き て行けと言われているのでしょうか。精神状態が日々悪化しております。家族にも多大な迷惑をかけてしまっています。私と行動を共にした ことで、子供にも被害が及ぶのではないかということを考えてみると、気持ちを平静を保つことができません。 このような理不尽な状況を個人情報保護法で救っていただきたいです。 30条利用停止・消去権では、その停止を行うことが困難な場合という例外が設けられています。これでは間違っ た情報の利用停止・消去請 求逃れの道を作ったこととなります。例外無く不正情報の停止・消去ができる条文にしてください。</p>

開示請求権では、正しくその請求権に応える義務があるべきで、個人の情報を開示しない場合は罰則を明記してください。又上記のように拡散された情報は、どこに開示請求をしどこに利用の停止・消去を求めたらよいのか分かりません。請求できる場所を設けてください。どこで登録されたのかも分かりません。第2節の事業者の守るべき責務も明確にし守られない場合は、罰則を規定して下さい。要するに、この顔認証システムに関わる責任の所在を明確に条例で規定し、間違っただ個人情報の利用停止・消去を行う法的な場所を設置し、間違っただ対応をした企業等に罰則を設けていただきたいのです。私の人生は失われました。匿名希望です。
【匿名】

313

顔認証登録システム冤罪被害に遭い被害歴は4年目になります。
以前も1度、同題材のパブリックコメントに意見を提出しましたが何も変わりませんでした。

万引きも横領もした事ありません。
理不尽なクレームも出した事ありません。
警察のお世話になるような事、一切していません。
でも、ありとあらゆる場所で犯罪者扱いをされ攻める防犯による心ない嫌がらせや悪噂を流され人権侵害、名誉毀損、信用棄損の被害を受け続けています。

大人の店員がばら蒔く悪い噂を10代中後半位の学生アルバイトが耳にして積極的に楽しんで攻める防犯の嫌がらせをします。
恐らく子供がやれば訴えられない罰せられないだろうという意図からだと思います。
子供だからこそ加減がなく容赦ない後先を考えない嫌がらせをします。

顔認証登録システムは万引きをして警察に捕まり本人の同意を得て登録、一定期間何もなければ削除すると言われているのは全て嘘だと思います。
そんなルールは全く守られていません。
もし守られていたら顔認証登録冤罪被害者は出てこないはずで。
なので本当に悪い事をして捕まった人だけ登録して欲しいのです。
従業員の誤った憶測や悪意、巻き添えによる冤罪被害をなくして欲しいのです。

恐らく企業は自分達にとって都合の悪い不正は隠すでしょう。
そういった不正に対しての罰則を作して下さい。
私達、顔認証登録システム冤罪被害者の人権を守って下さい。
【匿名】

59歳、一人暮らしの未婚女性です。

顔認証誤登録被害に遭い9年、一気に広まった5年前からはパートの面接中にも警備会社からの電話かマホに警報が発報され乗り気だった店主が一転、断られるようになり無職、預貯金も尽き家賃も払えず家を探そうにも不動産屋を何件回ろうとまともに相手にされず、家を借りられぬ有様、漸く、一年前分払いのURへの転居叶ったのが2年前、でも3月で宿無しです。

万引き防止機構の指導に基づく「攻める防犯」を行う店舗も警備会社もパトカーで追いかけて回す警察、地域防犯の青パトも顔認証など知らない、と言うし何より万引きしていないので何処で登録されたか分からず、杉並の（略）で惣菜の中の小石で奥歯が欠けたとのクレームを入れてから万引き扱い？深夜に長居した（略）、深夜に行った（略）しか思い当たらず付き纏いいらっしやいませー！と叫んだり監視してくる店員や警備員に聞こうと「後ろ暗いところがなければ買い物してください」と小馬鹿にしたように言うのみ。違和感ある対応から数年、ドーム型カメラが街中に付くようになった頃全ての商業施設、商店、デパート、書店、銀行、郵便局、駅、病院、図書館、美術館、映画館。電車、バス、前述の不動産屋、全てで警戒され防犯パトロール連中からは敵視され、攻める防犯という名の下に嫌がらせを受け、憲法第13条 個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利が一切、無視されるという異常な状況下にあり乍らも顔認証導入を誰も認めないのでは、それゆえに職を得られないという生活保護受給の要件になりえず、餓死するしかない毎日死ぬことばかり考える有様。

病気に罹っても警備員や受付、看護師の嫌がらせ、処方薬局での嫌がらせが酷く、病院通いを中断する有様で、まともな患者として扱ってもらえぬという現実です。

日本の司法は推定無罪、「全ての被告人は無罪と推定されることから刑事裁判では検察官が被告人の犯罪を証明しなければ有罪とすることができない。

314

被告人が自らの無実を証明できなくてもよい」筈なのに何故、誤登録被害者だけは容疑者どころか罪人扱いで私人から私刑を受け続け、己で潔白を証明せねばならないのですか？

警備会社では「登録者は万引きで捕まった人間であり、同意を取っている」

という大嘘をついています。登録理由を照会させてくれと言っても有料であったり、

その挙句、登録はないというばかり、データ保有者の規約では開示請求があっても犯罪者である場合は答えなくても良いとあるようです。

では私が犯罪者である証明をしてください、窃盗の瞬間の動画があるなら見せてください。窃盗の前科があるか、捕まった記録があるか、警察に照会をかければ済むことです。私は逮捕されたことも万引きで控え室に連れて行かれたこともありません。

それをわかっているのは警察ではないのか。それなのに追いかける。

長年通った店へは警備会社の電話で通えなくなりスーパーの地元パートからは万引き犯と言いつらされ人間関係が破壊され、地域防犯からは嫌がらせ、仕事を失い病院にも通えず。日本は法治国家なのではないですか？

	<p>いらっしゃいませと叫ぶ、付きまとい睨みつけ、カートをぶつける掃除をする何れも万防の「防犯マニュアル」に書かれていると確認できました。</p> <p>警察迄が鵜呑みにして無辜の民を追い回すとは…私に逮捕歴があるか情報の精査を！理由を知る権利があります。市役所には2年前人権相談に出向いたが保安係につけまわされ職員に張り付かれて何も解決はしないどころか監視が酷くなりました。</p> <p>お助けください。死にたくありません。 【個人】</p>
315	<p>防犯カメラで不審者登録されています。 店舗にいくたび、警備員が現れウロウロされつきまとわれていました。 最初は数店舗だったのが、いつしかどこに行っても警戒態勢にされています。明らかに、防犯カメラで情報共有、拡大されています。 犯罪も犯した事もない人に不愉快きわまりない扱いを受け今では買い物にも行けない。明らかな人権侵害です。個人情報店舗に横流し、多くの被害者が増大しています。何の罪もない一般人の人権を守る為の、開示請求できるシステム、顔認証を「登録した人」の開示、警察との関係の開示もできる 規律も早急をお願いします。 誰が、いつ、どこで、どういう理由で、その様な扱いをうけねばいけないのか、防犯カメラ、警備会社、店舗との連携について知る権利があります。 【匿名】</p>
316	<p>顔認証への誤登録による被害および損失は深刻です。 明らかに肖像権・プライバシーの侵害です。 顔認証システムに対する法整備を早急に求めます。 【匿名】</p>
317	<p>公益目的による個人情報の取り扱いに係る例外規定の運用の明確化についての意見 渋谷書店万引対策プロジェクトより何年も前から運用の実態を隠し全国万引犯罪防止機構主導で顔認証防犯システムを利用し全国の警備会社が共有し、商業施設、公共施設病院等、社会の至るところへ拡散される犯罪者予備軍データベースの問い合わせ窓口はどちらでしょうか。 一方的な疑いで長期の登録を続け、行く先々で不審者、犯罪者と虐げられ、社会から排除される理由を私達は知る権利があるし、正す権利があります。 施設、店舗見守りサービスの行動検知の実証実験では要注意行動4件の検知に対して万引きは2件、渋谷書店万引対策プロジェクトの3か月報告では17件の登録に対し、3件の捕獲。万引行動とされる行動が必ずしも万引きの実行と限らないということです。 誤認の可能性を認識しながら責任の所在をうやむやにし、長期の登録を続け正確性に努める誠実さもなく厳格な運用はされていません。 万引きはテロに通じるなどと恣意的解釈で社会の広域にまるで凶悪犯のように吹聴し、攻める防犯と称して詐欺、置引き、無銭飲食と様々な罪状を匂わせ、嫌がらせ、脅迫行為に余念がありません。 不確かな情報を拡散し、行く先々まで追い詰め、いたぶり、社会から排除するやり方は防犯ではなく犯罪です。それにより自由に社会に出て生活することを困難にしています。</p>

	<p>個人情報保護委員会はこの深刻な状況の実態について調査すべきです。このような野蛮で人権軽視で無責任な運用の仕方は人々を萎縮させ、医療や雇用を初めとする様々な差別やひきこもりを助長させます。又、強制力のないガイドラインでの対応ではこのシステムを使いたい側の都合や思惑ばかりが優先され、私達の現状が改善されることはありません。防犯カメラと顔認証防犯カメラの区分をし、別枠で顔認証防犯カメラの運用に規制をかけていただきたいです。第三者の監督を入れて社会に公表出来るような公正、明確、厳格な運用規制を設定してください。いつまでも使いたい側ばかりにお任せは、行政の怠慢ではないでしょうか。</p> <p>【匿名】</p>
318	<p>渋谷3書店は個人情報を取り扱う顔認証システムの運用を公表しています。他の店舗、スーパー、コンビニ、公共施設は顔認証システムを運用しているにも関わらず非公表です。顔認証システムの登録基準の法律がなく一個人の判断に委ねられます。当人には通知されずに司法による裁判を受ける権利さえ与えられません。非公表の為に開示請求がなされません。私刑によって登録された個人情報は、他の店舗や公共施設に共有されます。</p> <p>法律の資格を持つ第三者機関が、正しく運用される明確な法律を定め、誤った登録によって個人情報が拡散されないようにして下さい。運用の監視が出来る個人情報保護法に改正して下さい。現状、誤登録された者は開示請求ができず裁判を受ける権利を与えず個人情報が拡散され続けています。</p> <p>【個人】</p>
319	<p>個人で顔認証データの登録を抹消・削除をできるようにしてほしい。店舗で防犯カメラに不審者登録されてから3年ほどたっているが、何処へ行っても不審者(万引き犯)扱いされて不当&過剰な防犯行為(嫌がらせ)を受けている。店には「防犯カメラ作動中」というステッカーが貼られているが「顔認証カメラ作動中」というのは見たことがない。勝手に個人の顔データを収集し、同システム施設・店舗・警備会社で共有しているのは違反ではないのか？店舗は違反と知りながら顔認識ではまずいので防犯という名目で野放しになっている。個人の人権侵害・人格の否定・生存権までもが脅かされている。顔認証カメラを使用している店舗に申し出たところで(顔認証システムを使用している)とは口が裂けても言わないだろう。店内は撮影禁止の所がほとんどだし、個人が登録されていないか店に開示するよう申し出たとしても、例え登録していても証拠を提示しなければ「無い」と言ってしまうのだから。個人が確認できないというのはおかしいし、このような深刻な人権侵害をもたらすシステムと登録した企業や店舗、開発企業に何も罰則がないのは納得いかない。何もしていない人間を不当に犯罪者に仕立てあげるいい加減なシステムを盲信し、マイナンバーカードと顔認証システムと結びつけるのは許されない。とても恐ろしい。オリンピック・企業の権利・個人の監視・業務の効率化ばかりを優先し、個人の情報を守ることの法整備がほとんど進んでいない。3年越しの見直しというが、又3年も我慢しなければならないのか？急いでもらいたい。</p> <p>【匿名】</p>

320	<p>(略) 店にメーカー派遣社員として勤務していた時に、(略)とのトラブルから事実無根の虚偽情報を店舗内やお客さんにまで拡散され、あらゆる面で誹謗中傷され個人の人権は皆無でした。</p> <p>仕事を辞めた後は、個人情報や町内会に流布され、それに伴い強制的に町内会から個人情報を収集されました。</p> <p>近隣住民から日々付きまとい監視や防犯カメラやスマホによる位置情報を拡散され何処に外出しても、犯罪者如く人権侵害を各方面からされてます。</p> <p>防犯協定を結んでいる一般企業が警察気取りで車での付きまといは、企業のモラルも問われるうえに違法であり脅迫や脅しに繋がる事由であると考えます。</p> <p>個人情報が更なる拡散されている状況に、企業や団体や行政の個人情報の取扱いに問題があると考えます。監査する仕組みが充実されていない盲点をつき、個人に迄判らなければ何をしても漏れない無法地帯になり、延々と繰り返され解決に繋がらないと思います。</p> <p>このような人権侵害が続く状況で、安心安全に暮らせる生存権や人権を尊重される保証はなく救済してくれる機関が必須です。</p> <p>GDPRを日本でも取り入れていただき、日本域内の個人データ保護を限定する法を施行して欲しいです。</p> <p>防犯カメラ登録した場合の削除や開示請求を第三者立ち合いの下に強行出来るようにして欲しいです。</p> <p>同意もせず防犯カメラに登録した画像を、一定期間過ぎても顔画像を削除していない場合の罰則強化の徹底をお願いしたいです。</p> <p>【匿名】</p>
321	<p>顔認証システムの個人情報の利用について</p> <p>現在民間と思われる顔認証システムを利用した防犯システムに身に覚え無く登録されている者です。システムを導入している施設では初めて行く場所でも当方が入店すると警戒されたり、店によっては自分だけアラームが鳴り犯罪者と認識されます。</p> <p>それは子供を預けている保育施設でも同じなので自分だけでなく家族にまで影響が出てきている状況です。</p> <p>全く身に覚えが無いので本当に苦しい思いで毎日生活しています。</p> <p>警察に検挙された者が登録されるのは仕方ないと思いますが、店の店員が主観のみまたは勘違いでこのシステムに登録しそのデータが全国的に共有されている状況はどう考えて人権侵害だと思うのですが、何故この状況がまかり通っているのか、不思議でなりません。</p> <p>今一度考えて頂きたいです。</p> <p>【匿名】</p>

322	<p>私の居住県で2017年頃にニュースになったのが、外国人による売買目的の万引きが増加している為、近隣県250店舗でデータを共有しているとメディアに警察が発表しています。 データを共有するにしても、個人の人権を取り扱う点で問題として思う事は、冤罪者かも知れないという観点から人権を尊重すべきであると考えます。</p> <p>店舗店員や企業が防犯カメラに登録した場合に、人間のすることですから思い込みや逆恨みで疑わしい人物対象に登録している状況もあり得ると思います。 疑わしいだけで防犯カメラに登録された人物には、全く人権は無く至る所でまるで犯罪者の如く、迫害的人権侵害を受けています。</p> <p>この様な状況を踏まえて、防犯カメラに登録する場合にその店舗や企業、団体の権力者一人だけに権限を与え、一定期間過ぎても防犯カメラに登録されてる場合や確認をしたい場合に、権限者同伴で第三者機関立ち合いの下開示、削除出来る法整備をお願いしたいです。 顔データ削除や開示請求を真摯になされない企業や店舗や団体を違法と見なし強制削除と罰則と企業名を公表する法整備をお願い致します。</p> <p>世界でも顔認証がもたらす、人権侵害、プライバシー侵害、肖像権侵害、誤登録などが取りざたされ、アメリカでは顔認証を禁止する法案が可決されてます。 アメリカで禁止をされた企業が日本の通信業者と提携をし、国内で拡大されていきます。その脅威は想像を絶すると考えます。 ネット社会がもたらす脅威を踏まえ、一刻も早い法整備を望みます。</p> <p>個人情報漏洩により近隣住民や見ず知らずの人物から、車による付きまといや嫌がらせが横行しています。何故個人の状況が判るのか、全国的に同様の被害者が多々いらっしゃいます。その通信手段としてラインやメール又は警備会社が設置している見守りシステムが通常の通信から逸脱し、個人を貶めているかも知れません。 それが表面化しにくいシステムを悪用されれば延々と続く危機です。</p> <p>一般企業が警察と同等に値する権限を持ち得る事は違法だと考えます。</p> <p>未来を委ねる子供たちの為にも、一刻も早い法整備を強く望みます。 【匿名】</p>
323	<p>顔認証システムの利用に関して厳しくルールを作ってください。 ありとあらゆる施設で導入されているであろうことが予測できても、警察や役所までが問い合わせても、運用を隠すのが現状です。 防犯カメラ作動中と表示する義務のみでは意味がありません。顔認証システムを利用していることをわかるよう表示しなきゃいけないようにしてください。利用する施設を選ぶことができます。 誰でも簡単にブラックリストに登録できないようにしてください。使っていない、データを共有してはいないと偽ることは罪になるようにしてください。 【匿名】</p>

324	<p>個人情報保護法の見直しに当たり、顔認証システム運営上の法規制もきちんと行う必要が有ると感じております。今後いろいろな分野での顔認証システム導入が進みそうですが、本人の意志確認を行わずにシステム登録を行ってはならない事を明記して頂きたと存じます。</p> <p>駅の改札やパソコン、携帯のみでは無く、お金の支払いも顔認証で行うようになります、又防犯上の顔認証システムに犯罪を犯していない人間が多数登録されているという話も伺っており、誤登録や本人に認知されない登録に脅威を感じております。</p> <p>顔も個人情報保護法によりきちんと守られる事を望みますので、きちんとした法制化をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>【匿名】</p>
325	<p>防犯顔認識の誤登録被害で不利益な情報で何年も苦しんでいます。(店舗での異常な行為を第三者も確認しています)</p> <p>例外規定が利用されているのか、何処へ行っても開示請求が難しく、出口がない状況です。</p> <p>自分がこのような立場になり、個人の情報が勝手に簡単に扱われ保護されない不条理な現実があることを知り愕然としています。</p> <p>登録をする人は、その先の危険性をどれだけ理解しているのでしょうか。</p> <p>今の曖昧なルールでは、誤認・悪用(罪をなすりつける)などいくらでも可能です。</p> <p>登録は厳重に監視下に置き、運用も明確な規制が必要です。</p> <p>利便性を求めていくのも大事ですが、人権が軽視された運用であれば、監視・差別・排除が萬栄し本来の防犯の目的から外れて安心できる社会からかけ離れていきます。</p> <p>不要なデータは削除し適切に整理管理することで、情報の信用性と事業の効率化にも繋がり、日本の顔認識の技術も守られていくのではないのでしょうか。</p> <p>顔認識での防犯が安全安心のために運用されているならば、私たちの安全安心も守っていただけないのでしょうか。</p> <p>防犯のためなら何でも許されるのかと、行き過ぎた行為に恐怖を感じています。</p> <p>個人で解決できる問題ではありません。どうか助けてください。</p> <p>誤登録者が救済されるためにも公正な窓口を設けてください。どんな調査でもお応えします。</p> <p>【匿名】</p>

326	<p>約一年ほど前から顔認証に誤登録されているのではないかと、思わざるを得ない日々を送っております。買い物一つがとてもストレスで、毎回悲しい思いや腹立たしい思いです。</p> <p>そして個人情報の横流し・共有を疑わざるを得ないほど、どこに行っても同じ状況です。店だけでなく、電車やバスなどの公共の乗り物でも駅員やバスの運転手に威圧的な態度を取られております。</p> <p>最低限の人としての生活が困難になりつつあります。</p> <p>一度登録されたら取り消すことはできないと聞いたこともあります。</p> <p>これほどの人権侵害はあるのでしょうか？</p> <p>防犯目的の為の防犯カメラや顔認証システムの運用が、人権侵害の恐れのある運用になっています。</p> <p>そのため、早急に規制を行う必要があると考えております。</p> <p>「本人同意のない個人情報の目的外利用・本人同意のない第三者提供の運用反対」です。</p> <p>私を含め被害に遭われている皆さまが、どうか一日も早く普通の生活が送れますように。</p> <p>【匿名】</p>
327	<p>隣人の宗教勧誘を断ってから、</p> <p>買い物先など、異常な監視、嫌がらせなどが始まり、</p> <p>買い物した翌日に、自宅にまで、</p> <p>ピンポンダッシュして逃げていく店の人も、確認しました。</p> <p>郵便局に行く度に、頻繁に、</p> <p>警察が駆けつけるなど、まったく無実で、</p> <p>一切悪い事などしていないのに、</p> <p>悪意により個人情報が、何者かにより、</p> <p>顔認証カメラに誤登録されたり、あらゆる場所に、</p> <p>悪評を流されたり、</p> <p>外出の度に店員や、また、知らない人達がスマホを持ち、道を塞いだり、目の前の住民が毎回、睨み付けてきたり、老若男女につきまとわれたり、トイレ前に待ち伏せされたり、役所、銀行、神社、飲食店、病院までも、不可解な事があり</p> <p>嫌がらせにより外出も出来ず、難病や、体調悪化しています。</p> <p>チラシにより、集団ストーカー犯罪を知って、理解しましたが、</p> <p>個人情報が間違っって登録されたならば、</p> <p>すみやかに、削除されるようにしてもらいたい。</p>

	<p>また、理不尽にあまりにも、 たくさんの 無実の人間が苦しんでいることを知ってください。 なお、親戚には議員、司法書士がおります、 先祖代々世話になってる住職、 難病で世話になってる、 総合病院の院長など信頼ある方々にも、 理解して頂いています。</p> <p>顔認証冤罪被害者、無実の冤罪被害者として 個人情報、悪意により、間違って登録されたならば、救済措置と正しく保護されるよう願います。 【匿名】</p>
328	<p>顔認証システムのデータ保有期間について</p> <p>犯罪歴もなく、万引き等もした事ありませんが、店舗等の顔認証システムに登録されている様です。</p> <p>おそらく何も悪い事をした事がない人の方が、自分が何をされているのかに気付くのに遅れます。そして広範囲の共有を感じて、初めて自分がどういう状況にあるのかを知るのだと思います。</p> <p>何か誤解を受ける行動があったのかもしれないと反省しておりますが、相談先ではそういう登録はないとの事で何年も解決できず、普通の生活ができなくなりました。</p> <p>顔認証を取り巻く環境は10年前とは隔世の感がありますし、5年前とも雲泥の差です。そして、今は瞬時に情報がつながってしまう。広範囲に共有されては、個人では為す術がありません。</p> <p>このシステムは必要だと思います。だからこそ、データベースの最長の登録期間を決めて頂きたいのです。そして、現在、冤罪で苦しんでいる方々の救済措置を何卒よろしくお願い申し上げます。 【個人】</p>
329	<p>現在、顔認証システムや防犯の為等という名目で罪のない個人の個人情報が不特定多数の人々に広く悪用共有されるという事態が実際に起きています。</p> <p>本人の同意のない個人情報の共有、閲覧、取得は悪用される可能性があり、個人の日常生活を脅かす重大な人権侵害に繋がる可能性があるとし今回の個人情報保護法改正にあたり、本人の同意や通達のない共有、閲覧、取得は個人情報保護法違反として頂けるよう改正を望みます。 【匿名】</p>

330	<p>店舗による不審者登録(顔認識、顔認証を含む)が、証拠もなく安易に行われています。登録されると病院や店舗や公共施設でデータが共有され、行く先々で「嫌がらせ」をされます。 一般の店員の目にも触れるため、メールやLINE等で個人情報(顔画像含む)がバラまかれることもあります。 本人の知らないところで誹謗中傷やプライバシー侵害が行われ「街の有名人」になってしまいます。仕事を失うような事態に陥り、社会の中で生きていくのが困難になっている方々が大勢います。 このような不特定多数でのデータ共有は「人権侵害」に当たると思います。</p> <p>上記のことから、下記を意見として提出致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗・企業での個人情報データの閲覧権限を厳しくすること ・店舗・企業による不審者登録が安易に行われないよう規制すること ・店舗・企業による不審者登録は必ず一定期間で削除すること ・顔認識(顔認証)データやその他生体認証データを厳しく管理すること ・不特定多数でのデータ共有を人権侵害とし罰則を設けること ・プライバシー侵害をした場合、罰則を設けること <p>どうか、よろしくお願い致します。 【匿名】</p>
331	<p>数年前前から顔認証登録されていると感じるようになりました。 車のナンバーもそうかもしれません。その場所は以下に記すとおりで広範囲にわたります。 スーパー、百貨店、総合病院、公共施設、神社、など 色々な場所で店員や警備員や私服警備員からまるで犯罪者かのような監視と追尾行動をされます。初めて行った場所でもその行為を受けます。</p> <p>犯罪を犯した事もないのになぜ広範囲で何年にもわたり監視されるのかと暗澹たる気持ちで日々すごしております。 本人への断りもなく、その理由も不明のままに無断で保存した個人のデータを、防犯と称して何年も活用し、広域にわたってデータ共用することは、個人の名誉や人権を脅かす行為だと思います。 登録期間を3ヶ月などに限定し期間が過ぎたデータは削除、過去に登録されて何年も経っているデータも削除、登録者や登録基準の明確化など、顔認識登録とデータ利用についての厳密な規則が必要だと思われます。 拙い文章で申し訳ありませんが、どうかご検討のほど宜しくお願い致します。 【匿名】</p>

332	<p>顔認証冤罪で苦しんでおります。 あらゆる店舗に行きますと店員、警備員に警戒され、はたまた図書館、病院までもです。 全国指名手配犯の扱いをされております。 今までに全く犯罪歴もなく店舗でも疑われたこともありません。 店舗またその本部に苦情に言っても変わらずです。 このまま一生犯罪者として生きなくてはいけないのでしょうか。 何もしていない人間の個人データを犯罪者としてばらまくことは狂っています。 あきらかな人権侵害です。 個人情報保護法とは一体なんのためにあるのでしょうか？ 今後は顔認証システムの運用の規制を厳しくしていただきたく思います。</p> <p>よろしくお願い申し上げます。 【個人】</p>
	<p>防犯カメラの顔認証システムの個人情報の扱いについて</p> <p>私は顔認証システムへの誤登録による冤罪被害者です。 万引きなどしたこともなく、人のものを盗んだこともなく、犯罪歴もありません。 ですが、6~7年前よりスーパードラッグストアで違和感を感じていました。 気のせい かと思っていましたが、万引きを疑っているのも私がお普通に買い物をし、ちゃんと支払いをしているのを見てくれていれば、そのうち疑いは晴れるだろうと、考えていました。 しかし、そのような考えは甘かったようで、年々監視やいやがらせがあちこちの店舗などへ広範囲に広がっているように感じ、なぜ何もしていないのにこのような状況になるのだろうと、とてもつらかったです。今もつらい状況に変わりはありません。 私の買い物のしかたが、万引きを疑われるような行動だったのでしょうか。 ネット検索したところ、私のように何も悪いことをしていないのに顔認証システムに間違っか故意にか、登録され、冤罪に苦しんでいる人が全国にたくさん存在することがわかりました。 それからは誤登録の訂正削除を願い、あちこちに相談しましたが、どうにもなりませんでした。</p> <p>そこで、システム運用に関してのお願いです。</p>

<p>333</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 顔認証データの登録理由と登録した人の明記 これは安易な登録をへらし責任の所在を明らかにするためです。 2 登録期間の厳守 一定期間何事もなければ削除することや、長期にわたる登録がなされるとき理由の明記 これは何年も冤罪被害を受けている人の救済のためです。 3 第三者機関による相談窓口の設置 システムを運用している企業に対して冤罪被害者は個人です、個人はどうやっても弱い立場です。 冤罪被害者である私たちが情報開示請求をしたとき、法的に第三者機関が調査確認することができるようになれば、正しく冤罪を無くすことができると思います。 4 違反をしたときの罰則の制定 より正しく顔認証システムの運用がなされるようにするためです。 <p>私は防犯カメラはとても大事で必要だと考えています。 現に犯人逮捕に大きく貢献していますし、犯罪の抑止力にもなっていると思います。 大切なのはその運用です。これは人間がやることです。個人情報保護法の改正でもってシステムの運用がより正しくなされるようになり、私たち冤罪被害者が救済されるよう強く望みます。 私たち国民の憲法が定める基本的人権が守られますよう、どうぞ冤罪に苦しんでいる被害者を助けて下さい。お願いいたします。 【個人】</p>
<p>334</p>	<p>現在、急速に普及している顔認証システムは犯罪を未然に防ぐという利点ばかり取り上げられています、その一方でこのシステムに冤罪登録され重大な人権侵害に苦しんでいる被害者が大勢います。私もその被害者の一人です。</p> <p>顔認証システムにおける個人情報取り扱いの問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、本人の同意なしに冤罪被害者の画像と事実ではない情報を錯誤により登録（無実の人物を不審者として登録）。 2、本人の同意を得ていないので、冤罪被害者はどの事業者によって登録されたか不明で誤って登録された個人情報の開示請求及び削除請求が不可能。 3、顔認証システムに登録された情報が事業者間で共有されていると思えるほど、商業施設や交通機関など行く先々で不審者として監視される。 <p>顔認証システムにおける個人情報取り扱いに関する要望</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、事業者ごとに決めたルールではなく、顔認証システムへの登録は個人情報保護法によってそのルールを明確かつ厳密に決定する。 2、顔認証システムを取り扱う者は登録制とし、その責任の所在を明確にする。 3、個人には負担の多い情報開示の手続きを、その窓口を公的機関において一本化することによって簡略化する。 <p>この被害によって日常生活もままならない多くの被害者たちが一日でも早く、人権が守られた日常を過ごせるよう、顔認証システムにおける個人情報の取り扱い及びシステムの運用に関して法整備を強く希望します。よろしく願い致します。</p> <p>【匿名】</p>

335	<p>私は警備会社の顔認証システムで万引き犯扱いをされています。私は万引き窃盗等一切していません。犯罪歴もありません。顔認証システムに同意もしていません。</p> <p>この被害に気付いたのは約7年前です。スーパーに行くとき店員が私の後を付いて来てレジを済ませるまでいらっしやいませを連発します。通路で仁王立ちしたり、商品整理のフリをして商品を見せてもらえない事もよくあります。これは防犯業界で攻める防犯と言われるので万引き犯に嫌がらせをして二度と店に来ないようにさせるものだそうです。</p> <p>最初は大型スーパーだけだったのが今ではコンビニ、デパートはもちろん病院、役所、電車、駅、バス、タクシーにまで顔認証システムが浸透しています。特に犯罪者扱いが酷いのが病院です。行きたくても行けないのです。行く先々で執拗な監視を受け、ほぼ引きこもりに近い生活を強いられています。</p> <p>私は犯罪者ではありません。なのに不審者、テロリスト並みの監視と嫌がらせを受けています。どうか顔認証システムの厳しい法規制をお願いします。本人同意の重要性、顔認証システムを第三者が取り扱う際の細かな法規制をお願いします。</p> <p>今の私には人権がありません。どうか普通の暮らしをさせて下さい。私の顔は警備会社の商品ではないのです。どうか助けてください。顔認証システムの厳しい法規制をお願い致します。宜しくお願い致します。</p> <p>【個人】</p>
336	<p>顔認証システムの仕組みについて ・公共施設や警備会社や小売店舗側の一方的な疑わしい・気に入らない顧客の顔画像を顔認証システムに誤認・悪意登録をし、他店舗や他業種をこえての共有がされていると思います。</p> <p>登録するルールとして、例えば、防犯カメラに万引きの犯行が写っている場合や万引きで現行犯逮捕された人達を顔認証システムに登録する。等決めて頂きたいです。</p> <p>あてはまらなかった人達は、登録を外し削除してほしいです。</p> <p>私は、顔認証システムの誤認登録冤罪被害者だと思っています。</p> <p>【個人】</p>
337	<p>個人情報保護法いわゆる「3年ごとに見直し制度改正大綱」に関する意見募集について。</p> <p>3年ごとの見直しではなく、毎年見直してください。3年待っている間に子供が成人してしまいます。次こそは削除されるような法律が出来るだろうと待っていても出来ません。顔認証に子供も万引き疑いで登録されている被害者です。</p> <p>公益のために本人同意なしに目的外利用・第三者提供することについては、おかしいと思います。反対です。本人に確認を取ってください。警察を呼んで確認してはっきりさせてから登録して下さい。</p> <p>登録するのは、ただのスーパーです。訓練した警察でもないです。</p> <p>それで、全国どこでも万引き犯として顔データーが出回り、監視されるシステムが作られています。海外でもそのデーターが使用されています。海外でも監視されました。</p> <p>これは私刑です。私刑をやめさせるためにも、法律を作ってください。</p> <p>勝手にデーターを使わない。本人が警備会社などに、データーの開示、削除要請が出来るようにし、それに応じない警備会社には罰則を作ってください。</p> <p>現在警備会社を開示請求しても、こちらの個人情報、顔写真付きなど（免許証やパスポート、住民票など2点を請求された）を好きなだけ取っておいて、データーはありませんでしたと、返事が来ておわりです。</p> <p>罰則を作ってください。</p> <p>【匿名】</p>

338	<p>商業施設等多くの場所で使われている顔認証システムで、本人に同意を得ることなく顔と間違っただ情報が結び付けられ、システムを導入しているあらゆる場所に拡散され不利益を受け精神的苦痛を感じている。</p> <p>個人の情報がどのような形で使われているかを知る為に、使用者側が情報開示や訂正削除に応じることを義務化して、虚偽や違反の場合罰則を設けるなどの法律にして欲しい。犯罪歴もないのに人権侵害が起きている。使用者側がいい様に解釈するのではなく本当の意味で個人の人権を守る為の法律であって欲しい。</p> <p>【匿名】</p>
339	<p>現在、防犯で使われている顔認証・顔認識システムに登録された個人情報の扱いに関連して、気になる問題点が下記になります。そしてこのような問題を解決するような法改正を望みます。</p> <p>防犯で使われている顔認証/顔認識システムに関連した個人情報に関して、法の抜け目を使い警備会社や民間企業が個人情報開示のプロセスを無視、又は該当個人情報無しと、問い合わせをした個人に回答している事が問題になっています。そしてリクナビ問題等を見ている、企業主体のシステムでは彼らの身勝手な法解釈が元になり、法律に批准した対応をするのは無理があると考えます。</p> <p>そのため個人が民間企業に個人情報開示請求をする際、企業側が防犯上の理由で開示請求に応じなくても良いと判断した場合の該当情報無しと、本当に企業が問い合わせた個人の個人情報を持ち合わせていない場合の該当情報無しの回答とは区別をつけるべきと考えます。</p> <p>現在のように企業側が一律該当個人情報無しとの返答をしている場合、本当は完全に間違っただ又は勘違いな(誤登録冤罪登録など)個人情報を元に防犯上の理由での開示拒否が行われている可能性もあるはずですが。しかしその個人(顔認証誤登録冤罪登録被害者等)は登録されている自分の個人情報の間違っただ内容を訂正削除する為に必要な、顔認証システムに実際に登録されている自分の個人情報を知る機会も持てていません。</p> <p>実際に過去には店舗で全くの別人が行った問題行動を小売店が勝手にその日にその小売店に行っていない赤の他人の顔写真や個人情報と繋げてしまった事件も起きています。現在の法律ではこういった個人情報の中に含まれている間違っただを本人が知る事も不可能な事が多く、何も悪い事や犯罪を犯していない個人が一民間企業の間違っただから発生した問題に巻き込まれ、今までの平和な生活を一瞬のうちに失うことになっています。そして被害から起こる名誉毀損や人権侵害等が、長い被害者では8年以上も続いています。</p> <p>私が知っているだけでも、本人が被害に気がついている防犯の為の顔認証・顔認識システムへの誤登録冤罪登録被害者は80人以上います。その中には名誉が毀損され続けた結果、仕事を失った被害者や、小売店等が万引き犯に対して使ってきた「攻める防犯」という防犯手段によって、精神的に追いつめられ健康を害した被害者も多数出ているのが現状です。現在の状況は人の命が失われる又は実際に失われた可能性もあるぐらい酷い状況になっていると考えて良いです。</p> <p>そして個人情報保護法に違反した企業への金銭的な制裁処置を行う場合、欧米並みとは行かないまでも、もっと高額な違反金が法律で決まっていらない限り、今までの経験から企業側は個人情報保護という事を真剣に考え取り組まないと思います。</p> <p>可能であれば個人が個人情報開示請求のプロセスで民間企業との間に問題が起こった場合、政府機関が仲裁に入ることが出来るシステムを作ってもらえると沢山の人が救われると考えています。</p> <p>【個人】</p>

340	<p>私は、理由は分かりませんが、顔認証システム（万引き防止システム？）に登録されているようです。買い物や外食時、病院や銀行や郵便局・公共施設等で、スタッフ・警備員から、執拗に攻める防犯行動と思われる行為を受けます。その行為は、時間が経つにつれエスカレートして行き、今では時に命の危険すら感じることもある程です。</p> <p>顔認証システムは、本当におそろしいシステムです。自分の顔に、自分の知らないうちに、自分に関する真実でない情報を紐づけられ、拡散されます。自分に関する情報なのに、情報の内容・登録理由を確認することもできず、訂正・削除依頼することもできません。それよりなにより、登録されているかどうかの確認すらできません。</p> <p>個人情報保護委員会の皆様には、どうか顔認証システム被害者の現状について確認・認識していただき、個人情報保護法によって被害者が救済されるよう法改正していただけますよう、お願いいたします。どうか助けてください。</p> <p>【匿名】</p>
341	<p>「顔認証システムに法規制を作ってください」</p> <p>今、顔認証システムの普及が拡大しています。メリットはありますが、一方でデメリットについてあまり注目されていないようです。個人情報である顔情報を登録すれば、日本全国のカメラに写れば、位置情報を把握できます。これは憲法で保障された肖像権およびプライバシー権の侵害です。海外ではこの顔認証システムが一般市民を監視するツールになっているようです。</p> <p>顔認証システムに登録する基準について現在は法的なルールがないので、恣意的な運用がされているようです。本人の同意がなくても登録できてしまいます。小売業などの店舗は万引き犯だけでなく、万引きの疑いがあるという理由だけで登録するそうです。不審者として登録された場合、その顔情報を他の店舗でも共有すれば、本人の肖像権やプライバシー権だけではなく、名誉毀損、侮辱罪などの法律に違反する状態も生じます。つまり、差別が生まれます。</p> <p>海外のある国では顔情報は立派な個人情報として、顔認証システムの登録について規制する動きも見られます。どうか、民主主義、人権尊重のわが国でも海外に先んじて顔認証システムに関する法規制を作ってください。</p> <p>【匿名】</p>
342	<p>顔認証システムの誤登録により、多くの被害者が大変困っています。間違いで登録されているにも関わらず、削除もされず、自分が登録されたさえ開示請求してもわからない状態です。その上全国の警備会社、店舗、公共機関などへ防犯と称して共有され、あらゆる場で監視、嫌がらせなどを受け、外出も困難になっています。</p> <p>店舗では店員による過度な監視、お客とは思われぬ程の嫌がらせも起こっており、地域防犯パトロールなどに誤った情報と個人情報が共有され、24時間の監視状態になります。防犯として行っている監視は人権侵害であり、被害者の心を著しく傷つける行為です。</p> <p>この様な被害者を救済する法律を作ってください。また、防犯であれば開示しなくて良いという点が被害者の救済を妨げていると思うので早急にこの点を見直し、打開する法律を整備していただきたく思います。</p> <p>【個人】</p>

343	<p>誤認識・誤登録によって、危険人物と登録され個人情報保護法が現在きちんと稼働していない。勿論、私は反社会的な組織に入ってもいませんし、計画などもしておりません。 そのような場合、登録解除するための窓口を設けて頂く旨、ガイドラインの制度追加をお願いします。 【個人】</p>
344	<p>顔認識、顔認証システムについて。前科もなく、窃盗などしたこともありません。しかし、このシステムに安易に登録されました。普通の生活が、メチャクチャになりました。何年も買い物をしてきたスーパーからは、突然蔑んだ目で見られ、そこには知り合いもいます。毎週していた家族との買い物もできなくなりました。子供と参加したイベント、病気でかかった病院までも、不自然な監視と医師の診察、大きな病院では、私の顔を見るまで警備員が付きまといまいます。これは明らかに人権侵害です。警察や公務員の天下り先の民間会社である警備会社が落ち度のない市民を平気で監視しています。最近では、警察、警備会社の人間の犯罪も多く見かけますが何故かニュースにはなりません。これは政府が（略）などに出資していたプロジェクトのはずです。</p> <p>民間会社が市民をサンプルに使うことをやめさせて下さい。無罪の人間の情報を「万引き犯」として、スーパーの従業員・アルバイトなどで共有されるのは、非常に屈辱的です。多数の引きこもりや、自殺者を生み出す可能性もあり、現に出ています。数年前に改正された個人情報保護法も、このシステムの導入を積極的にできるように作られた法律に思えます。「多少の犠牲はしょうがない」という法律を改善していただければ、切に願います。 どうぞ、よろしく願いいたします。顔認証誤認登録冤罪被害者より 【匿名】</p>
345	<p>個人情報保護法による「顔認証システム」の規則を望みます。 現在、防犯目的（特に万引き防止）で、万引き予備軍とされる人の顔情報を登録し、該当の人物が顔認証システムを利用している店舗や施設を訪れると店舗の従業員に通知され、監視・警戒するというシステムが運用されていますが、登録の基準があいまいで、「ただなんとなく怪しいから」または、「万引きしたように見えたから」という安易な理由で、本当に万引きしたのかという確認もされないまま、本人に通知することなく、店舗・施設の一方向的な裁量で、「万引き犯」のレッテルを貼られ登録されてしまうという状態になっています。このシステムに登録されるとデパートやスーパー、ドラッグストアといった小売業の店舗だけでなく、鉄道などの公共交通機関、病院などでも監視・警戒され、店員や駅員といった人々に、睨み付けられたり、時には、体当たりされたりと嫌がらせというには、度を越した行為をされます。前述したとおり、本人に通知することなく、一方的に登録されてしまうため、一体、自分が、いつ・どこで・何の行為で登録されたのか全くわからない状態です。 そのため、情報の開示・訂正・削除の請求をしたくても、どこが自分の情報を管理している主体なのかすらもわかりません。 このまま全く身に覚えのない「万引き犯」というレッテルを貼られたまま一生過ごさなければならないのでしょうか。個人情報保護法での「顔認証システム」の規制、また、この人権侵害を生み出すシステムを使用している企業及びこのシステムを売り出しているシステム会社や警備業社、またこのシステムに関連しているNPO法人への個人情報委員会の力強い行政指導が行われることを願っています。 【匿名】</p>

第3章第2節関係 漏えい等報告及び本人通知の義務化

No.	提出意見
346	<p>・ OECD 8 原則の「安全保護の原則」にもあるとおり、データ消失は重大な問題であり、漏洩と同じく報告義務を課すべき。 【匿名】</p>
347	<p>P15 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (3) 報告の期限、報告先等 大綱では、 「なお、現行の制度では、漏えい等報告の報告先については、一定の場合、委員会以外に、権限委任官庁及び認定個人情報保護団体に対して提出することを認めている。これについては、中間整理の意見募集では、報告先の一元化を求める意見が寄せられたこと、今回、法令上の義務とすることに鑑み、委員会又は権限委任官庁への提出に限定することとする。」 としている。 今回、法令上の義務となる漏えい等の報告は、「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して」義務付けしている一方で、従前の情報漏えいに関しては、「実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合」、「FAX若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微なものの場合」以外、すべて報告の努力義務があるとしており、今回の報告法制化の範囲よりも広い範囲で網をかけているものと思われる。 今回の法改正において、従前の努力義務であった範囲で、今回の法律上の義務にはならない漏えい等の事案について、今後も努力義務として存続するのか。 仮に存続するとすれば、すでに、認定個人情報保護団体への報告は認知度は高い上に、「法律上の義務とすることに鑑み」報告先を委員会、権限委任官庁のみとしたことを考慮すれば、努力義務でしかない漏えい等事案まで、認定個人情報団体の報告先ではなくす必要性はないのではないか。 【匿名】</p>
348	<p>第3章 第2節 1 (3) (4) に関して 要配慮個人情報も含め、犯罪（詐欺、強盗など）を行おうとする者にとって有用な個人情報（遺産相続における銀行送金時に求められる遺産分割協議書の提示など）の漏洩に対し、犯罪防止における義務と効力を有する機関（警察等）への通知義務も追加すべきである。 【個人】</p>

349	<p>(該当箇所) 15ページ 30行目 「法令上の義務とすることに鑑み、 委員会又は権限委任官庁への提出に限定することとする。」</p> <p>(御意見) 「報告先の一元化」と「委員会又は権限委任官庁への提出に限定」は一致していない。</p> <p>(理由) ※大綱では、「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする」と書いているが、「外国との十分性認定により移転を受けた個人データの漏えい」は「一定の類型に該当する場合」に入っているのだろうか。</p> <p>「外国との十分性認定により移転を受けた個人データの漏えい」については個人情報保護委員会に報告が入ってこないと外国当局との執行協力が支障が出ることであろう。その場合、十分性認定先の国が今後3年で広がる可能性があるが、報告義務の対象を法律で詳細に定めようと柔軟な対応が出来なくなってしまう。</p> <p>また、「匿名加工情報」「仮名化情報」の漏えいについては、今後の議論もなく全て委員会への報告の対象外としてしまっても良いのだろうか。</p> <p>それらを考えると、漏えい等の報告を法令上の義務とすることは出来ても、その報告の手続きまでを法律に規定することは無理があり、結果的に個人情報保護委員会ガイドラインに委ねることになるのではないか。そうであるならば、「委員会又は権限委任官庁への提出に限定することとする。」という箇所についても、個人情報保護委員会ガイドラインの中で定めれば良い。</p> <p>目的である「報告先の一元化」が達成できれば良く、「事業者の報告先が認定個人情報保護団体であっても、認定個人情報保護団体から速やかに個人情報保護委員会に報告された場合」を個人情報保護委員会ガイドラインの中で認めることは出来るはずである。</p> <p>そのぐらいのことは個人情報保護委員会ガイドラインに委ねられるよう、法律・政令・規則に定める範囲と、個人情報保護委員会ガイドラインに委ねて解釈として示せば済む範囲を見直す必要があるのではないか。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
-----	--

350	<p>3つ目（該当箇所） 15ページ 30行目 「法令上の義務とすることに鑑み、 委員会又は権限委任官庁への提出に限定することとする。」 （御意見） 「報告先の一元化」と「委員会又は権限委任官庁への提出に限定」は一致していない。 （理由） ※大綱では、「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする」と書いているが、「外国との十分性認定により移転を受けた個人データの漏えい」は「一定の類型に該当する場合」に入っているのだろうか。 「外国との十分性認定により移転を受けた個人データの漏えい」については個人情報保護委員会に報告が入ってこないと外国当局との執行協力が支障が出ることであろう。その場合、十分性認定先の国が今後3年で広がる可能性があるが、報告義務の対象を法律で詳細に定めてしまうと柔軟な対応が出来なくなってしまう。 また、「匿名加工情報」「仮名化情報」の漏えいについては、今後の議論もなく全て委員会への報告の対象外としてしまっても良いのだろうか。 それらを考えると、漏えい等の報告を法令上の義務とすることは出来ても、その報告の手続きまでを法律に規定することは無理があり、結果的に個人情報保護委員会ガイドラインに委ねることになるのではないか。そうであるならば、「委員会又は権限委任官庁への提出に限定することとする。」という箇所についても、個人情報保護委員会ガイドラインの中で定めれば良い。 目的である「報告先の一元化」が達成できれば良く、「事業者の報告先が認定個人情報保護団体であっても、認定個人情報保護団体から速やかに個人情報保護委員会に報告された場合」を個人情報保護委員会ガイドラインの中で認めることは出来るはずである。 そのぐらいのことは個人情報保護委員会ガイドラインに委ねられるよう、法律・政令・規則に定める範囲と、個人情報保護委員会ガイドラインに委ねて解釈として示せば済む範囲を見直す必要があるのではないか。 【公益社団法人 日本通信販売協会】</p>
-----	---

351	<p>5つ目（該当箇所） 大綱15ページ14行目「以上の点を踏まえ、一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする。」</p> <p>（該当箇所） 一定数以上の個人データ漏えいの報告に関して、事業者から直接、委員会へ報告することを義務づけるとあるが、これを努力義務としてほしい。</p> <p>（理由） いくつかの対象事業者（以下 事業者）は、漏えいがあった時に、その事業者に代わり、当認定団体（以下 当団体）が個人情報保護委員会（以下 委員会）へ報告するという事で、登録したところがある。 事業者にとって、事故があった際に、当団体のような中立または仲介の機関があるということは、安心感を与えていると思われる。 漏えい件数が多い場合こそ、事業者は当団体から委員会への報告を望むはずである。 万が一、大綱にある委員会への報告が義務化されてしまうと、事業者登録する意義は何かを考える事業者もあるであろう。事業者が減少する可能性もあることを危惧する。 他方、当団体は、事業者に対して、漏えいがあった際、速やかに当団体へ報告することを案内している。当団体としては、どのようなケースでも、まずは、速やかに当団体へ報告という流れを堅持したい。 【公益社団法人 日本通信販売協会】</p>
352	<p>ADEC (https://adec-cert.jp) は平成30年2月に設立され、廃棄又はリユースされる情報端末に残存するデータを米国国立標準技術研究所（NIST）のSP800 - 88Rev. 1の基準に基づき「Clear」（市販の復旧ソフトでデータを復元できない）のレベルで上書き消去するソフトウェア及び実際に消去を行う事業者のプロセスが適正かどうか、両方を審査し認証する団体です。また、CSAJはADECの認証を受けたソフトウェアが正常に消去作業を終了した場合に第三者の立場で消去証明書を電子的に発行しています。</p> <p>以上のことから、12月6日の朝日新聞の報道で明らかになった神奈川県庁で廃棄されたサーバーのHDDが不正に廃棄事業者から流出、転売され、個人の納税データや公共施設の設計図等が大量に漏洩した事件はマスコミ等で大きく取り上げられましたが、ADEC及びCSAJとしても看過できないと考えております。と言いますのも、神奈川県がもし廃棄事業者にADECの消去証明書等の取得を要求し、証明書が発行されていれば、たとえHDDの盗難や転売があったとしてもデータの漏洩だけは防げていたからです。</p> <p>そこで本大綱を読みますと、第1章総論においても、「第五に、～本人があらかじめ自身の個人情報の取扱いを網羅的に把握することが困難になりつつある。このような環境の下で、事業者が個人情報を取り扱う際に、本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくことが重要である。」と記述されていることから、「第2節 事業者の守るべき責務のあり方」及び「第3節 事業者における自主的な取り組みを促す仕組みの在り方」の部分について、廃棄端末に残存する個人データの適正な消去の在り方についても本大綱において是非言及して頂きたいと考えております。</p> <p>具体的には、第2節の「3. 個人データの適正な消去の強化」として「○国や地方自治体のセキュリティガイドラインでは、情報端末の廃棄等において残存するデータの消去についての規定はあるものの、性善説に立った廃棄事業者への委託が可能であり、データが本当に消去されているかどうかの厳密な確認までは求めていません。結果として個人データの漏洩事件が後を絶たない。このような状況を踏まえ、個人データの漏洩に万全を期すとの観点から、情報端末の廃棄等を依頼された事業者は第三者による消去証明書等の取得を義務づけるなど個人データの消去に関してより適正な規定の強化が求められている。」の文章を追加して頂きたい。</p>

	<p>さらに、これを受けて第3節の「2. 民間の自主的取組の推進」の「(5) 個人データの適正消去に関する第3者証明書等の取得推奨」として、「○廃棄事業者が行う個人データの適正消去の手法としては、記録媒体の完全破壊（磁気消去又は物理破壊）又は第3者証明書等を伴ったソフトウェアによる消去（上書き消去）の両方がある。前者のように人が介在するプロセスに大きく依存する手法は今般の神奈川県のような事案を生じさせるリスクを十分に払拭しきれない上に、今後大量の廃棄物を排出することは政府が掲げるSDGs（Sustainable Development Goals）の精神にも反する。よって、後者のように、人による不正が介在するリスクが低く、また第3者による消去証明書等が取得できる手法の自主的な取組を促進することが望ましいと考えられる。」の文章を追加して頂きたい。 【データ適正消去実行証明協議会】</p>
353	<p>P. 15 漏えい等報告の報告先について Pマーク取得会社にとってはJIPDECへの報告が代わりになくなるわけでない限り、報告先が一元化できず負担が増えるばかりである。そもそも、JIPDECの報告義務は現行法上よりも厳しく運用されているので、Pマーク取得会社などは、認定個人情報保護団体に対しての提出で足りるとしていただきたい。</p> <p>P. 16 本人への通知について 会社にとっては公表する方がレピュテーションリスクが大きいと考えられるため、通知が困難な場合でも、公表以外の代替手段あるいはその他例外規定による免除なども検討いただきたい。 【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>
354	<p>●セクション 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (1) 基本的考え方の項について</p> <p>◆意見 個人が情報を取得されているかどうかは、完全に個人が制御することは難しく、企業の善意にゆだねるしかない。確実に個人が取得されている情報をコントロールするには、例えば、携帯電話・タブレットには、物理的にネットと接続を切るボタンを設置する、マイク・カメラとの接続を物理的に切るボタンを設置する、もしくは、カメラ・マイクを標準装備していない端末を必ず一緒に発売するなどの、一種の要請を端末生産側に要求して実現していく必要があるのではないかと思います。 【個人】</p>

355	<p>(該当箇所) p14 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (意見) 漏えい等報告について、法令上の義務として明記することに賛成します。 ただし、「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けること」となっていますが、どのような小さな漏えいでも、その後の対処の仕方ですら大きな被害につながる場合がありますので、「一定の類型に該当しない場合」が過度に拡大解釈されないようにしてください。 (理由) 漏えい等の報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者が一部存在しています。報告の義務付けにより、事業者の適切な対応につなげることができませんので、必要な施策と考えます。 【全大阪消費者団体連絡会】</p>
356	<p><該当ページ> p14「漏えい等」 <意見> 以下が「漏えい等」に該当するのかを今後のガイドラインの改正の段階で明確化していただきたい。 1) 本人の同意やオプトアウト手続きを踏んでいない第三者提供による個人データの外部への提供行為 なお、同意がないことを知りつつ敢えて第三者提供を実施した場合と、そうではなく、同意があるとうっかり思い込んで第三者提供を実施した場合で差はあるのかについても明確にしていきたい。 2) 黙示の同意を取得済みと事業者は考えて第三者提供行為を行ったもの、実はその第三者提供行為時に本人は同意をする意思がなかったことが、当該第三者提供行為後に判明した場合における、当該第三者提供行為 3) 個人データの他社への提供行為時に、あらかじめ当該第三者提供行為の適法性根拠（同意、委託、共同利用など）に関する検討を行わずに事業者が第三者提供行為を行った場合のその第三者提供 なお、2019年8月26日付の勧告からすれば、上記3)の行為は安全配慮義務（第20条）違反になるものと理解しております。 4) 第三者提供行為時に「委託」と整理したものの、実は「委託」に該当していなかった場合における当該第三者提供行為 【匿名】</p>

357	<p>p 14 「漏えい等」の意義について <意見> 第三者提供の例外である「委託」を用いて、個人データの取扱いを委託した場合において以下の事象が発生した場合は、委託元においても「漏えい等」に該当し委託元に報告義務が発生するかを明確にしていきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託先の役職員が個人データを無断に外部に持ち出していた場合 たとえば、横浜市の事案において、無断で個人データが保存されたハードディスクを無断で委託先従業員が持ち出していた場合において委託元自身も報告義務を負うのか否か 2 委託先が、委託業務終了後も、委託元から受領した個人データを削除・消去せずに委託業務外の目的で利用していた場合 3 委託先が、委託業務の過程で、委託を受ける前から保有していた個人データと委託元から受領した個人データを混ぜて分析し、その分析結果を委託元に提供していた場合 <p>なお、委託元と委託先の契約書上は、委託業務の際に「委託を受ける前から保有していた個人データ」を委託業務で利用するか否かについては記載がなく、あくまで「データ分析業務」とのみ記載されていることを想定しています。（これが実務的には多いケースかと思えます） 【匿名】</p>
358	<p>p 14～16 <意見> 漏えい等報告を怠った場合、又は報告はしたものの不正確な記載が含まれていた場合の制裁を盛り込んでほしい。また、制裁を課されない場合についても合わせて検討していただきたい。 <理由> 法制度は、サンクション（制裁）が初めて実効性を持つため、制裁（勧告、罰金など）の導入を検討してほしい。 ただし、速報ベースで報告した後、自主的に報告内容を訂正した場合には、違法性はないと考えられるので、制裁を課さない旨も同時に明確化していただきたい。 【匿名】</p>

359	<p>p 1 4 <意見> 個人情報保護法上の報告義務と経産省のデジタルトランスフォーメーション格付（仮称）に基づく報告義務との間で、報告内容や報告のタイミングについて調整を図っていただきたい。</p> <p><理由> 現在、個人情報保護法上の報告義務（努力義務）とは別に「攻めのIT経営銘柄」に認定された企業には経産省への報告が求められており、2つの報告を別々に行うことの要否について検討するのは企業側の負担になっている。 今回個人情報保護法上の報告が法令上の義務になるのに合わせて、報告内容や報告のタイミング（速報、確報）について経産省とご調整いただけると大変助かります。 【匿名】</p>
360	<p>p 1 4 「漏えい等報告について、一定の軽減措置を設けること」について</p> <p><意見> 軽減措置の範囲を現在の告示に記載されている例よりも広く、かつ、明確に規定してほしい。</p> <p><理由> 現在の告示で報告不要とされている例は、ファックスの誤送信など、極めて軽微なプライバシー侵害の事例のみが列挙されており、報告すべきかどうか迷う場面が多い。そのため、報告義務が努力義務から法令上の義務に格上げされるのを機に、報告が必要な場合と不要な場合についてより具体的に具体例を増やしたガイドラインを作成・公表していただけると大変助かります。 また、現在のような報告義務の要否についてグレーゾーンが多い状況でそのまま法令上の義務になると、企業実務としては、 1) 漏えい等が行われた可能性があれば、軽微基準に該当しないことが明らかでなければ、とりあえずPPCに電話して報告の要否を確認 2) 報告が必要とPPCが回答すれば、報告を行う という状況になると思われる。 こうすると、1)で電話対応をする消費者アドバイザーの負担がものすごく多くなり、対応しきれなくなることが予想されるため、ガイドラインの具体化・明確化を通じて、そのようなPPCの対応コストを下げることも可能になるかと思われます。 【匿名】</p>
361	<p>3. 報告義務について 報告義務を負う漏洩を一定の類型に限定することは遵守に実効性があるが漏洩のおそれも対象とするか明確でない（紛失や不正アクセス等は漏洩有無が判然としない場合）。 【個人】</p>

362	<p>p 1 5 「報告の時間的限定」について</p> <p><意見> 報告の時間的限定については、担当する企業の法務部担当者の働き方改革も考慮し、緩やかな基準を定めるのみにしていただきたく、GDPRの72時間のような短い期限やかっちりとした基準を設けないでほしい。</p> <p><理由> GDPRの72時間という制限は、条文の文字面だけを見てもかなりタイトな期限を課すものであり、企業の法務担当者に負荷がかかる。実際、企業の法務部で勤務している立場での実経験から申し上げますと、72時間という基準が設けられたのち、業務用携帯電話を土日でも定期的に確認するようになるなど、仕事とプライベートの区別が（働き方改革に完全に逆行する方向で）あいまいになっていった。こうした苦い経験を踏まえて上記の通り、意見を具申したい。</p> <p>【個人】</p>
363	<p>p 1 5 令和2年後の報告義務の体系について</p> <p><意見> 令和2年度の改正ののちの報告義務の体系について、ガイドラインで明確化していただきたい。</p> <p>改正大綱によれば、漏えい等は3種類が存在することになる。すなわち、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現行の努力義務としての報告義務が発生する漏えい等 2) 改正大綱で示された（一定の類型に該当する場合の）法令上の報告義務 3) 現行法上も努力義務が発生しない軽微な漏えい等（例：ファックスの誤送信） <p>ただ、令和2年度の改正後に上記の3分類になる点につき、明記がなかったので、ガイドラインの改正段階でこの点について明記して周知してほしい。</p> <p>【匿名】</p>

<p>364</p>	<p>p 15 報告の期限、等について</p> <p><意見> 速報ベースでの報告については、報告書の一部の不記載や記載の誤りについても、厳しく追及しないという点をガイドラインに明記してほしい。</p> <p><理由> 漏えい等の際の企業の実務では、しばしば、当初、全貌がよく把握できないということが起きる。具体的には、とりあえず何等かの問題が生じており、その問題を取りあえず回避するための応急処置（あるいは本質的な問題は解消できているわけではない措置）は取ったものの、全体としてシステムのどこにどういう問題があったのかという根本原因や全体像は把握できていないという時点が発生する。</p> <p>そうすると、貴委員会の現在の報告書式の一部については埋める事実関係が手元になかったり、あるいは、（埋められても）ラフな記載にとどまってしまうことがある。</p> <p>とはしても、会社の意思決定としては、いったん当局に提出した報告書に誤りがあったり、不記載があってはまずいということで、すべてきちっと確認してから報告しようとする傾向がある（この傾向は当社だけでなく、大企業では多いメンタリティーかと思う。）。</p> <p>この点、速報ベースと確報ベースでの報告を貴委員会として予定しているように見受けられるが、速報ベースでの報告については、貴委員会の報告書式の一部について空欄があったり、あるいは後日、速報が誤っていたことが明らかになっていてもそれらについては、企業が不正な意図で不記載や誤った記載をしたわけではない限り、不問に付す旨をガイドライン上に明記してほしい。そうしなければ、おそらく企業側が、すべての情報が手元に集まるまで報告を遅らせるという運用になりかねない。</p> <p>そこで、このような懸念から上記の意見を具申する次第である。</p> <p>【個人】</p>
<p>365</p>	<p>p 15 令和2年後の報告義務の体系について</p> <p><意見> 令和2年度の改正ののちの報告義務の体系について、ガイドラインで明確化していただきたい。</p> <p>改正大綱によれば、漏えい等は義務が重い順に3種類が存在することになる。</p> <p>1) 改正大綱で示された（一定の類型に該当する場合の）法令上の報告義務が発生する漏えい等 2) 現行の努力義務としての報告義務が発生する漏えい等 3) 現行法上も努力義務が発生しない軽微な漏えい等（例：ファックスの誤送信）</p> <p>ただ、令和2年度の改正後に上記の3分類になること自体は改正大綱には記載がなかったので、ガイドラインの改正段階でもこの点について明記して周知していただきたい。</p> <p>【匿名】</p>

366	<p>p 15 報告義務が発生する基準である「一定数以上の個人データ漏えい」について</p> <p><意見> ガイドラインを制定する際は、この「一定数」の数え方についても具体化してほしい。 具体的には、ある10人の個人の氏名と電話番号が記載されたエクセルファイルが漏えいした際に、10人×2情報（氏名、電話番号）＝「20」の個人データが漏えいしたと計算するのか、それとも「10」の個人データが漏えいしたと計算するのかについて明記してほしい。 また、健康情報のような要配慮個人情報の場合、数える際に重みづけするのかを明記してほしい。たとえば、ある10人の氏名と電話番号と大腸がんの診断結果が漏えいした場合に、10人×（1+1+1×2）＝40というように、要配慮個人情報の場合には、重みづけ（上記の例では「×2」）をするのか教えてほしい。 【個人】</p>
367	<p>p 14～p 16 個人情報保護委員会への報告と本人への通知の関係</p> <p><意見> 「個人情報取扱事業者は、（2）に記載した報告の対象となる場合、原則として本人に通知しなければならない」と改正大綱に記述がある。 これは委員会への報告義務が必要な場合を、本人への通知が必要な場合よりも広く設定するということであり、GDPRも同様の建付けを取っているのは承知している。 しかし、そもそも個人の権利・利益を保護するはずの個人情報保護法上、なぜ肝心の本人が通知を受けないのに、（本人の権利・利益の侵害者と被害者以外の）第三者である委員会に対しての報告義務の方が広い場合に定められているのかについて改正大綱に記載がなく、過去の委員会の議事要旨を読んでも記載がない。 そこで、ガイドラインにはその点の理由をきちっと書いていただきたい。 あるいは、今後、商事法務又はぎょうせいから出版する逐条解説にはその点についての説明をきちっと盛り込んでいただきたい。 【匿名】</p>
368	<p>p 16 本人の通知と公表の関係について</p> <p><意見> 本人の通知以外の措置を用いることができる場合である「本人への通知」の「通知」が本人に現に到達したという事実を指すのか、それとも個人情報取扱事業者が通知行為をしたという事実を指すのかを明らかにしてほしい。</p> <p><理由> 理論的な理由としては、通知主義と到達主義のいずれを取るのかを明らかにしていただきたい。 【匿名】</p>

369	<p>p 16 本人の通知と公表の関係について</p> <p><意見> 本人の通知以外の措置を用いることができる場合である「本人への通知が困難な場合」を「本人への通知が必ずしもなされない可能性がある場合」に替えてほしい。</p> <p><理由> 個人情報取扱事業者は本人の連絡先を一応知ってはいるものの、実際に本人に到達したのかが個人情報取扱事業者から見て不明な場合がある。たとえば、メールアドレスにメールを送ってみたものの、本人またはキャリアーが設定している迷惑メール防止機能によってメールが送られていない場合、本人のメールサーバーの容量が足りずメールが届かないケースがあるが、必ずしも送り手側からは届いているのかいないのか、また届いていないのが送り手側に帰責性があるからなのかどうかは明らかではないことがある。</p> <p>加えて、電話の場合、電話番号を本人が替えてしまったものの新しい電話番号を個人情報取扱事業者に伝えていなかった結果、過去の電話番号に個人情報取扱事業者が電話をかけてしまうというケース、本人が電話を取らないケース（たとえば、平日の日中にしか企業のコールセンターは機能していないが、そもそも本人も企業で働いており平日の日中は電話が取れない場合はよくある）があるなど、「本人への通知が困難な場合」に該当するかあいまいな事例は多々ある。</p> <p>こうした点をいちいち個人情報取扱事業者が該当するか検討するのは企業側にとっても負担であるし、企業側から該当性をいちいち貴委員会が照会されるのも煩雑化と思われる。</p> <p>そこで、通知以外の措置で代替できる場合を広げておき、企業側として柔軟な対応が可能なような制度設計にしていきたい。</p> <p>【匿名】</p>
370	<p>◆『第3章／第2節 事業者の守るべき責務の在り方』についての意見</p> <p>「1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化」では、「報告対象となる事案」を「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする」としています。一方GDPRでは第33条で「データ侵害が自然人の権利及び自由に対するリスクを発生させるおそれがない場合を除き（中略）所轄監督機関に対し、その個人データ侵害を通知しなければならない」としています。今回の「制度改正大綱」全体に現れている個人情報保護委員会の姿勢は、個人の権利よりも企業活動を優先するほうに大きく舵が切られているように思えてなりません。</p> <p>個人情報保護法は、まさに法律の名称が示すように、個人情報の保護を中心に置いて改定が議論されるべきと考えます。その点でも、GDPRと同等の法整備を強く求めます。</p> <p>「2. 適正な利用義務の明確化」には、「適正とは認めがたい方法による個人情報の利用」という記述があります。この「適正とは認めがたい方法」については、明示が必要と考えます。</p> <p>【個人】</p>
371	<p>II.</p> <p>1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <p>個人のプライバシーの権利を侵害するリスクのあるすべての事例の通知を義務付けるべき。個人データを漏洩した企業はどのように責任を取るべきかも規定し、利用者すべてに対して善後策を公表すべきである。</p> <p>【個人】</p>

372	<p>個人情報保護委員会事務局様 平素お世話になっております。「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」（以下「大綱」）について、弊協会からコメントを差し上げたく存じます。ご査収いただければと存じます。</p> <p>「第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化」について 【項番（1）（P.14）】</p> <p>一定の類型に該当する場合に限定して、報告及び本人通知を義務付けることとされていますが、報告・本人通知の基準を設定するにあたっては、これらの義務化が個人の権利利益の保護を図ることにあることに鑑みて、形式的に漏えいされた個人データの数だけを考慮するのではなく、実質的に、個人の権利利益に重大な侵害を与える可能性があるかどうか、すなわち、漏えいされた個人データの種類、漏えいの状況（アクセス可能であった人の数や期間）、漏えいにより生じる可能性のある損害の性質、漏えい後の是正措置（限られた相手にメールで誤送信した個人データが削除されたことを確認できたことなど）なども考慮した基準にすべきである（つまり、一定の形式的基準及び実質的基準をすべて満たす場合のみに報告及び／又は本人通知を義務付けべきである）と考えます。 【一般社団法人 国際銀行協会】</p>
373	<p>【項番（4）（P.16）】</p> <p>3つ目の○の段落において、「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときについては、例外規定を置くこととする」という記述があります。ここを拝見するに、個人情報漏洩時において本人への通知が困難な場合は、権利保護のための「措置」が必要と読めます。この「措置」の内容があまりに負担の大きなものとなる場合、数百の関係者メールアドレスを主に管理している弊協会参加の会社にとっては厳しいものがあります。つきましては、かかるは「措置」が過度なものとならぬように関連法令を整備していただけると幸甚です。どうぞよろしくお願い申し上げます。 【一般社団法人 国際銀行協会】</p>
374	<p>2. 第3章第2節1. 漏えい等の報告及び本人通知の義務化 （該当箇所） 15ページ 14行目 「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会に報告する」 （意見）</p> <p>報告対象になる事案は一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会に報告することを義務付けるとしているが一定数、一定の類型、速やかには具体的にどのくらいなのかが不明確であり、報告対象事案が特定できない。具体的に報告対象が特定できない場合、事業者は義務違反になることを恐れ小規模な事案でも全て委員会に報告することになる。技術的変化が激しいセキュリティ事件事案で定量的数字や具体的類型を特定することは困難であることも理解できる。例えば「社会的影響の大きい事案」「プライバシー保護に影響を及ぼす事案」などの表現を用いてはどうか。そのうえで、具体的事案を個人情報保護委員会ガイドラインで提示してはどうか。 【一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会】</p>

375	<p>3. 第3章第2節1. 漏えい等の報告及び本人通知の義務化 (該当箇所) 15ページ 30行目 「委員会又は権限委任官庁への提出に限定する」 (意見)</p> <p>報告先は委員会又は権限委任官庁への提出に限定するとあるが、この場合事業者にとって認定個人情報保護団体の存在意義が問われることになる。認定個人情報保護団体としては対象事業者の個人情報保護の維持・向上を担っており、事故情報の把握は適切な運営を行う上で必須である。認定個人情報保護団体が対象事業者に事故情報の提供を求めれば、報告先の一元化ができなくなり、かえって混乱することが想定される。従来通り、認定個人情報保護団体に加入している事業者は認定個人情報保護団体に事故報告し、認定個人情報保護団体が速やかに委員会に報告すれば一元化の目的は達成できるのではないか。 【一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会】</p>
376	<p>第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等報告および本人通知を義務化するのであれば、大綱に記載のとおり、対象となる事案を本人への権利利益を侵害するリスクが高い、一定の類型に該当する場合に限定するとともに、漏えい等報告について明確な時間的制限を設けるべきではない。 ・対象のデータが匿名化されているケースや、高度な暗号化が施されているケースなど、個人の権利利益を侵害しないと考えられる場合は、義務化の対象外とすることを明確にすべきである。また、漏えい等報告を受けて個人情報保護委員会が事案の概要等を公表する場合には、その内容について実務を踏まえた慎重な検討を求める。 ・「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときについては、例外規定を置く」ことについて、企業実務を踏まえた適切な内容であり賛成する。 <p>【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
377	<p>その三 5) 漏えい等報告の義務化 「委員会又は権限委任官庁への提出に限定する」ことに反対する。</p> <p>認定個人情報保護団体に適時に情報が入らず、本来あるべき役割が果たせなくなり、事業者が加入するインセンティブが著しく損なわれることとなる。このような、民間の取り組みを促進する認定個人情報保護団体を排除するようなスキームには反対する。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>

378	<p>(該当箇所) 15ページ 第3章 第2節 1. (2) 報告対象となる事案 (意見) 「一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする」とあるが、適切なアルゴリズムで秘密分散した個人情報の断片が漏えいした場合には、報告する類型に該当しないことを明示していただきたい。 また、適切なアルゴリズムについて各事業者で判断が分かれないう、適切と考えられるアルゴリズムの基準についても示していただきたい。 さらに、適切なアルゴリズムで秘密分散した個人情報の断片については、原本データを特定することができないため、そもそも個人情報に該当しないことを示していただきたい。 【株式会社NTTデータ 情報セキュリティ推進室】</p>
379	<p>No. 7 【頁】 P. 15 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (2) 報告対象となる事案 ○以上の点を踏まえ、一定数以上の個人データの漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする。 【意見】 「一定以上の漏洩」「一定の類型」の要件をガイドライン等で具体的にしていきたい。 【理由】 大規模な個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、迅速な対応が求められる事案がある一方、事業者がそういった事案に該当するかを判断するのは難しく、ガイドライン等で事例や規模の目安などを示していただきたい。 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>

380	<p>No. 8 【頁】 P. 15 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (3) 報告の期限、報告先等 ○なお、現行の制度では、漏えい等報告の報告先については、一定の場合、委員会以外に、権限委任官庁及び認定個人情報保護団体に対して提出することを認めている。これについては、中間整理の意見募集では、報告先の一元化を求める意見が寄せられたこと、今回、法令上の義務とすることに鑑み、委員会又は権限委任官庁への提出に限定することとする。</p> <p>【意見】 事故報告については今まで通り、本人または事業者から認定個人情報保護団体に報告が入り、認定個人情報保護団体から個人情報保護委員会に報告する方が良いのではないかと考えます。</p> <p>【理由】 「一定以上の漏洩」「一定の種類」の要件が具体的になることで、報告先が明確になる一方で、事業者の報告が簡素化されることは望ましいが、事故の再発防止策などの相談を受ける可能性のある認定個人情報保護団体にも報告することを妨げることが無いようにしていただきたい。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
381	<p>(該当箇所) 16ページ (意見) 報告義務が生じる案件のうち、本人への通知は、本人の権利利益の侵害の可能性が低い場合は対応不要にすることを明らかにしていただきたい。また、ガイドライン等で本人に二次被害が発生する可能性がほとんどないと言えるもの等本人への通知が不要となるものが判断できるような事例を示して頂きたい。</p> <p>(理由) 本人の権利利益を踏まえた通知の要否について実務に即した現実的な基準を設けていただくとともに、漏えい事故発生時の著しい業務影響を回避するため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

382	<p>(該当箇所) 16ページ (意見) 本人への連絡を複数回可能な限り行ったにもかかわらず連絡ができなかった(複数回の架電をしたが話ができなかった、通知案内を郵送したが返送されたなど)場合には、代替措置は不要としていただきたい。また、1顧客のみ連絡がつかない場合等もあるため、代替措置や例外規定の検討の際には、考慮いただきたい。 (理由) 事案の性質に応じた検討を可能とし、漏えい事故発生時の著しい業務影響を回避するため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
383	<p>(該当箇所) 16ページ (意見) 「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする」にあたってはいかなる方法が適正とは認めがたいかの具体例を示していただきたい。 (理由) 事業者における個人情報活用が委縮しないよう「適正とは認めがたい方法」についてはある程度の例示を頂ければ判断しやすいため。事業者として守るべき責務を正確に把握したいため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

<p>384</p>	<p>「漏洩報告において、対象となる個人情報のデジタルデータに関する意見」 【意見箇所】 P14 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <p>概要： 第一章の総論の最後の段落にも記載されている通り、 「なお、制度の見直しに当たり、個人情報を巡っては、技術的側面、社会的側面において、急激な変化が進展しつつあることを踏まえ、柔軟な対応を可能とする枠組みが望ましい。また、新たな産業の創出などを促進する観点からは、事業者自身による自らの事業等の実態に即した個人情報保護のための取組が率先して行われる必要があり、そのような自主的取組が法制度等と相まって、活力ある経済社会及び豊かな国民生活を実現していくことが重要である。」 技術的側面での漏洩防止措置において、秘密分散技術を用いて無意味化した1つの分散片のみは、個人情報には当たらないとの記載を追加いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 秘密分散技術により無味化された分散片は、一定数以上の分散片が揃わないと元の情報に復号しない。 - 分散片は、特定の加工が施され、それだけで個人を識別できるデータではない。 - 秘密分散の中でも、AONT (All-Or-Nothing-Transform) では、分散片が1つでもないと元の情報に復号しないため、1つが手元があれば、残りの分散片が個人情報ととして復元不可能なデータであることを証明可能（一般的な暗号されたデータでは、漏洩時、暗号化されているかどうかを証明する手立てがない） <p>【富士通クライアントコンピューティング株式会社】</p>
	<p>第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (2) 報告対象となる事案</p> <p>【意見4 (P15)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等報告の義務化に当たり、報告対象となる事案を「一定の類型に該当する場合」に限定すること、また、第一報について明確な時間的な制限を設けないことについて、事業者の負担を十分に配慮いただいております、感謝する。 ・今後、報告対象となる「一定の類型」の詳細を定めるに際しては、事業者からの十分な聞き取りを通じ、本人の権利利益保護や個人情報保護委員会にとっての有用性に配慮しつつも事業者への過度な負担を避けた現実的なものとなるようにしていただきたい。具体的には以下について考慮いただきたい。 <p>1) 「実質的に個人データ等が外部に漏えいしていない場合」を報告の対象外とすること 現行法では委員会告示において、高度な暗号化等の秘匿化がされている場合のように実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合や誤送信、誤配等のうち軽微なもの場合は報告不要と定めている。今回の改正法の報告義務においても、実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合は、報告義務の対象外としていただきたい。</p>

385	<p>2) 「速やか」な報告義務の起算点 報告対象となる「漏えい」が発生したと事業者が判断した時点から「速やか」に所定事項を報告することをもってしていただきたい。</p> <p>3) 報告対象となる「個人データ」の明確化 日本を含む複数の国で提供されているサービスに関してデータ漏えい等が発生した場合において、個人情報保護委員会への報告要否の判断基準となるデータ件数への算入は、日本の個人情報取扱事業者が取り扱う個人データに限定されることを明確にしていきたい。</p> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1) 現行法において実質的に個人データ等が外部に漏えいしていない場合を報告不要とした理由は、事業者の負担、執行機関にとっての有用性、本人の不利益を総合考慮した結果と思料する。この比較衡量は、漏えい報告が努力義務の場合と法令上の報告義務との場合で差が出るものとも思われない。特に、高度な暗号化等の秘匿化措置を講じている場合に報告義務の対象外とすることで、企業が最新技術を積極的に導入するインセンティブともなり、結果として、個人データの実質的な漏えい可能性が減ずることは個人データの本人のプライバシー保護を高めることにもなるため。 ・ 2) 漏えい事案が発生した場合、事業者は事案対応を最優先する必要があるため、報告対象か否かの判断に必要な情報収集に時間を要する場合があります。 ・ 3) 日本を含む複数の国で提供されているサービスに関連して個人データの漏えいが発生した場合、漏えいデータ総数は報告義務の対象となる「一定数以上」であっても、日本での利用及び漏えい件数は限定的にとどまることもありうる。このような場合に、事業者に個人情報保護委員会への報告を義務とすることは過度な負担となるため。 <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
386	<p>■箇所 15ページ 第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (3) 報告の期限、報告先等</p> <p>■意見・理由 「(3) 報告の期限、報告先等」記載内容を踏まえると、漏えい等の報告は、速報と確報の2回必要という認識で宜しいでしょうか。また、組織体制等にも影響があるため、いずれも目安となる報告期限を示すべきと考えます。</p> <p>【(株)NTTデータ】</p>

387	<p>■箇所 16ページ 第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (4) 本人への通知</p> <p>■意見・理由 「個人情報取扱事業者は、(2)に記載した報告の対象となる場合、原則として本人に通知しなければならないものとする。」とありますが、印刷やメール転送等により個人が通知内容を保存可能であれば電磁的手段（アプリ上での通知等）でも可能といった、通知の要件の明確化を願います。</p> <p>【(株)NTTデータ】</p>
388	<p>・P16 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 4) 本人への通知 Cookieに関して、GRPRでは本人の同意を求めためにWeb画面上にポップアップを表示させ同意するボタンを押すまで、Cookieを企業側は取り扱ってはいけなと認識しています。GDPなどの外国の法律は、日本の企業にも適用されるのでしょうか。※今後、外国の法律を日本の企業にも適用させてしまう状態になるのではと懸念しております。 また、日本では、今後GDPRと同じように企業側に厳しい法律を施行させる流れになると考えています。その場合、事実上、Cookieによる広告のターゲティングができなくなります。何か企業側を救う対応案などが検討されているのか、ご教示ただけたら幸いです。</p> <p>【個人】</p>
389	<p>第3章第2節1(2) 意見：漏えいに係る個人データについて高度な暗号化等の秘匿化がなされている場合をはじめ、少なくとも現行の告示において報告を要しないとされている場合については、法令上の報告義務の対象からも除外すべきである。 理由：そのような規定を設けることによって、暗号化などの安全管理措置の実施により大きなインセンティブが与えられることとなる。現行の告示で示されている、実質的に個人データ等が外部に漏えいしていないと判断される場合や軽微な場合について報告を求める必要はないとの価値判断は、法令上の義務であっても別異に考えるべきものではないから、少なくとも現行の告示で例外とされているものは、法令上の義務となっても例外とされるべきである。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>

390	<p>第3章第2節1 (2) 意見：要配慮個人情報の漏えい等については、個人データに該当しない、いわゆる散在情報の漏えい等であったとしても報告義務の対象となるのか明確にされたい。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>
391	<p>第3章第2節1 (4) 意見：個人情報保護委員会への報告義務の対象となる事案であっても、本人の権利利益の侵害のおそれが小さい場合など、一定の場合には、本人への通知義務の対象外とすべきである。 理由：欧州一般データ保護規則（GDPR）においても、監督当局への通知とデータ主体に対する通知が義務づけられる事案は異なるものとされており、後者については個人の権利及び自由に対するリスクをもたらす可能性が高い場合に限定されていることからすれば、我が国においても本人の権利利益の侵害のおそれが小さい場合など、一定の場合には、本人への通知義務の対象外とすべきである。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>
392	<p>第3章第2節1 (4) 意見：本人への通知を義務化するとしても、個人情報保護委員会等への報告義務より遅い時期の通知を許容すべきである。 理由：適切な被害拡大防止策が講じられないままに本人をはじめとする多数の者への通知をすることは二次被害を生じさせることがあることに加えて、本人に対して過度な不安を煽ることがないようにする観点からは、事実関係の確実な把握をした上で、本人に対する適切な案内を行う必要がある。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>

393	<p>■ 対象 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」 P. 14 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <p>■ 内容 今回、「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする」ことになったとのことであるが、デジタルデータの漏えい防止には、様々な技術を駆使し、企業は安全対策を講じている。 一方、デジタルデータにパスワードをかけていても、簡単なパスワードであれば解読される危険があり、複雑なものだと覚えられずにメモをとる等で、同様に危険が増す。 また、そもそも、紛失時、正しくパスワードがかかっていたかどうかを保証する手立てはない。 (高度な暗号化をパスワードなどに置き換え、管理する場合も同様) そのため、PCの社外持出しができず、働き方改革、テレワーク等がなかなか普及しない現状がある。 昨今、鍵暗号方式に替わる新しいデータ保護の手段として、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)等においても、秘密分散技術の利用が謳われている。 例えば、秘密分散技術より断片化されたものから元のデータに戻すためには、一定数以上の断片を必要とする。 この秘密分散技術により断片化されたデジタルデータを個人情報と言えるのか？ 匿名加工情報制度や仮名化情報制度等により、データの利活用を推進することと同様、テレワーク等の推進につながるよう、秘密分散技術等の新技術の利用により処理された、それだけでは意味をなさない分割片のみであれば、個人情報からの除外を検討いただきたい。 【株式会社ZenmuTech】</p>
394	<p>2 / 4 (つづき)</p> <p>第3章第2節 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <p>【意見】 漏えい報告を法令上の義務とすることに賛同する。速やかに委員会に報告することとなる「一定の類型」については、数量の限定はともかく、要配慮個人情報に限る等、情報の種類に関する限定を付することは適切ではない。</p> <p>【理由】 二次被害の防止や必要な権利の行使が求められる場面は、要配慮個人情報といった情報の性質だけで定義すべきでないと考える。例えば、パスワードはもちろんだが、e-mailアドレスと生年月日、住所、電話番号などの情報も、漏えいすると二次被害が拡大するリスクは非常に大きくなると考えられる。何の情報も二次被害に繋がるかを限定的に列挙するのは必ずしも容易ではない。そのため、情報の種類によって報告義務の対象を限定することは、漏えい報告を義務化することの趣旨を損なうと考える。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>

395	<p>意見6 (該当箇所) 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化(14ページ) (意見) 報告義務の対象を、漏えい等の安全管理措置に限定せず、個人情報保護法において個人の権利利益の侵害に係るすべての義務にすることを提案します。 (理由) 海外では、Data breach reportを義務付けている国や地域があります。これは直訳すれば、データ侵害報告となります。これをデータ漏えい報告と訳すのも解釈するのも誤りだと考えます。なぜなら、英語において、データ漏えいは、data leakageであり、それをあえて、data breachとしていることには意味があります。改正大綱における事故報告の対象は、法第20条の安全管理措置違反ですが、それでは、data leakageしか対象にすることができません。 海外におけるData breach reportには、たとえば、データ漏えいだけでなく、利用目的外の利用などの事故も報告対象に含まれています。したがって、データ侵害の範囲であれば、法第20条に限らず、すべての条項の違反についての報告を徴収すべきであり、特に、法第15条の利用目的の特定、第16条の利用目的による制限、第17条の適正取得、第18条の利用目的通知なども含めることを提案します。</p> <p>【一般社団法人 日本個人情報管理協会】</p>
-----	--

396	<p>意見7 (該当箇所) 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化(3) 報告の期限、報告先等(15ページ) (意見) 報告義務のある報告先について認定個人情報保護団体を除外しないことを提案します。 (理由) 漏えい等の事故における件数は、事故調査の時間経過に伴って増減するのが一般的です。現状で、認定個人情報保護団体は、件数の多少にかかわらず事故報告を義務付けています。そのため、当該報告制度となった場合には、事業者は件数によって、報告先を選択する必要が出ます。また、事業者が個人情報保護委員会又は権限委任官庁(以下、「委員会等」と言う。)に報告した内容が、委員会等から認定個人情報保護団体に提供されないとするならば、事業者には、引き続き認定個人情報保護団体への報告も求めることになり、事業者は2箇所へ報告することになります。</p> <p>また、認定個人情報保護団体のうち、JIS Q 15001規格に基づく認証を行なっている場合には、リスクマネジメントが前提であり、その場合の事故対応においては、何らかの事故が発生した場合には、影響するデータは全件を疑って調査することを求めています。そのため、事故調査の初動においては、漏えい等した可能性のある件数としては、事業者が持つ全件数を初期値とした上で、漏えい等していないことが確認できた件数を減じていくことを基本としています。</p> <p>このことから、仮に、当該報告制度が一定数以上を対象とするとした場合には、速報については、すべての事故を委員会等に報告し、その後、一定数を下回ることが確認できたならば、報告を取り下げるという運用を指導することが考えられます。</p> <p>なお、報告期限について、「一律に日数を規定することは困難である。」とされていますが、諸外国においては、事業者の個人情報保護責任者(プライバシーオフィサーなど)が事故を確認した時点を開始として規定しています。そのような責任者の設置義務は法にはありませんが、JIS Q 15001では要求しており、それに基づく認定個人情報保護団体においては、諸外国と同様に報告までの日数を規定することはできません。</p> <p>リスクマネジメントを実施している点、責任者の設置を義務付けている点などから、報告制度においては、認定個人情報保護団体を積極的に活用すべきであり、それに逆行するような除外をすることについて反対します。</p> <p>【一般社団法人 日本個人情報管理協会】</p>
397	<p>第3章 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (4) 本人への通知について</p> <p>委員会への報告対象となる漏えい等について、原則として本人に通知しなければならないとされることには賛成です。しかし特定個人情報において、税情報など大量の番号法違反の再委託による漏えいが発生しているにもかかわらず、再委託先から外部に流出していないから等の理由で、まったく本人に対する通知はされていません。これでは本人が二次被害の防止を行ったり、必要な権利を行使するなど、自ら適切な措置を講じることはできません。このような不当な扱いの改善を求めます。</p> <p>【個人】</p>

398	<p>1. 第3章第2節(1)1 5頁. 以下個人情報保護法については単に「法」と略称する。</p> <p>(意見) 情報漏洩の報告を法的義務とすることに賛成である。報告対象を一定の類型に限定すること、速やかに報告すること、一定の期限までに確報をすること及び報告先を個人情報保護委員会(以下「委員会」と呼称する。)又は権限委任官庁とすることには合理性があり妥当である。</p> <p>(理由) 理由については委員会の本大綱案のとおりである。ただし、確報の期限については、委員会が速報受理後に事案を判断して報告期限を指定する制度とすることを提案する。</p> <p>情報漏洩事案は多様であると予想されるので、報告期限を一律に法定しない方がよいと考える。しかし、漏洩事案を迅速に把握して被害と被害の拡大防止という個人の権利利益の保護等の対策の観点からできる限り早く全容を明らかにしなければならない。</p> <p>そこで、確報期限は法定せず委員会の権限として確報期限を定めて報告を求めることとする。</p> <p>【個人】</p>
399	<p>(該当箇所) 第3章第2節1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化(3) 報告の期限、報告先等(15頁)</p> <p>(意見) ・運用上一定の期限までに確報として報告を求めることとする場合、一部事案においては、事案の解明や本人に対する通知に長期間を要し一定の期限までに対応を完了することができないケースがあるため、運用において配慮いただきたい。</p> <p>【生命保険協会企画部】</p>

第2節 事業者の守るべき責務の在り方

漏えい等報告及び本人通知の義務化

本大綱第3章第2節では、個人情報保護法改正により、一定数以上の個人データの漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、漏えい等報告及び本人通知を義務化することが提案されています。

漏えい等報告における焦点は、本人に生じるリスクであるべきで、影響を受ける個人の数等、任意に指定される要素を焦点とすべきではありません。BSAの経験では、個人情報保護フレームワークは、原則に基づき、結果重視であり、過度に規範的ではない場合に最も効果的です。

この観点から、暗号化又は無編集の個人データが不正取得され、これがなりすまし又は金融詐欺のような損害を生じさせる重大なリスクがある場合のみ、また、本人通知についてはそのリスクが高い場合にのみ、規制当局又は本人に対する漏えい等報告を事業者に義務付けることを推奨します。このことから、データが暗号化されていて暗号鍵が安全に保管されている場合又は個人の権利若しくは自由にリスクがない漏えい等については、報告を義務付けるべきではありません。

400

この点に関して、現行の漏えい等報告に関するガイドラインである「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）4では、実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合には報告を不要としており、正しいアプローチが採用されています。よって、BSAは、漏えい等報告に関する当該立場は維持されるよう貴委員会に求めます。

漏えい等報告が確実に意味あるものとするのが重要であるため、漏えい等報告を行う前に、事業者が、セキュリティリスクの範囲を見極めて、更なる漏えい等を防止するための徹底的なリスク評価を実施するのに十分な時間を与えることが重要です。この点に関して、漏えい等報告について明確な期限を設定しないという本大綱の提案を支持します。そして、BSAは、事業者が実際の漏えい等を確認した後「実行可能な限り速やかに」報告する（ここで、報告とは、速報及び確報（確報は、速報後の事実関係又は状況に関してアップデートを行うものとすべき）の双方を含む）ことを要件とするよう推奨します。

最後に、例えば、事業者が漏えい等の影響を受けた個人の連絡先情報を有していない等、関係する個人への通知が困難である場合について、貴委員会で通知の代替手段を検討していただくとともに、漏えい等の公表の義務を課すことのないよう要望します。例えば、ある状況においては、事業者が漏えい等の影響を受けた本人に直接連絡を行うよりも貴委員会に報告する方が適している場合があり、これにより漏えい等の公表により生じるセキュリティリスクを回避し得ます。

【The Software Alliance (BSA)】

401	<p>P. 14-15 改正大綱第3章第2節 1(2) 報告対象となる事案 (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第2節 1(2) 「報告対象となる事案」について、一定数以上の漏えいや要配慮個人情報の漏えいといった報告対象となる「一定の類型」が示されることが想定されているが、報告が法的な義務とされるのであれば、実際に報告をする際に迷いが生じないよう、数および質の双方について、法令上もできるだけ具体的に明確な基準を示していただきたい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
402	<p>P. 15 改正大綱第3章第2節 1(3) 報告の期限、報告先等 (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第2節 1(3) 「報告の期限、報告先等」において、漏えい等報告の報告先を個人情報保護委員会又は権限委任官庁への提出に限定するにあたり、事業者にとって当該事案が権限委任官庁に属するのか否かの判断に迷うケースもあり得ることから、不明確な場合には委員会にて一括して報告を受け付けることもご検討いただきたい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
403	<p>(意見)</p> <p>28 14頁 第2節 事業者の守るべき責務の在り方</p> <p>1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまで個人情報保護法の中に「漏えい等」の定義が規定されていない。漏えい等報告が法令等の義務として明記化されるに当たっては、報告義務の対象基準・類型を明確にすることが望ましい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漏えい等報告が法令上の義務として明記されることから、明確化する必要がある。 <p>【全国銀行協会】</p>

404	<p>(意見) 29 14頁 同上 (6つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「漏えい等報告について、法令上の義務として明記することとする」とされているが、現状、特定分野ガイドラインによって報告が義務化されている事業者に対しては除外すべきである。法制化するとしても、その報告の方法等については、現状の運用と同程度のものとなるようにすべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融分野における個人情報取扱事業者に対しては特定分野ガイドラインによって漏えい等報告が義務となっており、それを遵守している。 ・金融分野においては現状の運用による実効性は十分に確保されており、より厳格な運用が求められるだけの立法事実が存しない。 ・同様の理由により、法定義務とするとしても、現状の運用を超えないものとすべきであるとする。 <p>【全国銀行協会】</p>
405	<p>(意見) 30 15頁 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (2) 報告対象となる事案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵便局員による誤配など、個人情報取扱事業者の責めに帰さない事案については、それが個人データであっても報告を要さない点は従来どおり不変という理解でよいか。 <p>【全国銀行協会】</p>
406	<p>(意見) 31 15頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付ける」とあり、報告基準が法令上明確になると読める。 ・一方、現行の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」および「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」においては、義務規定と努力義務規定が存在し、結果的に両規定を遵守する運用となっている。 ・今般の明確化により、努力義務規定は撤廃される認識で間違いはないか。つまり、漏えい等事故のうち報告対象は個人データおよび要配慮個人情報であり、個人情報および法人情報は報告対象外と明確化するという理解でよいか。 ・上記に関連して、金融機関自身の雇用管理情報、株主情報の漏えい事案等への対応について、現行では「平成29年個人情報保護委員会告示第1号」により要報告事項となっているが、これも撤廃されるという理解でよいか。 <p>【全国銀行協会】</p>

407	<p>(意見) 32 15頁 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (3) 報告の期限、報告先等 (1つ目の○)</p> <p>・ 現行は、「漏えい等した情報の量、機微情報有無及び二次被害や類似事案の可能性などを検討し直ちに報告を行う必要性が低いと判断したものであれば、業務上の手続きの簡素化を図る観点から、四半期に一回程度にまとめて報告しても差し支えありません」との上記Q&Aにもとづき運用しているが、今回、「報告内容を一定程度限定したうえで」速やかに報告を求める事案は、限定列挙されるのか。または、現行の運用と変わらないと考えてよいか。つまり、四半期に一回程度の報告以外の事案については、「速やかな報告」を行うという運用でよいか。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
408	<p>(意見) 33 15頁 同上 (2つ目の○)</p> <p>・ 「速やかに報告(速報)」と「確報」について、「速やかな報告(速報)」は、書面・口頭等を問わないという理解でよいか。また、「確報」は書面での提出となるのか。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
409	<p>(意見) 34 15頁 同上 (3つ目の○)</p> <p>・ 漏えい等報告の報告先は、個人情報保護委員会の権限が金融庁長官に委任されていることを踏まえ、基本的には金融庁宛の報告としているが、報告先の考え方は不変との理解でよいか。</p> <p>・ また、関係機関(日本証券業協会、全国銀行個人情報保護協議会など)への報告は不要となるのか。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
410	<p>(意見) 35 16頁 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (4) 本人への通知</p> <p>・ 本人への通知を要するのは、個人データの漏えい等事案が対象であって、法人情報、個人情報の漏えい等事案については不要であり、それが明確化されるという理解でよいか。</p> <p>【全国銀行協会】</p>

411	<p>(該当箇所) p14 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (意見) 漏えい等報告について、法令上の義務として明記することに賛成します。 ただし、「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けること」となっていますが、どのような小さな漏えいでも、その後の対処の仕方での大きな被害につながる場合もありますので、「一定の類型に該当しない場合」が過度に拡大解釈されないようにしてください。 (理由) 漏えい等の報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者が一部存在しています。報告の義務付けにより、事業者の適切な対応につなげることができますので、必要な施策と考えます。</p> <p>【全国消費者団体連絡会】</p>
412	<p>(該当箇所) 第3章第2節1. 「漏えい等報告及び本人通知の義務化」 (14頁)</p> <p>(御意見) 漏えい報告の法的義務が課される対象となる事案は、重大な事案に限定されるべきであり、当該重大な事案についてガイドライン等において明確化がなされるべきと考えます。そして、この重大な事案の判断は、漏えいした個人データの数量に紐づいた閾値を設け、当該閾値を形式的に超えれば、自動的に要件を充足すべきものではなく、データ主体の権利と自由に対して生じるリスクの重大性及び当該リスクが生じる可能性を考慮することによりなされるべきです。その判断にあたっては、個人データの数量以外にも、たとえば、個人データの性質・機微性、個人の特定の容易性、個人に生じる損害の大きさ、データ主体の性質（子供等の脆弱なデータ主体）、個人データが意図不明又は悪意を持っている可能性のある者の手にある可能性があるか否か、個人にとっての結果の永続性があるか等が考慮要素に入れられるべきと考えられます。この点に関しては、GDPRに関するGuidelines on Personal data breach notification under Regulation (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/tsuuchi_guideline.pdf) の「IV. リスク及び高度なリスクの評価」が参考になります。）</p> <p>また、GDPR34条3項では、以下のとおり、データ主体に対する連絡を要しない場合を別途個別にも規定しており、この点も参考になります。 「(a) 管理者が適切な技術上及び組織上の保護措置を実装しており、かつ、当該措置、特に、暗号化のような、データに対するアクセスが承認されていない者にはその個人データを識別できないようにする措置が、個人データ侵害によって害を受けた個人データに対して適用されていた場合」 「(b) 管理者が、第1項で定めるデータ主体の権利及び自由に対する高いリスクが具体化しないようにすることを確保する事後的な措置を講じた場合」 「(c) それが過大な負担を要するような場合。そのような場合、データ主体が平等に効果的な態様で通知されるような広報又はそれに類する方法に変更される。」</p>

さらに、監督機関への報告が必要な場合と、本人への通知が必要な場合は、区別して考えるべきであり、本人への通知が必要な場合は、監督機関への報告が必要な場合より限定的に考えられるべきと考えます。GDPRにおいても、侵害が個人の権利及び自由へのリスクを生じるおそれがない場合を除き、所轄監督機関への通知が要求される一方、侵害が個人の権利及び自由に「高度なリスク」を生じるおそれがある場合にのみ、その個人への侵害の連絡が要求されるものとしています（GDPR33条及び34条）。

（理由）

軽微な事案までをも報告の法的義務の対象とすることは、個人情報取扱事業者の負担が大きいと考えられます。そして、個人データの漏えいに関して、速やかに、漏えいした個人データの数量や影響範囲を把握することは困難であるため、一定の閾値を、重要な事案の判断要素とすることは現実的ではありません。また、本人への通知には大きなコストを要するため、本人への通知は、通知により保護される本人の利益と当該通知コストとが釣り合う場合に限定されるべきであると考えます。

【個人】

（該当箇所）

14ページ第3章第2節 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化

（意見）

①漏えい報告を義務化させる必要はないと考える。
②報告ガイドラインにおいて、事業者が漏えい報告をする際の適切な被害基準を示していただきたい。
③漏えい等報告の「速報」について、提出期限について固定した時間数を定めないという方向性は歓迎する一方、確報については一律の期限を設けることは適切ではない。仮に設ける場合も、個人情報取扱事業者が実務上対応可能な十分な時間を確保していただきたい。

（理由）

①制度改正大綱記載のとおり、日本では、法的義務がない場合であっても、多くの事業者が適切に漏えいを報告しているため。
②かかる被害基準がないと、事業者は、ユーザーとPPCの双方において、実質的な被害がないと判断されるようなインシデントについても報告を余儀なくされ、結果として事業者とPPC双方にとって通知疲れと過重な負担となるため。
③個人情報の漏えい等の場合、事業者は、関係各所すべてと調整後に、正確な漏えいの状況を把握し、提供する必要があるが、各漏えいごとに、状況把握に要する時間が異なり、原因究明や再発防止策の策定に要する時間も異なるため、確報についても一律の期限を設けることは適切ではないため。

【在日米国商工会議所】

413

414	<p>(該当箇所) 14ページ第3章第2節 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p> <p>(意見) 影響度が比較的軽微な場合については全て報告を求めないという方向性は、事業者や当局にとっての負担等の観点から望ましい。他方、以下についてご対応いただきたい。 ① 影響人数に基づく基準については、提供サービスによってはその基準を容易に超えてしまうというだけでなく、そもそも正確に影響ユーザー数を把握すること自体が困難という点に留意すべきであり、「一定の類型に該当する場合に限定する」と言いつつも、影響人数に基づく基準による要件の充足のみで報告対象とならないことを確認したい。 ② その上で、「一定の類型」については、漏えいの件数、重大性、原因、漏えいした情報の内容等の要素を加重した上で策定するようしていただきたい。 ③ 重大性などの主観的な要素については、明確な解釈が可能となるような補完的なガイダンスが必要であり、ガイドラインにおいて明示していただきたい。 ④ また、事業者が管理する情報について漏えいがあった場合のみ、当該事業者に報告義務が発生するようしていただきたい。加えて、通知義務は本人に重大な損害リスクがある場合に限定すべきであり、例えば、漏えいしたデータが仮名化、匿名化、または暗号化されている場合は、本人に対する損害リスクが生じていないため、報告義務は課されないようしていただきたい。</p> <p>(理由) 例えば、漏えい件数は多いが全て公知情報であれば、報告義務の対象とする必要はないと思われるため。主観的な要素については、事業者の判断が難しいため。また、事業者と監督機関の双方の負担を回避することに加え、実際の被害に関して不必要な行政上の負担が生じることを回避するためには、漏えいの件数や深刻度についての基準が設けられる必要があると思われるため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>
415	<p>(該当箇所) 16ページ第3章第2節 1. (4) 本人への通知</p> <p>(意見) 本人への通知の具体的な方法・手段については、事業者に過剰な負担が生じないように代替的な措置に関する例外規定を置くという方向性を歓迎する。他方、具体的にどういった措置が例外規定とみなされるかについてはガイドライン等において明確化していただきたい。</p> <p>(理由) 仮に、通知の読了を要求されるようなことになれば、事業者にとっては技術的に対応困難であるため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>

416

【制度改正大綱 p14~16】

「漏えい等報告及び本人通知の義務化」に関して

【意見】

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」との整合を図るべきである。なお、企業が報告要否の判断を容易にできるよう、また、過度に報告を求める事態にならないよう、報告の要否に関する基準を明確にしたい。

【理由】

報告要件については、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）」（以下「告示」という）において、個人の権利利益の侵害度合いという観点から、報告を不要な場合が明示されており、報告が努力義務であるか法令上の義務であるかによって何ら変わるものではない。

そもそも、委員会への漏えい等報告は、委員会が漏えい等事案を把握し、一般的な個人の権利利益を図るための事業者への情報発信または助言等を行うための情報源とすることを目的とするが、一方で、本人に対する通知は、当該本人により二次被害の防止や必要な権利行使が図れるようにすることを目的としている。その必要性の程度の差異および個人情報取扱事業者に与える負担を考慮すると、本人に対する通知を義務化する場合であっても、その通知対象となる事案は、委員会への漏えい等報告より一定程度限定すべきであり、たとえば、GDPRと同様に、個人の権利または自由に与えるリスクが高い場合にのみ本人通知を義務付ける等の基準を別途設けることが考えられる。

また、個人データの漏えい等が発生した場合における本人対応についても、「原則として本人に通知しなければならない」（大綱 p16）とされているが、告示では、「事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」としており、いずれかの対応が可能としている。平成29年以降で、本人の通知に関する取扱いを変えなければならない事情が発生していないにもかかわらず、本人への通知を原則とまでする必要はなく、通知が必要か否かは少なくとも事業者が選択・決定できるようにすべきと考える。

本人への通知の方法についても、当該個別通知は、本人の連絡先の特定等、事業者に過度な負担となる場合が多く想定されるため、個別通知を前提とするのではなく、公表を行い問合せに応じるという代替措置を認めるべきである。

なお、報告先については「委員会又は権限委任官庁への提出」（大綱 p15）とされているが、実務上は、区別することなく両者に報告を実施せざるを得ない状況が生じる可能性が高く、漏えい時における迅速な報告を実施するには報告先は委員会一つとすることが望ましい。

【経営法友会】

417	<p>【意見 9】 (該当箇所) 第3章第2節1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (p. 14-15)</p> <p>(意見) 本箇所では、「一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付ける」とともに、運用上、これとは別途一定の期限までに確報を求めることとされている。 この点について、そもそも報告・通知をする意義は、関係当局及び本人に漏えいの事実を早期に知らせることにより、漏えいした個人データに基づく本人への更なる被害を防止するところにあると考えられ、事業者の現場での迷いや負担にも配慮し、そのような被害が生じない個人データが漏えいした場合まで義務を課すこととしないようにすべきである。具体的には、例えば漏えいした個人データの数だけではなく、その性質・内容（匿名化の有無、暗号化の有無、暗号キーの漏えいの有無、氏名・住所等の本人識別情報の有無、公知性等）も勘案し、明確なルールに基づいて対象情報を限定すべきである。</p> <p>(理由) 上記意見中に記載</p> <p>【新経済連盟】</p>
418	<p>【意見 10】 (該当箇所) 第3章第2節1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (p. 14-15)</p> <p>(意見) 本箇所では、個人データの漏えい等に係る本人通知に関し、本人への通知が困難な場合は公表を行い問い合わせに応じるなどの代替措置を講じるべき旨記述されている。しかし、仮に公表を行って本人と称する者からの問合せを受けたとしても、そもそも本人通知が困難となった原因（本人の連絡先等が不明など）がある状況では、当該者が本人であるかの確認が困難な場合もあると考えられる。そこで、この代替措置に係る例外規定を置くのであれば、それを適用すべき基準を実効性の面と過度の事業者負担の回避の観点から十分検討を行った上で明確化されたい。</p> <p>(理由) 上記意見中に記載</p> <p>【新経済連盟】</p>

<p>419</p>	<p>○該当箇所 第2節-1- (4) 本人への通知 (15ページ)</p> <p>○意見 一定数以上の個人データ漏えい等など一定の類型に限定して速やかに委員会に報告することを義務付けた第2節-1- (2) に該当する場合に本人に原則通知を義務付けているが、個人情報保護委員会への報告義務がない場合であっても、本人への通知は義務とすべきである。</p> <p>○理由 第2節-1- (2) は、「報告の対象となる事業者の負担、及び報告を求める執行機関にとっての有用性の観点」から対象としないこととしているが、「本人への通知は二次被害の防止や必要な権利の行使のためなど自らの適切な措置を講ずる」ために必要なことであるとされているのであるから、軽微な事案を義務の対象から外すことは矛盾している。個人情報保護委員会への報告を省略する場合であっても、軽微な事案であっても、それはあくまでも事業者や個人情報保護委員会にとってということであって、個人情報の本人にとって軽微であるということではないので、本人への通知は義務とすべきである。 【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>
	<p>1. リスクベースのデータ侵害の通知の枠組みの導入 (該当箇所p. 14、第3章 第2節「1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化」)</p> <p>当社は、漏えい等報告及び本人通知の制度が、個人データの強力な保護を維持することにつながり、またデータ主体が自らを守るための対策を講じることができるものである場合に、当該システムの導入を支持できるものと考えています。弊社は、洗練されたデータ侵害に関する枠組みであるというためには、単なる漏えい等の報告や通知それら自体では、必ずしもデータ主体のセキュリティやプライバシーが向上するものではないことを認識する必要があると考えます。損害のリスクが確実ではない場合にPPC及び関係する当事者が過剰な報告や通知を受けることがないように、通知義務の制度はリスクベースで構築する必要があります。したがって、当社はPPCが構築するデータ通知の枠組みには以下の要素を含むことを推奨いたします。</p> <p>(a) 漏えい等報告及び本人通知義務を設ける際に使用するしきい値には、侵害の結果として被る可能性のある損害の程度に関する重要性評価が含まれること。「重大な損害リスク」のしきい値を利用して、個人のID情報の盗難又は経済的損失の重大なリスクがある場合のみ漏えい等報告及び本人通知が必要になることを保証し、これにより、重要ではない報告や通知の発生を防止します。このようなしきい値がない場合、組織がPPCに対して過剰に通知することにつながり、重要な調査以外にリソースが割かれることになってしまいます。また、個人への過剰な通知は「通知疲れ」につながり、個人の皆様に過度な負担をかけるだけでなく、真に重要な実際の損害リスクを指摘する通知に対し、個人の皆様が適切に対応しなくなってしまう危険性があります。なお、AWSJは、PPCに対して「数のしきい値」については導入しないことを強く求めます。なぜなら、「数のしきい値」のアプローチにおいては、リスクベースのアプローチの原則が薄れるだけでなく、過剰な通知を招くことになるからです。</p>

420

(b) データ侵害の通知義務からクラウドサービスプロバイダ（CSP）を明確に除外する。個人情報保護法では「データコントローラ」と「データプロセッサ」を区別していませんが、漏えい等報告及び本人通知の義務については、アクセスや保持、セキュリティなどの問題の管理を含むデータの所有権及びコントロールを保持している組織のみが責任を持つことを強く求めます。顧客の代わりにデータを処理するAWSJなどのCSPは、顧客のコンテンツを見ることはできません。また、CSPは、単なるセキュリティ侵害と個人データの侵害を区別できません。さらに、CSPは、データ侵害の通知の枠組みにしたがって、データ保護機関から通常要求されるデータを提供できる立場にはありません。たとえば、CSPでは顧客のデータが個人データかどうか、影響を受ける個人の推定数、又は個人への潜在的な損害はわかりません。したがって、漏えい等報告及び本人通知に関する個人情報保護法上の義務、はCSPには適用されないことを法律又はガイダンスによって明確化することをPPCに求めます。

(c) データ漏えい等の定義。明確化のために、「漏えい等」の意味は、重大な損害リスクを引き起こす可能性のある個人データの不正な開示又は不正アクセスであると定義するようPPCに求めます。

(d) 報告期限の明確化。3年ごとの見直しの文書では、「侵害が発生」した場合は「速やか」に侵害の報告を行うよう述べています。侵害が「発生している」と認められるのは、企業が調査を完了し侵害が発生したと確認された場合のみであり、PPCへの報告及び個人への通知はその後に実施すればよいことを、ガイドラインを通して明確化することを推奨します。

【アマゾンウェブサービスジャパン株式会社】

421

4. 事業者の守るべき責務の在り方（改正大綱14-16頁 第3章 第2節）

(1) 漏えい等報告及び本人通知の義務化（改正大綱14-16頁）

中間整理に対する意見と変わらず、漏えい報告に関する法制化そのものについて異論はない。

また、「報告の期限および報告先等」（15頁）についても異論はないものの、報告対象となる「一定の類型（に該当する場合に限定）」については、「仮名化情報」漏えい時の対応要否も含めてガイドライン等で明確に規定いただきたい。

なお、漏えい等についての本人通知の原則義務化についても、上記同様に異論はないが、実際問題として「本人に対する連絡ができない場合」が現に存在するため、「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護する必要なこれに代わるべき措置をとるときに」置かれる「例外規定」（16頁）を、事業者へ過度な負担とならない方法にて検討いただきたい。

加えて、適正な利用義務の明確化については、「適正と認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない」との記載がある。また、「現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、または誘発するおそれのある方法により個人情報の利用」とあるが、これらをあわせて読むと、「適法」であるが「不適正」である場合には、「適法であっても利用を行ってはならない」ことを示唆しているものとする。この点に関しては、「適法」であるが利用を行ってはならないほどの「不適正」である」という事案が想定できないため、具体例を提示いただきたい。

【日本広告業協会】

422	<p><要望と疑問> 「漏洩報告」について P.14 P.27 個人情報漏洩した企業に報告義務と重いペナルティを課してほしい。 理由：いったん個人情報が漏洩してしまうと歯止めがきかなくなる。対象者とその家族は流れている情報の真偽さえ確かめられず、そこに故意に悪評等が付随して広まるととんでもない不利益と危険が生活のいたるところに生じる。反論する場もなく勝手に断罪されている現状がある。漏洩の責任は重いと考える。</p> <p>【個人】</p>
423	<p>第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (2) 報告対象となる事案 法令で義務化するのであれば、大綱記載の通り、一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定するべきである。また、個人情報の漏えいの態様は、業界・業態や事業の特性に応じて非常に多様である。そのため、今後、「一定の類型」を検討する際には、さまざまな業界・業態の事業者丁寧にヒアリングを行うなど、事業の実態を踏まえたものとするべきである。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
424	<p>第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (3) 報告の期限、報告先等 個人情報の漏えい時、事業者は、当局への報告のみならず、利用者保護や被害拡大の抑止、対象者への通知、原因究明と再発防止策の策定、他サービスへの影響評価等、多岐にわたる対応を、限られた時間で実施することが求められる。そのため、漏えい等の報告について明確な時間的な制限を設けないとした点については、利用者保護に資するものであるとともに、事業者への過度の負担を避けるという目的とも整合的であるため、賛同する。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
425	<p>第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (4) 本人への通知 本人への通知が困難な場合の例外規定として代替措置を認めることについては、事業者の実務を踏まえた適切な内容であり賛同する。本人への通知について、そもそも連絡先情報を取得していない場合も考えられるところ、必ず本人と連絡が取れる連絡先を収集する必要があるとするのは過剰な負担になるためである。 また、本人に対する通知が困難な場合の代替的な措置としては、不正利用による二次被害を招くおそれがある場合など、公表が必ずしも適切でない場合も想定される。そのため、代替的な措置としては、公表以外の措置も柔軟に認められるべきである。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>

426	<p>第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化 (4) 本人への通知</p> <p>「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化」をすることについては賛同するものの、適正と認めがたい方法の法令上の定義や、ガイドライン等の書きぶりによっては、無用な萎縮的効果が事業者に生じるおそれがある。このため、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用する」場合など、「個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法」については、個別具体的かつ明確に記載がされるべきである。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
-----	--

第3章第2節関係 適正な利用義務の明確化

No.	提出意見
427	<p>p 1 6 「適正な利用義務の明確化」について</p> <p><意見> どういう場合が不適正な利用なのかについて、ガイドラインやQAでの具体化を希望します。</p> <p><背景・理由> 「適正な利用義務」という問題意識は、中間整理の段階ではなかったものと理解しています。おそらくリクルートキャリア社のDMPフォロ一事案が契機になり、高木氏・鈴木氏らのJ I L I S / A L I Sによる昨年9月のシンポジウムでの指摘を踏まえ、現在の手続規制中心の個人情報保護法では捕捉できない行為を規制するために導入されたのが、適正な理由義務と思われる。 そのため、この概念については、十分に議論されていない状態です。企業側にとっても、適正な利用義務を順守するうえでの指針が必要かと思しますので、そうした指針をガイドラインやQAにおいて公表していただきたいです。 たとえば、私が不適正な利用義務だと考えるものは、以下の脳波センサー装着事案です。従業員は会社との関係で通常、同意しないという選択肢がないのにもかかわらず、その脳波を用いて個人の「ストレス度」「集中度」「興味度」「快適度」「わくわく度」を測っています。従業員は目の前にいるので、上司からすれば、測定結果と表情と照合すればだれがストレスを感じていて、集中していて、興味を示していた、不快に感じていて、わくわくしているのかは容易に特定できてしまいます。これは、不適正な利用の例として考えられます。</p> <p>「(略)」 (略) 【匿名】</p>
428	<p>p. 16 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 2. 適正な利用義務の明確化 「個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。」</p> <p>【意見】 手続きではなく、本人の権利・利益保護の実質を保護する方向へ転換する第一歩として評価したい。 一方で、データの利活用に対する萎縮を招かないよう「適正とは認めがたい」の要件については、GDPRの「データ主体に関して法的効果を生させ、又は、データ主体に対して同様の重大な影響を及ぼす場合」のような合理的な限定を設けていただきたい。</p> <p>【個人】</p>

429	<p>P. 16 適正な利用義務の明確化(適正とは認めがたい方法)について 一般規定になってしまうと、萎縮効果のため、データ活用が不可能になってしまい、「保護と活用のバランス」という個人情報保護法の目的から外れ過ぎてしまうのではないか。定義・具体例を明示いただきたい。 【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>
430	<p>■ 第3章・第2節 事業者の守るべき責務の在り方</p> <p>>制度改正大綱(該当箇所) 【適正な利用義務の明確化】P16</p> <p>○ 昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながるものが懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある。</p> <p>○ そのような中で、特に、現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど、本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で個人情報が利用されている事例が、一部にみられる。</p> <p>○ こうした実態に鑑み、個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。</p> <p>>意見 個人の権利利益の保護に照らして看過できない方法での個人情報の利用を行ってはならないことにつき異論はございませんが、「不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用」する行為の外延が不明確な場合、本来許されるべき利用にまで委縮効果が生じかねません。 そのため、「看過できないような方法で個人情報が利用されている」場合に当たるか否かの判断基準が明確となりますよう法文やガイドラインの策定におかれましてご配慮をお願いいたします。 【個人】</p>
431	<p>4. 事業者の守るべき責務の在り方 適正な利用義務の明確化に賛成します。(P 16)</p> <p>第3条基本理念「個人情報とは、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」をできる限り実効性のあるものにする必要があります。そのために、事業者の守るべき責務として、漏えい等報告及び本人通知の義務化、個人情報取扱事業者は適正とは認めがたい方法による個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することについて賛成します。これは、第3条基本理念から言えば当然のことと考えます。 【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>

432	<p>意見2：2節2. 適正な利用義務の明確化 概ね、賛成である。そもそも、評価情報の生成により、プロファイリングないし「データによる人の選別」（高木浩光『就活サイト「内定辞退予測」問題と「信用スコア問題」個人情報保護法上の検討と法改正に向けての提言』JILISレポートVol.2 No.9 p.1）をすることが、「個人の権利利益」とぶつかるところではないか。 適正な利用義務を明確化するために、個人情報保護法の基本理念である法第3条の「人格尊重」を踏まえて、データによって個人を差別的に取り扱わないことを成文化していただきたい。 なぜ「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用」（大綱p.16）が行われるのか。それは、肝心の法第1条「個人の権利利益」とは何か、それらの権利利益は何を守っているのか（人の尊厳と自由であると、私は考える）、なぜ「個人に関する情報」を保護する必要があるのか、に対する理解がないからではないか。肝心要のここをしっかりと押さえていただきたい。 【個人】</p>
433	<p>p 16 「適正な利用義務」について</p> <p><意見> 適正な利用義務についてのガイドラインを出す際には、（略）のスキーム（応募書類を分析して内定辞退率を算定するスキームと理解している）など、適正な利用義務に該当しうる事例を企業名を伏せて具体的に議論してほしい。 そうしていただけると、何がダメで何がOKなのかの目星をつけやすいため大変助かる。 【個人】</p>
434	<p>p 16 適正な利用義務について</p> <p><意見> 適正な利用義務違反になる事例をガイドラインで示してほしい。 また、適正な利用義務違反になるかどうかを判断するにあたっての考慮要素をガイドライン上で示してほしい。</p> <p><理由> 適正な利用義務違反は、中間整理にはなく、委員会の従前の議論も7月ころまでは一切なかったと記憶している。 端的に言えば、リクルートキャリア社のスキームが問題になってから、現行法（手続規制が中心）では規制できない事象を取り締まるために作った概念が「適正な利用義務」かと思うが、従前の議論の積み上げが無いため、何を取り締まろうとしているのかが不明である。 そこで、具体的にどのような場合に適正な利用義務違反になるのか、また、違反の有無を判断するにあたってどのような事項を考慮すればよいのかを示していただきたい。 漠然と個人データの適正利用といわれても、企業側としても守ろうにも守れないことになってしまう。 【個人】</p>

435	<p>p 1 6 「適正な利用義務」について</p> <p><意見> 適正な利用義務の対象となる個人情報、消費者の情報だけでなく、従業員の個人情報も含まれる旨をガイドラインには明記してほしい。HRテックで従業員が企業に監視されている現在、人事管理へのけん制を貴委員会としてもしてほしい。</p> <p><理由> 貴委員会が他国の例として参照するGDPRでは、従業員等の「弱者」を保護するという姿勢が明確にされている。これは、同意に関するガイドラインでも明確に言われているところであり、従業員の同意の有効性は原則として否定されている。</p> <p>他方、個人情報保護委員会の改正大綱を読んだ限り、「消費者側の懸念が高まりつつある」という記載はあるものの、HRテックで従業員側も懸念を頂き始めているといった点については記載が乏しい。</p> <p>一般に、企業の人事部は内部情報が外に漏れにくいような仕組みを持っており、かつ、人事部は企業のエリート層で優遇されておりHRテックに関して問題提起をあえてしようという行為に及ぶ人間も乏しい。それらの結果、HRテックを使った不適正な利用が行われていても問題が外に漏れにくいという事情がある。</p> <p>しかし、リクルートキャリア社の事案に明らかなように、人事部は明らかに高度なテクノロジーをその業務運営のために用いている。しかも、いわゆる「学生の売り手市場」の中で、「働き方改革」の下労働時間を圧縮しつつ成果を出さなければならないというプレッシャーの中に人事部員はいるので、このテクノロジーによって業務時間を減らそうとして、機械による判断に依拠する度合いを強めていくことが容易に予想できる。</p> <p>そのため、適正な利用義務が消費者の情報のみならず、従業員の情報にも適用されることを強調していただきたい次第である。</p> <p>【個人】</p>
436	<p>p 1 6</p> <p><意見> 適正な利用義務違反の具体化をガイドラインにて行う際には以下の点に着目して不適正かを判断するというのはいかがか。</p> <p>要素1) 利用の結果、個人に関する自動的な意思決定が行われるか なお、仮に人が介在していたとしても形式的な関与であれば、それは自動的な意思決定が行われていたと評価する旨も明記すべきである。 また、仮に、すべての判断過程が人間が行っても個人データに基づいて行っても同じ結果になることを事業者が証明できた場合に限り、要素1を満たさないということにすべきと考える。</p> <p>要素2) 本人に対して不合理な差別が行われるかどうか なお、合理的な差別（たとえば、従来のローンの返済比率から今後のローンの返済比率を予測することにより、追加ローンをおさないう取扱をすること）は許容される旨も明記すべきである。</p> <p>要素3) 利用の結果、個人の権利又は利益に重大な利益が発生するか否か</p> <p>【個人】</p>

437	<p>p 16 「適正な利用義務の明確化」について</p> <p><意見></p> <p>いわゆるAI（人工知能）を使った個人データの処理のうち、解釈可能性が低い処理方法（ディープラーニングなど）を合理的な理由なくつけたことを不適正かどうかの判断要素とするのはいかがか。</p> <p>たとえば、ランダムフォレストは解釈可能性が高い（つまり、人間からして理解しやすい）ので、これを使って個人データの処理をする場合には基本的には問題視せず、他方、解釈可能性が低い処理方法（ディープラーニングなど）の場合にはあえてそれを用いた理由を企業の側が説明できない限り、不適正という方向で考慮するというのは、妥当と考える。</p> <p>【個人】</p>
438	<p>II.</p> <p>2. 適正な利用義務の明確化</p> <p>「不適正な方法」を明記すべき。個人情報の目的外利用は禁じる。明示的に本人の合意を得た場合以外での第三者提供は禁じる。本人の意思に基づき保有する個人データの速やかな消去或いは変更を義務付ける。</p> <p>【個人】</p>
439	<p>第2節 事業者の守るべき責務の在り方</p> <p>2. 適正な利用義務の明確化</p> <p>・事業者の適正な個人データ利用を委縮させることがないように、「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用」の内容について限定的かつ明確に示すべきである。併せて、事業者が個人データの利用について、予め適切な判断を行うことができるよう、該当する事例を示すべきである。</p> <p>【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
440	<p>（適正な利用義務について）</p> <p>・情報技術の進展により、個人情報の濫用や不適切な利用のリスクが高まっており、かかるリスクへの対応は社会的課題となりつつある。この課題に対応するためには、適正な利用が求められるという認識を社会的に共有し、事業者と個人それぞれの立場から、適正な利用の確保のための役割を果たすことが期待される。</p> <p>・適正な利用義務の明確化は、その基軸となり得るものであり、ぜひとも必要である。かかる明確化は、個人情報の保有・利用への信頼を支えるものともなり得る。</p> <p>・また、明らかな濫用や、明らかに不適切な利用事例については、（模倣のリスクには配慮しつつ）公表をするとともに、広く情報共有しうる仕組みやしくみづくりを検討すべきである。</p> <p>・個人情報の適正な利用のあり方が洗練されていくことは、社会経済の円滑な活動や、経済の発展にも必要である。今後、個人情報の適正な利用の在り方について、関係各機関・各層において、さらに具体的な実践が積み重ねられていくことが必要と考える。</p> <p>【東京合同法律事務所】</p>

441	<p>No. 9 【頁】 P. 16 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 2. 適正な利用義務の明確化 ○こうした実態に鑑み、個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。 【意見】 利用目的が適正でありながら、「適正とは認めがたい方法」についてガイドライン等で具体的にしていきたい。 【理由】 具体的且つ明確にさせていただくことで、事業者が実際の対応の場面において迷うことが無くなることで、結果的に本人の権利保護に繋がります。 また、明確化する際は、業界団体などの話し合い、個別に対応していきたい。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
442	<p>2. 適正な利用義務の明確化</p> <p>【意見5 (P16)】 ・「適正とは認めがたい方法による個人情報の利用」がどのような行為類型を指しているか、具体的なケースをガイドラインやQ&Aで明確化していただきたい。</p> <p><理由> ・「現行法の規定に照らして違法ではない」方法による利用を規制対象とするものであることから、平成27年改正法につき定着している解釈から「適正」の趣旨・範囲を導出することが困難であると考えられる。よって、法的安定性の確保のため、また、事業者の適正な事業活動を不必要に委縮させることのないよう、「適正とは認めがたい方法」の内容を明確化していただきたい。</p> <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>

443	<p>(該当箇所) 第2節 2. 適正な利用義務の明確化 (p. 16) 第3節 2. 民間の自主的取組の推進 (4) 保有個人データに関する公表事項の充実 (p. 20)</p> <p>(意見) 「適正とは認めがたい方法」という表現は曖昧なので、より明確化し、個人の権利義務の侵害につながる恐れのある行為を制限する必要があると考える。 例えば、様々なルートで収集した情報を統合して、個人の権利義務に影響する可能性のある個人データを新たに生成する場合は、生成することについて本人の同意を必須とするとともに、生成された個人データを「保有個人データ」と明確に位置付けて、本人による開示・訂正・利用停止等の対象とすべきではないか。</p> <p>(理由) 閲覧履歴やSNSへの登録内容等から、個人の性格、人間関係、行動パターン等を評価・推測し、「内定辞退率」や「信用スコア」など個人に関する新たな情報を「生成」することについては、現行法でどのように規律されるかが明確ではない。それら「新たな個人情報」は、本人の権利拡大や利便性向上に寄与し得るといって有益である一方、利用のされ方によっては本人への不当な差別につながる可能性もあり、本人に抗弁の機会がないのは不公正であると考えられる。 したがって、最低限、どのような情報をもとに、どのような評価や推測が行われるかを本人に知らしめるとともに、同意を得た場合でも、本人に事後的な訂正や利用停止の権利を付与することが必要と考える。</p> <p>【個人】</p>
444	<p>■箇所 16ページ 第3章 個別検討事項 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 2. 適正な利用義務の明確化</p> <p>■意見・理由 「個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。」とありますが、「適正とは認めがたい方法」および「明確化」の具体的な手段について、具体的にお示し願います。</p> <p>【(株)NTTデータ】</p>
445	<p>第3章第2節2 意見：適正な利用義務の明確化については、事業者に対して萎縮効果を与えるような規定とならないように慎重な検討が必要である。また、適正な利用義務の明確化を定める条項への違反の効果（第4章第3節に基づく個人情報保護委員会の監督活動の他に、本人が事業者に対していかなる請求権を持つことになるか等）についても、明確に整理すべきである。 理由：「適正とは認めがたい方法」が具体的に何を指すのか極めて不明確である。その制度趣旨の説明においても「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法」といった、極めてあいまい不明確な書きぶりとなっている。趣旨については反対するものではないが、イノベーティブな事業を開拓しようとする事業者に対して萎縮効果を与えるおそれが大きい。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>

446	<p>2. 適正な利用義務の明確化</p> <p>【意見】 適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行なってはいけない旨の明確化に強く賛同する。何が「適正とは認めがたい方法」であるかは、今後ガイドライン等で明らかにされると思われるが、これを過度に限定的に解釈すべきではない。</p> <p>【理由】 権利利益の侵害は、取扱いの手続を規制するだけでは防止することができない。利用目的は特定されていれば、どのような利用目的でもいいというものではなく、当然に個人の権利利益の侵害をもたらすような利用目的は許容されるべきではないのである。 「適正とは認めがたい方法」は、まずは権利利益の侵害を防止する観点から画されるべきものであり、これを過度に限定的に解釈すべきではない。リクナビ事件における利用は「適正とは認めがたい方法」にはあたらないとの説明されているようであるが、同事件における個人情報の利用は、本人の想定に反してその信頼を害する形で本人に不利な結果をもたらすものであり、まさしく「適正とは認めがたい方法」にあたりと解すべきである。プロファイリングの中には、「適正とは認めがたい方法」にあたる事例があるはずであり、この点も解釈上明らかにされることが望ましい。</p> <p>なお、「適正とは認めがたい方法」には、個人の権利利益の侵害をもたらすものが幅広く含まれる。たとえば、スコアリングが人生の重要な選択（入学、結婚、就職）等に用いられる場合には、多くの人が高スコアにつながる指標に集中し、個人の自己決定権が侵害され、ひいては、社会の委縮とその多様性の喪失につながるおそれがある。また、政治広告に行動ターゲティング広告を利用することは、一部の人の投票行動に不当な影響を与え、民主制の根本をなす参政権の侵害をもたらすおそれがある。今後の情報の利活用に伴い生じる個人の権利、法益の侵害を、海外での法令、事例も参考に十分に検討のうえ、これらの点も含め、問題が生じる場合を解釈上明らかにされるべきである。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>
447	<p>第3章について下記の意見を提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2節の2の「適正な利用義務の明確化」における「適正な」を誰がどうやって判断するかについて言及がないですが、PIAの役割はまさに事前に自ら「適正であること」を示すことにあると思います。第3節の2に「民間の自主的取組の推進」としてPIAが言及されていますが、委員会が判断しやすいように、また、恣意的な判断になることを防ぐためにも、第2節の2にも、例えば「利用が適正であることを自ら示す手段としてPIAを事前に実施し、公表することが望ましい」などの文言があったほうがよかったです。 ・ 同じことが、第4節の4の（1）の3つ目の○「適切な運用」、4つ目の○の「不適切な取扱い」、（2）の「適正な取り扱い」など多数出てきます。また、「適切」と「適正」は意味が違うのかも整理をお願いします。 <p>【個人】</p>
448	<ol style="list-style-type: none"> 1 適正な利用義務の明確化については賛成である。 2 最近、官報公告の情報等を利用した不適切なサイトが散見される。情報の取得行為自体が仮に法に触れなくても、利用行為が明らかに不適切なものについては、適切な法規制が必要である。 3 また、特定の大規模な事業者が存在する現状において、単に「同意を得ていればよい」というのでは、一般消費者は事実上選択権を奪われてしまいかねない（当該事業者のサービスを利用しないで生活するのが事実上困難になる状況も考えられる。）。 <p>よって、適切な利用義務の明確化については、是非導入して頂きたい。</p> <p>【個人】</p>

449	<p>【該当箇所】第3章第2節2「適正な利用義務の明確化」16ページ</p> <p>【意見3】適正な利用義務の「適正な利用」の意義は「急速なデータ分析技術の向上等を背景に潜在的に個人の権利利益の侵害につながるものが懸念される個人情報の利用の形態」の観点から規定すべき。</p> <p>【理由】</p> <p>「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化する」とのことであるが、いかなる場合を「適正とは認めがたい」とするのが判然としない。背景として「本法の目的である個人の権利利益の保護に照らして、看過できないような方法で……事例が、一部にみられる」との理由付けが示されており、その例示として、「現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用するなど」との記載があることから、現行法の規定に照らして違法又は不当な行為に関係し得る場合に限って「適正とは認めがたい方法」としているようにも読める。その一方で、本項目の冒頭では「急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながるものが懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり……」との記載もあり、データ分析自体が「現行法の規定に照らして」違法な行為を助長・誘発することは考えにくいことから、これらの文の間には矛盾があるように見受けられる。</p> <p>これらの記述からではどのような制度改正が予定されているのか判然としないが、少なくとも、「急速なデータ分析技術の向上等を背景に潜在的に個人の権利利益の侵害につながるものが懸念される個人情報の利用の形態」が「適正とは認めがたい方法による個人情報の利用」に該当することとなるよう「適正な利用義務」を規定するべきである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>
450	<p>(p. 16) 適正不適正は、多分に実体的な判断をとまうものであり、個人情報取扱事業者にとっては不明瞭な規律である。現行第17条に「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と、同様とみられる規律があるが、この規定に対する違反として行政処分その他行政指導がなされた例は、皆無であるか僅少にとどまるため、ガイドライン等でもって、あわせて詳細に例解されるとともに、規定する以上は適正に執行されたい。また、規律の対象は、適正と言えない「方法」であることを強調されたく、これによらず個人情報保護委員会が「利用」そのものを不適正と判断し法執行することは、法目的にも反するため、留意されたい。</p> <p>【個人】</p>
451	<p>2. 適正な利用義務の明確化について</p> <p>前述のとおり、個人情報保護法を背景とした社会的な萎縮と匿名化の進行は大きな課題になっている。大綱が示す「適正とは認めがたい方法」は範囲が不明確であり、このような形で規制を拡大することが、報道機関の取材に対する情報提供をさらに萎縮させ、公益的な情報流通を阻害する要因となることを懸念する。「適正とは認めがたい方法」の内容を明確化するよう求める。</p> <p>【一般社団法人 日本新聞協会】</p>

452	<p>(該当箇所) 16 ページ</p> <p>○こうした実態に鑑み、個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。</p> <p>(意見)</p> <p>適正と認められない内容について、具体的に守るべき本人の権利利益を明確化し、法目的と照らして事業者が自主的に判断できるようにするべき。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
453	<p>3 16頁 第3章 第2節 2 事業者の守るべき責務 適正な利用義務の明確化について</p> <p>インターネットが普及し、それを利用する国民の技術向上等により、個人情報の取扱いについては、法制定時とは比べ物にならないほどに配慮が必要な社会となっていることを考えると、看過できないような方法による個人情報の利用を広く規制し、明文化することには、それらの不当な行為を抑制する一定の効果があると考えられる。</p> <p>そして、本当にこれらの行為を規制するためには、前記同様、それらの行為に対してペナルティを明文化することが必要であり、併せて検討されたい。</p> <p>【全国青年司法書士協議会】</p>
454	<p>(該当箇所) 16ページ</p> <p>(適正な利用義務の明確化)</p> <p>(意見)</p> <p>(1)官民の防犯カメラ・顔認証システムの防犯目的の利用に立法手当を (2) コンピュータ等による労働者・求職者の個人データの自動処理の結果のみによる人事上の決定の禁止の明確化を (理由)</p> <p>(1)官民の防犯カメラ・顔認証システムの防犯目的の利用に立法手当を 民間企業などにおける店舗等におけるカメラ・顔認証システムのマーケティングなど商用利用については、経産省などが事業者が遵守すべきガイドラインを制定している。</p> <p>また、防犯目的の防犯カメラ・顔認証システムなどの運用については貴委員会が個人情報ガイドラインQ&Aにおいて対応している。</p> <p>しかし、現在も防犯カメラの利用目的などを明示していない企業も多く、また書店などの小売業がいわゆる万引き犯予備軍について個人データを取得し、本来司法が行うべき判断を勝手に行使し、当該データを業者間あるいは業界間で提供しあうなど、個人情報保護法の趣旨あるいは法治国家の趣旨を逸脱した運用が行われている。</p> <p>そのため、防犯目的の官民の防犯カメラ・顔認証システムの運用について、立法または貴委員会のガイドラインなどで規制を行う必要があると考えられる。</p> <p>(2) コンピュータ等による労働者・求職者の個人データの自動処理の結果のみによる人事上の決定の禁止の明確化をリクナビ事件などのような個人データを個人情報保護法の趣旨を逸脱するような方向で利用・提供などを規制するため。</p> <p>【個人】</p>

455	<p>4 該当箇所 16 頁の最下段の○ 意見 「明確化する」とある。法律に盛り込むべきである。 理由 個人情報取扱事業者が「適正な利用」を行うことは当然の義務であると思料。</p> <p>【個人】</p>
456	<p>【第3章 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 2. 適正な利用義務の明確化】 p16 「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化する」のは当然であるが、現状において法第18条第4項によって、本人に利用目的が通知されないままに取得されている情報が多々ある。法第16条第4項の例外規定適用が合理的であるのか否かを推認する術さえない（そもそも例外規定が適用されているとこと知りようがない）。「適正な利用の義務の明確化」を論じる以前に、前述したように（【第1章 総論】－1、【第1章 総論】－2、【第2章 検討の経緯】）、「個人情報保護」が憲法上の権利＝基本的人権であるという土台から出発する個人情報保護法へと抜本的な見直しを行うべきである。</p> <p>【個人】</p>
457	<p>【該当箇所】 P16「2. 適正な利用義務の明確化」 【意見】 ● 適正な利用義務の明確化に関して、「個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化する」とあるが、適正とは認めがたい方法の具体的な範囲を明確にして個人情報取扱事業者の予見可能性を確保しなければ、事業活動の無用な萎縮を招きかねない。そのため、「適正とは認めがたい方法」を限定列挙して示すなど、適切な個人情報の利用を担保する制度設計が必要であると考え。</p> <p>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>
458	<p>（該当箇所） 第3章第2節2. 適正な利用義務の明確化（16頁） （意見） ・「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。」とあるが、「適正とは認めがたい」の判断が客観性をもって行われ、事業者において予見可能性をもちうるように、その範囲を具体的に明示いただきたい。</p> <p>【生命保険協会企画部】</p>

<p>459</p>	<p>(意見) 18 9頁、16頁 同上 (4つ目の○) および 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 2. 適正な利用義務の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法令では、共同利用の制度を利用することにより、目的の範囲で第三者との情報共有ができ得る。 ・持株会社が経営目的のために傘下企業から情報を収集し、必要な安全管理措置をとることで集約することは適切な利用といえるか。 ・「本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合」といういわゆる例外規定に、持株会社による経営管理目的による業態からの顧客情報の吸い上げも含まれるか(このように目的が明確で安全管理措置が実施されている状況において、利用停止・消去・第三者提供の請求が行われた場合、当該権利請求に応じることは必要か)。 ・また、一般に情報の元提供者は直接的に情報を提供した先に対し権利請求を行うこととなるが、これに連座したかたちで共同利用先は同様の請求権に応じる必要があるか。 <p>(理由) ・一体運営を踏まえ、業態の顧客情報を持株会社で吸い上げて、検索・管理データベース化するケースが増えているが、顧客からの第三者提供停止の対象に持株会社が含まれると、銀行の当該戦略自体が成り立たなくなると考えられる。 【全国銀行協会】</p>
<p>460</p>	<p>(意見) 36 16頁 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 2. 適正な利用義務の明確化 (3つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適正とは認めがたい方法による、個人情報を利用を行ってはならない旨を明確化する」とあるが、「適正とは認めがたい方法」の内容を明確にしたうえで、該当する事例を限定的に示していただきたい。 <p>(理由) ・最近の不正事案を踏まえた、利用目的に定める内容の正否に踏み込んだ事項であるものと理解しているが、事業者への影響を見定める観点から、方法自体を列挙もしくは例示により示していただきたい。 ・具体的な事例が明示されない状況下、事業者としては保守的に判断せざるをえず、個人データの適正な利用の萎縮に繋がりがねない。</p> <p>【全国銀行協会】</p>

461	<p>(意見) 37 16頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない」とは、具体的にどのようなケースを念頭に置いているのか。違法な詐欺的商法のターゲットを探すために個人情報を分析する場合や、特段の合理的理由なく破産者や前科保有者を広く公開するようなケースがこれに当たるということか。 ・これに対し、個人情報を用いて、①採用活動において内定辞退率を推定すること、②退職率を推定すること、③借主がローンを支払わなくなる可能性を推定すること、④特定の個人が反社会的勢力であることやマネーロンダリングを行なっている可能性を推定することなどは、いずれも本人の不利益ともなり得る推定に個人情報が取り扱われているともいい得るが、正常な社会経済活動において必要性が認められるものであり、本規定において禁止されるものではないという理解でよいか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記①～④のような正常な社会経済活動において必要性が認められる個人情報の取扱いに本規定が適用されないことを確認したい。 <p>【全国銀行協会】</p>
462	<p>(意見) 38 16頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない」とは、仮に一定の個人情報の取扱いについて本人が明示的に同意していたとしても、個人情報の取扱いが「適正とは認めがたい方法」と評価される場合には、当該取扱いが利用目的の範囲内であるかどうかに関わらず禁止されるということか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮に本規定の範囲が広いものとなる場合でも、本人が明示的に同意している場合には本規定が適用する必要はないと考えられる。 <p>【全国銀行協会】</p>
463	<p>(意見) 39 16頁、22頁 同上 および 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 (5つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報の分析行為であっても、「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない」の規制が一律に課せられないものではないという理解でよいか。例えば、違法な詐欺的商法に利用する目的で詐欺にひかかり易い人間の行動パターンを分析することなどについては、たとえ仮名化情報を用いていたとしても「適正とは認めがたい方法」に該当し得るという理解でよいか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用義務と仮名化情報との関係について明確化する必要がある。 <p>【全国銀行協会】</p>

464	<p>(該当箇所) 第3章第2節2. 「適切な利用義務の明確化」 (16頁)</p> <p>(御意見) 適正な利用義務違反が問われるのは、消費者の個人データの利用により、当該消費者の利益が著しく害される場合に限定されるべきであり、法令において具体的な要件を規定すべきと考えます。たとえば、当該データ主体について差別、偏見その他の不利益を与えるようなプロファイリングがなされ、これにより、当該データ主体に、重大な法的効果又はこれに準じる事実上の重大な効果が生じたような場合(例：政治傾向のプロファイリングによる投票行動に影響を与えるような政治広告配信)等がこれにあたるかと思えます。少なくとも、データ主体が単なる不安感や気持ち悪さを感じるといったレベルでの利用についてまで不適正な利用として規制される訳ではないことが明確化されるべきと考えます。</p> <p>(理由) 適正な利用義務違反が問われる場合が十分に限定されていない場合には、データ利活用にあたっての萎縮効果が大きいものと考えられます。</p> <p>【個人】</p>
465	<p>(該当箇所) 16ページ第3章第2節2. 適正な利用義務の明確化</p> <p>(意見) 適正な利用義務の明確化については、可能な限り法令上で要件を明記するとともに「適正とは認めがたい方法」に該当するケースを法文やガイドライン等に明記し、不必要に広範に適用されないことを明確化していただきたい。また、「適正な利用」ではないとされた場合にどのような罰則の対象となるかも法律上、明記していただきたい。</p> <p>(理由) 適正とは認めがたい利用義務の範囲やその違反による罰則内容が不明確であれば経済やビジネスへの萎縮効果をもたらすため。</p> <p>【在日米商工会議所】</p>

466	<p>【制度改正大綱 p16】 「適正な利用義務の明確化」に関して</p> <p>【意見】 「適正とは認めがたい方法による」の価値判断は不明確であり、規定の導入に反対する。導入するとしても、法またはガイドラインで明確に規定すべきである。</p> <p>【理由】 たとえば、企業が個人情報を利用した後に違反といわれるおそれや、日々進展する情報技術や個々に異なるプライバシー感情などでその評価も変化することから、事業者としては予見可能性が著しく低く、事業活動を阻害しかねない。適正な利用義務に関する規定については慎重に検討し、規定を設けるにあたっては、法またはガイドラインで明確にすべきである。</p> <p>【経営法友会】</p>
467	<p>【意見 1 1】 (該当箇所) 第3章第2節2. 適正な利用義務の明確化 (p.16)</p> <p>(意見) 「適正とは認めがたい方法」による個人情報の利用について、その範囲を明確に示すべきである。例えば、「地域によって不当な差別を行うこと」等、具体的な事例による説明を行っていただきたい。</p> <p>(理由) 本箇所では、「違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報を利用する」こと等を問題視し、「個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化する」としている。 しかし、「違法又は不当な行為を助長する行為」、「適正とは認めがたい方法」等の具体的な内容が不明確であることから、事業者の予見可能性が担保されず、事業活動に萎縮効果を及ぼすおそれがある。また、禁止される範囲が不明確なことで、不適正な利用を行う事業者への抑止力としても機能しないことも考えられる。</p> <p>【新経済連盟】</p>

468	<p>(意見) 名簿屋規制の実効性を高めるためにも、今改正において、実際の権利行使を容易にする制度、犯罪目的利用への譲渡禁止を盛り込んで頂きたい。</p> <p>(理由) 消費者は、自ら個人情報を提供した心当たりのない勧誘電話に迷惑を被り、本人の知らないところで個人情報が売買されていることに不安を感じている。原野商法の被害者への投資勧誘など、いわゆるカモリストの流通も示唆され、また、流通している名簿は、特殊詐欺やアポ電犯罪などにも使われている。 特殊詐欺グループに名簿を販売する事業者への対策である。 大綱では第3章第2節2. 「適正な利用義務の明確化」における「適正とは認めがたい方法による利用」の禁止を明確化してこの問題に対応しようとしているように見えるが明確ではないので、明確にしていきたい。詐欺グループについては「利用」に該当するが、詐欺グループに名簿を販売する事業者は「利用」しているわけではないので更に手当てが必要である。この問題には世の中の関心も高く、既に、大阪や大分などいくつかの地方公共団体では、特殊詐欺に使われると知って個人情報データベースを提供することを禁じる条例ができており、提供の記録作成時に被提供者の本人確認を義務付けるものもある。これらの地方公共団体の努力を他県での名簿入手によって骨抜きにしないためにも、個人情報保護法において、犯罪目的の利用者への譲渡も禁止し、犯罪目的での保有や犯罪目的の利用者への譲渡について、刑事罰（直罰）を課してはどうか。もちろん、刑事なので、犯罪目的と知って（または重過失により知らないで）譲渡する場合に限るため立証の問題は残るが、それは次の段階で一定の場合に立証責任を転換する、などを検討してはどうか。いずれにせよ、警察が動けることが重要である。また、一般の事業者に迷惑がかからない程度の「目的確認義務」を創設し、個人情報保護委員会として課徴金を課せるようにするのも一つの方法かもしれない。 貴委員会が、名簿屋問題に正面から取組まれている努力と実体法の改正方向は支持するが、実効性を高めるためにも、今改正において、実際の権利行使を容易にする制度、犯罪目的利用への譲渡禁止を盛り込んで頂きたい。これによって、消費者の安心に寄与する個人情報保護法制にすることができるのではないか。 【個人】</p>
469	<p>○該当箇所 第2節-2 適正な利用義務の明確化（16ページ）</p> <p>○意見 「適正とは認めがたい方法による個人情報の利用」と個人情報の利用目的の関係が不明なので明らかにされたい。</p> <p>○理由 個人情報の利用は利用目的の範囲内で行われるものとされており、利用目的は明らかにされているが方法として適正と認めがたいものは、利用目的が不当あるいは不適正ということであると思われる。しかしながら、利用目的の妥当性を判断する基準や規律、さらに規制はないと思われるので、法方として適正ではないが利用目的としては明らかにされている場合に、利用目的とはいかなる意味を持つのが不明であり、利用停止請求等の権利強化との関係でも何が保護法益となるのかがわかりにくいので、一般の日本語としてわかるレベルで関係性を整理して明らかにされるべき。 【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>

470	<p>4. 事業者の守るべき責務の在り方（改正大綱14-16頁 第3章 第2節） （1）漏えい等報告及び本人通知の義務化（改正大綱14-16頁） 中間整理に対する意見と変わらず、漏えい報告に関する法制化そのものについて異論はない。 また、「報告の期限および報告先等」（15頁）についても異論はないものの、報告対象となる「一定の類型（に該当する場合に限定）」については、「仮名化情報」漏えい時の対応要否も含めてガイドライン等で明確に規定いただきたい。 なお、漏えい等についての本人通知の原則義務化についても、上記同様に異論はないが、実際問題として「本人に対する連絡ができない場合」が現に存在するため、「本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護する必要なこれに代わるべき措置をとるときに」置かれる「例外規定」（16頁）を、事業者へ過度な負担とならない方法にて検討いただきたい。 加えて、適正な利用義務の明確化については、「適正と認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない」との記載がある。また、「現行法の規定に照らして違法ではないとしても、違法又は不当な行為を助長し、または誘発するおそれのある方法により個人情報の利用」とあるが、これらをあわせて読むと、「適法」であるが「不適正」である場合には、「適法であっても利用を行ってはならない」ことを示唆しているものとする。この点に関しては、「適法」であるが利用を行ってはならないほどの「不適正」である」という事案が想定できないため、具体例を提示いただきたい。</p> <p>【日本広告業協会】</p>
471	<p>1. P16 2. 適正な利用義務の明確化</p> <p>(1) 情報取得時にのみ同意を得たとしても、個人情報の取得時に本人の同意を得たとはいえない。 取得した情報を分析・解析した結果生じた情報にこそ、その内容について本人に照会し、使用の同意を得る必要があると考える。</p> <p>これは、リクナビの内定辞退率の算出に関する問題と同一である。就職のために自らの個人情報を提供することについて、学生達は同意したが、その情報を基に分析・解析された内定辞退率について、内定辞退率算出されること自体を知っていた学生はいないだろう。さらに、自らの内定辞退率が何%なのかを知っていた学生はいないだろう。これを照会され、利用に同意した学生もいないだろう。 私も、上記のような自らに対する分析・解析結果について通知を受けたり、その情報を保有・共有することに同意をした事実はない。</p> <p>(2) 上記のように、ささいな取得データの組合せや解析によって、本人に不利益を与えるようなデータが引き出された場合には、個人情報により自らの知らないところで不利益を被るリスクがあり、そのようなデータは、要配慮個人情報と同等の取り扱いを受けるべきだし、何よりも、そのデータは事実ではなく「ささいな取得データの組合せや解析によって、本人に不利益を与えるようなデータが引き出された情報」に過ぎないことを明確に認識する必要がある（要配慮個人情報とは異なる）と考える。</p> <p>(3) 万が一、民間企業がマークしている人が本当に常習の万引き犯だった場合であっても、罪を犯しそれを償った場合には、罪人ではない。 公開の裁判による有罪判決が確定するまでは、無罪であると我が国の憲法は規定しています。そして、日本では国家権力のみが刑罰を科すことができ、私刑は禁止されています。 しかし、民間企業による生体データに基づく個人情報の共有及び防犯ハラスメントは、重大な人権侵害であり法律が禁じる私刑です。</p> <p>【匿名】</p>

472	<p><要望と疑問> 「利用方法の明示」について P.16 データ利用法の明示は、いついかなる時も誰でもが理解できるような方法で、どの企業も行ってほしい。 理由：利用方法、又は目的は、データを扱う側が隠そうと思えばいくらでも隠せる点が問題なので取扱者のモラル頼みが現状だとすれば非常に怖いと思う。データ利用について、一般消費者は知識がないに等しい。皆、自分の個人情報に安全に取扱われていると思っているからこそ関心がない。個人情報保護法が常にアップデートされ広く、どのような立場の人にも適用される法律であってほしい。本来の人権保護のみならず、現在起きている人権侵害からも救ってほしい。</p> <p>【個人】</p>
473	<p>意見3. (該当箇所) 16ページ 2. 適正な利用義務の明確化 (意見) <個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする>とありますが、罰則を科すべきです。 (理由) なぜなら、すでに適正とは認めがたい利用による被害が、(例えばリクルートの件など) 出ているからです。明確化するだけでは、個人情報を保護できないと考えます。</p> <p>【個人】</p>
474	<p>意見書3</p> <p>16頁 第3章 第2節 2 事業者の守るべき責務 適正な利用義務の明確化について 上記に関し、全国青年司法書士会が提出した意見書に、私も賛同する。 http://www.zenseishi.com/opinion/2020-01-10-01.html さらに追加して私見を述べる。 (略) 抜け道を防止するためにも、ガイドラインやそのQ&Aは、もっと具体的な細かい事例にまで踏み込んだ内容に変えていく必要があると考える。 類似サイトの抑止に直結するよう、当然罰則についても強化のうえで上記にあわせてしっかりと明文化すべきである。</p> <p>【個人】</p>
475	<p>以上の他、意見の非公表を希望する1団体については掲載していない。</p>

第3章第3節関係 認定個人情報保護団体制度

No.	提出意見
476	<p>(該当箇所) 18ページ 30行目 「現行制度に加え、特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充することとする。」 (御意見) 大変ありがたい改正です。大いに賛成いたします。 (理由) ※会社の一部の部門のみで特定の事業を行っている事業者もあり、部門単位で認定個人情報保護団体の傘下に参加できることは大いに賛成いたします。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
477	<p>p. 18 第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 1. 認定個人情報保護団体制度 (2) 委員会による支援の在り方 【意見】 委員会からの積極的な執行を前提に、認定個人情報保護団体に加入している場合には執行を軽減するといった共同規制の枠組みを導入する等、認定個人情報保護団体への加入を促進する仕組みを積極的に充実させていただきたい。 (3) 認定個人情報保護団体制度の多様化 「特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充することとする。」 【意見】 認定個人情報保護団体がない業界も多くあるため、こうした制度の拡充により、適正な活動が期待できるため賛同する。 【個人】</p>
478	<p>4つ目 (該当箇所) 18ページ 30行目 「現行制度に加え、特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充することとする。」 (御意見) 大変ありがたい改正です。大いに賛成いたします。 (理由) ※弊協会の会員の中には通信販売業を会社の一部の部門のみで行っている事業者もあり、当該事業者を弊協会 認定個人情報保護団体の傘下に加入するよう勧めることが難しかった事情があり大いに賛成いたします。 【公益社団法人 日本通信販売協会】</p>

479	<p>P. 17 法の認定基準 不適合のレベルではないが、認定にあたっては、審査手続きの透明化も併せてお願いしたい。具体的には、審査についても、説明責任・プロセスの透明化や審査員による審査粒度の統一化をPPC側から働きかけていただきたい。</p> <p>P. 18 認定個人情報保護団体の対象事業者について インシデント報告の一元化を求めたい。 【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>
480	<p>III. 1. 認定個人情報保護団体制度の多様化 どのような要件を満たす団体がこれに該当するのか？また、当該団体には、個人情報取扱業者を対等の立場で調査し、利用者の利害を代弁する強い権限が与えられるべき。認定個人情報保護団体の指摘をめぐって、当該事業者と個人情報保護委員会の責任を明記すべき。 【個人】</p>
481	<p>【個別検討事項】</p> <p>1) 「要件」「範囲」「緩和措置」「例外」「困難な場合」「個人の権利利益の侵害を念頭の“念頭”」「一定」「適正」「不適切」「明らかな」など具体的には不明な表現が多く、内容によっては個人、事業者のいずれにとっても負荷が大きくなりすぎたり、実効性が失われたり、本来の法の趣旨が失われるなどのおそれがある。 技術、社会が急速に変化する中で、個人の権利利益と利活用のバランスへの対応を適時に行えるようにするために、官民による共同規制の枠組みとして認定個人情報保護団体の活用を推進することされており、前述の具体的な内容については、認定個人情報保護団体等の活用によって官民で連携する共同規制スキームを要望する。</p> <p>1. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に関わる要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の権利利益の侵害がある場合を「念頭」 ・要件を「緩和」し、個人の権利の「範囲」を広げる ・本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置を取る場合は、請求に応じないことを「例外的」に許容する <p>2. 開示請求の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該方法による開示に「多額」の費用を要する場合その他の当該方法による開示が「困難」である場合にあっては、書面の交付による方法による開示を認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする <p>3. 漏えい等報告の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告が義務付けられる「一定」数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、「一定」の類型 <p>4. 適正な利用義務の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「適正」とは認めがたい方法 <p>5. 提供先において個人データとなる情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供先において個人データになることが「明らかな」情報 <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>

482	<p>6) 認定個人情報保護団体制度の多様化 「特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充すること」は、消費者目線で見ただけの場合、問合せ窓口が狭くなるだけである。 本来、個人情報保護は企業が全社で総合的、統一的に行うべきものであり、責任の所在が矮小化される恐れが生じる。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>
483	<p>No. 10 【頁】 P. 18 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 1. 認定個人情報保護団体制度 (3) 認定個人情報保護団体制度の多様化 ○このため、個人情報取扱事業者における個人情報を用いた業務実態の多様化や、必要な規律の在り方の変化を踏まえ、認定個人情報保護団体制度について、その対象事業者による個人情報の取扱い全般に関する苦情受付、指導等を行える現行制度に加え、特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充することとする。 【意見】 特定の事業活動をガイドライン等で具体的にしていきたい。</p> <p>【理由】 特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるようにした場合、事業ごと、サービスごとの認定個人情報保護団体というのは個人情報保護法のそもそもの趣旨に反していると思われる。個人情報保護は全社的に取り組むものである。 また、限定をすると事業者の責任の所在が不明確になる。 個人情報保護法は機能というよりも法人全体にかかっており、認定個人情報保護団体は指針を定めているのだから、個人情報保護以外の苦情相談への対応の問題はそれによって解決できるのではないか。 事業活動ごとになると、消費者からみて窓口が複雑になり相談先がわからなくなる、またたらいまわしになるなど問題がある。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>

該当箇所 2 :

17～18ページ：第3章 第3節 1. 認定個人情報保護団体制度

23ページ：第3章 第4節 4. 端末識別子等の取扱い

意見：

・インターネット広告の分野について「可能な限り民間の自主性を活かしつつ、認定個人情報保護団体制度を活用するなど効果的な執行の在り方を検討していく必要がある」（23ページ）、また、認定個人情報保護団体制度について「特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充する」（18ページ）とのことであるが、「団体を認定」する制度である場合に、実効的な制度となるのか疑問がある。事業者団体に過度な役割を求めるのではなく実態に即した運用が可能な制度となれば、民間の自主ルールを補強するものになり得ると考えられるが、認定団体の業務が現行制度のような個人情報等の取扱いに関する苦情の処理、対象事業者への指導・勧告、個人データの漏えい等への対応といったものであるとすれば、ターゲティング広告を含むインターネット広告の分野での「団体を認定」する制度活用の効果はごく限定的であると考えられる。その理由を次に述べる。

- 当協会が定める自主ルールの対象となる会員のインターネット広告事業者では、自社の従業員や広告サービスを利用する顧客企業の従業員の個人情報を保有しており、そのため個人情報取扱事業者にあたるとしても、ターゲティング広告を含むインターネット広告事業においては、個人情報を取扱わない広告事業者も多い。また、読者・ユーザーの個人情報を取扱うメディア事業者においても、個人情報等の利用目的がコンテンツサービスであって、自らは広告利用を目的とした個人情報等の個人に関するデータの取得を行っていない事業者も多い。そうした事業者は、従業員やコンテンツ利用者等の「個人情報取扱指針」とは別に、インターネット広告サービスにおけるユーザーデータの取扱いに関する指針を定めて公表している。また、コンテンツサービスにおいて取得した個人情報等を広告事業にも利用している事業者も、包括的な「個人情報取扱指針」とは別に、インターネット広告でのデータ利用について説明を別途設けている。このような事業者の取組みは当協会の自主ルールによるもので、ユーザーに対して分かりやすい説明を行うことで、データ取扱いの透明性と関与の機会（オプトアウト）を提供しているものである。さらに、広告に設置したマーク（当協会の指定するインフォメーションアイコンやグローバルな自主規制アイコン）から誘導するなどユーザーの理解と関与を可能にする適切かつ合理的な方法を実装する取組みを行っている。

	<p>- また、当協会への加盟にあたっては、健全なインターネット広告事業を行う趣旨（団体の目的、広告倫理綱領、行動憲章）に賛同することを求めており、それによって趣旨に相容れない事業者と一線を画し、差別化をはかる意図がある。インターネット広告事業の健全性には、個人情報等の取扱いに限らず、広告表示に関する法令や倫理基準、広告掲載先の品質確保や標準的なビジネス規範等、様々な要件がある。会員事業者にはそれらの関連法令及び業界基準を守り適正性を確保することを求めているため、インターネット広告事業を行うすべての事業者に当協会への加盟資格があるものではない。そうした業界団体の在り方からすると、「団体を認定」する制度である場合に、アウトサイダーの事業者をも対象事業者として個人情報等の取扱いルールに関してのみ認定を行うことについては、様々な自主基準に照らしてアウトサイダー事業者と一線を画すことにより業界の健全性確保を図る中で、その役割を当協会が負うことが適切であるのか慎重な検討を要する。</p> <p>- なお、インターネット広告の分野で重要なステークホルダーである「広告主」は当協会の構成員ではない。また、「広告会社」の一部も同様である。個人情報やユーザーデータの取扱いはインターネットに限らず、リアル店舗やマス媒体も含めた広告キャンペーンや販売促進、Eコマースや口コミなども含むマーケティング活動全般において取扱われることがあるが、そうした範囲については当協会の自主ルールの対象外である。</p> <p>以上のような理由から、新たな制度においては「団体を認定」する制度ではなく「ルールを認定」する制度として、特定の業界団体への加盟を問わず、個人情報等の取扱いに関する専門機関が一元的に複数の自主ルールに適合することの認定を行うなどの制度も考え得るのではないか。また、「ルールを認定」する制度であれば、少なくとも自主ルールを適用・準用する会員事業者の事業領域に関しては、業界団体が機動的かつ実効的に運用できる可能性もある。「ルールを認定」する制度によって事業者が自主ルールを遵守することのインセンティブが生じ、ユーザー個人、事業者、業界団体などステークホルダー全体のメリットとなり得るとも考えられる。柔軟な制度を検討いただきたい。</p> <p>以上 【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】</p>
485	<p>P. 17 (意見等) 認定個人情報保護団体制度の実効性が不明である。 例えば、保険業は3つ、結婚情報サービスは4つ団体があり、それぞれの特徴、違いが分からなければ、利用価値も不十分なものとなるのではないか。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
486	<p>③ 認定個人情報保護団体制度の多様化</p> <p>日本IT団体連盟としては、2019年3月に開催された「認定個人情報保護団体シンポジウム」において説明したように、「情報銀行」認定をうけた事業者が一定規模となる段階において、当該事業者を対象とする認定個人情報保護団体になることも視野にいれている。この点、「情報銀行」等の特定の事業活動に限定した活動を行う団体も認定できる制度となる場合には、「情報銀行」認定を受けた事業者における当該「情報銀行」事業のみならず、その情報提供先における当該事業活動を対象とすることも可能になり、「情報銀行」認定制度と認定個人情報保護団体の枠組みとの連携を通じた、より実効性のある共同規制を目指すことが可能になると考えられる。</p> <p>【日本IT団体連盟】</p>

487	<p>(該当箇所) 18ページ 第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 1. 認定個人情報保護団体制度 (3) 認定個人情報保護団体制度の多様化 (意見) 特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充することが必要なのか、検討いただきたいです。 (理由) 特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるようにした場合、事業ごと、サービスごとの認定個人情報保護団体というのは個人情報保護法のそもそもの趣旨に反していると思われる。個人情報保護は全社的に取り組むものと考えます。 また、限定をすると事業者の責任の所在が不明確になります。 事業活動ごとになると、消費者からみて窓口が複雑になり相談先がわからなくなり、たらいまわしになるなど問題が起こる可能性があります。そういった事がおこらないようにしていただきたいと思います。 【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>
488	<p>2. 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 (改正大綱17-20頁 第3章 第3節) (1) 認定個人情報保護団体制度(改正大綱17-18頁) 改正大綱において、民間の自主的な取組を促進するため、認定個人情報保護団体(以下、「認定団体」という。)制度の充実が強調されており、認定団体制度自体の意義が今後高まるという文脈が強調されていくであろうことは、当協会においても否定しない。 一方で、従来から個人情報保護法の運用においては、「技術革新の成果が個人情報保護法上、適法だといえるのか」「適法だといえない場合にはどの点が問題なのか」「どのようにしたらその問題点をクリアできるのか」というような「適用の外縁」がどのあたりなのか、事業者にとって必ずしも明確ではなかったという問題点があったと認識している。このような「適法の外縁」のグレーゾーンについて、民間の自主的な取組の尊重という建前を通じて認定団体に白紙委任をするような事態を招かないかについては、中間整理に対する意見においても懸念を表明しているが、ここでも、あらためて懸念を表明したい。 なお、認定団体制度を推進するのであれば、記載のとおり、「認定団体の活動を活性化させる観点と、認定団体の対象事業者となることのメリットを高める観点」(18頁)から、中間整理から継続検討されていることに一定の意味はあるものとする。もっとも、委員会が想定している「支援」「メリット」が「認定団体連絡会の定期開催等」や「対象事業者向け実務研修会の実施」では、認定団体の設立運営において事業者等が負う多大な負担に見合わないとする。</p>

なお、認定団体制度を推進するのであれば、記載のとおり、「認定団体の活動を活性化させる観点と、認定団体の対象事業者となることのメリットを高める観点」（18頁）から、中間整理から継続検討されていることに一定の意味はあるものとする。もっとも、委員会が想定している「支援」「メリット」が「認定団体連絡会の定期開催等」や「対象事業者向け実務研修会の実施」では、認定団体の設立運営において事業者等が負う多大な負担に見合わないとする。

なお、インターネット広告を含む広告業界に限っていえば、従前より認定団体を設立せずとも自主ルール等で実効的かつ十分な対応を行っている。ここで、仮に「特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるように制度を拡充」（18頁）させたとしても、多様な規模、立場、主義等を持つインターネット広告事業者を一義的に認定団体制度で管理・監督することは実効的でないとする。

したがって、認定団体制度に固執せず、例えば事業活動上の自主ルール等に対する認定制度を導入するなど柔軟性ある制度設計を求めたい（一般データ保護規則40条ないし43条参照）。自主ルール認定の導入により、消費者等から信頼性の担保を受けつつ、多様な事業者に団体加入の判断や認定ルールを基礎とした独自ルールの詳細検討等の一定の自由度が与えられることで、実効的かつ機動的な運用が可能になると考える。

【日本広告業協会】

第3章第3節関係 民間の自主的取組の推進

No.	提出意見
489	<p>p. 19 2. 民間の自主的取組の推進 (2) P I Aの推奨 【意見】 事業者が何らかの取り組みに先立ってPIAを行うことは重要だが、事業化後に、担当者の異動、競合の出現、顧客からの要求などにより、個人データの不適正な取扱いを行うようになる例が見られる。事前のPIAだけでなく、定期的な評価・改善についても推奨するようしていただきたい。 【個人】</p>
490	<p>6つ目（該当箇所） 大綱20ページ13行目「したがって、個人情報取扱事業者による保有個人データの本人に対する説明の充実を通じて、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促す観点から、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加することとする。」 （御意見） 法に基づく公表事項にすることにより、事業者に過度な負担がかからないようにしてほしい。 （理由） 大綱20ページ10行目に、「事業者の取り扱う情報の性質に応じて」とあるが、公表事項を限定して、事業者の負担とならないようにしてほしい。 【公益社団法人 日本通信販売協会】</p>

このたび、令和元年12月に発表された重要な個人情報と保管するHDDの廃棄を請け負った業者の従業員が記憶媒体を含め電子デバイスがインターネットオークションで販売されたことによりデータの流出してしまう神奈川県庁の行政文書流出事件は、HDD・SSDを搭載するパソコンやサーバー、ネットワーク機器のリース・レンタル時の返却や利活用するための転売および廃棄する際に、「自治体職員が業者のディスクの穴あけ破壊、磁気破壊を実施して廃棄に立ち会うよう求める」ことを徹底されることを発表されましたが多くの課題があり、日本国内にあるデバイスすべてのデータ消去を実施することは困難であると認識しております。

- ・穴あけ等の物理破壊・外部磁界による消去の問題
- ・破壊するための機器が不足している
- ・監視する人員が不足している
- ・輸送時にデバイスを紛失することも多くある
- ・破壊した場合にはリサイクル、リユースができないために環境的な問題がある

491 国が指定しているガイドラインではデバイスの使用停止時、廃棄時には、「復元ができないようにデータの消去を実施すること」、「適切なデータ消去を実施すること」など、データ消去の手法を定めずに運用者にゆだねているのが現状であります。そのため、欧米をはじめ諸外国から消去における技術認識が大きく遅れている状態です。一般社団法人CSAJ（コンピュータソフトウェア協議会）内に設立したADEC（データ適正消去実行証明協議会）では、最新の消去技術をまとめたガイドブック（<https://adec-cert.jp/guidebook/index.html>）が公開されております。本ガイドブックの執筆には記憶媒体メーカーやデータ消去事業者、データ復元事業者など有識者をはじめ、東京電機大学佐々木良一先生、慶應義塾大学手塚悟先生が参加されております。

パブリックコメントとしての提案

第2節の「3. 個人データの適正な消去の強化」として「○国や地方自治体のセキュリティガイドラインでは、情報端末の廃棄等において残存するデータの消去についての規定はあるもの、性善説に立った廃棄事業者への委託が可能であり、データが本当に消去されているかどうかの厳密な確認までは求めていません。結果として個人データの漏洩事件が後を絶たない。このような状況を踏まえ、個人データの漏洩に万全を期すとの観点から、情報端末の廃棄等を依頼された事業者が第三者による消去証明書等の取得を義務づけるなど個人データの消去に関してより適正な規定の強化が求められている。」の文章を追加して頂きたい。

さらに、これを受けて第3節の「2. 民間の自主的取組の推進」の「(5) 個人データの適正消去に関する第三者証明書の取得推奨」として、「○廃棄事業者が行う個人データの適正消去の手法としては、記録媒体の完全破壊（磁気消去又は物理破壊）又は第三者証明書等を伴ったソフトウェアによる消去（上書き消去）の両方がある。前者のように人が介在するプロセスに大きく依存する手法は今般の神奈川県のような事案を生じさせるリスクを十分に払拭しきれない上に、今後大量の廃棄物を排出することは政府が掲げるSDGs（Sustainable Development Goals）の精神にも反する。よって、人による不正が介在するリスクが低く、また第三者によるデジタル消去証明書等が取得できるソフトウェアでの手法の自主的取組を促進することが望ましいと考えられる。」の文章を追加して頂きたい。

【ワンビ株式会社】

492	<p>ADEC (https://adec-cert.jp) は平成30年2月に設立され、廃棄又はリユースされる情報端末に残存するデータを米国国立標準技術研究所 (NIST) のSP800 - 88Rev.1の基準に基づき「Clear」(市販の復旧ソフトでデータを復元できない)のレベルで上書き消去するソフトウェア及び実際に消去を行う事業者のプロセスが適正かどうか、両方を審査し認証する団体です。また、CSAJはADECの認証を受けたソフトウェアが正常に消去作業を終了した場合に第三者の立場で消去証明書を電子的に発行しています。</p> <p>以上のことから、12月6日の朝日新聞の報道で明らかになった神奈川県庁で廃棄されたサーバーのHDDが不正に廃棄事業者から流出、転売され、個人の納税データや公共施設の設計図等が大量に漏洩した事件はマスコミ等で大きく取り上げられましたが、ADEC及びCSAJとしても看過できないと考えております。と言いますのも、神奈川県がもし廃棄事業者にADECの消去証明書等の取得を要求し、証明書が発行されていれば、たとえHDDの盗難や転売があったとしてもデータの漏洩だけは防げていたからです。</p> <p>そこで本大綱を読みますと、第1章総論においても、「第五に、～本人があらかじめ自身の個人情報の取扱いを網羅的に把握することが困難になりつつある。このような環境の下で、事業者が個人情報を取り扱う際に、本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくことが重要である。」と記述されていることから、「第2節 事業者の守るべき責務のあり方」及び「第3節 事業者における自主的な取り組みを促す仕組みの在り方」の部分について、廃棄端末に残存する個人データの適正な消去の在り方についても本大綱において是非言及して頂きたいと考えております。</p> <p>具体的には、第2節の「3. 個人データの適正な消去の強化」として「○国や地方自治体のセキュリティガイドラインでは、情報端末の廃棄等において残存するデータの消去についての規定はあるものの、性善説に立った廃棄事業者への委託が可能であり、データが本当に消去されているかどうかの厳密な確認までは求めています。結果として個人データの漏洩事件が後を絶たない。このような状況を踏まえ、個人データの漏洩に万全を期すとの観点から、情報端末の廃棄等を依頼された事業者には第三者による消去証明書等の取得を義務づけるなど個人データの消去に関してより適正な規定の強化が求められている。」の文章を追加して頂きたい。</p> <p>さらに、これを受けて第3節の「2. 民間の自主的取組の推進」の「(5) 個人データの適正消去に関する第三者証明書等の取得推奨」として、「○廃棄事業者が行う個人データの適正消去の手法としては、記録媒体の完全破壊(磁気消去又は物理破壊)又は第三者証明書等を伴ったソフトウェアによる消去(上書き消去)の両方がある。前者のように人が介在するプロセスに大きく依存する手法は今般の神奈川県のような事案を生じさせるリスクを十分に払拭しきれない上に、今後大量の廃棄物を排出することは政府が掲げるSDGs (Sustainable Development Goals) の精神にも反する。よって、後者のように、人による不正が介在するリスクが低く、また第三者による消去証明書等が取得できる手法の自主的な取組を促進することが望ましいと考えられる。」の文章を追加して頂きたい。</p> <p>【データ適正消去実行証明協議会】</p>
493	<p>P. 20 保有個人データに関する公表事項の充実について</p> <p>公表することによって、ハッカー等に手の内を明かすことになり、かえってセキュリティリスクをあげることになりかねない。その場合、個人情報保護の観点からはネガティブな結果を招く可能性がある。また、Pマークなどの認証を取得している会社にとっては、少なくとも要求事項を満たす措置は取れているため、公表を差し控えても、不合理ではないと思われる。公表事項の追加については、上記を考慮の上、再検討いただきたい。</p> <p>【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>

<p>494</p>	<p>p 20 「保有個人データに関する公表事項の充実」について</p> <p><意見> 「個人情報の取扱体制」としては、第20条に基づく安全管理措置としてどのような措置を講じているのかを以下の4項目ごとに企業に開示させるのが良いかと考える。 組織的安全管理措置 人的安全管理措置 物理的安全管理措置 技術的安全管理措置</p> <p><理由> すでに第20条に基づき、すべての個人情報取扱事業者が上記4つの安全管理措置を実施しているため、それを開示するのは各社にとってさほど負担にはならないと考えられる。 ただし、2019年8月26日のリクルートキャリア社への勧告で問題となった委託／第三者提供のいずれを使うかについての社内整理については各企業で取り組みが追いついていないので、この社内整理については今後改正される通則編ガイドラインの中で特に強調していただきたい。 【個人】</p>
<p>495</p>	<p>p 20 公表事項の充実</p> <p><意見> 「処理の方法等」について、AIなどの新技術に基づく取扱意をしている場合には、その新技術の概要（どういう情報に基づき、どういう算出結果を出し、その算出結果を各個人に対してどのように適用しているのか）を公表させるべきかと考える。</p> <p><理由> 現在、リクルートキャリア社の事例をトリガーとして、AIをはじめとする新技術に対する不安感が高まっているため、新技術による個人データの処理状況について開示させることで、個人にとっての納得感・透明性を確保することができるため。 【個人】</p>

496	<p>p 20 公表事項の充実</p> <p><意見> HRテックによる人事管理ではAIなどが使われている。こうしたAIによる人事管理についても、「保有個人データの処理の方法等」として開示させるべきと思う。</p> <p><理由> 人事部は企業のエリートであり、人事部に対して逆らうと次回の異動の際に田舎に単身赴任を命じられたりするなど、本人（従業員）は逆らうことが困難である。そこで、ぜひ国の方から開示すべきと企業に対して命令していただくことで個人の権利・利益を守っていただきたい。 【個人】</p>
497	<p>p 20 責任者の設置と公表事項の充実</p> <p><意見> 個人情報取扱事業者において個人情報の取扱いについての責任者を定めている場合には、その役職名と連絡先を開示させるべきと考える。</p> <p><理由> 会社の人事異動に付随して、個人情報の取扱責任者になっているにもかかわらず、その認識をしていないケースが実はある。（部長のポジションと個人情報の取扱責任者のポジションが兼務する仕組みになっている場合、前者に就任した場合後者も拝命しているのだが、本人は前者のみに就任しているといった奇妙なことが起こっている） そのため、責任者には責任者としての自覚を持ってもらう必要があると考える。 そこで、責任者としての責任の自覚を促すため、公表事項に役職名（たとえば、IT部長 メールアドレス：・・・）を含めてほしい。 【匿名】</p>
498	<p>第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 2. 民間の自主的取組の推進 （4）保有個人データに関する公表事項の充実 ・保有個人データに関する公表事項を政令事項で追加することは、必ずしも「民間の自主的な取組の推進」にはつながらないため、謙抑的な姿勢が求められる。 ・とりわけ、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、事業者の適正な取扱いを促す観点から、以下の項目を公表事項とするのは望ましくない。 ○分析アルゴリズム、システム構成等技術的な処理方法等（技術の進展により頻繁に変更されるものであり、本人の適切な理解の促進に資するとは考えられない。） ○営業秘密その他、公表することにより事業者の正当な利益を害するおそれがあるもの（特定の技術を用いて処理していること自体が営業秘密に該当することもあり得る。） ○具体的かつ詳細な安全管理措置やデータ処理方法（攻撃者にシステムの概要を知られることでセキュリティ上の脅威となり得る。） 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>

499	<p>4. (第3節 2 (4) 保有個人データに関する公表事項の充実についての懸念)</p> <p>「～等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項(政令事項)として追加することとする」という方針は単に政令による規制項目の追加であり、「事業者や経営者の意識を高め」たり、この節の題名である「自主的な取組みを促す」こととは方向性が異なる。むしろ政令に定められた内容だけを守っていればよいという意識を助長し、自主性に基づく個人情報保護の意識を低下させる恐れがある。</p> <p>【(一社)情報サービス産業協会 個人情報保護タスクフォース】</p>
500	<p>No. 11 【頁】 P. 19 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 2. 民間の自主的な取組の推進 (2)PIAの推奨</p> <p>○他方、PIAについては、自社の基準に基づいて自主的に実施する事業者が増加してきているとともに、民間において、国際規格(ISO/IEC 29134 : 2017)のJIS化が進められている中、現時点において、評価の項目や手法等を規定して義務化することは、かえってこうした自主的な取組を阻害するおそれもあるため、このような民間の動向を踏まえつつ、民間の自主的な取組を促すことが望ましいと考えられる。</p> <p>【意見】 「民間の自主的な取組を促すことが望ましい」という意見に同意します。 ガイドライン等でJISによる取組みなどを推奨するなどして促進しても良いのではないかと。</p> <p>【理由】 PIAについては、全ての業務等において実施する必要はなく、またどのような場合にどのような方法で行う必要があるのかについても一律に規定することが難しいので、民間の自主的な判断に基づく実施を推奨することにとどめることは適当だと考えられる。 その際、国においては、1)民間事業者における新たにJIS化される規格に基づく自主的なPIAの実施、2)認定個人情報保護団体における対象事業者によるPIA実施の支援のための取組や、3)民間におけるPIAの適格性を第三者が確認する仕組みの構築、等を支援することが望ましい。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>

501	<p>No. 12 【頁】 P. 20 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 2. 民間の自主的取組の推進 (4) 保有個人データに関する公表事項の充実</p> <p>○したがって、個人情報取扱事業者による保有個人データの本人に対する説明の充実を通じて、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促す観点から、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加することとする。</p> <p>【意見】 公表すべき「措置の内容」「処理の方法」（特に粒度）をガイドライン等で具体的にしていきたい。 また、開示等の請求先となる窓口等について、本人に対して明確に示すことが望ましいと考えられ、また当該窓口等については、「(2) 開示のデジタル化の推進」と同様に本人の利便性向上の観点を踏まえたものとしていきたい。</p> <p>【理由】 公表すべき「措置の内容」「処理の方法」（特に粒度）を具体的に且つ明確にさせていただくことで、事業者が実際の対応の場面において迷うことがなくなることで、結果的に本人の権利保護に繋がります。また、開示結果のデジタル化だけでなく、開示に関する窓口についてもデジタル化を推進すべきと考えます。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
502	<p>（該当箇所）20ページ （意見） 公表事項については、セキュリティ対策（暗号化の仕組みや検知ツールの設定状況等）に関する詳細等は対象外とする等、事業者のセキュリティ対策を過度に公開する規定にならないよう、十分配慮していただきたい。</p> <p>（理由） セキュリティ対策を公開することにより、サイバー攻撃等を受ける恐れがあるため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

503	<p>第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 2. 民間の自主的取組の推進 (4) 保有個人データに関する公表事項の充実</p> <p>【意見6 (P20)】 ・「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等」の公表について、公表事項の内容が複雑多岐なものとなると、本人と事業者の双方にとって過度なものとなる懸念があることから、十分な配慮をお願いしたい。例えば、現在プライバシーマーク事業者が公表している個人情報保護方針と同等レベルの公表内容で足りるとしていただきたい。</p> <p><理由> ・個人情報保護法においては、事業者の自主的な取組を尊重する制度設計が織り込まれており、「個人情報を保護するための体制整備や適正に取り扱うための取組の内容については（事業者において）自主的に行われることが求められる」とあるとおり、事業者としては自主的に取組み、必要な情報提供を行うべきものと理解している。また、デジタル技術を活用した新たな利用分野では、ビジネスモデルの変革や技術革新、技術の進化及び運用の改善等は随時行われることが想定されるが、法に基づく公表事項の内容として複雑多岐なものが求められると、硬直的な運用となることが懸念されるとともに、参照する本人と公表する事業者の双方に過度な負担を強いることになることが懸念されるため。</p> <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
504	<p>第3章第3節2 (4) 意見：政令改正により法令上の義務とする必要があるのか疑問であり、慎重な検討が必要ではないか。 理由：どの程度詳細な記述が必要になるかにもよるが、自主的な取組を促進することで十分ではないか。</p> <p>【長島・大野・常松法律事務所データプロテクションチーム有志一同】</p>
505	<p>3 / 4 (つづき)</p> <p>第3章第3節 2. 民間の自主的取組の推進 (2) P I Aの推奨</p> <p>【意見】 委員会が、国際規格のJ I S化の取り組みを法令による義務化に優先するとしていること、およびP I Aに関する事例集の作成や表彰制度の創設など啓発を進めるとする方向性にはいずれも賛成する。なお、啓発に際しては、P I Aは事業者が何らかの取り組みに先立って行われるのみならず、事業化後に、定期的な評価・改善についても行われるべきものであることを推奨していただきたい。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>

506	<p>(4) 保有個人データに関する公表事項の充実 【意見】 公表事項の拡大に賛同する。 【理由】 個人の権利利益の保護においては、自分の情報が何に使われ、どこに開示・提供されているのか、どのように保管されどのような取扱体制があるのか、等について知りうることが重要である。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>
507	<p>第3章について下記の意見を提出します。 ・第3節の2の(4)の「保有個人データの処理の方法等」には、(第1節の3の3つ目の○の個人の権利利益の侵害の程度を判断するためにも) 処理方法だけでなく、利用方法や利用目的(差別的な取り扱いに利用されていないか等)まで含めないと、「適正」かどうか判断できないと思います。</p> <p>【個人】</p>
508	<p>【該当箇所】 第3章第3節2「民間の自主的取組の推進(2)PIAの推奨」19ページ 【意見4】 「PなきPIA」とならないよう、安全管理措置だけでなく、法の趣旨に沿った「PIA」の「P」の意義を明確にする必要がある。 【理由】 「PIAの推奨」とあるが、何をもち「privacy impact」とするのが定かでない。単に個人情報保護法の義務を遵守することを意味するだけのもの(いわゆる「PなきPIA」)を言うのなら、PIAの語を持ち出すまでもなく、「法遵守の確認」と言うだけで足りる。PIAと称するからには、どのような観点から「privacy impact」を検討すべきか、法の趣旨に沿って明確にする必要がある。大綱の記述は、「大量の個人データを扱う事業者にとっては」「個人データの管理や従業員への教育効果等」と記載されており、単に安全管理措置の取り組みを指しているように見受けられる。そのようなものは「PなきPIA」であり、PIAと称するに値しないことに注意されたい。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>

509	<p>【該当箇所】第3章第3節2「民間の自主的取組の推進（4）保有個人データに関する公表事項の充実」20ページ</p> <p>【意見5】「処理の方法」には「データによる個人の選別」が行われるか否かを公表義務とするべきであり、また、27条1項2号の「全ての」とは異なり、業務・サービスごとに記載する事項とするべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>保有個人データに関する事項の公表の義務（法27条1項）について、公表事項に「保有個人データの処理の方法」を追加するよう政令で定めるとされているが、「処理の方法」がいかなるものを指すのかが判然としない。一部報道では、リクナビ事案等を踏まえて「『AIを使って信用度を格付けしている』などの説明が必要になる」とされていたが、AIを使っているか否かよりも、その結果を用いて「データによる個人の選別」が行われるか否かを明らかにすることの方が重要である。「処理の方法」には「データによる個人の選別」が行われるか否かを公表する義務とするべきである。</p> <p>また、法27条1項は、その2号において、同条2項の利用目的の通知とは異なり、「全ての保有個人データの利用目的」（すなわち、業務・サービスごとの「個人情報ファイル」単位ではなく、当該事業者が取り扱う全部を一括した「個人情報データベース等」の単位で）を公表すれば足りるとされていることからすると、本項目の公表事項も「全ての保有個人データ」で一括して記載すれば足りることになると考えられるが、そのような記載方法では、どの保有個人データにおいてそのような「処理の方法」が用いられているのかが、本人には理解できないものとなってしまうことが予想される。</p> <p>したがって、「保有個人データに関する公表事項の充実」にあたっては、「保有個人データの処理の方法」については、法27条1項2号の「利用目的」とは異なり、「全ての」ではなく、業務・サービスごとに公表するよう規定するべきである。その場合、「利用目的」と「処理の方法」とで対象が不揃いとなることが不自然であるなら、この際、2号の「利用目的」についても、業務・サービスごとに利用目的を公表することとしてはどうか。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>
510	<p>（該当箇所）</p> <p>第3章第3節2．民間の自主的取組の推進（4）保有個人データに関する公表事項の充実（20頁）</p> <p>（意見）</p> <p>・「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を法に基づく公表事項として追加する」とあるが、「保有個人データの処理の方法」について、何をどのように記載すべきであるか、具体的に示していただきたい。処理の方法はデータごとに異なるが、一方で個々の保有個人データについて各々の処理方法を詳細に記述することは困難であり、事業者において、想定しうる処理方法を列挙するという体裁と考えるとよい。</p> <p>【生命保険協会企画部】</p>

511	<p>第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方</p> <p>PIA (Privacy Impact Assessment)</p> <p>本大綱第3章第3節第2(2)項では、PIA (Privacy Impact Assessment) の利用を含む、プライバシー及び個人情報保護を強化するための業界のベストプラクティスを収集することに関する貴委員会の関心が記載されています。前回意見書で述べたように、EU の GDPR によって義務付けられた DPIA(Data Protection Impacts Assessment)5と同等の評価は、データ処理対象である個人の権利及び自由に対するデータ処理の潜在的な影響とデータ処理の利点を事業者が比較考量することを支援します。このような評価により、事業者は、個人のプライバシー及びデータ処理の有効性、公平性、安全性及びセキュリティを確保する方法で、人工知能等データ駆動型技術を進歩させるために必要なデータの量及び種類を調整し目標を定めることができます。よって、BSA は、PIA 又は DPIA に関する情報を更に収集し、リスク評価のための事業者の努力を促進するという貴委員会の取組を歓迎します。今後、この点に関して貴委員会を支援する機会をいただければ幸いです。</p> <p>【The Software Alliance (BSA)】</p>
512	<p>(該当箇所)</p> <p>20ページ 第3章第3節2. 民間の自主的な取組の推進 (4) 保有個人データに関する公表事項の充実</p> <p>(意見・要望等)</p> <p>✓ 公表事項の充実の項目として、取扱体制や安全管理措置の内容、処理方法等が挙げられていますが、具体的なレベル感を例示していただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
513	<p>(意見)</p> <p>40 20頁 第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方</p> <p>2. 民間の自主的な取組の推進</p> <p>(4) 保有個人データに関する公表事項の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ処理の方法等を公表することにより事業者の正当な利益を害する恐れがある場合については、公表の対象外とすることが望ましい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ処理の方法等につき、無制限に開示が求められた場合、事業者としての正当な利益を害する恐れがある。 <p>【全国銀行協会】</p>

514	<p>(意見) 41 20頁 同上 (2つ目の○) ・「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加する」とあるが、「保有個人データの処理の方法等」に関してはその内容について明確化していただきたい。 (理由) ・「保有個人データの処理の方法等」についてはその内容が明らかでなく、明確化が必要である。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
515	<p>(意見) 42 20頁 同上 (2つ目の○) ・「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加する」とあるが、係る事項について認定個人情報保護団体が傘下会員に対して統一的な指針を示し、個人情報取扱事業者である会員が当該指針に準拠した体制を構築している場合は、当該指針を案内することでも法にもとづく公表に代えることができるものとしていただきたい。 (理由) ・当協会が運営する個信センターの加盟会員にあっては、当協会が加盟する全国銀行個人情報保護協議会が制定し公表する個人情報保護指針および安全管理措置等に関する指針に則って個人情報の保護措置を講じている。 ・「本人の適切な理解と関与を可能と」するとの趣旨に鑑みれば、上記指針の範囲内において各事業者が定める措置の仔細まで公表しなくとも統一的に定められた指針を案内し、当該指針の範囲において適切な措置を講じている旨を説明することで足りると考える。</p> <p>【全国銀行協会】</p>

516	<p>④ P I Aの推奨</p> <p>「情報銀行」認定の基準の1つである「データ倫理審査会」については、社外委員も含むプライバシー保護、情報セキュリティ、法律実務家、データ倫理専門家や消費者代表等から構成されることが求められており、例えば、本人の個人情報かどのような提供先に提供されているのかについて誤解のないユーザインターフェイスにより一覧で確認できること、本人が同意している提供先の条件について本人の予測できる範囲内で解釈されて運用されていること、ある提供先には個人情報を提供したくない場合にはアプリを通じて簡単に撤回できること等について、「情報銀行」の取組みが本人の利益に反していないかという観点から審議等を行い、個人情報等のパーソナルデータの活用における実効的な本人関与（コントローラビリティ）を高め、「情報銀行」の信頼性を担保する上で重要な役割を担っている。</p> <p>現在、日本IT団体連盟においては、国際規格（ISO/IEC 29134:2017）を踏まえ、「データ倫理審査会」に関する認定基準など「『情報銀行』認定申請ガイドブックver1.0」の更新を検討しているところである。</p> <p>【日本IT団体連盟】</p>
517	<p>（該当箇所） 第3章第3節2. 「民間の自主的取組の推進」（19頁）</p> <p>（御意見） 個人データの取り扱いに関する責任者の設置は、個人情報取扱事業者の自主的な取組みに委ねるという方針について賛成します。</p> <p>また、法に基づく公表事項となる「個人情報の取扱体制」、「講じている措置の内容」及び「保有個人データの処理の方法」等の本人に説明すべき事項について、条文上、十分に具体的な定義がされ、ガイドライン等で、具体的にいかなる程度の記載が求められるかの外延が明確に特定されるようにすべきと考えます。また、「保有個人データの処理の方法」については、本人に説明すべき事項が明確になるよう具体的に定めた上で、当該処理方法の技術的な内容（暗号化の具体的な方法等）までを含むものではないことが明確にされるべきと考えます。</p> <p>（理由） 個人データの利活用の促進のためには、企業の実情に応じて、その取扱体制等について、自主的な判断をする余地を相応に残しておくべきであると考えます。</p> <p>また、「保有個人データの処理の方法」は文言として抽象的であり、条文上の定義やガイドラインによる外延の明確化がなされないと、個人情報取扱事業者としては、対応に苦慮することになると想定されます。</p> <p>【個人】</p>

518	<p>(該当箇所) 20ページ第3章第3節2. (4) 保有個人データに関する公表事項の充実</p> <p>(意見) 保有個人データに関する公表事項の充実について、保有個人データの処理の方法等を公表事項に追加するにあたっては、過度に広範な内容を要求しないことをガイドライン等において明確化していただきたい。少なくとも、例えば、アルゴリズムなどの複雑なデータ処理に関する詳細な情報の提供などは求めるべきではない。</p> <p>(理由) 営業秘密の保護の観点から全てを公表することはできないという制約の下、具体的にどこまで開示すればよいのかが曖昧、かつ処理方法の公表が不十分とされた場合にどのような効果を持つのかといった点が不明確であり、ビジネスへの萎縮効果をもたらすため。また、(個人情報保護委員会が指摘しているように、) アルゴリズムなどの複雑なデータ処理に関するきめ細かい情報を提供することは困難であるため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>
519	<p>【制度改正大綱 p 20】 「保有個人データに関する公表事項の充実」に関して</p> <p>【意見】 ガイドラインやQ&A等において具体的な記載内容を早期に明記すべきである。</p> <p>【理由】 保有個人データの処理の方法については、そもそも、何を記載すべきかが明確になっておらず、また、保有個人データの内容によってさまざまな方法が考えられ、その対応にも相当の時間とコストを要することから、ガイドラインやQ&A等において早期に具体的な記載内容を明記すべきである。 なお、各事業者のセキュリティ対策のように過度な公表を義務付けると、サイバー攻撃へのリスクが高まる可能性もあり、公表の義務化は必要最小限にとどめるべきである。</p> <p>【経営法友会】</p>

520	<p>【意見12】 (該当箇所) 第3章第3節2(4). 保有個人データに関する公表事項の充実 (p. 20)</p> <p>(意見) 『本人に説明すべき事項』の外延が不明確であり、具体的な条文案の提示を見るまでは意見を留保する。</p> <p>(理由) 自主的な取り組みを促進する観点からの枠組みという説明であるが、政令事項のほかそれを解釈するガイドラインが整備された場合はそれ等を含めて全体として、どのような内容になるのか現時点では全く予想がつかない部分もあり、実際の条文案の書きぶりを見る前では意見を留保する。アルゴリズムの設定や営業上の秘密に該当することなど公表することが事業者から見て極めて困難な場合、また、セキュリティ等の観点から詳細を述べるのが不適当であるものが入る可能性がありその場合は不適当である。また、外延を明確化できないということ自体が予見可能性を欠くことも申し添えたい。</p> <p>【新経済連盟】</p>
521	<p>○該当箇所 第3節-2(2)PIAの推奨 (ページ)</p> <p>○意見 自社基準での自主的实施事業者の増加とその取り組みを促すとしているが、書面で直接個人情報を取得する場合の利用目的明示の際に、PIA情報の公表も推奨すべき。</p> <p>○理由 個人情報の本人からすると個人情報について同意を求められる場面では、実際にどのように個人情報が管理されるか理解しないまま同意をせざるを得ないことが通常なので、PIAを実施している場合はどのように管理体制が確保されているのかを個人情報の本人が理解できるよう、PIA情報を活用すべき。</p> <p>【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>

522	<p>(2) 民間の自主的取組の推進 (改正大綱19-20頁) 改正大綱に記載のとおり、「ビジネスモデルの変革や技術革新等も著しいことが多いことから、法の規定を補完する形で、民間主導で自主ルールが策定されることは望ましく、これらの取組をさらに促進」(19頁)されることは、事業者側にとっても自社事業の状況等に沿った運用等が可能となり望ましい。</p> <p>一方で、当該文脈において個人情報保護評価(以下、「PIA」という。)および個人データの取扱いに関する責任者(以下、「責任者」という。)の設置の推奨が謳われている。これらは他の箇所と同様にDPIA(Data Protection Impact Assessment)およびDPO(Data Protection Officer)といったGDPRに対する制度上の整合からの対応と想定するが、日本企業がこれまでにGDPRへの適合に要した費用・労力等に鑑みれば、各施策の有効性の検証がなされないまま、外国法制と整合をとるために事業者に対して自主的に取組みを求めるには負担が大きい内容であるとする。また、民間の自主的な取組を促進するために行う方策が、「PIAに関する事例集作成や表彰制度の創設」(19頁)であるとすれば、負担の大きさと比較して、インセンティブにはならないと考える。この点については、熟考いただきたい。</p> <p>【日本広告業協会】</p>
523	<p>意見4. (該当箇所) 20ページ 第3章第3節2.(3)について (意見) <自主的な取組を促進することが望ましい>とありますが、責任者の設置は義務化するべきです。 (理由) なぜなら、責任者を置くことによって、情報が流出した場合の責任が明確となるため、安易な情報の持ち出しや、個人情報への不適切なアクセスなどに一定の抑止力として働くと思われるからです。</p> <p>神奈川県庁のハードディスク流出も、責任者がいて、業者に任せず自分たちの手で破壊してれば防げたでしょうし、弘前市の職員情報流出も、データのアクセス状況を管理する責任者がいれば、すぐに誰がやったのか分かったはずで。その他にも、高知の巡査長が警察の内部情報を不正に利用してストーカーしたり、市が防衛省に対象者の名簿を提供したり、公的機関の個人情報の取り扱いにもはなはだ懸念を抱いております。冤罪や人権侵害から個人を守ってくれる法律の整備を何卒よろしくお願い申し上げます。</p> <p>【個人】</p>
524	<p>第3章 個別検討事項 第3節 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方 2. 民間の自主的取組の推進 (4) 保有個人データに関する公表事項の充実</p> <p>当協会に所属する事業者の中には、金融関連の許認可を取得して事業を行い、業法における個人情報保護等に関する上乗せ規制も含めて対応している事業者が少なくない。その中で説明義務の対応等を行う場合もあるが、このような個別の業界において業法等で定められている義務がどのようなものか、なども参考にして頂きつつ、実務的な視点において、合理的に実施可能な範囲を特定して、公表事項として追加して頂きたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>

第3章第4節関係 匿名加工情報制度

No.	提出意見
525	<p>◆『第3章／第4節／1. 匿名加工情報制度』についての意見 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」では、匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件について、「あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではない」と明示しています。さらに「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件については、「あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではない」と明示しています。これでは、加工・復元技術の進歩に伴い、匿名性が担保されなくなってしまいます。 また、個人情報保護委員会の「Q&A」の「ガイドライン（匿名加工情報編）」では、匿名加工情報には「ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の『個人に関する情報』を含む」としています。しかしこれでは、何らかの追加情報と合わせることで匿名化を担保できなくなる危険性があります。 したがって、匿名性を担保しきれない状況で「匿名加工データ」を流通させることには反対です。 【個人】</p>
526	<p>p 2 1 匿名加工情報制度の活用推進のために、報告書や利用例の公表のみならず、利用企業と貴委員会の合同セミナーを開き、匿名加工情報の利用例について説明していただくと助かります。もし可能であれば、ぜひQAセッションも設けてお話しいただきたい。 ご検討をお願いしたい。 【個人】</p>
527	<p>p 2 1 匿名加工情報制度の利用が進まない理由について（私見） 匿名加工情報の利用を検討している民間企業です。 匿名加工情報の利用についてはデータ利活用のため、関心があります。 ただ、匿名加工情報を自動的に作成するにはシステムの投資が必要ですが、前提として、システムで自動的に匿名加工情報を作成するアルゴリズムが個人情報保護法上の匿名加工情報の基準を満たしているかを確認する必要があります。 満たしているかを確認する確実な方法は貴委員会にお尋ねすることなのですが、その質問をすると、貴委員会から、従前はどのようなデータ利活用をしたのか、実は同意なく第三者提供をしたのではないかと、いった追及をされ「藪蛇」にならないか懸念しております。そうした懸念から、匿名加工情報を利用するためのシステム投資に二の足を踏むことになり、結果として匿名加工情報制度を利用できない状態にあります。 システム投資を実行した後に、実はそのアルゴリズムでは匿名加工情報の要件を満たさないということがあるとまずいため、匿名加工情報かどうかについて貴委員会にご相談させていただきつつ、過去のことは追及しないという点をガイドラインなどでも触れていただけますと匿名加工情報の活用が進むのではないかと存じます。 【個人】</p>

528	<p>【該当箇所】第3章第4節1「匿名加工情報制度」21ページ</p> <p>【意見6】匿名加工情報の事業者内部利用に係る規定（法36条5項）は、仮名化データの制度創設に伴い実質的に無用となるので、廃止すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>匿名加工情報の制度には、事業者内部で目的外（元の個人データの利用目的を超えた目的）に利用することを許すための規定（法36条5項の規定）があるが、今般の改正により仮名化データ（仮名化情報）の制度が創設されれば、その役割は仮名化データの制度に包摂されることになる。なぜなら、匿名加工情報の内部利用も、仮名化データの利用も、最終的には事業者内における統計量への集計（事業者内部における分析）に用いられるからである。仮名化データならば自由な分析が可能であるのに対して、匿名加工情報は加工基準が厳しい分だけ分析に制約が掛かることから、あえて匿名加工情報をこの用途で用いる必要性を欠くことになる。</p> <p>元々、仮名化データの創設を待つまでもなく、また、平成27年改正前から、統計量への集計は自由に可能だったのであり、匿名加工情報の内部利用のための規定は不要だったとも言え、この際、法36条5項は削除してよいと考える。行政機関個人情報保護法の非識別加工情報の制度にこれに相当する規定がないことも整合することになる。</p> <p>また、法36条5項の規定が、「自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない」としているのは、元データを保有している当該事業者において、何ら「個人の権利利益の保護」に資するところのない規制であり、この際この規定は削除すべきである。</p> <p>（補足：匿名加工情報は非個人情報と評価されるものであるが、それは元データとの照合禁止義務があるからではなく、加工によって容易照合性をなくすことを求めているからと言うべきであり、したがって、法36条5項の元データとの照合禁止規定を削除しても、匿名加工情報は非個人情報であると言える。）</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>
529	<p>P. 21 3行目 (意見等)</p> <p>匿名加工情報については、その生成方法が明確化されていないため、より具体的な手法（技術面を含む）についてガイドライン等において明確化していただき、具体的にどのようなものであれば「匿名加工情報」としての基準を満たすのか明確に示していただきたい（匿名加工の程度にもレベルがあると思うが、具体例として、加工レベルの高いものだけを明示するのではなく、加工レベルが比較的低い法律上可能であるものについても明示していただきたい）。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
530	<p>（2）匿名加工情報制度（改正大綱21頁）</p> <p>匿名加工情報について、引き続き広告における利用方法の検討を進めてはいるものの、利用すべき場面や利用による効用が極度に限定的であるため、積極的な利活用には至っていない。</p> <p>事業者が、「利用方法が分からない」「レピュテーションリスクが問題である」（21頁）という印象を持つ中、産業全体での利活用を促進させるため「ベストプラクティスの発信を進めていくことが重要である」（21頁）とする点は賛同するものであるが、それ以外にも、当協会が「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」に対する意見（2019年5月27日、以下「中間整理に対する意見」という。）で表明したとおり、利活用およびその前提である容易かつ適法な加工方法等を明示したガイドラインの整備は行うべきである。</p> <p>【日本広告業協会】</p>

531	<p>第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 1. 匿名加工情報制度 匿名加工情報について、具体的な利活用モデルやベストプラクティス等の発信を進めていくことに賛同する。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
-----	--

第3章第4節関係 仮名化情報（仮称）の創設

No.	提出意見
532	<p>仮名化情報について、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入することとする。この「仮名化情報（仮称）」については、本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定するための一定の行為規制や、「仮名化情報（仮称）」に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）への対応義務を緩和し、また、様々な分析に活用できるようにする。</p> <p>とあるが、社内人間が（わざわざ照合しなくても）通念的に知っている情報と照らし合わせれば、特定個人を識別できる状態の仮名化情報でも社内分析に利用していいのか。例示をしていただきたい 【個人】</p>
533	<p>（該当箇所） 21ページ 13行目 「仮名化情報（仮称）の創設」 （御意見） 「仮名化情報」の創設にメリットが生まれていない。 （理由） ※本人からの開示等の請求への対応義務において、個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）への対応義務を緩和するというのが、そもそもの「仮名化情報」創設での事業者のメリットであると大綱でもうたっているが、法改正で「保有個人データ」に対する本人からの開示等の請求への対応義務が以下の点でどのように積み増しされるかによって、「仮名化情報」の創設のメリットの大きさが変わってくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法改正で短期保存データも対象とする可能性あり ●法改正で本人が開示等の請求ができる要件緩和の可能性あり ●法改正で開示方法を本人が指定できるようにする可能性あり ●法改正で第三者提供の記録も開示対象とする可能性あり <p>そのため、一方的には「仮名化情報」の創設でのメリットは生まれないと断言できないが、現状において、「仮名化情報」というカテゴリーのものを事業者内で作った場合の懸念点は次のようになった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「仮名化情報」を作成しても、データの有用性が低下したものにしかならない可能性がある。 ●「仮名化情報」を作成しても、本人を識別する利用を伴わない事業者内部における分析に限定するなど一定の行為規制が課される可能性がある。 ●「仮名化情報」に係る利用目的の特定・公表を課される可能性がある。

- 「仮名化情報」とするには、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないよう加工する必要があるが、「安全な仮名化データとはどのようなものか」という加工基準が明確でなければ安心できない。
 - 「仮名化情報」の作成に用いられた原データの安全管理義務は残る。
 - 「仮名化情報」に変えて委託先に渡す場合、委託する業務によってはデータの有用性（委託して成される成果）が低下する可能性がある。
 - 「原データ」の漏えいについては委員会への報告の対象となる可能性がある。
- 以上のように「仮名化情報」に対する懸念点が多く、以下についても緩和措置をとってもらわないと「仮名化情報の創設」に対するメリットを感じる事業者は現れないと思われる。
- 「仮名化情報」そのものについては、個人データと同等の委託先監督は求めなくて良いのではないか。
 - 「仮名化情報」そのものについては、個人データと同等のトレーサビリティは求めなくて良いのではないか。
 - 「仮名化情報」そのものについては漏えいの際に委員会への報告の対象としなくて良いのではないか。
- 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】

534

【該当箇所】 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設（p21～22） 【意見】 「仮名化情報（仮称）」の創設は、GDPR上の「仮名化」された個人データと実質上同じものを、現行の「匿名加工情報」に加え、もう一つ作ることになるので、それらの名称や法的取扱いのGDPR等との相違に関し、政府はEUその他諸外国にも分かり易い説明をすべきである。

【理由】 (1) 法上の匿名加工情報の削除情報等はGDPR上の「仮名化」された個人データに係る「追加情報」に該当し、法上の匿名加工情報はGDPR上の「仮名化」された個人データに相当する。しかし、法上、匿名加工情報については、本人識別行為を禁止すること(38)によりもはや個人情報ではないものとして取扱われている。一方、GDPR上、「仮名化」された個人データは、追加情報を使えばなお個人を特定できる以上「個人データ」に該当し（前文26）、GDPRの全規定の適用を受ける。

(2) 「仮名化情報（仮称）」の作成に当たり原データ中の置換等された情報もGDPR上の「仮名化」された個人データに係る「追加情報」に該当し、「仮名化情報（仮称）」はGDPR上の「仮名化」された個人データに相当する。しかし、「仮名化情報（仮称）」は、事業者がその原データを有していても、本人からの開示等の請求に応じる義務はないとされる予定である。一方、GDPR上の「仮名化」された個人データは、上記の通りGDPR上個人データとみなされデータ主体のアクセス権等の対象となる。なお、GDPR第11条第2項は、事業者は、原データを消去した場合または第三者から「仮名化」された個人データのみ提供を受けた場合には、データ主体からアクセス権等の行使を受けた場合でも、「仮名化」された個人データだけではデータ主体の本人確認ができないのでそのことを証明して当該権利行使に応じることを拒否できることを意味しているに過ぎない。

(3) 個人データは、越境移転が容易でありかつその必要性が高い。従って、個人データの保護・利用に関する用語は国際間で容易に理解しあえることが望ましい。この点、法上の「匿名加工情報」は、現在この分野で世界で最も影響力が強いGDPRにおける「匿名情報」（anonymous information）ではなくGDPR上の分類では「仮名化」された個人データに相当するがその法上の取扱いはGDPRとは異なる。ここに、更に、やはり、GDPR上の「仮名化」された個人データに相当するがその法上の取扱いはGDPRとは異なる「仮名化情報（仮称）」が追加されることになる。このような状態は、外国の政府・事業者にとり、我が国の制度を分かりにくいものとし、政府間の円滑な協議や事業者間の円滑な取引の支障となる可能性がある。従って、政府は、我が国の「匿名加工情報」と「仮名化情報（仮称）」の名称や法的取扱いのGDPR等との相違に関し、EUその他諸外国にも分かり易い説明を行うべきである。

【UniLaw 企業法務研究所】

535	<p>【該当箇所】 「2. 「仮名化情報（仮称）」の創設」（p21～22）</p> <p>【意見】 EUから日本に対する十分性認定および補完的ルールとの関係における「仮名化情報（仮称）」の取扱いを明確化すべきである。</p> <p>【理由】 EUの「仮名化」された個人データと法上の「仮名化情報（仮称）」とは実質的に同じものであるが、EUの「仮名化」された個人データは、GDPR上なお個人データとみなされデータ主体のアクセス権その他全ての権利の対象となる。これに対し、「仮名化情報（仮称）」は、事業者がその原データを有していても、本人からの開示等の請求に応じる必要はないとされる。</p> <p>従って、このままでは、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報について、EU域内と同等の保護のレベルを維持できなくなりGDPR(45第二文)に反することになる。</p> <p>よって、当該個人情報から法上の「仮名化情報（仮称）」を作成する場合は、原データ等を削除した場合のみ「仮名化情報（仮称）」とみなす（すなわち、削除しなければ法上も個人データとして扱われその制限に服す）ことにし、結果としてGDPR上の「仮名化」された個人データの取扱いと同等になるようにする必要があるように思われる。</p> <p>従って、法上「仮名化情報（仮称）」の定義または規定対象からEU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を除くか、または、補完的ルールの改訂が必要になると思われるが、この点を明確化すべきである。</p> <p>【UniLaw 企業法務研究所】</p>
536	<p>第4節 データ利活用に関する施策の在り方</p> <p>【意見】</p> <p>データ利活用の観点においては、統計情報などの非個人情報従前から重要な位置を占めている。しかしながら、非個人情報になる要件は明確にされていない。EUのanonymization等を参考にしつつ、非個人情報化についても考え方を明らかにしていただきたい。</p> <p>【個人】</p>
537	<p>「仮名化」について述べられていますが、いま一つ明確さに欠ける内容と思われまます。仮名化においては、元データと照合することにどのような制限を掛けるのが問題ですが、その点がはっきり記述されていません。</p> <p>例えば「テストデータ」などを例にあげていただくなども判りやすい事例になると思われまます。「テストデータ」は、任意の文字ではなく、実データを加工して作成し、文字コード、外字、桁数など、実データを反映したものでなくてはなりません。（レガシーシステムからのマイグレーションがうまくいかないのはテストデータが緻密でないことが大きな原因です。）</p> <p>現在、「テストデータ」は個人情報ではないとされていますが、「仮名化」したデータは、どんな状態のときに個人情報となるかを、明確にさせていただきますようお願い致します。</p> <p>内部監査においても、規程文書と運用の監査だけでなく、システム監査も重要です。システム監査人の立場から見ると、大綱ではプライバシー・バイ・デザインの観点が弱いのではないのでしょうか。個人データを守るのは、システム・デザインが要であり、そこに踏み込んでいないのは、現実的ではありません。システムに詳しいものだけが知っているという「ブラックボックス」の蓋を開けるような取り組みを、何卒お願いしたいと考えております。</p> <p>【日本システム監査人協会 PMS監査研究会】</p>

538	<p>P. 21 「仮名化情報(仮称)」の創設について そもそも、現行法の匿名加工情報は、GDPR上のAnonymized dataほど厳格ではなく、匿名化技術の破棄までは求められておらず、Penaltyの縛りがあるために復元「できない」のみであり、技術的には復元できることから、GDPR上のPseudonymized dataに近い。今回、仮名化データを創出する場合、匿名加工情報との技術的な状態の区別がわかりづらくなるため、匿名加工情報の定義を、GDPRのそれに近づけ、混乱を回避いただきたい。 【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>
539	<p>(該当箇所) 22ページ：2. 「仮名化情報(仮称)」の創設 ○の5・6・7つ目</p> <p>(意見)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「仮名化情報(仮称)」が創設された場合、匿名化情報との区別において混乱するとともに、誤運用が行われることが必至であると思われる。そのため、国、地方、独法等及び民間事業者(以下「事業者等」)が適正に運用できるよう、その定義をはっきりさせるとともに、情報技術の進展による幅広い加工手法が存在することから、どういう加工が施された保有個人データが該当するのか等、加工手法についての定義をはっきりさせることが重要である。 2. 個人情報保護委員会におかれては、事業者等における活用シーンを想定したうえで、丁寧かつわかりやすい解説を周知徹底していただきたい。 <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人情報の「仮名化」は匿名化手法の一つなので、事業者等における個人情報保護担当者が個人情報保護や情報技術に関する知見等が浅い場合などにおいては、すでにこの時点で混乱が生じるものと思われる。 2. 「仮名化」の手法の一つとして「暗号化」がある。例えば、「暗号化」された「社員情報(社員番号、氏名、給与情報、住所等)」は「仮名化情報(仮称)」になるが、複合化することによって元の「社員情報」そのものになる。当該「仮名化情報(仮称)」は、他の情報と照合しなくても個人を識別することが可能となるので、「(略)他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型(略)」と矛盾することにならないか。 3. 個人情報の「仮名化」の手法の一つとしてサロゲート化がある。これにより「匿名化」への変換を行った「仮名化情報(仮称)」は、(一定の制限はあるものと思料するが)再変換によって元の個人情報に戻すことは可能である。当該「仮名化情報(仮称)」は、上記と同様に、「(略)他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型(略)」と矛盾することにならないか。また、提供した「第三者」に変換プログラムを流出するような事態が生じれば、甚大な個人情報流出事故になる恐れがあると思われる。 4. 「仮名化情報(仮称)」は、どのような「仮名化」手法に基づき生成された個人情報を指すのか、事業者等における個人情報保護に係る業務に携わる人々が混乱なく、円滑かつ効率的な業務遂行がなされるような制度を導入すべきと考えるからである。 <p>【匿名】</p>

540	<p>(2) 「仮名化情報」となる情報について 「仮名化情報」について、「匿名加工情報」との違いが制度改正大綱(案)からは分からない。事業者側でも「仮名化情報」の利用に係る社内体制整備を行う必要がある。そのため、ガイドラインには、施工前、十分な準備期間が取れる時期に、何が「仮名化情報」に当たるのか等、その基準を踏まえた定義づけを行うとともに、「仮名化情報」となるようなケースを多く例示してほしい。</p> <p>(3) 「仮名化情報」の規制緩和について 「個人情報」を加工して「仮名化情報」とすることによって適用除外となる「個人情報」規制を明確化していただきたい。特に、社内で仮名化情報を利用する限りでは、(本人の同意なく目的外利用を禁止する)個人情報保護法16条1項が及ばないことを確認したい。</p> <p>(4) 「仮名化情報」の利用について 「仮名化情報」に係る制度の趣旨は、これをデータ分析等に利用するためということである。ここで、「仮名化情報」の分析を外部委託することも考えられるところ、「仮名化情報」を委託先に提供することが個人情報の第三者提供に当たらない(個人情報保護法23条5項1項)ことを確認したい。 【三井住友海上プライマリー生命保険株式会社】</p>
541	<p>個人情報保護に関しては、ある程度具体的な事例を考慮して検討すべき問題と考える。 例えば、特定の疾患を抱えている患者について、事業者は個人が特定されないようなデータに加工して取り扱うことになる。しかし、人数が少ない疾患で自治体までデータとしてあると、その自治体に1人しかいないという事例が生じてしまう。 また、複数のサービスを組み合わせると個人を特定できてしまう問題もある。例えば、Aというサービスで100人まで絞り込めると仮定すると、AとBを組み合わせると10人に、AとBとCを組み合わせると1人に絞り込めて、個人を特定できる可能性が生じる。 そのため、十分に匿名化しても、個人情報を完全に保護できるわけではない。 従って、個人が特定される形で情報が流出することを前提とした制度設計が求められる。</p> <p>あるサービスで個人情報が流出した結果、かつて個人情報の使用を許可していたものの個人情報を使用してほしくない人がいたケースを検討する。 匿名化前の個人情報を削除することはできる。しかし、匿名でも個人を絞り込めるケースでは、匿名化されているデータに関して個人情報を削除する必要が生じるものの、匿名化されているデータに関しては容易に個人を削除できないと思われる。ビッグデータに取り込まれると、削除できたのかという判断も難しい。 従って、匿名化前の個人情報を削除しても個人情報を保護できる(または、個人情報を使用してほしくない人の要望を尊重できる)わけではない。 この匿名でも個人を絞り込めるケースでは、「個人を特定されないサービスに修正してもらう」必要がある。</p>

	<p>元データの個人情報と、匿名データの取り扱いに関して、現行制度から厳しくしすぎると産業への影響が大きい。厳しくする場合は、努力義務を義務化に変更するあたりが、妥当と思われる。</p> <p>Cookie情報についても、Cookie情報の読み書きしていることをサイトに表記する程度が望ましいと思われる。むしろ、もっと自由に取扱いしたいという要望もある。その対応として「仮名化情報」は有効と思われる。</p> <p>最後に、副業の広がりなどによって、フリーランス（個人事業主）が個人情報またはそれを加工した情報を扱うケースが増えると思われる。現状も出版業などでフリーランスが個人情報を扱っていると思うが、個人でもビッグデータを扱える時代なので個人情報の規模が大きくなるのが予想される。</p> <p>フリーランスは企業と同等の個人情報保護を行えない可能性が高いので、フリーランスでも実行可能な法律として頂く必要がある。</p> <p>【個人】</p>
542	<p>第 3 章「個別的検討事項」第 4 節 2 「仮名化情報(仮称) 」創設について</p> <p>「匿名加工情報制度」は 2017 年の改正個人情報保護法ではじめてもうけられました。まだ同制度は活用されてわずしかたっていません。アンケート調査でも企業が「匿名加工情報」の具体的な利活用モデルが把握できていないという報告がされています。また欧米では匿名加工情報が復元可能という報道もされています。匿名加工情報制度がスタートしてまだ期間が短く、その安全性もこれから問われるかもしれない状況の中で、「仮名化情報(仮称) 」を創設することは危険です。経済界からの要請にこたえ、「ほかの情報と照合しなければ特定の個人を識別できないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報(仮称) 」を導入する」としてはいますが、「ほかの情報と照合しなければ特定の個人を識別できないように加工された個人情報の類型」というあいまいな概念のもとで「仮名化情報(仮称) 」を創設することは問題があるといわざるをえません。「仮名化情報(仮称) 」創設には反対します。</p> <p>【情報処理安全確保支援士会】</p>
543	<p><該当箇所> p22：仮名化情報の提供に関する意見</p> <p><意見> 「FTC三要件」的対応及び漏えい時の重い過料を条件とする「仮名化情報の共同利用」類型での対応を望みます。</p> <p><理由> 仮名化情報が本人識別性を内包する以上、本人の権利保護のための制限が必要とされることは自明と考えます。一方で、昨今オープンイノベーションを始め、ビジネス創出を複数の事業体の連携によって実現することが一般化しつつあります。そのため、イノベーションを促進する観点からは社内だけではなく、検証可能な一定条件での仮名化情報の「共同利用」類型での対応は望ましいと考えます。</p> <p>【個人】</p>

544	<p>◆『第3章／第4節／2. 「仮名化情報（仮称）」創設』についての意見 「仮名化情報」は、GDPRにはありますが個人情報保護法には無かったものです。 GDPRでは「仮名化」について、第4条第5項で定義していますが、「追加的な情報の利用なしには個人を特定できない」ことを明記しています。 さらにGDPR「前文」では、「追加情報を使用しての利用によって自然人に属することを示しうる、仮名化を経た個人データは、識別可能な自然人に関する情報として考えられなければならない」と規定しています。 しかし個人情報保護法では、仮名化情報の位置付けは、匿名加工情報よりも簡便化された加工によって、個人情報を流通しやすくするという利活用の面が強調されています。これでは、個人のプライバシー侵害の危険度が高まる懸念を禁じ得えません。したがって、仮名化情報の創設には反対です。 【個人】</p>
545	<p>IV. 1. 「仮名化情報」の創設 ただ名前を伏せただけの仮名化情報は、対象となる母数が少なければ、或いは技術を駆使すれば、本人がわかってしまう。あらゆる手法を用いても復元不可能なもの以外この対象とすべきでない。 【個人】</p>
546	<p>4. 第3章第4節2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 （該当箇所） 22ページ 3行目 「他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入する」 （意見） 他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入するとあるが、現行の「匿名加工情報」との相違点が良くわからない。「匿名加工情報」を個人情報として扱わないとするならば、EU域内からの十分性認定の補完的ルールである加工方法等情報の削除を明文化すべきである。「仮名化情報（仮称）」を個人情報と「匿名加工情報」の中間的に位置づけるのであれば「仮名化情報（仮称）」作成者は相応の安全管理措置をとるべきであり、特に第三者に「仮名化情報（仮称）」を提供する場合は他の情報と照合しても特定の個人を識別できなくすべきではないか。 【一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会】</p>

547	<p>7) 「仮名化情報（仮称）」の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の類型がさらに増えることが良いのか検討すべき。国際的な整合性を取るうえでも、匿名加工情報の在り方、個人情報の範囲を含めて再整理すべきではないか？ ・ 仮名化情報が企業内だけのものであると定義した場合、第三者提供されるものは、これまで通り提供元基準により「個人データ」として同意を取ったうえで、提供先では「特定の個人を識別できない情報」として個人情報保護法の範囲外でよいと考えられる。もし脚注6の解釈が、提供先でも「仮名化情報」であれば、さらなる第三者提供においては「個人データ」として同意を取得することは事実上不可能であるため、データマーケットや広告事業の大半が事実上不可能になる。 <p>このように解釈が複雑化するような制度の在り方は、かえって事業者の萎縮を招くことになる。したがって、パッチワークのような後付け改正ではなく、根本的な制度設計を検討すべきである。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>
548	<p>(該当箇所) 22ページ</p> <p>○また、「仮名化情報（仮称）」は、事業者内部における分析のために用いられることに鑑み、「仮名化情報（仮称）」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする。その場合であっても、「仮名化情報（仮称）」の作成に用いられた原データ（保有個人データ）を、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能である</p> <p>(御意見)</p> <p>「仮名化情報（仮称）」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする。 という表現を 「仮名化情報（仮称）」それ自体を本人の同意を得ること無く第三者に提供することは許容しないこととする。 としてはいかがか。</p> <p>(理由)</p> <p>仮名化情報が保有個人データよりも厳しく取り扱う必要があるように読み取れるため。</p> <p>【MSD株式会社 グローバル研究開発本部】</p>
549	<p>5. (第3章第4節 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設の改善意見)</p> <p>仮名化についても欧州での利用実態を分析したうえで、具体的な制度の提示についての議論が必要である。GDPRと同等の制度として考えているのであれば、必ずしも事業者にとって負荷が軽いとは言えないという議論もある。仮名化、匿名加工情報、個人情報を細かく分けて扱うこと自体が付加的なコストになることも考えられ、仮名化することによるデータ取り扱いの利便性が、新たな仮名化関連システムの設計構築運用コストに見合うものでないと企業側にとっては無意味となる。導入を進めるのであれば、その取扱い条件については十分な自主規律を認めるべきであり、意味のある明確な定義と運用方法の内容について官民共同で検討を十分にする必要がある。</p> <p>【(一社)情報サービス産業協会 個人情報保護タスクフォース】</p>

【意見】

制度改正大綱第3章第4節第3項は、公益目的による個人情報の利活用について、ガイドラインやQ&Aで「安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合」を具体的に示していく事例として挙げている点について、以下を考慮いただきたい。

一企業による利用が「公益目的」と認められうることを明示するために、公益目的を「医学研究の発展に資する目的で利用する場合」との表現を避け、より国民全体の利益に直結する「安全で効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等を実現する目的」を「公益目的」として表現すること。

一公益目的を許容する趣旨と法第76条第1項第3号による適用除外の趣旨との相違を明示し、文部科学省や厚生労働省等の医学研究に関する倫理指針を所管する省庁との連携も図ること。

一医療機関が、過剰に躊躇することなく企業研究に対して医療情報の提供できるよう、本人保護の手段として、今回導入する「仮名化」を推奨すること。

【理由】

「医学研究の発展に資する目的」で医療機関が行う研究や医療情報の授受は、法76条第1項第3号の適用除外規定が適用されるため、今回の制度改正大綱第3章第4節第3項には、企業が責任主体として行う研究（以下「企業研究」）での利用や医療機関や学術機関等からの企業研究への情報提供が促進されることが主に期待される。

この点、制度改正大綱には、法76条第1項3号（学術研究目的での利用）に関する言及はないが、法ガイドラインのQ&AのA8-4では、法76条第1項第3号は「共同研究の目的が営利事業への転用に置かれているなど、必ずしも学術研究の用に供する目的で取り扱っているとはみなされない場合には」適用されないと示されており、また、学術研究目的と公益目的との相違が必ずしも明らかでなく重なることから、企業研究のための医療情報の利用や提供を「公益目的」ための利用と考えることを躊躇する一因となっている。法76条第1項3号の趣旨は学問の自由の保護であるが、学問の自由の成果物が国民全体に還元されるためには企業による製品化が必要であり、さらに製品を世に出すためには、企業による開発研究、当該製品の安全や効果（効能効果、費用対効果等）の企業研究による検証が必須であり、このような利活用について「公益目的」と認めうる余地を明示することのニーズは非常に高い。ところが、「公益目的」と「医学研究の発展に資する目的」とまとめる結果、「公益目的」が76条第1項3号の上記Q&AのA8-4と関連付けて解釈され、結局企業研究が「公益目的」に含まれる方向の判断が困難になり、国民全体に利益をもたらす利活用という改定の目的達成が阻害されることが懸念される。

また、制度改正大綱は「仮名化」を事業内での個人情報の利活用の手法と位置付けているが、「仮名化」は「匿名加工情報」と異なり、詳細な検査値等を残せる手法であるため、研究目的で利用される個人データの保護手法として有用である（GDPRもその立場と解される）。「仮名化」を公益目的の際の利活用における本人保護の手法として推奨することで、データ保有者側（主に医療機関）からの企業研究への提供の促進が期待できる。

従来から医療情報は医療機関で厳格に取り扱われてきたが、厚労省と連携して、企業研究が「公益目的」利用となりうることを周知することで、医療機関による医療情報の企業研究への提供が促進されると思われる。

【個人】

551	<p>No. 13 【頁】 P. 22 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 ○したがって、一定の安全性を確保しつつ、イノベーションを促進する観点から、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入することとする。この「仮名化情報（仮称）」については、本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定するための一定の行為規則や、「仮名化情報（仮称）」に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）への対応義務を緩和し、また、様々な分析に活用できるようにする。</p> <p>【意見】 新たな概念であることから、「仮名化情報」の定義および目的について、ガイドライン等で明確にしていきたい。併せて、この中で「匿名加工情報」と「仮名化情報」の定義および目的について、明確にしていきたい。</p> <p>【理由】 具体的且つ明確にさせていただくことで、事業者が実際の対応の場面において迷うことが無くなることで、結果的に本人の権利保護に繋がります。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
-----	---

552	<p>No. 14 【頁】 P. 22 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 ○また、「仮名化情報（仮称）」は、事業者内部における分析のために用いられることに鑑み、「仮名化情報（仮称）」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする。その場合であっても、「仮名化情報（仮称）」の作成に用いられた原データ（保有個人データ）を、本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能である。（脚注7） 脚注7）あらかじめ本人の同意を得ること等により、原データのほか、原データを仮名化したデータを、（現行法における）個人データとして、第三者に提供することも可能である。 【意見】 事業者内で「仮名化情報」としているものについても、「個人データ」として第三者提供することが可能としているのか、提供した先でも「仮名化情報」として取り扱うことが可能なのか、明確にしていきたい。 【理由】 「仮名化情報」であっても、第三者提供をする場合、又は第三者提供を受けた「仮名化情報」については、「個人データ」として取り扱う必要があることを明確にすべきと考えます。 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
553	<p>（該当箇所）22ページ （意見） 原データに係る利用目的の特定・公表がされている状況において、既に特定・公表している利用目的の範囲内で仮名化情報を利用するにあたっては、別途、改正法による仮名化情報に係る利用目的の特定・公表を要しないことを明確化いただきたい。 （理由） 個人データの仮名化は安全管理措置の一環として行われるものであり、仮名化情報の利活用は、原データの利活用に他ならず、原データに係る利用目的の特定・公表がなされていれば足り、仮名化情報に限定して利用目的を特定・公表する理由に乏しい。 【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

554	<p>(該当箇所) 22ページ (意見) 仮名化情報に係る行為規制が無限定に適用されると、自社内で仮名化した情報と原データを照合確認する場合などに支障が生じる可能性がある。かかる実務上の要請(照合確認時の支障の回避等)を踏まえ、「本人を識別する利用を伴わない」要件設定には、一定の例外規定を設けるなどの配慮を行っていただきたい。</p> <p>(理由) 仮名化情報を分析する過程で異常値が発見された場合、当該異常値が発生した本人を識別する行為がなければ、当該異常値の発生原因を究明し対応策を講じることができない等の不都合が生じることが想定される。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
555	<p>○意見3 (該当箇所) 21ページ 2. 「仮名化情報(仮称)」の創設 (意見) 仮名化情報と匿名加工情報の差異を明確にしていきたい。</p> <p>(理由) すでに定義されている「匿名加工情報」と新たに定義される「仮名化情報」は取り扱いが異なる。違いを理解できていないと間違った運用を行ってしまう危険があるため。</p> <p>【株式会社 東芝 産業政策渉外室】</p>
556	<p>該当箇所 ページ 2. 「仮名化情報(仮称)」の創設 21ページ 意見 これは、これまで漏洩時に報告を要しない場合に記載されてきた安全管理措置を、適切に活用できる環境整備であり良いと考える。他方、昨今の攻撃側環境も高度化していることを踏まえると、その加工手段や技術は、理に適ったもので且つ実績やできれば複数回の外部評価を、すでに持っているものが対象になると考える。</p> <p>理由 AIや量子計算機の実用化がカウントダウン状態であること。 を、踏まえると、対象となる個人情報等の安全管理義務の対象期間が中長期になるので、危殆化が予測できるような加工方法や、既存暗号、実運用期間が短く技術的に枯れていない場合や、安定した動作や導入実績、例えば複数回の外部評価が無い技術は、除外すべきと考える。暗号技術でも、次世代暗号で今後5年程度の実績が優れていれば、対象にできると考える。既存の国内技術では、NISC公開の統一基準解説書や統一技術基準解説書、府省庁対策基準策定のためのガイドライン、JIPDEC報告書や公共実証事業報告書等に記載された、秘密分散技術(電子割符)が1999年から存在し実利用されていることをひとつ挙げておく。</p> <p>【グローバルフレンドシップ株式会社】</p>

557	<p>第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設</p> <p>【意見7（P22）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仮名化情報（仮称）」を創設するにあたっては、EUのGDPRで定義されているPseudonymous data等と国際的な調和を図ることを期待する。また、現行法における「匿名加工情報」と新たに創設される「仮名化情報（仮称）」の違いを、ガイドラインやQ&Aで明確化していただきたい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・匿名加工情報に加えて「仮名化情報（仮称）」が導入されると、制度が複雑化・多層化することとなる。「仮名化情報（仮称）」を使いやすいものとするためには、事業者および本人にとって分かりやすい制度とすることが望ましいと考えられるため。 <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
558	<p>『仮名化情報』といったような個人データを一次加工した情報を社内で利用しイノベーションを促進するような、個人データの活用などの利便性の向上が強調されている。一方で、制度改正大綱にかかる仮名化情報は他の情報と照合することにより個人が特定可能な類型である、とされていることから、仮名化情報についても従来同様の個人情報保護措置が必要と考える。</p> <p>この点について制度改正大綱に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この「仮名化情報（仮称）」については、本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定する ・「仮名化情報（仮称）」それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする <p>など明確にされていることから、仮名化によって既存の個人情報保護措置適用が緩和されるものではない、と理解します。法改正にあたりこの趣旨が十分反映され、また、各事業者にも広く徹底されることを要望いたします。</p> <p>【一般社団法人 外国損害保険協会】</p>

559	<p>意見 8 (該当箇所) 第 4 節 2. 「仮名化情報 (仮称)」 の創設 (21 ページ) (意見) 仮名化情報を創設する場合には、その解釈が「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」で実質的に無効化されないようにしてもらうことを提案します。 (理由) 現行法において、匿名加工情報については、匿名加工情報の元となる個人情報を残して利用することが認められている。しかし、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律に係るEU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」(以下、「EU補完ルール」と言う。)においては、加工方法等情報を定義し、それを個人情報から削除することを求めており、匿名加工情報による規制緩和が実質的に無効化されています。 しかし、EU法は個人情報を匿名として取り扱うことを禁止しているわけではありません。ならば、EUのそれと日本のそれは何が異なるのか? が示されるべきであると考えます。現状は国内法改正の後にGDPRが示されたため、時制としてEU補完ルールが緊急避難的に匿名加工情報を無効化したのは仕方ないと思います。 結果的に、日本の事業者はこれを個別にEUと調整しているのが現状です。 今回創設される仮名化情報については、その解釈について、結果的にEU補完ルールで無効化されてしまうことがないような内容として定めることをお願いいたします。 【一般社団法人 日本個人情報管理協会】</p>
560	<p>第 3 章について下記の意見を提出します。 ・第4節の2の「仮名化情報 (仮称) の創設」の7番目の○のところ、保有個人データは本人同意のもとで第三者提供できるのに、仮名化データはそれができないように、一見すると読めてしまいます。確かに、注 (注7) に仮名化情報も本人同意があれば、個人情報と同様、第三者提供できることが書かれているのですが、原データとの間でバランスが悪い書き方になっています。また、「仮名化情報 (仮称)」を本人同意なく、第三者提供できないのは、それがまさに「個人情報であるから」であって、「事業者内部における分析のために用いられる」から、ではありません。つまり、「また、「仮名化情報 (仮称)」は、それ自体を、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に提供することは許容しないこととする。その場合であっても、あらかじめ本人の同意を得ること等により、「仮名化情報 (仮称)」の作成に用いられた原データ (保有個人データ) はもちろん、「仮名化情報 (仮称)」も、第三者に提供することが可能である。」となるべきかと思えます。</p> <p>以上です。 【個人】</p>

<p>561</p>	<p>p 2 1 仮名化情報の制度設計について</p> <p><意見> 仮名化情報制度を用いて、本人の同意なく利活用できる事業者の単位を、「一法人」ではなく、「共同利用」している事業者群または、企業グループ（同一の親会社を頂点とする子会社群）とすると、事業者のニーズを満たした使われる制度になると考える。</p> <p><理由> 一般に企業グループのプライバシーポリシーでは、グループ企業で共同利用をする旨を明記して公表しているケースが多い。たとえば、以下にURLを貼らせていただいた著名消費財メーカーの例であれば、（略）とでそれぞれが取得した個人情報等を混ぜ合わせて分析・活用することに対して、私を含む（略）商品ユーザーは特段違和感を感じない。</p> <p>また、経済実態としては、同一企業グループの中では、個人情報等が統計情報化されずに（本人の同意なく）そのまま共有されていることが多い。たとえば、以下の著名消費財メーカーのウェブサイト上でも「グループ全体で使えるデータ蓄積」を2018年の段階で打ち出すなど、企業グループで個人情報等を（本人の同意なく）共有して分析・活用している。 （略） そのメリットは、同一のブランドの下でのマーケティング戦略を行っているという経済実態からすれば、個人情報等の利活用を法人単位で別々に行うというのは非経済的であるからである。</p> <p>逆に、仮名化情報化によって（同意なく）利活用できる範囲を「法人単位」にしてしまうと、おそらく匿名加工情報制度のようにあまり使われない制度になってしまう懸念がある。たとえば、上記の消費財メーカーのケースであれば、法人単位でのみ使える仮名化情報という制度が導入されても、「グループ全体」で使えなければ、この制度を利用とはしないだろうと思われる。</p> <p>以上の点もご考慮のうえ、制度設計を賜りたいと存じます。</p> <p>【個人】</p>
<p>562</p>	<p>p 2 1 仮名化情報</p> <p><意見> 仮名化した時点では、仮名化情報と（その元となった）個人情報のいずれもが同一の事業者の下にあることになる。そして、当然のことながら、作成時点では、2つのデータは容易に照合でき、個人が特定できる以上、仮名化情報は個人情報である。 仮に仮名化情報を作成した後、元となった個人情報を削除した場合、仮名化情報は個人情報として扱われるのか。 というのも、仮名化した時点では、上記の通り、容易照合性が肯定され仮名化情報も個人情報になるわけだが、その後もその個人情報性を帯びている結果、仮名化情報も個人情報のままのようにも思われるため、この点を明らかにしてほしい。</p> <p>【匿名】</p>

563	<p>p 2 2 <意見> 仮名化情報について、個人の各種請求への対応義務を「緩和」するだけでなく、「発生させない」ようにしてほしい。</p> <p><理由> 仮名化情報は個人が特定できない情報のため、個人の権利保護を図る必要性が低い。よって、個人の各種請求への対応は行わずとも個人は困らないため。</p> <p>【匿名】</p>
564	<p>p 2 2 <意見> 「仮名化情報」に係る利用目的の特定・公表については、特に不要と考える。</p> <p><理由> 仮に仮名化情報を作成したり、利用したりすることについての公表が必要ということになれば、個人情報を取得した後統計情報化すること もどのように公表が必要になるというのが論理的である。しかし、統計情報化することを利用目的にかかげる必要がないのは、従前の固まっ た解釈である（QAや園田・藤原先生の逐条解説にも明記）。そのため、従前の解釈と整合しない「仮名化情報」に係る利用目的の特定・公 表義務は立法化すべきではない。</p> <p>【個人】</p>
565	<p>p 2 2 仮名化情報の第三者提供について <意見> 仮名化情報（仮称）それ自体を第三者に提供することは許容しないという制度は、企業グループ単位で経済活動を営んでいるという経済の 実態にそぐわない。 このような限定をつけると、匿名加工情報制度の二の舞になり、結局使われにくい制度になってしまうおそれがある。</p> <p>【個人】</p>

566	<p>【該当箇所】第3章第4節2「『仮名化情報（仮称）』の創設」22ページ</p> <p>【意見7】仮名化データの委託による分析は「事業者内部における分析」に含まれるものとするべきであり、また、従前より作成されている一般的な意味での「仮名化データ」との区別と同一視について解釈を明確にする必要がある。</p> <p>【理由】</p> <p>「仮名化データ」（仮名化情報）について、「事業者内部における分析に限定」とあるが、法23条5項1号の「委託」により分析を行う場合がこれに含まれるのかが定かでない。これは含まれるものとして「行為規制」を規定するべきである。</p> <p>また、安全管理措置として従前より作成されている一般的な意味での「仮名化データ」と、新たな規律で定義される「仮名化データ」とが、共通する概念でありながら区別される必要がある。すなわち、新たに定義される「仮名化データ」に該当する場合は「一定の行為規制」が課されることとなる一方、一般的な意味での「仮名化データ」（例えば、他の法令やガイドラインに現れる同種概念）についてまで本法の行為規制が及ぶものではないはずであるが、そうでありながら、客体の該当性要件自体は共通であり、同じ「仮名化データ」の用語で呼ばれるべきものと言える。この点は、平成27年改正において、匿名加工情報の概念整理が、匿名加工情報の客体定義に該当する場合に常に36条以下の義務が課されるのではなく、事業者が「匿名加工情報として」取り扱う場合に義務が課されるものと整理されたのと同様に、事業者が本法の「仮名化データ」として取り扱う場合の義務として解釈されるよう規定すればよい。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>
567	<p>意見3 該当箇所p22 仮名化データの第三者提供に関する脚注7の内容について明確化が必要</p> <p>理由： 脚注にて「本人の同意を得ること等により、原データのほか、原データを仮名化したデータを、（現行法における）個人データとして、第三者に提供することも可能である。」とある。 しかし、仮名化データ“のみ”を個人データとして第三者に提供することを可能とする場合は、本人の求めに応じて事業者が負わなければならない義務（利用停止、消去、第三者提供の停止）の履行が実質的に不可能ではないか。</p> <p>【個人】</p>
568	<p>p 2 1 仮名化情報</p> <p><意見> 仮名化情報についても、識別禁止義務（第38条）と同様の義務を課すべきと考える。</p> <p><理由> 識別禁止義務を課さなければ、仮名化情報の取扱によって個人の権利利益が侵害されうるため、匿名加工情報制度と同様に識別禁止義務を課すべき。 比較法的には、勧告で2020年1月9日に国会本会議を通過したいわゆる「データ3法改正案」においても、仮名化情報概念が導入され、同様の考えから、識別禁止義務が課された。具体的にいうと、韓国の改正個人情報保護法上では、何人も特定個人を識別する目的で仮名情報を処理してはならず、これに違反した場合売上高の3%以下に該当する金額を課徴金として課することができることとされている。</p> <p>【個人】</p>

569	<p>(pp. 21-22)「EUにおいても、個人情報としての取扱いを前提としつつ、若干緩やかな取扱いを認める「仮名化」が規定され、国際的にもその活用が進みつつある。」とするが、このような立法事実はなく、全体として誤認にもとづいており、「仮名化情報（仮称）」全体の新設を停止されたい。具体的には、EU GDPRの11条を念頭に置いた記述であるとみられるが、これはいわゆる「仮名処理/pseudonymisation」とは関係のない規定であり、その効果も本人の権利について一定の制限を設けるものである。さらには、11条を援用する場合であっても、透明性確保の一環として13条および14条にもとづく情報開示は制限されず要求されるものでありcontrollerによる利用目的はこれに制限されるのであり、やはり立論の前提が異なる。</p> <p>【個人】</p>
570	<p>(該当箇所) P22</p> <p>○したがって、一定の安全性を確保しつつ、イノベーションを促進する観点から、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入することとする。この「仮名化情報（仮称）」については、本人を識別する利用を伴わない、事業者内部における分析に限定するための一定の行為規制や、「仮名化情報（仮称）」に係る利用目的の特定・公表を前提に、個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）への対応義務を緩和し、また、様々な分析に活用できるようにする。</p> <p>(意見) どのような情報が仮名化情報（仮称）に該当するのかを明確にされたい。</p> <p>(理由)</p> <p>現行法においては、安全管理措置の一環として、氏名等を別のIDに置き換えて管理することは一般的に行われており、むしろ、企業が扱う個人に関する情報は、氏名等と置き換えられたIDに付されて管理されていることが通常である。氏名や住所等を含まず、氏名等に代わるものとして企業が個人ごとに割り当てているIDと管理されている情報のみが仮名化情報（仮称）となるならば、個人からの開示請求等に対して、企業が対応しなければならない個人情報の範囲は非常に限定的になると思われる。GDPRにおいて、仮名化情報は安全管理措置の1つとなっているが、開示請求等に関しては、仮名化を自ら行った企業の対応範囲を限定する内容になっておらず、仮名化情報の提供先が、本人からの開示請求等に対応するために機能している。仮名化情報（仮称）の定義が明確にならない場合、企業として保守的に対応せざるを得なくなり、制度を設ける目的が達成されない可能性がある。</p> <p>【個人】</p>

571	<p>(該当箇所) 21 ページ 「仮名化情報（仮称）の創設」 (意見) 仮名化情報の創設でのメリットが感じられない。 (理由) 仮名化は単なる安全管理措置でしかない。内部での分析は現行法でも可能なはずであるのに、あえて仮名化情報の取扱いを定めることで、さらなる個人情報の定義の混乱や法の趣旨の逸脱行為を招く可能性がある。 現在個人情報の利用に関しては、利用目的の明示（通知）のみが合法性を持つものとしているが、GDPRのように透明性の確保をしたうえでの事業者の利益と個人の権利利益の侵害のバランスなどを勘案して利用（第三者提供含む）可能とする、統計目的は合法化するなどの措置が必要なのではないか？ 合法的な利用に関して、本人の権利は一部制限されることも考えられる。 本人の権利利益を損なわない方法による合法的な利用について明確化することが、仮名化情報の創設よりも重要と考える。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
572	<p>5 該当箇所 21 頁 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 意見 1 匿名加工情報との違いが分かりにくい。定義、取扱上の義務（行為規制）、本人関与（各種請求）の可否等について、対照表により整理したうえで、「仮名化情報（仮称）」について明確な説明を願う。 2 22 頁の脚注 7 に「原データを仮名化したデータを、（現行法における）個人データとして、第三者に提供することも可能である」とあるので、「仮名化情報（仮称）」は現行法上の「個人情報」に該当すると理解してよいか。 理由 「仮名化情報（仮称）」を取り扱う際の混乱を防ぐため。</p> <p>【個人】</p>

573	<p>(該当箇所) 第3章第4節2. 「仮名化情報(仮称)」の創設(22頁) (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「仮名化情報(仮称)」については、「事業者内部における分析に限定するための一定の行為規制や、「仮名化情報」に係る利用目的の特定・公表を前提に」、および「「仮名化情報」それ自体を第三者に提供することは許容しない」とあるが、このような前提に立った場合に、「仮名化情報」として利用することがメリットとなる利用局面が想定できない。 ・データ利用の促進の観点からは、保険会社と他業種との共同研究などの場合において、保険会社が保有するビッグデータが有効に活用されることが期待されるものと認識している。共同研究においては、個人を特定する必要は無いものの、匿名加工情報のような加工を施していないデータを使用して精度を高めたい場合(※)があるが、情報取得時に示している利用目的や第三者提供の同意による制限が壁となり、利用を見送らざるを得ないケースがある。 ・仮名化情報の活用を事業者内部における分析に限定せず、委託・共同利用・共同研究・グループ内での活用等も含め事業者にとってデータ活用に使いやすい制度とすることを検討いただきたい。 <p>(※)例えば、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)では匿名加工情報作成に当たって、一定の特異な記述(超高年齢や症例数の極めて少ない病歴等)を削除等(丸め、置き換え含む)することとされているが、引受リスク算定のための新たなプログラムを構築するにあたって、データの置き換え等により精度が落ちることが想定される。</p> <p>【生命保険協会企画部】</p>
574	<p>P. 22 3行目 (意見等)</p> <p>仮名化情報については、「一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同程度に保つ」と記載があるが自信を持って安全性が確保されていると言い切れる企業がどれほどあるのか。 仮名化の需要が高い事情があるのであれば、そのような時代の潮流の中で企業側が運用に困らないように定義してほしい。 匿名加工情報制度や仮名化情報(仮称)については、ガイドライン等で違いや運用面でのメリット、デメリットを明確にして欲しい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
575	<p>P. 21 改正大綱第3章第4節 2. 「仮名化情報(仮称)の創設」 (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第4節 2. 「仮名化情報(仮称)の創設」において、「仮名化情報それ自体を第三者に提供することは許容しないこととする」との記述があるが、この場合の「第三者」該当性の判断について、従前の個人データの第三者への提供の場合と同様の基準が適用されることを法令上明確にしていきたい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>

576	<p>P. 21 改正大綱第3章第4節 2. 「仮名化情報(仮称)の創設」② (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第4節 2. 「仮名化情報(仮称)の創設」に関連し、現行法上、いわゆる「統計情報」については、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものであって、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては、「個人に関する情報」に該当しないため、2003年個人情報保護法および2015年改正個人情報保護法のいずれにおいても規制の対象外と整理されており、仮に今後の改正で「仮名化情報」が導入されても、従来同様に規制の対象外となることを念のため確認したい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
577	<p>(該当箇所)</p> <p>21ページ 第3章第4節 2. 「仮名化情報(仮称)」の創設 (意見・要望等)</p> <p>✓ 現行の匿名加工情報制度と同様に、仮名化措置を講じた個人情報が必然的に「仮名化情報」となるのではなく、「仮名化情報」として取り扱うために作成した情報が「仮名化情報」の規律に服することになる旨を、文言上又はガイドラインなどで明記していただきたいです。</p> <p>✓ 事業者側では、匿名加工情報作成時の公表等の対応負担が重く、個人に紐づかない情報であれば個人情報としない選択肢もあるものの、やむなく匿名加工化した情報も引き続き個人情報として取り扱う対応としているケースが多いと想定しています。また仮名化情報の第三者提供が禁止されているということは、事業者内から外部へ流通することがなく、本概念の創設による事業者側のメリットはほとんどないよう感じられます。本定義は、開示請求への対応負担が軽減されるのみとの主旨で創設していただきたいです。</p> <p>✓ 仮名化情報の定義が新たに創設されるにつき、一定の安全性を確保した加工等について、実務上で利用するための具体的業務指針やQ&A等を用意していただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>

578	<p>(意見) 39 16頁、22頁 同上 および 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 (5つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報の分析行為であっても、「適正とは認めがたい方法による、個人情報の利用を行ってはならない」の規制が一律に課せられないものではないという理解でよいか。例えば、違法な詐欺的商法に利用する目的で詐欺にひっかかり易い人間の行動パターンを分析することなどについては、たとえ仮名化情報を用いていたとしても「適正とは認めがたい方法」に該当し得るという理解でよいか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な利用義務と仮名化情報との関係について明確化する必要がある。 <p>【全国銀行協会】</p>
579	<p>(意見) 43 22頁 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 (5つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないよう加工された個人情報の類型として『仮名化情報（仮称）』を導入する」とあるが、加工・管理の方法、また利用が想定されるケース等をガイドライン等で示していただきたい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・匿名加工の場合と同じように、加工・管理の方法といった実務に落とし込んだ説明がない場合、なかなか利用を行うことができない状況が想定される。 <p>【全国銀行協会】</p>

580	<p>(意見) 44 22頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業者内部における分析に限定するための一定の行為規制」については、少なくとも現行法制より使い勝手が悪い規制とならないよう慎重に検討すべきである。たとえば、当初は事業者内部の分析目的でも、事後的に分析結果を外部に提供するニーズが発生する可能性や、仮名化情報を利用した分析結果と仮名化情報を用いない分析結果を更に分析して1つの分析結果が得られる（その連鎖で事業者内部の分析結果の一部には仮名化情報ソースのものが含まれることになる）可能性も想定し得る。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰規制となることを防止する必要がある。 <p>【全国銀行協会】</p>
581	<p>(意見) 45 22頁 同上 (7つ目の○)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報の第三者提供は許容されないとする一方で、原データを仮名化したデータを個人データとして第三者提供することは可能であるとされているが、仮名化情報と原データを仮名化したデータは情報としては同じ内容になるように考えられるところ、どのように区別をつけるのか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制のスキープの明確化が必要である。 <p>【全国銀行協会】</p>
582	<p>(意見) 46 22頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報それ自体を第三者に提供することは許容しないとされているが、外部委託は許容されるか。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いとの相違に関して明確にしていきたい。 <p>【全国銀行協会】</p>

583	<p>(意見) 47 22頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報それ自体を第三者に提供することは「許容しない」とされているが、「限定的に許容する」とすることが望ましい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮名化情報の創設の目的が、「(個人)情報の分析・活用の促進」と「個人情報保護(個人の権利利益が侵害されるリスクの低減)」の両立であることを踏まえれば、外部の専門機関と連携して、より高度な分析を行うことも想定される中、仮名化情報の内容に照らした情報管理体制を講じた先を限定に、当該情報の提供を許容する取組みも、当該情報の創設の意図に合致するものと考えられる。 <p>【全国銀行協会】</p>
584	<p>3. 仮名化情報(仮称)</p> <p>(1) 該当箇所 第3章第4節2. 「仮名化情報(仮称)」の創設(21頁~22頁)</p> <p>(2) 意見 仮名化情報(仮称)の創設、個人の各種請求への対応義務の緩和、原データへの各種請求等の方向性につき賛同する。</p> <p>(3) 理由 医学研究、医療データの取り扱いに際しては、従来「連結可能匿名化」がされた情報が扱われていたものの、その法的な位置づけが前回個人情報保護法改正以降曖昧になってしまっていた。今回の「仮名化情報(仮称)」の創設により、国際的な整合性もとつつ、適切なルール化が行われることに期待する。仮名化情報(仮称)それ自体を第三者提供はしないとされているが、これは、「個人データ」の提供として、本人の同意等に基づいて、仮名化したデータを提供し、提供された先でも個人データとなっているかどうかは別途判断する(通常は個人データのままである)、ということであることに関して誤解がないように、周知していただきたい。</p> <p>【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】</p>
585	<p>(該当箇所) 21 ページ 第3章第4節 2. 「仮名化情報(仮称)」の創設</p> <p>(意見・質問) 「仮名化情報」について、「他の情報と照合でき」とあるが、現行、「他の情報と容易に照合することができない状態」である非個人情報 「仮名化情報」に含まれないとの理解でよいか。</p> <p>(理由等) 現行、容易照合性により、非個人情報としている情報について、「仮名化情報」に該当しないのか明確にしたいため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>

586	<p>(該当箇所) 21 ページ 第 3 章第4節 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設 (意見・質問) 仮名化情報については、実務上の運用が複雑化しデータ利活用を却って妨げることがないよう、定義が必要かどうかも含め慎重に検討してほしい。</p> <p><懸念事項> ①社内のデータ利活用が妨げられる懸念 一般的な事業者の顧客データの活用については、一定程度、不要な情報を切り取ったとしても、容易に個人を特定できる内容が含まれている場合は個人情報であり、それ以外是非個人情報、統計情報と整理しているケースが多いと考えられる。そこに、新たな概念である仮名化情報が入り、法令上、一定程度の内容が規定され、企業がリスク回避のために更に輪をかけた運用をした場合、データの利活用が逆に妨げられる懸念がある。</p> <p>②個人情報保護法における情報体系の複雑化による事業者コスト増加の懸念 統計情報、個人情報、要配慮個人情報、匿名加工情報等、多岐に渡る情報体系を更に複雑化することで、消費者、事業者の理解を困難にし、事業者側での教育、モニタリングコストを増加させる。</p> <p>(理由等) ・仮名化情報のルールが策定され、社内解釈が厳しくなることによりデータの利活用が妨げられる懸念。 ・ルールに基づくモニタリング等、管理コストが高まるため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>
587	<p>(該当箇所) 21-23ページ第3章第4節データ利活用に関する施策の在り方</p> <p>(意見) 個人の特定が可能な情報の収集と利用よりも、例えば仮名化情報や非特定情報のような、特定しにくい情報の利活用を促進していただきたい。仮名化情報を導入する場合は、具体的に利活用可能な制度設計としていただきたい。また、匿名加工情報に求められているように、作成段階での公表は不要と考える。例えば、ある事業者の一部署内で非特定のデータを扱っているにもかかわらず、それを同じ事業者内の他の部署からのデータ（匿名化を復元させる解読キーやアルゴリズムなど）と組み合わせることで、再特定化できるということはよく見られることである。個人の特定に使用される重大な可能性が生じないように非特定化技術とリスク軽減対策が適用されている場合は、データは仮名化されていると考えられるべきである。</p> <p>(理由) 現行の匿名加工情報制度は、復元可能でないことが条件となっており、技術の進展を考えると現実的な条件ではなく、事実上同制度が利用できないため。</p> <p>【在日米商工会議所】</p>

588	<p>(該当箇所) 21-23ページ第3章第4節データ利活用に関する施策の在り方</p> <p>(意見) データ利活用を進めていく様々な取組みは歓迎するが、いずれの施策でもあっても国内独自事情に特化したガイドラインは必要ないと考える。</p> <p>(理由) AIやIoT技術の進展のスピードを考えると日本独自の固定的なガイドラインを作成することは、将来のイノベーションの足かせになるおそれがあるため。</p> <p>【在日米商工会議所】</p>
589	<p>【制度改正大綱 p22】 「『仮名化情報（仮称）』の創設」に関して</p> <p>【意見】 「仮名化情報（仮称）」の創設にあたっては、事業者負担が軽減され実効性ある運用ができるようガイドライン等で具体的に示していただきたい。</p> <p>【理由】 「仮名化情報（仮称）」における利用目的の特定・公表は、場合によっては、個別の情報の流通経路について多種多様な業務プロセスを網羅的に把握・記載することとなる可能性がある。「仮名化情報」の原データ（保有個人データ）に関しては、利用目的について事業者が既に特定・公表しており、個人からの各種請求を行うことが可能であることから、配慮すべき個人が特定できる情報の目的外利用防止は図られており、仮名化した情報についてまで利用目的の特定・公表までは要しないとしてはどうか。 「本人は、それ単体では特定の個人を識別することができない『仮名化情報（仮称）』に対しては各種請求を行うことができない」とされているが、特に利用停止請求や削除請求が行われた場合であっても、仮名化情報を作成した事業者は、当該仮名化情報の作成に用いられた原データの利用停止または削除を行えば足り、当該仮名化情報に原データと共通する情報が含まれていたとしても、当該共通する情報を利用停止または削除する必要はない旨を明確化していただきたい。また、その旨については個人情報保護委員会から消費者への周知が必要であると考える。 仮名化情報につき、それ自体を第三者に提供することは許容しないとされているが、現行法上第三者提供の例外として認められている方法（共同利用、委託等）に基づく仮名化情報の提供は可能であることを明確にしていきたい。</p> <p>また、仮名化情報（仮称）を作成するために保有していた原データを破棄した場合の当該仮名化情報（仮）の取扱いや匿名加工情報に加工を加えた情報の取扱い等、本制度導入を機に、今後日々進展が見込まれる匿名加工情報、統計情報、仮名化情報（仮）その他の各情報の区分、基準や取扱いについては、イノベーション促進に向けた事業者の利活用に向けた措置（ガイドラインの公表、弾力的な法改正等）を検討していただきたい。</p> <p>なお、仮名化情報の創設の際には、他の分野（医学研究に関する指針等）との整合性を図る必要がある（たとえば、医学研究に関する指針においてもあわせて仮名化情報の創設を行わなければ、無限定に利用停止等が請求され、医療系の研究に支障が出るなどの弊害が予想される）。</p> <p>【経営法友会】</p>

590	<p>【制度改正大綱 p23】 「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」に関して</p> <p>【意見】 ガイドラインやQ&Aにおいては、想定されるニーズを幅広く把握し、限定的な列挙とするのではなく、多くの具体的事例を示していただきたい。</p> <p>【理由】 「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などの利用目的や第三者提供の制限の例外形態について、個人情報の公益目的利用についての例外規定に関する具体的な事例を示す、とあるが、限定的な列挙とするのではなく、想定されるニーズを幅広く捉え、たとえば、医療機関や製薬会社による医学研究の発展に資する目的での利用に加え、高齢化社会に伴うヘルスケア事業の急速な発展に鑑み、一般に健康増進に資する研究目的での利用といった、該当しうる事例を明示していただきたい。</p> <p>【経営法友会】</p>
591	<p>【意見2】 (該当箇所) P21-22：第4節 データ利活用に関する施策の在り方、2. 「仮名化情報（仮称）」の創設</p> <p>(意見) 「仮名化情報（仮称）」の類型の新設に賛同する。仮名化情報の利活用が進む方向での今後の議論に期待する。</p> <p>(理由) 医療健康分野の研究開発等においては、長期の個人単位のデータの蓄積と分析がその発展、知識取得に必須であるが、必ずしも本人氏名住所等は必須ではなく、安全確保措置として事業者における利用及び第三者提供において仮名化により取扱われることが慣例である。また、医薬品等の治験等で治験依頼者（企業）が医療機関から収集する情報は仮名化データであり、原データは保有していないものの、その収集の運用上の理由から個人データとして取り扱っている。しかしながら、原データを保有していないため、開示請求に対応できないといった状況にある。仮名化情報（仮称）の創設により、仮名化データに対する各種請求への対応義務が緩和されれば、このような状況が解消されるため。</p> <p>【日本製薬工業協会 産業政策委員会】</p>

592	<p>第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2「仮名化情報（仮称）」の創設 （大綱22頁、1つめの項目について） 【意見】個人情報と匿名加工情報の中間的な類型として「仮名化情報」を創設する場合であっても、事業者の安全管理措置のレベルを緩和することには慎重であるべきである。 （理由）匿名加工情報制度は、特定個人に着目しないデータの利活用の必要性が高い場合に、事業者が個人特定のリスクを可能な限り減じる措置を自ら積極的に講じることで、当該事業者を、個人情報保護制度の厳格な規制から解放する制度として創設されたものと考えられる。しかし、大綱21頁1.でも指摘されているとおり、匿名加工情報の利活用自体十分に活用されていない。実際には、事業者がデータを「仮名化」して、その事業者の管理責任の範囲内で内部利用している状況である。 第三者提供を許容しない前提で、個人情報と匿名加工情報の中間的な類型として「仮名化情報」を創設すること自体を否定するものではないが、この制度創設により、事業者の安全管理措置のレベルが緩和され、個人情報の不適切な利用の危険が高まることは避けるべきであり、仮名化の具体的な内容や安全管理措置の内容の検討を十分に行うべきである。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>
593	<p>【意見13】 （該当箇所） 第3章第4節2. 「仮名化情報（仮称）」の創設（p.21-22） （意見） 仮名化情報は「事業者内部における分析」のために使用でき、仮名化情報自体を第三者に提供することはできないとされている。その一方、（仮名化情報自体ではなく）仮名化情報を利用して得られた分析結果については第三者も利用可能であると考えているが、この点を明確化されたい。また、「事業者内部における分析」についても、特に分析の内容には制限がないと考えているが、この点を明確化されたい。 加えて、仮名化情報の具体的な活用方法がイメージしにくいいため、匿名加工情報と同様に、具体的な利活用モデルやベストプラクティス等の情報を発信していただきたい。 （理由） 上記意見中に記載</p> <p>【新経済連盟】</p>

594	<p>○該当箇所 第4節-2.「仮名化情報（仮称）」の創設（22ページ）</p> <p>○意見 事業者内部での利用に限定して「仮名化情報（仮称）」を創設するとしているが、第2節-2で述べる「適切な利用義務の明確化」の対象とすべき</p> <p>○理由 第2節-2「適正とは認めがたい方法による個人情報の利用」についてはすでに述べたような意見があるが、これはあくまでも「個人情報」を対象としているようであるので、仮名化情報に対しても同様に提起用されることを明確にすべきである。仮名化により分析された情報が、倫理的に反する形で個人情報に対する評価判断に利用された場合、結果的に個人の人権を害し人格尊重に反する結果になることも想定されるため、明確にされるべきである。 【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>
595	<p>2. 仮名化情報について（該当箇所p21, 第3章第4節「2. 仮名化情報（仮称）」の創設） AWSJは、さらなるイノベーション促進に向けたPPCの全般的な目標に賛同します。現在の2015年の個人情報保護法にはすでに（i）個人情報、（ii）要配慮個人情報、（iii）匿名加工情報の3つのカテゴリがあります。明確なイノベーション目標を達成するには、個人情報の新しいカテゴリの導入は避け、その代わりに「匿名情報」の定義の明確化に焦点を当てることを推奨します。</p> <p>（a）「仮名化情報」のカテゴリの導入を避ける。個人情報保護法には、すでに匿名情報に関する定義が含まれています。したがって、「仮名化情報」という新しいカテゴリを導入すると、データエコノミーのイノベーションを模索する消費者及び事業体を混乱させるおそれがあります。PPCが「仮名化情報」のカテゴリの導入を引き続き推進する場合、この新しいデータの種類の種類は、イノベーションに向けてどのように負担を軽減し、柔軟性の追加又は機会の提供ができるのか、明確な枠組みを構築するよう求めます。たとえば、PPCが仮名化情報の定義を採用する場合、PPCは、仮名化情報を、個人情報保護法における違反又は罰則適用を検討する際の軽減要素として考慮することなどを推奨します。</p> <p>（b）疑似匿名性に対し、より高い情報セキュリティを提供するための選択的な情報セキュリティコントロールとして、価値を認める。AWSJは、PPCに対し、いわゆる「疑似匿名化」の手法について、実質的な法的関連要求事項としてではなく、純粹に自発的な「プライバシーバイデザイン」にもとづくアプローチとして、区別して認識するように求めたく存じます。個人を特定する情報と疑似匿名情報を区別することにより、システムのセキュリティ体制を向上させることができ、データを「非個人データ」に近づけることができます。さらに、弊社はPPCに対し、差分プライバシーなど関連するすべてのアプローチを考慮すること、及び法律上の特定の義務と特定の技術アプローチとを結びつけて、プライバシーアプローチの技術革新の機会を制約しないよう推奨します。</p> <p>【アマゾンウェブサービスジャパン株式会社】</p>

596	<p>(3)「仮名化情報(仮称)」の創設(改正大綱21-22頁)</p> <p>「仮名化情報」については、「『仮名化』のように、個人情報と匿名加工情報の中間的規律の必要性については、従前から経済界からの要望もあり」(21頁)、「仮名化」された個人に関連する情報についての規律(特に効果)の在り方によっては、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものである」なら、この創設について一定の評価に値する。</p> <p>ただし、①「仮名化情報」とは何か(定義)という点、および②事業者にとって「仮名化情報」を利活用するに値するインセンティブの設計の二点について、丁寧な検討を希望する。</p> <p>①について、「仮名化情報」とは何か、どのような加工をすれば「仮名化情報」となるのか、すなわち「仮名化情報」の定義について、一義的に明確な基準が設けるべきである。利活用主体の事業者にとって「これは仮名化情報である」と確信が持てないのであれば、この制度は、画餅に帰すおそれが高い。</p> <p>この点、改正大綱によれば、「データ内の氏名等特定の個人を直接識別できる記述を他の記述に置き換える又は削除することで、加工後のデータ単体からは特定の個人を識別できないようにする」(21頁)行為が仮名化を指すものだと思われる。ただし、この記載のみでは、置き換えたり削除したりすべき記述が何なのか、一義的に明確にはならないものと考えられる。</p> <p>②について、改正大綱においては、「それ(仮名化情報)単体では特定の個人を識別できない『仮名化情報(仮称)』に対しては各種請求が行うことができない」(22頁)点をインセンティブとして設計しているように思われる。ただし、仮名化情報に対しては各種請求(開示・訂正等、利用停止等の請求)ができなかったとしても、「その原データ(保有個人データ)に対しては、各種請求を行うことができる」(22頁)のであれば、仮名化情報のカテゴリーを設けたとしても、事業者にとって何ら現状と変わらない負担を負うように考えられる。したがって、この点のみではインセンティブとしては不十分であるものと考えられる。そこで、(改正大綱においては「許容しない」と記載されているが)第三者提供に関するより緩やかな規律や「仮名化情報漏えい時の罰則等の軽減や本人へ通知」(16頁)の例外化なども検討いただきたい。後者に関しては、仮名化により「個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低減することとなる」(21頁)のであれば、合理性のあるインセンティブ案であると思料する。</p> <p>なお、具体的な検討にあたっては、改めて産業界の意見も聴取していただきたい。それに際しては産業界が求めるニーズを的確に汲み取り、ガイドライン等で明確に示すことを期待する。</p> <p>【日本広告業協会】</p>
597	<p><要望と疑問></p> <p>「仮名情報」について P.21</p> <p>疑問:”個人を特定しなければ利用停止の対象外”としても、既にここ数年でデータが出回ってしまっている対象者は、これから匿名になっても、容易に過去のデータや人の記憶に紐づけされてしまうのではないかと思う。逆に仮名ということであいまいな噂レベルの誹謗の温床になりかねない。データを扱う側のモラル一任は怖い。</p> <p>【個人】</p>

598	<p>第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 2. 「仮名化情報（仮称）」の創設</p> <p>一部の事業者において、一定の義務の軽減につながる可能性があるため、仮名化情報に関する枠組みが新設されることに反対はないものの、イノベーションの推進に向けて強く後押しする制度になるかは疑問である。匿名加工情報の在り方や、画像データ等の情報を研究・開発により利用しやすい枠組みとしてどのようなものがあり得るか、よりイノベーション推進に資する制度整備について継続的な検討をお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
-----	--

第3章第4節関係 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化

No.	提出意見
599	<p>・「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」について、防災や被災後の復旧も公益目的に含まれる旨、明記すべき。 【匿名】</p>
600	<p>【該当箇所】 「3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」(p23, 23) 【意見】 ガイドライン等の作成に当たっては、個人データ保護の国際的調和のため、GDPR上の科学的研究目的(医学研究目的を含む)での処理についての例外規定等も参考とすべきである。また、EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、ガイドライン等とGDPR上の扱いとが異なる場合には、その相違についてどうするか(補完的ルールの改訂の必要性等)を明確化すべきである。 【理由】 これは、以下の事項に関し、それぞれ括弧内の例外規定が医学研究目的に適用され得ることおよびその要件等をガイドライン等で明確化しようとするものと思われる。利用目的変更、要配慮個人情報取得(17(2))および第三者提供(23に対する本人の同意(16(3), 17(2), 23(1))、利用目的の公表または本人への明示(18(4))、本人の開示請求権(28(2))。一方、GDPR上も、「科学的研究目的」(scientific research purposes)(医学研究を含む:GDPR前文159)での個人データの処理に関しては、他の処理と同様の規制をした場合に生じ得る弊害を防止するため様々な特則を置いている。具体的には、科学的研究目的での個人データの処理は、適切な保護措置(例:データ最小化・仮名化・匿名化)(以下「適切な保護措置」という)を講じた上で行われなければならない(89(1))が、その処理が適切な保護措置を講じて行われることを条件として、以下の事項に関し、それぞれ括弧内の例外規定がある。目的の両立性(5(1)(b))、保存期間の制限(5(1)(e))、特別カテゴリーの個人データの処理(9(2)(j)):但しEUまたは加盟国の法令に従うことが条件。予防または産業医学に関しては9(2)(h)もある)、間接取得の場合の情報提供(14(5)(b))、消去請求権(17(3)(d))、異議申立権(21(6))、EUまたは加盟国の法令によるデータ主体の権利制限(89(2))。なお、第三者提供を含め、医学研究目的の処理の適法性の根拠としては、データ主体の同意(6(1)(f))に限らず、適切な保護措置を講じること等を前提に管理者等の正当利益(6(1)(f))を適用し得る場合が多いと思われる。GDPRでは、上記のように、適切な保護措置を講じること、一部についてはEUまたは加盟国の法令に従うこと等を条件とする各例外規定と、管理者等の正当利益(6(1)(f))等により科学的研究目的の個人データ処理を許容しているものと思われる。従って、ガイドライン等の作成に当たっては、個人データ保護の国際的調和のため、このようなGDPR上の取扱いも参考とすべきである。 【UniLaw 企業法務研究所】</p>
601	<p>p. 22 3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 【意見】 近年、個人情報に物権的な性質を見出し、本人への対価を強調したり、本人によるコントロールを強化すべきという言説が見られる。こうした言説によって、統計分析や公益性の高い利用といった、本人の利益還元やコントロールにそぐわないが適正な利用にまで影響が及ぶことのないよう慎重に制度を設計していただきたい。 【個人】</p>

602	<p>第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化について</p> <p>「想定されるニーズに応じガイドラインやQ&Aで具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進する」としてありますが、「具体的に示していく事例として」追加していただきたいのが「公人の個人情報保護」です。</p> <p>まさに最近の例として、反社会的勢力やマルチ商法会社社長などの招待までとりざたされた安倍首相が主催する「桜を見る会」、安倍首相は臨時国会で「個人に関する情報であるため、回答を控える」と最後まで明かしませんでした。招待者の名簿は議員の照会直後に内閣府によって廃棄され、その後存在が判明したバックアップデータも消去し、メディアも野党ももう一歩が踏み込めず真相に迫れませんでした。今回の疑惑では、真相解明を阻む壁に安倍首相が金科玉条のごとくかざした「個人情報」の壁が浮かび上がりました。これは、現行の個人情報保護法の問題点を具体的にさらけ出したようです。現行法は個人を識別できる情報を一律に保護の対象とし、たとえば政治家や官僚などの公人と、民間の私人とを区別していないとのことで、法律の審議段階から「個人情報の保護を盾に政治家らの都合の悪い情報の隠蔽に悪用されるおそれがある」との批判があったと聞きます。まさに今回、この懸念の中です。税金をつかった「桜を見る会」に招待されたのは、安倍首相自身が説明したように功労、功績のある各界の人たち、私人であっても公人性の高い人物たちなのでしょう。安倍首相の国会答弁は「個人情報保護の悪用もここに極まれり」といった感があります。「桜を見る会」の招待者が個人情報を理由に隠されていいはずはありません。政治家や官僚にとってばかり好都合な法律は社会正義に反します。むしろ、こうした個人情報は「社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報」として積極的に公開されるよう個人情報保護法はできれば改正すべき、少なくともこういった行為を認めないようガイドラインでは良心を示すべきです。</p> <p>【個人】</p>
603	<p>制度改正大綱「第4節 データ利活用に関する施策の在り方」「3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」について個人の意見を提出する。</p> <p>第三点として「現行の個人情報保護法において、「人の生命、身体……」「公衆衛生の向上……」などの利用目的や第三者提供の制限の例外規定があり、……ガイドラインやQ & Aで具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとする。」とあるが、これに「法令に基づく場合」を追加するように求める。</p> <p>具体的には、上記「人の生命、身体……」と「公衆衛生の向上……」の列挙に「法令に基づく場合」を加えるか、あるいは、項を新たにして次を追加いただきたい。</p> <p>○ 現行の個人情報保護法において、「法令に基づく場合」について利用目的や第三者提供の制限の例外規定があるが、法令、特に法律に基づく場合についても地方公共団体は例外規定を厳格に運用する傾向があることから、想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ & Aで具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとする。</p> <p>(略)</p>

	<p>第四点として研究開発目的だけが例示されていることについて、児童虐待や災害対応に関わる例示の追加を求める。修正案は次のとおりである。</p> <p>○ 具体的に示していく事例としては、児童虐待通告があった家族が他の地方公共団体に転出した際に速やかに転出先の地方公共団体に個人情報を提供する場合、災害の際に要援護者等に適切な支援を行うため個人情報を利用する場合、安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品・医療機器等の実現に向け医療機関や製薬会社が医学研究の発展に資する目的で利用する場合などが考えられる。</p> <p>【個人】</p>
604	<p>該当箇所 23ページ</p> <p>意見 23ページ1行目から9行目において これまで当該例外規定が厳格に運用されている傾向があることから とありますがこれは何を根拠としているのでしょうか？ 利用目的や第三者提供の制限の例外規定の判断主体は事業者であってその判断の正しさを保証する法的根拠はないはずで、この条文は見直されるべきと考えます。</p> <p>理由 報道等にあるように万引き防止を目的とした顔認証システムが普及しております。 このシステムは警察を介さず私人、私企業の判断で犯罪疑者を登録しネットワークを介し第三者提供するものであります。 しかし意見欄であげたように司法機関を経ず犯罪者とするは大いに問題があると考えます。 法に反するのはもちろん見間違いあるいは悪意による登録もありえます。 物事には順序があり事業者が犯罪を疑ったらまずは警察に通報し警察が捜査をし裁判所が判断を下すというこの当たり前の流れが無視されています。 上の理由により個人情報保護法第23条2項は見直されるべきと考えます</p> <p>【個人】</p>
605	<p>IV. 3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 行政における個人情報の取り扱いも、抜本的に見直すべき。行政による個人情報へのアクセスや利用が適正か、公益に資するものか、第三者委員会による検証が必要。</p> <p>【個人】</p>

606	<p>第4節 データ利活用に関する施策の在り方</p> <p>3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 ・例外規定の解釈基準が明確ではないために事業者が個人データを十分に活用できていないケースがあることから、防災・減災や医療、社会的課題の解決に資する先端技術の活用など、データ利用により国民全体に広く利益をもたらすことができる分野について、公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の具体的事例の追加を期待する。 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
607	<p>【意見】</p> <p>制度改正大綱第3章第4節第3項は、公益目的による個人情報の利活用について、ガイドラインやQ&Aで「安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合」を具体的に示していく事例として挙げている点について、以下を考慮いただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> －企業による利用が「公益目的」と認められうることを明示するために、公益目的を「医学研究の発展に資する目的で利用する場合」との表現を避け、より国民全体の利益に直結する「安全で効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等を実現する目的」を「公益目的」として表現すること。 －公益目的を許容する趣旨と法第76条第1項第3号による適用除外の趣旨との相違を明示し、文部科学省や厚生労働省等の医学研究に関する倫理指針を所管する省庁との連携も図ること。 －医療機関が、過剰に躊躇することなく企業研究に対して医療情報の提供できるよう、本人保護の手段として、今回導入する「仮名化」を推奨すること。 <p>【理由】</p> <p>「医学研究の発展に資する目的」で医療機関が行う研究や医療情報の授受は、法76条第1項第3号の適用除外規定が適用されるため、今回の制度改正大綱第3章第4節第3項には、企業が責任主体として行う研究（以下「企業研究」）での利用や医療機関や学術機関等からの企業研究への情報提供が促進されることが主に期待される。</p> <p>この点、制度改正大綱には、法76条第1項3号（学術研究目的での利用）に関する言及はないが、法ガイドラインのQ&AのA8-4では、法76条第1項第3号は「共同研究の目的が営利事業への転用に置かれているなど、必ずしも学術研究の用に供する目的で取り扱っているとはみなされない場合には」適用されないと示されており、また、学術研究目的と公益目的との相違が必ずしも明らかでなく重なるところもあることから、企業研究のための医療情報の利用や提供を「公益目的」ための利用と考えることを躊躇する一因となっている。法76条第1項3号の趣旨は学問の自由の保護であるが、学問の自由の成果物が国民全体に還元されるためには企業による製品化が必要であり、さらに製品を世に出すためには、企業による開発研究、当該製品の安全や効果（効能効果、費用対効果等）の企業研究による検証が必須であり、このような利活用について「公益目的」と認めうる余地を明示することのニーズは非常に高い。ところが、「公益目的」と「医学研究の発展に資する目的」とまとめる結果、「公益目的」が76条第1項3号の上記Q&AのA8-4と関連付けて解釈され、結局企業研究が「公益目的」に含まれる方向の判断が困難になり、国民全体に利益をもたらす利活用という改定の目的達成が阻害されることが懸念される。</p> <p>また、制度改正大綱は「仮名化」を事業内での個人情報の利活用の手法と位置付けているが、「仮名化」は「匿名加工情報」と異なり、詳細な検査値等を残せる手法であるため、研究目的で利用される個人データの保護手法として有用である（GDPRもその立場と解される）。「仮名化」を公益目的の際の利活用における本人保護の手法として推奨することで、データ保有者側（主に医療機関）からの企業研究への提供の促進が期待できる。</p> <p>従来から医療情報は医療機関で厳格に取り扱われてきたが、厚労省と連携して、企業研究が「公益目的」利用となりうることを周知することで、医療機関による医療情報の企業研究への提供が促進されると思われる。</p> <p>【個人】</p>

608	<p>「制度改正大綱」の22～23頁に、「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」と題する項目がある。</p> <p>個人データを第三者へ提供する際に、本人同意を取り付ける義務の例外と位置付けられている、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、、、」を始めとする例外規定に関するものである。</p> <p>これに関しては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」（通則編）の30頁において、「反社勢力情報」（事例2）、「金融犯罪被害の事実に関する情報」（事例6）など、例外に該当する事例が例示されているものの、反社以外の、マネロン対策・テロ資金対策全般における個人データの第三者への提供や、犯罪被害事実に至る前の段階での参考情報や犯罪予防目的での第三者への提供については、具体的に例示されておらず、義務の例外として位置付けてよいのか明確ではない。</p> <p>今後、金融業界においては、IT、フィンテック、AIなども活用して、マネロン対策・テロ資金対策のための顧客情報や取引情報のスクリーニングやモニタリングを、多数の金融機関同士で共有化・共通化することも展望している。こうした取組みにおいて個人データを第三者に提供することに支障が無いよう、同ガイドラインにおける例示で明記するなど、明確化を図って頂きたい。</p> <p>【個人】</p>
609	<p>第3章 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化</p> <p>「社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとする。」ことは、慎重に取り扱うよう求めます。</p> <p>行政や公益目的では、市民は法令の定めや生活上の必要から選択の余地なく個人情報を提供しており、その利用は特に提供目的に沿って行われる必要があります。社会的課題の解決は解決方法によって必ずしも国民全体に利益をもたらさなかったり、特定の個人にとっては不利益をもたらすこともあり、本人同意なき提供が広がれば、行政に対する信頼も失われます。</p> <p>現行の規定は厳格に運用すべきであり、それを「厳格に運用されている傾向がある」と否定的にとらえる理由がわかりません。具体例としてあげられていることから、成長産業として医療産業などを育成するために利活用を促進するねらいがあると思われ、そのような目的外利用がひろがれば、健診等を受けることを忌避することにもなりかねません。</p> <p>【個人】</p>

610	<p>p 22 公益目的による例外規定 <意見> 例示をさらに増やしてほしい。 たとえば、消費者の嗜好（「最近の20代は味が濃い目のお菓子が好きで、30代はコンソメ味のお菓子が好きだ」）や地域別の消費動向（「三重県は肉が好きな人が多い。和歌山県は魚が好きな人が多い」）も公益目的に入ることを明確化してほしい。</p> <p><理由> 上記の情報を用いて、地方自治体はたとえば、町おこしのためのイベントを企画することができたり、複数の民間企業が消費者に喜ばれる商品開発などができる。 そのため、消費者の嗜好や地域別の消費動向を明らかにするために個人情報を利用することは公益目的にかなうと考える。 【個人】</p>
611	<p>【該当箇所】第3章第4節3「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」22ページ 【意見8】「公益目的」について、挙げられている具体例に加えて、事故又は災害の防止等についてもガイドライン等での例外規定運用の明確化をはかるべきである。また、「公益目的」ニーズ検討の体制について明らかにし、相談の窓口を設ける等の手当を行うべきである。 【理由】 これまで、「公益目的」に基づいた例外規定の運用に関する議論は充実しているとは言えず、何が「公益目的」に該当するかは必ずしも明確ではない。一方で、地方自治体の条例において「公益目的」が含まれたものが確認できるほか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律では別表において該当する公益事業が列挙されている等、既存法制においても「公益目的」が広く用いられている。先の別表を見ると、個人情報保護法において「公益目的」以外の例外規定として定められているものも含まれているほか、個人情報保護法において例外規定として運用すべきかを慎重に議論すべきと思われるものも含まれている。他方で、度重なる災害等、社会安全に関して早急な対応が求められている分野も存在する。ガイドライン等の整備については大綱においても言明されているが、これを医療等に限定せずに検討すべきである。また、「公益目的」のニーズが今後生じる場合に、どこにどのようなかたちで相談すれば良いのかを明らかにすべきである。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>

612

3. 公益目的を踏まえた例外規定の運用の明確化について

制度改正大綱は標記に関し、「国民全体に利益をもたらすデータ利活用を促進する」としつつ、目的外利用や第三者提供など事業者規制の個別条項のみを挙げ、例外規定の運用の明確化を図ることとした。

しかし、公益目的による例外規定として現行法上最も重要なのは、報道等に関する適用除外（76条）と、適用除外対象者への情報提供に関する個人情報保護委員会の権限不行使（43条）である。これらは公益に資する報道活動に必要な規定だが、国民の間で十分に理解が浸透していない。このため取材活動が困難を増しているだけでなく、こうした状況に乗じて「個人情報」を大義名分とし取材に対して実名等を明らかにせず、不祥事の隠蔽（いんぺい）・矮小（わいしょう）化を図る事業者も後を絶たない。

※昨年9月、関西電力は金品受領問題が明るみに出た直後の社長記者会見で、受領した幹部の名前や金額を「個人のことなので」などとして回答せず、人数も明らかにしなかった（後に批判を受けて実名発表に至った）。同様の事例は別紙の具体例のとおり、多数生じており、取材・報道活動に支障を来している。

こうした状況を踏まえ、また「個人情報の保護に関する基本方針」が継続的に社会的な萎縮を課題に挙げていることを考えれば、貴委員会においては、上記個別条項に関する運用明確化にとどまらず、ガイドライン・Q&A等による76条、43条の周知徹底に重点を置いて取り組んでいただきたい。その中で、一般個人は個人情報保護法の適用対象外であることも周知していただきたい。

さらに、社会的な萎縮と匿名化進行の抜本的な対策については、広報活動だけで対処し得るものではなく法の在り方に踏み込んだ検討が必要である。当協会では、①基本法と、包括的事前規制を定めた事業者規制を一体とした法の構成が、国民に強い萎縮をもたらす、②1条の目的規定において、個人情報の有用性に関する記述が経済発展の視点に偏っており公益的な個人情報流通の有用性が明示されていない、③事業者規制が個人データ化される予定のない個人情報まで幅広く規制対象とし、「高度情報通信社会の進展に鑑み」との目的規定と食い違いがある、④43条で規定する報道への情報提供に関する手当てが「個人情報保護委員会の権限不行使」ととどまっていることは報道の自由に配慮する趣旨に照らし極めて分かりにくく、76条と同様に適用除外として位置付けるべきである——との問題点があり、改正が必要だと考えている。貴委員会において早期に検討いただくよう求める。

【一般社団法人 日本新聞協会】

(該当箇所)

22ページ

(3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化)

(意見)

- (1) 「公益目的」のための本人同意のない個人情報の目的外利用・本人同意のない第三者提供の運用拡大に反対
- (2) 「本人の同意を得ることが困難な場合」の厳格な運用を

(理由)

(1) 「公益目的」のための本人同意のない個人情報の目的外利用・本人同意のない第三者提供の運用拡大に反対
「公益目的」とは、医療・医的サービスの向上のためとのことであるが、現実には医師会や製薬会社などの経済的利益のためのものなのではないか。

個人情報保護法は、個人情報の有用性に資するだけでなく、国民の権利利益の保護を目的としている（個人情報保護法第1条、3条）。この国民の権利利益とは具体的には憲法13条以下の規定する人格権・プライバシー権などの精神的利益である。

ところで、わが国の憲法の規定にある「公共の福祉」とは、基本的に、ある個人の基本的人権と別の個人の基本的人権とが衝突する際の調整を指すのであって、本大綱のように「医療の進歩」や「地域創生」等を指すのではない。わが国の憲法その他の法令に根拠のない「公益目的」を立法機関でなく行政機関の個人情報保護委員会が持ち出すには権限逾越のおそれがある。

個人情報保護委員会は、Society5.0との概念・理念により「公的目的」を正当化しようであるが、Society5.0は経済界の一部や経産省等の主張する考え方に留まり、国民代表である国会の審議・議決を経た法律や考え方ではなく、国民一般の合意を得たものではない。また経済界・医療業界・製薬業界等の利益イコール国民・患者の利益では必ずしもない。

したがって、行政の一部である個人情報保護委員会が安易に「公益目的」というあいまい・漠然とした概念を用いて国民個人の基本的人権を制約する改正大綱・改正法案・ガイドライン等を制定することには慎重であるべきである。

(2) 「本人の同意を得ることが困難な場合」の厳格な運用を

現在、大企業など事業者の実務において、法15条、23条における「本人の同意を得ることが困難な場合」の「困難な場合」があまりにも広範に解釈され運用されている。

たとえば顧客・契約者の人数が多いため、事業者・企業が本人同意をとることが手間がかかり面倒である際に、それを「困難な場合」と解釈し顧客等の本人同意を取得せずに目的外利用・第三者提供するような場合である。

しかし、このような場合は「手間がかかる」「面倒である」という場合であって、「困難」という法律の文言から解釈することは不可能である。個人情報保護法が事業者の個人情報の利用だけでなく、本人個人の権利利益の保護を目的とするものである。

わが国は国民主権国家であり、まずは国民・個人の尊重のための政体をとっている以上、企業等による本人同意のない目的外利用・第三者提供はあくまでも例外的な場合にとどまるべきである。

【個人】

613

614	<p>【第3章 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化】 p 2</p> <p>上述と重なるが、法第18条第4項（特に2号・3号）によって、現に本人に利用目的が通知されないままに取得されている情報があり、法第16条第4項の例外規定適用（利活用）が合理的（適正）かどうかの検証のしようがないという場合も少なくない。特に警察については、刑事分野では一定の基準の公表（刑事訴訟法や法その下での政令・省令、内規等）はあるが、警備公安分野では、内規（は多分あるだろうが）の名称の公表すら拒んでいるのが実態である。「個人情報保護」が憲法上の権利＝基本的人権であるという土台から出発する個人情報保護法へと抜本的な見直しを行い、「例外規定」適用については、権限のある第三者機関がチェックする仕組みとするべきである。</p> <p>【個人】</p>
615	<p>（該当箇所） 第3章第4節3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化（23頁） （意見） ・ガイドラインやQ&Aで具体的に示していく事例として「安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合」が挙げられているが、生命保険会社が災害時の顧客の生存確認を行うために必要な場合や、生命保険会社がビッグデータを活用して先進的な研究の発展に協力する場合等を含めていただきたい。</p> <p>【生命保険協会企画部】</p>
616	<p>P. 22-23 改正大綱第3章第4節 3. 公益目的による個人情報の取り扱いに係る例外規定の運用の明確化 （意見等） 改正大綱第3章第4節 3. 「公益目的による個人情報の取り扱いに係る例外規定の運用の明確化」において、「安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などが考えられる」との記述があるが、現行法上、民間の医療機関や製薬会社・医療機器メーカー等の事業者は、適用除外（法第76条）の主体に該当しないことから、同条の適用がなく、たとえ一人でも多くの患者の方々の方々のQOL向上に資するより質の高い医療サービスや医薬品・医療機器等の実現のために、医学・薬学研究の発展に資する目的であっても、データの利活用が困難な場面に遭遇することも少なくなかったが、次回の改正法において、たとえ民間事業者であっても、社会に有用な目的でのデータの利活用がし易い土壌を法令上も明確に整備されることが強く期待される。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>

617	<p>(該当箇所) 22ページ 第3章第4節3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 (意見・要望等) ✓ 個人情報保護法第23条第1項の例外規定による第三者提供は具体的例示がないため、各事業者の判断に委ねられ、弾力的に運用されていた側面もあります。今回、具体的事例が示された場合、これら事例に含まれていないものは例外規定の適用を受けないなどの表現とならないようにしていただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
618	<p>(意見) 48 22頁 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 3. 公共目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 ・FATFの枠組み、犯収法などへの順守のために一定の個人情報を収集・管理する必要があるが、例えばこれらの作業を業界団体が所属事業者と協業（情報連携・情報集中）することで、事業者個別対応コストを削減できると考える。－</p> <p>【全国銀行協会】</p>
619	<p>(意見) 49 23頁 同上 (3～4つ目の○) ・事例の追加とともに、「公益目的」の範囲や内容を、ガイドラインやQ&Aにおいて明確化することが望ましい。 (理由) ・事業者において、統一的な認識の下、適切に運用されるように、「公益目的」の外延を定める必要があると考えられる。 ・また、具体的な事例では、医療分野に限らず、防犯や防災、認知症が疑われる顧客との取引における医師・家族等との連携等、社会的課題に関する様々な切り口から検討を行い、明記する必要がある。</p> <p>【全国銀行協会】</p>

620	<p>4. 公益目的での個人情報の取扱 (1) 該当箇所 第3章第4節3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化(22頁～23頁)第7節官民を通じた個人情報の取扱い(32頁、33頁) (2) 意見 例外規定の運用の明確化に関しては全面的に賛同する。一方で、原則として本人の同意を得ることが依然として前提となっているため、同意取得の困難性を要件とせずとも、法令に基づく場合、匿名加工がなされている場合等現行法制上問題なく利用が可能な場合を明示するとともに、今後の改正において、GDPRと同様に同意以外の適法化根拠を示す方針をご検討いただきたい。 (3) 理由 医学や医療でのデータ利活用を含む公益的なデータ利活用に関しては、現行個人情報保護法16条、17条、23条、76条等の例外規定および、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」(次世代医療基盤法)を含めた個別法による対応がなされている。</p> <p>今回、この例外規定に関して運用を明確化するという方針に関して歓迎する。一方で、個人情報保護法一般において条文上規定することの意義も大きい。医療等情報に関し、感染症対策、災害対応、高齢者見守り、治療効果検証等、公共の福祉のため(ないしは、医学の発展や公衆衛生の向上のため)に特に必要な場合に、本人同意がなくとも適法な提供・取得を可能とすることに意義がある場合は複数想定され、現行法において本人の同意取得が困難であることを要件としていることが障害となっていることもある。また、本人の同意以外の方法での権利保護もあり得る。GDPRにおいても一定の要件での公益的な利用が可能(6条等)となっていることをふまえ、現状の例外規定から、本人同意以外の適法化根拠として規定することも検討すべきと考える。また、本件に関し、いわゆる2000個問題への対応も並行して行い、官民が同等の運用ができることが望ましいが、ガバメントアクセスに応じるかに関して、法令のみを根拠として適法とすべきではないという見解もある。そこで、条文化をする場合には、公益的な利用に際して比較衡量が適切になされるような仕組みを検討すべきである。</p> <p>【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】</p>
621	<p>【意見3】 (該当箇所) P22-23: 第4節 データ利活用に関する施策の在り方, 3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 (意見) 「具体的に示していく事例」として医薬品等を取り上げて頂いたことを歓迎する。医療の向上に資する医薬品等の研究・開発等の推進を目的とした民間企業による利用を、個人情報保護法における公益目的での位置づけとして明確化すべくガイドラインやQ&Aに具体例等を明記いただきたい。 (理由) 医薬品等の研究開発の推進は健康長寿社会の実現という公益に資すると考えるため。</p> <p>【日本製薬工業協会 産業政策委員会】</p>

622	<p>【意見14】 (該当箇所) 第3章第4節3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 (p. 22) (意見) 本箇所では、個人情報の公益目的利用の具体例として、「安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が医学研究の発展に資する目的で利用する場合」が挙げられているが、当該部分について、次世代医療基盤法との関係を明確化されたい。</p> <p>すなわち、次世代医療基盤法では、医療機関等が認定匿名加工医療情報作成事業者等に対して医療情報を提供し、提供を受けた認定匿名加工医療情報作成事業者等が当該医療情報を匿名加工することとされているが、個人情報保護法では公益目的利用による例外規定が適用されるものとなれば、そもそも医療機関等から直接製薬会社等へ個人情報を提供することや、当該製薬会社等で個人情報のまま医学研究等の目的に利用することが許容されることとなるものとも考えられることから、これらの関係を明確化すべきである。</p> <p>さらに、上記の点に関しては、より一般的な意味で「公益目的による取扱い」とは何なのかをホワイトリスト等の形式により明確化することを検討されたい。</p> <p>なお、さらに言えば、本箇所では挙げられている事例は、「本人の同意を得ることが困難である」ことを要件とする「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定」よりはむしろ、現行個人情報保護法第76条の適用除外の範囲設定の問題であるとも考えられ、整理が必要ではないか。</p> (理由) 上記意見中に記載 <p>【新経済連盟】</p>
623	<p>○該当箇所 第4節-3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 (23ページ)</p> <p>○意見 第三者提供の例外規定について、「想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ&Aで具体例を示していく」としているが、あくまでも法規定は「本人同意の困難性」を要件としているので、その点を明確にしてニーズへの対応ではなく「本人同意の困難性」の基準を示すべきである。</p> <p>○理由 「社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用の促進」を目的として第三者提供について言及されているが、規定は「本人同意の困難性」を要件としており、公益目的でかつ本人同意によることが困難である場合の、本人同意の困難性の解釈として示すべきである。その上で、困難な場合で可能な場合についての例示をするのであればよく、かつ、この解釈問題については利用停止請求権やその強化された権利の対象として争訟の対象になり得ることも明確にするのが筋である。</p> <p>【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>

624	<p>(4) 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化(改正大綱22-23頁) 「社会的改題が多様化する中、効率的・効果的にこうした課題を解決していくためにも、事業者がデータを利活用する環境を後押し」(22頁)するという趣旨に賛同する。また、そのための例外規定の運用明確化は、産業および経済の発展に資する必要な条件であり、その導入についてもあわせて賛同する。 なお、具体的な検討にあたっては、改めて産業界の意見も聴取の上、産業界が求めるニーズを的確に汲み取っていただきたい。</p> <p>【日本広告業協会】</p>
625	<p>第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化について賛成であるが、金融分野においても、例えば、犯罪収益移転防止法における、アンチマネーロンダリング、テロ対策(革新的事業評価委員会での手続を経て、情報利用の可能性を貴委員会が確認されている事案もあると認識している。)や、過剰与信の防止等の公益に資する個人情報の利用が考えられるところである。このため、例示されている医療等分野のみならず、金融・信用取引分野についても十分な検討をお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>

第3章第4節関係 端末識別子等の取扱い

No.	提出意見
626	<p><要望と疑問> 「クッキー」について P.21~23 現状：本人への同意取得が必要とあるが、同意しなければ利用することができないのでターゲティング広告等がくるのを諦めて、同意しサイトにアクセスしている。 意見：このアクセスの継続と情報の蓄積によって、特定の人物像が出来あがってしまい、場合によっては予防弾圧のような、偏見からくる人権侵害が起こるのではないか。 また、逆に、個人特定されたくないが為にサイト利用しない人がでてくるとすれば” 利用者の選別 “につながり差別に相当するのではないか。匿名だとしても怖い。</p> <p>【個人】</p>
627	<p>2019年12月13日発行の制度改正大綱[m24000005801.pdf]のpage24に関連した問題です。 EUのGeneral Data Protection Regulation (GDPR)ではIPアドレスは個人情報として扱われることがはっきりと書かれています。 今回の法改正で、IPアドレス、hostnameなどインターネット上のネットワークの情報も個人情報に含まれる点を法律上も明確にするべきだと思います。</p> <p>固定の光回線ではIPアドレスは固定アドレスでずっと変わらない場合が多いため、IPアドレスは固定電話の電話番号と同様に、個人をかなり正確に特定できる個人情報です。 しかし日本ではIPアドレスを公開してしまう、個人情報保護とセキュリティの意識の低いサービスが多くあります。 特に掲示板サイトなどはIPアドレスやhostnameを一般のユーザーに晒してしまうサービスが多く存在します。 例えば5ch.net[5ちゃんねる、旧2ちゃんねる]、したらば掲示板、まちBBSなどです。 こういったサービスでは掲示板に書き込んだだけでIPアドレスも一般公開されてしまいます。 またhostnameを晒される設定の場合は、住んでいるエリア、ISP、回線種別なども開示、漏洩してしまいます。 さらにセキュリティ上の問題もあります。 IPアドレスはネットワーク経由での攻撃にもつながります。 セキュリティ面からもIPアドレスは非開示とする必要があります。 EUのGDPRのように、IPアドレスなどネットワーク関連の個人情報の公開は禁止するよう改正するべきです。</p> <p>【匿名】</p>

628	<p>今回の法改正により、「企業がCookie情報を利用する際には個人の同意を取り付けることを義務付ける」ことになると報道で知りましたが、「企業がCookie情報の利用を拒絶したユーザーに対してサイト利用を拒否する」ことは合法のままなのでしょうか？ ならば、ユーザーにとっては事実上「Cookie情報を利用させない」という選択肢は無いも同然ということになり、企業は「ユーザーからCookie利用の同意を取った」ことを盾に大手を振って個人情報をビジネスに利用できる、ということになりませんか？ 「個人にCookie等個人情報を使わせない権利を取り戻す」ことを念頭に法改正するのであれば、是非、「企業に対し、Cookie等個人情報の利用を拒否したユーザーにもサイトを利用させることを義務付ける」よう法改正をお願い致します。 【個人】</p>
	<p>「制度改正大綱」25ページ 「前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。」について。 提供元基準だけでなく、特定の場合に提供先基準も規律化するのであれば、委託や共同利用の場合の規律も明確化しないと大きな混乱を招くと思います。法令またはガイドラインで明確化して頂きたいです。 以下、矢印（→）をパーソナルデータの移送・送信として、 （例1） 本人→協力会社（委託先／個人識別不可能）→当社（委託元／個人識別可能） ※ただし、協力会社は当社の名義で取得 （例2） 本人→協力会社（委託先／個人識別不可能）→当社（委託元／個人識別可能） ※ただし、協力会社の名義で取得 （例3） 本人→当社（委託元／個人識別不可能）→協力会社（委託先／個人識別可能） （例4） 本人→提携会社（共同利用／個人識別不可能）→当社（共同利用／個人識別可能）</p>

629	<p>(例5) 本人→当社(共同利用/個人識別不可能)→提携会社(共同利用/個人識別可能) <第三者提供を制限する規律と委託> (例1)(例2)は、本人のパーソナルデータの取得業務を委託する場合です。 協力会社→当社への移送・送信は、「提供」ではなく「納品」と思われます。 法令の改正後に、協力会社において当該「個人データの第三者提供を制限する規律」は適用されないという解釈で良いのかを明確化していただきたいです。 <委託先の監督> (例1)(例2)(例3)は、提供元基準では現行法22条の「委託先の監督」の対象にならないように思いますが、不明瞭と思います。これらのケースが法令の改正により現行法22条の「委託先の監督」のような規律が適用されるのかを明確化して頂きたいです。 <第三者提供を制限する規律と共同利用> (例4)については提携会社において、また(例5)については当社において、法令の改正後に「個人データの第三者提供を制限する規律」は適用されないという解釈で良いのか明確化して頂きたいです。 <共同利用の「容易に知り得る状態」> (例4)(例5)は、提供元基準では現行法23条第5項第三号の共同利用の規定が適用されないように思いますが、法令の改正により共同利用の規定が適用されるのかを明確化して頂きたいです。 【個人】</p>
630	<p>(該当箇所) 25ページ 16行目 「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」 (御意見) 「提供先において個人データになることが明らかな情報」というものを定義するのは困難である。「提供先において個人データになることが認識できなかった」とする潜脱行為が拡がるだけである。 (理由) ※ターゲティング広告を取り上げ、「ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという行為」を、法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームであるとしている。 これこそが、個人情報を巡る技術的側面、社会的側面での急速な変化に対して柔軟な対応を行っていかねばならない事案の1つではないか。 今回、法が改正されても結局は施行までに一定の準備期間を設けることとなり、制度改正大綱に書かれているような「技術的側面、社会的な側面において、急激な変化が進展しつつあること」には間に合っていないことが容易に想像できる。 本件においても平成27年改正法で「個人識別符号」を設け、法第2条 第1項 第1号ではそれに該当するか否かの判断が難しくなるものを明確に「個人情報」と言えるようにした。</p>

	<p>また、法第2条 第2項において、個人識別符号となるものを「政令によってポジティブリスト化」できる仕掛けとし、さらに政令第1条 (8)において、「個人情報保護委員会規則によってポジティブリストの追加」ができる仕掛けを作った。</p> <p>「クッキー」を個人識別符号の中に入れることに対する事業者の過剰反応を恐れるあまり、せっかく用意されている「個人情報を巡る技術的側面、社会的側面での急速な変化に対して柔軟な対応の仕掛け」を放棄することは個人情報保護委員会の法執行範囲を自ら制限していることになってしまう。</p> <p>個人情報保護委員会規則において、「買い物かご」「認証」「セキュリティ」「ストリーミング」「負荷分散」などで利用するものを除外した上でクッキーを個人識別符号に含めることが今後の柔軟な対応につながるのではないか。「氏名等のハッシュ値で突合するケース」など新手法も個人情報保護委員会規則で柔軟に対応して欲しい。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
631	<p>■端末識別子の取り扱いについて</p> <p>デバイスフィンガープリントのように、必ずしも個人情報とは紐づかないが、サイト側でのAIなどの利用により100%に近い確率での個人推測が可能な情報についても議論すべきと考えます。</p> <p>【個人】</p>
	<p>p. 25</p> <p>4. 端末識別子等の取扱い</p> <p>(3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い</p> <p>「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。」</p> <p>【意見】</p> <p>提供元においては個人情報の取得を行っていない以上、当該提供に係る同意を本人から取得することは不可能である。加えて、個人データを利用して何らかの活動を行う主体は提供先である以上、当該提供に関する同意取得などの義務は提供先が果たすのが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>非個人情報の提供及び取得として規制の対象外であるところ、このような規律を導入することは、趣旨としては理解できるが手続き的には困難な点が多く考えられる。データの提供という手段ではなく、提供先における利用という最終目的の適切性に焦点を当てて規制を行うようにしてはどうか。</p> <p>【意見】</p> <p>提供元の中には「提供先において個人データに紐付けるという確証はない」としてルールの潜脱を図る者が既に現れている。こうした潜脱を防ぐため、提供元の確認記録義務の一つとして、提供先において個人データに紐付ける予定の有無を明記していただきたい。</p>

632	<p>【質問】 当該提供が個人データの第三者提供と整理された場合であっても、提供元においては当該提供が行われるまでは個人データではなく非個人情報である以上、情報取得時の利用目的の通知または公表等の義務はかからないという理解でよいか。</p> <p>【質問】 提供先の中には個人情報の取得を通知または公表によって行っており、データ主体からの同意を得ていない事業者も多くある。今回規制対象となる規律でのみ同意を求めるのは非合理的である。</p> <p>【質問】 当該提供が個人データの第三者提供と整理する場合、提供先はそのような提供によってデータを拡充することを利用目的として明記する必要があるか。</p> <p>【質問】 提供先がデータの拡充を利用目的に明記する必要がある場合、既に個人データを保有しており、かつ拡充を計画している情報取扱事業者は、利用目的変更に係る同意を得る義務があるか。</p> <p>【意見】 提供先がデータの拡充を利用目的に明記する必要がある場合、取得時点で将来行うかどうか分からないデータの拡充について記すことは困難である。書いても抽象的な書きぶりにならざるを得ず、本人関与の面でも問題である。事前の包括的な同意によるのではなく、データの拡充が行われることが明らかになった時点で本人からの同意を取得する形にするべきである。</p> <p>【個人】</p>
633	<p>P. 25 外部に提供する際について ハッシュデータも個人情報となりうるのか？</p> <p>P. 25 提供先において個人データになることについて 提供先において個人データになることが明らかかどうか、提供元に判別できないことも多々ありうるのではないかと？</p> <p>【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>
634	<p>5. 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することに賛成します。(P 24) クッキー、ターゲティング広告、プラットフォームなど、個人が認識しない状態で、その個人の情報が収集・蓄積・統合・分析されています。リクナビ事件は、国民の企業への信頼を大きく損なうものでした。個人情報保護委員会の行政指導を評価します。</p> <p>提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することの改正案に賛成いたします。</p> <p>また、WEB技術を鑑みれば、端末識別子や広告IDに紐づけられた情報は、容易に個人情報となりえます。氏名等の情報がない場合であっても、個人情報として扱われるよう検討すべきと考えます。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>

635	<p>意見5：4節4(2). 端末識別子等の適正な取扱い 「端末識別子等であっても、会員情報等と紐付けられて特定の個人を識別できるような場合は、個人情報保護法上の個人情報として取り扱われなければならない」(大綱p. 24)のだから、積極的な周知・執行を行っていただきたい。 【個人】</p>
636	<p>(該当箇所) p24 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (意見) 提供元の事業者では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することに賛成します。ただし、より抜本的な対応として、端末識別子等自体を個人情報に入れるよう検討を進めてください。 (理由) 2019年に発生したりクナビ問題のように、提供元では単なるデータであったものが提供先で個人情報と紐付き個人データになり、本人が知らないうちに不正に利用されていることはあってはならないことです。情報の提供元も提供先も個人の権利利益保護に責任を持つべきであり、そのための規制は必要と考えます。なお、端末識別子や広告IDに紐づけられた情報は、提供先で容易に個人情報となることからこのような問題が生じるのであり、抜本的な解決としては、そのような情報が常に(氏名等の情報がない提供元においても)個人情報として扱われることが必要です。 【全大阪消費者団体連絡会】</p>
637	<p>(3)意見その二 見直し大綱第3章第4節4.のように、個人情報ではないデータを提供先で個人情報になることを知りながら提供することも新たに規制するのならば、個人情報取扱事業者の規定(2条5項)も改正することになると思われる。提供元で個人情報でない場合には、そもそも個人情報保護法の適用がないと考えるのが通常と思われるため、そのような誤解が起こらないような規定の仕方を、慎重に考えるべきである。 【個人】</p>
638	<p><P23> 4. 端末識別子等の取り扱いについて 端末識別子等の適正な取り扱いについては、今後も引き続き急速な技術発展が期待される分野であることから、技術的知見を有する専門職の必置化により、技術的変化に対応した適切な個人情報の保護が行われる必要がある。よって ○こうした端末識別子等を用いた…民間の自主性を活かしつつ、「情報処理安全確保支援士等の情報セキュリティ人材の必置化や」認定個人情報保護団体制度等を活用するなど と修正することが望ましい。 【情報処理安全確保支援士会】</p>

639	<p>第3章「個別的検討事項」第4節4「端末識別子等の取り扱い」について</p> <p>クッキーなどの端末識別子について、明確に個人情報として位置づけ、その利活用にあたっては本人からの同意を得ること義務付けるべきです。GDPRではクッキーなどのオンライン識別子を個人データとして位置づけています。クッキー情報はアメリカでもカリフォルニア州が本年1月に施行する消費者プライバシー法(CCPA)でも「個人データ」として取り扱っています。同法は2018年に明らかになったフェイスブックの8700万人の個人情報の流出事件をきっかけに州議会で議論され制定されました。この消費者プライバシー法をモデルにニューヨーク州など約10州で個人情報保護のルールづくりがおこなわれているといわれています。</p> <p>オンライン識別子を個人データと位置付けるのは世界的な流れになっています。日本のようにクッキー情報を第三者に提供する場合などに本人の同意を必要とする取扱いは中途半端であり、混乱をまねくだけです。</p> <p>この間、ウェブの閲覧履歴から本人の嗜好、趣味などを予測し広告に利用する、リクナビ問題で学生の「内定辞退率」を販売する、などクッキー情報を活用した個人情報の侵害は目に余るものがあります。ここまで問題となりながら、いまだにクッキー情報を個人情報として保護しないことはきわめて問題です。</p> <p>「位置情報」について触れられていませんが、それはなぜでしょうか。</p> <p>2017年の最高裁大法廷判決は犯罪捜査でGPS捜査をおこなう場合は、令状が必要であり、状のないGPS捜査は違法とする判決をだしました。理由は、GPS捜査は個人の動きを継続的網羅的に把握するものであり、プライバシーを侵害する、ものであるということでした。</p> <p>「位置情報」は「クッキー情報」と同様に、その国の個人情報保護の水準を示すものです。位置情報は個人情報とすべきです。</p> <p>【個人】</p>
640	<p>第3章「個別的検討事項」第4節4「端末識別子等の取り扱い」について</p> <p>現在、国の後押しのもと、IoTの家電機器の開発・利用がすすめられています。このIoT家電機器の普及は、プライバシー、個人情報保護の問題を新たな段階に押し上げたといっても過言ではありません。</p> <p>AIスピーカなどに、空調、音響、テレビなどさまざまなIoT家電機器が接続されるようになっていきます。その結果、個人宅、家庭の個人情報が各メーカーのサーバーに蓄積されます。これらの情報を総合すれば、その家の居住者のプライバシー、個人情報は丸裸にされてしまいます。AIスピーカだけとってみても、これに接続する家電機器への居住者のさまざまな指示はAIスピーカのサーバーに蓄積されます。これは重大なプライバシー、個人情報侵害です。しかも、重要なことは、現行の個人情報保護法は、個人情報保護より企業の利活用優先のために、企業が個人情報を活用するにあたって、本人から同意をとることが前提とされていません。</p> <p>IoT機器の時代の到来のなかで、プライバシー、個人情報を保護するためには、企業が個人情報を活用するためには、本人からの同意をとらなくてはならないこと、IPアドレス、クッキーなど端末識別子などを個人情報として位置づけることが必要不可欠です。</p> <p>【個人】</p>
641	<p>◆『第3章／第4節／4. 端末識別子等の取扱い』についての意見</p> <p>端末識別子等について、GDPRでは「前文」で「自然人はオンライン識別子と関連付けられうる」としています。しかし個人情報保護法ではビジネスモデルのイノベーションの観点が優先されています。この姿勢はとても危険だと思われます。個人情報の厳格な管理を、もっと強く押し出すべきであることを、強く訴えたいと思います。</p> <p>【個人】</p>

642	<p>IV. 2. 提供先において個人データとなる場合の規律の明確化 個人情報を取得した事業者が第三者に提供した内容に基づき、提供先で不正な利用に至った場合、提供元の事業者も一定の法的責任を負うべき。 【個人】</p>
643	<p>第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い ・端末識別子等の適正な利用を委縮させ、デジタル分野のイノベーションを阻害することがないように、現行法の規定に加えて端末識別子等に関する新たな規律を設けることについては、慎重に検討すべきである。 ・仮に、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが明らかな情報」について新たな規律を適用する場合でも、通常、提供元は提供先が保有するデータを完全に把握することはできないことから、新たな規律が提供元に対し提供先で個人データになるかどうかの確認義務を課すものではないことを明確にすべきである。 ・そのうえで、当該規律は、「提供元と提供先が示し合わせて、提供元の保有する個人情報でないユーザーデータが、提供先で個人データとなることが明確なスキームを運用している」等の極めて限定的なケースにおいてのみ課されるということを明確にすべきである。 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
644	<p>第3章第4節 4. 端末識別子等の取扱い 【意見1】 提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することについて賛同する。 【株式会社DataSign】</p>
645	<p>第3章第4節 4. 端末識別子等の取扱い 【意見2】 Facebookのいいね！ボタン等のソーシャルプラグインに関して、それらを設置したウェブサイト等では特定の個人の識別はできないが、Facebookにおいては、そのウェブサイトを訪れた情報は、Facebookが保有している個人データと紐づくことになる。 個人情報保護委員会からは「SNSの「ボタン」等の設置に係る留意事項」として、設置するウェブサイト等に向けた注意情報が掲載されているが、その対応については法的義務にはなっていない。また、ソーシャルプラグインに限らず、大綱の中での指摘にもあるように、端末識別子等を用いたビジネスモデルの実態は非常に複雑かつ多様化しており、本人がその取得の事実を把握することは困難であるため、本人が容易に認識できない方法によって、端末識別子等を取寄せさせる場合においては、取寄せさせるウェブサイト等において、その事実を明示することを法的義務とすべきである。 【株式会社DataSign】</p>

646	<p>その三 8) 提供先において個人データとなる情報の取扱い ・「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」場合、あくまでも提供を受けた側が「個人情報の取得」の規律に対応するのが大前提であるところ、このような規定を置いた場合、いつ、どこで「個人データ」になるかが事実上わからないデータマーケットや広告事業において委縮することが想定される。 ・この規定が個人データの第三者提供に当たらないような脱法対策であるなら、同意を得ずに、第三者に個人データを取得させることを目的とした手法を禁止すべきである。データの利活用を阻害するような規定は避けるべきである。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>
647	<p>No. 15 【頁】 P. 25 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い ○そこで、前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。 【意見】 提供する側の求めに加え、提供を受けた側であっても、端末識別子等を個人情報に該当しないとして提供を受けた場合、それらを個人データに該当するような照合等の取扱いを行わないよう求める必要があるのではないか。 事業者に対し、提供元では個人データに該当しないものの、提供先で個人データになることが明らかな場合には、提供元にも確認記録義務が求められる場合にも、第三者提供の確認・記録が必要であることを明確に伝え、またそのような場合に求められる記録事項、記録方法についてガイドライン等で具体的に示していただきたい。 【理由】 端末識別子等の取扱いについては、取り扱うサービスがグローバルに展開する事例が多くあることから、国際的な潮流に合わせるようお願いいたします。 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
648	<p>(該当箇所) 24ページ～25ページ (意見) 端末識別子の提供先において、個人データに該当しないことを確認する方法として、契約等により個人データに該当しないことの表明保証があれば足りると理解してよろしいか。 (理由) 対応内容を明確にするため 【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

649	<p>(該当箇所) 24ページ (意見) DMPを利用したビジネススキームが日々の技術の進展にともない複数出現している。どこからが違法な取扱としてみなされるのか、関係フロー図などを用いて、具体的な例示を示していただきたい。 (理由) 適正な法令遵守のため</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
650	<p>(該当箇所) 24ページ (意見) 提供元事業者、及び提供先のDMPでは個人データに該当しないものの、DMPより先の広告配信を請け負う事業者(二次提供先)において、端末識別子により個人を特定できる場合が想定される(提供元事業者A⇒DMP⇒広告配信事業者B)。このとき、改正法による新たな第三者提供の規律に基づき、第三者提供の制限の規律適用を受けるのはDMPであって、提供元事業者Aまで及ばないと理解してよろしいか。 (理由) 適正な法令遵守のため、求められる範囲を明確にするため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
651	<p>(該当箇所) 24ページ (意見) 公正取引委員会でもG A F A規制新指針で、クッキーや位置情報の収集・利用について議論がされているが、それらとの平仄を確保していただきたい。 (理由) 適正な法令遵守のため</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>

652	<p>4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い</p> <p>【意見8 (P25)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「提供先において個人データになることが明らかな情報」については、二者間のサービス契約やサービス説明書等において提供先で個人データとして利用する趣旨が明記されている場合に限定するなど、ガイドラインやQ&Aで具体的な基準を示してほしい。 <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・リクナビ事案のように提供元事業者が提供先において個人データ化することを前提としたサービスを提供しているような場合を除き、「提供先において個人データになることが明らか」であるか否かを第三者が外形的に判断したり、提供元事業者が（提供先で個人データにならないことを）自ら証明したりすることは難しいと考えられるため。 <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
653	<p>第3章4節4. 端末識別子等の取扱い (23-25ページ)</p> <p>Cookie等の端末識別子が、個人情報保護法上の個人識別符号等の独立した保護対象として直接定義されず、「提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。」という従来の枠組みで規制する点は、性急な規制強化にならなかったことは、現時点で適切だと考える。</p> <p>ただ、一点、確認したいのは、「ユーザーデータ（ユーザーの訪問先サイトに係る登録情報、行動履歴情報、デバイス情報等の情報）という定義を使わず、あえて、「端末識別子」という用語を使用する理由である。情報内容が可変である場合に、その入れ物に相当する情報形式に着目した定義も可能ではあるが、やはり、定義としては開かれ過ぎる感が否めず、さらなる検討をお願いしたい。「提供先において個人データになることが明らかな情報」という制限はあるにしても。</p> <p>現代において、Cookieを利用したウェブサイト運営は非常に高度かつ複雑になっており、Cookieを十把一絡げにして規制することは、非常に危険であると認識している。仮にCookieの利用が消費者から拒否される等によってCookie利用ができなくなった場合、例えば、ECサイトにおいては、以下のような影響があり、ECサイトの運用そのものが根本から覆されるような事態が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイト訪問やログイン時に逐一アカウント情報を入力せざるを得なくなる ・同じECモールやECサイト内であっても、ページごとに逐一注文をする必要が出てくる（ページ間を移動すると、購入検討中の商品情報が消えてしまうため） ・Cookie利用を前提としないサイトの構築や運用に関するノウハウの蓄積が少ないため、サイトの安定運用やセキュリティの堅牢性を犠牲にせざるを得なくなる

	<p>一方で、EUのGDPR、米国のCCPA等の世界的な潮流を鑑みると、Cookieに対する法的枠組み・規制が不可避になっていくことは、想像に難くない。また、昨今の議論や世界の規制状況によって、一般消費者の間でCookieに対して忌避感が広がってきているのではないかと危惧している。今後、Cookieに対する正しい認識と、個人情報保護とイノベーションの両立を促進する社会的な枠組みについて、Cookie等をビジネス利用する事業者はさることながら、消費者も含めて、個人情報保護委員会主導で幅広い議論が展開されていくことを期待する。</p> <p>なお、周知の通り、Cookieと一口に言っても、ファーストパーティーCookieとサードパーティーCookieとが存在する。ファーストパーティーCookieはいわば顧客管理の一手法であり、サイト利用者の利便化向上、よりストレスのないインターフェイスや自社内マーケティングを目的とするものであり、現顧客情報管理の一環として、現状以上の規制は不要と思われる。ホテルに行くと「●●様、先日はお風邪を召されていたようですが、その後いかがですか」とコンシェルジェが迎えてくれる。行きつけのお店に行くと何も言わないでも「いつもの」が出てくる。足腰や視力が衰えてきたおばあちゃんがタブレットから宅配食料を頼むとき指での入力は最小限、将来は音声で注文、そんな時代を支える技術的基盤の1つと考える。</p> <p>これに対しサードパーティーCookieは、細分化した規律が必要という議論は理解できる。ただ、これについても、法令ではなく「事業者自身による（中略）自主的取組が法制度等と相まって」の方向が望ましいと考える。</p> <p>【オイシックス・ラ・大地株式会社】</p>
654	<p>2 個人情報として保護される範囲についてクッキーの扱い（23～25頁）</p> <p>クッキーを保護対象に加える姿勢は評価できますが、保護対象となる場合が限定的に過ぎると思います。クッキーは端末を特定するための情報ですから、端末を持つ個人と結びつく情報であり、原則としてそれに対する規制がなされるべきです。従来個人情報とされてきたものを実質的に保護するためには、このような扱いが必要であると考えます。GDPRに重ねて「eプライバシー指令」によりクッキー規制がされている一部のEU諸国と足並みを合わせるという意味でも、この方向に行くべきです。</p> <p>【個人】</p>
655	<p>・P23 4. 端末識別子等の取扱い（3）提供先において個人データとなる情報の取扱い</p> <p>不正なクレジットカード情報を入手し、それを服飾販売などのECサイトを持つ企業（第三者の企業）に提供することは、個人情報保護法に適用（違法）になりますか。</p> <p>※上記意見の目的は、クレジットカードを所有する正規の方と、そのクレジットカードで不正に商品を購入されてしまった企業を、悪意ある者から防ぐことを想定しています。</p> <p>名簿業者などから不正なクレジットカード情報を入手する場合、氏名や住所などと同時にクレジットカード情報を入手するわけではない（クレジットカード情報のみ入手）ので、個人情報の取得にはならないでしょうか。また、その場合、入手先の確認等（トレーサビリティ）は必要ないでしょうか。</p> <p>入手先が、名簿業者ではなく、ダークウェブなどのサイトから入手する場合、違法性はありますでしょうか。（17条）</p> <p>ダークウェブから情報を入手する場合、違法になる可能性がある行為が具体的にどういった行為になりますでしょうか。</p> <p>（中略）</p>

	<p>・第三者に個人情報(クレジットカード情報など)を渡す場合、主観によるもの(クレジットカード番号を第三者に提供すると一般的に考えて、その第三者が名前などと紐づられて個人情報として扱われると解釈される場合、規律適用(法律違反)になるの)でしょうか。主観は関係なく、第三者の調査をし解釈が可能と知った場合、規律適用(法律違反)になるの)でしょうか。</p> <p>以上、お手数をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>【個人】</p>
656	<p>■箇所 25ページ 第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い</p> <p>■意見・理由 「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。」とありますが、どの情報を提供すると提供先において個人が特定可能となるのかの判断は、提供元においては困難であることが想定されます。従って、提供先との契約等で特定を禁止する等の措置をとるなど提供元では適切な措置を講じていたにも関わらず、提供先で個人が特定されたときに、提供元が罰則の適用等不利益を受けるようにしないようにすべきと考えます。</p> <p>【(株)NTTデータ 金融事業推進部】</p>
657	<p>第3章第4節 4. 端末識別子等の取扱い</p> <p>【意見】 (ア) 端末識別子による名寄せが権利利益の侵害につながりうるものであることを認識する点、および(イ) 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することを明らかにした点は、評価しうる。しかしながら、抜本的な問題解決のため、個人情報の範囲を、端末識別子を含む識別された又は識別可能な個人に関する情報に拡大すべきである。</p> <p>さらに、クッキー等によるトラッキングの問題については、ファーストパーティのウェブサイトに対して、(ア) ウェブアクセスの情報をサードパーティに伝達している事実、(イ) 伝達先サードパーティの名称等を、閲覧者に対して明示することを義務付けるべきである。</p> <p>【理由】 端末識別子による名寄せが権利利益の侵害につながりうるものであることは確かである。しかしながら、そもそも権利利益の侵害のおそれは、端末識別子に限らず、広く、識別された又は識別可能な個人に関する情報について認められるものである。それにもかかわらず、現行法が個人の特定性(氏名到達性)を個人情報の要件とし、特定性のない情報を規制の対象外としたためこのような問題が生じているのである。提供元基準、提供先基準等の複雑な問題が生じたのも個人情報の範囲が狭いことに起因するものであるから、個人情報の範囲自体を見直すことこそが正しい解決策である。具体的には、個人情報の定義を、識別された又は識別可能な個人に関する情報として、GDPRの“personal data”と同じものとすべきである。</p>

	<p>クッキー等によるトラッキングの問題については、ファーストパーティのウェブサイトにも責任の一端があることを確認すべきである。ウェブアクセスの情報をサードパーティに伝達する行為の法的評価が第三者提供であれ、取得の委託であれ、閲覧者の予想しない方法で、閲覧者の内心に関する詳細な情報を収集するサードパーティの行為にファーストパーティが自らの意思で加担していることは明らかである。そのため、この問題については、ファーストパーティも何らかの責任ないし義務を負うべきであり、少なくとも、伝達の実態と伝達先の明示を法的義務とすべきである。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>
658	<p><該当箇所> 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い</p> <p><意見> 現行法の規定に加えて端末識別子等を規制する新たな規律を設けることについては、端末識別子等を適正に利用している事業者による現状の取組みを委縮させ、また、新たなビジネスの創出を阻害する懸念が高いことから、検討にあたっては、サービスの発展・イノベーションの進展等に悪影響が及ばないように十分に配慮すべきと考えます。</p> <p>仮に、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが明らかな情報」について新たな規律を適用するのであれば、通常、提供元は提供先が保有するデータを完全に把握することはできないことから、新たな規律により提供元に個人データになるかどうか等の確認義務を課すことは避けるべきであり、導入する場合であっても限定的（例えば、利用目的が極めて悪質な場合等）とすべきであると考えます。</p> <p>以上 【ソフトバンク株式会社】</p>
659	<p>第3章について下記の意見を提出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2節の2の「適正な利用義務の明確化」における「適正な」を誰がどうやって判断するかについて言及がないですが、PIAの役割はまさに事前に自ら「適正であること」を示すことにあると思います。第3節の2に「民間の自主的取組の推進」としてPIAが言及されていますが、委員会が判断しやすいように、また、恣意的な判断になることを防ぐためにも、第2節の2にも、例えば「利用が適正であることを自ら示す手段としてPIAを事前に実施し、公表することが望ましい」などの文言があったほうがよかったです。 ・同じことが、第4節の4の(1)の3つ目の○「適切な運用」、4つ目の○の「不適切な取扱い」、(2)の「適正な取り扱い」など多数出てきます。また、「適切」と「適正」は意味が違うのかも整理をお願いします。 <p>【個人】</p>

660	<p>p 2 4 端末識別子等の取扱についての周知について <意見・要望> 端末識別子等についての現行法の取扱はとにかかわかりづらい。 先日弁護士のセミナーに行ったが、リクルートキャリア社の事件に言及して危機感をあおるばかりでいまいち本当のところ何が規制されているのかがわかりにくかった。 ぜひ、規制当局の担当官の方にセミナー等を開いてほしい。 以前の担当官だった北山氏のセミナーは大変わかり易かったので、そういうセミナーを開いてほしい。 【個人】</p>
661	<p>p 2 4 <意見> 「個人情報とされることをあらかじめ知りながら」提供した場合は提供先基準を用いるのはわかるが、それとよく似た事例である「個人情報とされるか否かを確認しなかった場合」や「個人情報とされることを知らないことにつき重過失がある場合」は、提供元において特定の個人が識別できない限り個人データの第三者提供に該当しないということになるのか。 ガイドラインではその点も明らかにしてほしい。 【個人】</p>
662	<p>p 2 4 「生存する個人に関する情報」 <意見> たとえば、DNA配列は本人が生きている限りは個人情報であり、死亡すれば個人情報ではないとされている。 しかし、DNAは、近親者間では類似していることがよく知られており、たとえば、DNA配列の特定の箇所を見れば、アルツハイマー病になる可能性が高いかを判断できる。 とすれば、DNA配列は本人が生きていようが死んでいようが個人情報に該当するとしないと、生存している可能性のある本人の近親者のプライバシーが侵害されてしまう恐れがある。 ぜひ法改正で、個人情報の定義から「生存する」という要件を除いてほしい。 【個人】</p>

663	<p>p 25の以下の箇所 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。</p> <p><意見> 上記の解釈変更は、ガイドラインの変更で対応すべき。</p> <p><理由> もともと、提供元基準説は、前回の法改正の際のパブコメ回答で提供先基準を取ることが明文化されただけで法的拘束力のある文書に明記されているわけではない。とすれば、解釈の変更はあくまでガイドラインレベルの変更で足りる。 加えて、提供先基準が援用されるのが「提供先において個人データになることが明らか」な場合のみだと法文に記載してしまうと、さらに次の3年ごと見直しの際に、さらなる法規制の強化を図りにくくなる（もう一度法改正をしなければ規制が強化できなくなる）。 そのため、個人情報保護法のグローバル化（＝GDPR化）を円滑に進めていくという観点から、ガイドラインでの規律強化を図るべきと考える。 【個人】</p>
664	<p>p 25 提供先において個人が特定できることを知りながら提供すれば、提供元で個人が特定できなくとも個人データの第三者提供に該当するという解釈について</p> <p><意見> 仮に上記の解釈を取るとすると、いわゆるパブリックDMP事業者（クッキーやIDFAなどに紐づいた個人に関するデータベースを保有・販売する事業者）はどのようにして、同意を取得するのか。 そういった事業者は、たとえば、他社からビーコンやタグなどを使って個人に関する情報を取得していると思われ、本人から同意を得ている可能性は低い。（消費者との直接のインターフェースは持っていないため）</p> <p>他方、提供先企業は、パブリックDMPから提供先企業がその情報を受領することについて必ずしも同意を取っているとは限らない。（なぜならば、プライバシーポリシーに第三者提供について記述がないケースが多いから）</p> <p>とはいえ、パブリックDMPは、提供先事業者が、いわゆるカスタマーデータプラットフォームとDMPを一体化して運用していることを知っていることが多く、それはつまり、パブリックDMPは、提供先事業者に渡す情報が提供先で個人情報となることを事実上知っていることが多いことを意味する。</p> <p>とすれば、こういったパブリックDMPはどのようにして同意を取得するのか、が令和2年度改正では問題になってくると思われる。 【個人】</p>

665	<p>第3章第4節4「端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い」24ページ</p> <p>【意見9】「提供先で個人データ」に係る規定の追加は、規制強化ではなく解釈の明確化であり、追加の規定が、該当する場合において提供元での容易照合性がないと解釈させることのないようにするべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>「提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら」提供する場合は、現行法においても、提供先との関係で提供元において容易照合性があると解釈されることは、逐条解説書（園部編、ぎょうせい、2003年）にも記載されていた（該当部分を引用すると、「事業者…の間で組織的・経常的に相互に情報交換が行われている場合等は、『容易に照合することができ』る場合に当たると考えられる」とある）ことからすれば、今般の改正案は、規制強化ではなく、解釈の明確化であると理解している。</p> <p>しかしながら、大綱には「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において……」との記載があることから、容易照合性を加味してもなお提供元で個人データに該当しないものを対象とする趣旨と読む余地があり、そのような読み方を前提とすると、規制強化を意味することになってしまう。</p> <p>大綱のこの記載が、法改正により実現するものか、ガイドライン等での解釈の明確化で実現するものかは必ずしも明らかではないが、法改正による場合には、追加される規定が、翻って対象とする客体について「提供元において容易照合性がないもの」とであると解釈させることのないよう、条文を構成するべきである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>
666	<p>重要論点は以下3点、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 端末識別子等の取り扱い 提供先で個人情報となる情報の取り扱いについてp23 2 ペナルティ強化もしくは課徴金制度導入についてp27, 34 3 仮名化データの第三者提供についてp22 <p>補足として以下3点、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和についてp8 2 開示請求の充実についてp9 3 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化についてp13 <p>下記詳細について述べるものとする。</p> <p>意見1 該当箇所p23 端末識別子等の取り扱いに関する判断基準の明確化が必要 理由： 「提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用」とされている。 これは、提供元基準を前提としながら、提供先における個人の識別可能性を判断した上で、第三者提供を制限することを意味しているのか？ また、その場合、情報提供元が、提供先において個人の識別不可能であることを証明することは実質的に可能か？</p> <p>【個人】</p>

667	<p>p 2 4</p> <p>フェイスブックの「いいね」ボタンを設置した事業者は、「提供先（フェイスブック）において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者（フェイスブック）に提供」したことになるのか否かを明らかにしてほしい。</p> <p>自分の見解は、同意が必要な第三者提供には該当しないというものだが、この理解で正しいか。 理由は、「いいね」ボタンをクリックする個人がフェイスブックユーザーであるかどうかを提供元の事業者が必ずしも知らないから。 【個人】</p>
	<p>日本インタラクティブ広告協会は、2019年12月13日に公表された「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関して、インターネット上においてデータを利用した広告を掲載・配信するビジネスに関して自主ルールを定め、運用を行っている業界団体の立場から、以下の意見を申し述べます。</p> <p>該当箇所 1： 23～25ページ：第3章 第4節4. 端末識別子等の取扱い</p> <p>意見：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターゲティング広告は、一般に、事業者がユーザーから取得し一定期間保存しているデータからある属性値や傾向を持つユーザー群を抽出し、そのユーザー群に対してブラウザや端末を識別して当該ユーザー群に適切と思われる広告を配信しているものであり、本人が誰であるか個人を識別することを目的としているものではなく、その必要性も全くないものである。そのため、「ターゲティング広告の多くでは、個人を特定しない形で行うことが業界の慣行」（24ページ）となっている。ただし、ターゲティング広告のために取得するデータは、個人情報に該当しなくとも、ユーザー個人に関するデータを利用するものであり、個人の権利利益に配慮して不適切な取扱いとならないよう、適正な取得、管理、利用を行う必要がある。また、広告配信に用いるクッキー等の端末識別子を含むデータが、他のデータと紐づけられ特定の個人を識別できるような場合は、個人情報として取扱うことは当然である。当協会の自主ルールを遵守する会員事業者は、そのような規律の内容を十分に理解してインターネット広告事業を行っている。 ・インターネット広告事業に関連するサービスとして「『DMP (Data Management Platform)』と呼ばれるプラットフォームが普及」（24ページ）しつつあり、広告配信にも活用されている。ただし、DMP等のデータプラットフォームは多々種類があり、そのデータ蓄積・利活用の技術設計や、他の情報との連携の範囲、手法などは様々で、広告配信だけでなくコンテンツの最適化や様々なマーケティングその他の事業活動に用いる目的で利用されるものである。当協会の定める自主ルールに則って情報を取扱うプラットフォームにおいては、個人情報に該当しない情報を取得する場合であっても、あらかじめ利用目的等を公表し、ターゲティング広告のためのデータの取得・利用の停止や第三者提供の停止のためのオプトアウトを提供する等、個人の権利利益の保護に配慮している。このようにターゲティング広告等のインターネット広告事業における利用については当協会の自主ルールにより規律されるが、その範囲外の利用形態においては個々の事業者の判断によるものとなる。そのため、現行法の「規定の趣旨を潜脱するスキームが横行」（24ページ）し、個人の権利利益を害するおそれがあるのであれば、現行法の趣旨に合致した規律を適用し、個人データの利用を制限することとなるのはやむを得ない面があるものと思料する。

・ただし、「提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」（25ページ）にあたっては、次の点に留意いただきたい。

- DMP等のプラットフォームが個人特定性のないユーザーデータをパートナーのサイト上に設置したタグを通じて取得している場合、プラットフォーム事業者とユーザーとの直接的な接点がなく、本人の明確な特定は不可能である。このような場合に提供元のプラットフォーム事業者が本人の同意を確実に得ることは難しい。当協会の自主ルールでは、パートナーのサイト運営者にプラットフォーム事業者のデータ取得に関する説明ページへのリンクを設置することを規定しているが、複数のプラットフォームのタグを受け入れているサイト運営者（メディア事業者）が個々の同意を取得しようとするれば、ユーザーの利便性を著しく低下させることになり、メディア（コンテンツ）サービスの在り方としても適切とは言い難い。ユーザーにとっても、何に同意しているのか理解しないままに同意を繰り返すことになりかねない。

- 「企業が自社で蓄積したデータを活用するために用いる『プライベートDMP』」（24ページ注8）等の場合、ユーザーデータの提供元となるDMP等のプラットフォーム事業者は委託によりデータを取扱うものであり、個人データを保有する提供先が“データコントローラー”としてユーザーデータの取扱いの目的と手段を決定するものである。本人の同意の意思表示は、当該本人であることを確認できていることが前提となることから、ユーザー本人との接点を持ち、個人データの取扱い権限を持つ提供先事業者が実質的に取得すべきであると考えられる。

- なお、DMP等のプラットフォームには、「DMPを運営する事業者が様々な事業者からユーザーデータを収集し、それにIDを付した上で統合・分析し、さらには外部に提供する『パブリックDMP』」（24ページ注8）がある。複数のパートナーから取得した個人情報に該当しないユーザーデータを複数の顧客企業等の外部事業者に提供する場合、DMP等のプラットフォーム事業者における取扱いは委託には該当しないものの、個人データを保有する提供先事業者が個人データの取扱い権限を持つものであることは変わらない。

- また、DMP等のプラットフォームの中には、提供先事業者においてユーザーデータを個人情報と結びつけて蓄積・外部提供することのないよう、技術的な仕様で制御したり契約において制約を課したりしている場合もある。勿論、当協会の自主ルールを遵守するプラットフォーム事業者は、ユーザーデータ取得元のパートナーのサイト内にリンクを設置して誘導する等の方法により、ユーザーへのデータ取扱いの説明とオプトアウトを提供することで本人関与の機会を確保している。

- 個人データを第三者に提供する場合の規律である法第23条では、本人同意の例外（同条第1項各号）、及び、本人同意以外の方法による提供が認められている（いわゆるオプトアウト提供、共同利用など）。そこで、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」場合については、上記個人データの第三者提供の規律とのバランスにかんがみ、本人同意以外の一定の本人関与の機会を確保した方法による提供も可能とすることが望ましい。

以上のような状況を踏まえ、提供元事業者の法的義務の内容については、現在の技術水準や開発上の制約等も考慮のうえ、ユーザーの利便性に配慮するとともに事業者の過度な負担とならないよう、実態に即した規律にしていきたい。また、「明らか」との要件についても、当初から特定の個人を識別することを目的としたサービスにおいて提供される事実が明白であるものや、特定の個人を識別する意思表示を明確に受けている場合等、実態に配慮した制度としていただきたい。

【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】

該当箇所 2 :

17～18ページ：第3章 第3節 1. 認定個人情報保護団体制度

23ページ：第3章 第4節 4. 端末識別子等の取扱い

意見：

・インターネット広告の分野について「可能な限り民間の自主性を活かしつつ、認定個人情報保護団体制度を活用するなど効果的な執行の在り方を検討していく必要がある」（23ページ）、また、認定個人情報保護団体制度について「特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充する」（18ページ）とのことであるが、「団体を認定」する制度である場合に、実効的な制度となるのか疑問がある。事業者団体に過度な役割を求めるのではなく実態に即した運用が可能な制度となれば、民間の自主ルールを補強するものになり得ると考えられるが、認定団体の業務が現行制度のような個人情報等の取扱いに関する苦情の処理、対象事業者への指導・勧告、個人データの漏えい等への対応といったものであるとすれば、ターゲティング広告を含むインターネット広告の分野での「団体を認定」する制度活用の効果はごく限定的であると考えられる。その理由を次に述べる。

- 当協会が定める自主ルールの対象となる会員のインターネット広告事業者では、自社の従業員や広告サービスを利用する顧客企業の従業員の個人情報を保有しており、そのため個人情報取扱事業者にあたるとしても、ターゲティング広告を含むインターネット広告事業においては、個人情報を取扱わない広告事業者も多い。また、読者・ユーザーの個人情報を取扱うメディア事業者においても、個人情報等の利用目的がコンテンツサービスであって、自らは広告利用を目的とした個人情報等の個人に関するデータの取得を行っていない事業者も多い。そうした事業者は、従業員やコンテンツ利用者等の「個人情報取扱指針」とは別に、インターネット広告サービスにおけるユーザーデータの取扱いに関する指針を定めて公表している。また、コンテンツサービスにおいて取得した個人情報等を広告事業にも利用している事業者も、包括的な「個人情報取扱指針」とは別に、インターネット広告でのデータ利用について説明を別途設けている。このような事業者の取組みは当協会の自主ルールによるもので、ユーザーに対して分かりやすい説明を行うことで、データ取扱いの透明性と関与の機会（オプトアウト）を提供しているものである。さらに、広告に設置したマーク（当協会の指定するインフォメーションアイコンやグローバルな自主規制アイコン）から誘導するなどユーザーの理解と関与を可能にする適切かつ合理的な方法を実装する取組みを行っている。

- また、当協会への加盟にあたっては、健全なインターネット広告事業を行う趣旨（団体の目的、広告倫理綱領、行動憲章）に賛同することを求めており、それによって趣旨に相容れない事業者と一線を画し、差別化をはかる意図がある。インターネット広告事業の健全性には、個人情報等の取扱いに限らず、広告表示に関する法令や倫理基準、広告掲載先の品質確保や標準的なビジネス規範等、様々な要件がある。会員事業者にはそれらの関連法令及び業界基準を守り適正性を確保することを求めているため、インターネット広告事業を行うすべての事業者に当協会への加盟資格があるものではない。そうした業界団体の在り方からすると、「団体を認定」する制度である場合に、アウトサイダーの事業者をも対象事業者として個人情報等の取扱いルールに関してのみ認定を行うことについては、様々な自主基準に照らしてアウトサイダー事業者と一線を画すことにより業界の健全性確保を図る中で、その役割を当協会が負うことが適切であるのか慎重な検討を要する。

- なお、インターネット広告の分野で重要なステークホルダーである「広告主」は当協会の構成員ではない。また、「広告会社」の一部も同様である。個人情報やユーザーデータの取扱いはインターネットに限らず、リアル店舗やマス媒体も含めた広告キャンペーンや販売促進、Eコマースやロコミなども含むマーケティング活動全般において取扱われることがあるが、そうした範囲については当協会の自主ルールの対象外である。

以上のような理由から、新たな制度においては「団体を認定」する制度ではなく「ルールを認定」する制度として、特定の業界団体への加盟を問わず、個人情報等の取扱いに関する専門機関が一元的に複数の自主ルールに適合することの認定を行うなどの制度も考え得るのではないかと。また、「ルールを認定」する制度であれば、少なくとも自主ルールを適用・準用する会員事業者の事業領域に関しては、業界団体が機動的かつ実効的に運用できる可能性もある。「ルールを認定」する制度によって事業者が自主ルールを遵守することのインセンティブが生じ、ユーザー個人、事業者、業界団体などステークホルダー全体のメリットとなり得るとも考えられる。柔軟な制度を検討いただきたい。

以上
【一般社団法人日本インタラクティブ広告協会】

(該当箇所)
P25

○ そこで、前述のいわゆる提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。

(意見)
提供元において個人データに該当しない情報が、提供先において個人データになることが明らかな場合において、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することに反対する。

(理由)
広告識別子やユーザーの IP などの情報や Cookie シンクの方法を用いて、異なる複数の企業が保有しているユーザーに関する情報を連携してデータの分析や広告配信などに活用されている。氏名や住所等の情報を保有せず、ユーザーのウェブ回遊履歴や商品の購買情報、位置情報等のみを保有している企業の中には、長期間にわたってこれらの情報を集積しているにもかかわらず、単に氏名や住所等に情報を保有していないことを理由に、自ら保有するユーザーに関する情報を非個人情報として、個人情報保護法で求められる対応等を行っていない者もある。

単体で個人情報に該当しない情報が、他の情報と組み合わせることにより個人情報になる場合や、時系列的に取得されることにより個人情報に該当する場合の限界点が明確でないため、提供元において提供先が個人情報を保有しているか否かが不明確になり、結局のところ氏名や住所等の情報を保有している企業が提供先の場合にのみ、上記の制限がかかる可能性がある。

670

	<p>特にデジタルマーケティングの分野では、氏名や住所等の情報によらず、広告IDやそれに代わる識別子や仕組みを用いて直接本人にコンタクトを取っており、単に氏名や住所を保有する企業かそうでないかによって、法の適用の有無を区別する合理性はないように思われる。また、このような規制を課すことによって、氏名や住所等を保有しない企業に多くの情報が集まりやすい環境になり、不公平な競争環境となる可能性がある。更には、データは転々とID連携等の方法を繰り返して提供される場合があることなどを考えると、提供時に相手方が明らかに個人情報情報を保有しているかという点に着目しても、本人の保護としては不十分にならざるを得ない。</p> <p>また、氏名や住所等を保有する企業においてはプライバシーマークやその他の認証制度により、法令を超えるレベルでユーザーの情報の管理や利用を行っており、その意味では、氏名や住所等を保有する企業に対する情報の提供は、ユーザーの権利保護は図られているのであり、仮に、本人のプライバシーの保護の点から規制を考えるのであれば、提供元が提供する情報と提供先が保有するユーザーに関する情報とを1対1の関係で紐づけることができる形式での情報提供に関して、全般的に制限を課すなど、デジタルマーケティング分野において実効性のある規制を設けるのが望ましい。</p> <p>【個人】</p>
671	<p>(該当箇所) (2) 端末識別子等の適正な取扱い (意見・理由) そもそも氏名がわからないだけで特定の個人を識別する目的で利用している識別子の場合、通常は、これら端末識別子等に紐づけて様々な情報を集めている。これらの情報を総合的に判断しない限り「個人情報」ではないと言い切ることはできない。そこをあいまいにして、ユーザーデータと呼ぶなど個人情報委員会の文書自体が、定義に混乱をきたしているのではないか。</p> <p>この問題は、ガイドラインが氏名識別性こそが個人情報という勘違いを生んでいることに根づいているため、十分議論し正しい定義が広まるようにするべきである。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
672	<p>6 該当箇所「(3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い」の最後の○(25頁) 意見 この○の考え方(以下、「提供先基準」という)は、法解釈の明確化であって、法改正は予定していないと理解してよいか。</p> <p>理由 1 24頁に「法第23条の規定の趣旨を逸脱するスキームが横行」とあり、潜脱防止は法執行上きわめて重要と思料。</p> <p>2 個人情報の定義に関連して、「実務上、提供先基準と考えていたが、委員会の考え方は、いつのまにか提供元基準となっている」との発言があり、当該発言に対して、委員会事務局担当者から回答はなかった(昨年3月6日に開催された認定個人情報保護団体シンポジウム)。また、「当該事業者が第三者提供する場合には提供先を基準とせざるをえない。」との解説がある(岡村久道『個人情報保護法(第3版)』2017年)。</p> <p>【個人】</p>

673	<p>【第3章 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い】 p24</p> <p>「ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあるのは事実である。「法第23条の規定の趣旨を潜脱する」故意をもって、こうした行為を行う事業者等には、相応のペナルティを課さねば横行は止まらない。</p> <p>と同時に、「本人関与のない個人情報の収集方法」で自分の情報が取得された場合、本人は気づくことさえできない場合も多い。個人と事業者では、技術も知識も大きく格差があり、対等ではない。インターネットサイトでさまざまなサービスを受けようとするとき、まず例外なく「プライバシーポリシーに同意する／しない」を選択させられる。一読して「これは危険だ」と感じられるような「プライバシーポリシー」をサイトに載せている事業者はない。注意深く行間を読んで「もしかしたら意に沿わない使い方をされるかもしれない」と感じたとしても、そのサービスを利用したければ「同意する」を選択するしかないのだ。</p> <p>であればこそ、「個人の権利利益との関係で不適切な取扱いとして看過しがたい事態に対しては、委員会として適切な執行を行うとともに、制度の検証を行う必要がある」といった暢気で客観主義的な認識を超えて、早急に権限と専門性のある第三者機関を設置すべきである。〔→第5節〕</p> <p>【個人】</p>
674	<p>【該当箇所】</p> <p>P. 23～ 「4. 端末識別子等の取扱い」</p> <p>【意見】</p> <p>● 端末識別子等の取り扱いに関して、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」とあるが、その適用要件を明確にして個人情報取扱事業者の予見可能性を確保しなければ、事業活動の無用な萎縮を招きかねない。仮に、提供元が提供先のデータの取り扱いまで詳細に調査しなければならない制度になれば、データの円滑な流通が阻害される。そのため、提供元が「提供先において個人データになることが明らか」でないことを担保するために求められる措置を明確にするなど、適切なデータの流通を担保する制度設計が必要であると考えられる。例えば、データの提供にあたり、提供元が確認すべき事項や提供先との契約に盛り込むべき事項をガイドライン等に盛り込むことなどが考えられる。</p> <p>● 他方、非特定視聴履歴など、個人データに該当しないデータを個人特定性と容易照合性を排除し十分安全性に配慮した上で活用する場合は、従前と同様に規制が適用されないことを明確にしていきたい。あわせて、個人データに該当しないデータの取り扱いについても、認定個人情報保護団体の取り組みや民間事業者の自主的な対応を尊重することを明確にしていきたい。</p> <p>【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>
675	<p>P. 23 改正大綱第3章第4節 4. 端末識別子等の取扱い (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第4節 4「端末識別子等の取扱い」において、提供元においては個人の識別ができない端末識別子等であっても、「提供先において個人データになることが明らかな情報」については、新たに個人データの第三者への提供に関する規定を適用するとのことだが、いかなる場合を「明らか」と判断すればよいかに関する判断基準や、提供元が提供先の委託先である場合の取扱い等についても、法令上明確にしていきたい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>

676	<p>(意見) 50 24頁 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い (2つ目の○) ・自社のWebサイト内に他社が管理するサードパーティークッキーを埋め込むことがあるが、この場合、サードパーティークッキーに紐づくユーザーデータを管理している他社が取得する場合には、Webサイトの管理者から他社に対するデータの提供となるのか否か(そして当該他社において、他の情報と照合することにより個人情報となる場合には、今回の新たな規制の対象となるのか)、明確にさせていただくことが望ましい。 (理由) ・事業者におけるWebサイト運営方針等を検討するに当たり明確化が必要である。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
677	<p>(意見) 51 25頁 同上 (8つ目の○) ・「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報」の解釈について明確化いただきたい。提供先において、実際に「突合して個人データとする」運用を実施していなくても、技術的に可能であれば(またはどの程度可能)、上記に該当してしまうのか。 (理由) ・事業者におけるWebサイト・広告配信運営方針等を検討するに当たり明確化が必要である。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
678	<p>(意見) 52 25頁 同上 ・「提供先において個人データになることが明らかな情報」とあるが、何をもちて明らかと判断されるのか、後に判明した場合に提供元もペナルティ対象となるのか等、ガイドライン等で示していただきたい。 (理由) ・リクルート社の事案を受けて本件の取扱いに業界が敏感になっているなか、イノベーションの阻害に繋がるうえ、「法第23条の規定の趣旨を潜脱するスキーム」の更なる発生を招くおそれもある。</p> <p>【全国銀行協会】</p>

679	<p>(意見) 53 25頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「提供先において個人データになることが明らかな情報」について、明らかかどうかはWebやアプリで取得できるデータの種別、内容およびDMPの技術、さらには提供先の技術水準を理解しているかどうかなど各企業、各担当者の技術スキルに依存すると考えられる。規制をかける場合はガイドラインなどで具体例を示すべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制の範囲の明確化が必要である。 <p>【全国銀行協会】</p>
680	<p>(意見) 54 25頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報」の場合、提供元において受け入れる同意のあり方について、具体例を示して明確にしていきたい。例えば、クッキー等の識別子に紐づく個人情報ではないユーザーデータを、提供先に置いて他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者提供する場合においては、Webサイトを開いた時点で、ポップアップで表示して同意を取る（同意を受け入れられない場合は、Webサイト利用について、クッキーを利用しない範囲での表示に切り替わる）といった方法も可能か。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者におけるWebサイト・広告配信運営方針等を検討するに当たり明確化が必要である。 <p>【全国銀行協会】</p>
681	<p>(意見) 55 25頁 同上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第三者提供に係る規定」の内容を明確にしたうえで、該当する事例を限定的に示していきたい。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用事例が曖昧な状況下、事業者としては保守的に判断せざるを得ず、端末識別子の適正な利用が妨げられることが懸念される。 <p>【全国銀行協会】</p>

682	<p>(該当箇所) p24 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (意見) 提供元の事業者では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することに賛成します。ただし、より抜本的な対応として、端末識別子等自体を個人情報に入れるよう検討を進めてください。</p> <p>(理由) 2019年に発生したリクナビ問題のように、提供元では単なるデータであったものが提供先で個人情報と紐付き個人データになり、本人が知らないうちに不正に利用されていることはあってはならないことです。情報の提供元も提供先も個人の権利利益保護に責任を持つべきであり、そのための規制は必要と考えます。なお、端末識別子や広告IDに紐づけられた情報は、提供先で容易に個人情報となることからこのような問題が生じるのであり、抜本的な解決としては、そのような情報が常に（氏名等の情報がない提供元においても）個人情報として扱われることが必要です。</p> <p>【全国消費者団体連絡会】</p>
683	<p>(該当箇所) 24 ページ 第 3 章第4節 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い (意見・質問) 提供先において個人データに該当しないが、その提供先から提供する他の事業者（再提供先）において個人データに該当する場合、再提供先まで確認することは困難であることから、提供先のみ確認で良いか。 (再提供先における個人データ該当有無の確認は、情報を提供する提供先で行うとの理解でよいか) (理由等) 再提供先までの確認は困難であるため、確認の対象を明確にしたいため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>

684	<p>(該当箇所) 24 ページ 第 3 章第4節 4. 端末識別子等の取扱い(3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い (意見・質問) 「提供先において個人データになることが明らかな情報」とは、どのような情報のことなのか。また同意の取得方法についてガイドライン等で具体例を示すべきではないか。 (理由等) 実務面や外部委託契約上で禁止すべき事項や安全管理措置が必要な事項の明確化のため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>
685	<p>(該当箇所) 24 ページ 第 3 章第4節 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い (意見・質問) 自社Webサイト内に他社が管理するサードパーティークッキーを埋め込むことがあるが、この場合、サードパーティークッキーに紐づくユーザーデータを、管理している他社が取得する場合は、Web サイトの管理者から他社にデータを提供した事になるのか。 また、当該他社において、他の情報と照合して個人データとなる場合、または他の情報と照合しなくても技術的に個人データとすることが可能な場合、新たな規制対象となるのか。 (理由等) 実務面や外部委託契約上で禁止すべき事項や安全管理措置が必要な事項の明確化のため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>

686	<p>(該当箇所) 第3章第4節4.「端末識別子等の取扱い」(23頁)</p> <p>(御意見) 該当箇所では、クッキー等の識別子の利用を包括的に規制するものではないものと理解していますが、その旨を明確にし、識別子を利用したビジネスに委縮効果が生じないようにすべきと考えます。</p> <p>また、提供先において個人データとなる情報の取扱いについて規制する場合には、個人データの提供元が、提供先において、非個人情報を他の情報と照合することにより特定の個人を識別することについて、提供先との間で明示又は黙示の通謀の事実が認められ、もって明確な故意があると認定される場合に限定されることを明らかにすべきと考えます。すなわち、提供元において、提供先において、非個人情報を他の情報と照合することにより特定の個人を識別することについて、調査義務を負うものではないことを明確にすべきと考えます。</p> <p>(理由) 提供元における明確な故意がない場合にまで規制を及ぼすことになると、提供元によるデータ利活用に萎縮効果が強いものと考えます。特に、クッキー等の識別子を利用したビジネスに委縮効果を生じさせ、データ利活用が妨げられることになることへの懸念があります。</p> <p>【個人】</p>
687	<p>(該当箇所) 24ページ 第3章 個別検討事項Ⅳ データ利活用に関する施策の在り方 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い</p> <p>(意見) 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用することに賛成です。</p> <p>(理由) サイト閲覧履歴などのデータを人工知能(AI)で分析することにより、個人の志向、能力、信用度を点数化するスコアリングが広がっています。当初は個人データに該当しなかった閲覧記録が、AIで分析され、計算式を経て、提供先においては個人データとなる場合もありうると思われます。早急な法整備が必要と考えます。</p> <p>【日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会】</p>

688	<p>(該当箇所) 23-25ページ第3章第4節4. 端末識別子等の取り扱い</p> <p>(意見) クッキーの規制に対しては十分に慎重になるべきである。また、仮に新たな規制を設けるとしても、「提供先において個人データとなることが明らかな情報」に該当する場合はどのような場合か限定し、要件として法律に明記していただきたい。さらに、提供元において提供先で個人データとならないと合理的に想定される場合は本要件には該当しないとする旨をガイドライン等において明示していただきたい。</p> <p>(理由) 個人情報保護法では、個人情報の範囲を明確化することで、ビジネスの萎縮効果が生じないように配慮されている。今般、個人情報に該当しない情報についても、個人情報と同様に第三者提供の制限の規律を適用することは、個人情報の範囲および対応する制限を明確化している個人情報保護法の根本に関わるものである。中間整理においては、クッキー等については慎重に検討する必要がある旨も述べられており、今回の検討により拙速に改正を行うのではなく、従来の方向性を踏まえ、極めて慎重に検討すべきであるため。また、提供先基準の導入により提供元による推定に依拠することになると、実質的に提供先で個人データとなるかの確認義務を提供元に課すこととなり、ビジネスへの萎縮効果を招きかねないため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>
689	<p>【制度改正大綱 p 24】 「端末識別子等の適正な取扱い」に関して</p> <p>【意見】 個人情報保護法に明記すべきである</p> <p>【理由】 個人情報保護分野に競争法の規制を設けるといった国際的潮流に反する方策がとられないよう、端末識別子等の取扱いについては個人情報保護法の規律の中で明確にすべきである。なお、その取扱いにあたり、GDPRとの調和に配慮しつつも、事業者への過度の負担等が生じないことに留意が必要である。</p> <p>【経営法友会】</p>

690	<p>【制度改正大綱 p24～25】 「提供先において個人データとなる情報の取扱い」に関して 【意見】 今回新設される規律に関しては、事業者・個人で過度な負担とならず、適切な運用がなされるよう個人情報保護法、ガイドライン、Q&A等においてできる限り具体的、明確にしていきたい。</p> <p>【理由】 「他の情報と容易に照合することができ」（大綱 p24）についての考え方が現行法上不明確である。Q&A（1-15、16）に言及はあるものの、事業者が保有するデータの量・質やデータの活用方法も急速に発展している現状に応じた内容に改正すべきである。 「提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」（大綱 p25）とあるが、まず、「提供先において個人データになることが明らかな情報」の定義を明確にすべきである。提供元基準を基本としている日本の個人情報保護法においては、あくまで例外としての規律である以上、提供元が提供先の個人データの活用方法についてヒアリングを行う等の過度な負担をかけさせることは適切ではない。一方で、提供時には個人データかどうか明らかではないものが、提供後にさまざまな情報が集約され、個人データとなるケースも想定されることから、提供元基準の例外について具体的な例をガイドライン等で明示していきたい。 また、業務委託の一環として、分析等の委託先にクッキーを提供する場合には、個人情報の「第三者提供」ではなく、「委託」として、本人同意は不要としてよいのか、「委託」に基づくクッキーの提供であっても、委託先において他社のクッキー情報等と紐づけ、個人の特定が可能になる場合には、個人情報の第三者提供として本人同意が必要になるのかなど、実務上悩ましい運用上の課題についてもできる限りガイドライン等で明確にしていきたい。</p> <p>【経営法友会】</p>
-----	--

691	<p>4 端末識別子等の取扱い (2) 端末識別子等の適正な取扱い(大綱24頁) 【意見】特定個人を識別しないが、その取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされる可能性があるものとして、端末識別子等について保護の対象とすべきである。 (理由) 現行個人情報保護法における「個人情報」は、「特定の個人を識別することができるもの」をいう(法2条1項)。これを保護される客体とした趣旨は、名寄せの容易さ及び人との結びつきの明確さからその取扱いによって本人に権利利益侵害がもたらされるところにある。</p> <p>この点、2013年から2014年にかけて開催された「パーソナルデータに関する検討会」では、情報通信技術の進展を踏まえて、「現在個人情報に該当しないものについても特定の個人を識別する蓋然性が高いものについては、新たに保護される対象とすべきである」と指摘し、具体的には、「人間を一意的に識別し、あるいは個人が所有または共有する端末を識別するもの(例)顔認識データ、移動情報、携帯電話やパーソナルコンピュータなどの端末を識別する番号)については、それ単体、あるいは他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できなければ個人情報とはされていないが、しかしこれらの情報は、一意の人間あるいは端末所有者・共有者に関する情報を集積する機能を有しており、特に2事業者以上で共有される場合には、情報収集、分析、加工等の工程や公表等の場面において特定の個人を識別する蓋然性が一事業者内における場合より高くなるものであり、また、これらを含む多種多様な情報が漏えいした際等にこれらの情報を鍵として複数の情報が結びつくことによって個人の権利利益侵害の危険性が容易に惹起されることに鑑み、これらを保護される対象の範囲に含めることとする」こととの指摘がなされた。</p> <p>これを受けて2015年の法改正では、顔認証データなどの個人識別符号は個人情報に含まれることとなったが、それ以外のもの現行法下では保護の対象とされていない。</p> <p>しかし、AIの進展などによりビッグデータの処理能力が飛躍的に向上し、事業者側による端末情報の活用手法も進歩してきているため、上記検討会が指摘していた個人の権利利益侵害の危険性はさらに増大していること、GDPRや本年施行された米国カリフォルニア州法でも端末識別子等を保護対象としていることを踏まえ、これらについても保護対象の範囲に含めるべきである。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>
692	<p>4 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い 【意見】提供先において個人データとなることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を行うことに賛同する。 (理由) 大綱25頁で指摘されているとおりである。</p> <p>【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】</p>

693	<p>【意見15】 (該当箇所) 第3章第4節4. 端末識別子等の取扱い (p. 23-25)</p> <p>(意見) 本箇所では、第三者提供に当たり本人の同意が必要な個人データに該当するか否かについて、「提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」としている。この記述は、提供先において個人データになるかどうか提供元に調査確認義務を課す趣旨ではなく、規制対象はあくまで提供元が提供先で個人データとして利用されることについて認識していた場合であると考えているが、その旨が法文上も明らかとなるようにされたい。その意味で、『提供先において個人データになることが明らかな』という書きぶりでは規制対象と想定している事例よりも外延が広がってしまう可能性があるため、規制対象を極小化する端的な書きぶりにすべきである。</p> <p>(理由) 上記意見中に記載したほか次の通り。 具体的にどのような場合に「提供先において個人データになることが明らかな場合」に該当するか不明確であり、提供元が故意である事由以外にも何らかの客観的な要件で一定の類型を『明らかな場合』と想定していることになると、一定のビジネスモデル等が不当に制約される可能性もあり実効性を伴わない。</p> <p>【新経済連盟】</p>
694	<p>【意見16】 (該当箇所) 第3章第4節4. 端末識別子等の取扱い (p. 23-25)</p> <p>(意見) 本箇所において、「提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」としており、この「第三者提供を制限する規律」とは、本人の同意を得ることを意味するものと思われる。ここで、本人の同意は提供元と提供先のどちらで得るべきなのか（あるいは両方で同意を得なければならないのか）について、合理的かつ明確なルールとしていただきたい。より具体的には、DMP事業者等が提供元となる場合、例えば以下のような点が不明確になる可能性もあり、合理的かつ明確なルールを設定すべきである。特にインターネット広告ビジネスにおいては、多くの事業者が複雑にデータ連携・協業を行っており、広告主、メディア事業者（広告掲載事業者）、広告事業者等の間で、合理的かつ明確なルールに基づく整理の必要性が高い。</p> <p>なお、下記の事例では規制の趣旨に当たらないのでそもそも対象にならないのかもしれないが、実務上の観点を付記しておいたほうがいい意味もあるので広めに書いてあることに留意されたい。したがって、どのような場合に規制対象になるのか、規制対象にならない場合は実務上どのような対応になるのかなどを混乱回避の観点からも明らかにする必要性が高い。</p>

- ・DMP事業者等が提供元となる場合、提供元ではデータの本人と接触できない場合もあるが、その場合は提供先において本人同意を得る義務が生じるのか
- ・提供元はデータの本人と接触できず、提供先も取得したデータを結合して広告配信をするまで本人に接触できなかったケースでは広告配信は違法になるのか
- ・上記のようなケースにおいて、提供元と提供先のどちらが責任を負うのか
- ・提供先である事業者が複数のDMP事業者等（提供元）を利用している場合や、提供先である事業者がDMP事業者等（提供元）においてどのようなデータが収集されているか正確に把握していない場合にはどうなるのか

（理由）

上記意見中に記載

【新経済連盟】

第2 個別の論点について

1. データ利活用に関する施策の在り方（改正大綱21-26頁 第3章 第4節）

（1）端末識別子等の取扱いについて（改正大綱23-25頁）

クッキーや広告ID等の端末識別子（以下、あわせて「クッキー等」という(3)。）は、それ自体としては個人識別性を有しないものであり、かつ、クッキー等を利用した広告配信技術の進化は著しいことから、「本来、イノベーションを阻害することを避ける観点からも、まずは、自主ルール等による適切な運用が重要である」（23ページ）という点には賛同する。この点、インターネット広告という観点においては、既に一般社団法人 日本インタラクティブ広告協会が「プライバシーポリシーガイドライン」「行動ターゲティング広告ガイドライン」等を策定しており、同ガイドラインの趣旨に当協会も賛同するものであり、インターネット広告に携わる事業者においては、一定程度の自主ルール等による適切な運用がなされているものとする。

また、クッキー等が、当該クッキー等を取り扱う事業者の内部において、「他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できる」（24頁）場合には、当該クッキー等も、個人情報保護法上の個人情報に該当し、同法に従った取扱いをすべきことは当然であり、この点についても異論はない。

これに対し、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」（25頁）ことについては、実態に則さない、事業者に過度な負担となる可能性が否定できないため、反対である。

具体的には、例えば、改正大綱において言及されているDMP（Data Management Platform）事業者（広告主から委託を受けてインターネット広告を実施する広告会社が該当する場合には、「DMP事業者」には当該広告会社も含まれる。以下も同様である）が、クライアントのウェブサイト上に設置するタグ等を通じてクッキー等を取得するような場面について検討したい(4)。

個人の権利利益の保護という観点からすれば、DMP事業者の保有する「個人データには該当しないデータ」を「クライアントの個人データ」に照合することによって、インターネット広告等の実施を行う場合には、「メッセージ配信のためにDMP事業者の『個人データには該当しないデータ』を広告主の保有する『個人データ』と照合します」という内容の同意を取得することが、実質的な同意の取得と個人の権利利益の保護に資するという点については理解するところである。

ただし、当該DMP事業者が、取得するクッキー等の対象となる個人を特定することは困難といえる。したがって、当該DMP事業者が提供元となる場合、当該DMP事業者が当該個人から第三者提供のための同意を取得することは事実上不可能であり、現実的ではない。また、実質的にみても、DMP事業者は、クッキー等の利用目的や方法を独自に定め、自ら利活用するのではなく、提供先であるクライアントの事業活動のためにクッキー等を取り扱っているにとどまることが多いのであって、提供先であるクライアントが、いわばコントローラーとして個人データの利用目的や方法を決定する立場にあるのであるから、このような場面においては、個人データを保有する提供先が、個人から同意を取得することが理にかなっているものと考えられる。

なお、クッキー等の第三者提供の場面において、原則として提供元が個人から同意を得なければならず、例外的に提供先が代わりに同意を得ることを可能とするといった規律が仮に適用された場合、広告主に対する提供元となる場面が想定されるDMP事業者の立場から、「提供先が（提供元に代わり）個人から同意を取得すること」を広告主に依頼することは、現実の取引におけるDMP事業者と広告主との間の力関係や交渉力の差を考慮すると、必ずしも現実的ではなく、実効性についても疑問がある。

以上のような実態に鑑みると、「提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」ことは、DMP事業者が、個人情報保護法を遵守した形でクッキー等を広告事業において利活用できる場面が、必要以上に著しく制限されてしまう事態になりかねない。したがって、当協会としては、このような実態も十分に考慮した上での、慎重な規律の設計を求めるものである。

なお、仮に本論点で提案される規律が導入されるにしても、提供先において個人データになることが「明らか」（25頁）という要件については、「法第23条の規定の趣旨を潜脱する」（24頁）事案を排除するという目的達成のために必要最小限な場面に限定することを求めるとともに、事業者に萎縮効果を生じさせないよう、明確かつ客観的な判断基準およびガイドラインにおいて具体例を示すことを求める。

〔注釈〕

3 改正大綱 第3章 第4節では「端末識別子等」という言葉と「クッキー等の識別子」という言葉が併用されているが、改正大綱内において、それぞれの言葉について定義されていない。したがって、それぞれの言葉に含まれる事象の範囲については正確には理解しえないものであるが、本パブリックコメントにおいては、「端末識別子等」と「クッキー等の識別子等」が端末識別子とクッキーをいずれも含む重なり合いとして、両者を包含する趣旨で「クッキー等」と定義している。

4 このような場面が、「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について」の提供に該当することを前提としているが、仮に、このような場面はDMP事業者が直接的に取得している（クライアントはいわば取得の委託を受けている）と整理できるということであって、大綱が想定している場面ではない（「提供」は存在しない）ということであれば、その旨をガイドライン等で明らかにされたい。

【日本広告業協会】

696	<p>第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (1) 基本的考え方 端末識別子等は利用特性も多様であることから、大綱記載の自主ルール等による適切な運用という記載の主旨に賛同する。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
697	<p>第3章 個別検討事項 第4節 データ利活用に関する施策の在り方 4. 端末識別子等の取扱い (3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い 仮に「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが明らかな情報」について新たな規律を適用する場合でも、通常、提供元は提供先が保有するデータを完全に把握することは不可能であり、新たな確認義務を課すものではないことを明確にすべきと考える。すなわち、提供元において、提供先において個人データとなることを「知っている場合」のみを「明らかな」場合として定義すべきである。故意でない場合について、漠然と故意に近い場合も含めるとすれば、どこまでの場合に個人データとして扱うべきか事業者において把握が困難となり、実務に強い萎縮的效果を及ぼすおそれがあると考え。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>
698	<p>以上の他、意見の非公表を希望する1団体については掲載していない。</p>

第3章第4節関係 個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実

No.	提出意見
699	<p>【該当箇所】 P25：第3章第4節 5. 個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実</p> <p>【意見】 相談支援体制の充実・強化は是非お願いしたいことです。気軽に相談できる「パーソナルデータ効果的活用支援窓口（仮称）」の設置は、適正かつ効果的なデータの利活用を推進する施策になると考えます。</p> <p>【個人】</p>
700	<p>IV. 4. 個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実</p> <p>サービス利用者に対しても、客観的な立場から相談に応じる窓口を設けるべき。</p> <p>【個人】</p>
701	<p>第3章第4節5「個人情報の保護と有用性に配慮した利活用相談の充実」25ページ</p> <p>【意見10】「パーソナルデータ」の語を定着させるべきではなく、「個人データ等」などの用語を定義して用いるべきである。</p> <p>【理由】 「新たに『パーソナルデータ効果的活用支援窓口』（仮称）を設置」とあるが、「パーソナルデータ」の語は、平成27年改正時に「個人データ」（個人情報）の定義を拡張するための検討用の仮設の用語であったものであり、その役目は既に終えている（当初計画された拡張は未達であったが）ことからすれば、この語を窓口の名称に用いてあたかも「個人データ」とは異なる何かを意味するものとして定着させるべきではない。 意図するところは、現行法の「個人データ」に限らない「個人に関する情報」をも含む（これは匿名加工情報と仮名化情報も含むことになるがそれに限られない）趣旨であると推察する。それならば、「個人データ等」の用語を、「個人データその他の個人に関する情報」などと定義して用いればよい。 （このことは、公正取引委員会「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（令和元年12月17日）において「個人情報等」が「個人情報及び個人情報以外の個人に関する情報」として定義されたのと同様である。）</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>

第3章第4節関係 データ利活用に関する国際的な取組の必要性

No.	提出意見
702	<p>p 2 6</p> <p><意見> なぜCBPRが使われないのか、企業等へのアンケート調査で明らかにして、使われるための施策実行の材料にしてほしい。 【個人】</p>
703	<p>p 2 6 [意見]</p> <p>貴委員会の国際関係についてのページにCBPRについての記事・情報が少ない。もともとCBPRについての文献は日本語では少ないため、積極的に発信していただかないと、企業としても利用を検討するための基礎資料がなく、結局CBPRが使われないままになってしまう。 ぜひCBPRについての情報発信も1年に1～2回程度はお願いしたい。 【個人】</p>
704	<p>p 2 6 AIとデータ保護との議論について <意見> AIとデータ保護についてのホワイトペーパーやガイダンスを貴委員会も発表してほしい。 諸外国を見れば、英国のICOは2019年秋ころにPart 1～3から構成されるガイダンスを発表しており、業界でも注目を集めている。 諸外国の議論をリードするためには、文書化してそれを英語で発表していくことが重要である。そのため、貴委員会でもぜひそちらに注力していただき、「人間中心のAI原則」をグローバルスタンダードとして普及させ、日本をオピニオン・リーダーにしてほしい。 【個人】</p>
705	<p>P. 26 改正大綱第3章第4節 6. データ利活用に関する国際的な取組の必要性 (AIと個人データ保護・プライバシーとの関係) (意見等) 改正大綱第3章第4節 6. 「データ利活用に関する国際的な取組の必要性」の第三段落において、AIと個人データ保護・プライバシーとの関係について言及されているが、適正なデータ利活用の推進により資する改正となるよう、欧米主導のAI利活用基準策定作業に遅れをとることなく、我が国においても、個人情報保護委員会も含め全省庁間で統一的な基準・見解をできる限り早期にご提示いただきたい。 【日本医療機器産業連合会】</p>

706	<p>5. データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT)</p> <p>(1) 該当箇所 第3章第4節6. データ利活用に関する国際的な取組の必要性 (26頁)、第6節3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 (29頁～31頁)</p> <p>(2) 意見 「国家間では相互に信頼性を確保した自由なデータ流通を促進する必要があることに加え、上記のような、個人データのフリー・フローを支える信頼を、事業者と本人の間においても確保することが重要」(30頁)に関し賛同するとともに、データ流通が円滑に行われるよう、DFFTに関する国際的な議論を引き続き行っていただきたい。</p> <p>(3) 理由 データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT) に関しては、2019年のG20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合において合意がなされたが、その具体化に関してはさらなる議論を要するものと理解している。DFFTの前提となる、「信頼」に関しては、国家間だけでなく、事業者と本人の間においても確保することが重要であるが、どのようにしてこの信頼を担保し、同時に個人データのフリー・フローを実現していくかに関しては、さらなる検討が必要である。データローカライゼーションやガバメントアクセスのあり方についても含め、国際的な議論を引き続き行っていただきたい。</p> <p>【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】</p>
707	<p>⑤ データ利活用に関する国際的な取組の必要性</p> <p>日本IT団体連盟における「情報銀行」認定等の安心・安全で信頼できる「情報銀行」の推進に関する自主的な取組みについては、貴委員会にご協力頂いた「データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議 (ICDPPC)」のサイドイベント (2018年10月、ブラッセル)、「アジア太平洋プライバシー機関 (APPA) フォーラム」 (2019年5月、東京) 及びG20サイドイベント「個人データ国際セミナー」 (2019年5月、東京) のみならず、「MyData2019」 (2019年9月、ヘルシンキ) や「日EU・ICT戦略ワークショップ」 (2019年12月、東京) 等の国際的なイベントにおいて説明してきたところ、パーソナルデータ流通における欧米等のアプローチとは異なる「第3の道」として評価されるなど国際的な関心も高まりつつある。また、タイにおける個人情報保護法の制定 (2019年5月) にみられるように、東南アジア等においても法整備等を通じたパーソナルデータの活用が進展しつつある。</p> <p>Society5.0の実現にむけて、AIとデータの活用は車の両輪として不可欠であるところ、AIについては、「人間中心のAI社会原則」 (2019年3月、内閣府)、「AI開発ガイドライン」 (2017年7月、総務省) 及び「AI利活用ガイドライン」 (2019年8月、総務省) 等、AI倫理に関する検討が進められ、G7、G20やOECD等の国際的な議論に我が国がイニシアティブを発揮し貢献してきている。他方、データ倫理については、欧州 (例えば、The Open Data InstituteやDATAETHICS) 等において検討が進められてきているところ、我が国では、「情報銀行」認定における「データ倫理審査会」を通じて、社会実装に向けた取組みが進められつつある。</p> <p>従って、「日本発のパーソナルデータ活用の仕組み」である「情報銀行」については、我が国の事業者等によるパーソナルデータの活用に関する国際展開を推進する観点からも、「情報銀行」認定制度等の国際標準化も含めた国際展開が今後の重要になると考えられる。</p> <p>【日本IT団体連盟】</p>

第3章第5節関係 ペナルティの在り方

No.	提出意見
708	<p>個人情報漏洩悪用の罰則は懲罰的大胆な罰金, 事業停止ぐらいやっていただきたい</p> <p>情報の収集は必ず同意を得るべきどんな些細な情報でも、同意が得られなかったら使わない収集しないを徹底させるべき</p> <p>たかが買い物にアカウントなどを取らせる通販サイトは異常だ 出来るだけ企業に個人情報を保持させないのが個人が出来る唯一の自衛ではないか</p> <p>これらは何年立ってもかえるべきではない規則にするべきだ</p> <p>日本は個人情報に世界一厳しい国になり, 世界に日本に追従するようにアピールするべきだ 【匿名】</p>
709	<p>個人情報保護に関して市役所や郵便局は本人の許可の無い者に対し住所などの個人情報を第三者に流さない様厳しく取り締まるべきだと思います</p> <p>(略)</p> <p>本人の知らない所で民間企業に個人情報を流出させるのは個人情報保護に反する行為ですし、NHKが過去に個人情報を元に高齢者の家に押し入り四人からキャッシュカードの窃盗を行ったという前例もあります</p> <p>個人の情報を取り扱う機関にこのような軽率な行動をとられるとこちらも情報の提示をできなくなくなります</p> <p>また、最近では市の役員や警察官を名乗る詐欺も増えており、こういった者に高齢者が住んでいる住所が流れるのは非常に危険です</p> <p>以上の事から本人およびその本人との関係が証明出来ない者に対してはいかなる理由があろうとも個人の情報の流出は禁じ、厳しい罰則を与えるべきです 【匿名】</p>
710	<p>6. ペナルティの在り方として、現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、見直しをすることに賛成します。(P 27)</p> <p>現状、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされており、ペナルティの額として低すぎます。十分な資力を持つ事業者にとっては罰則として不十分です。抑止効果を持たせるためには、見直しをすべきです。</p> <p>また、個人情報保護委員会は、積極的に報告・徴収、立入検査を行い、勧告等の処分を迅速に実施してください。</p> <p>【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>

711	<p>(該当箇所) p27 第5節 ペナルティの在り方 (意見) 現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行うことに賛成します。 (理由) 日本法の罰金上限50万円というのは制裁としての意味を持ちません。国際的に見ても金額が低すぎます。個人情報取扱事業者の中には、十分な資力を持つ者も含まれ、法人に対して、現行法のように行為者と同額の罰金を科したとしても、罰則として必ずしも十分な抑止効果は期待できません。違反行為に対する実効性確保のために、ペナルティの強化が必要と考えます。 【全大阪消費者団体連絡会】</p>
712	<p><P27> 第5節 ペナルティの在り方について 安全管理措置については、個人情報保護法第20条において「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のための必要かつ適切な措置を講じなければならない。」と定めており、いわゆる情報セキュリティにおけるC I Aを意識しているというのが一般的な認識であり、安全管理措置の範囲を無制限に拡大することは、他規定との矛盾を生じるとともに、個人情報保護対策における混乱を招く恐れがある。今回言及されている事例については、個人情報の利用に関する同意取得や違法な第三者提供が問題となったものであり、同法第23条に対する不適切事例であると考え。よって ○しかし。委員会が…これは「個人情報保護法第23条に反して、個人データを第三者に提供する際に」と修正することが望ましい。 【情報処理安全確保支援士会】</p>
713	<p>私は個人として日本で初めて米国グーグルを相手にプライバシー侵害に基づく削除を求める訴訟を提起し、平成26年10月9日の判決において、東京地裁がグーグルに対して検索結果の削除を命じる仮処分を発令した裁判の申立人です。 (中略) ペナルティに関しては、罰金50万円以下というのは全く合理的な数字でないと思います。グーグル裁判の場合、削除に応じない期間、一日50万円の間接強制が裁判所に認められました。そこまでしてようやく態度が軟化し、削除に応じるなどの交渉が可能になったので、参考にしていただきたいです。 【個人】</p>
714	<p>下記の点をしっかりと詰めた上で、快晴をお願いいたします。 3) 国内企業ばかり不利益にならないよう海外企業が法律を守るようしっかり罰則を決めてください。 よろしく願い申し上げます。 【個人】</p>

715	<p>V. 違反があった事業者の個人情報取扱の資格はく奪を含め検討すべき。 【個人】</p>
716	<p>第5節 ペナルティの在り方 <ul style="list-style-type: none"> ・罰則の強化は、企業の個人データ活用を委縮させる恐れがあることから、慎重に対応すべきである。 ・仮に、罰則（個人・法人）を引き上げる場合でも、その引き上げ幅については極めて慎重に検討すべきである。 ・個人情報保護委員会の報告徴収・立入検査（個人情報保護法（以下、法）第40条）、勧告（法第42条）、命令（法第42条2項・3項）を経てもなお違法行為が是正されない場合に罰則が課せられる間接罰を維持すべきである。 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
717	<p>9) ペナルティ、課徴金制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ペナルティの強化、課徴金制度の創設は、まじめに個人情報の保護に取り組むことにインセンティブを与えるために一定程度必要であると考えられる。しかしながら、十分に注意を払っていても予期せぬ事故は起こりうるものでもあり、そのような場合にも一律に厳しい制裁を科せられとなるとデータ利活用が阻害されることとなる。 <p>一方的な規制とならないよう、官民の共同規制スキームの中で、慎重に検討を進めることを要望する。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p> </p>
718	<p>第3章第5節 ペナルティの在り方 【意見】 法定刑の見直しには反対ではないが、むしろ活発な法執行を行うこと及び後述の適切な内容の課徴金制度の導入方が重要である。 【一般社団法人MyDataJapan】</p>

719	<p>p 27 重科について</p> <p><意見> 重科よりも、課徴金の方が、実効性が高いと考える。</p> <p><理由> 刑事手続は確かに一見実効性が高そうに見える。しかし、刑事手続は、裁判所での立証にも耐えられるように立件が慎重に行われるため結局、いつまでも抜かれない「伝家の宝刀」になってしまう恐れがある。実際、それだけの重大事件が個人情報保護法の分野で行われるとは思われにくいので、重科を導入したとしても結局、該当事案は発生しない恐れが高い。 それよりも、景品表示法の執行のように課徴金を武器に年数十件も効果的な執行をしていく方が効果的な違法行為の抑止になると思われる。 確かに、新経済連携を含め、説得すべき相手方となる経済団体は多いが、課徴金導入を再度チャレンジしていただきたい。 課徴金導入をして初めて、GDPRと同じ土俵に立つことができると考える。 【個人】</p>
720	<p>(該当箇所) 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱 8ページ 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 27ページ Vペナルティの在り方 32ページ VII官民を通じた個人情報の取扱 1行政機関、得率行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化 2地方公共団体の個人情報保護制度</p> <p>(御意見) 諸外国(例えばEU-GDPRを例に…)への第三者提供を勧案し、我が国の個人情報保護法(H15年法第57号)第23条(第三社提供の制限)、第24条(外国にある第三者への提供の制限)、第29条(訂正等)、第30条(利用停止等)の要件緩和と、デジタルプラットフォーム対策としてGDPR17条(忘れられる権利)対策を今回の見直し法案に是非、取り組んで頂きたいと願っております。</p> <p>(理由) 個人情報取扱事業者がJIS15001・ISO/IEC27001・ISO/IEC27017等を取得し、事業者として国民の安心感を得ようとしています。今後ますます我が国から海外へ個人情報が流出する事は必然だと思っております。</p>

	<p>例えば、報道を賑わせているGAFA・ファーウェイ、空港でのパスポートによる顔認証、我が国のマイナンバーカードを利用した情報等の保管場所が、各地方行政条約に左右される（参考：個人情報保護法制2000個問題）より国外を選ぶという一案も出てくる可能性があります。SocietY5.0を考えると、例えば5.0Gの通信は交通（自動運転）・通信（スマホ・教育）のみならず情報社会の管理体制全般への影響は多大であると考えます。</p> <p>国内在住の外国資本企業が仕事を進める上で、また我が国が他国において情報管理する体制を考えると、我が国の個人情報保護法の罰則をペナルティ性を高めて強化するよりも、個人情報保護法に関連する他の法律で罰則するという従来の方法を進め、まずは個人情報の漏出を未然に防ぐためにも、舞台を国内から海外へと目を向け、GDPR16条（訂正の権利）、17条（消去の権利）、20条（データポータビリティ）を参考に、今回の法見直しで対策法案を成立していただきたいと願っております。</p> <p>罰則の強化（Vペナルティの在り方）につきましては、法第82条～第88条までの罰金を強化するのではなく、事業停止命令等を個人情報保護委員会が求めることが出来るという委員会の姿勢を示す事により、各条例（「一元化」で纏める案ではなく）を生かし、我が国がいかに個人情報を大切に考えているかをオリンピックの年に世界へ発信する事が効果的であると考えます。</p> <p>（再掲） 【個人】</p>
721	<p>2. 第3章第5節2 7頁. ペナルティのあり方 （意見） 報告の実効性を図るために万能ではないとしても、罰則を設けることを考慮すべきと考える。 （理由） 個人情報取扱事業者は法第20条で個人情報の安全管理措置義務が課せられているが 非直罰制で、法42条3項によって個人情報漏洩があり(1)個人の重大な権利、利益を害すること(2)緊急に必要な措置をとる必要がある場合に、個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者に対し、違反行為の中止その他違反を是正する必要な措置をとるべきことを命じる裁量権が認められる。委員会が命令したのに従わない場合に法第84条に基づいて刑罰が課せられることになる。非常に要件が厳格で罰則の適用は難しいものとなっている。</p> <p>このような刑事罰の謙抑的システムは妥当と考えるが、今回の改正大綱案は法第20条の個人情報漏洩について委員会が法第42条3項に基づく安全管理措置を命じるために漏洩事実の全容を把握する目的で個人情報取扱事業者に報告（確定報告）を求めものと推定する。</p> <p>従って、当該報告は重要であり確実に履行されなければならないものだから罰則付きの規定とするのが妥当と考える。</p> <p>以上 【個人】</p>
722	<p>7 該当箇所 27 頁最下段の○ 意見 「必要に応じた見直しを行う」とある。今次の見直しの際は、法改正しないと理解してよいか。 理由 国際的状況からみて「法人処罰規定に係る重科の導入」を検討すべきと史料。 【個人】</p>

723	<p>【第3章 第5節 ペナルティの在り方】 p 27</p> <p>ペナルティを課すには、専門的な調査能力と客観的で公正な判断力をもつ第三者機関の存在が欠かせない。しかも調査すべき対象は国内の民間事業者だけとは限らない。国際的な巨大プラットフォーマーを相手にしなければならないかもしれないし、警察のような公権力の行使機関を相手にしなければならないかもしれない。現在の個人情報保護委員会がもっと頑張れば良い、では済まない。法改正に合わせて「3条委員会」のような独立性と強力な権限のあるチェック機関の設置を真剣に検討すべきときが来ていると考える。[→第7節]</p> <p>【個人】</p>
724	<p>第5節 ペナルティの在り方</p> <p>本大綱第3章第5節では、刑罰の大幅な引き上げを含め、事業者に対する罰則をより厳しくすることを提案しています。この点に関して、BSAは、個人情報保護法違反に対する救済及び罰則は、当該違反から生じる損害に対し、効果的かつ比例的なものとなるよう規定されることが重要と考えます。本大綱が述べるとおり、自らの行為が個人情報保護法に違反している可能性があるとして貴委員会から指導等された企業の大半は、自らの行為を是正しています。このことからすれば、貴委員会は、罰則を科す前に、貴委員会の指導、勧告又は命令に対応する措置を事業者が実施するための適切な期間を引き続き与えることを重視すべきであると考えます。罰則は、事業者が適時に適切な措置をとらない場合にのみ適用されるべきです。</p> <p>罰則を課す場合、個人が蒙った経済的損害を補償するための金銭的救済を提供すること及び将来の違反を防止するために各々の事情に即した行動に関する措置を課すこと等が適切な方法です。これに対し、刑罰は、データ保護法違反に対する比例的な救済とは言えず、かつ、データ保護法執行において有効な役割を果たすものではありません。BSAの見解では、データ保護法の実体的要件として、金銭的救済及び行政又は民事手続を通じて提供される行動に関する措置を定めれば、個人のプライバシーの利益を保護するのに十分です。私どもは、現行の個人情報保護法が刑罰を規定していることを認識していますが、刑罰はデータ保護法違反に対する比例的な救済ではないため、これらは科されるべきではないことを強調しておきたいと思えます。実際、例え特定の場合に限定されているとしても、刑事責任のおそれとリスクがあることによつて、有益でありながら害のないデータ慣行を用いた試みをも思いとどまらせてしまいます。</p> <p>【The Software Alliance (BSA)】</p>
725	<p>P. 27 改正大綱第3章第5節 ペナルティの在り方 (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第5節「ペナルティの在り方」において、法人加重の検討について示唆されているが、適正なデータ利活用による経済活動への貢献という側面を不当に阻害することのないよう十分なお配慮のもとでご検討いただきたい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>

726	<p>(意見) 56 27頁 第5節 ペナルティの在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人重科の導入の必要性については引き続き慎重な検討が必要であり、現時点において法制化するべきではない。 ・法制化するとしても、罰金の適用要件は現状どおりとすべきである。 <p>(理由) ・個人情報保護委員会が扱う漏えい等案件が増加しており、一部に重大な事案があるといっても、現状、個人情報保護法42条にもとづく勧告に留まっており、罰金を適用するに至っていないのであれば、法人重科を法制化するべき立法事実が存しないと考える。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
727	<p>(該当箇所) p27 第5節 ペナルティの在り方</p> <p>(意見) 現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行うことに賛成します。</p> <p>(理由) 日本法の罰金上限50万円というのは制裁としての意味を持ちません。国際的に見ても金額が低すぎます。個人情報取扱事業者の中には、十分な資力を持つ者も含まれ、法人に対して、現行法のように行為者と同額の罰金を科したとしても、罰則として必ずしも十分な抑止効果は期待できません。違反行為に対する実効性確保のために、ペナルティの強化が必要と考えます。</p> <p>【全国消費者団体連絡会】</p>
728	<p>(該当箇所) 27ページ第3章第5節ペナルティの在り方</p> <p>(意見) 課徴金の導入を行わないということを明確化していただきたい。また、罰則の引上げの一環としての法人処罰規定に係る重課の導入についてはその必要性および比例原則を踏まえ慎重に検討していただきたい。</p> <p>(理由) ペナルティの過度な強化は、事業者による個人データの利活用やイノベーションを阻害することも懸念されるため。また、額の算定に当たっては、法の規定に違反する場合に社会に与える影響、本人への損害等も加味して精緻な検討を要するのであって、これまで命令がなされたことがなく、罰則が適用されたこともない中では、慎重な検討と対応を行うべきである。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>

729	<p>【意見17】 (該当箇所) 第3章第5節 ペナルティの在り方 (p.27) 及び 同第8節 継続的な検討課題 (p.34)</p> <p>(意見) 上記第5節では、現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行う旨、また第8節では、課徴金制度の導入について引き続き検討を行っていく旨が示されている。 しかし、国内企業による法律の遵守状況及び現行のペナルティでも十分な是正措置がとられている状況に照らし、ペナルティを重くするだけの十分な立法事実があるとは言えないことから、これらについては慎重に検討を行うべき。 なお、後述意見のとおり、現行のペナルティを前提としても、海外企業への域外適用・執行の確保は極めて重要。</p> <p>(理由) 上記意見中に記載 【新経済連盟】</p>
730	<p>3. 罰則及び制裁 (該当箇所p.27、第3章第5節「ペナルティの在り方」)</p> <p>AWSJは、個人情報保護法における罰則の評価では、引き続き、厳格責任の基準を課さないようPPCに推奨します。また、事業者が、状況に応じて個人データを保護するために講じている、適切なセキュリティ対策及び組織的な対策を説明できる柔軟性を保つことをPPCに求めたいと思います。民事上の責任は均衡性を保ったものであること、また、その他の責任についても、責任を負う事業体に過度の負担を課さないよう求めます。</p> <p>【アマゾンウェブサービスジャパン株式会社】</p>
731	<p>5. ペナルティの在り方 (改正大綱27頁/34頁 第3章 第5節および第8節)</p> <p>中間整理以降も、「罰則について最大でも1年以下の懲役又は50万円以下の罰金とされていることから、違反行為に対する実効性が不十分であるとして、ペナルティの強化が必要との議論がある」(27頁)ようである。また、昨年8月に重大な違反事例に対して初の勧告が適用されたとあるが、昨年4月の中間整理の時点では「委員会の指導等より違法状態が是正されているのが実態」(中間整理46頁)と表明されていることから、急激に重大違反事例が増加しているとは考えにくく、ペナルティの強化の立法事実足りえるものではないと考える。</p> <p>当然ながら、重大違反事例に対しては然るべき対応を取るべきではあるが、公表により、過度に事業活動を委縮させるようなレピュテーションリスクが顕在化してしまうことを考慮し、勧告・命令や罰則についてはその適用を慎重に検討すべきである。加えて「現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重料の導入等」の見直しに関しても慎重な検討を求めたい。</p> <p>なおペナルティの強化の一環としての課徴金制度についても、上記対応以上に事業者に与える影響が多岐であり、拙速な導入は差し控えていただきたい。</p> <p>【日本広告業協会】</p>
732	<p>以上の他、意見の非公表を希望する1団体については掲載していない。</p>

第3章第6節関係 国際的制度調和等の基本的考え方、域外適用の範囲の拡大

No.	提出意見
733	<p>(該当箇所) 29ページ 3行目 「委員会が、個人情報保護法に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対して、相互主義の考え方の下、その外国の法律に基づく執行の協力を求めて（法第78条）、実効性を確保することとなっている」</p> <p>(御意見) 日本の立場において「相互主義の考え方の下、その外国の法律に基づく執行」を求めるのであれば、GDPRに基づきEUの当局がEU域内に拠点を設けていない日本の事業者に対してまで多額な制裁金を科すことができるという根拠が不明である。</p> <p>(理由) ※日本は昨年、EUより十分性認定を得ている。 一方で、大綱には「外国主権との関係から、他国の同意がない限り、他国領域内における公権力の行使はできないため、必要に応じて、外国当局との執行協力を行っていく。」と書かれているが、EUとは正に「外国当局との執行協力を行っていく」ことができる相手となっているはずである。 それであるにも関わらず「現行法の規定により、報告徴収及び立入検査並びに命令に関する規定は外国の事業者には適用されないため、委員会が、域外適用の対象となる外国の事業者に行使できる権限は、指導及び助言並びに勧告のような強制力を伴わない権限にとどまっており、報告徴収及び立入検査並びに命令を行うことはできないこととなっている。」というのはおかしな話ではないか。 日本の立場において「相互主義の考え方の下、その外国の法律に基づく執行」を求めるのであれば、GDPRに基づきEUの当局がEU域内に拠点を設けていない日本の事業者に対してまで多額な制裁金を科すことができるという根拠が不明である。 EUとの間で日本が一方的に不利な地位協定となっていないことを説明して欲しい。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
734	<p>(前略) 海外企業への罰則 同じ基準で守らせることができるか</p> <p>懲戒勧告の罰則なし</p> <p>国内企業に厳しくなってしまう。</p> <p>国内の支店があった場合にどうなるのか 決まっていない</p> <p>(中略) など、問題点は山盛りにも関わらず、議論が詰まっていない状態です。 改善される事を切に願います。 よろしくお願い致します。 【個人】</p>

735	<p>VI. 1. 域外適用の範囲の拡大 個人情報保護委員会の命令の実効性はどのように担保するのか。 【個人】</p>
736	<p>第3章第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方 2. 域外適用の範囲の拡大 【意見】 外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収及び命令の対象とすること、外国事業者が命令に従わなかった場合には、その旨を委員会が公表できることとすること、および委員会による外国の事業者に対する立入検査を可能とすることに、いずれも強く賛同する。 【理由】 今日では、わが国の個人情報の相当部分が外国事業者であるグローバルプラットフォーマーによって取り扱われている。仮にこのような外国事業者に対して法の適用が限定される場合には、個人の権利利益を十分に保護することができない。また、同時に外国事業者と国内の事業者の間の公正競争の観点からも不適切な状況が生じている。域外適用条項の拡大は、この問題に対する適切な対応である。 【一般社団法人MyDataJapan】</p>
737	<p>p 28～29 外国事業者の国内の代理人への法執行について <意見> 会社法第817条第1項に基づき外国事業者が国内に設置した代理人に対して、（代理人自身に個人情報保護法違反がなくとも）個人情報保護法違反を理由にP P Cが法執行できる旨をガイドラインで確認的に明記してほしい。 <理由> GDPRでも同様に代理人への執行が認められている。 また、代理人に執行できるようにしないと、域外適用のハードルをクリアできず個人情報保護法の外国事業者への執行ができないままに終わる。これでは、内外事業者のイコール・フットイングの観点から問題である。 【個人】</p>

第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方

域外適用の範囲の拡大

本大綱第3章第6節では、外国事業者に対する貴委員会の報告徴収権を認めることを含め、個人情報保護法の域外適用の範囲を拡大することを提案しています。本大綱は、また、外国事業者を命令の対象とし、これに対する立入検査を可能とし、事業者が命令に従わなかった場合には、その旨貴委員会が公表することを認める旨提案しています。

738 前回意見書で述べたとおり、法の地域的な適用範囲に関して、データ保護フレームワークは、(1) 明確に居住者を対象とし、(2) 処理対象である個人データが、収集時に国内に所在するデータ主体から意図的に収集されたものであって、かつ(3) 現実かつ実効的な活動を行うことを可能にする安定した仕組みに基づいて国内に設立された組織が収集している場合の行為のみを規制すべきであるとBSAは提唱しています。日本における個人情報保護の実効性、外国の主権との関係、他国が独自の法律を日本企業に対して課して執行を行い日本企業の事業活動に制限がかけられるリスク、企業が二か国以上の異なる法律の遵守を命じられて国際的に大きな混乱を生じるリスクを鑑みれば、現行の域外適用の範囲を超えてこれを拡大すべきでないと考えます。むしろ、貴委員会には、引き続き、国際的な個人情報保護制度の調和及び相互運用性並びに関連する国際的執行機関間での協力を促進していただけるようお願いいたします。

BSA は、以上の理由から、法の域外適用の拡大を支持しませんが、この点に関して何らかの措置を検討する場合には、外国事業者が追加的な義務の遵守を求められる前に、適正手続について十分に検討されることが重要です。BSA は、個人情報保護法改正案の文言を検討した際に、貴委員会に対してより具体的な提言を行う機会をいただきたいと考えております。

【The Software Alliance (BSA)】

739	<p>(該当箇所) 28-31ページ第3章第6節法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方</p> <p>(意見) 域外適用の対象となる条項と強制措置手段の拡大を検討するのではなく、より実用的で相互運用が可能な取組みを模索することを検討していただきたい。また、執行当局は、グローバルプライバシー執行ネットワーク（GPEN）やAPECクロスボーダープライバシー執行などの非公式の内部協力ネットワークを通じて関連情報を取得および共有することができるため、外国の事業者を直接の報告徴収及び命令の対象とするという執行措置の拡大には慎重に検討していただきたい。事業者は広く共有されたデータ保護の原理に基づく一貫した管理規定を望んでいる。各国は統一されたプライバシー規制の枠組みを採用し、重複や矛盾は可能な限り避けるべきである。当局は、対立と予想できない要求を避けるべきである。これは、非効率性とサービスのバルカニゼーションをまねき、消費者期待を混乱させる。特に、データローカリゼーションは、セキュリティ、サービスの信頼性、事業の効率性を損なうこととなる。プライバシー規制は、国境にとらわれることなくデータの流通自体に注目して形成されるべきであり、国境を越えたデータ流通の仕組み、業界基準、組織間の相互協力の仕組みを支援するものとなるべきである。</p> <p>(理由) 現行の個人情報保護法には、十分な域外適用の条項（第75条）がすでに盛り込まれている。世界中の国々が域外適用を始めれば、各国は自国にとって有利となるように他の事業者への法執行を始め、世界秩序が妨げられるため。加えて、外国事業者への執行は、現在の法律（第78条）で保証されており、各国の執行当局との協力が可能である。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>
740	<p>【意見18】 (該当箇所) 第3章第6節2. 域外適用の範囲の拡大 (p. 28-29)</p> <p>(意見) 域外適用と執行について、罰則を含めて確実に海外事業者に対しても国内事業者と同様に行っていくことが条文と運用レベルの双方で担保されることが必要不可欠である。また、その実効性を担保するための政府の機能強化も必要不可欠である。</p> <p>(理由) 経済が急速にデジタル化し国境を越えて取引される時代においては、国内外での競争条件のイコールフットイングについて規制面からも担保されるべきである。その観点から、個人データも幅広く流通される時代において個人情報保護法制のイコールフットイングも確実に確保されることは国益確保の上から非常に重要な問題である。</p> <p>【新経済連盟】</p>

741	<p>4. 域外適用の範囲の拡大及びデータ活用推進の国際的な取組み（該当箇所p. 28、第3章第6節「2. 域外適用の範囲の拡大」）</p> <p>すでに2015年の個人情報保護法の改正で、PPCが域外で活動を実施するための十分な権限が規定されております。今般提案されている変更は、国境を越えた自由なデータの流れを根本的に混乱させ、複数の法地域にまたがって事業をおこなう企業に対して、複雑で矛盾した重複したデータ保護の義務を課すこととなります。負担が大きく非現実的な義務は、最終的に個人データを保護するプライバシー法の目的を損なうものと考えます。</p> <p>a. 法律の域外適用の範囲を拡大しない。PPCはすでに域外で活動を実施する上で十分な権限を有しており、AWSJは法律の域外適用の範囲を拡大することを支持しません。今般提案されている拡大された権限は、追加的なコンプライアンスコストを招くだけでなく、命令を受けた企業の適正な法律上の手続及び不服申立ての仕組みを保障する枠組みが規定されていないと見受けられます。AWSJはPPCに対し、既存の二国間及び多国間の政策を利用してグローバルなデジタルエコノミーの複雑性に対応した枠組みを構築するメリットに比し、国内法を拡大して法執行の問題を解決することにはリスクがあることを慎重に考慮し、検討することを強く求めます。</p> <p>b. 域外適用の拡大範囲から「匿名情報」を削除する。「匿名情報」を含めるといふ提案は、個人情報保護法の匿名情報の適用範囲の混乱を招き、国際的な基準に反しています。一般的に、個人情報が匿名と認められた後は、個人情報に適用される「個人データ」という用語や個人情報保護法上の適用要件は、域外の規定を含めて範囲外でなければならず、匿名データに適用すべきではありません。AWSJはPPCに対し、域外適用の拡大に注力するのではなく、APECやグローバルの新規及び既存のメカニズム内でリーダーシップを発揮することを検討することに注力することを強く推奨いたします。</p> <p>【アマゾンウェブサービスジャパン株式会社】</p>
742	<p><要望と疑問></p> <p>「域外適用」について P. 28</p> <p>疑問：欧米では顔認証カメラが人権侵害のリスクが高いとされ規制されている地域もあると聞かすが、その地域への渡航者は現地と、国内基準のどちらを優先して扱われるのかがわからない。</p> <p>【個人】</p>
743	<p>第3章 個別検討事項</p> <p>第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方</p> <p>2. 域外適用の範囲の拡大</p> <p>デジタルビジネスにおいては、国境を越えたサービスも容易となってきており、国内外での規制のイコールフットリングがなされなければ、海外からのサービス提供事業者による個人の権利侵害を防止できず、国内事業者よりも有利に事業ができることになることが容易に想定される。このため、域外適用の範囲の拡大については賛同する。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>

第3章第6節関係 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化

No.	提出意見
744	<p>P. 31 提供する情報の内容や提供の方法等について 「取り扱いに関する情報提供」とは、どこまでの情報提供が必要になるのか？ データの利活用のために同意不要とする勘弁なスキームが設けられているため、あまりにも細かい対応は運用の負荷が高くなりすぎ、利活用と保護のバランスを欠く。また、会社への嫌がらせ目的で要求を繰り返す方も想定されることから、本人による制度濫用防止も考慮いただきたい。 【株式会社セールスフォース・ドットコム】</p>
745	<p>■第3章・第6節 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化</p> <p>>制度改正大綱（該当箇所） 【外国にある第三者への個人データの提供制限の強化】P30-31</p> <p>○ 平成27年改正法で導入された法第24条は、個人情報取扱事業者が外国に個人データを移転できる場合を一定の場合に制限するものであり、その規制の対象は個人データの移転元である国内事業者であることから、当該規制によって、移転先における状況の多様性に起因するリスクに対応するためには、移転先の事業者やその事業者がおかれている外国の状況について必要最低限の留意を求めることとする。</p> <p>○ 具体的には、移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うこととする。</p> <p>○ なお、移転先国の個人情報の保護に関する制度等についての本人に対する情報提供は、当該個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高めることが趣旨であることから、その範囲で必要低限のものとし、網羅的なものである必要はない。今後、事業者の負担や実務に十分配慮した上で、過重な負担とならないように、提供する情報の内容や提供の方法等について具体的に検討することとする。個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高めるために一定の情報提供を行うことが望ましいことにつき異論はございません。</p>

	<p>もっとも、現行法では、委託のような法23条5項各号列举事由の場合においても「外国にある第三者への提供を認める」旨の同意などが要求されているところ、委託に当たりうる国外のクラウドサービスを利用するに当たっては、クラウドサービス提供事業者のサーバが設置されている正確な国名を提供元事業者において知り得ないことも少なくないものと思われます。そのため、上記のように本人に対して提供先の国名や制度の有無に関する情報を提供することが事実上困難なケースについては情報提供の対象外とされる等、ご配慮をお願いいたします。</p> <p>>意見 個人情報取扱いについて本人の予見可能性を高めるために一定の情報提供を行うことが望ましいことにつき異論はございません。もっとも、現行法では、委託のような法23条5項各号列举事由の場合においても「外国にある第三者への提供を認める」旨の同意などが要求されているところ、委託に当たりうる国外のクラウドサービスを利用するに当たっては、クラウドサービス提供事業者のサーバが設置されている正確な国名を提供元事業者において知り得ないことも少なくないものと思われます。そのため、上記のように本人に対して提供先の国名や制度の有無に関する情報を提供することが事実上困難なケースについては情報提供の対象外とされる等、ご配慮をお願いいたします。</p> <p>【個人】</p>
746	<p>下記の点をしっかりと詰めた上で、快晴をお願いいたします。</p> <p>2) 個人情報海外に移転する場合の移転情報開示は、クラウドを考慮し物にしてください(クラウドを利用すると、どこに保存されているか開示が難しい)。</p> <p>【個人】</p>
747	<p><該当箇所> p30：海外への移転に関する本人への情報提供に関連する意見</p> <p><意見> PPC（あるいは公益的な組織）が、わが国との関係が予想できる各国の個人情報に関わる法制度についで、標準的となる日本語訳を公開されることを望みます。</p> <p><理由> 国際流通が盛んなコンテンツ領域では、著作権情報センターによる諸外国の著作権法翻訳文（無償公開）が、多くの研究者や事業者の正しい理解や活動に資するものとなっています。また、各種翻訳サービスも機能向上しているものの、時には正反対の翻訳文が提示されるケースが見られます。そうした中、個人情報やプライバシーに関する海外の法制度について、各事業者の負担で網羅的な情報収集や正しい情報理解を行うことは困難と考えられます。今後予想される個人データのフリーフローの視点からも、PPC等による各国個人票法関連法の標準的翻訳法文の公開は、中小を含む多様な事業者や研究者がリスクをより正しく把握し事業をデザインし、併せて本人の予見可能性向上への情報提供を事業者がより容易に行えるようにするため、さらには生活者や消費者団体にとっての容易な情報収集に資するため、あるいはサードパーティーによる利活用等を通じて、安全・安心だけではなく多くのステークホルダーのレベル向上につながることを考えるためです。</p> <p>【個人】</p>

748	<p>【該当箇所】 P29：第3章第6節</p> <p>【意見】 各事業者が海外の国・地域とのデータの移転を適切に実施できるように、海外の国・地域の規制に関する日本語での解説、移転先（移転元）の国・地域とデータ移転する場合の注意点の整理、日本の個人情報保護法だけでなく関連ガイドラインなども含めた英訳文書の作成などを個人情報保護委員会が実施し、広く発信していただけることを希望します。</p> <p>【個人】</p>
749	<p>2. 外国への個人データの移転についての規制強化について 規制強化に関し、外国への個人データの移転についての規制に関して「本人の同意を根拠とする場合」の「本人への情報提供の充実」や「移転先事業者の体制が整備を条件に、本人の同意を得ることなく個人 データを移転する場合（委託の場合等）の本人への情報提供」を対策としているが具体性に欠ける。近時外国の再委託先への無断再委託の事例が問題となった。本人の同意に基づく委託（移転）であっても再委託（再移転）に当たり、本人の同意がないとすると同意を求めることに実効性がない。また国内の外資系事業者を1次委託先とし、外国の再委託先へ委託するケースが多く国内の外資系事業者への移転から規制する必要もある。 以上から1本人の同意に基づく情報の第三者提供は、提供先以外の外国への第三者への提供は禁止2外国にある第三者への再委託は禁止3外資系の事業者は、たとえ日本法人であっても資本関係、人的関係から外国が支配する法人の場合、外国にある第三者とするといった規制強化が望まれる。</p> <p>【個人】</p>
750	<p>◆『第3章／第6節／3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化』についての意見 個人データの利活用が、政府の「成長戦略」に位置付けられていることの懸念を強く感じています。特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の利用を強引に推し進めている政府が、情報銀行の推進も含め、個人情報を政府機関に集中させようとしている動きに対しては、強い警戒心を持たざるを得ません。個人情報保護法の改正に際しては、利活用ではなく、個人情報の保護を中心に据えて行うべきであることを強く主張します。</p> <p>【個人】</p>
751	<p>VI. 2. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 「本人への情報提供の充実等を求める」では不十分。日本と同等或いはより厳格な個人情報保護法の体制が整備されていない外国は第三者提供から除外すべき。</p> <p>【個人】</p>

752	<p>第6節 法の域外適用の在り方及び国際的調和への取組と越境移転の在り方</p> <p>3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移転先国における個人情報の保護に関する制度等を移転元事業者が把握する能力や負担を考慮すると、移転元事業者による本人への情報提供の義務化は避けるべきである。 ・仮に、情報提供を義務とするのであれば、大綱に「個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高めることが趣旨であることから、その範囲で必要最低限のものとし、網羅的なものである必要はない」とあるとおり、本人に提供することが求められる移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報等は、事業者の能力や負担に配慮した現実的な範囲で設定できることを明確にすべきである。 ・また、事業者が個人情報保護委員会のウェブサイトへのリンクを掲載するなどの方法により適切な対応ができるよう、各国の個人情報保護制度（データローカライゼーション、ガバメントアクセス、APECのCBPR導入国等を含む）についての最新情報を個人情報保護委員会が公表すべきである。 <p>【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
753	<p>6. (第3章第6節 3 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化について)</p> <p>(1) 賛同意見</p> <p>まず最初に、大綱文書に記されているデータローカライゼーションおよびガバメントアクセスに関する懸念、DFFTについての期待は当協会としても共有するものである。当協会が加盟している多国間IT産業機構や参加するOECD、APEC等での政策議論の機会を通じて、官民協力による主張を進めたい。</p> <p>同時に日本の法制度について、データローカライゼーションの方向へ変化していると受け取られることのないように、国内事業者としても適切で透明性の高いルール化を望む。</p> <p>(2) 改善要望</p> <p>越境移転の条件については現行法における規程をなるべく維持したものとすべきである。本文中p30で、「本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める」とある。しかしこの表現において制度の「有無」だけに注目し内容を問わないならば、先に述べたガバメントアクセスやデータローカライゼーションへの懸念と矛盾するケースが想定できる。</p> <p>元来同じ国の中でも事業者毎に同意に足る信頼は異なるはずで、国単位での法制度の有無だけが個人の同意判断に特別に必須な要素として大綱に記載されることに意味があるとは考えにくい。</p> <p>つまりその制度に関する情報は「本人同意」以外を根拠とする越境移転の判断で、CBPR加盟状況、認定国・地域への移転など、委員会の立場からなされるべきものである。国内事業者が委員会に代わり、個別独自に各国法制度についての調査や評価を継続して行うことは負担であると同時に、情報提供を受ける側にとっても事業者ごとの提供情報の不統一を招くので有益ではない。国内事業者が当然知るべき「移転先事業者の個人情報取り扱い」についてだけで充実を求めるべきではないか？</p> <p>更に、国単位の制度情報にせよ、移転先事業者の情報にせよ、この情報提供では、特定の基準を例示することは慎重に行われるべきである。ニュージーランドはCBPRに加盟していないがEUの十分性を得ており、CBPRだけを基準とした例示は公正ではない。更に、同じCBPRの中でも、当協会企業が移転を考える可能性のある国外プロセッサ企業については、プロセッサ向け認証PRPの取得の有無もCBPRと同等に有効な情報提供として扱われるべきである。</p> <p>いずれにせよ、実現可能で適正な情報提供の事例を積極的に示す必要がある。</p> <p>【(一社)情報サービス産業協会 個人情報保護タスクフォース】</p>

754	<p>No. 16 【頁】 P. 30 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第6節 法の域外適用の在り方及び国際的調和への取組と越境移転の在り方 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 ○具体的には、移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。また、移転先事業者において継続的な適正取扱いを担保するための体制が整備されていることを条件に、本人の同意を得ることなく個人データを移転する場合にあっては、本人の求めに応じて、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報提供を行うこととする。 【意見】 ガイドライン等で本人にわかりやすい具体的な情報提供をして頂きたい。 【理由】 — 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
755	<p>No. 17 【頁】 P. 30 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第6節 法の域外適用の在り方及び国際的調和への取組と越境移転の在り方 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 ○なお、移転先国の個人情報の保護に関する制度等についての本人に対する情報提供は、当該個人情報の取扱いについて本人の予見可能性を高めることが趣旨であることから、その範囲で必要最低限のものとし、網羅的なものである必要はない。今後、事業者の負担や実務に十分配慮した上で、過重な負担とならないように、提供する情報の内容や提供の方法等について具体的に検討することとする。 【意見】 検討状況については、適宜公表して頂きたくお願いいたします。 【理由】 — 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>

756	<p>(該当箇所) 29～30ページ (意見) 事業者がリスクを認識し、法令に沿った対応を行うことが前提にあると理解している。このため、将来的に、政府が「特定の国」を指定して、越境データ移転の禁止規制を設けるような措置はないようにしていただきたい。 (理由) 第三国へ情報移転する業務への不要な影響を回避するため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
757	<p>(該当箇所) 29～30ページ (意見) 情報提供の充実として、その項目や内容を具体的に示していただきたい。 (理由) 事業者として守るべき責務を正確に把握したいため。</p> <p>【一般社団法人 日本クレジット協会】</p>
758	<p>第3章個別検討事項 第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方 「3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化」 【意見】 ○「移転先国の名称」等の個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める方向性が示されているところ、損害保険事業においては、お客様に安定して保険金をお支払いできるよう、保険引受リスクの移転を目的とした再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等のために本人からの同意取得を前提に外国に所在する再保険の引受保険会社（いわゆる受再先）などに個人データの提供を行うことがある。災害発生状況等の外部環境変化に応じて外国に所在する受再先の引受方針が随時変動することを踏まえると、受再先の所在する特定の移転先国名称をあらかじめ示して本人に情報提供することが現実的にはほぼ不可能である。また、再保険取引に関する情報は項目や粒度によっては事業戦略に関わる営業秘密となり、その開示につながり情報提供にはなじまない。このような事情も踏まえ、損害保険事業の運営に支障が生じないよう留意いただきたい。</p> <p>以上 【一般社団法人 日本損害保険協会】</p>

759	<p>第6節 法の域外適用の在り方及び国際的調和への取組と越境移転の在り方 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化</p> <p>【意見9 (P30)】 ・「移転先国の個人情報の保護に関する制度」に関しては、極力、個人情報保護委員会または関連団体において諸外国の個人情報保護制度を調査していただき、個人情報保護委員会のホームページにおいて各国の個人情報保護制度の概要をとりまとめて公表していただきたい。</p> <p><理由> ・個々の個人情報取扱事業者が、世界各国の個人情報保護制度を随時把握することは困難であるため。</p> <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
760	<p>p 3 0</p> <p><意見> 日本法人Aがほかの日本法人Bに対して個人データを提供した場合であっても、その日本法人Bがその後Bのグループ会社C（たとえば、Bの子会社がCであったり、B社とCがいずれもD社の子会社であったり、CはB社の支店や出張所のあるときがある）に対してその個人データを移転することを日本法人Aがあらかじめ知っていた場合は、日本法人AからBへの移転にも法第24条が適用されるという運用にしてほしい。</p> <p><理由> 上記の場合、Aから直接国外のCに対して移転されているのと同視できるため、法の趣旨の潜脱を防ぐために上記の趣旨をガイドラインで明確にしてほしい。</p> <p>【個人】</p>
761	<p>8 該当箇所 30頁三番目の○ 意見 「補完的ルール」の(4)と同趣旨の措置を求めるものと思われる。法改正するのか明らかにされたい。</p> <p>理由 上記意見2に同じ（「補完的ルール」の法的拘束力に疑義がある（私見）ため、今後のEUへの対応に向けて、法改正しておくことが望まれる。）。</p> <p>【個人】</p>

762	<p>(該当箇所) 第3章第6節3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化(30頁) (意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める」とある。 ・しかし、保険会社においては、災害時等に一時的に保険金支払が集中することによるリスクを分散するために、国外の保険会社に再保険をおこなうことがある。再保険の要否および出再先は、必ずしも保険契約の引受け時に確定しているものではなく、事後的に経営リスクに応じて判断するものであるため、事前に移転先国等を明確にして契約者等に示すことが困難な場合もある。 ・このような場合もあることを踏まえ、移転先国の名称に関する情報提供についても事業者の負担や実務に十分配慮していただきたい。 <p>【生命保険協会企画部】</p>
763	<p>外国にある第三者への個人データの提供制限の強化</p> <p>本大綱は、移転元となる個人情報取扱事業者が、移転先国の名称及び当該国における個人情報保護に関する制度の有無を含む、外国に所在する移転先事業者における個人情報の取扱いに関する情報を本人に提供しなければならない旨の提案をしています。</p> <p>しかしながら、本人の個人情報取扱いに関する理解を深めるといふ貴委員会の目標は、これらの措置によっては達成することはできないと私どもは考えます。個人情報保護の実効性は、データが保管され処理される物理的な場所とはほとんど関係がありません。むしろ、データセキュリティ及び個人情報保護は、強固なセキュリティ対策及びデータ移転に関する事業者のアカウントビリティを含む、個人情報取扱事業者が実施する技術、システム及び手順の品質に依存します。一例として、企業がEU外の国に本社を置く場合であっても、データ又はデータ処理の場所にかかわらず、処理する全てのデータにEUのデータ保護法を適用することを選択している可能性があります。従って、企業がどのように個人情報を保護しているのかが重要な要素であることを各個人が理解し、個人情報を国内で取扱う場合に比して海外に所在する移転先事業者による取扱いにはより高いセキュリティリスクがあると誤解が生じないよう、貴委員会が教育指導していかれることを要請します。</p> <p>また、本人への情報提供に関するルールは、規範的なものではなく、かつ、事業者に不必要な負担をかけることなく事業者の透明性やアカウントビリティを促進するため、十分な柔軟性を事業者に認めるべきです。このアプローチは消費者にも利益をもたらします。もし、事業者が、データを処理する新規のベンダーを新規の国で採用する毎に、個人に通知しなければならないとされた場合、個人のプライバシーの利益の向上に資することのない無数の通知を個人に送付することになってしまう可能性があります。たった1つの観点について本人への詳細な通知を要求することは、本人のプライバシーの権利に重要な影響を及ぼす通知に集中することを妨げ、それによってプライバシー関連の他の通知の有効性を低下させてしまう可能性があります。</p> <p>さらに、円滑な越境データ移転の確保は、デジタルエコノミー時代のイノベーションの前提条件です。日本政府は、安倍首相が掲げるDFFT(データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)のビジョンの実現に向けて努力しているところであり、また、全産業分野の企業が、円滑な越境データ移転に大きく依拠しています。よって、BSAは、貴委員会及び日本政府が、世界的に越境データ移転を促進する仕組みを推進することによって、国際的にリーダーシップを発揮し続けることを希望します。</p> <p>【The Software Alliance (BSA)】</p>

764	<p>P. 29-30 改正大綱第3章第6節 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 (意見等)</p> <p>改正大綱第3章第6節 3. 「外国にある第三者への個人データの提供制限の強化」において、データ・ローカリゼーションやガバメント・アクセスといった立法例がみられる中で、(外国に所在する)「移転先となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める」との記述があるが、たとえ国際的にネットワークを有する法律事務所であっても、随時政治情勢によっても変わり得る各国の個人情報保護制度を正確に把握することには相当の時間と労力と費用を要し、ましてや法律の専門家ではない一民間事業者にとって、かかる要求に応えることには経済的にも技術的にも相当な負担となることは明白であるから、他方で「今後、事業者の負担や実務に十分配慮した上で、過重な負担とならないように、提供する情報の内容や提供の方法等について具体的に検討する」との記述があるところ、この点に関する個人情報保護委員会からの積極的な情報提供、並びに、事業者の義務が社会的・経済的にも合理的な範囲内に留まるよう是非適正かつ公平なご検討をお願いしたい。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
765	<p>(該当箇所)</p> <p>29～31ページ 第3章第6節 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 (意見・要望等)</p> <p>✓ 本大綱におかれましては、本人に対する情報提供の項目の例として「移転先国の名称」が挙げられております。しかし、「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』及び『個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について』に関するQ&A」のQ&A9-2にあるとおり、必ずしも国名を個別に示す方法のみならず、それ以外の適切かつ合理的な方法による、本人への情報提供が考えられます。したがって、条文を改正する際は、「移転先国の名称」を条文に明記するのではなく、提供すべき項目は全て下位規範である規則又はガイドラインの中で定める形とすることで、柔軟な制度設計ができるようにしていただきたいです。なお、「移転先国の名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項」といった例示列挙の文言も、規則を策定する際の法制上の制約を生じ得ますので、同様の趣旨で避けていただきたいです。</p> <p>【日本証券業協会】</p>
766	<p>(意見)</p> <p>57 30頁 第6節 法の域外適用の在り方及び国際的的制度調和への取組と越境移転の在り方 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件でいう「外国にある第三者」の定義は現行の定義から変更されないものとすべきである。 <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」では、外国法に準拠して設立された法人であっても、当該法人が本法でいう個人情報取扱事業者に該当する場合は「外国にある第三者」に該当しないものとされている。 ・ 日本国内に支店を置く外国法人に対しては本法が直接に適用されるのであるから、本件の対象とするべきではない。 <p>【全国銀行協会】</p>

767	<p>(意見) 58 30頁 同上 (5つ目の○) ・本人への情報提供の充実に関して、各国の個人情報保護制度についての最新情報については、個人情報保護委員会で公表いただきたい。 (理由) ・調査時期・手段によっては、事業者ごとの情報提供の平仄が整わない可能性があることも考慮し、適切な情報提供を担保すべく、一元的な情報収集がなされるべきである。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
768	<p>(意見) 59 30頁 同上 (5つ目の○) ・委託や共同利用において提供が行われる場合、本人にはサイレントのケースがほとんどであるにも関わらず、「本人の求めに応じて」というのはどのような状況かを明確にしていきたい。 (理由) ・現行制度との差異に関して明確にしていきたい。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
769	<p>5. データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT) (1) 該当箇所 第3章第4節6. データ利活用に関する国際的な取組の必要性 (26頁)、第6節3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 (29頁～31頁) (2) 意見 「国家間では相互に信頼性を確保した自由なデータ流通を促進する必要があることに加え、上記のような、個人データのフリー・フローを支える信頼を、事業者と本人の間においても確保することが重要」(30頁)に関し賛同するとともに、データ流通が円滑に行われるよう、DFFTに関する国際的な議論を引き続き行っていただきたい。 (3) 理由 データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト (DFFT) に関しては、2019年のG20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合において合意がなされたが、その具体化に関してはさらなる議論を要するものと理解している。DFFTの前提となる、「信頼」に関しては、国家間だけでなく、事業者と本人の間においても確保することが重要であるが、どのようにしてこの信頼を担保し、同時に個人データのフリー・フローを実現していくかに関しては、さらなる検討が必要である。データローカライゼーションやガバメントアクセスのあり方についても含め、国際的な議論を引き続き行っていただきたい。 (再掲) 【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】</p>

770	<p>(該当箇所) 29 ページ 第 3 章第6節 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 (意見・質問) 移転先事業者から、更に他の事業者へ移転されることも考えられるが、その場合であっても、移転先の情報のみを本人へ情報提供すればよいとの理解でよいか。 (理由等) 再提供先の情報まで情報提供すべきか明確にしたいため。</p> <p>【日本貸金業協会】</p>
771	<p>(該当箇所) 第3章第6節3. 「外国にある第三者への個人データの提供制限の強化」</p> <p>(御意見) 移転先国の個人情報の保護に関する制度等についての本人に対する情報提供は、政府が主導して行うべきと考えます。また、仮に民間の事業者が本人に対する情報提供義務を負わせる場合には、事業者への過度な負担のおそれを考慮し、GDPRにおいて十分性認定がなされている国やCBPR導入国についてはその旨のみ記載すれば足りる等、事業者の負担を軽減する方向での検討をすべきと考えます。</p> <p>(理由) 国際的なデータ流通の促進は、国内経済の発展にも寄与すると考えます。したがって、政府は、経済政策の一環として、各国委員会と協調し、互いの個人情報の保護に関する制度を自国民に対して周知すべきと考えます。他方で、リソースが限られる民間の個人情報取扱事業者に、上記情報提供にかかるコストを負担させるのは負担が重いと考えます。</p> <p>【個人】</p>

772	<p>(該当箇所) 29-31ページ第3章第6節3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化</p> <p>(意見) 「移転先国の個人情報の保護に関する制度等」が指し示す内容をはっきりと明示していただきたい。本人への情報提供の充実等を求める場合は事業者への過度な負担のおそれを考慮し、「移転先国の個人情報の保護に関する制度等」の情報が記載されたウェブサイトへリンクを貼る対応や、GDPRにおいて十分性認定がなされている国やCBPR導入国についてはその旨のみ記載すれば足りる等、事業者の負担を軽減する方向での考慮を検討していただきたい。</p> <p>(理由) 移転先国の個人情報保護に関する制度等を調査することは、一民間企業（特に中小企業）にとっては困難であることも多く、事業者に対して過大なコストを生じるものであるため。また、提供先の体制について、外国にある第三者にとっては、日本の個人情報保護法を理由としたコスト負担に応じない可能性があり、日本の個人情報取扱事業者に過度の制約を課すこととなる可能性も懸念されるため。</p> <p>【在日米商工会議所】</p>
773	<p>【制度改正大綱 p 30～31】 「外国にある第三者への個人データの提供制限の強化」に関して</p> <p>【意見】 今回新設される規律に関しては、事業者・個人双方において過度な負担とならず、適切な運用がなされるよう個人情報保護法、ガイドライン、Q&A等においてできる限り具体的、明確にしていきたい。</p> <p>【理由】 移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供のうち、移転先国の個人情報の保護に関する制度等についての情報提供については、経済効率の観点からも正確性の観点からも、各事業者が独自に対応することは負担が大きいことから、情報提供の対象から外すべき（「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項」（大綱 p 20）に限定すべき）である。仮に情報提供の対象とする場合であっても、個人情報保護委員会で最新情報を掲載するなどの方法により対応ができるようにすべきである。 なお、日本の本社から海外現地法人へ従業員データを提供する場合など、グループ間の個人データ移転についても一律に制限することは実務上も適切ではないと考える。</p> <p>【経営法友会】</p>

774	<p>【意見4】 (該当箇所) P29-31：第6節 法の域外適用の在り方及び国際的的制度調和への取組と越境移転の在り方，3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 (意見) P30-31に記載のある通り、事業者の負担や実務に十分配慮いただき、過度な負担とならないようにして頂きたい。 (理由) 医薬品等の研究開発においては、日本で取得したデータを海外の審査当局等に移転するケースが一般的に存在する。しかしながら、被験者への同意説明および同意取得を行う時点では、どの国に承認申請するかは未確定であり、詳細な説明は不可能である。また、氏名、住所、電話番号など、本人に直接連絡可能な情報を企業は保有していないため、追加の同意取得も不可能である。</p> <p>【日本製薬工業協会 産業政策委員会】</p>
775	<p>【意見5】 (該当箇所) P29-31：第6節 法の域外適用の在り方及び国際的的制度調和への取組と越境移転の在り方，3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 (意見) 各国の個人情報の保護に関する制度は個人情報保護委員会において収集し、本邦の制度との対比に整理して公表いただき、事業者はこれを説明に利用するようにして頂きたい。 (理由) 移転先国の個人情報の保護に関する制度等の調査は事業者の負担が大きく、また、事業者ごとに同一国でも異なる解釈となる恐れがあるため。</p> <p>【日本製薬工業協会 産業政策委員会】</p>

776	<p>【意見 19】 (該当箇所) 第3章第6節3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 (p. 29-31)</p> <p>(意見) 本箇所では、個人情報の越境移転について、移転元となる個人情報取扱事業者に対し、「移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める」こととしている。 この点、本人へ提供する情報は「必要最低限のものとし、網羅的である必要はない」としているものの、仮に提供元事業者に対し「移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無」以上の情報を提供する義務を課すとすると、それによる事業者への負担は過度に大きくなるおそれがある。そのため、提供すべき情報の範囲について今後検討するに当たっては、事業者への負担が過大にならないよう、十分に配慮いただきたい。詳細を検討するうえでは、経済界・産業界との十分な対話を確保することが必要不可欠である。 なお、本件に関連して、データローカライゼーションやサーバローカライゼーションについては、国対国の相互主義の観点からその導入について検討が必要。我が国国民の個人データ保護のためDFFTが担保できない国に対する我が国としてのサーバローカライゼーションを検討すべきではないか。</p> <p>(理由) 上記意見中に記載</p> <p>【新経済連盟】</p>
777	<p>5. 外国にある第三者への個人データの移転の要件 (該当箇所p. 29、第3章第6節「3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化」) PPCが2015年の個人情報保護法の改正をベースに現在の要件をレビューするにあたり、顧客に代わってデータを処理するクラウドサービスプロバイダ (CSP) などの事業者は、該当する移転の要求事項から明確に除外することをPPCに推奨します。なぜなら、CSPは顧客のコンテンツへのビジビリティがないからです。移転に関する要求事項は、AWSJなどのCSPではなく、アクセスや保持、セキュリティ等の問題の管理を含むデータの所有権及びコントロールを保持している組織のみが責任を負うべきと考えます。 また、AWSJはPPCに対して、消費者に重大な損害の可能性がある場合又は結果を及ぼす処理活動に限定して、移転の要求事項を設けることを推奨します。損害のリスクに関係なくあらゆるタイプの移転を、提案されている規制案及び明示的な同意の要求事項の対象にすることは、日々の情報処理の混乱を招き、個人情報の利活用が持つ革新的な可能性を大幅に制限することになります。したがって、PPCは通知及び同意の要求事項の柔軟な解釈を明示的に認め、データ処理が消費者にとって認識可能な重大なリスクがある場合のみ義務を課すべきです。</p> <p>【アマゾンウェブサービスジャパン株式会社】</p>

778	<p>6. 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方 (改正大綱28-31頁 第3章 第6節) (1) 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化(改正大綱29-31頁) インターネット広告事業においては、「日本にいるときの履歴(クッキー等)を使って、帰国した外国人に対して広告を出稿する(欧州域外での行動の分析となるためGDPRの規制対象にならない)」「海外のDSP事業者に広告識別子情報を渡す」などの行為が想定しうる。現行法においては、クッキー等が個人情報保護法における個人に関連する情報に該当しない以上、また海外のDSP事業者において個人データとなることが明らかな情報でない限りは、上記の行為については越境移転の規制もかからないものと考えるが、逆に、これらの事業者の行為に越境移転の規制がかかることになるとすると、インターネット広告事業に大きなマイナスの影響を及ぼすことになりかねない。また、「移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実」(30頁)といった越境移転に関する規制、および前述のクッキー等を対象とする「提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律」については、継続して慎重な検討がなされるべきであると考え。</p> <p>【日本広告業協会】</p>
779	<p>第3章 個別検討事項 第6節 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方 3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化 「移転元となる個人情報取扱事業者に対して本人の同意を根拠に移転する場合は、移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無を含む移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実を求める。」との点については、ベンチャー企業、中小企業において、国外での事業活動や国外事業者との連携が著しく困難になる可能性がある。そもそも、個別企業において、どこまで海外の制度を把握できるか(国によっては州によって個なる法制を採る場合もある)という問題があり、そもそも情報提供の範囲を極めて限定するか、もしくは個人情報保護委員会において各国の必要な法制の情報を開示する等の対応がされなければ、事業活動に対して非常に悪影響を及ぼす可能性があると考え。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>

第3章第7節関係 官民を通じた個人情報の取扱い

No.	提出意見
780	<p>自治体が個別に条例で策定している個人情報保護条例について、法律で一元化することを速やかに行っていただきたい。それにより、各自治体の負担が軽減されます。</p> <p>また、自治体が特定個人情報を漏えいした場合は、個人情報保護委員会に報告することになっていますが、マイナンバーを含まない個人情報が漏えいした時は、報告義務がありません。マイナンバーの有無にかかわらず大事な住民の個人情報の漏えい事案については、個人情報保護法を改正し、個人情報保護委員会に報告するようにしていただきたい。マイナンバーの有無で運用が変わるのは、自治体としても対応しにくいです。</p> <p>【匿名】</p>
781	<p>第7節 官民を通じた個人情報の取扱い (p. 32)</p> <p>2. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化 「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む。」</p> <p>【意見】 民間事業者と国立大学法人や研究開発法人との共同研究に支障しているため、ルールの一元化には迅速に取り組んでいただきたい。</p> <p>【個人】</p>
782	<p>(p. 33)</p> <p>3. 地方公共団体の個人情報保護制度</p> <p>【意見】 基礎自治体が保有するデータは悉皆性が高く利活用のポテンシャルは高い一方、横断的な利活用は実質的に不可能であった。個人情報保護条例から法律へ巻き取る方向で、こちらもスケジュール感をもって積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>【個人】</p>
783	<p>○ 現行の個人情報保護法において、「法令に基づく場合」について利用目的や第三者提供の制限の例外規定があるが、法令、特に法律に基づく場合についても地方公共団体は例外規定を厳格に運用する傾向があることから、想定されるニーズに応じ、ガイドラインやQ&Aで具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとする。</p> <p>なお、地方公共団体の定める個人情報保護条例の中には個人情報保護法が定める例外規定が反映されていない場合があるが、この解決については「第7節 官民を通じた個人情報の取扱い」「3. 地方公共団体の個人情報保護制度」に記載の「懇談会」等での議論に委ねるべきである。</p> <p>【個人】</p>

784	<p>【該当箇所】 P32：第3章第7節</p> <p>【意見】 民間事業者、独立行政法人、地方公共団体に分散している健康医療情報を、本人を中心として集約し、時系列的に整理された情報から未病・予防への取組みが可能になります。年々激しくなる自然災害への対応のための防災計画立案でも、単一の地方公共団体でできることは限られるため、広域での計画立案が求められますが、地方公共団体毎でのすり合わせには大変な労力を要します。また、行政境を跨ぐたびに適用される法律が変わるとなれば、MaaSの実現などは不可能です。例をあげるときりが無いですが、Society 5.0やデジタルガバメントの文脈でも、個人情報保護法の一元化が前提になる考えます。これらのことから、行政、独立行政法人のみならず、地方公共団体も含めた法制の一元化が早期に実現するように積極的に取り組んで下さい。</p> <p>【個人】</p>
785	<p><P23></p> <p>3. 地方公共団体の個人情報保護制度について</p> <p>膨大な個人情報を所持している地方公共団体の個人情報の取り扱いについて、その取扱いが団体ごとに異なる現状については、早急な対応が必要であると考えます。実際、機密性の観点ではHDDの廃棄が不徹底であった事件や、完全性・可用性の観点では自治体クラウドの停止及びデータ消失といった事故が発生しており、多くの国民が自治体の情報セキュリティについて不安を感じていると思われる。これに対して、今後議論を進めるとしているが、その対象となる地方自治体において情報セキュリティ実務者の必置を優先して進めることが有効であると考えます。よって</p> <p>○地方公共団体の…実務的論点について「情報セキュリティ保護を包含した議論を進めるため、県及び政令市において情報処理安全確保支援士を任命要件とする情報通信政策監制度を導入することによる情報セキュリティの確保策を講じるとともに、情報通信政策監会議との連携により」地方公共団体等と議論を進めることとする。</p> <p>と修正することが望ましい。</p> <p>【情報処理安全確保支援士会】</p>
786	<p>下記の点をしっかりと詰めた上で、快晴をお願いいたします。</p> <p>1) 市区町村と省庁間で異なる個人情報保護に条例や法律と整合性(行政間の違いを吸収できるか)を取れるようまとめてください。</p> <p>(略)</p> <p>【個人】</p>
787	<p>◆『第3章／第7節／2. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化』についての意見</p> <p>行政機関や独立行政法人等も含めた個人情報の保護規定についての法制の一元化を進めていくことについては、特に経済界などから、データの利活用に伴うデータ流通の観点から強く求められているという背景があります。しかし、そのような経済的な立場を優先するのではなく、個人一人ひとりの人権に関わる「個人情報」の保護政策を中心に位置づけた一体化の推進を望みます。また、個人情報保護委員会が、独立した機関としての役割が果たせるような仕組みの構築についても、積極的に進めていくことを望みます。</p> <p>【個人】</p>

788	<p>VII. 1. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化 「個人情報保護委員会が一元的に所管する」とは具体的にどのような管理体制を意味するのか。個人情報保護委員会が第三者機関として民間や行政その他の法人を監視監督するのであれば、個人情報保護委員会の構成、役割、権限を抜本的に見直すべき。 【個人】</p>
789	<p>VII. 2. 地方公共団体の個人情報保護制度 この規定は、先進的な地方公共団体独自の既存の取り組みを後退させてはならない。むしろ個人情報保護につき対策の遅れる地方公共団体を押し上げる議論であってほしい。 【個人】</p>
790	<p>(該当箇所) 32、33ページ 地方公共団体の個人情報保護制度</p> <p>(意見) 災害時、緊急時に支援が必要な個人(母子等)の情報(居住地・連絡先等)につき、支援団体に開示可能とする制度を検討いただきたい。</p> <p>(理由) 支援を必要としている人に適切な支援を届けるため。 (災害時の避難所についてはプライバシーが確保されていない等の理由で、自宅待機する母子が多く、どこに母子がいるのか分からず、支援が行き届いていないのが現状かと思えます)</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。 【公益社団法人 日本助産師会】</p>
791	<p>第7節 官民を通じた個人情報の取扱い 2. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化 ・個人情報保護法に加え、行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法を個人情報保護委員会の所管としたうえで、法律の一元化を進めるべきである。 ・「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討について、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む」との大綱の方向性に同意するとともに、議論の進捗を強く期待する。 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>

792	<p>第7節 官民を通じた個人情報の取扱い 3. 地方公共団体の個人情報保護制度 ・地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについても法律による一元化がなされるよう、個人情報保護委員会と地方公共団体との議論が進捗することを強く望む。 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
793	<p>GDPRの十分性認定は、行政機関、独立行政法人、地方公共団体についての各団体にはその効力が及ばない。公立・国立・独立行政法人・地方独立行政法人の研究所、特に、医療データの国際連携的な研究の観点から国立・公立医療機関の情報の連携が十分性認定の対象としていくべく議論をお願いしたい。現時点で国際的な共同研究情報のアクセスや開示に難色を示される事例もでており、日本の科学技術の国際連携を阻害しないためにも早急に実施をお願いしたい。また、一部自治体がこの統一に難色を示していると同いしましたが、今後の人口減少する我が国において、データの利活用の観点からはルール統一は最重要と考えます。 また、昨今、ライフサイエンス・医療研究も、ビッグデータ化・マルチセクター化しており、各所で保持する個人情報（たとえば、医療情報・ゲノム情報など）を仮名化し組み合わせる必要があります。縦割りの中で情報共有が阻害されており、ルールの統一化が望まれます。 【個人】</p>
794	<p>7. （第3章第7節 官民を通じた個人情報の取扱いについて賛同意見） 官民の事業主体の違いと根拠法の差異は最優先項目の一つとして解消すべきである。 以上 【（一社）情報サービス産業協会 個人情報保護タスクフォース】</p>

795	<p>No. 18 【頁】 P. 32 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第7節 官民を通じた個人情報の取扱い 2. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化 ○行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度に関し、規定や所管が異なることにより支障が生じているとの指摘を踏まえ、民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む。</p> <p>【意見】 民間、行政機関、独立行政法人及び地方公共団体の個人情報保護制度にかかる規定や体制の一元化については、組織を越えて横断的に個人情報を適切に保護・利活用していくためにも、その実現に努めてもらいたい。 その実現にはなお一定の期間を要するとも考えられるので、並行して、 1) APECにおけるCBPRのように、民間、行政機関、独立行政法人及び地方公共団体の間で適切な個人データの移転を確保するルールを構築する、 2) JISQ15001の適用範囲を民間事業者だけでなく行政機関、独立行政法人及び地方公共団体までを範囲とできるように規格を改正する、 を図り、これらの組織による自主的な取り組みを促してはどうか。</p> <p>【理由】 行政機関、独立行政法人等も事業者同様、JIS Q 15001適合を目指すことにより、民間事業者と同等の保護レベル、透明性が担保されるのではないか。</p> <p>【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
796	<p>第7節 官民を通じた個人情報の取扱い 3. 地方公共団体の個人情報保護制度</p> <p>【意見10 (P32)】 ・地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、早急な議論の取りまとめと、法律による一元化を含め個人情報保護について一律の規律による制度の整備をお願いしたい。</p> <p><理由> ・現状、地方公共団体ごとに個人情報保護条例の内容が異なるなど、自治体向けシステム事業を行っている事業者等を中心に法令遵守コストが高くなっているため。</p> <p>(以 上) 【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>

797	<p>第3章第7節 官民を通じた個人情報の取扱い</p> <p>【意見】 民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で検討を進めることに賛同する。</p> <p>【理由】 個人にとって、関連するルールが統一されていないことはわかりにくい。自らの情報の保護がどのように行われるかは理解されないことは不適切である。</p> <p>以上 【一般社団法人MyDataJapan】</p>
798	<p>第3章 第7節 官民を通じた個人情報の取扱い 3. 地方公共団体の個人情報保護制度について</p> <p>「2000個問題」などと国による画一的統制を進めようとする意見がある中で、まず地方公共団体と委員会で検討をするという当面の方針については、地方自治に配慮した対応と思います。</p> <p>検討にあたっては、とりわけセンシティブな個人情報を大量に扱う自治体が独自に条例を整備し、それに基づき審議会等の検討を積み上げてきた要配慮個人情報の収集・記録規制や外部機関とのオンライン結合規制等について、個々の自治体の判断を尊重した取り扱いとするよう求めます。</p> <p>【個人】</p>
799	<p>制度改正大綱について以下に意見を述べる</p> <p>第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方</p> <p>“第6節 法の域外適用の在り方及び国際的統制調和への取組と越境移転の在り方 1. 基本的考え方”に”国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置”と有るが、現状でいわゆる2000個問題の様に全国の自治体間ですら整合性が見られず、まずは国内から手を入れるべき。特に災害時に各自治体で扱えるデータが違ふことで行政の対応に差が起きる事を考慮して頂きたい。</p> <p>一方で</p> <p>“個人情報保護法の次期改正とは別に検討懇談会は全国知事会や全国市長会といった地方三団体などが参加し、総務省の自治行政局地域情報政策室がオブザーバーとして加わる。個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法による一元化を含む地方公共団体の個人情報保護の規律や、個人情報保護制度についての国と地方の役割分担の在り方などを議論する。” (https://tech.nikkeibp.co.jp/atcl/nxt/news/18/06279/より)、さらに国会においても2019年11月07日の参議院内閣委員会にてもこちらは公正取引委員会だが”個人情報保護はもう個人情報保護委員会の方の仕事なんであって、公取の仕事じゃないわけですから、何か、そういう何か最近、公取は個人情報保護の仕事までし始めたんだなんということが平気で言われるようになってしまっ大変誤解を受けていると思っております”との山田太郎議員より質疑があり個人情報の取扱いを巡り他の省庁が動いている様だが本来は個人情報保護委員会の担当分野のはずなので御委員会に十分に音頭を取って対応して頂きたい。</p>

	<p>しかしながら綱領文中にて”（４）保有個人データに関する公表事項の充実(p.20)個人情報保護するための体制整備や適正に取り扱うための取組の内容については、事業者の取り扱う情報の性質等に応じて、自主的に行われることが求められる”との表現がある、個人情報保護法はあくまで個人の権利利益を保護することを目的とする法律であって事業者によって個人情報の扱いが平等でない事は業者により適切な個人情報の選別が行われる事に繋がり不適切。尚且つここだけ資料の他の段と相反する事を述べている点でも非常に問題と考える。</p> <p>最後に昨年起きたリクナビによる内定辞退率データの販売の様なケースが今後増える事が予想できるのでデジタルデータ分野の個人情報の取り扱いについてはなるべく早い取り決めを行うべきと考える。</p> <p>【個人】</p>
800	<p>第3章第7節3「地方公共団体の個人情報保護制度」32ページ</p> <p>【意見11】個人情報保護条例は国の法律に統合し権限は個人情報保護委員会に一元化すべきである。個人情報保護法第5条の「区域の特性」の趣旨は、法律が許す範囲で上乗せ横出し条例を認める趣旨で改正すべきである。</p> <p>【理由】</p> <p>個人情報保護法の第5条は、地方公共団体の責務として、「その地方公共団体の区域の特性に応じて」必要な施策を策定することを定めているが、基本的に個人情報等対象情報の定義や利用目的、安全管理、開示等の請求等の基本的な義務規定は本来的にナショナルミニマムの問題であり条例で規律すべきところではない。</p> <p>もし、立法事実として現に「区域の特性」があるのであれば、第5条の趣旨は、個人情報保護法の趣旨の許す範囲で地方公共団体の上乗せ横出し条例を認める趣旨となるよう改正すべきである。</p> <p>なお、今日では日米欧のData Free Flow with Trustの実現に向けてグローバルな水準で個人の権利利益を保護していくべきであり、また同時にデータエコノミーの法的基盤整備を図り経済成長を具体的に実現していくべきである。特に、官民にわたるMaaS等の実現や、医療、介護、創薬、防災等のデータ流通の確保は、日本の今後の経済成長及び高齢社会への対応に向けて喫緊の課題となっている。そのためにも個人情報保護委員会に権限を移して全国統一的に法律でルールを定め、対外的交渉も一元化すべきである。</p> <p>【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法研究タスクフォース】</p>
801	<p>第7節</p> <p>一元化とは低位水準化ではないでしょうか。</p> <p>地方自治体が住民の意向を踏まえ制定してきた個人情報保護制度を踏みにじらないでください。、</p> <p>【個人】</p>

802	<p>近年IT産業を始め世界各地でネットワーク及びデジタルビジネスが発展している中、それらの技術に遅れをとっている日本も本格的に取り組まなければなりません。 更に海外等とも取引を行うビジネスにおいても一方的に不利な取引とならないよう、独禁法も含め個人情報保護法等でも対応できるように行わなければなりません。その為今回の個人情報保護法の見直しは重要な機会となります。</p> <p>ただし、あまり過度に個人情報等を保護して情報を扱いづらくなることのないようお願いいたします。 以前「クッキーやGPS情報も使えなくなる」と言う記事がネットでも話題になりました。 その時は自民党の議員さんが直接公取委に説明を聞きに行ったりと動いてくださったことで大きな問題にならずに済みましたが、多くの事業者を不安にしていたことをご留意ください。</p> <p>開示請求の充実は特に取り組んでいただきたいと思っております。 特にデジタルプラットフォームにおける取引の際、海外の事業とも関わることは多いと思われませんが、海外の事業側から突然の取引の停止などが発生した場合や何かしらの動きがあった場合、不透明な状態のまま動いているというケースをよく聞きます。 その為情報の透明性を高める取り組みは行っていただきたいことを強く要望いたします。</p> <p>また、市区町村によって個人情報の取り扱いが違うという話も聞き、この点における問題をどう取り組んでいくかを考えていかなければならないのではと考えております。</p> <p>いずれにしてもこの見直しで守れるか心配されている議員さんもいます。 今回の個人情報保護法を見直すということで、改めて現場や事業者の方々の意見も聞いた上で、議員さんの方々ともしっかりと議論した上で、しっかりと個人情報の保護と利活用できるように制定していただければと思います。 今回の見直しがより機能する形になることを望みます。(再掲) 【個人】</p>
803	<p>(該当箇所) 32ページ これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む。 (御意見) 「これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての個人情報保護法の改正法案を令和3年12月31日までに公表する。」と検討の成果を期限を定めて、具体性をもたせるべきである。 (理由) 基本方針が決まっているので、早期に法案化すべきである。行政機関(大学、病院等を含む)の組織の統廃合が検討されているため、異なる法律により、制度運用が異なる状況は避けるべきである。 【個人】</p>

804	<p>(該当箇所) 個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱 8ページ 3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和 27ページ Vペナルティの在り方 32ページ VII官民を通じた個人情報の取扱 1行政機関、得率行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化 2地方公共団体の個人情報保護制度</p> <p>(御意見) 諸外国(例えばEU-GDPRを例に…)への第三者提供を勘案し、我が国の個人情報保護法(H15年法第57号)第23条(第三社提供の制限)、第24条(外国にある第三者への提供の制限)、第29条(訂正等)、第30条(利用停止等)の要件緩和と、デジタルプラットフォーム対策としてGDPR17条(忘れられる権利)対策を今回の見直し法案に是非、取り組んで頂きたいと願っております。</p> <p>(理由) 個人情報取扱事業者がJIS15001・ISO/IEC27001・ISO/IEC27017等を取得し、事業者として国民の安心感を得ようとしています。今後ますます我が国から海外へ個人情報が流出する事は必然だと思っております。</p> <p>例えば、報道を賑わせているGAFA・ファーウェイ、空港でのパスポートによる顔認証、我が国のマイナンバーカードを利用した情報等の保管場所が、各地方行政条約に左右される(参考:個人情報保護法制2000個問題)より国外を選ぶという一案も出てくる可能性があります。SocietY5.0を考えますと、例えば5.0Gの通信は交通(自動運転)・通信(スマホ・教育)のみならず情報社会の管理体制全般への影響は多大であると考えます。</p> <p>国内在住の外国資本企業が仕事を進める上で、また我が国が他国において情報管理する体制を考えますと、我が国の個人情報保護法の罰則をペナルティ性を高めて強化するよりも、個人情報保護法に関連する他の法律で罰則するという従来の方法を進め、まずは個人情報の漏出を未然に防ぐためにも、舞台を国内から海外へと目を向け、GDPR16条(訂正の権利)、17条(消去の権利)、20条(データポータビリティ)を参考に、今回の法見直しで対策法案を成立していただきたいと願っております。</p> <p>罰則の強化(Vペナルティの在り方)につきましては、法第82条～第88条までの罰金を強化するのではなく、事業停止命令等を個人情報保護委員会が求めることが出来るという委員会の姿勢を示す事により、各条例(「一元化」で纏める案ではなく)を生かし、我が国がいかに個人情報を大切に考えているかをオリンピックの年に世界へ発信する事が効果的であると考えます。</p> <p>(再掲) 【個人】</p>
805	<p>4. 官民を通じた個人情報の取り扱いについて 現行の行政機関個人情報保護法等においては、個人情報保護法43条に相当する、報道機関への情報提供を禁止としない旨の明確な規定がない。このため重要事案に関する詳細な情報が報道機関に開示されず、あるいは上記に述べたと同様、公務員等の不祥事の隠蔽・矮小化に利用される例も見られる。また、自治体が個別に個人情報保護制度を有しており、災害時における被災者の氏名発表等において対応が分かれ、実名発表しない自治体が現れるなど深刻な問題を招いている。</p> <p>このため、官民の個人情報保護法制一元化や、国・地方の規律の在り方を検討するにあたっては、公益的な情報流通を促進することを念頭に、報道活動の公益的意義を十分に尊重した形で取り組むよう求める。</p> <p>【一般社団法人 日本新聞協会】</p>

提出意見

制度改正大綱の内容には基本的に賛成であるが、以下の点について意見を提出します。

第7章2について

行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度についても、個人情報保護委員会が所管することに異論はない（総務省が蓄積してきた専門知識を活かすため、総務大臣と協議する仕組みもよいと思われる）。ただし、わが国がセグメント方式を維持してきたのは、公権力を行って個人情報を取得できる行政機関、独立行政法人等は、営業の自由への配慮が必要な民間事業者よりも厳格な個人情報保護措置をとる必要があるからであることに十分留意する必要がある。この基本を看過して、行政機関個人情報保護法を廃止して、個人情報保護法に一元化すれば、(i)個人情報ファイルの保有などに係る総務大臣への通知と個人情報保護ファイル簿の作成・公表、(ii)不開示などの決定が行政処分として構成されているため、総務省情報公開・個人情報保護審議会に諮問され、同審査会で実際に不開示などの決定の対象となった文書を見分けてインカメラ審理を受けること、(iii)個人情報保護法と比較して直罰規定を多いことなど、行政機関個人情報保護法の長所が失われることになり、それは、公権力を行って個人情報を取得できる行政機関の個人情報保護を大きく後退させることになり、絶対に避けるべきである。また、(iv)行政機関個人情報保護法の「個人情報」の他の情報との照合が容易性を要件としていないのは、行政機関情報公開法との平仄を合わせるといふ民間にはない問題があるからである。すなわち、行政機関情報公開法の個人情報についても、他の情報との照合の容易性を要件としていないところ、行政機関情報公開法制定時に宿題として残された本人開示の問題を行政機関個人情報保護法の開示請求により解決するために、行政機関情報公開法の個人情報に係るモザイク・アプローチは、行政機関情報公開法のそれと平仄を合わせる必要があるのである。

さらに、行政機関個人情報保護法の個人情報に係る他の情報との照合に容易性を要件とすれば、個人情報の範囲を狭めることになり、行政機関が保有する個人情報保護の後退を招くので避けるべきである。また、行政機関個人情報保護法と独立行政法人等個人情報保護法が別建ての法律となったのは、行政機関情報公開法と独立行政法人等情報公開法が別建ての法律となったのと同様、国から独立の法人として自律性を尊重されるべき独立行政法人等を行政機関等とまったく同じ規律に服させることは適切でないからであり、同じ法律の中で読替え規定を置くよりも、別建てにしたほうが分かりやすいと判断されたからである。独立行政法人等が保有する個人情報の保護について、行政機関よりも自律性を尊重すべき点があることは自明であるので、独立行政法人等個人情報保護法を廃止して、行政機関個人情報保護法と同内容にすべきではない。他方で、民間事業者に行政機関、独立行政法人等と同内容の個人情報に係る規律を課すこと（たとえば、個人情報ファイルの保有の届出制）も、民間事業名に過剰な負担をかけることになる。このように、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法という異なる法律が制定されたのには、合理的理由があったのであり、その点を無視して、単に、一本化したほうがわかりやすいという単純な理由で、内容を完全に一元化することを目指すべきではなく、一本の法律の中で、行政機関の保有する個人情報の保護（第1章）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護（第2章）、個人情報取扱事業者の保有する個人情報の保護（第3章）として、現行法の基本的内容は残しつつ、個人情報保護委員会が一元的に所管（公的部門については総務大臣と協議する仕組みとしてもよい）する仕組みとすることが適切と考える。安易な内容の一元化は弊害が大きいことに留意すべきである。

【個人】

提出意見

制度改正大綱の内容には基本的に賛成であるが、以下の点について意見を提出します。

第7章3について

地方公共団体の個人情報保護については、それが自治事務（地方自治法2条8項）であり、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならないこと（同条13項）を看過すべきではない。個人情報保護の意識は都市部と過疎地域では大きく異なることが多い。前者では、隣人のこともよく知らず、個人情報保護意識が高く、個人情報の目的外利用・提供を拒否する者が多いのに対し、後者では、村の誰もが顔なじみで個人情報の目的外利用・提供も、それにより住民が利益を受けるのであれば抵抗感が少ないのが一般的である。個人情報保護法5条が、「地方公共団体は…その地方公共団体の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と定めたのも、そのような認識を前提としたものである。災害対策基本法49条の11第2項ただし書が、平常時における避難行動要支援者名簿情報の提供には原則として本人の同意が必要とする一方、市区町村が条例に特別の定めを置いた場合には、例外的に本人同意を要しないこととしたのは、個人情報保護意識の地域差を尊重し、法律で一律に定めるよりも、各市区町村の判断に委ねることが適切と判断したからである。個人情報保護については、地域における意識差が大きく、法律で画一的に定めるよりも、地域の実情に応じて条例で定めることは否定されるべきではなく、地方自治の本旨（憲法92条）の中核をなす住民自治に適合するものとして積極的に評価されるべきである。さらに、わが国の個人情報保護法制は、地方公共団体の努力により開拓されてきたのであり、国は、先進的自治体の後追いをしてきたといえる。今日においても、一般的にあって、地方公共団体の個人情報保護条例のほうが、行政機関個人情報保護以上に手厚く個人情報を保護しているといえる。

私が個人情報保護条例を調査していつも驚かされるのは、分権的な個人情報保護法制の下で、都道府県でも政令指定都市でもない市や町の中に、行政機関個人情報保護法にはない新機軸を採用する者が稀でないことである（同じことは情報公開条例、公文書管理条例についてもいえる）。一例を挙げれば、私は、かねてより法人等にも自己情報開示制度を設けるべきと主張してきたが、国ではかかる法整備が全く進まない中、人口約16万5000人で決して大都市とはいえない神奈川県秦野市が、個人情報保護条例において、個人の自己情報開示請求権の規定を法人等の団体に準用する規定を設けたのである。このような独創的な規定は、分権的個人情報保護法制であるからこそ可能になったのであり、分権的個人情報保護法制は、このような各地方公共団体の創意工夫を促し、その新機軸についての情報が共有されることによって、法の発展を促す長所があることを看過すべきではない。分権的個人情報保護法制のもとにおいて、個人情報保護条例を制定しない地方公共団体があれば問題であるが、わが国では、全ての都道府県、市区町村が個人情報保護条例を制定しているのである。しかも、個人情報保護に係る審議会、審査会を設けて、専門性、中立性を確保した運用を行っている。このことは高く評価すべきである。我が国は、いわゆる第2次地方分権改革で、自治事務について法律による画一的規制を廃止し、法律による義務付け、枠付けを緩和して、地域の実情に応じた条例による規律の余地を拡大するために、一連の地方分権一括法を制定してきたが、そのような中であって、個人情報保護条例を廃止して、法律に一元化することは、地方分権の流れにも逆行することになり、しかも、住民に身近で多くの住民の個人情報を保有する地方公共団体における個人情報保護の後退を招くので、絶対に避けるべきである。地方公共団体ごとに規制が異なるのは、地域を超えた活動に不便だからすべて法律で画一的に規制すべきという論理に立てば、個人情報保護の分野に限らず、すべて条例による規制は認めず、法律で画一的に規制すべきことになってしまい、地方自治の否定になってしまう。

	<p>もともと、個人情報保護の分野で法律で一元的に規制することが例外的に正当化できる場合もある。その場合には、地方自治法2条13項の規定にもかかわらず、画一的な規律をすることを正当化する立法事実についての説明責任が生ずるといえよう。このような例外的な正当化が認められる分野として、医療があり、そのために、次世代医療基盤法では、個人情報の保有主体を問わない一元的な仕組みを導入したのであり、2013年の災害対策基本法も、避難行動要支援者名簿の作成や緊急時における提供等について、個人情報保護条例の如何に関わらない画一的規制を設けた。非識別加工情報制度についても、個人情報保護条例の改正を要せず、法律で地方公共団体の非識別加工情報について定める予定である。このように、地方公共団体の保有する個人情報であっても、統一的な規律が望ましいことについての立法事実を示して正当化が可能な分野であれに、法律による統一的規制をすることは是認されるべきであろう。逆にいえば、法律による統一的規制は、そのような分野ごとの特別の事情が認められる場合に行っていけば足りるのであり、そのような個別分野ごとの立法事実の検討を経ることなく、地方公共団体ごとに規律が異なるのは不便という抽象的な論理で個人情報保護条例を廃止することは、失うものがあまりにも大きく、絶対に避けるべきといえよう。</p> <p>ただし、地方公共団体が保有する個人情報であっても、個人情報保護委員会が、地方公共団体の長と並んで、指導・勧告・命令などの権限を持つことは、個人情報保護法制の実効性の向上にすながるので賛成である。また、普通地方公共団体および特別区は100パーセント、個人情報保護条例を有しているが、地方公共団体の組合についてはなお個人情報保護条例を制定していないので、地方公共団体個人情報保護法を制定し、個人情報保護条例を制定していない地方公共団体の組合に限り、それを適用する（個人情報保護条例を制定すれば、同法の適用を受けなくなる）ことには賛成である。</p> <p>【個人】</p>
808	<p>9 該当箇所 32頁 第7節2.の○ 意見 緻密かつ丁寧な検討を期待する。 理由</p> <p>1 既に、委員会は、「基本法でもある個人情報保護法を所管し」ており、公的部門をも含めた司令塔になっている。委員会が、司令塔として、公的分野に対して何を求めるのか（例えば、保護か利活用か）腰を据えて考えることから始めてもらわないと、単なる「支障」への対症療法的な対応のみに終始してしまい、国民の理解は得られない。</p> <p>2 そもそも、公的部門は、法令等に基づき、その所掌する事務・事業を遂行するために個人情報を取り扱っているのであって、ビジネス（例えば、情報の取引）として個人情報を取り扱っているわけではない。したがって、個人情報保護の観点からは、公的分野での「取扱いについての一定の差異」を軽視することは許されない。そうすると、「規定の集約・一体化」及び「一元的な所管」については相当慎重であるべき。</p> <p>3 なお、行政機関、独立行政法人等における個人情報の取扱いについては、公文書管理法や情報公開法との一体的運用が欠かせない（不開示情報の筆頭に「個人に関する情報」があり、文書管理・公開法制も個人情報の保護に重要な役割を果たしている）と思われる。</p> <p>【個人】</p>
809	<p>10 該当箇所 33頁の○ 意見 「懇談会」での緻密かつ丁寧な検討を期待する。 理由</p> <p>1 「地方公共団体が保有する個人情報の取扱い」は自治事務であるので、当該事務に対する国の規制・関与は抑制するのが基本と史料。</p> <p>2 公的部門であるので、上記9の理由を参照。</p> <p>【個人】</p>

【第3章 第7節 官民を通じた個人情報の取扱い】

p 3 2

「公的分野の個人情報の取扱いについては、行政機関等では公権力を行使して個人情報を収集することに鑑み、収集した個人情報の保護への信頼を確保する要請は非常に大きい」という問題意識はもっと強くても良い。

現行の「ガイドライン」によれば、法第16条第3項第4号関係の事例として「事業者が警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合」が挙げられている。

そもそも憲法が規定する基本的人権、とりわけ自由権は「公権力からの自由」が基本であって、市民の自由権を犯す危険性のある行政機関の最たるものが「警察」である（日本国憲法は、第3章の三一条から四〇条までを使い、かなり細かいところまで司法手続きにおける人権保障を定めている。過去の歴史からして警察権力が市民の権利を犯すおそれがあるからこそ、こうした規定をおいたのだ）。

「何故その情報を求めるのか」の説明さえも「公共の安全と秩序の維持」という決まり文句で済まず警察の「任意の求め」に対して、自らの判断で拒否できる事業者は存在するのか？ そしていったん警察に渡った情報の「利活用」のあり方については、事業者は知るべくもない。

2015年6月の参議院内閣委員会で大垣警察市民監視事件がとりあげられたとき、高橋清孝警察庁警備局長（当時）は、一般論と断りながらも「通常行われている業務というのを御説明申し上げますと、一般に警察は、管内における各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性につきまして、つまり各種事業というのはそういう風力発電事業でありますとか道路工事の事業とか様々な事業があると思っておりますけれども、そういう各種事業等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有しております、そういう意味で、必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。そういうことが通常行っている警察の業務の一環だということでございます」（

は筆者）と答弁している。そして証拠保全手続きで「被害者（＝筆者ら）」側が入手した事業者作成の資料によれば、警察は事業者を呼びつけて警察のもつ個人情報を提供し、事業者は積極的に市民の個人情報を警察に提供している（つまり警察庁警備局長が「必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております」という「意見交換」とは、本人同意があるはずのない個人情報の提供と受領なのである）。

繰り返すが、「個人情報保護（ないし自己情報コントロール権）」はプライバシー権の重要な構成要素であり、憲法上保護されるべき基本的人権である。公権力が人権を制限する場合には（内容的な適正の担保は当然だが）、唯一の立法機関たる国会による立法措置、つまり「法律」が必要であることは論を俟たない。にもかかわらず、警察法2条1項の「公共の安全と秩序の維持」と唱えれば何でもできる、というのが警察庁の解釈のようである（そもそも組織法の「目的」条文で「何でもできる」という解釈は行政法のイロハを逸脱している。また、最高裁でGPS捜査について違憲判断が出ても、素直に従おうとしていない。警備公安警察は、個人情報取得の基準＝内規のようなもの一さえ示そうとしない）。

筆者の経験でいえば、警察庁及び岐阜県警は国会答弁で筆者を含む市民の情報を取得していることを認めながら、行政等個人情報保護法に基づく本人開示請求に対しては「存否応答拒否」と対応する。

警察など、ある意味、最も危険な（基本的人権を究極的に侵害しうる）行政機関を「例外」扱いにしてしまう個人情報保護のシステムは、「個人情報保護」の名に値しない。

「民間事業者を管理・監督する」というお上意識を前提とする個人情報保護法、行政の「善意」と無謬性を前提にしている行政等個人情報保護法（及びそれら運用に関する諸制度）はあらゆる意味で時代遅れである。

早急に憲法第3章、とりわけ13条の観点を踏まえて、「民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む」を実現して貰いたい。

【個人】

810

811	<p>P. 32-33 改正大綱第3章第7節 3. 地方公共団体の個人情報保護制度 (意見等) 改正大綱第3章第7節 3. 「地方公共団体の個人情報保護制度」に関し、いわゆる2000個問題については、個人情報保護委員会の積極的且つ主導的な関与のもとでの早急な解決を期待する。</p> <p>【日本医療機器産業連合会】</p>
812	<p>(意見) 60 32頁 第7節 官民を通じた個人情報の取扱い 1. 基本的考え方 ・「官民」で統合的で調和のとれた制度の検討・運営と同様に、「民民」の制度的な調和の推進として、分野別のガイドラインの撤廃（通則編への一本化）も検討することが望ましい。 (理由) ・API等を通じて、業界の垣根を越えた情報連携が進む中、分野単位で管理水準が異なるのは合理性が乏しく、情報の「質×量」を基準に統一的な水準を確保すべきと考えられる。</p> <p>【全国銀行協会】</p>
813	<p>4. 公益目的での個人情報の取扱 (1) 該当箇所 第3章第4節3. 公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化（22頁～23頁）第7節官民を通じた個人情報の取扱い（32頁、33頁） (2) 意見 例外規定の運用の明確化に関しては全面的に賛同する。一方で、原則として本人の同意を得ることが依然として前提となっているため、同意取得の困難性を要件とせずとも、法令に基づく場合、匿名加工がなされている場合等現行法制上問題なく利用が可能な場合を明示するとともに、今後の改正において、GDPRと同様に同意以外の適法化根拠を示す方針をご検討いただきたい。 (3) 理由 医学や医療でのデータ利活用を含む公益的なデータ利活用に関しては、現行個人情報保護法16条、17条、23条、76条等の例外規定および、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」（次世代医療基盤法）を含めた個別法による対応がなされている。</p>

今回、この例外規定に関して運用を明確化するという方針に関して歓迎する。
一方で、個人情報保護法一般において条文上規定することの意義も大きい。医療等情報に関し、感染症対策、災害対応、高齢者見守り、治療効果検証等、公共の福祉のため（ないしは、医学の発展や公衆衛生の向上のため）に特に必要な場合に、本人同意がなくとも適法な提供・取得を可能とすることに意義がある場合は複数想定され、現行法において本人の同意取得が困難であることを要件としていることが障害となっていることもある。また、本人の同意以外の方法での権利保護もあり得る。GDPRにおいても一定の要件での公益的な利用が可能（6条等）となっていることをふまえ、現状の例外規定から、本人同意以外の適法化根拠として規定することも検討すべきと考える。
また、本件に関し、いわゆる2000個問題への対応も並行して行い、官民が同等の運用ができることが望ましいが、ガバメントアクセスに応じるかに関して、法令のみを根拠として適法とすべきではないという見解もある。そこで、条文化をする場合には、公益的な利用に際して比較衡量が適切になされるような仕組みを検討すべきである。

（再掲）

【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】

6. いわゆる個人情報保護法制2000個問題への対応

（1）該当箇所

第3章第7節官民を通じた個人情報の取扱い（32頁、33頁）

（2）意見

行政機関・独立行政法人・地方自治体で一体的な個人情報の取扱いが実現できるよう期待しており、今回の方向性に関し歓迎する。

（3）理由

官民・自治体をまたいだデータ流通に際して、いわゆる「個人情報保護法制2000個問題」への対応、責任分界点の明確化やデータ流通への信頼の観点からも、個人情報保護委員会による権限一元化が望まれる。そこに向けた、今回の方向性に関しては大いに期待する。

「個人情報保護法制2000個問題」に関しては官民データ利活用基本法の第19条がその解決を求める趣旨であるとされており、また、分野によっては特別法での解決も可能ではあるが、たとえば医療分野でも未だ個別法で完全に解決するには至っておらず、現に地域医療連携に際して障壁となっている状況である。また、医療以外にも、匿名化が困難な画像等の個人データを用いるような様々な研究開発分野において、企業を含む多施設共同研究の際、法や条例の規定の整合性が問題となっている。また、小規模自治体においては条例の解釈・運用・改正といったことの負担が課題となっている。自治体における個人情報の取扱いの審査において、現状の個人情報保護審査会等での審査負担を軽減すべきであり、民間分野も含めた公平な判断に向けた、AIによる判断も活用することを目指した整備を行うべきである。

現状では、民間事業者以外は個人情報保護委員会の対象外であるが、GDPR対応として公的機関へのコントロール強化も求められており、あるいはOECD等においても第三者機関は官民双方への執行権限を有するのが通常とされていること、過度なガバメントアクセスへのコントロールの必要性が示されていること等から、個人情報保護委員会の所掌を行政機関・自治体にも広げるべきである。これにより越境での個人データ移転が信頼を伴ってなされるものとする。

【世界経済フォーラム第四次産業革命日本センター】

814

815	<p>【意見6】 (該当箇所) P32-33：第7節 官民を通じた個人情報の取扱い (意見) 「2. 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化」及び「3. 地方公共団体の個人情報保護制度」の方針を歓迎し、個人情報保護に関する法令や規定が乱立する状況の一刻も早い改善を期待する。 (理由) 事業者の主体によって健康医療情報の取扱いに関する法令や規定が異なることで、法令化のすり合わせのために複雑な対応をせざる得ない場面があるが、それらの対応のため追加的な負担やコストが発生する。また、法令間の齟齬が生じることで、本人の権利利益の保護が困難になる可能性が高まることも想定され、個人情報保護法の一元化は必須と考えるため。 【日本製薬工業協会 産業政策委員会】</p>
816	<p>第7節 官民を通じた個人情報の取扱い 2 行政機関、独立行政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化 (大綱32頁) 【意見】民間だけでなく、行政機関、独立行政法人等に対しても個人情報保護委員会が一元的に所管することには賛成である。これに伴い、人員の増加等の措置をとるべきである。 (理由)① 個人情報保護委員会が個人番号制度の分野を除き行政機関、独立行政法人等を所管してこなかったことは、国レベルにおける個人情報保護制度の運用の統一性という観点から、また、どの省庁が所管か不明だったり(「空白」問題)、逆にいくつもの省庁の所管が重なる可能性があったりするなどの問題を生じ、合理的でない。このような事態は、個人情報保護委員会が独立した総合的な監督機関であることの意義を大きく損なってきたところであるから、個人情報保護委員会がこれらを所管とするよう速やかに法改正がなされるべきである。 ② 日本政府は、GDPRの十分性認定を受けることを目的として、欧州委員会に対し、2018年9月14日付で法務省、内閣、警察庁、個人情報保護委員会、総務省、公安調査庁、防衛省連名の「法執行及び国家安全保障目的の日本の公的機関による個人情報の収集及び使用」(個人情報保護委員会による仮訳)と題する文書を提出した。 同文書では、個人情報保護委員会が「個人情報の保護に関する基本方針」を策定することになっていることを捉えて、個人情報保護委員会が公的機関を含めた「日本の個人情報保護法制の司令塔となっている」と評価し、「法執行及び国家安全保障目的のための日本の公的機関による個人情報(電子)の収集及び使用」が、「独立した監督の対象」となっている旨表明保証している。 しかし、個人情報保護委員会による行政機関等に対する具体的な監督権限が法定されていなければ、本来そのような表明保証はできないはずである。この文書による対外的言質に実態が合うようにするためにも、法改正が必要である。</p>

③ 従前、個人情報保護委員会が立ち入り調査等の権限行使に当たり、他の省庁に大幅に委任をしてきたが、各省庁は本来的に個人情報保護制度について専門性があるわけではないし（行政事務の専門性と個人情報保護の専門性は別である）、個人情報保護委員会が、問題の発生した現場の調査を自ら行わないことは、専門的な観点からのち密な調査をあえて行わないということの意味するのであり、委員会の運用の在り方として適当ではないから、改められるべきである。

④ これまでも個人情報保護委員会はその任務に比して、委員および職員の数等が不足がちであったと思われ、しかも今後、個人情報の取扱いに関する問題が更に急激に増えることは確実であるという事情も考慮し、行政機関、独立行政法人等を所管するにあたって、人員増加等体制の充実を図るべきである。

【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】

817

第7節 官民を通じた個人情報の取扱い

3 地方自治体の個人情報保護制度

【意見】法律と条例との関係では、基本的にはこれまでの分権的個人情報保護法制を維持すべきある。

（理由）そもそも個人情報保護は、住民生活に深く関わり、住民に関する様々な個人情報（機微情報を含む）を収集、保有、利用している基礎自治体（市区町村）や、これに次ぐ都道府県が、国民から個人情報を直接収集、保有している種類・数量が基礎自治体に比べて明らかに少ない国の行政機関等に先駆けて条例化し整備してきた。住民生活に直結する行政事務を行う地方自治体が保有する個人情報の保護は自治事務（地自法2条8項）とされており、法律との抵触を懸念することなく（考慮することはあっても拘束はされない）、各地方自治体が住民の実情や意向を配慮・尊重し、近接する地方自治体と合理的な制度の在り方を創意工夫を凝らし、住民に直接責任を負う立場において定めることができ、改正も法律に比べて容易であるという便宜もある。

国と地方自治体の関係では、基本的にはこれまでの分権的個人情報保護法制を維持することが、各地方自治体及び地方自治体相互間の創意工夫を尊重し、全体としての法の発展を促す長所がある。国のルールへの拙速な一元化は避け、統一が必要な項目について慎重に検討し、地方公共団体の主体的な判断により調整を進めるべきである。

【日弁連情報問題対策委員会所属弁護士有志】

818	<p>【意見20】 (該当箇所) 第3章第7節 官民を通じた個人情報の取扱い (p. 32-33)</p> <p>(意見) 本箇所では、民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化する方向性が示されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度について、法律による一元化を含めた規律の在り方等について議論を進める旨が示されており、これらについて賛成。第4次産業革命後のデータ駆動型経済への確実な移行と日本発デジタルプラットフォームサービス(MaaS、医療データプラットフォームなど)の出現などのためには、データ流通基盤としての統一的な法体系が喫緊の課題。統一的な法体系達成のためのスケジュールについては、一刻も早く行うべきであり、ゴールを切って議論するべきである。</p> <p>(理由) 個人情報保護法のほか、各地方公共団体の個人情報保護条例には民間事業者を対象とした規律が存在し、また規律の在り方が各地方公共団体で統一されていないため、極めて複雑な法体系となっている。また、対象が行政機関か民間事業者かで執行機関も執行権限も異なる現行の法体系が、官民を通じた個人情報の利活用と保護の両面に悪影響を及ぼしているため、統一的な法体系を整備するとともに、所管を一元化するニーズは高い。その他、理由は意見内に記述。</p> <p>【新経済連盟】</p>
819	<p>○該当箇所 第7節-3. 地方公共団体の個人情報保護制度 (32-33ページ)</p> <p>○意見 個人情報保護条例は自治体ごとに様々であるが、一般的に個人情報保護法より規律が人権保護の観点から明確に定められており、行政機関個人情報保護法と比してもそれは明確であることから、緩和のための一元化は明確に反対する。</p> <p>○理由 自治体は、一部の事務を除いて一般的な制度としては自治事務として個人情報保護への対応を行っており、これまで蓄積がある。それに加えて、個人情報の取り扱い状況については、民間・国とは異なる情報を公開・公表する実質的な仕組みを複数設けているなどしている。また、本人からの直接収集を原則とし、要配慮個人情報についても原則取得を禁止しているなど、個人の人権保護の観点から制度ができていく。これに対して、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法等は利便性・有用性とのトレードオフをして、権利利益の範囲を決めるスタイルの法制である。このような相違点を踏まえて、そもそも個人情報保護委員会にこうした観点から自治体の個人情報の取扱いについて監督できるかが問われるところであるが、それについて信頼に足るエビデンス及び実績がない。したがって、到底賛成できない。</p> <p>【NPO法人情報公開クリアリングハウス】</p>

820	<p>公共及び民間部門の個人情報の保護と義務の整合化（該当箇所p. 32、第3章第7節「官民を通じた個人情報の取扱い」）</p> <p>AWSJは、公的及び民間組部門その他様々な公的部門の組織間における個人情報を保護するために、法律及び政策の調和を図るPPCの提案を支持します。AWSJの顧客の皆様は、公的部門と民間部門にまたがってサービスを提供しているため、適用される様々な法規則を意識することになります。特にクラウドサービスを利用する場合、ある部門に課せられる一連の要件が、他のシナリオにも適用されるかどうか、顧客の皆様にとって明確でない場合が多くあります。AWSJはPPCに対し、クラウドサービスプロバイダ（CSP）の顧客の皆様（つまり、個人情報を収集し利用する企業）のデータ処理に関して、個人情報保護法上の特定の義務はCSPには適用されないことを、CSPに関連するガイドラインにおいて明確化することを求めます。CSPが顧客の皆様のデータへのアクセス権を持っていないことを考えると、CSPに通知や同意などの要件の義務が課されるべきではありません。また、より特定された特段のガイダンスがない限り、このようにCSPが個人情報保護法上の義務を負わないことは、すべての民間部門又は公共部門におけるクラウドサービス利用について当てはまります。また、他の省庁による現状に合致しない相矛盾した消費者のプライバシー保護関連のガイダンスが、当社の顧客の皆様の混乱や懸念の原因になることがしばしばありますことを付け加えさせていただきます。</p> <p>【アマゾンウェブサービスジャパン株式会社】</p>
821	<p>第3章 個別検討事項 第7節 官民を通じた個人情報の取扱い</p> <p>行政機関、地方公共団体と民間の個人情報保護法制を一致させることは強く賛成である。当協会会員が業務を行う中でも、自治体におけるキャッシュレス推進や、MaaSとの連携などの機会が出てきているが、行政・地方公共団体等とのルール統一がなされなければ、様々な制度に個別対応が必要になるため、事業上の支障が生じている。非常に喫緊の課題であるので、例えば 2-3 年以内に法整備を完了する等の具体的な目標を設定して検討が進められるべきである。</p> <p>【一般社団法人 Fintech協会】</p>

第3章第8節関係 課徴金制度

No.	提出意見
822	<p>(該当箇所) 34ページ 1行目 「継続的な検討課題」 (御意見) 継続的な検討課題は「課徴金制度」だけではないはずである。 (理由) ※管理者が消滅した場合の個人データの帰属先については消費者の不安を残したまま未だに解決されていない。 クラウドサービス等は、委託先や再委託先が「個人データの取り扱いの委託」とは考えずに利用する可能性があり、当該サービス提供事業者によってはサーバの置き場所が不明な場合も多い。 ASP、クラウドサービスの利用においては、当該サービス提供事業者の「利用規約」において、当該サービス提供事業者は「保管されるデータに触れることは無い旨」を謳っているが、当該サービス提供事業者が破産等により機器内のデータが抵当権者に渡ってしまい、取り返せなくなるケースもある。 このような場合に、個人情報保護委員会がデータを救済することが出来るよう法的に補ってほしい。 本人に対して、個人情報の利用目的を通知・公表、明示した事業者が消滅した場合、保有個人データに関する事項を本人の容易に知り得る状態に置いた事業者が消滅した場合に、かかる個人データは個人情報保護委員会の管理に置くことができるよう制度を改正して欲しい。 【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
823	<p>(該当箇所) p34 第8節 継続的な検討課題 (課徴金制度) (意見) 課徴金制度の導入をすべきです。 (理由) 日本法の罰金上限50万円というのは制裁としての意味を持ちません。国際的に見ても金額が低すぎます。海外事業者を含む事業者による個人情報の不適切な取扱いが現に生じている中で、ペナルティ強化の一環として課徴金制度の導入は必要と考えます。 【全大阪消費者団体連絡会】</p>
824	<p>第8節 継続的な検討課題 ・個人情報保護法に課徴金を導入すると、緒に就いたばかりの企業の個人データ活用を委縮させる懸念が強いことから、課徴金の導入については極めて慎重に判断すべきである。 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>

825	<p>9) ペナルティ、課徴金制度（再掲）</p> <p>・ペナルティの強化、課徴金制度の創設は、まじめに個人情報の保護に取り組むことにインセンティブを与えるために一定程度必要であると考えられる。しかしながら、十分に注意を払っていても予期せぬ事故は起こりうるものでもあり、そのような場合にも一律に厳しい制裁を科せられとなるとデータ利活用が阻害されることとなる。</p> <p>一方的な規制とならないよう、官民の共同規制スキームの中で、慎重に検討を進めることを要望する。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>
826	<p>No. 19 【頁】 P. 34 【該当箇所】 第3章 個別検討事項 第8節 継続的な検討課題 (課徴金制度)</p> <p>○課徴金制度の導入については、我が国の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていくものとする。</p> <p>【意見】 罰則の強化は、個人情報保護について適切に取り組む事業者が委縮しないよう、また認定個人情報保護団体、自主規制や共同規制に取り組むことを促進するよう、慎重に検討いただきたい。</p> <p>【理由】 — 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>
827	<p>第3章第8節 継続的な検討課題</p> <p>【意見】 課徴金制度の導入を継続的検討課題とすることには反対である。課徴金制度は今回の法正において導入されるべきである。</p> <p>【理由】 国際的にみても、わが国の上限を50万円とする制裁（罰金刑）は、異常に少額であり、特に海外事業者に対する規制の実効性の確保が困難となっている。</p> <p>【一般社団法人MyDataJapan】</p>

828	<p>意見2 該当箇所p27. 34 ペナルティ強化もしくは課徴金制度導入における個人情報保護委員会の役割の整理 理由： 大綱p34では、「最終的な実効性確保の手段として刑事罰のみを予定しているところ、課徴金制度は、刑事罰の限界を補完し、規制の実効性確保に資する」とある。 「刑事罰の限界を補完し、規制の実効性確保」という表現は、個人情報保護委員会が行政機関としての権能を逸脱しているように読み取れる。行政法的な観点からも、個人情報保護委員会の権限を整理し、司法権と行政権の権限範囲を明確化する必要があるのではないか。 【個人】</p>
929	<p>P. 34 改正大綱第3章第8節 継続的な検討課題(課徴金制度) (意見等) 改正大綱第3章第8節 「継続的な検討課題」として、課徴金制度の導入の是非については、引き続き検討を行うとのことであり、今回の3年ごと見直しにおける導入は時期尚早と史料するが、「刑事罰の限界を補完」という側面に鑑みても、今回の見直しで法人加重による刑事罰の拡大を図るのであれば尚更、当該改正後の動向を見極めた上で、更に検討を要する事項であると推察される。 【日本医療機器産業連合会】</p>
830	<p>(該当箇所) p34 第8節 継続的な検討課題 (課徴金制度) (意見) 課徴金制度の導入に向けて、引き続き検討を行うことに賛成します。 (理由) 日本法の罰金上限50万円というのは制裁としての意味を持ちません。国際的に見ても金額が低すぎます。海外事業者を含む事業者による個人情報の不適切な取扱いが現に生じている中で、ペナルティ強化の一環として課徴金制度の導入は必要と考えます。引き続き検討を進めてください。 【全国消費者団体連絡会】</p>

831	<p>【意見 17】 (該当箇所) 第3章第5節 ペナルティの在り方 (p. 27) 及び 同第8節 継続的な検討課題 (p. 34)</p> <p>(意見) 上記第5節では、現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行う旨、また第8節では、課徴金制度の導入について引き続き検討を行っていく旨が示されている。 しかし、国内企業による法律の遵守状況及び現行のペナルティでも十分な是正措置がとられている状況に照らし、ペナルティを重くするだけの十分な立法事実があるとは言えないことから、これらについては慎重に検討を行うべき。 なお、後述意見のとおり、現行のペナルティを前提としても、海外企業への域外適用・執行の確保は極めて重要。</p> <p>(理由) 上記意見中に記載</p> <p>(再掲) 【新経済連盟】</p>
-----	---

その他

No.	提出意見
832	<p>現在大問題になっている神奈川県の情報漏洩を踏まえ、特にマイナンバーの入っているデータは電子での保存や送付を極限に減らすべき。自治体でさえ情報漏洩が徹底できていないのに企業側に負担させるようなことをしてはならないと思う。</p> <p>【個人】</p>
833	<p>・報道機関を規制対象にするべき。 プライバシー保護の法益が報道の自由の法益を上回るケースもある。 報道機関がプライバシーを侵害することにより、精神障害などに至るケースもある。 これほど深刻な社会問題になっているのに、制度改正大綱で議論にさえなっていないのは理解できない。 名簿屋問題よりも優先的に解決すべき課題である。</p> <p>【匿名】</p>
834	<p>NHKが未だに未契約世帯の情報を保有し、管理し続けていることは個人情報保護法に違反するのでは？という疑問があります。歴史的に古い放送法は個人情報保護の観点からすると違法であると認識しています。また受信料の契約をする為に、住所や氏名の提供が必要な点もNHKの手法は古く、視聴契約の為に個人情報を差し出すのに抵抗を感じます。NetflixやHuluなどの契約には住所や氏名を必要としないので、不必要な情報は収集しないほうが現代的な契約手法と言えます。古い放送法と後から新設された個人情報保護法の間にあるギャップを埋める為の法整備を希望します。</p> <p>【匿名】</p>
835	<p>自治体と行政、企業、個人に至るまでがチグハグなレベル感で任せている状態なのに個人情報保護法を定めたとしても、そこを取りまとめる人が中の人として機能しないのであれば、繰り返し更新したとしても意味がない。また、提供元においては個人データに該当しないが、提供先においては個人データに該当する場合。これをどうやって判断すればいいのか。第三者機関が判断するのか、個々の事業者任せなのか。コレがわからない。明らかにするのは誰なのか。指摘されるまで放置、水面下での行動には目をつぶるのか。利用者側に優位に立ちすぎて事業者側がある種のクレームみたいな方々への対応に追いつけず訴訟の温床になりえないかどうか。とにかく、何が個人情報保護法に適していて違反となるのかの利用シーンや様々な取組みに対するチェック体制が全くわからない。知的財産管理技能士がフルに活躍できる様な専門的な調査職種や土業的な特殊な取組み方が必要なのではないか？プライバシーとパーソナルスペースなどの領域幅がまだまだ全然議論が足りないと思う。他の国の事例をそのままではいけないと感じています。米国、EU、中国とはまた違った創作活動やアイデアなどクリエイティビティを守り、データからの連携による新規産業の機会創出、技術革新に関して直結する重要な問題だと思っておりますので、どこが理想で最終目標、最低限でもコレだけはまとめないといけない所をもっと様々な業界や精通している方々を交え暫定的に定め機能するのか、β版としてテストやブラッシュアップなど段階を踏まえ日本独自の考えのもと法案のまとめをかけた方が良いと思われます。</p> <p>【個人】</p>

836	<p>このような機会がありますのでご意見させていただきます。</p> <p>この法律に限った事ではありませんが、まず3年毎の見直しと言うシステム自体を廃止すべきであると考えます。</p> <p>何故ならば3年ごとの見直しだと法律の改正ありきで話が進んでしまい、場合によっては過剰な規制ありきの話で法律改正の話が進んでしまう事も多いからです。</p> <p>この為、まず数年毎の見直しと言う概念自体廃止すべきであると考えます。</p> <p>山田太郎議員も動画で指摘されておりますが、今回クレーム等の個人情報のかってあった要件を緩和するとの事ですが、その具体性が判らない点は問題である点や地方条例で定めた個人情報については保護のレベルが違う事やもしこれを認めた場合、法律よりも地方条例が上位になってしまう矛盾となる問題点は個人的にも存在すると思えます。</p> <p>またクレームや個人情報の開示の過剰な緩和はプライバシー保護の観点や開示側が悪用する恐れから最低限のみの緩和の留めるべきではないかと思えます。特に違法ではないものの個人情報の開示は開示側の報復に使われる恐れもあると思えます。</p> <p>そしてデータベースの方に関しては世間で言われているcookieの問題等もありますし、こちらについては企業等もIP等と合わせてCDNやSNSのログイン履歴等も使い、昨今個人情報の特定の手段として、使われているのも事実ですし、リクナビの件でも問題にはなっておりますが、cookieについてはそれこそインターネットを形成する根幹となる技術ですし、規制しすぎるとインターネット自体まともに利用できなくなる恐れも事実として指摘されておりますので、その辺の兼ね合いは必要だと思えます。</p> <p>個人的にはこの問題に限らず、国家による過剰な規制はその分野の衰退や経済の悪化を招くものだと思いますので、余程問題点がない限り、他の手段を模索するべきであると思えます。</p> <p>最近は何かが問題があれば、安易な規制を行う事態が余りにも多すぎる様に思えます。</p> <p>特に著作権関連や交通関係は反対意見があっても利害関係者の都合のみで規制を強行する事が多すぎです。</p> <p>これはネット規制についても言える事です。</p> <p>この過剰で安易な規制により、日本自体の勢いが落ちたのも一因としてあると考えています。</p> <p>ただ少なくとも個人情報保護法に関しては過去に関しては一般人を全く守らず、主に企業を守る為のものとして、利用されていた様に思いますので、一般人を保護する様に苦心しておられる様な改正をしようとしている点は評価します。</p> <p>それでは氏名や住所などの個人情報の方は匿名にて願います。</p> <p>この様な機会を下さりありがとうございました。</p> <p>ご意見の方失礼しました。</p> <p>【個人】</p>
837	<p>退職後に保存義務がある書類（労基法では退職後3年間は労働者名簿や賃金台帳などを保管しなければならないことになっています。）</p> <p>上記以外の住民票、免許書コピー、マイN0カード、履歴書等の個人情報は、退職時に本人に返却する様、法律で決めて欲しいです。</p> <p>併せて退職後の保存期間も明記して欲しいです。</p> <p>漏洩した場合、被害者にも賠償金が発生する様、更に厳しく対応して頂きたいと思えます。</p> <p>【個人】</p>

838	<p>昨今の子供を巻き込んだ出会い系サイトやSNSの問題を取り締まるためにも、個人情報保護法に子どもの個人情報処理に対する条項を追加することも検討いただければと思います。 【個人】</p>
839	<p>改正の趣旨を読んだが、個人情報保護委員会の考え方はEUに比して個人の尊重の姿勢が不足している。個人情報を保護するどころか、利用したくて仕方がない企業の代弁者としか見えない。既得権の追認に過ぎないのであれば個人情報保護委員会などガス抜きでしかない。 以下、個人情報保護委員会が備えるべき指針を記す。</p> <p>1) EUの基準と同様に、個人の情報はその本人或いはその法的な保護者がその用途を決める。 2) 個人情報を扱う者が謳う、所謂匿名化や匿名加工情報は許可しない。これは暗号化しない、と云う意味では無い。また、データベース上におけるハッシュ化は匿名化或いは匿名加工情報とは認めない。 a) 真に匿名加工情報へ加工するぐらいならば、最初から偽名を受け付けるか、個人情報を収集する代わりに、照合用に一意となるIDやパスワードを付与すれば済む筈である。にも関わらず個人情報を要求し、且つ匿名化すると謳うのは明らかな錯誤の誘導である。結局、生の情報を維持し続ける事を意味している。 b) ハッシュ化はデータベース上の同姓同名を区別するための一意なラベルであり、匿名ではなく明らかに個人を特定可能な情報であるため、これを匿名化、或いは匿名加工情報とするのは認めない。</p> <p>3) 個人の同意を直接受けていない第三者が個人情報を収集、蓄積、転売、譲渡、参照又はこれらへの同意を強要する事は許さない。 特にコンサルタントや外部役員などの関与並びに企業買収や合併が行われる際に、個人の同意を得られない場合、その個人情報は直ちに破壊され復元不可能な状態にされなければならない。* *注 本項は防衛省「入札及び契約心得」の地方調達、別紙様式41、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」の確認事項、番号8を参照した。</p> <p>4) 個人に対しサービスの条件として履歴の保存、所謂トラッキングへの同意を強要してはならない。 トラッキング情報は蓄積するほど個人を容易に特定可能にするからである。 5) 個人情報を要求する者或いは企業の経営者は自らの個人情報を相手に明らかにしなければならぬ。 これは個人情報の漏洩に対する責任を追及し易くする為である。 個人情報というリスクを要求するものは、自らも同等のリスクを負わなければならない。</p> <p>ところでISO27001においては何かと従業員を罰せよと論じているが、経営者の責任については殆ど論じていない。 個人情報の提供を求める者は、必ず同様のリスクを負うべきである。 そうでない限り、健全な個人情報の利用と拡散の防止など有り得ない。</p> <p>以上 【匿名】</p>

840	<p>プライバシーマークにおいては、個人情報一覧表などの一覧表によるチェック体制には限界を感じております。</p> <p>業務におけるプロセス管理と所属団体全員に対する教育訓練を適意行い、内部監査も外部審査員による外部監査と同じようにJIS9015等を参考に抜き取りによる監査を許可いただき事業者の業務負担を緩和賜れると幸いです。</p> <p>プライバシーマークを取得していなくとも、事案等の報告があった場合、個人情報保護委員会からの何かしらの捜査権と逮捕権等による強制力も今後は必要になってくるかと思えます。</p> <p>上記は私の個人的な意見であり、所属団体としての総意ではございませんので、何卒ご容赦下さいますようお願い申し上げます。 【個人】</p>
841	<p>市場開拓のための個人情報の収集や利用がGAFAのような国際的大企業の独占となり、国内の中小企業が締め出されることにこの法律が使われてしまうことにならないようお願いします。 【個人】</p>
842	<p>顔情報、各種ID、車のナンバー等あらゆる情報に人を選別する情報が付加される場合は全て個人情報保護の対象にし、特に裁判所も介さない万引き容疑等の差別につながるブラックリストの情報共有は、正確性公平性においても取り扱いをやめるか、慎重な運用をする為の厳罰化が必要ではないでしょうか。 【匿名】</p>
843	<p>■要配慮個人情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「要配慮個人情報」についてはオプトアウトの禁止だけでなく、利用時の法的な制限もしくはガイドラインなどを示す必要があると考えます。 (要配慮個人情報については個人情報保護指針に利用するサービスの内容について詳細に記述するなど) ・要配慮個人情報の取り扱い業者の登録制などについても議論すべきと考えます。 ・「就職や結婚相談所」など情報の不適切な利用による影響が大きい業種についても、要配慮個人情報に類する区分けが必要だと考えます。 <p>【個人】</p>

<p>844</p>	<p>■デジタルタトゥー GDPRの忘れられる権利と同様の、デジタルタトゥーへの対応について明記すべきです。</p> <p>□真正性の照会機関 フェイクニュースなどに代表される真正性の問題について、国による照会サービスの実現について検討いただけないでしょうか。 民間のCICの信用情報とは別のもので「個人番号」と突合させ本人が存在するか否かなどを返すような仕組みであれば民業の圧迫にもならないと考えています。</p> <p>例： 1) 「真正性照会サイト」で「照会証（ワンタイムトークン）」を発行する。 2) 「個人情報登録サイト」に「照会証」を登録する。 3) 「個人情報登録サイト」が「照会証」を使い「真正性照会サイト」へ照会をかける。 4) 「真正性照会サイト」が「照会証」に類する個人が存在することを返す。</p> <p>【個人】</p>
<p>845</p>	<p>「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱」に関するに対する意見を取りまとめました。本来であれば、ガイドラインに対する意見募集の際に提出すべき内容であり、今回の意見募集としては適切でない内容かとも思われますが、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(該当箇所) 第2節 事業者の守るべき責務の在り方 (意見) 講ずべき安全管理措置として、個人情報を取り扱う端末を持ち運ぶ場合の、紛失・盗難による漏洩の防止に関する対策の強化および注意喚起を追加して頂きたい。 具体的には、「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」における「8-6技術的安全管理措置」に対する「盗難・紛失時の漏洩防止対策」等として、個人データを取り扱う端末を持ち出す際の漏洩防止のための、暗号化やリモートワイプなどの具体的対策を盛り込むことをご検討頂きたい。 (理由) 日本ネットワークセキュリティ協会（JNSA）の「国内情報セキュリティ市場2018年度調査報告 *1」によると、セキュリティ投資の大部分はサイバー攻撃やマルウェア等による攻撃に対抗するための製品やサービスに対する投資となっているが、同協会の「2018年 情報セキュリティインシデントに関する調査報告書 *2」によれば、情報漏洩事故のうち、そのような攻撃に起因するものは全体の20%程度にとどまる一方で、情報漏洩原因のトップが「紛失・置忘れ」となっており、「盗難」とあわせると全体の30%を占める状況となっている。</p>

働き方改革の推進に伴い、PC等の持出しを認める企業が増えている状況を鑑みると、これらの割合は今後ますます増加していくことが予想される状況であるにもかかわらず、前述の市場調査報告によれば、「紛失・置忘れ」「盗難」など、情報の持ち出しに起因する漏洩事故の防止策として有効な、暗号化等への投資は全体の10%にも満たない状況となっている。

個人情報保護法ガイドラインにおいても、個人データを取り扱うPCを持ち出す際の漏洩防止対策についてはあまり述べられておらず、個人情報を持ち出さないことを前提とした措置が中心となっているが、業務効率を高める柔軟な働き方が求められる昨今の潮流を考慮すれば、場所にとらわれずに効率よく情報を活用するための漏洩防止対策についても、暗号化やリモートワイプなどの具体的な対策例をガイドラインで言及し、セキュリティ投資の配分が適正かといった再考を促すべきであると考えられる。

*1 https://www.jnsa.org/result/2019/surv_mrk/data/2018_mktreport.pdf

*2 https://www.jnsa.org/result/incident/data/2018incident_survey_sokuhou.pdf

【ワンビ株式会社】

846

ADEC (<https://adec-cert.jp>) は平成30年2月に設立され、廃棄又はリユースされる情報端末に残存するデータを米国国立標準技術研究所 (NIST) のSP800 - 88Rev.1の基準に基づき「Clear」(市販の復旧ソフトでデータを復元できない)のレベルで上書き消去するソフトウェア及び実際に消去を行う事業者のプロセスが適正かどうか、両方を審査し認証する団体です。また、CSAJはADECの認証を受けたソフトウェアが正常に消去作業を終了した場合に第三者の立場で消去証明書を電子的に発行しています。

以上のことから、12月6日の朝日新聞の報道で明らかになった神奈川県で廃棄されたサーバーのHDDが不正に廃棄事業者から流出、転売され、個人の納税データや公共施設の設計図等が大量に漏洩した事件はマスコミ等で大きく取り上げられましたが、ADEC及びCSAJとしても看過できないと考えております。と言いますのも、神奈川県がもし廃棄事業者にADECの消去証明書等の取得を要求し、証明書が発行されていれば、たとえHDDの盗難や転売があったとしてもデータの漏洩だけは防げていたからです。

そこで本大綱を読みますと、第1章総論においても、「第五に、～本人があらかじめ自身の個人情報の取扱いを網羅的に把握することが困難になりつつある。このような環境の下で、事業者が個人情報を取り扱う際に、本人の権利利益との関係で説明責任を果たしつつ、本人の予測可能な範囲内で適正な利用がなされるよう、環境を整備していくことが重要である。」と記述されていることから、「第2節 事業者の守るべき責務のあり方」及び「第3節 事業者における自主的な取り組みを促す仕組みの在り方」の部分について、廃棄端末に残存する個人データの適正な消去の在り方についても本大綱において是非言及して頂きたいと考えております。

具体的には、第2節の「3. 個人データの適正な消去の強化」として「○国や地方自治体のセキュリティガイドラインでは、情報端末の廃棄等において残存するデータの消去についての規定はあるものの、性善説に立った廃棄事業者への委託が可能であり、データが本当に消去されているかどうかの厳密な確認までは求めていません。結果として個人データの漏洩事件が後を絶たない。このような状況を踏まえ、個人データの漏洩に万全を期すとの観点から、情報端末の廃棄等を依頼された事業者が第三者による消去証明書等の取得を義務づけるなど個人データの消去に関してより適正な規定の強化が求められている。」の文章を追加して頂きたい。

さらに、これを受けて第3節の「2. 民間の自主的な取組の推進」の「(5) 個人データの適正消去に関する第三者証明書等の取得推奨」として、「○廃棄事業者が行う個人データの適正消去の手法としては、記録媒体の完全破壊(磁気消去又は物理破壊)又は第三者証明書等を伴ったソフトウェアによる消去(上書き消去)の両方がある。前者のように人が介在するプロセスに大きく依存する手法は今般の神奈川県のような事案を生じさせるリスクを十分に払拭しきれない上に、今後大量の廃棄物を排出することは政府が掲げるSDGs (Sustainable Development Goals) の精神にも反する。よって、後者のように、人による不正が介在するリスクが低く、また第三者による消去証明書等が取得できる手法の自主的な取組を促進することが望ましいと考えられる。」の文章を追加して頂きたい。

【データ適正消去実行証明協議会】

847	<p>7. 今後について、以下を要望いたします。</p> <p>情報を提供している個人の、自らの情報の取り扱いに対する関心は、まだ多くの人が低いのが現状です。デジタル化された個人情報などのように利活用されているのかをもっと理解する必要があります。基本的な情報がなければ正しい同意には繋がりません。個人情報に関する消費者教育を充実させるための施策を求めます。</p> <p>また、今後も、WEB技術の進化は著しく、法律での規制が及ばないことが発生すると考えます。個人情報保護法の目的や基本理念を判断基準とした、適切な法律の適用、速やかな改正を要望します。</p> <p>以上 【公益社団法人 全国消費生活相談員協会】</p>
848	<p>個人情報保護に関しては、ある程度具体的な事例を考慮して検討すべき問題と考える。</p> <p>例えば、特定の疾患を抱えている患者について、事業者は個人が特定されないようなデータに加工して取り扱うことになる。しかし、人数が少ない疾患で自治体までデータとしてあると、その自治体に1人しかいないという事例が生じてしまう。</p> <p>また、複数のサービスを組み合わせると個人を特定できてしまう問題もある。例えば、Aというサービスで100人まで絞り込めると仮定すると、AとBを組み合わせると10人に、AとBとCを組み合わせると1人に絞り込めて、個人を特定できる可能性が生じる。</p> <p>そのため、十分に匿名化しても、個人情報を完全に保護できるわけではない。</p> <p>従って、個人が特定される形で情報が流出することを前提とした制度設計が求められる。</p> <p>あるサービスで個人情報が流出した結果、かつて個人情報の使用を許可していたものの個人情報を使用してほしくない人がいたケースを検討する。</p> <p>匿名化前の個人情報を削除することはできる。しかし、匿名でも個人を絞り込めるケースでは、匿名化されているデータに関して個人情報を削除する必要が生じるものの、匿名化されているデータに関しては容易に個人を削除できないと思われる。ビッグデータに取り込まれると、削除できたのかという判断も難しい。</p> <p>従って、匿名化前の個人情報を削除しても個人情報を保護できる（または、個人情報を使用してほしくない人の要望を尊重できる）わけではない。</p> <p>この匿名でも個人を絞り込めるケースでは、「個人を特定されないサービスに修正してもらう」必要がある。</p> <p>元データの個人情報と、匿名データの取り扱いに関して、現行制度から厳しくしすぎると産業への影響が大きい。厳しくする場合は、努力義務を義務化に変更するあたりが、妥当と思われる。</p> <p>Cookie情報に関して、Cookie情報の読み書きしていることをサイトに表記する程度が望ましいと思われる。</p> <p>むしろ、もっと自由に取扱いしたいという要望もある。その対応として「仮名化情報」は有効と思われる。</p> <p>最後に、副業の広がりなどによって、フリーランス（個人事業主）が個人情報またはそれを加工した情報を扱うケースが増えると思われる。現状も出版業などでフリーランスが個人情報を扱っていると思うが、個人でもビッグデータを扱える時代なので個人情報の規模が大きくなることが予想される。</p> <p>フリーランスは企業と同等の個人情報保護を行えない可能性が高いので、フリーランスでも実行可能な法律として頂く必要がある。</p> <p>【個人】</p>

849	<p>●全体的な考えについて ◆意見 全体的に情報を活用する企業を規制するような内容となっておりますが、国の諜報活動、警察の諜報活動に関する記述、また既存メディアに与えられている報道の特権に関しても、言及していく必要があるのではないかと思います。</p> <p>-法の平均的正義の実現(個人の相互間の給付と反対給付の均衡の実現)- -法の配分的正義の実現(個人がその能力や功績の差異に応じて異なる取扱いを要求を実現)- に基づき、記載させていただきました。 【個人】</p>
850	<p>通信業者がもたらす不安要因</p> <p>パブリックコメントを何度送信してもエラーになり10回目の記載です。</p> <p>スマホに個人の知らないアプリによりハッキングされてると確信しています。 盗聴や盗撮までも遠隔操作で出来てしまい、プライバシーが筒抜け状態です。 通信業者に守秘義務を強いる違法に個人の情報を取得しデータ化や同意なき第三者にデータを流用売買等、法整備が急務と考えます。</p> <p>リクルート問題も露呈しTカードの個人情報漏洩もありました。 対策として情報開示の徹底と罰則強化と期間ごとの第三者機関の立ち入り監査をお願いいたします。</p> <p>益々拡大するネット社会に向け法整備を一刻も早く実施して頂きたいです。 【匿名】</p>
	<p>個人情報保護 市区町村と 省庁間で異なる 行政間の違いを吸収できるか</p> <p>このままではできない</p> <p>強化と緩和策 違法または不当な行為を助長・誘発する行為</p>

(略)

一方で良いと一方では悪い
conflict

海外企業への罰則
国内企業ばかり厳しくなる

命令・要請

まともに委員会の人答えられない
生煮え

商売
どう使えて使えない
経済が破綻する。

海外への個人情報移転
移転情報

個人に開示
クラウドはどこにあるのか
サーバー

技術変化
クラウドに関して意識しているか

851 海外企業への罰則
同じ基準で守らせることができるか
懲戒勧告の罰則なし
国内企業に厳しくなってしまう。
国内の支店があった場合にどうなるのか
決まっていない
大綱
自民党の部会 2月上旬
1ヶ月しか議論の時間がない
3月に仕上げる

商売をやるとしたら、個人情報を扱う
クッキーとGPS
元の情報は個人情報
経済の自由が破綻してしまう

名詞問題
個人情報 名刺

DMが来る

嫌だと言った場合に、
会社は今は拒否できない

使っていないケースは
会社のHPに個人情報の使用に関して、記載すること
書いてない場合はどうなるのか
決まっていない。

展示会で名刺を渡すケース
居酒屋で渡すケース
どういう状態で渡しているのか分からない

など、問題点は山盛りにも関わらず、議論が詰まっていない状態です。
改善される事を切に願います。
よろしくお願い致します。
【個人】

5Gの到来により、IoTや自動車のコネクテッドなどが促進され、
情報ネットワークと人々の生活がより密接になることが想定されます。
それに伴い、次のような問題点が懸念されます。

1. 個人の情報プライバシー（GPS履歴、ウェブ閲覧履歴、顔認証をはじめとする生体情報など）が
暴露されたり、記録されたり、覗き見されることによる、国民の抱える心理的な苦痛・不安・
疑心暗鬼などが増すと考えられます。その他、犯罪に巻き込まれるリスクが増すと考えられます。
また、情報によって個人に対する評判・評価が下げられ、進学や就職などの場で不利になり、
個人の様々な自由や権利が奪われる可能性があります。人間関係や日常生活にも影響が出る可能性があります。
2. システム管理側の人間であれば、容易にストーカー犯罪が可能になる。
3. 行動履歴やウェブ閲覧履歴などの情報から、趣味趣向にあった詐欺犯罪が可能になる。
4. 企業の特定の人物の行動履歴やウェブ履歴、通信履歴などから、
次のビジネスにつながる情報（インサイダー情報や、企業秘密、アイデアなど）
を盗み取ることができる。産業スパイ行動が容易になる。

5. マスコミや国家や警察など、権力・圧力を持った団体が用いれば、監視システムに転用できる。

以上の点から、次の4点で個人情報保護法の改正を強く望みます。

1. 情報の覗き見・漏洩・悪用の防止策の義務化

個人の情報やプライバシーに関わる情報を運用する際には、情報の匿名化・暗号化などを義務とし、システム管理側の人間による覗き見・漏洩・悪用を防止することを義務とする。

原データについては、刑事事件や人命にかかわる事態など特別な場合にのみ、裁判所などから厳格な手続きを経てアクセスできるものとする。

2. 個人の情報とプライバシーの保護

システム管理者内の人間や、マスコミ、政府、警察など、個人の情報に触れることができる組織が、私的な目的で個人の生活データを覗き見る行為。

それによって得た情報をストーカー行為に利用する行為。

産業のアイデアや秘密を盗みとる行為。

個人の情報やプライバシーの情報を、故意もしくは過失で外部へ持ち出す行為、外部へ漏洩する行為。

データの削除を要求された場合に、復元不可能な状態へ削除しなかった場合。

など、これらの行為を重大な背任行為として、個人と団体への刑事罰を課してください。

3. マスコミなど個人情報保護法の適用を受けない団体に対する制限措置の追加

取材意図が明確でない状態で、個人の情報プライバシーを収集する行為を禁止とする。

取材意図が明確であっても、無制限もしくは無期限に個人の情報プライバシーを収集する行為を禁止とする。

個人の情報やプライバシーに関わる情報を取材する場合は、取材意図を事前に明確にし記録として残すことを義務とする。

取材中に知りえた個人に関する秘密や情報で、報道に結び付かなかった情報について、

それらを外部に漏洩しないこと、削除を要請された場合は削除することを義務とする。

4. プライバシー権を明文化し、情報を用いた監視行為を行わないものとする。

またプライバシー侵害や監視行為が行われた場合、刑事罰を課すこと。

以上の改善を強く望みます。

国民一人一人の心理的な不安・苦痛を取り除き、安心・安全の確保が重要だと思います。

【匿名】

853	<p>個人の行動履歴やウェブ閲覧履歴、購入履歴、通信履歴など、これらは個人の思想や信条に関係するような内容であり、それらを他人や外部にバラしたり販売したり、もしくはそれらに点数をつけたり、機械的な数値を算出して、他人や外部にバラしたり販売したりするような行為を禁止してください。個人から同意を得たとしても禁止してください。</p> <p>これらは、情報提供先にとっては『人間としての価値』のようなものに認識される可能性があります。</p> <p>円滑な人間関係・社会生活を営む上で、個人にとってオープンにできる情報とできない情報は、個人の感覚で選別し、開示する相手も選ぶなど、個人で制御できるのが健全な社会だと思います。</p> <p>ただし、完全に匿名化・暗号化し、物理原理的に個人に結びつかない状態であれば、ターゲティング広告などビジネス利用や、研究利用することは問題ないと思います。 【匿名】</p>
854	<p>その他意見 ・法改正に加え、政省令やガイドライン等で具体的な要件等を明確化する際に、事業者の実務の実態を十分に踏まえるべきである。 【経団連デジタルエコノミー推進委員会企画部会】</p>
855	<p>日本でも欧州のように忘れられる権利を施工できるようになってほしい。 【匿名】</p>
856	<p>No. 1 【頁】 — 【該当箇所】 全体 【意見】 今後、「要件」「範囲」「個人の権利利益の侵害」「緩和措置」「例外」「個人の権利利益の侵害を念頭の“念頭”」「適正」「不適切」や「仮名化」など、ガイドライン等で具体的に示して頂きたい。 【理由】 具体的且つ明確にさせていただくことで、事業者が実際の対応の場面において迷うことが無くなることで、結果的に本人の権利保護に繋がります。 また、明確化する際は、個別に業界団体などと話し合い、対応していただきたい。 【一般財団法人 日本情報経済社会推進協会】</p>

857	<p>「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」は、国内外の個人情報保護の動向、特に国際的制度調和や、AIやIoT等デジタル技術の進展に配慮した内容となっており、事業者として真摯に取り組んでいく必要があると考えている。また、大綱の第3章第3節に挙げられているように、事業者における個人情報保護の実効性を高めるための自主的な取組を推進することが重要だと考えている。</p> <p>また、社会全体での技術革新、自由な越境移転を意識した国際的制度調和、データ活用の拡大、デジタル技術の進展を踏まえた法改正の継続的な検討において、法を潜脱するような一部の不適切な事業者による個人の権利利益の侵害リスクが許容できなくなった場合、その抑止のための立法措置の検討は必要であると認識している。</p> <p>以上のような観点から、制度改正大綱に対し、個人の権利利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを意識し、以降10項目について、意見を述べる。</p> <p>なお、今回の法改正に対して事業者における適正な対応が可能となるよう、各改正箇所についてはガイドライン・Q&Aにおいて基準等の明確化をお願いしたい。</p> <p>【JEITA個人データ保護専門委員会】</p>
	<p>意見1 (該当箇所) 改正大綱において出されていない論点を提案します。 (意見) 個人情報の利用目的の特定に際して、利用目的が適切な内容であることを明示的に求めることを提案します。 そのための一案として、個人情報保護法第十五条（利用目的の特定）について、以下のように見直すことを示します。</p> <p>見直し案：「」部分を追記 第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）を「個人の権利利益を侵害しないものとして、」できる限り特定しなければならない。</p> <p>現行法： 第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。</p>

858	<p>(理由)</p> <p>現行法においては、利用目的を特定することを求めています、その内容については法条文において規定していません。そのため、利用目的の内容が不適切であっても、それを特定さえしていれば、法を遵守したことになり得ます。たとえば、事業者が電話による広告活動をする場合には、それを利用目的とすることができます。しかし、しつこい勧誘電話は迷惑行為であり、個人の権利利益を侵害していると言えます。そのような利用は規制されるべきだと考えます。</p> <p>現行法においては、電話をするために必要な電話番号が個人情報に該当するか否かで、保護の対象とするかが決まります。電話番号が個人情報に該当するためには、特定の個人を識別できるかなどが要件になります。しかし、その該当性について、個人情報の有用性に配慮するために、個人情報の該当性の範囲を狭めることを、迷惑行為をしない事業者が求める傾向にあります。本来は、個人情報の該当性を広くした上でも、利用目的の適正性が規制されるならば、適正な利用を目的とする事業者が個人情報の該当性を狭めることを殊更に求めることは軽減されるものと考えます。</p> <p>また、他の例として、たとえば、現行法では、個人情報を第三者に提供することを利用目的に含めることが容易にできてしまっていますが、その提供が個人の権利利益を侵害し得ると考えられるのであれば、当該利用目的そのものについて規制されるべきだと考えます。</p> <p>したがって、利用目的については、特定する以前にまず、それが個人の権利利益を侵害しないものであることを規定し、仮に、利用目的そのものが不適切である場合には、それについて個人情報保護委員会が指導・助言をできるようにすることを提案します。</p> <p>【一般社団法人 日本個人情報管理協会】</p>
859	<p>意見 2 (該当箇所)</p> <p>改正大綱において出されていない論点を提案します。</p> <p>(意見)</p> <p>利用目的の通知等に際して、事業者の意図していることが本人に明瞭に通知等されることを明示的に求めることを提案します。</p> <p>そのための一案として、個人情報保護法第十八条（取得に際しての利用目的の通知等）について、以下のように見直すことを示します。</p> <p>見直し案：「」部分を追記</p> <p>第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。「利用目的を通知又は公表するに当たっては、その内容及び方法が欺瞞的であってはならない。」</p> <p>現行法</p> <p>第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p>

(理由)
法第十五条において、利用目的の特定が求められていますが、事業者は特定した利用目的を本人に誤解をあたえない表現や方法で通知又は公表する必要がありますと考えます。
「欺瞞的であってはならない」という表現は、米国のFTC法第5条の邦訳から引用しましたが、「本人に誤解をあたえない」という意味になる適当な表現がよいと考えます。
個人の権利利益を保護するためには、事業者が特定した利用目的の内容を本人があらかじめ誤解なく知る必要があります。
したがって、利用目的については、事業者が特定した利用目的と、本人が認識した利用目的に祖語が生じにくいようにする必要があり、仮に、利用目的の通知等の内容及びその方法

【一般社団法人 日本個人情報管理協会】

意見3

(該当箇所)

改正大綱において出されていない論点を提案します。

(意見)

個人情報の取得に際して、事業者が通知等した利用目的について、本人から同意を取得すること（いわゆる、オプトイン）を求めることを提案します。

(理由)

法第十八条において、個人情報の取得に際しての利用目的の通知等が求められていますが、事業者は通知等だけではなく、利用目的への同意を取得することを求める必要があると考えます。

利用目的の同意取得については、事業者への過度の規制にならないことを配慮して求めているのではないかと考えられますが、以下のとおり、事業者にとって困難な義務ではないと考えます。

個人情報保護法が制定された2004年当時に比べると、企業の事業において顧客情報の有効活用はより重要になってきています。近年のマーケティング活動においては、利用について同意を得た顧客情報と、同意を得ていない顧客情報では、前者の方が有効に活用できるとみなされることの方が多くなっています。

利用目的についての同意取得を義務付ければ、事業者は不同意を得てしまうことを避けるために、利用目的文言の作文を精査するようになります。このことは、マーケティング活動の改善につながります。また、担当者は日常において消費者の立場で利用目的文言を気に留める機会が増え、文言作成のリテラシーの底上げにも役立ちます。

860

同意取得を管理するとそのための管理が増え、それが事業者の負担になるということもありません。現行法においても利用停止には対応しなければならず、利用停止に対応するためには、不同意の管理が必要です。不同意の管理と同意の管理は、表裏一体ですから、実際には不同意の管理ができていれば、同意取得の管理もできます。その初期値を、同意で始めるか、確認した値から始めるかの違いではありません。オプトインについては、個人情報保護法が施行された2004年当時から、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム」(JIS Q 15001)の要求事項になっており、当該規格に基づく認証の取得事業者数は16000を超えています。さらに、近年ではGDPRでも求められていることから、多くの事業者が既に遵守しています。また、特定電子メールの送信の適正化等に関する法の2008年改正からは、電子メールについての事前同意取得が義務付けられており、特定目的の電子メール利用については、既に法的にオプトインとなっています。以上の状況からすると、オプトイン規制の導入は事業者の事業規模によらず著しく困難な規定ではないものと考えます。日本における個人情報保護を国際的な水準に合わせるためにも、オプトインを求めることを提案します。

【一般社団法人 日本個人情報管理協会】

意見 4

(該当箇所)

改正大綱において出されていない論点を提案します。

(意見)

個人情報保護委員会が、個人情報保護法及び番号法に限らず、個人情報の保護に係る法令等全般についての取り組みをできるように、必要であれば関連法令等の改正をすることを提案します。

(理由)

個人情報の保護に係る法令は、個人情報保護法だけではなく様々な分野の法令があります。しかし、個人情報保護法は、個人情報保護法及び番号法以外の法令について直接的な取り組みをすることができません。しかし、民間における事業等は、個人情報保護法に基づいて推進されるわけではなく、情報の取扱いにおけるコンプライアンスの一環として個人情報の保護に努めることとなります。そのため、個人情報保護委員会には、個人情報の保護に係る事業活動を全体的に指導・助言等していただけることを期待します。

たとえば、迷惑メール防止法(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律)は、いわゆる広告を目的とした電子メールの送信の適正化を規定しており、これは個人情報保護法においては、電子メールアドレスの利用や利用停止の制約と密接に関連するとともに、オプトインや送信者とその連絡先を明記するなど、個人情報保護法にはないことも規定されています。迷惑メール防止法が施行された直後は、これらが遵守されていた時期もありましたが、

個人情報保護法の啓発が進む半面、迷惑メール防止法の認知がむしろ下がっているようにすら感じられます。

同様の法令としては、特商法(特定商取引に関する法律)もあり、両法律の周知が推進された時期には、オプトインしていない電子メールの件名に「広告メール」の表記がされるなど事業者による遵守も進んだが、昨今は、個人情報保護法による利用目的の通知又は公表で足りるとの誤解から、広告メールについてオプトインが法的義務であるとの認識が低くなっていると思われる。特商法については、電子メールに限らないものであり、広告全般についてオプトインが求められているが、郵送や電話連絡についても同様な状況になっています。

	<p>これらのことは、個人情報保護委員会による個人情報の説明がされるほどに、事業者に誤解を与えてしまう危険性があります。法規制の基本的な知識として、個人情報保護委員会は、個人情報保護法だけに責任を持っており、事業者はその活動においては、個人情報保護法以外のすべての法令を遵守することは当然のことではありません。しかし、委員会から「個人情報の利用目的をあらかじめ通知又は公表しなければならない」とだけ示されたときに、他の法令において「事前の同意を得なければならない」という規制があることを見落としがちです。この誤解を軽減するためには、個人情報保護委員会がオプトイン規制を求めている法令があることの説明も加えるのがよいと思いますが、設置法上、他の法令に言及する活動がしにくいのであれば、そのために必要な関連法令等の改正をすることを提案します。</p> <p>【一般社団法人 日本個人情報管理協会】</p>
862	<p>集団ストーカー及び、テクノロジー犯罪のターゲットにされた被害者の個人情報保護、並びにこの犯罪の規制を早急に願います。</p> <p>【匿名】</p>
863	<p>制度改正大綱について以下に意見を述べる</p> <p>第3章 個別検討事項 第1節 個人データに関する個人の権利の在り方</p> <p>“第6節 法の域外適用の在り方及び国際的調和への取組と越境移転の在り方</p> <p>1. 基本的考え方”に”国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築するために必要な措置”と有るが、現状でいわゆる2000個問題の様に全国の自治体間ですら整合性が見られず、まずは国内から手を入れるべき。特に災害時に各自治体で扱えるデータが違ふことで行政の対応に差が起きる事を考慮して頂きたい。</p> <p>一方で</p> <p>“個人情報保護法の次期改正とは別に検討懇談会は全国知事会や全国市長会といった地方三団体などが参加し、総務省の自治行政局地域情報政策室がオブザーバーとして加わる。個人情報の取り扱いについて、個人情報保護法による一元化を含む地方公共団体の個人情報保護の規律や、個人情報保護制度についての国と地方の役割分担の在り方などを議論する。” (https://tech.nikkeibp.co.jp/atcl/nxt/news/18/06279/より)、さらに国会においても2019年11月07日の参議院内閣委員会にてもこちらは公正取引委員会だが”個人情報保護はもう個人情報保護委員会の方の仕事なんであって、公取の仕事じゃないわけですから、何か、そういう何か最近、公取は個人情報保護の仕事までし始めたんだなんということが平気で言われるようになってしまって大変誤解を受けていると思っております”との山田太郎議員より質疑があり個人情報の取扱いを巡り他の省庁が動いている様だが本来は個人情報保護委員会の担当分野のはずなので御委員会に十分に音頭を取って対応して頂きたい。</p> <p>しかしながら綱領文中にて”（4）保有個人データに関する公表事項の充実(p.20)個人情報を保護するための体制整備や適正に取り扱うための取組の内容については、事業者の取り扱う情報の性質等に応じて、自主的に行われることが求められる”との表現がある、個人情報保護法はあくまで個人の権利利益を保護することを目的とする法律であって事業者によって個人情報の扱いが平等でない事は業者により適切な個人情報の選別が行われる事に繋がり不適切。尚且つここだけ資料の他の段と相反する事を述べている点でも非常に問題と考える。</p> <p>最後に昨年起きたリクナビによる内定辞退率データの販売の様なケースが今後増える事が予想できるのでデジタルデータ分野の個人情報の取り扱いについてはなるべく早い取り決めを行うべきと考える。</p> <p>【個人】</p>

864	<p>p 2 1 以下 デジタル・プラットフォーマーによる個人情報の取得行為及び第三者提供のための同意取得行為のいずれもが独占禁止法上違法と判断された場合、そのデジタル・プラットフォーマーから本人同意に基づきその個人情報を受領した第三者は、どのようにその個人情報を取り扱うべきか。 第三者提供の同意は無効であったことになるため、第三者においても個人情報は有効に取得していなかったことになるので、ただちに削除する必要があるのか。 【個人】</p>
865	<p>p 2 1 以下</p> <p><意見> 事業者 A が本人から第三者提供の同意を得る際に、 A から「提携先事業者」一般に対して個人データの第三者提供を行う旨および その「提供先事業者」から A に個人データの第三者提供が行われる旨のいずれについても、 まとめて事業者 A が本人から同意を得ることは適法か。</p> <p>また、その際、「提携先事業者」を会社名では特定せず、あくまで「配送業者」「データ連携先事業者」といった属性のみにしてもよいか。</p> <p>この点について、ガイドライン上で明らかにしてほしい。 【個人】</p>
	<p>貴個人情報保護委員会が昨年 12 月 13 日に公表した「個人情報保護法 いわゆる 3 年ごと見直し 制度改正大綱」は、自らの情報の取り扱いに対する個人の関心の高まり、AI・ビッグデータ時代への対応などの視点から、個人情報保護法見直しの方向性を提示した。インターネットが発達し個人データの商業利用が拡大する現代において、保護と利用のバランスの取れた制度設計を行うことは重要な課題である。</p> <p>他方、これまで当協会は個人情報に対する取材対象者や情報提供者側の萎縮の広がりや匿名化の進行の問題について指摘してきた。個人情報保護法施行後、社会全体に個人情報に対する萎縮が広がったことは、公益的な個人情報の流通を図る点で重大な障害になっており、閣議決定「個人情報の保護に関する基本方針」でも継続的に課題として挙げられている。しかし解消の兆しは見えず、むしろ悪化しており、国民の知る権利に資する報道機関の取材活動に甚大な悪影響を及ぼしている。</p> <p>大綱には個人情報取り扱いに関する公益目的上の例外措置について、データ利活用促進を図るためガイドライン・Q&A の記載充実などに取り組む旨が盛り込まれたが、報道等の適用除外制度については一切触れられておらず、記述は不十分であると言わざるを得ない。さらに、社会的な萎縮や匿名化進行の抜本的な対策については法の在り方を含めさらに踏み込んだ検討が必要であり、貴委員会においてさらなる取り組みを求める。</p> <p>制度改正大綱に示された点に関して、下記のとおり当協会の考えを述べる。</p> <p>記 (→各論は別ページに記載)</p>

別紙

個人情報の取り扱いをめぐる社会的な萎縮により 公益に資する取材・報道活動に問題が生じた事例

個人情報の取り扱いをめぐる社会的な萎縮に関し、新聞協会は取材・報道現場でどのような事例が生じているかを報道各社（人権・個人情報問題検討会の新聞・通信・放送15社）に尋ねた。その結果、代表的な例として以下の回答が寄せられ、個人情報保護法43条や76条の趣旨が事業者に浸透しておらず、また規制の対象外である一般個人に関しても萎縮の影響が強く表れていることが明らかになっている。

（事件・事故など）

- ・ 容疑者・被告人が「個人情報だから」という言い方で実名報道に異を唱え、過去記事の削除や匿名化を求めるケースが増えている。
- ・ 事件事故取材で町内会の名簿や学校の卒業アルバムの閲覧を個人情報の保護を理由に断られるケースが目立つ。
- ・ 被害者側弁護士がプライバシー報道の自粛を求め、報道内容から一部メディアを遺族会見などから排除する例がある。
- ・ 東日本大震災の復興住宅取材で、社会福祉協議会職員に自治会長はだれかを尋ねたところ「個人情報なので教えられない」と回答を拒否された。
- ・ 高校野球取材で選手の保護者から、個人情報保護法を理由に生年月日を教えてもらえないケースがあった。

（企業・団体の広報対応）

- ・ 企業が不祥事の発表で、関係者の氏名や所属の公表を拒むケースが少なくない。
- ・ 逮捕された従業員等の肩書きについて、「個人情報」を理由に確認に応じないケースが散見される。
- ・ 事故を起こした電車や船舶の運転士や船長、乗組員の氏名を企業が公表しない。
- ・ 新社長就任の発表時でも、ほぼ全ての会社は出身地を都道府県までしか出さない。最終学歴を伏せる会社も出てきた。
- ・ 選挙取材で、候補者の学歴や職歴について、大学や企業が個人情報を理由に拒むケースが相次いでいる。
- ・ 病院が搬送された負傷者の人定情報の取材に応じない。
- ・ 海外の事件、事故で旅行会社がツアー客の人定情報を出さない。

（訃報）

- ・ 著名人の死亡情報を確認する際に葬儀会社が取材に応じない。
- ・ 訃報の事実確認で、関係先（遺族ではない）が死亡の事実の有無についても「個人情報なので答えられない」と回答を拒否した。

	<p>(要配慮個人情報をめぐる取材)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮個人情報に「犯罪被害者」が盛り込まれたことで、京都アニメーション放火殺人事件や相模原障害者施設殺傷事件など、企業・施設などが警察に犠牲者の身元公表を差し控えるよう求める流れにつながっている。 ・幼児虐待事件で、関係医療施設から「個人情報にかかわる情報が出てしまうので」と取材を断られた。 ・診療報酬不正請求問題の取材で、対象患者に事実関係を確認した上で病院に直接当たったが「患者の個人情報に当たる」として応じなかった。 ・熱中症で高齢者が亡くなるケースは、警察や消防が被害者の住所や名前を伏せることが多い。生活困窮者への取材も、行政や福祉関係者が実情そのものを明らかにしない傾向が定着している。 ・思想信条や病歴、犯罪歴などのセンシティブ情報は高度なプライバシーを含んでおり、従来から民間事業者への取材で情報を取得するのが難しかったが、要配慮個人情報が規定され、さらにハードルが高くなった。 <p>以上</p> <p>【一般社団法人 日本新聞協会】</p>
867	<p>(該当箇所) 全体 (意見)</p> <p>個人情報の利活用推進と本人の権利利益を守るためには、まず、守るべき本人の権利利益についてどのようなものか、法目的としてできるだけ具体的なものを掲げるべきである。</p> <p>また、個人情報保護法において対象とする個人情報保護に関する権利は何においても優先されるものではないことも明記するべきである。法目的が明確化されていれば、事業者もおおのずと適正な個人情報の取り扱いとは何かという方向性が見いだせるものとなる。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>
868	<p>(該当箇所) 全体 (意見)</p> <p>個人情報の取扱いに関する法的責任関係を明確にするために、個人情報の取扱いに関する管理者と処理者（委託事業者）の義務を明確に分けるべきではないか。</p> <p>(理由)</p> <p>個人情報の取扱いに関わる事業者の関係性が複雑になっており、人材関連会社の例のように自社の行うべき法的な対応を整理することが困難になっている。個人データの取扱いに関しては責任を明確にし、処理者は、管理者の責任の下で個人データを処理するのみであることを明確化するなどの対応が必要であると考えます。</p> <p>【株式会社シーピーデザインコンサルティング】</p>

869	<p><法に対する国民的確認と理解の醸成について></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国民の個人情報への懸念はプライバシー侵害の領域に留まる面があり、法の趣旨を外れた過剰反応や萎縮効果がメディアの取材・報道活動に影響を及ぼすことで、多様で正確な情報の流通を妨げ、社会全体に損失を与えている。近年、メディアの実名報道に対する風当たりが強くなりつつあるが、実名報道の是非も、個人のプライバシーの問題だけで議論されるべきものではない。 ● 個人情報保護法が適正に運用され、本来の目的が達成されるためには、法に対する国民の正確な理解が不可欠であり、今般の法改正が、法の第2条（「個人情報」と「個人データ」の定義の別）、第43条（個人情報保護委員会の権限の行使の制限）、第76条（放送機関等への適用除外）等の趣旨と社会的意義について国民的確認と理解を醸成する機会となるよう、国の取り組みを求める。 <p>（再掲） 【一般社団法人 日本民間放送連盟】</p>
870	<p>（該当箇所） 全般</p> <p>（意見） 今次パブリックコメントの後も、ガイドラインの改定作業を含め制度改正に至るまでは引き続き関係業界からの意見陳述の機会を与えていただきたい。</p> <p>（理由） 同法の見直しは広く関係業界に大きな影響があるため。</p> <p>【在日米商工会議所】</p>
871	<p>【その他意見】 今回の見直しにあたって、日本の個人情報保護法と欧州のGDPRとの相違が解消される点がある場合、必要に応じて「EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の見直しも図っていただきたい。</p> <p>【経営法友会】</p>
872	<p>（略） ですので、個人情報の取り扱いについては厳しく取り締まりをしてもらいたいです。 このままでは日本もだめになります。 厳罰を望むとともに、いま現実に公開されている情報の削除や、今後の対応をよろしくお願いします。</p> <p>【匿名】</p>
873	<p>官報の破産者情報公開について。官報では破産者の情報が免責後も掲載されていますが、これらを利用した情報拡散のサイトが作成され、免責後にもかかわらず破産者のプライバシーの侵害および名誉の棄損が見受けられます。免責後は直ちに消去すべきです。債権者に対する公告の役割を終えた段階で消去すべきです。免責者は社会での地位の逸失や社会復帰への扉が閉ざされ、個人情報の悪用による恐怖に怯えながら生活しています。</p> <p>【匿名】</p>

874	<p>(略) は官報の勝手な二次利用です。10年以上前に免責になった時にの氏名住所が、自分の名前で検索するとトップに出てきます。</p> <p>珍しい名前でも同姓同名がおらず、実生活に非常に影響します。弁護士に相談しましたが、金融機関に入社する際の厳しい審査でも、10年以上前の情報は載っていないので、このサイトは極めて悪質であるとのことでした、</p> <p>どうか法改正してください。自己破産、民事再生は犯罪ではありません。</p> <p>【個人】</p>
875	<p>意見書2 (前略) さらに追加して私見を述べる。 私も上記意見書同様に、官報に記載された個人情報、あまりにも軽く取り扱われている現状を深く憂慮している。 上記意見書のように、司法書士会にも多くの悲痛な相談が届いているとのことであるが、私も実際にインターネット上で行われている悪質行為を数多く目にしている。</p> <p>(略) (略)</p> <p>これを防ぐためにも、まずは現状の状況を直ちに改善する必要があると考える。 具体的には、まずは官報に記載された個人情報の取り扱いを見直すべきである。 特にインターネット官報の掲載方法等の早期見直しを強く求めたい。 そして書士会の意見同様に、私も過去に破産手続や再生手続の開始決定等を受けた方の個人情報(官報に記載されるもの)は、「要配慮個人情報」に加えるべきであると考えている。</p> <p>【個人】</p>
876	<p>悪意のあるものにデータを使用挿せないために、官報等は開示者の本人確認を行い、誓約書にサインをさせてから閲覧をするように、法改正すべき。 また違反した場合は懲役刑にすべき(罰金刑はなし) 又検索業者に関しても、削除依頼があった場合は速やかに対応するよう行政が指導するべき。 現行では検索業者は対応が遅すぎる。</p> <p>【匿名】</p>
877	<p>(略) このような個人情報が自由に掲載されてしまうような状況について、今後改善(インターネット公開の禁止)の措置がとられるよう願います。</p> <p>(略) 【個人】</p>

878	<p>今なお継続して流出している官報からの個人情報。 (略) 官報の第三者利用を禁止し、官報流出サイトの管理人を処罰出来るような法改正を望みます。 【個人】</p>
879	<p>(略) 官報に記載の個人情報であっても、本人の知らないところで第三者に公開され被害を被ることになっている現状を考えますと、官報掲載の破産・再生者情報を「要配慮個人情報」として指定・運用することを希望いたします。</p> <p>インターネット上の個人情報、プライバシー侵害情報、誹謗中傷をGoogleなどの検索エンジンやTwitter、facebookなどのSNS・ブログ・掲示板に対して、本人からの申請については速やかに削除をするように法制化していただきたい。特に、個人情報が洩れる最大の要因としては、やはりGoogleなどの大手検索エンジンの検索結果から漏れるものが多いと思います。これについては、EU一般データ保護規則案 第17条に盛り込まれた「忘れられる権利」という考え方を参考にして、欧州のように本人からの削除要請であれば法的な拘束力を持って削除する権利が保障されるようにしてほしいです。</p> <p>現在公開されている上記のサイトは、海外防弾サーバーによる匿名化され運用されています。こういったサイトについても、調査・対応できる機関の設立をお願いしたいです。 また、緊急的な措置としてブロッキングなどできるよう法整備をご検討願います。</p> <p>悪意を持って個人情報をさらすという悪意を持った行為を断じて許せません。こういった行為をする者に対しては厳罰化を望みます。</p> <p>【匿名】</p>